

自衛隊の国際平和協力活動に関する 政策実施過程

－ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の
事例(2003年～2008年)について －

平成27年3月

政策研究大学院大学

政策プロフェッショナル・プログラム

林 浩一

DOC08009

【要約版】

— 目 次 —

序章 国際平和協力活動の分析の視座

1 問題意識	1
2 国際平和協力活動に対する一般的な見方や先行研究	4
(1) 海外派遣と憲法の観点	4
(2) 個別の派遣に関する決定過程について	5
(3) 複数の決定過程の比較について	7
(4) 派遣先での活動の実際について	9
(5) 日本のPKO政策等を論ずるもの	12
3 課題の所在と本論文のアプローチ	14
(1) 課題の所在	14
(2) 本論文におけるアプローチ	15
(3) 対象事例と研究の方法	17

第1章 対応措置の実施の決定(2003年)

1 イラク人道復興支援特措法の制定過程	25
2 基本計画の決定過程	33
3 陸自の対応	40
(1) 海外派遣準備のパターン	41
① 派遣準備活動の全体像：カンボディアPKOへの派遣	41
② 派遣元部隊での準備状況（イラク派遣と同時期の例） ：東ティモール国際平和協力活動	44
③ 部隊での準備状況（国連PKO以外の枠組みの例）：ルワンダ難民救援	45
(2) イラク派遣に向けた中央（陸幕）での検討・準備過程	47
① 先行事例からの教訓	47
② 検討・準備作業の論点	48
(3) 現場（派遣元部隊）での準備過程	51
① 第2師団（1次群）の準備状況	51
② 第11師団（2次群）の準備状況	54
4 空自の対応	55
(1) 空自における国際平和協力活動の概要	55
(2) 活動実績からの教訓	56
① 国際テロ対応のための活動	56
② イラク戦争開戦後の国際平和協力業務	58
(3) 空幕での検討・準備過程	60
① 想定された活動態様	60
② 検討課題	61

(4) 派遣元部隊での検討・準備過程	6 2
① 派遣態勢	6 2
② 人の準備：要員選考、準備教育、飛行訓練	6 4
③ 装備の準備：機体改修等	6 5
④ 部隊の編成要領	6 6
5 小括	6 6
(1) 法律・基本計画のレベル	6 6
(2) 陸自の対応	6 9
(3) 空自の対応	7 2

第2章 対応措置の開始（基本計画1年目：2004年）

1 陸自の活動：先遣隊から1次群	8 3
(1) 部隊の展開	8 3
(2) 1次群の任務	8 6
(3) 人道復興支援活動の状況	8 6
① 復興支援の枠組み	8 6
② 医療支援活動	8 9
③ 給水	9 0
④ 公共施設の復旧	9 1
⑤ その他の活動	9 1
(4) ODAとの連携	9 3
(5) 安全確保のための措置	9 5
① 治安状況全般	9 5
② 復興支援活動に際しての安全確保策	9 6
③ 他国軍との関係	9 7
④ 在外邦人等の輸送	9 7
⑤ 官邸における情報共有	9 8
(6) その他の部隊の活動	9 8
① 群長による活動報告	9 8
② 宿営地での生活状況	9 9
(7) 活動の評価	9 9
(8) 2次群への部隊交代	1 0 1
2 陸自の活動：2次群	1 0 2
(1) 部隊の展開	1 0 2
(2) 人道復興支援活動の状況	1 0 2
① 医療支援活動	1 0 2
② 給水	1 0 3
③ 公共施設の復旧	1 0 4
④ その他の活動	1 0 4
(3) ODAとの連携	1 0 5

(4) 安全確保のための措置	107
① 宿営地の改善	107
② 多国籍軍との関係	107
③ 迫撃弾等への対応	107
④ 治安状況の背景	109
(5) 3次群への部隊交代	109
3 陸自の活動：3次群	110
(1) 業務支援隊の要員交代（先遣隊・1次要員→2次要員）	110
(2) 活動に向けた準備	111
(3) 人道復興支援活動の状況	113
① 医療支援活動	113
② 給水	113
③ 公共施設の復旧	114
④ 地域との交流	115
⑤ 人道復興支援活動の方針の調整	115
⑥ 現地の評価の変化	116
(4) ODAとの連携	116
(5) 安全確保のための措置	118
① 多国籍軍との関係	118
② ロケット弾等への対応	119
(6) その他の活動状況	119
(7) 4次群への部隊交代	120
4 空自の活動	120
(1) 部隊の展開	120
(2) 現地での準備訓練	121
(3) 任務運航の状況	122
① 対応措置としての空輸	122
② 在外邦人等の輸送	123
③ 多国籍軍への参加	124
④ 米軍との関係	124
(4) 派遣部隊の全般状況	125
① 要員の交代要領	125
② 複数回の派遣	126
③ 生活環境など	126
④ 外部との交流	126
5 基本計画の延長過程	127
(1) 多国籍軍への参加	127
(2) 基本計画の延長	128
6 小括	130
(1) 陸自の活動について	131
(2) 空自の活動について	135
(3) 法律・基本計画のレベル	137

第3章 対応措置の継続（基本計画2年目：2005年）

1 陸自の活動：4次群	151
（1）活動に向けた準備	151
（2）人道復興支援活動の状況	154
① 医療支援活動	154
② 公共施設の復旧	155
③ 地域との交流	156
（3）ODAとの連携	156
（4）安全確保のための措置	157
（5）5次群への部隊交代	158
2 陸自の活動：5次群	158
（1）業務支援隊の要員交代(2次要員→3次要員)	158
（2）活動に向けた準備	160
（3）人道復興支援活動の状況	161
① 人道復興支援の方向性	161
② 医療支援活動	163
③ 公共施設の復旧	164
④ 地域との連携	165
（4）ODAとの連携	166
（5）安全確保のための措置	167
（6）宿営地での生活状況	170
（7）6次群への部隊交代	171
3 陸自の活動：6次群	171
（1）活動に向けた準備	172
（2）人道復興支援活動の状況	173
① 医療支援活動	173
② 公共施設の復旧	173
（3）ODAとの連携	176
（4）安全確保のための措置	177
（5）7次群への部隊交代	179
4 陸自の活動：7次群	180
（1）業務支援隊の要員交代（3次要員→4次要員）	180
（2）活動に向けた準備	181
（3）人道復興支援活動の状況	183
① 復興支援活動の枠組み	183
② 医療支援活動	183
③ 公共施設の復旧	184
（4）ODAとの連携	185
（5）安全確保のための措置	185
（6）8次群への部隊交代	186

5	空自の活動	187
(1)	第5期要員	187
(2)	第6期要員	188
(3)	第7期要員	189
(4)	米軍との関係	191
6	基本計画の延長過程	192
7	小括	195
(1)	陸自の活動について	195
(2)	空自の活動について	198
(3)	基本計画の変更(派遣期間の延長)	199

第4章 対応措置の変化（基本計画3年目：2006年）

1	陸自の撤収と空自の運航拡大	209
(1)	陸自の撤収	209
(2)	空自の運航拡大	211
2	陸自の活動：8次群	212
(1)	活動に向けた準備	212
(2)	人道復興支援活動の状況	213
①	医療支援活動	214
②	公共施設の復旧	214
(3)	ODAとの連携	215
(4)	安全確保のための措置	215
(5)	撤収に向けた検討	217
3	陸自の活動：9次群	217
(1)	業務支援隊の要員交代(4次要員→5次要員)	217
(2)	活動に向けた準備	218
(3)	人道復興支援活動の状況	220
①	撤収に向けた準備	220
②	活動状況全般	220
③	医療支援活動	221
④	公共施設の復旧	222
(4)	ODAとの連携	223
(5)	安全確保のための措置	224
(6)	10次群への部隊交代	225
4	陸自の撤収：10次群	225
(1)	撤収に向けた陸自の準備状況	225
(2)	活動に向けた準備	226
(3)	人道復興支援活動の状況	227
(4)	ODAとの連携	228
(5)	活動の終了	229
(6)	第11次群派遣準備訓練の終了	232

5	空自の活動	2 3 3
(1)	第8期要員	2 3 3
(2)	第9期要員	2 3 5
①	任務運航の拡大に向けた準備	2 3 5
②	任務運航の判断基準	2 3 6
(3)	第10期要員	2 3 8
(4)	運航拡大後の変化	2 4 0
(5)	航空支援集団司令官の交代	2 4 1
6	小括	2 4 2
(1)	陸自の撤収と空自の運航拡大の過程	2 4 2
(2)	陸自の活動	2 4 3
(3)	空自の活動	2 4 6

第5章 対応措置の終了（基本計画4～5年目：2007年～2008年）

1	イラク人道復興支援特措法の期限延長	2 5 7
(1)	基本計画の期間延長(2006年12月)	2 5 7
(2)	イラク人道復興支援特措法の期限延長	2 5 8
2	空自の活動：第11期要員から第13期要員	2 6 2
(1)	第11期要員	2 6 2
(2)	第12期要員	2 6 5
(3)	第13期要員	2 6 6
3	対応措置の終了の決定	2 6 9
4	空自の活動：第14期から第16期・撤収業務隊	2 7 3
(1)	第14期要員	2 7 3
(2)	第15期要員	2 7 6
(3)	第16期要員	2 7 7
(4)	撤収業務隊	2 8 0
5	小括	2 8 1
(1)	法律・基本計画のレベル	2 8 1
(2)	空自の任務運航の状況とその評価	2 8 2

終章 政策実施過程としての「対応措置」

1	「対応措置」に関する決定と実施の関係について	2 9 3
2	陸自による実施過程と組織	2 9 9
3	空自による実施過程と組織	3 0 6
4	「対応措置」の実施過程と自衛隊の組織	3 1 2
5	政策的含意	3 1 6

以上

序章 国際平和協力活動の分析の視座

1 問題意識

1991年4月から10月にかけて海上自衛隊の掃海部隊がペルシャ湾に派遣されて以来、国際社会における防衛省ⁱ・自衛隊の活動実績は、2015年2月末までに合計36件にのぼっている¹。

上記の掃海艇派遣に始まり、1992年に成立した国際平和協力法ⁱⁱに基づき自衛隊による初の国連平和維持活動(PK0)への参加となったカンボジアでの活動などは、1990年代初頭における国際社会の平和と安全に向けた諸活動に対する我が国の人的貢献として国際貢献活動と称されていたが、冷戦中の1976年に策定された51大綱ⁱⁱⁱなど、当時の防衛政策上の位置づけは必ずしも明確でなく、また自衛隊法上の位置づけとしても、主たる任務である我が国防衛や、災害派遣や治安出動等の公共の秩序維持として従たる任務でもなく、それら本来任務以外の付随的任務、あるいは雑則任務として、部外に対する土木工事の協力やオリンピックをはじめとする各種運動競技会への支援活動等と同等に位置づけられていた。その後、1993年からのモザンビークでのPK0や、1994年のルワンダ難民救援のための旧ザイールでの人道救援活動の実施等を経て、1995年11月に決定された07大綱^{iv}では、防衛力のあり方として、「より安定した安全保障環境の構築に向けた我が国の積極的な取組において、適時適切にその役割を担っていくべき」と防衛政策上の位置づけが明確にされ、具体的には国際社会の平和と安定の維持に資するため、PK0等の活動を適時適切に実施できる態勢を維持することとされた。

その後も、1996年からの中東ゴラン高原における国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)での活動、1999年の東ティモールにおける避難民救援のための空輸活動、あるいはホンジュラスでのハリケーン災害に対する医療支援(1998年)、トルコ(1999年)やインド(2001年)における地震災害への援助物資の輸送等が行われたが、2001年9月の米国同時多発テロ発生後には、急きょテロ対策特措法^vが制定され海上自衛隊によるインド洋での給油支援活動等が行われ、また2003年3月からのイラク戦争に際しては同年8月に施行されたイラク人道復興支援特措法^{vi}に基づき、同年末から陸上自衛隊と航空自衛隊の部隊が派遣され人道復興支援活動等を行うこととなった。このように従来国際平和協力法に基づくPK0や人道救援活動、

i 防衛庁は2007年1月9日に防衛省に移行した。本論文では、防衛庁／防衛庁長官と防衛省／防衛大臣を、適宜、時期に応じてそのまま記述することとする。

ii 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(平成4年法律第79号)。

iii 「昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について」(昭和51年10月29日、国防会議決定・閣議決定)。

iv 「平成8年以降に係る防衛計画の大綱について」(平成7年11月28日、安全保障会議決定・閣議決定)。

v 「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」(平成13年法律第113号)。

vi 「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(平成15年法律第137号)。

あるいは国際緊急援助隊法^{vii}に基づく国際緊急援助活動等に加えて新たな国際的な活動が行われるようになり、2004年12月に決定された16大綱^{viii}では、我が国の平和と安全をより確固たるものとするため、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に主体的、積極的に取り組む必要があるとされ、防衛力の役割においても、「新たな脅威や多様な事態への実効的な対応」及び「本格的な侵略事態への備え」と並ぶ、「国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組」として、その任務としての位置づけも適切なものとする事とされ、2007年1月、防衛庁の防衛省への移行と同時に、国際平和協力活動が本来任務のうちの従たる任務として位置づけられることとなった²。

さらに22大綱^{ix}では、グローバルな安全保障環境の改善に積極的に取り組むこととされ、多様な任務、迅速な派遣、長期の活動に対応できる能力や態勢などの充実を図ることとされ、2013年12月に決定された国家安全保障戦略^xを受けた25大綱^{xi}においては、国家安全保障戦略という国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、防衛力の役割の多様化と増大を踏まえ、グローバルな安全保障上の課題等への取組として、PKO、人道支援・災害救助等の非伝統的安全保障問題への対応をはじめとする、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動を、より積極的に実施するものと規定された。

このように、1995年以降、我が国の安全保障の基本方針や、我が国を取り巻く安全保障環境、防衛力の意義・役割、さらに防衛力整備の基本的指針を示す「防衛計画の大綱」が新たに策定されるたびに、国際平和協力活動は、常により多様な任務を積極的に行うものに位置づけられるようになってきている。

他方、自衛隊の海外における活動については、昭和29年の自衛隊創設の際に参議院が本会議において「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」を採択しており³、また国連軍への派遣についても、昭和55年の政府の答弁書において、派遣する「国連軍」の任務・目的に武力行使を伴わないものであれば、憲法上、自衛隊の参加も可能であるが、具体的な任務が法律で与えられていなければその参加は許されないと整理されていた⁴。そのため自衛隊の部隊による国際平和協力活動の実施に際しては、大規模な自然災害による被災者に対する応急治療などのために武器を携行せずに実施される国際緊急援助活動なども含めて、活動の根拠となる法律が必要とされ、これまで、特に法律の期限の定めのないいわゆる恒久法として国際平和協法力と国際緊急援助隊法が、また法律の有効期限に定めのあるいわゆる限時法として、テロ対策特措法、イラク人道復興支援特措法、補給支援特措法^{xii}がそれぞれ制定されてきた^{xiii}。そして個別の活動を実施するに際しては、派遣先、活動期間、

vii 「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）。

viii 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成16年12月10日、安全保障会議決定・閣議決定）。

ix 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成22年12月17日、安全保障会議決定・閣議決定）。

x 「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日、国家安全保障会議決定・閣議決定）。

xi 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日、国家安全保障会議決定・閣議決定）。

xii 「テロ対策海上措置活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（平成20年法律第1号）。

xiii 自衛隊法上の「機雷等の除去」を根拠に行われたペルシャ湾への掃海艇派遣や、2009

具体的な活動内容等についての基本計画等として閣議決定され、その計画を踏まえた防衛大臣の命令によって自衛隊の部隊が具体的な業務を実施することとなっている。

図表Ⅱ-3-2-6 自衛隊の任務と行動（改正後）	
いわゆる本来任務（自衛隊法第3条の任務）	
⇒ 自衛隊法第6章（自衛隊の行動）で規定（但し、テロ特・イラ特の活動は附則）	
○ 「主たる任務」（第1項）	（「直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛すること」）
防衛出動（第76条）	
○ 第1項のいわゆる従たる任務	（「必要に応じ、公共の秩序維持に当たる」）
国民保護等派遣（第77条の4）	
治安出動（第78条、第81条）	
警護出動（第81条の2）	
海上における警備行動（第82条）	
弾道ミサイル等に対する破壊措置（第82条の2）	
領空侵犯に対する措置（第84条）	
災害派遣（第83条）	
地震防災派遣（第83条の2）	
原子力災害派遣（第83条の3）	
機雷等の除去（第84条の2）	【第8章雑則より移行】
在外邦人等の輸送（第84条の3）	【第8章雑則より移行】
○ 第2項のいわゆる従たる任務	（「主たる任務の遂行に支障を生じない限度」で、 「別に法律で定めるところにより」実施）
周辺事態法に基づく後方地域支援等（第84条の4第1項、第2項第1号・第2号）	【追加】 【第8章雑則より移行】
国際緊急援助活動等（第84条の4第2項第3号）	【第8章雑則より移行】
国際平和協力業務（第84条の4第2項第4号）	【第8章雑則より移行】
テロ対策特措法に基づく活動（附則第7項第1号、第8項第1号）	【附則のまま第3条の 任務として位置付け】
イラク人道復興支援特措法に基づく活動（附則第7項第2号、第8項第2号）	【附則のまま 第3条の任 務として位 置付け】
いわゆる付随的な業務	
⇒ 自衛隊法第8章（雑則）等で規定	
土木工事等の受託（第100条）	
教育訓練の受託（第100条の2）	
運動競技会に対する協力（第100条の3）	
南極地域観測に対する支援（第100条の4）	
国賓等の輸送（第100条の5）	
不発弾等の処理（附則第4項 ← 改正前：附則第14項）	

出典：「図表Ⅱ-3-2-6 自衛隊の任務と行動（改正後）」防衛省『防衛白書』平成19年版、157頁。

自衛隊による国際平和協力活動については、上述のように防衛計画の大綱などの防衛政策上の位置づけというレベル、活動の根拠となる法制整備のレベル、個別の派遣が決定される基本計画等のレベル、そして決定された基本計画等に沿って部隊が具体的に活動するレベルが、それぞれ前者が後者を具体化するという関係にあるものと見ることができる。

年に制定された海賊対処法（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律）に基づく海賊対処活動は、自衛隊の部隊による海外での活動ではあるが、その任務の性質は「公共の秩序維持」とされ、自衛隊法上、国際平和協力活動は別途の類型とされている。

また、法制整備から派遣の決定という政策決定を受け、部隊がその決定された政策を実施する関係ともいえる。この点で、国際平和協力活動開始以前の防衛政策が、防衛力整備を中心として、具体的な活動も装備品の調達や演習・教育訓練等が主体であるがゆえに、立案された政策を具体化する実施過程が厳密には存在しないとも見られていた⁵のに対して、具体的な国際平和協力活動の場面においては、決定された政策の目的を変容させるような、独自の環境や条件の存在が予想されることとなる。

しかし、これまでのところ、国際平和協力活動に関する議論は、次に見るように、先に触れたような憲法第9条との関係にかかわるものや、法律の制定過程や個別の派遣決定に至るまでの政策決定に関心を持つものが多い。決定と実施の関係についても、自衛隊という武装集団が実施することから政治と軍事の関係の文脈で考察され、活動内容が取り上げられる場合でも、派遣された隊員の体験や苦労談等が中心となっており、国際平和協力活動を「東京（永田町・霞が関）で決定された具体的な国際平和協力活動が、派遣先の自衛隊部隊によって、どのようにして、実施されたのか」という政策実施の観点からは、必ずしも取り上げられてきていない。

そこで本論文では、国際平和協力活動を政策実施の問題ととらえ、「現場で、何が、どのように行われているのか」という問いについて、考察を試みることにしたい。

そのため、まずは自衛隊の活動としての国際平和協力活動に関するこれまでの一般的な見方や先行研究について概観し、問題の所在の確認と分析の枠組みの整理から始めることにしたい。

2 国際平和協力活動に対する一般的な見方や先行研究

国際平和協力活動は、自衛隊の部隊等を海外に派遣して実施する活動であるため、昭和55年の政府答弁書の見解にあるように、憲法第9条第2項で禁止される武力の行使に該当しないよう、自衛隊の任務・活動内容を法律においてどのように具体化するかが、議論の一つの出発点となっていた。その後、具体的な法制整備が進み、派遣の実績も積まれるに従い、法制の制定過程や個別の活動内容に係る具体的な論考がみられるようになってくる。

そのようなこれまでの自衛隊の海外派遣に関する先行研究について、以下、概観する。

（1）海外派遣と憲法の観点

自衛隊は創設以来、憲法第9条との関係から、その存在の合憲違憲をめぐる議論が続いていたため、海外派遣に関しても、そもそも憲法違反とする論考は枚挙にいとまがない。1990年に発生した湾岸危機と国連平和協力法案の審議に先立ち、1987年には、自衛隊違憲論の立場から、自衛隊を60年の期間をかけて、国土警備部隊、災害救助部隊、国際協力部隊、そして国連PKO待機部隊に「改編」といった提案もあった一方⁶、UNTACへの派遣後となる1995年当時でも、上記のような「改編」では、「改編」完了までの間は違憲の自衛隊の存在を認めることになるため、自衛隊を即時解体して新組織を再編成する「解編」であるべきとの批判があった⁷。

また1990年の国連平和協力法案の国会審議の際には、違憲論等も背景に、自衛隊以外の別組織による貢献が主張され、1990年11月9日、国連平和協力法案の廃案に際して自民党、

公明党、民社党の3党で合意された「国際平和協力に関する合意覚書」においても、「自衛隊とは別個の、国連の平和維持活動に協力する組織をつくる」ことが盛り込まれていた。そして、国際平和協力法案の審議においても、国連PKOへの我が国による参加・協力自体は認めるとしても、この別組織論は引き続き根強く主張されていた⁸。

一方、国際平和協力法では、法律施行後3年での見直しに関する規定が附則に置かれていた。その見直しに係る議論の時期をとらえ、1996年、それまでに行われたカンボジア及びモザンビークでのPKO活動とザイールにおける人道救援活動の結果について、現地に派遣された自衛官や、派遣に係る政策立案者として外務省、防衛庁の局長等、それに宮澤元首相と共に、自衛隊によるPKOに反対の立場であった社会党議員等へのインタビュー等を踏まえて検証し、憲法違反だからというだけの反対論の弱さを指摘したうえで、むしろ自衛隊の縮小と、国内での災害派遣や国外でのPKO活動に従事する自衛隊とは「別組織」の、あるいは自衛隊でも別途独立した組織の確立に向けた対案を提示することが重要との指摘がなされるようになる⁹。

(2) 個別の派遣に関する決定過程について

自衛隊にとって最初のPKO活動となるカンボディアへの派遣に関しては、1992年6月の国際平和協力法成立時の総理大臣談話でも「カンボディアにおける国連の平和維持活動に対する人的協力の早期実現に努力する」と述べられる¹⁰など、むしろ国際平和協力法の制定過程と重なっていると言え、また上記のように憲法論が議論の中心となっていた。

その後の派遣事例について、個々の決定過程を考察するものとして、まずカンボディアに次ぐPKOとして、1993年5月から1995年1月にかけて、輸送手段の割り当てや通関などに関する技術的調整を任務とする輸送調整中隊を派遣したモザンビーク(ONUMOZ)PKOについては、派遣先地域の拡大も含めたPKOへの積極的な参加を志向する外務省等の省庁サイドと、PKO協力を世論に影響を及ぼしかねない高度な政治問題とみなし、安全確保を重視する官邸サイドのスタンスの相違から考察するものがある。ONUMOZに関わる実施計画等の決定は1993年4月27日に行われたが、それに先立ち、カンボディアでは日本人国連ボランティアの殺害事件が、また5月4日には日本人文民警官の殺害事件が、それぞれ発生しており、PKO協力における安全確保に関わる議論がこれらのカンボディアでの課題に集中し、ONUMOZへの派遣に係る安全確保の議論が退潮し、迅速な派遣が優先され、自己完結性を前提とする自衛隊部隊の派遣であるにも関わらず、宿泊、給食等を他国部隊に依存する形態で派遣されることになったとする¹¹。

2001年9月11日に発生した同時多発テロを受けた日本の対応については、特にテロ対策特別措置法の制定について、複数の考察がなされている。例えばテロ対策特措法が国会への提出から24日間の審議で迅速に成立した理由について、政策決定に及ぼす影響力の強弱を、首相を中心として自民党・政府、連立パートナー、野党、国民・世論が同心円状に並ぶモデルによって説明するものがある。小泉首相の自民党内の基盤がぜい弱であったがゆえに、むしろビジョンを提示して最外縁の国民の支持を集め、それを背景に自民党内の根回しをせず、また政権内でも連立与党との合意を優先する、いずれも同心円の外側から内側に向けての合意形成に依っていたとする。そのような小泉首相のリーダーシップを支える基盤の一つに、中央省庁改革を通じて機能強化された内閣官房の役割をあげている¹²。

あるいはテロ対策特措法の制定過程や同法成立後の自衛隊の派遣決定に至る調整過程について、日米間の交渉と国内での調整過程からなる2レベル・ゲームととらえ、さらに国内調整過程を障害物競走モデルとして整理するものがある。つまり、憲法上の制約や自民党内のハト派の存在などの国内調整の困難さゆえに対外交渉上は有利となる相対的に小さなウィンセットを持つとともに、逆に小泉首相による対米支援の「公約」と、アメリカ側からの非公式な要請をてこに、内閣法制局や与野党など、国内調整を進めることができたとする¹³。

テロ対策特措法の制定と同時に、国際平和協力の平和維持隊(PKF：Peace Keeping Force)本隊業務の凍結解除も行われた。これは、1999年以来、東チモールへのPKO派遣を念頭に、自民党、自由党、公明党の連立政権内で、武器使用権限の拡大と一括での凍結解除が検討されていたが、本来、東チモールでのPKOでは施設部隊の派遣が想定されたので、その限りではPKF本隊業務の凍結解除は不要とも言われていたが、この国際平和協力の改正を巡る過程について、凍結解除と武器使用規定改正の一括処理を優先する自民党と、凍結解除先行を求める公明党の路線対立と把握し、同時多発テロを受けた対米支援策検討の一環として、アフガニスタン情勢への対応も見越した公明党側の譲歩により、凍結解除と武器使用の防護対象の一部緩和のみが先行して処理されることとなった、と考察されている¹⁴。

2003年3月の米英による対イラク武力行使開始直後、小泉首相が、国際的には根拠に疑義があるとされていた開戦を支持する声明を発出した一方、自衛隊派遣による具体的な対米支援策への言及は見送った。この発言の組み合わせについては、2レベル・ゲームのウィンセットとして想定された、日本にとって最良の「武力行使の自制」から、「間接的後方支援」、「新安保理決議に基づく支持」「新決議なしでの支持」「直接的後方支援」、そして「参戦」の6つの中で唯一の合意点であったと指摘されている¹⁵。あるいは、イラク問題への対応について、対米協調の側面から整理されるのに対し、いわゆるイラク新法の検討開始の際のオプションの選択、2002年11月の安保理決議1441採択以降の新安保理決議採択に向けた動向、2003年10月の安保理決議1511の採択に際して、「テロ支援国家」に指定されていたシリアの説得を行ったことなどを踏まえ、小泉政権の対イラク政策は対米協調一辺倒ではなく、むしろその底流に国際協調の模索があったと主張するものもある¹⁶。

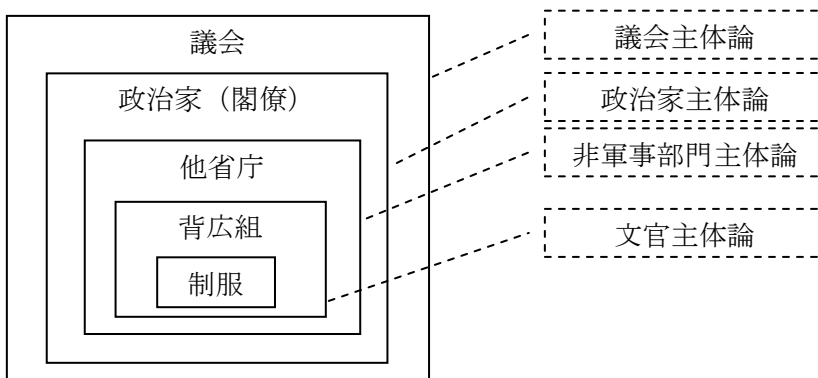
またイラク人道復興支援特措法自体については、停戦合意が明確でない地域への派遣を可能とする点で合憲性や他の法制との法的整合性に欠けること、法案が主たる目的とした人道復興支援と現地でニーズの高かった多国籍軍への後方支援との間にギャップがあり、政策的妥当性を欠いていたこと、部隊派遣前の国会承認のあり方や派遣後の活動実態に関する政府からの情報開示が限られていた点などから、国会による民主的統制が不十分であること等を指摘するものもある¹⁷。

他方、具体的な部隊派遣の決定過程も含め、派遣日程そのものが政治的意味合いを持ち、首相あるいは官房長官の指示なくして派遣準備や訓練に着手できなかったこと、派遣の意義について日米同盟と国際貢献という説明に終始したこと、武器使用が引き続き生命身体防護の目的に限られたことから、派遣先での他国部隊との協力に制約が生じていることなどを指摘し、これらに対する解決策として自衛隊の海外派遣に関する「恒久法」の制定が必要と指摘するものもある¹⁸。

(3) 複数の決定過程の比較について

上記の個別の決定過程の分析に加え、海外派遣も防衛政策に関する複数の決定過程の一つとして取り上げられ、比較による考察も行われている。

自衛隊の最初の海外での活動である1991年のペルシャ湾への掃海艇派遣の決定過程について、年度防衛予算の編成過程と1991～1995年にかかる中期防衛力整備計画の策定過程と対比し、シビリアン・コントロールの観点から考察を行うものがある¹⁹。まず、シビリアン・コントロールの主体と客体について、議会主体論（国会対行政府）、政治家主体論（政治家対官僚）、非軍事部門主体論（非軍事部門（防衛庁以外）対防衛庁長官以下の防衛庁）及び文民主体論（制服自衛官以外の「文民」対制服組）の4類型が設定されている。



出典：権鎬淵「シビリアン・コントロールからみた日本の防衛政策の決定過程」（東京大学博士論文、1994年）、24頁。

そして「コントロール」を「政策づくりに参加してそれを主導すること」としたうえで、上記の年度予算編成、中期防策定及び掃海艇派遣の3つのケースについて、それぞれの「政策づくり」に関する(1)問題提起、(2)中身づくり及び(3)権威的決定の各段階において、どの主体が「政策づくり」を主導しているか、その程度を検討し、国会の役割が相対的に弱く、非制服組による制服組に対する統制という側面に偏り過ぎていると分析している。

	年度防衛予算編成			中期防策定			掃海艇派遣		
	問題提起	中身づくり	権威的決定	問題提起	中身づくり	権威的決定	問題提起	中身づくり	権威的決定
議会主体論	×	×	○	×	×	×	△	△	×
政治家主体論	△→ ×	×	○	△	×	○	○	△	○
非軍事部門主体論	×	○	○	×	△	○	○	△	○
文官主体論	△	○	○	○	○	○	○	△	○

出典：権、前掲論文、234頁、241頁、247頁。

これに対し、防衛政策に関連する法制整備過程をとりあげ、法案の作成と決定の過程を主導した、あるいは影響力を行使したアクターが誰であるかと、制服組の影響力の関係を中心に検討するものがある。その際、アクターは大きく官僚機構、内閣、与党、国会の4つに区分されたうえで、官僚機構であれば、制服組、防衛庁内部部局、内閣官房、外務省、内閣法制局等に細分化され、各主体の関係は村松岐夫のいう「攻守交代システム」の概念によって理解されている²⁰。具体的には、周辺事態安全確保法、テロ対策特措法、有事関連法制そしてイラク人道復興支援特措法の4つの立法過程の分析が行われ、自衛隊の運用の抑制と促進、統制主体が官僚主導か政治家主導かの二軸によるモデルによって、①内局は自衛隊の積極的活用を目指す能動的統制という点で制服組と組織的利益が一致するようになり、政治家にも防衛庁長官経験者等の自民党国防族だけでなく、連立与党内にも制服組の利害を代弁する傾向がみられるようになったこと、②官僚制への委任よりも政治家が直接統制する状況が増えたこと、③首相の政策選好が自衛隊の活用方法に反映されるようになったこと、そして④自民党内のハト派や社民党、公明党は、制服組との組織的利益を共有せず、抑制的統制の立場をとるものの、それらの抑制的統制が利きにくい状況にあったことなどから、シビリアン・コントロールの態様が、間接的・抑制的統制から、直接的・能動的統制に重点が移った評価されている。その結果、冷戦後の新規立法や法改正の個別の内容をみれば、自衛隊の運用に関する行政府の裁量権限の拡大と、自衛隊自体の活動範囲の漸進的拡大や武器使用基準の実質的緩和などをもたらした点を問題とし、国会が、自衛隊の行動に対する事前承認の権限と事後評価を通じたチェック機能を通じて行政府に対する統制を強化する必要があると論じられている。

	間接的統制＝官僚制主導	⇔	直接的統制＝政治家主導
抑制的統制＝自衛隊の運用を抑制	統制主体×制服組（シビリアン主導型）		統制主体×制服組（シビリアン主導型）
	↓ ↑		↓ ↑
能動的統制＝自衛隊の運用を促進	統制主体＝制服組（同一化型）		統制主体＝制服組（同一化型）

出典：武蔵勝宏『冷戦後日本のシビリアン・コントロールの研究』（成文堂、2009年）、42頁。

同じく周辺事態安全確保法、テロ対策特別措置法、そしてイラク人道復興支援特措法の制定過程を取り扱うものの、湾岸戦争から国際平和協力法の制定までの過程を加え、それら全体として、冷戦後の対外政策ないし安全保障政策の4つ事例として取り上げ、それぞれ合理的行為者モデルと国内政治過程モデルから分析するものもある²¹。まず、それぞれの事例において、①集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈変更とともに自衛隊派遣を行う、②憲法解釈は変えずに自衛隊派遣を行う、③自衛隊以外の人的貢献を行う、④資金援助のみを行う、⑤何らの措置を講じないとの5つの選択肢が理論的に想定されるなかで、②の「憲法解釈を変えない自衛隊派遣」が選択された理由について、合理的行為者モデルによって分析が行われる。その上で、PKO活動への参加が海部政権ではなく宮沢政権で可能となった理由、新ガイドラインの対象範囲を地理的概念とするか否かに係る説明が変化

した理由、テロ対策特措法が作成に1か月、審議で3週間程度の短期間で成立した理由、あるいはイラク人道復興支援特措法について新法整備の方針発表から2週間で閣議決定された理由等を、首相官邸を中心とし国民・世論を外周とする同心円モデルを念頭に、国内政治過程における官邸、与党、各省庁等のアクターの変化として考察されている。

(4) 派遣先での活動の実際について

以上のような国会、内閣あるいは政党を主体とする政策形成過程に関わる考察に対し、派遣先での活動の実際等については、以下のような論考がみられる。

(陸上自衛隊関係)

派遣先での実際の活動に関し、カンボディアPKOについては、前田哲男氏による、1次隊及び2次隊の二人の施設大隊長と、部隊とは別途派遣された停戦監視要員の先任者2名の計4名に対するインタビューがある。その中では、停戦合意の有無と安全との関係、別組織の可能性、2次隊が行った「情報収集」と凍結されていた「巡回」業務との相違、個人の判断による武器使用等について質問が行われ、前田より、法律あるいは計画と、実行された行為、つまりカンボジアの現実の間に生じた摩擦が語られたと評されている²²。

派遣された現場の部隊に対し、当時陸幕長として陸上自衛隊全体としての検討、準備を取りまとめ、部隊を送り出す側であった西元徹也氏については、オーラル・ヒストリーがある²³。そこでは、国際平和協力法案の審議に伴う陸幕内での準備作業の要領や、派遣部隊の準備に関わる隷下部隊とのやり取りなどのほか、派遣後の状況変化に応じた、現地との意思疎通の状況などが語られている。

第一次派遣施設大隊長の回想の冒頭で、派遣直後の1992年10月中旬、外国人NGOから雨季で決壊したため池の堤防修復の依頼を受けたエピソードが語られる。雨季の間に雨水をためられればすぐに始まる乾季でも稲作ができるようになるといい、派遣施設大隊の能力からすれば、簡単ではないが約30人程度で1～2日の作業と見積もられたという。派遣直後でもあり、日本部隊として現地に受け入れられる好機とも考え、日本に連絡したところ、「実施計画」「実施要領」に根拠となる明文規定が見当たらないため、「待て」との返事であり、許可が出たのは4日後になったので、結局ため池の水は流出した後だったという。このようなエピソードは、日本の「指揮」と国連の「指図」の間のディレンマの一例として挙げられ、実施計画・実施要領等の規定の仕方を「〇〇を実施する」というポジリスト方式から、「××は実施しない」というネガリスト方式にしたうえで、現場の部隊指揮官に一定の自主裁量の余地を与える必要が指摘されている²⁴。あるいは、PKO参加五原則は、国連PKOの3原則も含み、日本に特殊なものと言うよりは、先進諸国では共通の枠組みであり、日本が有する制約事項の本質は、PKOに参加する各国軍隊が有する基本的な常識、つまり禁止事項の明確化と、ROEに従った行動、ということが日本で認識されていない点にあるとする。そして、更なる派遣に際しては、派遣先の現場の多様さに適応するための柔軟性と創造性、官民の各種主体間の協力体制、そして即応性と実効性の観点からの検討が重要と指摘する²⁵。

同じ第一派遣施設大隊の広報担当幹部は、UNTACへの自衛隊派遣後、法案審議中の焦点の一つであった「別組織論」が急速にしぼんでいったように、メディアによる報道内容

に生じた変化の背景として、国内ならば「別組織論」「PKF」「指揮と指図」といったいわば観念的議論であっても何ら問題ないが、自衛隊の派遣先での取材となると、メディア自身も、派遣要員の選定から始まり、不測の事態への備えも必要になるなど、規模の違いはあるとしても自衛隊と同様の「現実」の問題に対処せざるを得なくなり、それが派遣部隊との間の相互の信頼関係のベースになっていったと分析する²⁶。

次に、1994年9月から12月にかけてのルワンダ難民支援のためのザイル・ゴマへの難民救援隊の派遣については、指揮官であった神本光伸氏による回顧録がある。神本氏は難民救援隊の派遣元となった連隊長として、内閣や中央省庁レベルでの派遣に向けた検討状況について必ずしも情報がない中で、報道等も踏まえて部隊として対応できる範囲から始めた国内での準備段階、内閣レベルで携行する機関銃を1丁とする2丁とするかが議論となるなど、武器使用に制約があり活動の安全確保について苦慮したこと、またPKOと異なり、日本自ら関係機関と調整して活動の枠組みを構築する必要があった現地での約3か月に及ぶ活動の内容などについて、時系列でまとめている²⁷。あるいは別途のインタビューにおいて、現場指揮官の裁量をあまり広くし過ぎると、いろいろな注文が来て、かえって対応できなくなるので、任務を限定した方が部隊としては行動しやすい場合があるともコメントしている²⁸。

PKOとしてはカンボディアに次ぐ2回目となったモザンビーク(ONUMOZ)での活動は、給食等の後方支援を他国部隊に依頼した唯一の活動となっており、その1次隊の指揮官に対するインタビューでは、ONUMOZ自体が展開中に現地に派遣されたため、輸送調整任務以外にも、保有する小型車での輸送を打診された件などが触れられている。皆が苦勞する中多少手助けできるだろうとの判断もある一方で、本来の任務に支障を来す恐れもあるので、判断は慎重にならざるを得ないという。また、実施計画・実施要領の規定ぶりについては、派遣部隊だけでなく、国際平和協力本部からの連絡事務所や大使館も開設され、法的に疑義が生じた場合など複数のルートで東京と調整できる体制になっていたため、基本的な対応が規定されていれば対応できる部分があるとコメントされていた²⁹。なお、陸幕側の検討状況等については、元陸幕長の西元徹也氏のオーラル・ヒストリーに詳しい³⁰。

また、2001年の同時多発テロ後の派遣となった2003年3月から2004年6月にかけての東チモールPKOについては、各国部隊が自らの安全情報獲得も目的として自隊の任務地域で行われた民生支援(CMA: Civil Military Affairs)活動が特徴の一つとされていた。2003年3月から同年10月まで活動した第3次隊の指揮官によれば、部隊が一部縮小されたことや2003年8月にイラクのバグダッドで爆弾テロが発生して以降、東ティモールでも国連施設の防護強化のための作業が増加したことなどから、東ティモール政府に譲与された道路建設器材等の操縦や整備の教育等に力を入れることにしたという³¹。また、撤収に当たった4次隊の指揮官は、撤収のあり方は派遣準備段階から検討されていたものの、イラク派遣と時期が重なったため、ほとんどの物品、施設の譲渡が必要となり、防衛庁、内閣府、外務省、JICA及び国連等の関係機関の合意形成の必要があったという。また、他国部隊の撤収時にも、管理があいまいな残置物品を巡って地元住民が争う事例が頻発し、撤収時には地元警察による監視の強化や、宿営地の管理の空白を避けるよう施設管理職員や警察部隊との入れ替わりで撤収が行われたという³²。この東チモールでのPKOを、戦後日本の平和外交と国連PKOにおける平和構築の両面からとらえ、日本の施設部隊の成功の秘訣は、現地

社会の「心」を掴んだ点にあるとも指摘されている。その根底にはODAなども活用して雇用された現地人と派遣された自衛官がともに働き、「気持ちの上で垣根のない」関係があるとともに、派遣と撤収でそれぞれ半年間かかる中で、合計2年の派遣期間ゆえに現地に十分溶け込んだ活動が可能だった点も、成功の背景として指摘されている³³。

2004年1月からのイラク派遣において、陸自先遣隊長として最初に派遣された佐藤正久氏は、1996年2月から開始されたゴラン高原PKOに派遣された輸送部隊の最初の隊長も務めており、ゴラン高原でのPKO活動とイラク人道復興支援活動について、派遣の枠組み・形態、活動の性格・要領等を対比している。カナダ隊から任務を引き継いでUNDOFでのPKOの一員として受け入れられるよう信頼と評価を勝ち得るとともに、イスラエル軍のレバノン侵攻が行われる状況下では輸送経路上の安全確保も重要であったとし、信頼・評価と安全の二つの目標を担保することは、イラクでの活動においても同様に重要であったとする。その上で、イラクでは、武器の入手が容易な人口60万人のムサンナ県で600人の自衛官が「撃たない、撃たれない環境」を構築するには、「隙を見せない、威容を示す」ことも重要であるが、「住民の信頼」に優るものではなく、その信頼獲得が環境構築の基礎であったと述べている³⁴。また佐藤のいう信頼獲得の要となった民生支援活動の具体的な実施状況については、活動も軌道に乗った2005年後半に実際にイラク現地当局等との対外調整業務にあたった幹部自衛官による実践の記録と教訓が詳しい³⁵。

その他、イラクにおける陸上自衛隊の活動については、産経新聞社により、第1次イラク復興支援群と復興業務支援隊の活動を中心にした2004年秋までの状況と³⁶、2006年夏の活動終了後にすべての派遣部隊の活動が³⁷、それぞれ取りまとめられているが、どちらも2004年4月以降、陸自部隊が派遣されていたイラク南部サマーワへの渡航自粛勧告に伴い、邦人記者の現地滞在が困難になる中、現地在住のイラク人スタッフからの発信に依拠する他のメディアの報道について批判的な立場となっている。なお、2005年2月から5月にかけて派遣された第5次イラク復興支援群については、派遣中の隊員に対して電話を通じて行われた新聞社のインタビューを取りまとめられている³⁸。

2010年1月に発生した地震に伴うハイチでの活動は、当初は国際緊急援助活動として陸自からは医療援助隊が派遣され、その後、同年2月からは施設部隊を中心とする国際平和協力活動が連続して実施されていた。この国際緊急援助活動を通じた医療支援に関し、自衛隊の活動の「出口戦略」の観点から、「応急支援」と「復興支援」の状況に応じて、JICA派遣の民間医療従事者、自衛隊の衛生部隊、そしてNGOや地元医師との適切な役割分担を提唱するものや³⁹、それに引き続く国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)に国連PKOとしては初めて設けられた統合活動・タスク策定センター(JOTC: Joint Operation Task Center)における復興支援ニーズの調整要領と自衛隊派遣部隊の活動に与えた影響等に関する考察などもなされている⁴⁰。

(海上自衛隊関係)

海上自衛隊の海外における活動は、1991年のペルシャ湾への掃海艇派遣、2001年からのインド洋での補給活動、それに自衛隊法上の活動の類型としては国際平和協力活動には含まれていないが2009年からのソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動の他、陸自派遣部隊の装備品等輸送や補給、あるいは各種救援物資の輸送となっている。

そのため、海自の活動に関する論考としては、ペルシャ湾への掃海艇派遣とインド洋での補給活動それぞれの成果と教訓を整理したうえで、その果たすべき任務が、シーレーン防衛など冷戦期の「線の防衛」から、海賊対処活動等も含めた海域全体の自由利用を確保するための「面の安定確保」への変化が求められているとするものがある⁴¹。

ペルシャ湾に派遣された掃海部隊の指揮官についてはオーラル・ヒストリーがあり、派遣前の準備の状況、現地での活動内容等に加え、湾岸危機・湾岸戦争に対する日本からの100億ドルの資金協力に関して、他国部隊の指揮官が財布から100ドル札を出し、「100ドル払うから、自分の代わりに活動しろ」と言った、有名なエピソードの場面が語られている⁴²。また、2002年3月の東チモールへのPKO派遣に際し、輸送艦による陸自派遣部隊の装備等の輸送について、具体的にどのような準備作業が行われ、また輸送活動が派遣全体のスケジュールにどのような影響を与えるかについて、海上輸送部隊指揮官による回顧録が具体的に紹介している⁴³。

（航空自衛隊関係）

航空自衛隊の活動は、国際平和協力法に基づく援助物資の空輸や、海上自衛隊同様に陸上自衛隊に対する空輸支援が中心となっている。そのうち、海外の拠点間輸送が行われた1994年のルワンダ難民支援の例について、陸自部隊の空輸支援を行った輸送機部隊の指揮官に対するインタビューがある。ナイロビにベースを設置して活動した点が特徴として指摘されるとともに、空自の隊員についても、ゴマの現地を見せる機会を作り、陸自の活動を支援することを通じた人道支援について、実感できるよう配慮していたという⁴⁴。

また空自のイラクでの活動は2003年12月に先遣隊が派遣されることから始まるが、2008年12月に撤収する最後の派遣部隊の指揮官へのインタビュー記事に、一日の具体的な活動等が比較的詳細に語られている⁴⁵。また、2003年から航空幕僚監部においてイラクへの派遣準備の取りまとめにあたり、2006年8月から派遣部隊の上級司令部である航空支援集団の司令官を務めた織田邦男氏による回顧録があり、空自のイラク派遣全体の特徴について論じられている⁴⁶。

（5）日本のPKO政策等を論ずるもの

自衛隊による国際貢献、国際平和協力活動は、国際平和協力法の下、PKOへの参加を通じて具体化してきたため、国際平和協力活動の全体については、日本の対PKO政策の観点から論じられることが多い。そのようなPKO政策全体に対する考察として、2001年の9.11同時多発テロ前にまとめられたものとしては、国際平和協力法の制定以降、当時の国連PKOが軍事部門と文民部門の連携が重要な多機能型が主流になりつつある点や、一定の強制措置を執る必要が生じてきている等の動向を踏まえ、軍事部門主体の冷戦期のPKOが念頭に置かれている国際平和協力法の枠組みは、特に参加5原則等の点で国連の要請にそぐわない部分が出てきていると指摘されていた。そして国連や国際社会での発言力の強化、日本の安全保障に関わる地域の安定化、自衛隊の能力や士気の向上、そして日米防衛協力の向上の点からPKO政策が見直されるべきだとし、具体的には文民要員の強化拡充、政策策定機能の強化、国連待機制度への参加、自衛隊の任務の見直し、アジア地域でのPKO協力の推進が提言されていた⁴⁷。あるいは、PKO政策の背景として、戦後の日本の外交路線

の分裂を指摘するものがある。つまり、憲法改正と再軍備を主張する伝統的国家主義路線と、日米安保関係に反対する平和主義路線を両極として、日米安保と軽武装により冷戦の現実に対処した吉田路線がその中庸に位置するという構図である。そして集団安全保障への参加等を求める積極主義には与せず、他方、自衛隊派遣を否定する最小主義でもなく、憲法第9条により「武力の行使」は違憲とされる枠組みの中で可能な活動領域を模索することが、日本のPKO政策の内実を形成してきたと分析されていた⁴⁸。

その後、2001年の同時多発テロへの対応等を経て、国際社会の平和と安定を維持するための活動を、時期的区分に着目して紛争予防、平和執行、平和維持等、人道・復興支援、国家再建の5段階に区分し、それに自然災害対処や選挙監視活動も加えた活動に対する自衛隊の役割として論じられるようになってきた。ここでは、多国籍軍の枠組みへの協力の適否や活動内容を規定する政策的枠組み確定の重要性が指摘されるとともに、自衛隊の国際平和協力活動を、日本として主体的・積極的に実施するための課題として、本来任務化、武器使用基準やPKO参加5原則の見直し、集団的自衛権行使や海外での武力行使に関わる憲法解釈の再検討、いわゆる一般法(恒久法)の制定が挙げられている。なお、一般法(恒久法)制定の意義として、国際平和協力の理念の確立、国家の迅速な意思決定と実行の担保、そして自衛隊以外の国家資源の総合的活用が指摘されている⁴⁹。

自衛隊の装備は、主として我が国防衛のための軍事目的で保有されているものではあるが、平和構築能力のための国際公共財として見ると、例えば双発の大型輸送ヘリは、米軍以外の全世界で保有される約250機のうち陸自と空自で約60機を保有しており、あるいは洋上の広域で捜索能力を持つP-3C哨戒機も米軍以外では世界に例を見ない規模で保有しているが、それらの自衛隊の能力はあくまで手段の一部に過ぎず、国内各省庁、官民、他国、そして非政府組織などとの有機的な連携が重要とも指摘されるようになっている⁵⁰。

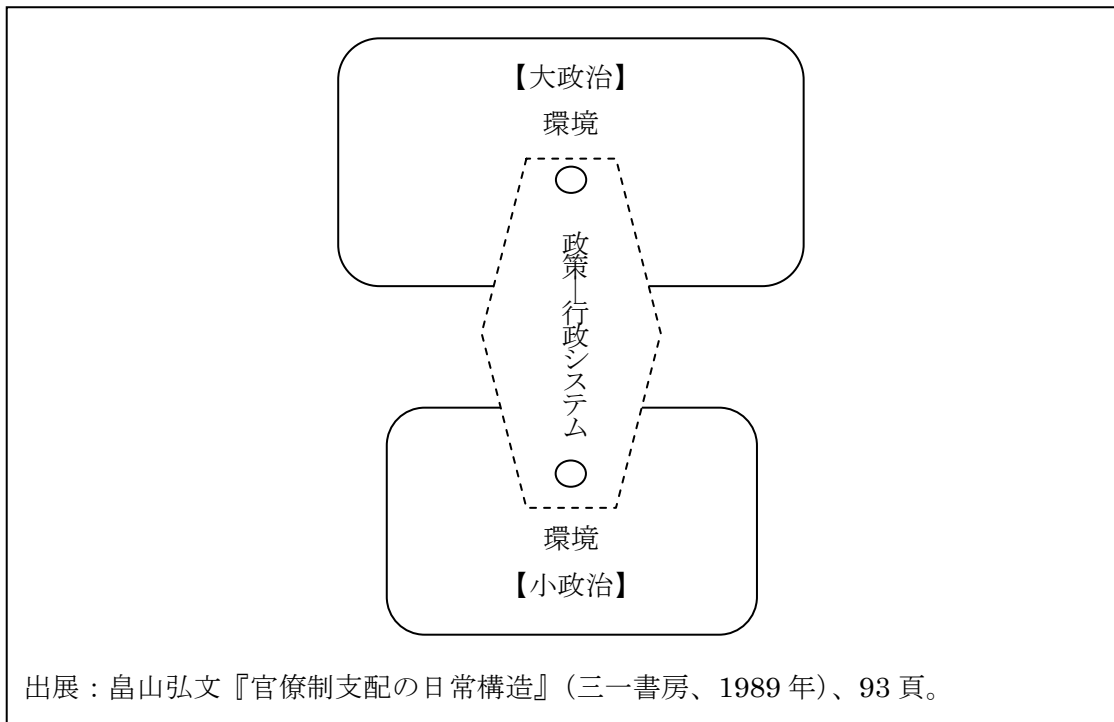
また、このように2000年代に入り、東チモールへの派遣が行われる頃から、国連PKOの趨勢に合わせ、平和構築や民間セクターとの連携が重要な論点として取り上げられるようになる。国際的な平和構築活動の観点から東チモールでPKFの後方支援任務として行われていた自衛隊の活動を分析し、人材育成への寄与やJICAやNGOとの連携が進められていた点から、平和構築としての取り組みが構成されていたと指摘され、今後派遣先の住民ニーズに基づく民生支援も任務の中に明確に位置づけることの必要性等が提唱されている⁵¹。あるいは国際的には、民軍関係に関する議論は、自然災害や人為的事故の場合だけでなく、武力紛争の場合もその対象となっているところ、それらの議論を自衛隊について適用する場合には武力行使を行わないとされているという事情を踏まえて、考え直す必要が指摘されている。武力行使と一体化せず、中立的な立場を堅持するのであれば、むしろ自衛隊は中立的な人道支援機関との関係を構築しやすいという分析もなされている⁵²。東チモールでの派遣先におけるアドホックでボトムアップ型の協力に始まった自衛隊の部隊等の活動とODA等の連携に関わる枠組みが、イラク、ハイチ、そして2011年からの南スーダンへの派遣を通じて徐々に整えられていったプロセスを、紛争後の「国・地域の平和と安定の定着という共有する方向性に向かって、より多角的な視点からアクター間の協力を促そうとするコンセプト(概念)」である包括的アプローチから捉え、日本型協力システムの形成過程として考察されるに至っている⁵³。

3 課題の所在と本論文のアプローチ

(1) 課題の所在

以上のような先行研究や各種の論考はそれぞれ有益なものであるが、法制の制定や政府による派遣の決定が、海外での自衛隊の活動として具体化される、という観点から、次のような課題を指摘できよう。

つまり、国際平和協力活動は、派遣根拠となる法律の制定や政府(内閣)による具体的な派遣等の決定という「大政治」の部分と、派遣先での関係者との相互作用による「小政治」の間を、自衛隊という「政策—行政システム」によって結ばれているものと見るならば、先行研究やこれまでの論考は、「大政治」あるいは「小政治」の部分の考察を主な関心としており、「政策—行政システム」として自衛隊がどのような働きをなしていたのかは、必ずしも取り上げられてきていない。



政策決定を対象とする考察は、大政治の領域において個別のあるいは複数の過程について特徴を見出し、あるいは決定過程に参加するアクターの相互作用、特に制服組の影響力に関心を持って分析されている。また国際平和協力活動を対外政策や安全保障政策の一つの手段として把握し、対外政策、安全保障政策への影響として考察される場合も多い。

一方、実際の部隊の活動に関する論考は、現場部隊の活動状況として「小政治」に関する事実関係を記述するものが中心となっている。あるいは、東チモールでのPKO活動以来、ODAとの連携や派遣先での人材育成など他の活動主体との連携や相互作用が増えてきているが、これも部隊側からは派遣先の地域との交流としての記述、軍事活動におけるCIMICの一事例としての言及、あるいは復興支援等のプロセス全体における自衛隊の活動の位置づけなどの観点はあるが、「小政治」の領域における考察としてなされることが多い。

このように国際平和協力活動に関して、「大政治」と「小政治」をつなぐ「政策—行政シス

テム」としての自衛隊が、どのように機能しているのかという観点は、これまで必ずしも取り上げられてこなかった。その理由のひとつには、自衛隊も軍事組織としての性格を持つため、ヒエラルキーに従った「情報経路の一元化」と「意思決定の中央集権化」が行われており、活動も「上意下達」により処理されている、と一般には理解されていることが挙げられよう。軍事組織の場合、個別の状況判断によるよりも、中央で全体を見通して下された判断に従う方が、異常事態への対応としては効率的と理解されているのである⁵⁴。

しかし、これまで海外への派遣経験を有する自衛官からは、現場部隊への裁量の付与を求める指摘が根強いことは上に見たとおりであるし、軍事組織の一般論としても、第一線の部隊は、作戦目的を達成するために、なるべく短い時間に最も少ない損失で最も大きい成果を上げようと、物理的な合理性を追求するものであり、行動上の制約を少なくするべく、現場での自由裁量の幅をなるべく広げようとするものとも指摘されている⁵⁵。

また、国際平和協力活動は、国外で、国連PKOや国際人道救援活動であれば武力紛争終了後の、あるいは国際緊急援助活動であっても大規模自然災害による被災後に行われるものであり、治安状況の悪化や衣食住などの生活環境が厳しい条件の下で行われる場合が多く、むしろそのような環境での活動ゆえに自己完結的に生活基盤、活動基盤を整えられる自衛隊の派遣が求められているのであるから、地理的に遠隔であることや、派遣先での状況の変化に対応することが当然予想されることなど、「大政治」で定められたとおり「上意下達」ですべてを律することは困難で、「政策—行政システム」としての自衛隊の指揮命令システムのいずれかのレベルにおいて、対象環境との接触に応じた、一定の裁量が働いていると考えるのが妥当であろう。

本論文では、自衛隊による国際平和協力活動の政策実施過程としての特徴について、「政策—行政システム」としての自衛隊において、対象環境との接触を通じて、組織階梯に沿った上下関係のどこで、どのような事柄について、どのような判断がなされたのかということを手掛かりに考察することとしたい。

(2) 本論文におけるアプローチ

上記の問題関心に沿って分析を行うために、次のように枠組みを援用することとしたい。

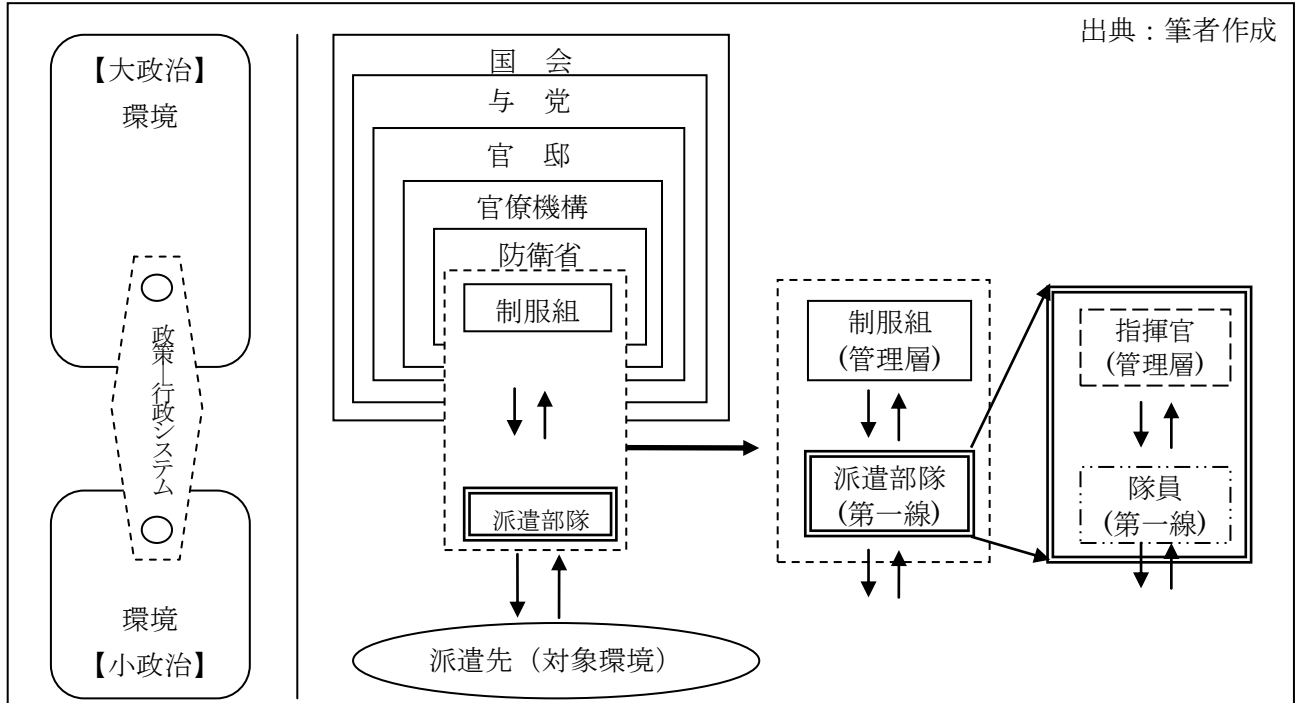
まず、「大政治」の領域については、国会から制服自衛官の上級管理機関までの関係を「攻守交代システム」により説明するモデルを援用する。これは、通常、制服組から要求される予算編成過程の分析等に用いられることが多いが、他方、決定された予算や法律は「要求」の逆方向で執行、具体化されていくことから、国際平和協力活動の分析に関しては、決定された派遣が制服組に対してどのように伝えられるのが考察できるとともに、逆に国際平和協力活動に関する制服組の要求への対応が、国会に至る攻守交代関係のどの部分で行われるのかを分析する枠組みとしても有効と考えるからである。なお、具体的には、上で触れた権錫淵の枠組みを踏まえつつ、武蔵勝宏にならい「政治家(閣僚)」と一括されている部分を「官邸」と「与党」に分け、また「他省庁」とされている部分を「官僚機構」として内閣官房、内閣法制局、外務省などを含むものに修正する。

次に、「政策—行政システム」の部分については、「大政治」との相互作用の接点には攻守交代モデルにおける「制服組」である幕僚監部を、「小政治」の環境との接点には海外に派遣される部隊を、それぞれを位置づけて考えることとする。そして、この「制服組」と「派遣部

隊」との関係については、政策対象者に直接接して、サービス給付を行う行政職員に生じる裁量の問題を考察する際に用いられる、マイケル・リップスキーの「ストリート・レベル官僚」のモデルの枠組みを援用することとする。これは次の述べるような4つの指標が、中央で全体を見渡した判断に対して、個別の現場の状況に応じた判断、裁量が優先されるか否かを判断する要件として有用と考えるからである。

つまり、「ストリート・レベル官僚」の枠組みは、国内での公共サービスを典型に、政策の対象者との対人的な接触を担当する職員について、①職務遂行に必要なリソースの不足、②身体的あるいは精神的な脅威の存在、③与えられた職務の曖昧さや矛盾、評価の困難さなどの条件の下で活動する場合には、職務の専門性の高さや屋外での単独の業務実施といった執務条件に加え、監督者の権威からの独立性が高いと、公式に示された政策などとは別に、現場の職員自らが生み出した独自の執務パターンに沿って職務が行われるようになることの考察を中心としており、対象としては公共政策の中でも対人的な社会サービスの提供に従事する、ソーシャル・ワーカー、公立学校の教員、あるいは外勤警察官が主として想定されている。そして、対象者の人間性に関わるサービス提供に従事する場合には、対象者毎の状況が多様でもあるため、クライアントの処遇に関わるような目標や自立化を最大化するような動機が優先され、資源の効率化を重視し自立性を最小限にとどめようとする管理者側の動機との間に葛藤が生じ、組織からの相対的自律性がみられるようになり、現場職員による裁量を厳密に制限することが困難になるという⁵⁶。

図：分析アプローチ



このような「ストリート・レベル官僚」の議論は、決定された政策が行政組織にインプットされれば機械的に実現されるという見方に対し、具体的な政策の対象者にとっては直接の対人的な関係を持つ行政組織末端の職員による具体的な行動が「政策」となっていく

こと、あるいはそれゆえに公式には権力を持たないとされる「第一線職員」が対象者に対して権力を持ちうることを示す場合が多い⁵⁷。また前提としても、個々の職員が独立して職務を行う場合が想定され、また国内で恒常的に実施される行政サービス給付の分野が主たる対象となっている。一方、国際平和協力活動は、部隊として集団で行動することが基本であり、かつ上命下服の関係が一般行政機関よりも厳格と考えられている自衛隊の部隊が、個別の状況において実施するものではあるが、海外の、身体的精神的には厳しい勤務環境での活動である点などを踏まえれば、①活動に必要な何らかのリソースの不足、②身体的・精神的な脅威の存在やその程度、③任務の明確さ、そして④活動に従事する現場の隊員の動機の差異の4点を、派遣先の海外において、中央の判断とは異なる「現場の裁量」が生じるか否かを考察する要件として援用しようとするものである。

また、国際平和協力活動に派遣される部隊の一般的な組織編成を踏まえれば、「ストリート・レベル官僚」の援用により考察される関係は、制服自衛官で構成される部隊のトップに位置づけられる、「大政治」の分析にいう「制服組」（幕僚監部）と派遣部隊の関係と、派遣部隊内部における指揮官と個々の隊員の関係の大小二つの関係が想定される（「図：分析アプローチ」参照）。

（3）対象事例と研究の方法

本論文においては、イラク人道復興支援特措法の規定に基づく対応措置として2003年12月から2008年12月まで行われた、陸上自衛隊及び航空自衛隊の活動を対象事例として取り上げ、上記分析アプローチに即して、記述的な分析・考察を試みることにしたい。

このイラク派遣の事例を取り上げる理由は、大きく3点ある。まず2003年3月以降のイラクに対する武力行使以降の事態への対応を念頭に制定された法律に基づいた活動であり、決定された政策の目的と派遣先での活動の関係を考察するのに適していると考えられること、次に、5年間の活動期間中に陸上自衛隊と航空自衛隊による活動から航空自衛隊のみによる活動に変更が行われ、派遣先での活動や状況の変化と政策の変更の関係について考察することが可能と思われること、そして陸上自衛隊の宿営地に対して砲撃を受けるなど、他の国際平和協力活動に比べても安全確保に対する厳しい状況下での活動であり、実力組織としての活動の特性を見るのに適していると思われることである。

研究の方法として法律・基本計画レベルの動向に関しては主に一般新聞等による一方、自衛隊の活動については、防衛関係の専門紙及び部隊作成による広報紙の記述を活用する。また、派遣部隊の関係者等へのインタビューも適宜加えることとする。

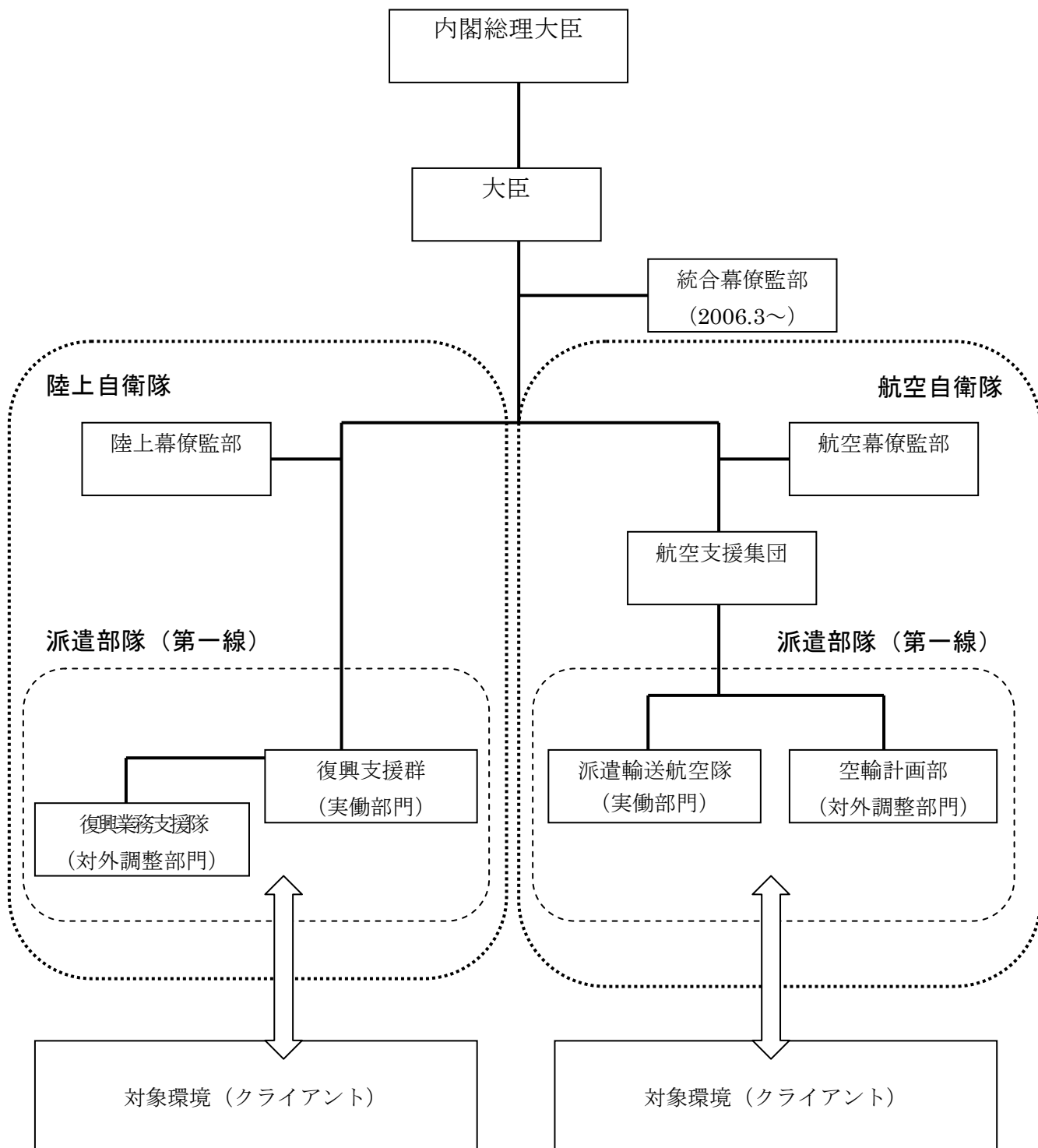
以下第1章では、イラク人道復興支援特措法の制定及び同法に基づく基本計画の作成によるイラク派遣の決定過程を明らかにするとともに、派遣に向けた自衛隊内部での検討、準備等の事実関係について、詳しく記述する（「図 イラクへの派遣部隊の指揮関係」参照）。

第2章以降は、実施過程の観点から、イラクへの派遣部隊の活動状況について、対象環境や他の活動主体との相互作用に留意して明らかにするとともに、これまで必ずしも取り上げられてこなかった、個々の部隊の国内での事前準備の内容や派遣先での活動に対する意義なども網羅する。また、同時期の基本計画の変更等の過程から、派遣先での活動と政策決定（変更）過程の関係も考察を試みる。なお、イラク派遣は、法律自体の有効期限が4

年、また具体的な派遣期限が基本計画によって1年等と規定されていたことから、その派遣期限に即して、派遣開始1年目の2004年を第2章、その後2005年中を第3章、2006年は第4章、そして2007年から派遣終了の2008年までを第5章として区分する（「図 イラク人道復興支援特別措置法及び基本計画等の変更の概要」参照）。

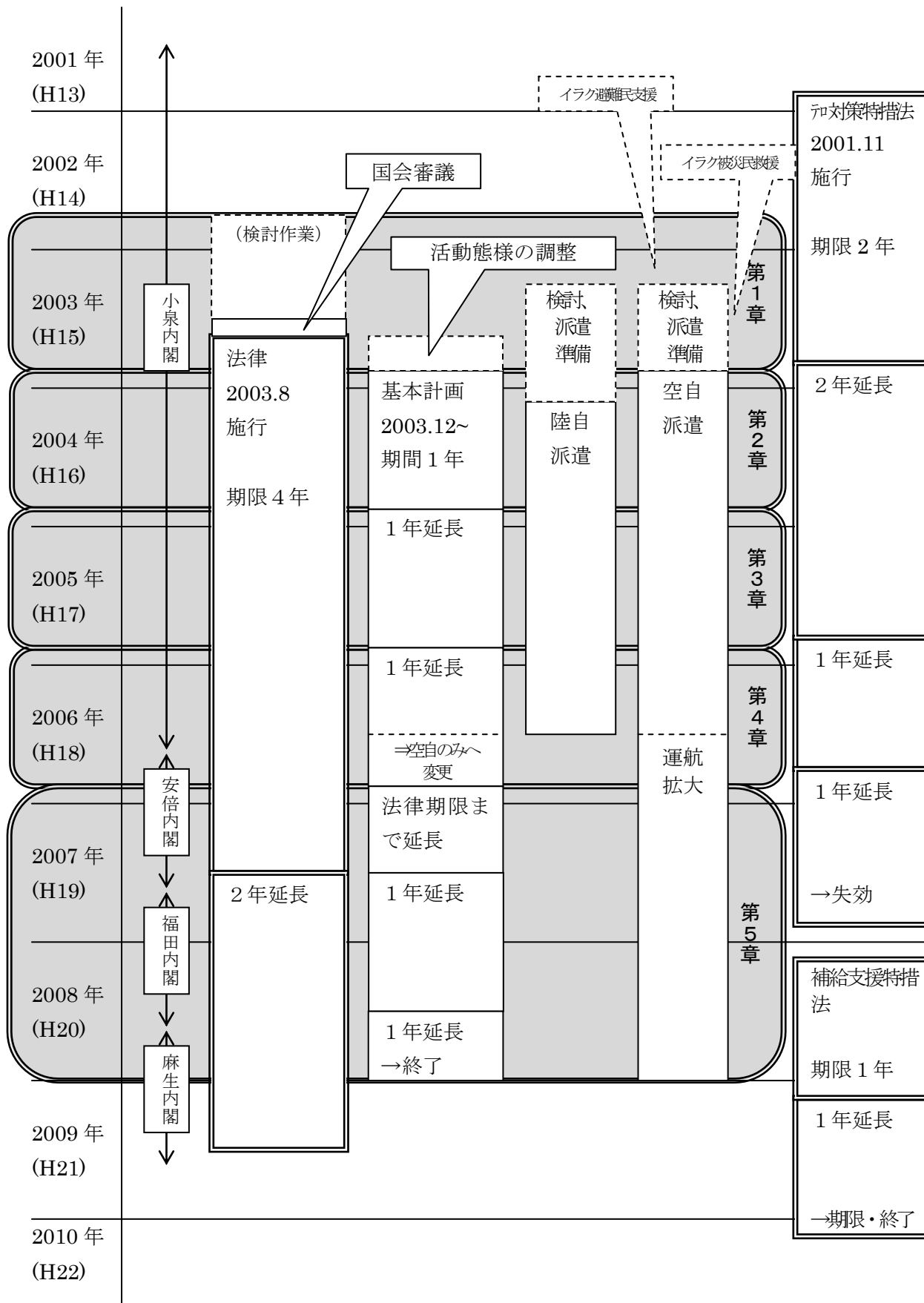
最後に終章において、第1章から第5章までを総括し、自衛隊のイラクでの活動について政策実施過程としての意義を考察するとともに、国際平和協力活動に関わるいくつかの論点を踏まえ、政策的含意について示すこととしたい。

図 イラクへの派遣部隊の指揮関係



出典：筆者作成

図 イラク人道復興支援特別措置法及び基本計画等の変更の概要



出典：筆者作成。

-
- 1 「図表III-3-4-1 国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績」(防衛省『防衛白書』平成26年版、300頁)で取りまとめられた34件に加え、次の2件の国際緊急援助活動が行われている。
 - ・インドネシア・エアアジア機消息不明事案に対する国際緊急援助活動(平成26年12月～平成27年1月)
 - ・西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動に必要な物資の輸送(平成26年12月)
 出典:「国際緊急援助法に基づき自衛隊が実施した国際緊急援助活動の実績」(平成27年2月9日現在)<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/list.html>2015年3月1日アクセス。
 - 2 防衛省『防衛白書』平成19年版、152-153頁。
 - 3 「参議院会議録」第57号『官報』号外(昭和29年6月2日)、34-38頁。
 - 4 「衆議院議員稲葉誠一君提出自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質93第6号、昭和55年10月28日)。
 - 5 廣瀬克哉『官僚と軍人—文民統制の限界』(岩波書店、1989年)、15頁。
 - 6 「総合的平和保障基本法試案」和田英夫・小林直樹・深瀬忠一・古川純編『平和憲法の創造的発展』(学陽書房、1987年)。
 - 7 水島朝穂「どのような災害救助組織を考えるか」『世界』606号(1995年3月)。
 - 8 「国際平和協力に関する合意覚書」(平成2年11月9日)。なお、朝雲新聞社『平成24年版防衛ハンドブック』、612頁に掲載のものを参照した。

平成3年8月2日付で自民党、公明党、民社党の3党の協議のための中間報告として出された「新たな国際平和協力に関する基本的考え方(案)」では、「平和維持活動協力隊」(仮称)の設置と、同隊への自衛隊の部隊・隊員の身分併有による参加の方針が打ち出された(『平成24年版防衛ハンドブック』、612-613頁)。

国会審議等も通じて主張された別組織論に対し、政府側の見解としては、停戦監視団や平和維持隊への参加には軍人の資格を有する者が求められていることや、自己完結的な自活能力を有する必要があることから、別組織と言っても、結局新規の膨大な財政措置、要員の確保、長期間の訓練、新たな法体系の整備等を経て自衛隊と同様の組織を作ることと同じになり、現実的な対応とは言えず、国民的合意を得ることは不可能であり、また自衛隊と同様の組織を作るのであれば、なぜ自衛隊を活用しないのかとの疑問に答えられない、としている(上原孝史「国際平和協力法(PKO法)の成立」『時の法令』第1433号(平成4年9月15日号)、28-29頁)。
 - 9 前田哲夫『検証・PKOと自衛隊』(岩波書店、1996年)。
 - 10 「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律成立に際しての内閣総理大臣談話」(平成4年6月15日)。

なお、『平成24年版防衛ハンドブック』、615-616頁を参照した。
 - 11 庄司貴由「未完の安全確保—モザンビーク自衛隊派遣の政策決定過程—」『KEIO SFC JOURNAL』Vol. 9. No.1。
 - 12 信田智人「小泉首相のリーダーシップと安全保障政策過程—テロ対策特措法と有事関連法を事例とした同心円モデル分析」『日本政治研究』1(2)、2004.7。
 - 13 谷勝宏「テロ対策特別措置法の政策過程—同時多発テロ以後の自衛隊派遣—」『国際安全保障』第30巻第1・2号(2002年9月)。
 - 14 庄司貴由「PKF凍結解除の政策過程：参加五原則「一括処理」とPKF「先行処理」の相剋」『21世紀社会デザイン研究』No.6。
 - 15 千々和泰明「イラク戦争に至る日米関係—二レベルゲームの視座—」『日本政治研究』4(1)、2007.1。
 - 16 庄司貴由「イラク自衛隊派遣の政策過程—国際協調の模索—」『法学政治学論究』第81号。
 - 17 武蔵勝宏「イラク復興支援特措法の立法過程」『同志社政策科学研究』第7巻、2005.12。

- 18 森本敏編『イラク戦争と自衛隊派遣』（東洋経済新報社、2004年）
- 19 権鎬淵「シビリアン・コントロールからみた日本の防衛政策の決定過程」（東京大学博士論文、1994年）。
- 20 武蔵勝宏『冷戦後日本のシビリアン・コントロールの研究』（成文堂、2009年）。
- 21 信田智人『冷戦後の日本外交－安全保障政策の国内政治過程－』（ミネルヴァ書房、2006年）。
- 22 前田、前掲書。
- 23 防衛研究所「オーラル・ヒストリー 西元徹也（元統合幕僚会議議長）」下巻（防衛研究所、平成22年）、40-111頁。
- 24 渡邊隆「<PKO経験者の証言②>現場の誇り－UNTAAC派遣自衛隊指揮官の回想－」軍事史学会編『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』（第42巻第3・4号合併号）（平成19年）。
- 25 渡邊隆「カンボディアPKOにおける経験と教訓－日本の立場から」防衛研究所編『軍事力の非伝統的役割と東アジアの安全保障』（平成15年10月）、81-98頁。
- 26 太田清彦「<PKO経験者の証言③>カンボジアPKOと広報活動」軍事史学会編『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』（第42巻第3・4号合併号）（平成19年）。
- 27 神本光伸『ルワンダ難民救援隊 ザイル・ゴマの80日』（内外出版、2007年）。
- 28 神本光伸「状況把握が第一義」前田、前掲書、149-155頁。
- 29 中野成典「派遣目的は明確に」前田、前掲書、134-144頁。
- 30 防衛省防衛研究所編、前掲書、121-129頁。
- 31 田邊揮司良「東ティモールPKOに参加して－子供に夢を 大人に技術を」『外交フォーラム』2004年10月号（195号）、82-87頁。
- 32 川又弘道「<PKO経験者の証言⑦>東ティモールにおける自衛隊の活動」『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』（第42巻第3・4号合併号、平成19年）、326-337頁。
- 33 旭英昭「東ティモール支援と陸上自衛隊－平和構築について現場から考える－」『議会政治研究』No.82（平成19年6月）、83-95頁。
- 34 佐藤正久「<PKO経験者の証言⑥>ゴラン高原からイラクへ－自衛隊指揮官の中東経験－」『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』（第42巻第3・4号合併号、平成19年）、308-325頁。
- 35 柴村佳之「イラク復興支援における民生協力活動の実践と教訓」国際安全保障学会編『国際安全保障』（第38巻第4号、2011年3月）、38-56頁。
- 36 産経新聞イラク取材班『武士道の国から来た自衛隊 イラク人道復興支援の真実』（扶桑社、2004年）。
- 37 産経新聞イラク取材班『誰も書かなかった イラク自衛隊の真実 人道復興支援2年半の軌跡』（扶桑社、2006年）。
- 38 中日新聞社社会部編『サマワ便 陸自第10師団のイラク派遣』（中日新聞社、2005年）
- 39 塩川壮「自衛隊による国際緊急援助活動の出口戦略－ハイチにおける医療救援活動の事例－」国際安全保障学会編『国際安全保障』第38巻第4号（2011年3月）、21-37頁。
- 40 浦上法久（2011）「国連ハイチ安定化ミッションと自衛隊－統合活動・タスク策定センターと民生協力活動を中心に－」『国際安全保障』（第38巻第4号、2011年3月）、57-75頁。
- 41 吉田正紀「海上自衛隊による国際活動の実践と教訓－ペルシャ湾における掃海活動とインド洋における補給活動を中心に－」国際安全保障学会編『国際安全保障』第38巻第4号（2011年3月）、5-20頁。
- 42 防衛庁防衛研究所戦史部編『佐久間－オーラル・ヒストリー（元統合幕僚会議議長）（附）落合峻』（2007年）。
- 43 山村洋行「東チモール派遣海上輸送 回顧録（1）」波濤編集委員会編『波濤』第31巻第3号（平成17年9月）。
- 44 荒谷一元「部隊は信頼を得た」前田、前掲書、144-149頁。
- 45 北村靖二「イラク空輸活動、最終便」『軍事研究』2009年5月号。

-
- 46 織田邦男「イラク派遣の回顧と展望」(平成21年4月15日)<<http://aiminghigh.web.fc2.com/25.pdf>>。織田邦男「航空自衛隊の国際協力活動～現場から見たイラク派遣」(2010年2月)<<http://aiminghigh.web.fc2.com/27.pdf>>。
- 47 永田博美「日本のPKO政策－その批判的検討と今後のあり方－」『国際安全保障』第29巻第1号(2001年6月)、68-86頁。
- 48 添谷芳秀「日本のPKO政策－政治環境の構図－」『法学研究』第73巻第1号(2000年1月)、117-136頁。
- 49 西元徹也「自衛隊と国際平和協力－実行組織の立場から－」『国際安全保障』第34巻第1号(2006年6月)、1-15頁。
- 50 山口昇「平和構築と自衛隊－イラク人道復興支援を中心に－」『国際安全保障』第34巻第1号(2006年6月)、17-34頁。
- 51 本多倫彬「自衛隊による国際平和協力活動の平和構築における役割－国連東ティモール支援ミッションへの陸上自衛隊部隊派遣を事例に－」『国際安全保障』第39巻第2号(2011年9月)。
- 52 上野友也「国際人道支援における自衛隊と民軍関係」『国際安全保障』第38巻第4号(2011年3月)。
- 53 山本慎一、川口智恵、田中(坂部)有佳子編著『国際平和活動における包括的アプローチ－日本型協力システムの形成過程－』(内外出版、2012年)。
- 54 西尾勝『行政学』(新版)(有斐閣、2001年)、177-178頁。
- 55 志方俊之「第五章 日米防衛協力のための指針(ガイドライン)改定の経緯」外交政策決定要因研究会編『日本の外交政策決定要因』(PHP研究所、1999年)、189-190頁。
- 56 M. リプスキー著、田尾雅夫、北大路信郷共訳『行政サービスのディレンマ』(木鐸社、1986年)、第1章、第2章。なお枠組みの整理に際しては、大河原伸夫『政策・決定・行動』(木鐸社、1996年)、100-104頁等も参照した。
- 57 畠山弘文『官僚制支配の日常構造』(三一書房、1989年)、93頁。

余 白

第1章 対応措置の実施の決定(2003年)

本章では、2003年を中心に、イラクへの陸自及び空自の部隊派遣に至る経緯を整理する。

第1節では派遣の根拠となるイラク人道復興支援特措法の制定に至る経緯をまとめ、第2節では同法に基づき、陸自及び空自の具体的な活動内容が決定される過程を整理する。

第3節では、派遣の決定に至るプロセスと並行して、派遣後の活動に向けた検討、準備等が陸自内部の組織階梯に応じてどのように行われたのかを、過去の派遣事例も参照しつつ、詳しく記述するとともに、第4節では、空自内部における派遣準備状況について事実関係を明らかにする。

その上で、小括として、決定に至る経緯と派遣への準備作業が相互にどのような影響があったのか、また陸自と空自で準備作業においてどのような差異が存在したのかを見ることとする。

1 イラク人道復興支援特措法の制定過程

イラクを巡る情勢の緊迫化を受け、2002年11月中旬、古川貞二郎官房副長官から安全保障担当の大森敬治官房副長官補に対して、新法制定を含めた対米支援や復興支援策の検討が指示され¹、内閣官房のイラク新法検討チームによる検討が開始された²。この頃、アメリカから、イラクが国連決議を履行せず、アメリカがイラクを攻撃した場合の支援について約50カ国に対して打診が行われ、日本に対しても、自衛隊による後方支援に法的な制約があることは理解しているものの、難民救済など人道支援とイラクの戦後復興への協力などで支援策の検討が求められていた³。古川官房副長官の指示により始められた内閣官房内の事務的な検討作業では、イラク問題への対応における論点として、まず9.11同時多発テロと比較して、イラク問題をどのように認識し、日本としていかに対応するのかが問題とされた。次に外交努力を継続するとしても、軍事行動が行われた場合に、日本として如何なる立場をとるのか、また軍事行動終結後の復興段階においてどのように対応するのか、具体的には既存法での対応の可否も含めて検討が必要とされた。その上で、(1)軍事行動後の復興支援を日本の自主的な判断で行うことを基本方針とすること、(2)復興段階といっても具体的に如何なる状況で活動するのか、その状況判断はどのように行うのかを整理する必要があること、(3)戦闘行動の直接支援は行わないとしても治安維持活動への支援の可否、あるいは戦闘行動と治安維持活動の区別をどのように行うのか、の3点に問題が集約されていった⁴。法案作成に向けた「頭の体操」は内閣官房限りで行われ、防衛庁には必要に応じて意見が求められ、防衛庁からは武器使用権限拡大についての要望が寄せられていた⁵。

2002年末の時点では、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)への資金拠出などによる難民救済や難民流入が予想される周辺国への無償資金協力などの経済援助、あるいは戦争後のイラクで、道路や電力、水道などのインフラ整備や保健・医療支援、行政機構の再建支援の人道復興支援など非軍事面の協力を中心に検討されていた⁶。12月4日には、米国がイラク攻撃に踏み切った場合の日本の支援策について、川口順子外務大臣が国会での答弁で、難民支援、周辺国支援などを含めて検討している一方、テロ対策特措法に基づき自衛隊が米軍の後方支援を行うことは困難との見方を示した⁷。また、石破茂防衛庁長官は、部外で

の講演で、イラクでの軍事行動が開始された場合、国際平和協力法の枠組みで対応できなければ自衛隊による対応のためには新たな法的枠組みが必要になると、新法制定の必要性に言及していた⁸。このような、難民支援、周辺国支援に加え、新法制定による自衛隊派遣も含めた日本の支援策については、12月8日に来日したリチャード・アーミテージ国務副長官と、福田康夫官房長官⁹、石破防衛庁長官、外務事務次官など政府側関係者に加え¹⁰、同10日には自民党・公明党の幹事長との会談で取り上げられた¹¹。また同16日にはワシントンで日本の外相・防衛庁長官とアメリカ側は国務・国防両長官が参加する日米安全保障協議委員会(2+2)が開催され、川口外相から、米軍の武力行使が不可避になれば、難民支援や周辺国支援などを検討したい旨、難民支援、復興支援に関して積極的な役割を果たすよう公式の場では初めて具体的な説明が行われた¹²。

2003年に入ると、1月23日には、アメリカ訪問中の自民党の亀井静香代議士に対して国防総省高官から、アメリカが対イラクの武力行使に踏み切った場合には、日本に対して武力行使への支持表明、軍事作戦への後方支援、戦後の復興支援の3項目の支援を求められることになる伝えられていたと報じられた。それまで日本が独自に決めるとされていた支援内容にアメリカ側が初めて具体的に言及したものと受け取られていた¹³。また1月下旬には、フランスやドイツが対イラク武力行使に反対の姿勢を明確にする一方、日本としては武力行使後の支援策として自衛隊派遣の検討について報じられるようになってくる。従来想定されていたイラク周辺国での難民救援活動や医療、輸送等の分野での人道救援活動に加え、イラク領域内での駐留軍に対する後方支援、施設の復旧、化学兵器処理などを想定した自衛隊の派遣が取り上げられるようになってきた。しかし、武力行使後もPKOが派遣されない可能性が高いとの見通しから、国際平和協力法に基づく派遣は困難とみられ、新法の整備が必要とされていた¹⁴。その他にも、アフガニスタンでの活動を強化することによりアメリカを間接的に支援する案や、テロ対策特措法と同様の枠組みで対イラク武力攻撃を後方支援する案も検討はされたが、武力行使の根拠となる安保理決議の採択も困難な状況なので、戦闘終了後の復興支援を中心に検討が進められる方向となった。また国際機関を通じた人道支援や自衛隊によるイラク領内での後方支援活動でも、その実施の根拠として新たな国連安保理決議が必要と考えられていた¹⁵。

1月25日夜には、小泉純一郎首相とジョージ・W・ブッシュ米大統領との電話会談が行われた。ブッシュ大統領はイラクが査察に非協力的だが、イラクに対する軍事行動は決定していないとする一方で、日本との緊密な連携と情報交換を約束した。小泉首相は国際協調を維持することが重要だと強調し、米国がイラク攻撃に慎重な欧州各国などと粘り強く話し合いを続けるよう求めた¹⁶。

2月5日には国連安保理の外相級会合において、コリン・パウエル米国務長官が、イラク政府による査察妨害や兵器隠ぺいなどに関する資料として通信傍受記録や衛星写真も提示して、報告を行った¹⁷。パウエル米国務長官は、同22日来日し、小泉首相、川口外相と会談ののち¹⁸、23日には東京で記者会見し、3月7日に予定された国連査察団による報告後速やかに、米英両国が提出した新たな対イラク安保理決議案の採択を求める方針を表明するとともに、石破防衛庁長官や与党3党の幹事長とも会談した¹⁹。また26日夜には、小泉首相がイラク問題への政府の対応について、3月7日の国連査察団による報告を踏まえて表明する意向を示した²⁰。3月15日までには、米英が対イラク武力行使に踏み切った際の緊急対応

策とその公表手順がまとめられた。緊急対応策は、戦闘中の米軍への後方支援や戦費負担は見送り、戦闘終了後の復興支援に重点が置かれ、小泉首相が攻撃開始直後に記者会見して、米英への「支持」表明と併せて発表される方針となった。また、米軍から要請があれば、在日米軍施設の警備に自衛隊が警護出動することも検討することとされた。国外での自衛隊の活動は邦人救出や難民支援などが中心となっていた。周辺国での邦人救出は商用機の利用が基本となるが、チャーター機や政府専用機の派遣に加え、状況により自衛隊のC-130H輸送機やインド洋に派遣している護衛艦の活用も対象とされた。国連はイラクから周辺国への難民は少なくとも60万人、戦闘が長引けば約145万人流出するとみていたこともあり、難民向けの医薬品や食糧などで約1億2000万ドルの支援が検討されたほか、国際平和協力法に基づく人道的な国際救援活動の一環として、自衛隊輸送機により毛布やテントなどの物資輸送に当たることも想定された²¹。

3月20日に米英によるイラクに対する武力行使が開始されると、小泉首相は記者会見で対イラク武力行使への支持を表明するとともに²²、政府としてイラク問題対策本部会議が設置され、「我が国の対応策について」が決定された²³。

3月28日、平成15年度予算の成立を受けた記者会見において、小泉首相は、イラクへの自衛隊の派遣について、既存法で対応可能な活動と新規立法を必要とする活動のうち、ま

i

1. 緊急性の高い対応策
 - (1) イラクとその周辺における邦人の安全確保
危険情報の適時適切な発出と在留邦人、旅行者等への徹底
緊急連絡と避難の体制の維持確保
政府専用機、政府チャーター機の派遣等の準備
 - (2) 国内の警戒態勢の強化・徹底
出入国管理、通関検査
テロ関連情報の収集分析
ハイジャック等の防止策
NBCテロ等への対処
国内重要施設、在日米軍施設、各国公館等の警戒警備
テロ資金対策
不審船対策
 - (3) 我が国関係船舶の航行の安全確保
情報収集の強化と関係者への適時的確な情報提供
沿岸国との連携、協力
 - (4) 世界及び我が国の経済システムの安定
原油等物資の市場動向や供給状態、金融・証券市場の動向を監視
関係諸国等と連携しつつ、必要に応じて、原油の安定供給のための適切な措置を実施
外国為替市場の安定化、金融システムの安定の確保、国内の流動性の確保
 - (5) 被災民の発生に応じた緊急人道支援
国際機関を通じた支援
NGOを通じた支援
国際平和協力法に基づき、周辺国に対し、人道救援物資を自衛隊機等により輸送、物資を供与、文民医療チームを派遣
2. 今後の事態の推移を見守りつつ検討すべき項目
 - (1) イラク周辺地域への支援
ヨルダン、パレスチナ自治区をはじめとするイラク周辺地域への支援（経済支援、救急医療体制整備のための支援を含む。）
 - (2) イラクの復旧・復興支援や人道援助等
イラクにおける大量破壊兵器等の処理、海上における遺棄機雷の処理、復旧・復興支援、人道救援等のための所要措置
3. テロ対策特措法に基づく支援の継続・強化
テロとの闘いを継続する諸外国の軍隊等に対し、テロ対策特措法に基づき、自衛隊艦艇、航空機により、補給、輸送活動等を継続・強化

出典：官邸HP<<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/iraq/030320taiousaku.html>>。

ずは既存法で対応可能な支援を行うとの考えを示すとともに²⁴、新法が必要になるのは、国連決議に沿って今までできなかったことをやらなければならない場合だとしていた²⁵。4月9日には米英軍によりバグダッドが制圧される²⁶が、自衛隊の派遣については、引き続き既存法での対応が優先され、新法の整備は新たに国連安保理決議が採択されるかどうか、またその内容などに応じて検討するとの方針が述べられていた。既存法による対応として、自衛隊法に基づく周辺海域での機雷掃海、イラク周辺国における国際平和協力法に基づく医療、輸送などの人道支援や、国際機関に対する化学兵器関連の専門家派遣などが想定されていた。一方、避難民が当初想定されたほどは発生しておらず、周辺国における対応は必ずしもニーズがない状況となっていた²⁷。

4月21日に開催された政府のイラク問題対策本部会議において「我が国のイラク復興支援策等について」が決定され、「イラクにおける人道・復興支援等に対する自衛隊及び文民による協力について、幅広い見地から所要の検討を進める」こととされた²⁸。国際平和協力法による物資輸送など自衛隊機による難民支援が実施され、ペルシャ湾での機雷処理は必要性も含めて実施は見送られ、事後の主要な復興支援策として、ODAと自衛隊によるインフラ整備や多国籍軍への補給・輸送などが想定されていた。ODAについては相手国政府の明確化や国際機関経由での実施などが条件となり、自衛隊の活動は国連PKOの設立が見込めない中で、新法制定が必要となってきた²⁹。

4月下旬から5月上旬にかけて、自民党、公明党、保守新党の与党3党の幹事長が、アラブ首長国連邦、イラク、カタール、クウェートを訪問し、現地視察などと共に、米復興人道支援室(ORHA)や米軍関係者と会談した。その中で、公明党の冬柴鐵三幹事長は、5月2日、停戦、統治機構の設立、国連安保理決議の採択、国民の支持と理解の4つの前提条件が満たされていれば、国際社会が求めるイラク復興への人的貢献として、自己完結的に実施できる自衛隊の派遣を検討すべきとの意向を明らかにした³⁰。また同じく自民党の山崎幹事長も、国際社会の要請を前提に、土木、医療、輸送などの分野において自衛隊による協力が可能との認識を示していた³¹。

5月22日には、1990年のイラクによるクウェート侵攻以来の対イラク経済制裁の解除等を内容とする国連安保理決議第1483が採択され、米英占領下におけるイラク復興の枠組みが定まることとなった³²。翌23日には、訪米中の小泉首相がブッシュ大統領との会談において、国際平和協力法による周辺国へのC-130H輸送機による人道物資輸送の検討とともに、イラク国内への自衛隊派遣についても日本の国力を踏まえ、日本としてふさわしい貢献をする旨を表明した³³。

イラクへの自衛隊の派遣を巡っては、活動内容と新法の要否について、①国際平和協力法により、周辺国で食料、物資輸送や医療支援等を行う、②新法を制定し、イラク国内での空輸や施設部隊による道路等の復旧・整備等を行う、③新法を制定し、イラク国内で米英軍の治安維持活動の後方支援を行う、の大きく3案が議論されていた。このうち、国際平和協力法による場合には、イラク国内で活動する場合の前提条件となる停戦合意の有無などについて判断が困難で、活動がイラク周辺国にとどまらざるを得ない一方で、新法を制定してイラク国内で人道支援を行うとしても、9月に予定されていた自民党総裁選挙との関係等で新法制定のために国会を延長することが難しいと考えられ、またイラク国内でのニーズも乏しいとの指摘もあった。他方、米英軍の後方支援を行う場合には、武力行使

との一体化や武器使用基準の問題など、法案の整理や国会審議に一層の時間を要するため、その実現性については困難とみられていた³⁴。このようにこの時期に報じられたイラクへの復興支援に関する新法の概要は³⁵、既存法による活動内容と共に、以下のような課題や問題点などが指摘されていた³⁶が、内閣官房では、イラク国内での治安維持活動を行う英米軍への輸送支援や、被災民への食糧、医薬品の提供や医療活動等を可能とする内容なども念頭に、法案化作業が内々進められていた³⁷。

	活動内容	課題・問題点
既存法	国際機関を通じたイラク周辺国への医療提供、食料・物資輸送等の人道支援	イラク戦争開戦直後にも実施。特に問題なし。
	イラク国内での医療提供、食料・物資の輸送、配布	国連決議、停戦合意、受入同意等国际平和協力法上の要件を満たすことが必要。
	鉄道、港湾等施設・設備の復旧	大量破壊兵器が発見されておらず、ニーズなし。
	大量破壊兵器処理のための文民専門家の派遣	ニーズなし。
新法	ペルシャ湾における機雷掃海	米英軍との活動の一体化が緊密となり、集団的自衛権の議論などにつながる
	物資輸送、補給、通信等、米英軍が行う治安維持活動への後方支援	具体的なニーズなし 自衛隊の処理能力にも限界あり
	大量破壊兵器処理のための自衛隊部隊の派遣	

出典：『朝日新聞』、2003年5月23日、2面。

6月1日から3日にフランスで開催される主要国首脳会議への参加を前に、5月23日、小泉首相と関係者でイラク新法を通常国会に提出するかどうかの協議が行われたが、民主党の賛成を得て衆議院を通過した有事関連法案の審議が参議院で続いていること、サミットでイラク復興に向けた各国の意向を探る必要があることなどから結論は出ず³⁸、サミットからの帰国後に小泉首相が最終的に判断し、与党との調整が行われることとなった³⁹。サミットのためフランス滞在中の6月2日、小泉首相は、国連決議採択後の復興支援準備会合等の状況も見て、主体的に考える、国力にふさわしいことをやる、帰国して与党と相談すると述べ、新法の通常国会提出に前向きな考えが示された⁴⁰。

この時期、6月3日には来日したポール・ウォルフォウィッツ米国防副長官が、自民党の山崎幹事長をはじめ与党三党の幹事長と会談し、施設、輸送、通信等の後方支援など具体的な任務に言及して自衛隊の派遣に強い期待を示していた⁴¹。

6月6日に事態対処法など有事関連法が与党に加えて民主党なども賛成して参議院で可決、成立すると、小泉首相がイラク人道復興支援特措法案の国会提出を決断し、同13日に国会提出を指示したと報じられた⁴²。法案の国会提出がこの時期となった背景には、5月の日米首脳会談直後では対米追従とのイメージが強く、首相の支持率に影響が出ることが懸念されたこと、また9月の自民党総裁選挙を見通して、自民党参議院側の意向を踏まえ、有事関連法案審議中の新法制定の表明が控えられたとされている。またイラクの治安状況から制服組からは武器使用基準の緩和も求められていたが、国会の会期延長を小幅とするため、自民党の山崎幹事長の判断で、国会審議に時間がかかる武器使用基準の見直しは取

り上げられなかった⁴³。法案の内容としては、米側から要請があった後方支援分野の任務には対応できるように規定される一方、治安維持任務は規定されず、また武器使用権限の拡大も見送られた「軽め」のものとも評されていた。このように、現地での活動ニーズに関する具体的な見極めもされていない段階で法案がまとめられた背景には、他国がイラク復興への参加を表明する中で、できるだけ早い時期に陸自部隊派遣という具体的な貢献策を表明したいとの意向も指摘されていた⁴⁴。

6月8日には小泉首相と与党3党の幹事長との会談が行われ、イラク人道復興支援特措法案と、テロ対策特措法の2年延長のための改正案の国会提出の意向が、首相から直接示された⁴⁵。同9日には法案の要綱が与党イラク・北朝鮮問題連絡協議会に示される一方⁴⁶、有事関連法には賛成した民主党は、与党との事前の修正協議や法案への賛成には慎重な姿勢を示していた⁴⁷。この時期、小泉首相はイラクでの活動について自衛隊と文民、それぞれの派遣を前提としている旨を与党幹事長に伝えていた⁴⁸が、同時に福田官房長官からは、実際の派遣時期は早くても2カ月先になるとの見通しが示されていた⁴⁹。

6月12日には、政府から自民党の国防部会等に法案の全容が提示された。同日の部会では政府案が了承された⁵⁰が、臨時の総務会では大量破壊兵器が発見されていない状況で自衛隊の活動内容として大量破壊兵器処理の支援が盛り込まれている点に、特に反小泉派とみられる議員からの反論が多く、了承とならなかった。翌13日、改めて臨時総務会が開催されたが、この点について引き続き異論が多く、麻生太郎総務会長と福田官房長官の協議により、政府が削除に合意し、その後、麻生総務会長からの説明を受けて、法案提出について了承され、同日、法案が国会に提出された⁵¹。大量破壊兵器の保有疑惑は、小泉首相がアメリカの対イラク武力行使を支持した最大の論拠であり、大量破壊兵器処理支援の項目の削除により、イラク人道復興支援特措法が何のための法律か分からなくなると落胆する関係者もいた⁵²。一方、アメリカでは、6月11日、議会上下両院情報特別委員会が、イラクの大量破壊兵器問題について、翌週に公聴会を開催する予定と公表し、情報機関に対する調査が本格化することが明らかになっていた⁵³。

6月13日には政府調査チームによる現地調査結果の概要が与党に対して説明された。法案提出に先立ち、6月3日から11日まで、内閣官房、外務省、自衛官を含む防衛庁から合計4名が派遣され、イラクの首都バグダッドをはじめ中部のヒッラ、南部のバスラ、ウムカスルなどで米軍駐留部隊や各地の治安状況などを調査した⁵⁴ほか、特に南部の空港・港湾施設についても自衛隊派遣時の補給路確認の観点から視察が行われた⁵⁵。調査結果の概要によれば、現地情勢については、バグダッド市内や同市以南の地域では略奪・破壊といった「無政府状態」は収束し治安が改善しているものの、同市の西方や北方など一部地域ではフセイン政権の残党などによる局地的な抵抗が継続し、治安状況は不安定と指摘されていた。また、各国の軍隊に期待される役割として、(1)行政体制の確立やインフラ復興、(2)燃料や水などの航空輸送や補給、患者の空輸、(3)大量破壊兵器の搜索などが挙げられていた⁵⁶。特に行政の体制確立、基本的インフラの復興では、自己完結的な能力を有する軍事組織が果たす役割が不可欠と指摘される一方、国際機関やNGOを通じた人道・復興支援や、行政事務に関する助言などの目的で文民の派遣を検討する余地があるとも指摘されていた⁵⁷。

その後、6月20日から25日にかけて自民、公明、保守新党の与党3党による現地調査団

が派遣され、バグダッドとバスラの視察が行われた⁵⁸。帰国後の同26日に行われた自民党の内閣・国防・外交合同部会での調査概要の報告では、イラク人道復興支援特措法案の成立後に派遣を目指す自衛隊に期待される役割として、(1)浄水・給水、(2)食糧・医薬品など人道物資の輸送、(3)患者の搬送が挙げられ、特に航空輸送に強い期待があると説明された⁵⁹。同日、法案審議を行う衆院イラク復興支援特別委員会の理事会においても、政府側から想定されているイラクでの復興支援業務について説明が行われ、自衛隊による輸送・補給業務を中心に、(1)空自のC-130H輸送機による、イラクとその周辺国の間で患者や水、食料、援助物資の輸送、(2)海自のおおすみ型輸送艦を中心に、陸自の部隊や車両の輸送、(3)イラクの非戦闘地域において陸自が補給拠点を設け、燃料、水、食料等を提供するなどが具体的に提示された。この時点では、イラク人道復興支援特措法案の成立後、8月に政府として調査団をイラクに派遣して現地のニーズを調査し、米国などとの情報交換も踏まえて、具体的な復興支援業務を定めた基本計画を閣議決定する方針と報じられていた⁶⁰。

6月24日、法案は衆議院で審議入りするが、イラクへの自衛隊派遣を優先し、迅速な法案審議とするため、民主党との協議に向けた妥協点が当初から含まれているとも評されていた。具体的には、(1)イラク特別事態の定義について国連決議を引用している点、(2)基本計画の国会承認が事後承認とされている点、(3)時限立法の期間が4年である点、それに(4)武器・弾薬の陸上輸送が盛り込まれている点の4点だった⁶¹。このような事前の修正は参議院の要望とされていた。法案成立を急ぐには委員会の開催に定例日の縛りが無い特別委員会を設けて審議することが望ましいが、参議院では特別委員会の委員長は各党持ち回りの慣例があり、次は共産党から委員長が選ばれる順番になっていた。そのため、衆議院同様に特別委員会で法案を審議することができず、常任委員会の外交防衛委員会で週2回の定例日の開催が想定されていたため、早期成立に向けて民主党の協力を得るために、事前の法案修正が求められていた⁶²。

7月1日、民主党と自民党により法案の修正協議が行われるが、民主党は、すでに6月2日から8日にかけてイラクとヨルダンに調査団を派遣し、米軍への攻撃が続いていることや非戦闘地域を区別することが困難であり、イラクに歓迎されるような復興支援の必要性を見つけることは困難との見解をまとめていた⁶³。加えて大量破壊兵器が未発見などイラクでの武力行使の正当性に疑義があることなどの理由からも、7月1日までには、自衛隊派遣に反対の見解をまとめており、修正案も、(1)国連決議の法案からの削除、(2)法案期限の2年への短縮に加え、(3)自衛隊の活動に関する規定のすべてを削除し文民による活動のみを認めるなど、実質的に法案に反対の内容であったため、修正協議は1時間もかからず決裂となった⁶⁴。そのため、同4日の衆議院での採決は与党のみが賛成となる一方、自民党の一部で同時の採決が主張されていたテロ対策特措法の期間延長法案は、一括採決に反対する民主党に配慮し、採決が見送られた⁶⁵。両法案の処理については、通常国会で成立しない場合には会期末の衆議院解散が噂されており、民主党がこれに反発していた一方、テロ対策特措法の改正が継続審議となると解散時期が後ろ倒しになり、公明党が2004年夏の参議院選挙との同日選挙を懸念するという背景が指摘されていた⁶⁶。

その後参議院での審議が進み、当初、7月24日の採決が予定されていたが、野党側が反対の立場から福田官房長官、川口外務大臣、石破防衛庁長官の問責決議を提出したため、その処理に翌25日未明までかかり⁶⁷、同25日昼には野党側から不信任決議案が提出され、

その処理後、委員会で審議打ち切りにより、与党の賛成多数ながら強行採決が行われた後⁶⁸、同26日未明、参議院本会議で賛成136票、反対102票により可決、成立した⁶⁹。

この法案審議を通じて野党側からは、非戦闘地域概念の妥当性、自衛隊派遣のニーズ、そして武器弾薬の輸送を排除していない点が主な追及の対象となっていた⁷⁰。

参議院での法案審議と並行して、イラク戦争開戦直後のイラク難民救援活動に続き、国際平和協力法に基づき、ヨルダンとイタリアとの間での空輸活動を行うイラク被災民救援活動の実施について、7月4日、閣議決定が行われ、同10日にはC-130H輸送機2機が空輸活動の拠点となるイタリアに向けて出発した⁷¹。この時点では、法案成立後、イラク人道復興支援特措法に基づく活動として、早ければ9月下旬にもC-130H輸送機によるイラク領内での空輸支援活動が開始されることも想定されていた⁷²。

7月	国際平和協力法に基づき、空自C-130H輸送機が周辺国に救援物資を集積開始
8月	自衛隊を含む政府調査団をイラクに派遣
9月?	・任務や活動範囲を定めた「基本計画」を閣議決定 ・防衛庁長官が基本計画に基づき「実施要綱」を策定し、総理が承認
9月下旬?	救援物資輸送のため、C-130H輸送機がイラク入り
10月?	・海自輸送艦が車両・機材を積んでペルシャ湾入り ・陸自部隊がイラク入り。人道復興支援や米英軍への後方支援活動を開始

出典：『朝日新聞』、2003年7月4日、1面。

一方防衛庁内では、7月中旬、石破防衛庁長官から事務次官、統合幕僚会議議長など内局、制服組の幹部に対し、約1000人規模の部隊派遣について人選等に着手するよう、指示が出された⁷³。陸自の活動内容は、政府内の調整により、①バグダッド空港を拠点とした浄水・給水、補給活動、②米英軍への燃料補給、③傷病者等の人員、物資輸送が中心になるものと想定されていた⁷⁴。しかしそれらの想定は具体的なニーズを踏まえて検討されたものではなく、浄水活動などは過去の活動実績を踏まえた、一つの机上検討として取り上げられていた⁷⁵。すでに6月下旬にはワシントンで米政府関係者にバグダッド周辺での給水活動等について日本側から説明が行われたが、逆に米側からは一定地域を制圧できる治安部隊や、ヘリコプターやトラックなどの輸送部隊などを含めた、最低1000人規模の他国に頼らない自己完結型の部隊の派遣が求められた。また給水活動に対するニーズはタンパ所在の中央軍司令部に確認する必要があり、さらにイラクの現地に確認のうえ、治安状況が悪化していた北部のバラドでの実施ならニーズがあるとの返答となり⁷⁶、武器弾薬の陸上輸送なども求められていた⁷⁷。しかし7月17日、米側から、バグダッド空港周辺にはニーズはなく、バグダッド北方のバラドでの浄水・給水活動についての打診があったと報じられると⁷⁸、福田官房長官は記者会見で、この時点の治安状況ではバラドへの派遣は困難と述べるとともに⁷⁹、小泉首相も、派遣時期はイラク人道復興支援特措法の成立後にイラクの状況を見極めて考えると述べ、10月中の派遣にこだわらなくなったと受け取られるようになっていた。このような派遣時期の変化の背景には、防衛庁としても派遣前の専門的な調査が複数回必要と判断していたことや、11月上旬に衆議院選挙の実施が固まりつつある中、選挙期間中に犠牲者が出た場合のダメージを避けるためともされていた⁸⁰。

また、7月に来日したトルコ陸軍司令官から陸幕に対し、米軍と一緒に活動すれば旧フ

セイン政権の残党の標的になるとの指摘もなされていた⁸¹。そのため、陸幕での検討においても、安全確保のためにも当初は米軍と行動をとるにすることを考えたが、次第に米軍とは一線を画して独自に活動する方が望ましいとの判断に変わり、それまでの米軍や多国籍軍の後方支援から、比較的安全で人道支援のニーズのある地域での人道復興支援を軸とした派遣が検討され始めた⁸²。

また空自については、国際平和協力法により派遣されていたC-130H輸送機の部隊をイラク人道復興支援特措法の成立後、一度帰国させ、同法に基づきイラク国内への空輸活動に変更する案が検討され⁸³、そのためにイラク周辺国と自衛隊派遣に必要な地位協定締結の調整にも着手されていた⁸⁴。

このように、陸自の活動について、攻撃対象とされる危険性をできるだけ抑える狙いで、南部で人道支援を中心とする方向で内容の再検討が行われることになり⁸⁵、日本側の派遣方針の変更については、7月下旬、ワシントンにおいて米国防総省側に説明が行われた⁸⁶。

なお、参議院の法案審議の時点では、文民であるイラク復興支援職員による医療事業、行政指導、生活関連物資の輸送分配なども実施する意向が政府側から答弁され、自衛隊以外の派遣も引き続き検討されていることが伺えた⁸⁷。

2 基本計画の決定過程

7月26日に成立したイラク人道復興支援特措法は8月1日から施行され、同日付で内閣官房に、自衛隊派遣などのための基本計画案の策定などを担当するイラク復興支援推進室と、自衛隊部隊とは別途派遣されるイラク復興支援職員の活動に関わる事務を行うイラク復興支援担当室の2室が設置され⁸⁸、基本計画の作成に向けて具体的な作業が進められた。

イラク人道復興支援特措法では、自衛隊の活動には、「人道復興支援活動」と、アメリカをはじめとする多国籍軍への後方支援を可能とする「安全確保支援活動」の二類型が予定されており、その両者を合わせて「対応措置」となっていた(法第2条、第3条)。その「対応措置」の実施は国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為が行われていない「非戦闘地域」で実施する必要がある(法第2条第3項)。また国会審議を通じて論点の一つとなった安全確保については、首相と防衛庁長官は、対応措置の実施に際して、円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、安全に配慮しなければならない、と条文に明記されていた(第9条)ので、自衛隊の部隊等による具体的な活動を実施するためには、基本方針などのほか、対応措置の種類・内容、活動を実施する区域の範囲や防衛庁長官による指定に関する事項その他次の事項を基本計画で定める必要がある(イラク人道復興支援特措法第4条第2項)。

基本計画で定める事項

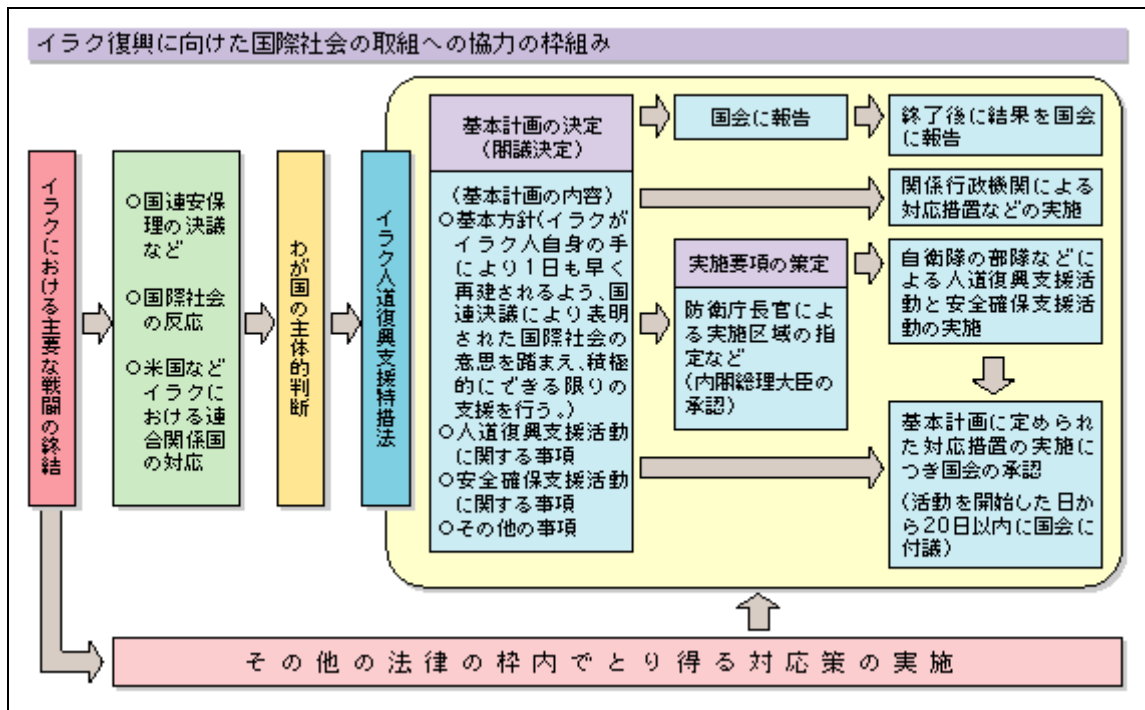
- 1 対応措置に関する基本方針
- 2 対応措置を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該対応措置に係る基本的事項
 - ロ 当該対応措置の種類及び内容
 - ハ 当該対応措置を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ニ 当該対応措置を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該対応措置を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
 - ホ 国際連合等は無償又は時価よりも低い対価で譲渡するために関係行政機関がそ

の事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達する場合には、その実施に係る重要事項

へ その他当該対応措置の実施に関する重要事項

3 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

また基本計画が決定あるいは変更されると、遅滞なく国会にその内容を報告する必要があり(法第5条)、自衛隊の部隊等の活動については、活動開始した日20日以内に国会の承認を求める必要があった(法第6条第1項)ⁱⁱ。



出典：『防衛白書』平成17年版、222頁。

イラク人道復興支援特措法の施行直後の8月2日から衆議院イラク復興支援特別委員会のメンバー8人による現地調査団(团长・高村正彦同特別委員長⁸⁹)が、ヨルダンでイラク被災民救援空輸隊を視察の後⁹⁰、イラクの視察を行った。同3日、国連機でバグダッド入りし⁹¹、联合国暫定当局(CPA)のブレマー文民行政官やサンチェス駐留米軍司令官らと会談、現地の治安情勢や復興支援策などについて意見交換が行われた。高村团长は会談後、「今後の自衛隊派遣に関する議論の前提として、いい基礎ができた。いずれの人からも、日本の協力に強い感謝の意が表明された」と記者団に語った⁹²。

他方、法案成立後8月にも派遣が見込まれていた防衛庁・自衛隊の職員を含む政府調査団の派遣については⁹³、自衛隊の派遣部隊の運用の基本的な方針が、空自を先行派遣し、その後の治安状況を見ながら陸自を派遣する考え方と、陸海空を一体として派遣する案の間で定まらず、当面見送られることとなった。また空自の先行派遣案は、この時期、自衛隊のイラクへの派遣準備そのものが、9月に予定されていた自民党の総裁選挙やその後に

ⁱⁱ 厳密には自衛隊の部隊等による「対応措置の実施」について国会の承認を求めるものであり、基本計画自体は国会の承認の対象にはなっていない。

取りざたされていた衆院解散・総選挙の日取りに悪影響を及ぼすことが懸念されたためとも指摘されていた⁹⁴。

その後、8月19日にバグダッドの国連事務所に対する爆弾テロが発生し、テロが非軍事施設にまで及ぶに至り、調査団の安全確保も一層困難になると見込まれた。石破防衛庁長官も「自衛隊は人道支援をやっていれば安全だ、という話は通用しないということが分かった」と述べるなど、自衛隊の年内派遣は難しいとの見通しが示されるに至った⁹⁵。それでも空自の輸送機であれば派遣は可能とも考えられたが、官邸サイドでは、その場合に派遣の意義が米英等の有志連合支援となってしまうことが懸念されていた。また米側のニーズについても、軍はイラクでの治安維持に必要な部隊や後方支援を求める一方で、外交当局は、ドイツやフランスのアメリカの対イラク政策に批判的な中で、任務が米軍の後方支援であれ人道支援であれ陸自部隊の派遣が決定されることが政治的、外交的に大きな意義があるとの見方をしているとの観測もあった⁹⁶。

そのような状況で、8月20日、日本政府高官とのワシントンでの会合の席で、リチャード・アーミテージ米 국무副長官が、日本国内での自衛隊派遣への慎重論に対して「逃げないでもらいたい。復興支援はお茶会ではない」と厳しい評価を示したと報じられ⁹⁷、9月5日にはワシントンで日本から竹内行夫外務事務次官、米からはアーミテージ 국무副長官らが出席して開催された日米戦略対話において、北朝鮮情勢等の意見交換に加え、イラク復興のための自衛隊の派遣問題について、日本側から現地の情勢を見極めて派遣時期などを判断するとの考えが伝えられた⁹⁸。

9月6日、岡本行夫首相補佐官がイラク人道復興支援のあり方の調査のためイラクに向け出発した。現地では連合国暫定当局(CPA)要人らとの会談を通じて、現地の政治情勢や治安状況を把握し⁹⁹、同16日の帰国後、福田官房長官へ、(1)安全地帯と危険地帯が混在しているが、米軍などと情報交換すれば安全確保は可能なこと、(2)水や医療品など人道支援物資のニーズが強いことなどを報告した¹⁰⁰。

一方9月14日には、イラクへの自衛隊派遣準備のため、医療、給水、救援など人道復興支援活動を中心にニーズや必要事項の調査のため、内閣官房、外務省、防衛庁の職員で構成された政府調査団が出発した。この調査団による現地のニーズや治安情勢の調査結果が、基本計画の策定に資するものと位置づけられていた。調査団の具体的な人数や日程は、出発時には「安全確保の観点」から明らかにされなかったが¹⁰¹、帰国後、増田内閣審議官を団長¹⁰²に内閣官房、外務省、防衛庁からは統幕事務局第3幕僚室長の泉一成陸将補以下自衛官・事務官合わせて6人の合計10人が参加し、イラク国内と周辺国で治安状況や支援活動の内容、必要な装備品などの調査にあたったことが明らかにされた¹⁰³。

9月17日、岡本補佐官から情勢報告を受けた小泉首相は、日本としてできる支援はあり、ひるんではいけないと、自衛隊派遣に前向きな姿勢を示した¹⁰⁴。また、同日、ベーカー駐日米大使が川口外相を訪ね、イラク復興資金に対する日本からの拠出を公式に要請するとともに、自衛隊のイラクへの早期派遣を求めたのに対し、川口外相は前向きな対応を約束した¹⁰⁵。小泉首相自身、同19日夜、ブッシュ米大統領と約10分間電話で協議し、イラクとアフガニスタンの復興に日米両国が協力して取り組む方針について、米側が求める復興に必要な資金拠出や自衛隊の早期派遣を前向きに検討する考えを示した¹⁰⁶。

9月20日、自民党総裁選挙が行われ、小泉首相が得票の6割以上を獲得して圧勝し¹⁰⁷、同

22日に内閣改造が行われたが、福田官房長官、川口外相、石破防衛庁長官は留任し、外交・安保政策は継続性重視とも評され¹⁰⁸、10月のブッシュ米大統領来日時首脳会談に向けて、資金援助の大枠と自衛隊派遣の確約を表明できる方向で作業が急がれた¹⁰⁹。9月24日には石破防衛庁長官は、装備や訓練に時間がかからない地域なら、年内にイラクへ派遣することもあるかもしれないとの認識を示すとともに、空自は離着陸時の荷物の積み下ろしの際に危険が集中する一方、陸自は24時間危険があるので、派遣時期はずれるとも語り、空自の先行派遣と、陸自派遣に際しては治安情勢を慎重に見極める方針を示した。福田官房長官も、同日、自衛隊は年内に派遣できないということではないとの認識を示していた¹¹⁰。

9月26日には臨時国会が召集された。通常国会から継続審議となっていたテロ対策特措法の期限を2年間延長する改正法案の取り扱いについては、海自によるインド洋での給油実績が2003年に入り減っていたものの、イラクへの支援で実績がない以上、10月17日のブッシュ米大統領の来日を控え、対米協力姿勢を示すためにもテロ対策特措法の期限延長は至上命題と認識され、10月10日の成立、同日に衆議院解散という日程が臨時国会召集時には固まっていた¹¹¹。民主党は、10月2日、延長後の自衛隊の活動に対する国会の事前承認や、法律の再延長を行わない等を内容とする修正案を衆議院の委員会に提出したものの否決され、翌3日、政府提出法案が衆議院を通過し¹¹²、同10日、参議院で可決、成立するとともに、衆議院が解散された¹¹³。

10月3日には、石破防衛庁長官が記者会見で、年内の空自や陸自先遣隊の先行派遣など、様々な可能性を追求しているが、最終的な判断は政府調査団の報告を待ってからになると明らかにした¹¹⁴。8月末には南部への派遣について米側に説明していたが、米軍のニーズに合致した場所と活動内容という点から、100人程度の陸自施設部隊の北部への派遣と、空自輸送機によるイラク国内への輸送支援を年内に開始することが、再度検討されるに至っていた¹¹⁵。10月9日には、政府調査団が帰国し、同15日小泉首相に対して、イラク南部のナシリヤやサマーワなどの都市周辺で陸自の活動が可能との調査結果を報告した。首相はこの後、記者団に対して「日本としてできることがある。これから主体的に考えていかなければならない」と語った。陸自の活動としては、日本の政府開発援助(ODA)で建設した病院などへの電力供給や、給・浄水などが想定されるとともに¹¹⁶、活動地域は治安が比較的安定している南部のナシリヤやサマーワなどが候補地として挙げられていた¹¹⁷。この時期の検討作業は、どのような任務や派遣規模なら年内派遣が可能なのかという逆算方式とも評されており、11月9日の総選挙後に、官房長官による準備指示以降の派遣準備を本格化させるスケジュールが、次のように想定されていた¹¹⁸。

10月10日	・ 衆議院解散 ・ 政府調査団報告書の概要発表。派遣計画策定に着手
17日	・ ブッシュ米大統領来日。日米首脳会談
23-24日	・ マドリードでイラク復興支援国会議
11月 9日	・ 衆議院総選挙
(以後)	・ 官房長官が閣議で自衛隊に「準備指示」。自衛隊が装備調達など派遣準備に着手 ・ 任務、派遣先などを定めた「基本計画」を閣議決定 ・ 防衛庁長官が「実施要綱」を策定。首相の承認後、自衛隊に派遣命令
12月?	・ 陸自、空自の各部隊をイラクへ派遣

出典：『朝日新聞』、2003年10月9日、2面。

政府調査団による小泉首相への報告と前後して、10月17日の米大統領訪日を控え、陸自先遣隊と空自輸送機部隊を年内に派遣する方針を固めたと報じられるようになる。具体的には、陸自先遣隊は数十人規模でイラク南部のバスラやナシリヤなどに派遣され、本隊用の宿営地を設営し、本隊の派遣は年明け以降となる予定で、北海道の北部方面隊中心にODAで建設した病院への電力供給などインフラ整備を進める。また空自はC-130H輸送機3機が、クウェートを拠点にバグダッド国際空港やバスラ空港に米軍物資を輸送する方向とされていた¹¹⁹。これは年内派遣を優先した北部派遣案に対し、米軍への直接的な支援にはつながらないものの、より治安が安定している南部への派遣を防衛庁が強く求めた結果と受取られていた¹²⁰。

10月14日には、福田官房長官が記者会見において、イラクへの自衛隊派遣について、できることから早く取り組むよう防衛庁・自衛隊に言っていると述べた。これが従来の国際平和協力業務における公式準備着手のトリガーとなっていた準備指示と同様に受け取られたが¹²¹、同16日の会見で官房長官は、準備指示はしておらず、防衛庁で判断すべき事柄だと否定した¹²²。翌17日、石破防衛庁長官は、仮に決定があった場合に円滑、迅速に対応できるように、防衛庁内で実施可能な作業を、政府の了解の下に行っているとして、一定の準備作業の実施は命じたものの、派遣を前提にした準備指示という段階には至っていないとの認識を示した。また、準備状況については、政府の基本計画が正式に決定するまで非公表とすることとされた¹²³。

10月16日には、政府としてイラク復興資金として無償資金協力を柱に15億ドルの資金支援策が発表され¹²⁴、翌17日の日米首脳会談では、ブッシュ大統領から資金支援に対する謝意が示された。一方小泉首相からは、復興・人道支援で役割を果たすと述べ、この発言は自衛隊の早期派遣の方針を伝えたと理解されていたが¹²⁵、その後、自衛隊の派遣については状況を見て判断すると述べるにとどまり、派遣方針に変更はないものの11月9日の衆議院選挙までは争点となることを避けていると見られていた¹²⁶。11月1日から、岡本首相補佐官が再びイラクを訪れ¹²⁷、同6日、バグダッドでの記者会見では、イラクの治安状況は厳しいものの、派遣先の有力な候補地とされていた南部のサマーワ周辺は治安が安定しているとの認識を示し¹²⁸、あるいは川口外相も、同4日の記者会見において、イラク人道復興支援特措法の条件に合う地域もあるとして、南部など比較的治安が安定している地域への派遣は可能との考えを示していた¹²⁹。

この時期、総選挙後の11月中旬に基本計画を閣議決定し、陸自部隊については12月中旬に150人規模の先遣隊、翌年1月に600人規模の本隊を派遣する予定と報じられるとともに¹³⁰、文民であるイラク復興支援職員についても医療支援、下水道や学校、電力施設の復旧などを想定して派遣予定との報道が続いていた¹³¹。小泉首相自身、11月7日には遊説先で、イラクへの派遣の意義について、人道支援のために自衛隊、民間、政府職員それぞれの役割がある旨、演説で触れていた¹³²。

11月9日の衆議院総選挙の結果は、自民党、公明党、保守新党の与党3党が、絶対安定多数は確保したものの287議席から269議席に減った一方、自衛隊のイラク派遣反対を主張していた民主党が137議席から177議席に増加したことなどから、11月中旬と報じられていた基本計画の閣議決定が特別国会終了後に持ち越される方向となった¹³³。これは、総選挙後

の特別国会召集前に基本計画を決定すると特別国会に報告する必要が生じるため、民主党など派遣反対を訴える野党側からの徹底追及にあうことは必至と見込まれ、国会での追及を受けつつ派遣を強行することは小泉首相にとって痛手である一方、対米関係からは派遣の取り止めも困難なため、先送りが選ばれたとされている¹³⁴。

それでも11月12日には福田官房長官が、年内派遣の考えは維持されていること、また自衛官による専門調査団が現地調査を行うことを記者会見で明らかにした¹³⁵。これは同14日にラムズフェルド米国防長官の訪日が控えており、米国に対して一定の姿勢を示したものと受け取られていた¹³⁶。しかし同じ11月12日、派遣先と目されていたサマーワ近傍のナシリアで治安維持に当たっていたイタリア軍警察に対する自爆テロがあり、多数の死傷者が発生した影響で、比較的安定したと見られていた南部地域でも、より詳細な情報収集が必要と判断され¹³⁷、そのため11月14日のラムズフェルド米国防長官との会談では、小泉首相からイラク情勢は楽観を許さない厳しい状況が続いている旨を述べるにとどまった。これは、陸自のイラク派遣は現地の治安情勢を慎重に見極めて判断したいとの考えを、内々、米側に伝えたものと受け止められていた¹³⁸。

一方、11月15日には陸上自衛官を主体に航空自衛官を含む10数人で構成された専門調査団がイラクに派遣された。翌16日には、クウェートから車両でイラクに入り、同18日にはサマーワに入り¹³⁹、オランダ軍幹部との意見交換やキャンプ・スミッテの警備態勢などの視察とともに、ナシリヤで起きた自爆テロの情報収集をはじめ治安状況を中心に調査を行った¹⁴⁰。また、同17日のバスのイギリス師団司令部の調査からは、イラク駐在の外務省職員も調査に同行し、復興支援活動の具体的内容として想定されていた給水、医療、施設補修の3分野やその他でもイラク側のニーズが高い事業について、自衛隊の活動とODAとの具体的な連携要領などが検討された¹⁴¹。専門調査団は、引き続きイラク情勢の情報収集にあたるため一部の要員をクウェートに残し、11月27日に帰国した。帰国後、防衛庁長官にサマーワの治安状況は比較的安定していると報告した。この報告を受けて基本計画が閣議決定される方向となるが、なお、具体的な派遣時期については防衛庁長官が作成する実施要綱によって確定する要領とされた¹⁴²。

11月29日には、イラク北部のティクリートを車両で移動中の奥参事官、井ノ上書記官が襲撃され死亡する事案が生じ¹⁴³、イラク復興支援職員の派遣が見送りとなるとともに、自衛隊の派遣についても慎重な対応を求める意見が与党内でも高まったが¹⁴⁴、12月3日、石破防衛庁長官から小泉首相へ、専門調査団の調査結果を踏まえ、イラク南部への自衛隊派遣は可能と報告がなされた¹⁴⁵。

同じく12月3日夜、官房長官と公明党幹事長の会合が持たれ、基本計画の閣議決定を12月9日とすることが伝えられ¹⁴⁶、与党内での調整が具体化した。公明党は同4日に外交・安保部会¹⁴⁷、同5日に拡大外交・安保部会¹⁴⁸、同6日に全国代表者会議を開催し、自衛隊の派遣に反対はしないものの、陸自の派遣時期については慎重の上にも慎重を期すという与党の意見が最大限尊重されるべきとの対応となる¹⁴⁹。同8日昼には政府与党連絡会議が開かれるとともに、同日午後には自民党で関係部会、同9日に総務会が開催され、閣議決定に向けた党内手続きが終了する。同日昼、小泉首相と公明党の神崎武法代表が会談し、(1)人道復興支援活動を中心とした対応を行う、(2)陸自部隊の活動について首相は治安状況を十分見極め、改めて適切な指示を行う、(3)与党と緊密に協議する、との三点を内容とする

覚書が交わされ¹⁵⁰、同日午後、基本計画が閣議決定された¹⁵¹。この基本計画では、まず人道復興支援を中心とした対応措置を実施することが基本方針とされ、安全確保支援活動は人道復興支援活動に支障を及ぼさない範囲で実施するものと位置づけられていた。それに加えて、自衛隊の活動区域の指定に関する事項として、いずれの活動の実施に当たっても、自衛隊の部隊等の安全が確保されなければならないと、安全確保が活動の前提条件として明記されていた¹⁵²。

その後、閣議決定後の記者会見において、小泉首相がイラク人道復興支援特措法の規定では実施が認められている武器・弾薬の輸送について、自衛隊は人道復興支援活動に行くのだから、武器・弾薬の輸送は行わず、その旨実施要綱で具体化されると言明した¹⁵³。

実施要綱は、12月18日作成され、同日、総理の承認を受ける¹⁵⁴。その際、小泉首相から石破防衛庁長官に対し、隊員の安全確保に万全を期すよう指示があった。また陸海空本隊の出国時期は、実施要綱に、防衛庁長官が現地の状況を確認のうえ、首相の承認を得て定めると規定され、陸自本隊の派遣時期を明記することは見送られた。総理との会談後の記者会見で、石破長官は、陸自本隊の派遣は翌2004年1月中旬に派遣予定の先遣隊による調査結果などを待って判断する方針を強調したうえで、情勢次第では本隊の派遣を先送りする可能性があるとの見解を示した¹⁵⁵。実施要綱の承認を踏まえ、12月19日、空自先遣隊の派遣命令と陸自、海自への派遣準備命令が防衛庁長官から出された¹⁵⁶。

実施要綱の承認に先立ち、12月16日、公明党の神崎代表がイラク視察に出発し¹⁵⁷、同20日には米軍機でイラク入りし、サマーワなどを約3時間半視察した¹⁵⁸。同22日に帰国後、小泉首相と会談し、現地は比較的平穏との印象を持ったものの、限られた視察であり、政府として詳細な調査の上、陸自の派遣については慎重の上にも慎重を期して欲しいと要望した。会談後の記者会見で神崎代表は、公明党は公明党の立場で責任を持って検討する材料の収集に取り組んだ旨、述べた¹⁵⁹。また、同25日には同党の両院議員団会議が開催され、陸自の派遣については、政府が具体的な派遣時期を定めた段階で安全性を再確認し、党内手続きを経た上で、正式に了承する方針が確認された¹⁶⁰。

12月26日、空自先遣隊の第一陣約20人が、成田空港発の民間航空機でクウェートに向けて出発する¹⁶¹。

年が明け2004年1月5日、小泉首相は年頭記者会見で、イラクに派遣する自衛隊の安全については万全の措置を講じていると述べていた。サマーワにおける陸自部隊受け入れに際して、宿营地周辺の警備や学校、病院などの公共施設の補修作業などで現地住民を雇用することが検討されていた。これらの補助業務が必要かどうかは不明だったが、実施すれば経済援助効果を生むと考えられていた。またODAの再開も融和策として検討されたが、イラク暫定政府の発足が6月と見込まれたので、その発足後、直ちに、道路や建物の復旧事業、メソポタミア湿原の復旧などの公共事業を支援し、間接的にイラク人雇用につなげる予定だった¹⁶²。

1月6日には自民党・公明党の幹事長会談で、陸自の派遣スケジュールとして、

- ・ 先遣隊を1月中旬に派遣
- ・ 大型輸送機アントノフをチャーターし軽装甲機動車8台をクウェートに輸送
- ・ 先遣隊はオランダ軍の警備でクウェートからサマーワの同軍宿营地に入る
- ・ 約1週間後に数人が帰国し、治安状況などについて報告
- ・ 宿营地を設営する施設部隊と本体の派遣について首相が月内に判断する

と政府側から説明され、サマーワでのODAプロジェクト実施のため、外務省職員を陸自部隊と同行させることも説明された¹⁶³。同8日の公明党拡大中央幹事会では、陸自先遣隊は部隊としての派遣ではなく、本隊派遣に向けた「調査団」との位置づけで了承に向けた手続きが執られた¹⁶⁴。

1月9日、陸自先遣隊と合わせて空自本隊約150人の派遣命令が発出され¹⁶⁵、同22日、イラク復興支援派遣輸送航空隊の本隊第1陣110名が、空自小牧基地から政府専用機でクウェートに向けて出発した¹⁶⁶。また同16日には、要員約100名から成る陸自イラク復興業務支援隊の編成完結・隊旗授与式が防衛庁で実施され、佐藤正久1佐以下約30名の先遣隊が、成田空港からクウェートに向けて出発した¹⁶⁷。

その後、一部の要員が1月23日午前に帰国し、同日中に石破防衛庁長官に対し、サマーワの治安状況は安定し復興支援活動に影響ないとの調査結果を、約2時間にわたり説明した。また同日夜、自民党・公明党の幹事長に対して大森官房副長官補などから非公式に説明が行われた¹⁶⁸。翌24日には自民党・公明党の幹事長・政調会長に対して政府側から正式に調査結果の説明が行われ¹⁶⁹、同26日昼に行われた小泉首相と神崎公明党代表による与党党首会談において、その際神崎代表からは、首相の判断を尊重するとともに、公明党の要望として①派遣隊員の安全確保、②国民に正確な情報を伝える報道対応、③現地の期待が高い雇用対策、の3項目が伝えられ、陸自本隊の派遣が決定された¹⁷⁰。

このように、2002年秋に内閣官房において内密に検討が開始されたイラク情勢への対応の一環として、イラク人道復興支援特措法の制定を通じて、イラク国内での自衛隊による人道復興支援活動の枠組みが形成され、その枠組みの下、2004年1月までの政府・与党内の調整を経て、イラク南部サマーワでの陸自部隊による活動と、その支援等に当たる空自輸送部隊の派遣が、開始された。

3 陸自の対応

イラク人道復興支援特措法の制定までは、陸自派遣部隊の規模、派遣先地域、活動内容が主要な論点となり、基本計画の決定までにはさらに派遣時期が現地の治安状況との関係から重要な課題となっていた。

また、基本計画と実施要項の作成・承認後、部隊の派遣が具体的に始まるので、基本計画の策定等と並行して所要の派遣準備を進める必要があるが、2003年10月の官房長官からの準備指示を巡る経緯のように、準備作業にも、防衛庁内で実施できるものと、内閣としての事実上の承認を要するものが存在していた。

そこで、陸自部隊の海外派遣に向けた準備作業が、法律・閣議決定レベルに対応する陸幕だけでなく、実際に派遣される部隊のレベルまでどのように行われるのかについて、初の海外派遣事例である1992年のカンボディアPKOへの派遣と、時期的にイラク派遣の直前に実施された例として2002年からの東ティモールのPKOへの派遣、そして国連PKOの枠外で行われた活動という類似性の点から1994年のルワンダ難民救援活動の3つの事例の状況を概観したうえで、イラク派遣に向けた陸幕及び派遣元部隊での準備の状況について詳しく見てみることにする。

2003年6月9日、イラク人道復興支援特措法案の閣議決定を受けて、陸幕において、防衛部長以下でイラク派遣に関するプロジェクトチームが設けられた。当初プロジェクトでは、米軍に守られていれば安全が確保できるうえ、日本の対米支援を直接アピールできるとの考えから、バグダッド空港周辺の米軍管轄地内で給水支援を行う案など¹⁷¹、派遣に向けた検討・準備作業の具体化が図られていったが¹⁷²、それに先立ち、3月にイラクでの武力行使が開始された頃には、戦闘終結後に陸上部隊が派遣される場合を想定して、アフガニスタンのISAFの活動状況、イラクの白紙的な地形データや風俗習慣、文化事情などについて、通常業務の範囲内で情報収集が進められている部署もあった¹⁷³。

(1) 海外派遣準備のパターン

① 派遣準備活動の全体像：カンボディアPKOへの派遣

カンボディアPKOに向けた陸幕レベルでの検討作業は、1991年9月の国際平和協力法案と国際緊急援助隊法改正案の国会提出、審議の開始と、同年10月23日のパリ和平協定の調印を受けて始められた。陸幕長の指導により、国際平和協力活動の基幹要員に対して英語の集合教育が開始されたが、当時は自衛隊に対して任務を具体的に付与する法律の成立以前に教育を実施することは、それらの教育を行う根拠となる防衛庁設置法上の調査・研究の所掌事務の範囲を逸脱するものとの批判も受けた。その後、11月に入ると国際緊急援助隊法の改正については法律成立後、即施行される方向との情報があり、国際緊急援助活動に関する調査・研究を優先して実施することとされた。1992年に入ると、3月15日にUNTACが正式に発足するとともに、その直後の3月22日に宮澤喜一首相が防衛大学校の卒業式において、国際社会の期待に応え、自衛隊が国際貢献の能力を発揮することは、大いに意義がある旨訓示するとともに、翌23日にはカンボジアのフンセン首相が自衛隊のUNTACへの参加を要請したと伝えられ、それらの動きを受け、陸幕内に1佐を長とする国際貢献プロジェクトが設置され、カンボジアへの派遣を念頭に、カンボジアの現代史、地理、風俗・習慣や、国連PKO全般の歴史や意義、UNTACの組織、カンボジアで陸自に予想される活動内容の検討などが始められた。このような検討、準備作業は、一定の前提条件を置いたうえで、前提が逐次具体化するのに応じて、より具体的かつ詳細な内容の検討へと進められていった。3月時点では「活動場所の前提はカンボジア、行動する分野は不明。したがって、PKF、後方支援、停戦監視など、想定されるほとんどすべてのものを検討する」という前提で始められ、5月末に法案修正によりPKF本隊業務が凍結されると、検討範囲は主に後方支援の施設、通信、医療、輸送の4業務と停戦監視に絞られ、6月下旬にUNTACの明石代表から施設部隊との意向が示されたのを受け、「施設大隊の派遣」を想定した具体的な計画作成へと絞り込まれていった。このように、前提の具体化に応じて検討の範囲も具体化するとともに、この時は1990年秋の国連平和協力法案の時点で行われた、医療、補給整備あるいは輸送等を任務とする部隊派遣についての検討作業の経験や教訓も活かされていた¹⁷⁴。

この間、実際に派遣部隊の準備を担当することになる中部方面隊隷下の第4施設団では、公式な指示などがないながらも、万が一カンボジアへの派遣を命じられた場合に備え、1992年5月中旬からの実施が計画されていた施設団内の指揮所訓練の場を活用して、ケー

スタディが行われた。その指揮所訓練の時期に、陸幕の担当者からUNTACへの派遣が検討されている施設大隊の編成の可能性について、内々、照会があり、また中部方面総監部の担当部署からも、陸幕では国際平和協力法成立後直ちにUNTACへの派遣準備にとりかかる意向との連絡が入り、第4施設団が派遣施設大隊の編成にかかわる公算が極めて高いと認識された。そこで、カンボジアでの活動内容などに関する具体的な情報がないながらも、幅を持った任務に融通に対応可能なことや小規模の部隊が独立して活動する可能性なども見込んで、施設団隷下の3つの施設群から同様の編成の中隊を1個ずつ派遣することを骨格とした450人規模の一案が検討された。この間、指揮系統を通じた正式な指示などがないなかで、施設団長の個人的な人脈や、職種や業務に応じた日頃からの陸幕や方面総監部の担当部署との調整系統などを通じて、施設団による自主的な作業の形で陸幕での検討状況や基礎的資料などについての情報収集や派遣に向けた各種作業の計画案の検討などが行われた¹⁷⁵。

陸幕での検討の第二段階で、国際平和協力法の成立から防衛庁長官による派遣準備指示までの間に、派遣を担当する方面隊は、当初は中部方面隊、次は北部方面隊が腹案とされた。これは、東北方面隊は国際緊急援助隊の待機任務、東部方面隊は北方機動特別演習、西部方面隊は陸幕指名演習の日米共同演習など、他の主要な事業の担任と重複しないように考えられたためであった。7月上旬からは具体的な施設大隊の編成が検討されるとともに、新たに調達が必要なリモコンドーザー、ランドクルーザー等の小型車両、衛星通信装置等について、調達の可否について企業側への打診が始められた。その他の中部方面隊が保有していない装備品については、8月以降、他の方面隊から管理替えが行われた¹⁷⁶。

部隊の編成要領については、平素の部隊のままの形で一つの集団としてまとまった形とするか、最初のPKOの成果を広く部隊に普及するためにも、できるだけ多くの部隊から集めた混成部隊とするかの両案について、陸幕長と中方総監の間で話し合わせ、中部方面隊隷下の3個施設群からそれぞれ1個中隊ずつ派遣する案とされた¹⁷⁷。

派遣部隊は約600人規模となったが、通常施設大隊と比べて、施設作業の質や量、それに伴う装備等については同様のものではあったが、臨時に集成された部隊であること、家族から離れた厳しい環境下で活動すること、直接の上級部隊からの支援が得にくいこと、宿営地の開設や撤収を自ら行う必要があったこと、外国語を使う機会が多いこと、視察等を受ける機会が多く部外対応等が忙しいこと、常に日本代表として行動しなければならないことなど、通常部隊では考えられないような特性も持ち合わせていた。そのため、このように特殊で難しい部隊については、規模に関わらず、カンボディア派遣団(群)というような名称で、将補(1佐)の団(群)長に、1佐(2佐)の幕僚を揃えるという編成案もありえたが、種々の議論の末、最後は諸外国並みにという考え方で、中佐に相当する2佐を指揮官とする大隊として、防衛庁長官に直接隷属する長官直轄部隊として編成された¹⁷⁸。

指揮官の人選については、一人に絞って決定するのではなく、必ず複数の候補者を挙げて、上司、同僚、部下あるいは左右の指揮官といった種々の立場からの意見を踏まえ、最終的に決定された。また副指揮官の人選についても陸幕長レベルで慎重に検討され、中部方面隊から派遣された一次大隊の場合、中部方面隊での勤務経験がなかった指揮官を補佐するため、方面隊生粋の副指揮官が指名されていた。施設中隊の人選については基本的に各施設群長に任せられる一方、給水、通信、補給、整備等の分野においては、施設部隊だ

けでなく、全職種から精鋭を集めることとされ、職種にこだわらずできるだけ技能の優れた者を集めることとされ、平素からの建制を保つことと混成ということの調和が工夫され、7月中旬までには約600名の編成の検討を終え、9月中旬の派遣を前提に派遣計画の一次案が策定された¹⁷⁹。

その後、8月10日に国際平和協力法が施行されると、翌11日、防衛庁長官から派遣準備に関する長官指示が出され、それに基づき陸幕、中部方面隊からも準備命令が発出され、指揮系統を通じた具体的かつ組織的な派遣準備が本格化に始められた。要員選考は、本人の意向や健康診断の結果などをもとに進められたが、虫歯なども含めた身体検査の結果から再検査や予備要員との交代が急遽必要となる者が想定以上に多く、派遣要員全員を集めた集合訓練開始の直前まで指定作業が行われていた。8月24日から6日間、派遣候補者全員による集合訓練が兵庫県の青野ヶ原演習場で実施されたが、実施場所が決まったのが8月5日、予備要員も含めた訓練参加者が決まったのも8月20日だった。この訓練は、派遣要員全員が参加した唯一の訓練の機会だったので、個々の活動の練度を向上させるだけでなく、派遣隊員相互の団結の強化や意思の疎通の端緒を得る貴重な機会だった¹⁸⁰。

物の準備については、国連用の塗装や国連マークの貼付、あるいは車両への無線機、クレーンなどの取り付けなど、派遣部隊で使用する装備品の準備を、中部方面隊の兵站を担当する関西補給処が中心となって対応した。それら装備品の輸送用のこん包については、本来であれば、派遣隊員自らが現地での使用のことも想定して実施することが望ましいものの、時間的余裕がなかったため、支援要員が担当せざるを得なかった。そのため、カンボディアの現地で、「どこに、何があるか」を把握するのに手間取ることとなり、教訓事項の一つとされた。準備事項の三番目として現地への輸送手段の確保については、海上輸送、航空輸送それぞれの民間業者との調整が課題となっていた。つまり、9月中旬の派遣とおおよその見込みはあるものの、あくまで「概定」であり、何月何日と確定する必要がある空港や港湾の使用に関する調整、航空機や船舶の確保などについて、仮に日程変更によるキャンセル等が生じた場合の経済的リスクを、民間企業側が負担せざるを得ないような形で準備を進めざるを得なかった¹⁸¹。

以上のような準備プロセス全体の総括として、6月の国際平和協力法の成立から9月中旬の部隊派遣までの短期間で約600人の部隊について、人と物の両面から準備と組織化ができたことは自衛隊の組織力が最大限発揮できたということ、また海外への部隊展開について輸送手段の確保、物資のこん包要領などの具体的なノウハウが獲得できたこと、3点目として施設大隊の派遣ということは概定していたものの、配置場所や具体的な任務の確定に時間を要したため、編成、装備、要員数や個人の要員指定が二転三転することとなり、結果的に装備品の把握に十分な時間が確保できず現地での活動開始に制約となったこと、第四に、国際平和協力業務の実施に関する政治的な意思決定が適時適切になされることが重要であることの4点が指摘されている¹⁸²。

また、海外派遣部隊が長官直轄部隊として編成されると、統合運用開始前の当時では、その部隊運用は陸幕長が長官の命令を直接執行し責任を負う体制になるので、陸幕長一方面総監一師団長・施設団長等の通常の指揮系統を通じて指揮するよりは、結節が少なく、派遣部隊指揮官と直接のやり取りが可能となり、また全責任は陸幕長が負うことを明確にできる点が重要だと評価されている¹⁸³。

② 派遣元部隊での準備状況(イラク派遣と同時期の例):東ティモール国際平和協力活動

UNTACへの派遣は陸自として初めての海外派遣であり、また公式の準備指示が出されてからの期間が実質的には1か月もない状況で派遣されたが、2002年3月から2004年6月までの東ティモールでのPKO活動については、2001年9月に与党調査団が現地調査を行い、同年11月6日には閣議における内閣官房長官からの発言を受けて国際平和協力業務の準備に関する指示が防衛庁長官から発出され、同月には政府調査団と専門調査団が同時期に現地の調査を行うなど、所要の準備が公式に開始されている。その後、2002年2月に国連から要員派遣について正式に要請されるとともに、同15日に実施計画等が閣議決定され、同24日に第1次派遣施設群が編成完結、3月2日に本隊の受入を行う先発隊が出国し、4月25日までにすべての人員、装備が現地に到着するスケジュールで派遣された¹⁸⁴。

その1次群に続き、イラク戦争の開戦に向けて情勢が緊迫していた2002年9月から2003年3月まで、東北方面隊から派遣されていた第2次派遣施設群の場合、派遣に向けた準備は次のようなスケジュールで行われていた。

まず、2002年4月8日、東北方面隊に所属し、宮城県の船岡駐屯地に所在する第2施設団に東チモール準備隊が設置され、第2次群の派遣に備え、事前に1次群の現地における活動状況等について情報収集するとともに、派遣に向けた準備計画作成にあたった¹⁸⁵。

その後、5月14日から23日まで、船岡駐屯地において、第1次の集中訓練が実施され、導入教育としてPKO全般、東チモールの地誌等の教育が行われるとともに、集中訓練間に予防接種、被服のサイズ合わせ等が行われた¹⁸⁶。

その後、王城寺原演習場における第2次集中訓練を経て、7月15日から24日にかけて、福島県に所在する白河布引山演習場において仕上げの実働訓練となる第3次集中訓練が行われ、「布団かご」構築訓練、パネル橋架設訓練等の施設作業、宿営地の維持・管理を含めた総合訓練を実施し、派遣に必要な技能の向上が図られた。引き続き仙台駐屯地では内閣府国際平和協力本部事務局、外務省、国際医療センターにより、国連及び派遣国に関する基礎知識などの教育が実施された。また、衛生職種の隊員らは、集中訓練終了後、自衛隊仙台病院の支援を受け、医療機材の教育を受けた。この第3次集中訓練と内閣府等の研修により、派遣予定部隊は、派遣の態勢をほぼ整えた¹⁸⁷。

同時に個人用の日用品、被服、薬品などの準備も東北補給処において進められ、7月から、派遣隊員が着用する制服、迷彩服等約4000着に国連記章などの縫製作業が行われるとともに、8月からは中隊毎に日用品、被服、薬品などを受領し、現地に送る部隊・個人用コンテナにまとめて集中保管された。これらのコンテナは人員に先立ち8月30日に現地に輸送された¹⁸⁸。

なお、施設機材等の大型装備品は海自輸送艦や民間チャーター船により東ティモールまで輸送されたが、海自側での検討作業は2001年9月末には開始されていた。特に陸自が撤収後の譲与を見越して部の施設機材に民生品を使用したのが、それら施設機材をおおすみ型輸送艦に搭載し、ホバークラフト型の揚陸艇であるLCACにて海上から揚陸できるかについての確認に時間を要した。その結果、おおすみ型で輸送するには民生品に所要の改造を加える必要があり、その作業時間が確保できないことから、民生品機材は民間チャーター

船により輸送されることとなった。また、おおすみ型輸送艦が着岸可能な岸壁やLCACが揚陸可能ななだらかな傾斜のビーチの有無なども確認の必要があり、最終的には海自輸送艦部隊の指揮官や担当幕僚が2001年12月に現地に派遣された東チモール事前調査団に加わり、実地に情報収集、確認が行われた¹⁸⁹。

2002年8月23日、第2次東チモール施設群等の編成命令が発出されたのを受け、東北方面隊は直ちに680名の第2次東チモール派遣施設群等の編成を準備、9月3日に編成完結し、同7日には隊旗授与式が行われた。派遣は翌8日に第1波230人が仙台空港から出国、第2波は9月15日に出国した。同20日には現地で1次群から指揮転移が完了するとともに¹⁹⁰、残る第3波は同22日に出国した¹⁹¹。

第1次群は2002年11月の準備指示から2003年3月の派遣開始まで約4か月だったが、2次群以降は、中部方面隊が編成を担当した3次群、西部方面隊が編成を担当した4次群でも、派遣約5か月前に準備隊が発足するところから、以下のように、ほぼ同一のスケジュールで準備が行われていた¹⁹²。

○ 派遣5か月前：準備隊設置

派遣を担当する方面隊から施設団に対して編成準備命令が発出され、準備隊が発足する。準備隊長には派遣される施設団隷下の施設群長が選ばれ、先行部隊の活動状況の情報収集、準備訓練の計画立案、派遣要員候補の人選等を実施する

○ 派遣4か月前：第1次集中訓練

駐屯地で導入教育、語学教育、機能別教育、各個訓練等を約10日間実施。基礎的知識と各人の練度を向上させるとともに、派遣要員候補者としての自覚を促す機会

○ 派遣3か月前：第2次集中訓練

演習場での実働訓練が主体で、機能別の訓練に加え、不測事態対処訓練等を約1週間実施し、中隊等の基礎となる部隊までの練度向上を図る機会

○ 派遣約1か月前：第3次集中訓練

現地に派遣される部隊としての総合力を発揮できるよう、派遣先と同様の環境を演習場に設けて約10日間宿営し、本部からの命令に基づく各種作業の実施、宿営地の警備、給食・洗濯などの管理業務の訓練等、派遣先で想定されるあらゆる活動について演練を行うもの

出典：筆者作成

③ 部隊での準備状況（国連PKO以外の枠組みの例）：ルワンダ難民救援

以上の2例は、国連PKOの枠組みにおける施設部隊(工兵)の派遣だったが、1994年9月から12月にかけて実施されたルワンダ難民救援活動は、人道的な国際救援活動との位置づけで行われ、日本が独自に活動内容をUNHCR等の関係機関として調整して実施した活動だった。その難民救援隊本隊の母体となった後方支援連隊では、準備作業に次のように取り組みされていた。

2004年7月19日のルワンダ共和国新政権の樹立や同26日にUNHCRからルワンダ難民支援に関するアピールが発出されたことなどを受け、8月2日から11日に外務省の課長を団

長とするルワンダ難民支援ミッション、同22日から30日にかけて外務省の審議官を団長とし、総理府、防衛庁、外務省の職員からなるルワンダ難民支援実務調査団が派遣されていた。この頃、国際緊急援助隊の待機任務を終えたばかりの旭川駐屯地所在の第2後方支援連隊では、師団司令部を通じた陸自としても派遣を検討中との情報や、実務調査団派遣に関する報道等を踏まえ、派遣を予期して何らかの準備を行う必要があると感じられていた。これは、当時、派遣決定に関して内閣レベルで慎重に取り扱われていたため、準備に着手することはタブーに等しいと認識されていた一方、海外への派遣には通常数カ月の準備を要するので各種計画等の正式決定を待っているだけでは準備不足のままの派遣となりかねないことが懸念されたためであった。そこで、当初から予定されていた連隊内での衛生部隊の訓練の内容を変更し、避難民の治療を想定して、テントの大きさ、数、配置、医療器材や医薬品の置き場所などが研究され、患者が殺到した場合の受付でのコントロールや医薬品などの盗難防止に留意する必要性等が確認された。また、8月末には連隊内で派遣準備から想定される派遣先のゴマ地区到着までの一連の要領について図上演習による検討が行われた¹⁹³。

実務調査団の帰国後、9月1日に陸幕からルワンダ難民救援のための派遣準備命令が発出され、公式に準備作業が実施できるようになると、派遣要員の名簿の作成と上級部隊への提出、破傷風からマラリアまで8種類の予防接種の指示などが上級司令部から指示されるとともに、9月5日から11日まで旭川駐屯地において、出入国業務や海外での生活心得等をはじめとする国際平和協力活動に関する研修や、救援隊としての総合訓練として新型テントの設置要領、救援施設の展開、右側走行を想定した車両操縦訓練等が実施された¹⁹⁴。

カンボジアへの派遣に際して主要な教訓となっていた装備品の輸送については、師団司令部において輸送機への積載要領が検討されていた。当初は米軍輸送機の利用が前提となっていたが、ロシア製アントノフ輸送機の利用に変更となったため、積載要領を変更する必要が生じた。装備品や資器材の搭載順序については、最初の輸送を行う5機の到着順序が予定から変わったり、あるいは2機目以降の到着が予定より遅延したとしても派遣隊員が最低限生活できるよう、鉄条網、指揮通信車、夜間照明装置などの警戒用資材を優先し、そこに衣食住の資材をバランスよく搭載するよう工夫された。また、実際のこん包作業を担当する補給処にゴマに最後に到着する予定の要員を派遣し、積載品の内容確認やコンテナへの表示など、現地での資材の把握を容易にするような工夫もなされた¹⁹⁵。

その後、9月4日から11日まで与党調査団が派遣され、同13日に国際平和協力業務の実施等が閣議決定され、実施要領も策定されたのを受け、同19日から21日にかけて、派遣部隊の本部要員となる基幹要員を主体として救援活動全体を規定する派遣部隊としての業務実施計画が作成された¹⁹⁶。

要員260名からなるルワンダ難民救援隊は、9月22日、旭川駐屯地で編成完結した。部隊は第2後方支援連隊の要員のみで構成されたのではなく、隊本部等は陸幕、方面隊、師団などからの要員も含めた幹部及び陸曹で、管理隊は第2師団、施設関係は第3施設団の要員でそれぞれ構成され、治療隊は陸自だけでなく海自、空自からの医官や准看護師等も含まれるとともに、給水隊は第5師団からの要員、警備隊は第2師団内の戦闘職種の隊員で、それぞれ構成されていた¹⁹⁷。

公式の準備命令発出後、一般の派遣要員候補者の人選が急ぎ行われた一方で、難民救援

隊の指揮官については、9月10日頃、準備を行っていた第2後方支援連隊長に対して、第2師団長から「要員候補になっているらしい」と耳打ちする形で伝えられていた¹⁹⁸。

本隊派遣に先立ち、23名からなる先遣隊が9月21日から10月5日にかけて本隊とは別途現地に派遣され、現地当局やUNHCRなどの関係機関と治安情勢等の必要な情報の入手や、難民救援隊が実際に行う業務について調整を行うとともに、空港内の一角に部隊が宿営する土地を確保していた。その後、本隊は9月30日から逐次出国し、10月27日までに全員がゴマに到着した¹⁹⁹。

(2) イラク派遣に向けた中央(陸幕)での検討・準備過程

カンボディアPKO、東ティモール国際平和協力活動、そしてルワンダ難民救援の3つの例で見たとおり、法制制定や政府レベルでの派遣決定に対応した陸幕での検討・準備と並行して、現地に派遣される部隊の準備にも訓練や装備品等の準備で数ヶ月が必要となっていた。どちらのレベルでも、先行する事例からの教訓を踏まえて検討や準備が行われていたので、まずイラク派遣に向けた陸幕での検討、準備について、教訓がどのように活用されていたのから見ていくこととする。

① 先行事例からの教訓

イラクでの人道復興支援活動の実施に向けた検討、準備作業は、テロ対策特措法に基づく、パキスタンへの派遣案が一つのたたき台となっていた。2001年10月、アフガニスタンと国境を接するパキスタンに医療部隊を送り、野戦病院を作って傷病兵の手当てや避難民キャンプでの医療・防疫活動などが行えないかと、政治レベルで協議されていた。その際、陸幕防衛部は1994年のルワンダ難民救援隊の経験をもとに、情報収集や部隊編成の検討を始めたが、避難民キャンプには、タリバン政権から逃れてきたムジャヒディンなどが銃器を隠し持って紛れ込み、テロが起きる危険性が高いと見積もられ、主要な関心事は隊員の安全確保に置かれた。また、アフガニスタン国境近くに宿営地を設営するとなると、物資の陸揚げ港からの補給路が数百キロに及び、陸自独自で安全確保することは困難と見込まれた。そのため、武器使用基準の緩和や重火器の携行に加え、パキスタン軍による警護の必要性が指摘されたが、その保証の見通しは立たなかった。結局、パキスタンが外国の野戦病院を受け入れないことが伝わり、ニーズそのものがないという結論になり、陸自の派遣は具体化しなかった。また、一部の自民党幹部が戦後復興策として地雷除去の実施を提唱していたが、自衛隊の地雷処理能力は住民が安全に生活できるように完全に処理できるものではないことや、医療部隊派遣と同様に要員の安全確保が困難であることなどから、陸幕自らや防衛庁長官・内局をも通じて与野党への説得を行い、この案も具体化することは無かった²⁰⁰。

このアフガニスタンへの医療部隊の派遣案を通じて、どのような編成で部隊を派遣するのか、管理面、補給・兵站面、宿営地警備や武器使用権限も含めた安全確保面などについて、全体のオペレーションとして成立させるにはどのような要素が必要かが検討され、結果的にイラク派遣時の活動の雛形となるようなイメージが形成されていた。つまり、補給を継続するには宿営地近傍に空港や港湾が必要であること、安全確保のために米軍キャンプに入ることが確実と思われる一方で、攻撃対象となるリスクも一方に存在すること、あ

るいは独自に設ける宿営地もPKOや難民救援であれば国際機関や他の民間機関なども出入りしやすい比較的オープンな方が望ましく、警備要領も相対的にソフトなもので済むが、テロの脅威を想定した場合にはどのような施設や警備要領が望ましいか、また特に武器使用権限として、憲法との関係でどこまで可能で、その場合に如何なる対応まで可能か具体的に事例に即して検討が行われていた²⁰¹。

② 検討・準備作業の論点

カンボディアPKOへの派遣検討過程でもみたとおり、陸自部隊を海外に派遣する場合には、派遣部隊の規模や任務について、例えば医療、給水、施設補修などと、概要が見通せたとしても、部隊の具体的な編成、装備、要員数や個々人の指定等を行うには、派遣先や具体的な任務が確定することが必要となる。そのため、バグダッド周辺で米軍の後方支援を行うのか、南部のサマーワ周辺で人道復興支援を行うのかにより準備作業の前提が異なるとともに、2003年7月時点で検討が指示された1000人規模の部隊と、実際に派遣された復興支援群と業務支援隊を合わせて約600人規模の部隊のいずれを派遣するのかが、検討・準備作業の前提となっていた。

アメリカ側からは治安維持任務や輸送の実施などの要望も寄せられていた。しかしイラク人道復興支援特措法に基づく権限や法的枠組みの下では、治安維持任務はそもそも規定されておらず、輸送業務についても、万が一妨害にあった場合に任務を達成するために不可欠な、任務遂行のための武器使用権限が認められていなかったため、陸幕の検討においても、業務として法律上は規定されていたものの、米軍支援のための輸送任務は実施できないとの結論に至っていた²⁰²。

一方、他国軍とは異なって戦闘服も砂漠仕様ではなく通常の緑色のもので、それにむしろ目立つ日の丸をつけたり、生活環境の観点からプレハブ宿舎等を使用するのではなく、派遣当初は警戒心と危機意識を共有できる態勢づくりのため天幕で野営する一方、派遣期間は緊張状態を保てる限度を考慮して、従来のPKOの場合の半年ではなく3か月とするといった具体的な内容について、陸自トップの陸幕長の強い意向が反映される面もあった²⁰³。

その他にも、派遣元部隊での準備に必要な基準作りや、現地での活動に必要な各種の枠組みについて、以下のような検討、調整が行われていた。

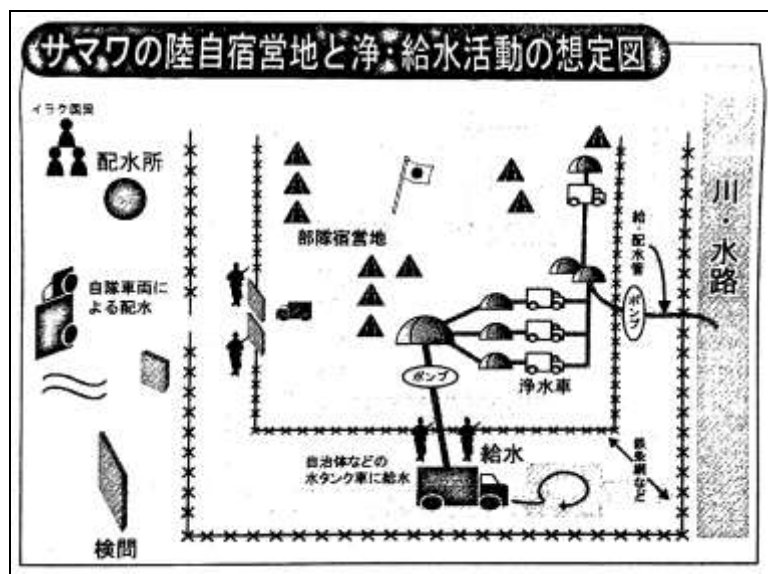
(訓練基準等の整理)

派遣部隊による準備訓練のメニューも、陸幕において一案が作成され、活動内容の具体化等に応じて逐次改訂されていた。

まず現地での活動について、その時点で想定されるものをリストアップし、その中で通常の教育訓練が行われている典型的な活動の要領に整理し、いったんその全体が網羅され、その中で、特に重要と考えられる部分について、訓練すべきパーツとして切り出される。イラクでの活動の場合、医療、給水、施設補修などの復興支援活動そのものは通常の教育訓練の延長で対応できると見込まれた一方、安全確保がオペレーションの一番の焦点だったので、各隊員による射撃、車列移動時の警護、活動先の現場において警戒体制をとった上での復興支援活動の実施、基地警備などが重点として取り上げられた²⁰⁴。

また、派遣に向けた準備訓練の中で、市街地での戦闘や具体的な銃の取扱い要領など、イラクでの実戦のノウハウ、経験などについて、どのように米軍からの支援を得るかについても、プロジェクトの中で検討された²⁰⁵。

訓練の前提となる警備要領も、パキスタンへの派遣検討時の蓄積も踏まえ、宿营地全体の形状、土塁等の構築要領、警備に必要な機材等、宿营地のあり方と合わせ、外出時における基本的な警備要領が検討、具体化され²⁰⁶、活動全体のイメージが整理されていった(「図サマワの陸自宿营地と浄・給水活動の想定図」参照)²⁰⁷。



出典：『朝雲』、平成16年1月8日、1面。

(他国軍との活動枠組みの調整)

イラク人道復興支援特措法が成立し、当初想定されていたバグダッド周辺での対米支援を中心とした検討から、イラク南部での人道復興支援を中心とした検討に移行するに連れ、南部地区を統括するイギリス軍や現地で共同するオランダ軍との活動の枠組みに関する調整が必要となってきた。国連PKOへの派遣であれば、国連と受け入れ国との間で包括的に取り決められている地位協定から始まり、南部地域を統括しているイギリス軍指揮官からの「オーダー」に自衛隊が服すべき範囲や内容、相互に支援した場合の償還のやり方などの整理がなされた。このような合意がないと、例えば現地に一時的に派遣、滞在する調査団への支援であれば、イギリス軍やオランダ軍の宿营地に宿泊し、給食等を受けても一時的な処置として特段の合意なしで対応可能だったが、先遣隊の派遣時に自ら調理する機能が到着するまでの間、一定期間ではあれ恒常的な任務・業務として宿泊、給食等の支援を受けるには、イギリス軍やオランダ軍が自衛隊の要員に対する支援活動を行うのに必要な命令を発出する前提として、事後の精算要領なども含めた合意が必要となっていた。このような検討や調整は、部隊運用に関する具体的な事項は陸幕が行いつつも、国内の関係省庁との調整窓口は内局が、またイギリス軍は常設統合司令部が窓口となっていた関係から、制度的には統合運用になっていない時期だったもののMilitary-to-Militaryの窓口として統幕が取りまとめ役にあたることになった²⁰⁸。

(装備品等の準備)

国連から活動に必要な資材の支給が受けられるPKOの場合と異なり、イラクでの活動に必要な装備品や物資などは全て自衛隊が準備する必要があった。また、宿営地の設営にしても、施設部隊を中心としたPKOへの派遣であれば派遣部隊自ら対応できる業務が多い一方、復興支援群については結果的に施設部隊の規模が相対的に小さくなり、その点を補うため、宿営地の設営器材、警備用器材、支援活動用器材などを日本から輸送する必要が生じていた。そのため、人員約680人の東ティモールPKOへの派遣に際しての輸送量がコンテナ換算で約450本分だったのに対し、復興支援群約500人と復興業務支援隊約100人の派遣のためサマーワへ輸送された資材は、コンテナ換算で約1100本分となった²⁰⁹。

先遣隊や本隊先発隊に必要な資器材はロシア製のアントノフ輸送機による空輸となったが、利用できる機数が限られ、世界的に需要がひっ迫している機体なので、派遣時期の確定の遅れや直前での変更により、自衛隊側だけでなく、正式決定後に契約することとなる輸送業者が自らの負担で機体を予約していたといわれている²¹⁰。

また自衛隊の装備品は、元来、国内での使用を前提に製造されているので、イラクの気温や砂塵などに耐えられるかも検討された。車輛ならば、防衛駐在官等を通じて集められたイラクの現地に関する各種の情報やバグダッドの気象データに、過去のPKO等海外派遣時の実績等を踏まえた検討がなされ、高温対策としては国内の南方用オイルなどの使用で、砂塵対策としては防塵フィルターの追加やオイル交換周期の短縮などで対応可能との目途が立てられた²¹¹。

(ODAとの連携)

自衛隊の活動と車の両輪と位置付けられるODAの実施要領については、2003年11月の専門調査団でも現地で調査検討が行われたが、イラク全体の視点からとらえている外務省側と、サマーワでの部隊の安全確保を目的とする自衛隊側の立場の相違が、調整の焦点となっていた²¹²。

当初、カンボディアや東ティモールなどでの活動と同様に、派遣施設部隊自らが施工にあたる自隊施工型の復興支援活動を想定していた陸幕の検討においても、専門調査団の派遣の頃までには、本隊到着までの間に先遣隊がどのような復興支援活動を行うのかが重要な論点となっていた。そこで、医療関係でODAによる支援を行うことが一案とされ、担当部署が外務省と調整したものの、通常の無償援助の枠組み、手続きでは1次群の到着までに間に合うような短期間で新規案件を立ち上げるのは困難という見通しとなった。その際、防衛駐在官勤務中に草の根無償援助を担当した経験があったイラク・プロジェクトメンバーの提案により、小規模だがより短期に事業化できる草の根無償援助の活用など、ODAに関する外務省との調整が改めて行なわれた²¹³。

当初は外務省は現地への職員派遣に消極的だったものの、最終的には先遣隊と同時にサマーワに5名が駐在する連絡事務所が開設され、また給水支援活動に必要な給水車も別の案件に納入予定だった車両が、サマーワ用に優先的に回されるなど、次第に両者の連携が図られるようになっていった²¹⁴。

(3) 現場(派遣元部隊)での準備過程

以上のような陸幕での検討、準備を受け、実際に派遣される部隊を臨時に編成し、訓練や装備品の準備など、派遣に向けた作業は、北部、東北、東部、中部、西部の5つの方面隊に実施が命じられる。イラクへの派遣の場合、2003年10月中旬、防衛庁長官から防衛庁内の準備作業の着手が指示された時点から、北海道に所在する北部方面隊が最初の派遣部隊の準備に取り掛かることになる。それまでの海外派遣部隊の準備は、方面隊は一つの派遣部隊の準備を行っていたが、復興支援活動の主力を担う復興支援群は3か月毎に交代することなどから、北部方面隊からは1次群と2次群の二つの部隊が連続して派遣されることになった。

① 第2師団(1次群)の準備過程

2003年3月20日のイラク戦争開戦直後、政府のイラク問題対策本部で決定された「政府の緊急対処方針」においては、イラクと周辺地域の邦人の安全確保がうたわれ、その際には、6月末まで待機任務についていた第1空挺団と第12旅団による対応が想定されていた²¹⁵。第2師団は、7月から半年間、国際緊急援助隊の待機ⁱⁱⁱに当たる予定で、待機任務への準備の一環として、5月末には師団所属の後方支援連隊を中心に、サイクロンで大災害を受けた国への国際緊急援助隊の派遣を想定し、医療援助と給水活動の訓練などが行われていた²¹⁶。そのため、6月の陸幕でのプロジェクト発足の頃には、仮にイラクへの派遣が決まった場合の最初の派遣部隊として第2師団が有力な候補と考えられていた²¹⁷。

(準備作業の開始)

第2師団による第1次イラク復興支援群の派遣に向けた準備作業は、2003年10月下旬から、派遣部隊指揮官として師団長から指名された第3普通科連隊長を中心に、師団司令部内の会議室を拠点に始められた。

当時第3普通科連隊長であった番匠幸一郎1佐は、2000年夏からの陸幕防衛班長勤務時、後の16大綱につながる陸上自衛隊としての中期見積りの検討や、9.11同時多発テロへの対応などを経験し、2002年12月、名寄市に駐屯する第3普通科連隊長に赴任していた。連隊長赴任時は、すでに内閣官房においてイラク派遣に向けての「頭の体操」が始められた時期ではあったが、連隊長としての課題は、翌2003年の3月と9月の2回予定されていた、普通科連隊を中心に、特科や機甲科等の職種を組み合わせた高烈度の陸上戦闘を訓練する機会である戦闘団検閲に向けて、部隊の訓練を徹底することと認識されていた²¹⁸。

その後、防衛庁内でもイラクへの部隊派遣の検討などが進む中、10月18日に、第2師団

ⁱⁱⁱ 国際緊急援助隊法に基づき自衛隊が行う国際緊急援助活動は、具体的な災害の規模や態様等に応じて異なるものの、基本的には①応急治療、防活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などが想定され、派遣命令が出てから先遣隊は48時間以内、主力部隊は5日以内に出発を開始し、約2週間以内に主力部隊が被災地に到着し、その後約3週間の活動を行うことが目安とされている(『防衛白書』平成5年版、175-177頁)。

そのため、陸自は、医療、輸送の各活動やこれらに給水活動を組み合わせた活動をそれぞれ自己完結的に行えるよう、2003年当時は、各方面隊が6か月毎に持ち回りで任務に対応できる態勢をとっていた(『防衛白書』平成15年版、220頁)。

長から、「10月20日、21日に北部方面総監部で実施される陸幕からの説明会へ参加するよう」電話があり²¹⁹、その後、同22日に開かれた第2師団の臨時部隊長会議で、師団長から番匠連隊長をイラクへの派遣部隊指揮官とする件が正式に明らかにされた²²⁰。

通常、国連PKOへの派遣であれば、政府としての派遣の決定に先立ち、数次の調査が行われるなど、約半年程度の準備期間があり、要員の選定、訓練内容の検討、派遣に必要な装備の準備等を、派遣部隊指揮官予定者が直接計画し、実行することが可能であったが、イラクへの派遣の場合、まだ年内の派遣も選択肢として報じられる中、自ら全てを作り上げる時間的余裕がなかったため、番匠連隊長から師団長に要望して、陸幕で訓練関係業務や東チモールへのPKO派遣に際してのロジスティック全般を担当した第2戦車連隊長が、共に準備にあたることになった²²¹。

準備作業に当たっては、師団長からは、「活動」ではなく「作戦」「オペレーション」との意識で計画作成に臨むよう指導があった²²²。また訓練は射撃を中心にする、編成作りに際しては群長が信頼できる人物を連れて行くこと、部隊はできるだけ建制を保持すること、要員の選定に際してはできるだけ多くのオプションを考えて準備することなどについても指導があった²²³。

これらの師団長からの指導とともに、派遣部隊は臨時に編成され、またほとんどの隊員は中東地域に行った経験もないことなども踏まえ、派遣準備においては、部隊の編成、教育訓練、装備品の準備、そして心の準備の4点が重視されることになった²²⁴。まず、陸幕から示される部隊の組織図である編成表に具体的な要員を当てはめる人選のプロセスである「編成作り」については、任務に応じて、警備要員は普通科連隊から、給水要員は後方支援連隊、施設部隊は施設大隊、医療支援要員は衛生隊など第2師団隷下を中心に多様な部隊から要員が集められるので^{iv}、小隊、班、分隊という基礎となるチームは、その中の人間関係ができていよう、派遣元の部隊毎になるよう工夫された²²⁵。

教育訓練については、人道復興支援に関する給水、医療、施設作業は、基本的には日本で行うこととイラクでやることにそれほど差はないが、警備、射撃、健康管理は日本と違う環境下で行動しないといけないので、訓練とそのための情報収集が不可欠と考えられた。またイラク人はもとより、いろいろな国の人たちとの調整の中での仕事になると見込まれたので、文化、言葉、風俗、習慣、歴史、宗教なども勉強する必要があり、それらの教育が必要になった。

三点目の物資の準備については、大枠は陸幕で決めるものの、どんな順序で、何を、どれだけの数、何時までに運ぶかは、派遣部隊の行動に合わせて決める必要があるため、現物の確認、こん包、どのコンテナに何が入っているかも含め、それらの詳細なロジスティックスの計画づくりを自分たちで行う必要があった。

最後に、目に見えない心の準備として、団結、規律、士気という言い方をするが、隊員が心穏やかに出発を迎え、現地で淡々と業務を行い、元気に帰国するよう、具体的には、派遣の意義を群長自らの言葉で繰り返し説明し、隊員に納得してもらい、不安があればよ

^{iv} 公共施設の復旧・補修や宿営地の整備にあたる施設隊の要員は、第2師団隷下の施設科(工兵)部隊である第2施設大隊の要員に加え、北部方面隊隷下で第2師団とは別の部隊である第3施設団(当時)隷下の第13施設群からも派遣されていた(産経新聞イラク取材班『武士道の国から来た自衛隊』(扶桑社、2004年)、91-94、96-98頁)。

く議論して解消するとともに、どのような問題意識を持っているのかをしっかりと聞いておく、あるいは家族説明にも出席し、家族がどのような考えを持っているのかも聞いたりしたという²²⁶。

具体的な編成作りにあたって、副指揮官には、第3普通科連隊と同じ名寄駐屯地に所在し、その人柄をよく承知していた第2偵察隊長が指名された²²⁷。多くのオプションという点では、師団長から、小規模な音楽隊の編成と女性自衛官の参加の2点について指示があった。音楽隊は、最小限のバンドが構成できるよう、師団隷下の第2音楽隊からベース、ドラム、キーボード、トランペット、サクソ担当の5名が選抜されたが、これらの要員は通常の業務のように音楽専従で派遣されたのではなく、2名が給水業務、2名が給油業務、1名が整備要員として、それぞれの業務に応じた準備訓練を受けた上で派遣され、必要に応じて音楽演奏任務が付加される形となった²²⁸。

(準備訓練)

11月9日から、旭川駐屯地において準備訓練が開始されたが²²⁹、特に安全確保のため射撃が重視された。通常は遠距離の標的に対する射撃訓練が行われるが、近距離で物陰から目の前に飛び出してくる近接した標的に対する射撃が、1次群内で独自に設定された判定基準に沿って訓練された²³⁰。

12月8日から3日間、東千歳演習場において、第2師団を中心とする派遣要員候補者に陸幕からの要員も加えた約850名による訓練が行われた²³¹。訓練参加者は防弾チョッキにゴーグルを付けた完全装備で、現地の宿営地内を想定したテントの中での隊本部訓練、装輪装甲車を使った急患輸送、衛生救護、浄水セット操作などの訓練が行われた。また訓練を視察した先崎陸幕長から重点事項として、①PKOと異なり、自ら枠組みを作りながら活動すること、②厳しい状況下、危機意識を持ち、あらゆることに対応できる準備を整えておくことが必要、③アラブという陸自が経験したことのない社会であり、現地の文化・歴史などをよく学んでおくことが必要と強調された。また幹部に対しては特に「陣頭に立って万全を尽くせ」と訓示されるとともに、イラクに派遣する陸自部隊の候補として、第2師団を考えているとの発言もあり、これ以降、第2師団としてイラクへの派遣に関して対外的な言及が可能となった²³²。

なお、復興支援群の要員候補者は、すでに旭川駐屯地で約1か月、営舎内で団体生活を送りながら訓練を行ってきた一方、復興業務支援隊要員全員が野外での訓練を行うのはこの機会が初めてで、復興支援群と業務支援隊の連携や連絡、調整要領に多くの教訓が残された²³³。

この訓練は、12月11日には報道陣に公開され²³⁴、トラックの荷台の上の浄水セットで泥水を濾過（ろか）して飲料水や洗濯用の水にする給水訓練や、武器使用の手順などの演練に加え、84ミリ無反動砲、110ミリ個人携帯対戦車弾、96式装輪装甲車、軽装甲機動車など、現地に輸送される装備品も公開された²³⁵。

年末年始休暇後の2004年1月7日には訓練が再開され、幹部約150人は師団司令部が所在する旭川駐屯地で、様々な状況を想定した指揮・命令系統などの確認が行われる一方、東千歳駐屯地では約700人の一般隊員が、引き続き、給水や射撃訓練などを行った²³⁶。

派遣隊員と予備隊員約450人とその家族への説明会も、2003年12月中旬と2004年1月24

日、25日の2回開催され、部隊ごとに派遣隊員の留守中に家族を支援する隊員が、現地情勢や現地との連絡手段について説明が行われた²³⁷。

② 第11師団(2次群)

第2師団による第1次復興支援群の派遣に向けた準備と並行して、同じ北部方面隊隷下の第11師団(当時)により第2次復興支援群(2次群)の派遣に向けた準備が始められていた。

(準備作業の開始)

2次群派遣に向けた第11師団による準備作業は、2003年10月に実施された警備訓練が実質的なスタートとなり、派遣直前の2004年4月中旬まで続くこととなった²³⁸。

この警備訓練は、イラクへの派遣を念頭に、宿营地や想定される機能を演習場に展開し、陸幕が作成した訓練参考資料の中から宿营地への攻撃やデモへの対処、宿营地外での行動中の対応などの場面をいくつか選び、対処要領などを師団隷下の各部隊に普及する内容で行われた。この訓練は、師団隷下の後方支援部隊である第11後方支援連隊の連隊長が主担当として、同じく師団隷下の第28普通科連隊長が副担当して、それぞれ師団長から指名され計画、準備等にあっていた。二人の連隊長はともに2003年8月に着任し、その時点で訓練の担当を命じられていたが、この警備訓練終了後、第11師団から2次群が派遣されることになれば、第11後方支援連隊長を群長の正要員とする意向が師団長から伝えられた²³⁹。

第11後方支援連隊長の今浦勇紀¹佐は、2003年8月、宮城地方連絡部(当時)の募集課長から着任したばかりだったが、1993年11月から翌1994年6月にかけて国連モザンビーク活動(ONUMOZ)へ第2次輸送調整中隊長として派遣されたほか、1993年4月の政府専門調査団にも参加した経験があった²⁴⁰。そのため、宮城地方連絡部からイラクへの派遣がうわさされていた北部方面隊の後方支援連隊長へ異動が決まった時点で、何らかの立場でイラクに派遣される候補者となっているものと予期していた²⁴¹。

(部隊の編成)

警備訓練への参加者はすでに師団司令部が選んで、全体としてみれば最終的にイラクへの派遣要員として選ばれた要員とはだいぶ違っていた。しかし、復興支援群の中の警備、施設、給水、衛生などの各部隊の指揮官や群本部の主要な幕僚等の幹部要員については、10月の訓練参加者を中心にして、例えば警備中隊長候補については第28普通科連隊長から複数の候補者の推薦を受け、また群長要員としての自らの意向を上官である師団長に説明して了解を得たうえで、2次群長によって人選が行われていった²⁴²。

(準備訓練)

派遣に向けた訓練内容のひな形となる考え方については2003年10月の警備訓練の段階で考えたものがベースとされたが、正式の編成に基づいて本格的な訓練を開始する段階で、

^v 留守家族への説明会は、北海道在住者に限らず、例えば第2師団所属隊員の京都府在住の両親に対しては、第2師団司令部からの情報提供に加え、地元の京都地方連絡部(当時)の案内により、12月に兵庫県の伊丹駐屯地で説明会が行われるといった対応がなされていた(『防衛ホーム』、2005年2月15日、9面)。

改めて、個々の要員の能力を最大限に引き上げる段階、それがクリアできたら次に機能毎に部隊としての能力を最大限に引き上げる段階、そして最後に群全体の一つの力にまとめ上げる段階と、段階的に実施するように工夫された。また特に射撃については、「撃ってよい場合」と「撃ってはいけない場合」のイメージを、各隊員が納得して共有するよう、実際に弾丸を撃つ訓練に加えて、状況判断を考えさせ、状況に応じて正しく武器が使用できるかが繰り返し確認された²⁴³。

このような訓練に際しての考え方や内容については、第28普通科連隊長の知見を踏まえ、師団長から何度もコメントをもらい、方面総監にも報告し、確認してもらっていた。このようなプロセスを通じて、ある状況下において部隊がどのように対応するのが正しいことなのかについて自分なりのイメージを持つことが、部隊を指揮する前提となっていた²⁴⁴。

2004年2月下旬には、東千歳の演習場で、準備訓練とは別途米陸軍と共同の実働訓練が行われた。その際、米軍側の提案で、当初予定になかった市街地戦闘訓練が急きょ盛り込まれた。この共同訓練を担当していた同じ第11師団隷下の第10普通科連隊では、訓練から約1か月後の3月下旬に、2003年12月に行われたアンケート結果なども踏まえ、警備要員候補者が約30人選ばれていた²⁴⁵。

その後、第2次群派遣候補要員に対する総合訓練が、4月から北海道大演習場東千歳地区で行われた。4月9日には、報道陣に対して、隊員の約20メートル前方を平行移動する人型の目標に対する小銃の近接射撃や、模擬検問所において女性の訪問者を想定した女性隊員によるボディチェックや所持品検査等の訓練の様子などが公開された²⁴⁶。

2次群は、その後、4月下旬にイラクへの派遣が命じられ、5月上旬から順次現地に向けて出発することになる。

4 空自の対応

2003年12月の基本計画の決定等を受け、空自の派遣輸送航空隊は、陸自部隊よりも早く、12月中に先遣隊が、2004年1月には本隊がそれぞれ派遣された。陸自の場合と同様、2003年3月にイラクに対する武力行使が始まって以降、空幕や輸送機を保有する部隊においては、それぞれイラク派遣を命じられた場合に向けた検討や準備作業が行なわれていた。すでに国際平和協力業務の実施等を通じて、空自においても海外派遣に向けた準備作業などに一定のパターンが見られるようになっていた一方で、いくつかの先行事例から、イラク派遣に向けた教訓事項等も得られていた。

また、陸自部隊は2004年1月以降に活動が開始されたが、空自の特性として、イラク問題への対応策の一環として、国際平和協力法に基づき、2003年3月以降2回、すでに海外派遣が行なわれていた。

そこで、本節では、イラク派遣への対応の前提として、いくつかの先行派遣事例に遡り、教訓事項等を確認した上で、2003年3月以降の空幕及び輸送機部隊における準備作業についてみてみたい。

(1) 空自による国際平和協力活動の概要

国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績のうち最初のものは、1991年4月からのペ

ルシャ湾への掃海艇派遣であるが、それに先立ち、同年1月に閣議決定され、4月に廃止された「湾岸危機に伴う避難民に関する暫定措置に関する政令」に基づき、空自小牧基地に所属するC-130H輸送機がペルシャ湾岸周辺諸国への派遣の準備態勢がとられた²⁴⁷。

その後も、空自による国際平和協力活動は、空輸活動が主体となっている。空輸の形態としては、陸自の派遣部隊を派遣先まで輸送する場合や、国際平和協力法等の枠組みに基づき援助物資を援助先まで輸送する場合の他、1994年9月から12月にかけてのルワンダ難民救援の際、ケニアのナイロビに所要の部隊を派遣して旧ザイールのゴマとの間で陸隊の派遣部隊隊員や補給物資等の輸送を行った例や、1999年12月から2000年2月の東ティモール避難民救援の際に、UNHCRからの要請により、西ティモールに所在する東ティモール避難民への援助物資などをインドネシアのスラバヤから西ティモールのクパンの間で航空輸送する例など、海外の拠点間での航空輸送を行う場合もあった²⁴⁸。

これらの海外での活動には、航続距離や積載できる物量等の点から、基本的にC-130H輸送機が使用されてきている。陸自の場合であれば、施設作業、給水支援、衛生・医療支援等を行う機能を有する部隊が、5つの方面隊それぞれに設けられていることから、方面隊毎に派遣部隊やその待機部隊を持ちまわることが可能となっているが、空自は防空を担う戦闘機、地对空ミサイル、レーダー等の警戒管制組織などは航空総隊に、輸送機、航空管制、気象などの支援機能は航空支援集団に、教育訓練は航空教育集団にという具合に、機能毎に組織が編成されており、かつ輸送機でも国産のC-1輸送機を装備する部隊は2つあるのに対してC-130H輸送機を装備する部隊は小牧基地所在の第1輸送航空隊に限られるため、空自による国際平和協力活動は、基本的に第1輸送航空隊とその上級部隊である航空支援集団によって担われてきていた。

(2) 活動実績からの教訓

空自も陸自と同様に、海外での活動実績からの教訓が事後の活動に活かされてきた。2004年1月のイラクでの活動にも、2001年9月の同時多発テロ以降の4つの活動実績の教訓が活かされてきた。

① 国際テロ対応のための活動

2001年の同時多発テロへの対応として行われた2つの活動から、イラクでの活動の前提となる装備品の導入やノウハウの習得につながる教訓が得られていた。

(アフガニスタン難民支援空輸)

アフガニスタン難民支援は、2001年9月27日のUNHCRからの援助物資の提供とそのパキスタンへの輸送についての要請を受け、国際平和協力法による国際的人道救援活動として行われたものであり、10月6日に小牧基地を出発した6機のC-130H輸送機により、難民救援用のテント、毛布、スリーピングマット、給水容器、ビニールシートが、パキスタンのイスラマバードまで空輸され、同月9日にUNHCRに引き渡された後、同月12日にC-130H輸送機が全機小牧に帰還した。この間、パキスタンまでの飛行距離が約9,000キロあり、航続距離の関係から、途中フィリピン、タイ、インドで給油等を行うとともに、インドのデリーからパキスタンのイスラマバードへインド・パキスタン間の国境を直接越え

る飛行経路がとられた。また、10月7日にはアメリカによるアフガニスタンへの空爆が開始されたため、現地情勢などの情報収集が継続して行われるとともに、派遣部隊での連携維持にも留意されていた²⁴⁹。

この難民救援物資の空輸の際、インドから直接パキスタンに入ったが、両国間に係争地域を抱えていたため、イスラマバードへ直線経路で飛行するためには、両国が国境周辺に配備している対空ミサイルの誤射を受けないよう、両国と事前に綿密な打ち合わせが必要となり、それに加えて、アメリカのアフガニスタン空爆が始まった直後に飛行することになったので、地上の状況が急変することも危惧され、それまでの国際平和協力活動における空輸とは異なり、初めて地上から射撃を受ける具体的な脅威や危険性が懸念される中で空輸となった²⁵⁰。

従来から米軍のC-130輸送機にミサイル警報装置等が装備されていることは空自も認識しており、予算要求もしてきたが、我が国有事を前提とした防衛力整備の考え方からC-130H輸送機は危険な戦場上空を飛行することは想定しがたいという判断で、要求は認められてこなかった。しかしこの2001年のパキスタン難民支援空輸を契機に、国際平和協力活動の場合でも、偶発的なものであれ、状況により対空ミサイルに対する警報措置その他の自己防衛装置を装備する必要性が認識され、補正予算により、それら装備品の導入が認められることになった²⁵¹。

(テロ対策特措法に基づく対米支援空輸)

テロ対策特措法に基づく対米支援空輸については、同法に基づく協力支援活動としての航空機による輸送として、2001年11月29日からC-130H輸送機などによる在日米軍基地間の国内輸送が、また12月3日からは、在日米軍基地とグアム方面などとの間の国外輸送が、それぞれ開始された²⁵²。この空輸は、同時多発テロを機にアフガニスタンでの作戦で人員・機材などが手薄になった米空軍の基地間空輸の一部を肩代わりするものと位置付けられ、当初はC-130H輸送機に加えて入間基地所在の第2輸送航空隊のU4多用途支援機も利用して、グアム方面への国外輸送も合計15回行われていた。その後、2002年4月以降は国内輸送のみとなり、同年7月以降はC-130H輸送機の教育訓練や他の輸送需要への対応を勘案して、第2輸送航空隊と美保基地所在の第3輸送航空隊に所属するC-1輸送機も運航に加えられることとなった。その後、2004年7月以降は、イラクでの活動のためにクウェートへ常時3機のC-130H輸送機を派遣する体制を維持するため、C-1輸送機のみで国内輸送が継続されることとなり²⁵³、第2輸送航空隊と第3輸送航空隊が1週間交代で、横田－岩国－嘉手納－岩国－横田を1泊2日で往復するルートを任務運航1回分とし、ほぼ週1回のペースで運航が行われた。その後、2007年10月31日の最終フライトまでに、国内運航366回、国外運航15回、計381回の運航が行われ、主として航空機用エンジン、部品、整備器材、衣服など米軍貨物約3,396トン、米軍人等389名の輸送が行われた²⁵⁴。

この対米支援空輸の開始当初には、現場では米軍側と空自との間で、例えば、荷物を積むための立体長方形のパレットの取扱いが、米軍も使用しているC-130H輸送機であれば長辺側を正面にして横位置で搭載するが、後から運航が始まった日本国産のC-1輸送機の場合、機体幅が細いので縦位置にして入れる必要があり、C-1輸送機に不慣れな米軍に対して細かい点に至るまでC-1輸送機用の搭載要領を理解してもらうよう説明を繰り返す必

要があったなど、苦労が多かったが、回を重ねるごとに互いのやり方を学んで連携もスムーズになっていった。在日米空軍幹部も、定期的に空自機が在日米軍基地間を運航することにより、日米の輸送機部隊の交流、連携が増えたことは相互運用(インター・オペラビリティ)の機会につながり、信頼関係の醸成に役立っていると評価していた²⁵⁵。

荷物の積載要領などの具体的、技術的な事項に加え、この対米支援空輸を実施するための日米間の調整ノウハウ等が蓄積された。一つは、在日米軍基地間の国内輸送でも、その計画や調整は太平洋軍管内の輸送全体の中で管理されているため、空自が行う空輸に関する調整を、在日米軍との間ではなく、ハワイの上級司令部との間で行う必要があり、そのための調整要領について具体化が図られた。またグアム方面も含めて米軍基地へ運航する際の燃料、整備そのほかの支援に関する事項などについても、日米間で具体的な取決めがなされた²⁵⁶。

イラクは米中央軍司令部の管轄になるため、イラク派遣に際しては、改めて輸送調整要領の確認や裏付けとなる取決めを行う必要があったが、基本的な調整の枠組みやその取決め方について、平素から連絡や調整が行われている在日米軍や太平洋空軍との間でひな形となる経験を積むことができ、イラク人道復興支援特措法に基づく空輸活動の枠組み作りにも活用されることとなった²⁵⁷。

② イラク戦争開戦後の国際平和協力業務

2003年3月20日のアメリカ、イギリスなどによる対イラク武力行使の開始以降、空自は国際平和協力法に基づき、イラク難民救援としてUNHCRのための救援物資の航空輸送とイラク被災民救援としてイラク被災民のための物資等の航空輸送を実施した。これらは日本からの物資輸送と海外での拠点間空輸という異なる性質の活動となっていた。

(イラク難民救援：日本からの物資輸送)

2003年3月20日に閣議決定された「イラク問題に関する対処方針」²⁵⁸において、緊急の対応として「被災民の発生に応じ、国際機関及びNGOを通じた支援、並びに周辺国に対する国際平和協力法に基づく自衛隊機等による人道物資の輸送等の支援を含め、緊急人道支援を行う」とされていたこと、またUNHCRからの要請を受け、同月28日に「イラク難民救援国際平和協力業務実施計画」などが閣議決定された。これを受け、通常は内閣総理大臣等の要人輸送を行う政府専用機を装備する空自の特別輸送航空隊により「イラク難民救援航空隊」が編成され²⁵⁹、同月30日、政府専用機2機が難民用テント160張り(1600人分)を輸送するため、成田空港を出発、ローマ経由でヨルダン・アンマンのクイーンアリア空港に物資をおろし、再びローマ経由で4月2日、空自千歳基地に帰国した²⁶⁰。

この物資輸送は、要人輸送以外の任務で政府専用機が派遣される初めてのケースとなった²⁶¹。そのため、通常の国賓等の輸送の場合ならば数週間の余裕をもって行う、運航計画の策定、要員の選定、飛行経路の選定、領空通過の申請、経由地を含めた各空港への運航支援要員^{vi}の配置や、それぞれの空港当局、現地大使館との調整等を3日間で行う必要があ

^{vi} 運航支援要員は、通常、2名1組で、輸送機よりも各経由地の空港に先行し、地上支援器材等に関する役務調達の契約、入国審査要領の確認、輸送機の到着・出発の支援、輸送機

ったことや、イラクでの戦闘に伴い、航空路の閉鎖や設定、あるいは軍や航空当局による各種の統制が頻繁に行われていたため、運航期間中でもそれらの情報を収集、整理し、安全な経路を選定する必要があった点が、特徴として挙げられている²⁶²。

なお、政府専用機については、「イラク問題に関する対処方針」に基づき、イラク周辺国における在外邦人等の輸送に備え所要の派遣準備も行われていたが、実際には派遣に至らなかった²⁶³。

(イラク被災民救援：外国における拠点間空輸活動)

2003年5月23日にアメリカ・テキサス州で行われた日米首脳会談において、小泉首相から、国際平和協力法によるイラク周辺国へのC-130H輸送機による人道物資輸送の検討などについて²⁶⁴、日本の国力を踏まえた、日本としてふさわしい貢献を行う旨が表明されるとともに²⁶⁵、世界食糧計画(WFP)からもヨルダン・イタリア間での人道援助物資の輸送協力について要請がなされた²⁶⁶。

これらを踏まえ、6月12日、国際平和協力法に基づきイラク周辺国に空自輸送機部隊を派遣するため、イタリア、クウェート、キプロス、ヨルダンの4カ国へ、国際平和協力本部事務局次長を団長とし、同事務局2人、外務省1人、航空自衛官5人からなる調査団と、同事務局1人、航空自衛官5人の専門調査団が派遣され、飛行場施設や整備関連施設、派遣隊員の生活関連施設などについて、イラク周辺国でC-130H輸送機を運用する場合に、どのような空港がいいのか、空港の中をどのように使うのか、管理支援としての宿舎や管理支援器材がどのくらいあるのかといった点について調査・確認が行われた²⁶⁷。

その後、7月4日、国際平和協力法に基づくイラク被災民救援国際平和協力業務を行うことが閣議決定され、実施計画及び実施要領に基づき、同月10日、C-130H輸送機2機、人員98名からなるイラク被災民救援空輸隊が空自小牧基地を出発した²⁶⁸。その後、那覇、ウタパオ、マレ、アブダビを経由して14日、アンマンに到着し、17日には、イタリア南部プリンディシにある国連備蓄基地において医薬品、ポリタンクなどの人道救援物資を搭載し、アンマンへの空輸を開始した²⁶⁹。

プリンディシとアブダビ間の運航は、当初、1日1便(1往復)が予定されていたが、関係先などとの調整の結果、イスラム教の習慣に則り金曜日を休日とし、またアンマンのマルカ空港の運用時間に合わせるように、土日、月火、水木の各1泊2日でそれぞれ1往復する週3回(3往復)で、プリンディシからアンマンに向けて食糧運搬用プラスチックパレット等の人道救援物資の空輸が行われた。7月30日からは、WFPからの追加の依頼を受け、アンマンからプリンディシに向けて穀物梱包用空袋の空輸も追加されたので、8月5日以降は2機が入れ違いで同時運航するなどペースを上げ、同12日までに、プリンディシからアンマンまで計15便の運航で食糧備蓄用運搬パレット、プレハブ住宅用資材、机や事務用品等約120トン、アンマンからプリンディシまで計5便の運航で穀物梱包用空袋約20トンの合計約140トンの空輸が行われた²⁷⁰。

その後、航空輸送を終えたC-130H輸送機は、8月18日午後、小牧基地に帰還した。帰国

搭乗員の宿泊や食事の準備等を行っている(UNDOFへの空輸支援の際の一例として、『朝雲』、平成15年2月20日、8面参照)。

時の記者会見で植田輝久空輸隊長は、任務を滞りなく完遂できたと述べる一方、派遣中の7月26日に成立したイラク復興支援特別措置法に関して、他国の部隊のように安全に関する装備を充実させる必要があるとの見解を示していた²⁷¹。

このイラク被災民救援活動については、輸送する救援物資の詳細が決まらないまま派遣が行われたとされ、デンマークに所在する備蓄基地から医薬品を輸送する可能性も見込まれたので、閣議決定された実施計画においても、派遣先国として、イタリア及びヨルダン両国や経由地に加えて、「国際連合等の関係機関から要請があった場合」には、アラブ首長国連邦、クウェート、シリア、トルコ、オランダ、キプロス、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギーでも活動が可能とされていた。一方、派遣されたC-130H輸送機は、整備時期との関係から、派遣先で運航可能な残り時間が約240時間に限られ、運航1回あたりの飛行時間数や全体の運航回数が制約されていたので、1か月を超える活動は難しいと考えられていた²⁷²。

(3) 空幕での検討・準備過程

① 想定された活動態様

2003年3月末の時点で、空自の中では、テロ対策特措法の審議やその後の国会での議論などを通じて、イラクでアメリカ、イギリスによる軍事行動が行われても、空自による活動としては、C-130H輸送機により、武器弾薬を除く物資の輸送を行えばよく、しかも危険な場所は飛行する必要はないだろうというイメージがあった。そのため、派遣する場合には迅速に対応できるように準備しておく必要があるものの、その後行われるイラク被災民救援のような活動も含め、従来実施してきたような活動を繰り返すことが、一つの想定としてイメージされていた²⁷³。

防衛庁では3月27日に将官クラスの人事異動があり、空幕ではトップの空幕長と防衛政策や部隊運用を担当する防衛部長が交代していた。その直後、内局防衛局長から陸海空幕の防衛部長に対し、イラク戦争後の派遣の可能性に備えて、情報収集と検討に着手するよう求められた²⁷⁴。空自としては、テロ対策特措法以来の国会議論もみれば、航空総隊隷下の早期警戒機(AWACS)の派遣などはもはや議論の対象とはならず、それまでの国際平和協力業務等のようにC-130H輸送機の派遣が想定されたが、従来のように航空支援集団のみによるオペレーションではなく、空自全体を挙げて取り組むとの方針が、着任直後の空幕長から示され、空幕防衛部を中心に検討が進められた²⁷⁵。

その際、派遣要領としては、大別すると中東地域のいずれかの国に拠点を構えイラクに入らないで対米支援空輸を行うものと、イラクまで空輸するとしても同国内には留まらず根拠地に引き返すという二種類が想定されていた²⁷⁶。

他方、イラクに関して一般的な情報は入手可能なものの、どのような活動内容が想定されるのか、根拠地はどこに設置できるのか、どのような装備品が必要か、イラク国内の治安情勢や関連情報はどのように収集可能か、飛行要領はどのようになり、如何なる訓練が必要なのか等、検討を進めるために必要な情報の入手が困難な状況だった。平素からのカウンターパートである横田基地の第5空軍も最大限の協力を約束したものの、実際の戦闘行動に関わる機微な情報の提供には限界があった。それが、2003年5月の日米首脳会談後

になると状況が好転し、ペンタゴンの米空軍参謀本部との防衛交流のチャンネルを通じても情報が得られるようになり、7月のイラク人道復興支援特措法の成立後には、訓練に対する助言や支援、あるいは装備品に関する資料提供等、米側からの情報提供が質量ともに充実するようになった。しかし、その後基本計画の決定に時間を要するにつれ、8月下旬にアーミテージ国務副長官が「復興支援はお茶会ではない」と語ったと伝えられた²⁷⁷頃には、一時情報提供が滞ったという²⁷⁸。

② 検討課題

空幕における検討に際して、派遣部隊の指揮組織の在り方、輸送機に必要な装備品、実際の運航要領、武器使用に関わる法的事項等が課題となっていた。

陸自の場合、派遣部隊の任務と規模が具体的な編成を決める要素となっていたが、空自の場合、他の国際平和協力活動による派遣と同様、必要とされる機能は空輸支援と明らかなので、実際に空輸を行う飛行部隊とその管理支援にあたる部隊の構成が大きく変わることは想定されていなかった。しかし、イラクへの派遣の場合、空自の派遣部隊が担うべき航空輸送については、テロ対策特措法に基づく対米支援空輸について太平洋軍のレベルでの計画、調整が必要だったのと同様に、米中央軍の空軍部門の調整部署において、空自輸送機による運航に関する調整を行う必要があり、その調整機能をどのように位置づけて保持するかが議論となった。一般的に考えられるパターンとして、航空支援集団司令官の下に派遣輸送航空隊を置き、その司令の下に、実際に空輸を行う部隊と、米軍との連絡調整を行う部門を置く編成があり、空幕サイドはこの編成を想定していた。一方、計画調整部門においては、単に輸送に関する調整を行うだけでなく、飛行の可否の判断の前提となる安全にかかわる各種の情報を集め、分析する必要があるが、派遣部隊指揮官の下にその調整機能が置かれた場合、飛行する側の理論で安全にかかわる情報について都合の良いものを集めることが危惧されるので、むしろ司令とは別系統で、航空支援集団司令官の代理として運航の可否を判断する方が適切だとして、そのような調整機能を司令官からの直轄とする編成が航空支援集団から示され、しばらく空幕と航空支援集団との間で議論が続けられた。最終的には、派遣後の日々の運航について一義的な責任を負うことになる航空支援集団の要望が容れられ、実際にC-130H輸送機による空輸を行なう派遣輸送航空隊と、米軍等との調整を行なう空輸計画部が別々に編成され、それぞれ航空支援集団から直接指揮を受ける関係とされた²⁷⁹。

C-130H輸送機の装備品については、2001年秋のアフガニスタン難民救援活動を通じてミサイル警報装置その他の自己防護装置の必要性が認められ、装備化に向けて作業が進められていたが、2003年3月末の時点では、整備会社で整備中のため、装備化は完了していなかった²⁸⁰。一方、米中央軍の管轄区域に派遣する場合、昼間飛行と夜間飛行が許可されるためにそれぞれ航空機が備えておくべき装備品の基準を定めた「特別規定」の存在が、準備を進めるにつれて明らかとなった。これは昼間飛行ではミサイル警報装置の装備が必須であり、夜間飛行の場合にはナイト・ビジョン・ゴーグルが必須の装備とされていた。従来も共同訓練等の場を通じて、米軍のC-130輸送機にミサイル警報装置やナイト・ビジョン・ゴーグルが導入されてきていることは空自としても認識しており、また予算要求なども行われてきていたが、中央軍がオペレーションの前提として必須の装備として定めて

いるという点までは把握されていなかった²⁸¹。

3点目として、飛行場周辺の狭い範囲でらせん状に旋回しつつ離着陸するスパイラル・アプローチなど、具体的な飛行要領についても、イラクで実際に採用されている要領が時期に応じて変化しており、その情報収集が課題だった。2003年夏前は、米軍はC-130輸送機の基本的な飛行方法の一つであるスパイラル・アプローチを採用しているという情報だったので、在日米空軍等を通じてその要領を導入し、派遣前に硫黄島で訓練も行ったが、現地に派遣された時点では、状況の変化により、事前に設定された複数の進入地点と経路がその日の状況に応じてランダムに指定されていた²⁸²。これは、スパイラル・アプローチの場合、輸送機は常に移動しているものの移動する範囲がらせん飛行の範囲に限定されるため、地上からはむしろ対空火器で狙いやすいという弱点があった。そのため、飛行場の周辺地域を個人が携行できる対空ミサイルの射程では届かない範囲まで掃討できていれば安全なアプローチとなるが、状況が流動的な場合には、その時点時点で一番安全な進入経路をランダムに指定するランダム・スティープ・アプローチの方が、事前に待ち構えて狙われるリスクを減らすことができ、より安全と考えられていた²⁸³。

また、武器使用に関する法的権限の関係から、武器使用の条件の差異やいわゆる駆け付け警護が行えないことから、米軍等と共同使用する基地の警備に関して、当初想定されていたそれぞれの区域毎に分担する要領では日本の武器使用基準で対応できない場合が生じかねず、それが警備の弱点となりえるとの懸念から、米軍が全般を警備する中で自衛隊地区の自隊警備を行うように要領が変更された²⁸⁴。

(4) 派遣元部隊での検討・準備過程

① 派遣態勢

陸自の場合、イラクへの派遣部隊、特に復興支援群の編成は方面隊が持ち回りで担当していたが、空自の場合、派遣できる機種がC-130H輸送機に限られていたので、基本的に部隊の編成や派遣に関する検討・準備は、空幕、航空支援集団を通じてC-130H輸送機を装備している第1輸送航空隊に至るラインを主軸として行われた。

イラクを巡る情勢が徐々に緊迫する中でも、航空支援集団においては、実際の運航に関する業務が中心となっていた。2002年であれば、2001年以来のインド・パキスタン間での緊張の高まり²⁸⁵を受けて在外邦人輸送に関して注意が払われ、あるいは2002年9月の小泉首相の北朝鮮訪問に際しての政府専用機の運航、同年10月、防衛交流の一環として韓国・江原道で行われた国際軍楽祭に陸自中央音楽隊が参加した際、その輸送をC-1輸送機で行ったこと、またテロ対策特措法に基づく対米支援空輸に関する調整など、実際の運航に関する実務上の関心が焦点となっていた²⁸⁶。

イラクにおける軍事行動開始後も、イラク難民支援における政府専用機の運航やイラク被災民支援によるC-130Hの運航を始め、国際緊急援助隊や在外邦人輸送に向けた待機態勢の維持、政府専用機による要人輸送等のオペレーションも実施しており、イラクへの派

遣の検討・準備に専念できる状況でもなかった^{vii}。2003年5月の日米首脳会談における小泉首相の発言等を受け、イラクに派遣される可能性があるとして認識されるようになってきたが、当時は7月からのイラク被災民救援活動の具体化に向けた検討、準備が行われており、イラク国内への空輸を行うことまでは、必ずしも念頭に置かれていなかった²⁸⁷。

イラク人道復興支援特措法案の審議が進み、イラク被災民救援活動でのC-130H輸送機の派遣が近づくと、法案成立後にはイラク国内への直接輸送に切り替えることが検討されている旨が報じられるようになる²⁸⁸。また法案成立後の7月中旬には、陸海空3自衛隊の合計で1,000人規模の部隊派遣が検討されていること²⁸⁹、空自に関しては、イラク被災民支援でヨルダンなどに派遣しているC-130H輸送機がいったん帰国した後、イラク周辺のクウェート、カタールとイラク国内の間で、米軍の武器・弾薬も含めた空輸を行うため、11月以降の派遣が想定されていること²⁹⁰、それら派遣先国側からの要望により、派遣される自衛官の刑事責任等の取り扱いを定めた特別協定を締結する検討が始められた旨などが報じられるようになった²⁹¹。その後、8月19日のバグダッド国連事務所の爆破事案などイラク国内の治安情勢の変化も受け、9月中旬、現地情勢の把握とともに医療、給水、救援など人道復興支援活動を中心にニーズの調査を行う政府調査団がイラクに派遣された²⁹²。このような陸自の派遣に向けた調査等の進捗を受け、陸自部隊への空輸支援の側面からも、周辺国からイラク国内への空輸を前提にした検討、準備が航空支援集団においても具体化していった²⁹³。

これまでも海外に拠点を設けて空輸活動を実施した例は、ルワンダ難民救援、東チモール難民救援があったが、いずれも場合も、基本的にはC-130H輸送機のパイロットや飛行毎に必要な最小限の点検・整備等と地上での支援業務を行う最小限の要員が派遣され、また派遣先のホテルなどに宿泊する形式がとられていた²⁹⁴。他方、通常16機あるC-130H輸送機のうち3機は定期点検や整備のため稼働できず、2機は国際緊急援助活動に備えて待機しているので、国内の自衛隊基地間の定期運行、当時行われていたゴラン高原や東ティモールでのPKO派遣部隊への補給物資等の空輸、それにテロ対策特措法に基づく対米支援空輸等に加え、イラク派遣を残りの11機をやりくりして行う必要があった²⁹⁵。それに加えて、この検討段階ではイラクへの派遣期間が具体的に示されたものではなかったが、ある程度の長期にわたることが想定されたので、派遣先で実施する整備の内容を増やさないと一定の派遣機数を維持することが難しいと考えられた。そこで、各フライトの前後に行われる点検・検査、一定の飛行時間に応じて行う検査、また使用時間に応じて一定間隔で行われる脚、モーター類などの部品の交換、さらに計画的に民間企業の工場で分解整備まで行われる定期整備等の各種整備段階のうち、民間企業に発注する定期整備は別として、エンジンやプロペラの交換等までは派遣先で対応できることが必要と見積もられた。その上

vii イラクへの派遣準備等が命じられ、2003年12月26日にイラクへの先遣隊第一陣が出国したのと前後して、同28日に発生したイラン南東部地震に対し、国際緊急援助活動として援助物資の輸送が実施された。同30日、C-130H輸送機2機がテント等約12トンの物資を搭載して小牧基地を出発し、那覇、シンガポールのパヤレバ基地、モルジブのマレ空港を経由して、同31日UAEのアブダビ空港に到着した後、2004年1月1日より被災地に近いケルマン空港との間を往復輸送し、イラン赤新月社に救援物資を引き渡した。通常4、5日かかる空路を2日間で輸送が行われ、1月5日及び6日、小牧基地に帰投した(『防衛ホーム』、2004年1月15日号、1面。『防衛ハンドブック』平成24年版、742頁)。

で、通常の飛行時間に応じた部品毎の故障発生間隔等も踏まえて、飛行時間に応じてパッキングやナット類といった小物まで、整備用部品が何個ずつ必要かという点まで検討が行われた。同時に、定期整備の時期も踏まえて、イラクまでの往復の飛行時間を多少余裕をもって差し引き、現地で数か月の活動が行えるよう、人員の交代と合わせて機体の入れ替えを行うため、C-130H輸送機全体の整備のローテーションに関する検討も必要となっていた²⁹⁶。

② 人の準備：要員選考、準備教育、飛行訓練

派遣部隊を実際に編成するには、陸自同様、派遣される隊員の選考、教育・訓練などの人に関する準備が不可欠な作業だった。

(要員選考)

イラクへの輸送航空隊の派遣にあたり、使用する機材がC-130H輸送機に限られることから、同機の運航や整備を直接担当するパイロット、ロードマスター、整備員等は、第1輸送航空隊において平素から勤務している要員から選ばれることになった。他方、イラクへの派遣部隊はそれまでの海外運航とは異なり、上記のとおり一定レベルの整備を行う必要が生じ、一定規模の要員を派遣するために必要な、補給、施設、厚生、警備なども含めた管理業務も独自に行う部隊として編成されたため、そのすべての要員を航空支援集団指揮下の部隊から集めて編成することは困難だった。派遣の検討が始められた時点で、空幕長から空自全体として取り組むとの方針が示されたこともあり、C-130H輸送機特有の要員を除いたその他の要員については、それぞれの職務に求められる特技や経歴などに応じ、空自全体から、基本的には本人の希望に基づき、募られることになった²⁹⁷。その際、航空支援集団隷下部隊から要員派遣が可能なポストであっても、航空総隊その他の部隊でも対応できる職務であれば、むしろ航空支援集団も空自全体の一部ととらえ、要員選考が行われた²⁹⁸。

2004年1月に派遣された第1期本隊要員の場合、2003年11月上旬には派遣が内定し、その後、健康診断、予防接種、小牧基地での集合教育等が行われた²⁹⁹。

派遣部隊の主要幹部の人選は空幕とも調整して航空支援集団司令部で行われ、司令官の了解を得るようになっていた³⁰⁰。この人選は、航空支援集団司令官にとって重要な決心の一つとなっていた³⁰¹。第1期要員については、指揮組織の在り方について結論を得るのに時間がかかったことが要員選定に影響を与えた。当初空幕が想定していたように派遣輸送航空隊指揮官の下に飛行隊と米軍との調整部門を並列に置く形であれば、派遣輸送航空隊指揮官が全体のトップに位置付けられる一方、航空支援集団が要望した米軍との調整部門を司令官の直轄とする形となると、同部門はいわば司令官の権限を委任された「名代」と位置付けられ、派遣輸送航空隊指揮官よりも先任者を充てられることになるため、指揮官や主要スタッフなど派遣部隊の幹部要員の具体的な配置は、部隊編成の確定を待つ必要があった³⁰²。

(準備教育)

派遣要員に対する教育は、指揮官等の主要要員に対するもの、派遣輸送航空隊要員に共

通で実施されるもの、警備など一部の専門的な職務で個別に実施されるものに大別されていた³⁰³。

指揮官等の教育は、派遣輸送航空隊の司令、副司令、同司令部の部長クラス、空輸計画部要員を対象として府中の航空支援集団司令部で、4日間程度で実施された³⁰⁴。

派遣輸送航空隊の要員に対しては、その後、小牧基地で1週間程度の集合教育として実施されていた。この集合教育は、場所としては小牧基地で行われたものの、C-130H輸送機そのものに関する内容、派遣体制、法制度、地域情勢、派遣に関わる枠組み等の内容など、1輸空隊、支援集団司令部、空幕それぞれの役割に応じて、教育の実施担当が分かれていた。また1週間という期間についても、派遣先での業務実施に万全を期するのであれば必ずしも十分ではないものの、原隊における恒常業務もある以上、教育に充てられる時間にもおのずと限度があるのでそのバランスが勘案されていた³⁰⁵。なお、補給業務など派遣先での職務に応じた個別の教育については、2003年12月22日に行われた編成完結式の後、2004年1月22日の本隊派遣直前まで実施されていたものもあった³⁰⁶。

また、イラクでC-130H輸送機が遭難したときには、空自独自で搭乗員を救出能力がなく、米軍の救難体制に頼らざるを得ないため、米軍が使用する救難用の衛星無線機が調達され、緊急時に敵味方を識別する手順などが在日米軍の指導で訓練された。無線機の取り扱い方一つにしても、かりに不時着した場合に勝手に電波を出すと、武装勢力に位置を突き止められ、機体を奪われたり搭乗員が襲撃される事態も想定されるので、救出されるまでの行動について、多国籍軍として共通の手順に従う必要があった³⁰⁷。

(飛行訓練)

C-130H輸送機の飛行訓練については、2003年5月の日米首脳会談以降、ペンタゴンの米空軍参謀本部などからの情報提供や横田の第5空軍の協力等により、日本側の訓練への同乗や実地指導等が行われるようになった³⁰⁸。

その後、基本計画決定直前の12月5日には、硫黄島でスパイラル降下やランダム・ステイプ・アプローチの訓練がマスコミに公開された³⁰⁹。

③ 装備の準備：機体改修等

11月28日には、機体を従来の迷彩色から砂漠の上空でも目立たない青みがかった灰色のブルーグレーに塗り替えたC-130H輸送機が、小牧基地で公開された。ブルーグレー塗装1番機となった1輸空のC-130H84号機は前日の27日夕、塗装作業などを行っていた浜松基地から小牧基地に戻っていた³¹⁰。

また、赤外線追尾型のミサイルを回避する「フレア」射出装置等のミサイル防御装置を追加装備していた機体についても、一部が、12月5日に公開された硫黄島での飛行訓練に参加し、ミサイル回避訓練等を行った³¹¹。通常、新たな装備品の導入には、予算査定されてから装備化に3年を要するため、補正予算で認められたとはいえ、2001年10月のパキスタンへの運航がきっかけとなったミサイル警報装置の装備化はイラク派遣にぎりぎり間に合ったという状態で、訓練も必要最小限のものが実施できたに過ぎなかった³¹²。

④ 部隊の編成要領

空自の派遣部隊は、航空支援集団の要望に沿って、空輸そのものを担当する派遣輸送航空隊と、米軍等と調整する空輸計画部が別々の部隊として編成され、どちらも航空支援集団の直轄として、相互には指揮関係がなかったため、大臣直轄部隊として編成されつつ、業務支援隊が復興支援群の指揮を受けていた陸自派遣部隊の指揮関係とは異なっていた。

また、派遣輸送航空隊も空輸計画部も、派遣の要員毎に新たな部隊が編成されるのではなく、派遣当初に編成された部隊の人員を交代させる要領が採用されていたため、派遣時期に応じて「第〇期要員」と呼称されていた。

派遣輸送航空隊は人員約200人ながら、司令部のほか飛行隊、整備隊、業務隊、衛生隊などから編成され、航空自衛隊の基地に所在する航空団が飛行群、整備補給群及び基地業務群から編成されているのに類似して、機能として見れば、自己完結的な態勢で任務にあたることが可能だった³¹³。

この派遣輸送航空隊と空輸計画部は、第1輸送航空隊等の恒常的に編成されている部隊とは別途の、独立した部隊として新たに編成されたものであり、また空自のイラク派遣は航空支援集団司令官が指揮するオペレーションなので、派遣輸送航空隊に第1輸送航空隊所属の要員が多く派遣されたとしても、あくまで現地での活動に必要なC-130H輸送機その他の装備や人員を差し出すフォース・プロバイダーと位置付けられるのに対し、航空支援集団司令官が新編された派遣輸送航空隊のオペレーションを指揮するフォース・ユーザーと位置付けられていた³¹⁴。

5 小括

以上、2002年秋に内閣官房においてイラク戦争後への対応について内々検討が開始されてから、2003年3月の対イラク武力行使開始直後の対応とイラク人道復興支援特措法の制定、その後の基本計画の策定を通じた対応措置の実施の決定の過程を概観するとともに、陸自と空自、それぞれ中央組織である陸幕・空幕と、現地に派遣する部隊を編成、準備する現場部隊の対応を見てきた。

2003年10月、防衛庁長官から部内での準備開始に関する指示がなされたように、同年12月の閣議決定によって決定されたイラクへの部隊派遣は、「決定」前からその具体化に向けた部隊での活動が始まっていた。その意味ですでに実施過程が始まっていたといえよう。

そこで、法律・基本計画のレベルの決定過程と、自衛隊の中央組織のレベル、そして現場部隊のレベル、それぞれにおける実施過程の対比として、以下要点をまとめるとともに、いくつか特長的な点について記すこととしたい。

(1) 法律・基本計画のレベル

(イラク人道復興支援特措法の制定過程)

2002年秋に内閣官房でイラク問題への対応の具体的な検討が始められたが、同年12月中旬までには、官房長官、外務大臣や防衛庁長官といった閣僚のほか、自民党・公明党の与党幹事長もアーミテージ国務副長官との会談等を通じて、イラクでの武力行使後に難民支

援や周辺国支援等で自衛隊の派遣を含めた日本の支援が必要との認識が共有されていた。

自衛隊による活動の選択肢は、過去の国連PKO等の活動実績などから、すでにこの時期から医療・衛生支援、施設復旧、輸送等による、被災民の支援か他国軍の後方支援と見込まれていたが、国際平和協力法の下で国連PKOか国際的な人道救援活動として実施できる条件が満たされない限り、新たな根拠法の制定が必要となっていた。少なくとも武力行使自体が短期で終了し、その後、国連PKOが設立されるのであれば国際平和協力法により人道復興支援や被災した施設・設備の復旧などへの対応も可能となるが、そうでないと、法案化のためには、いかなる状況での支援なのか、その状況判断の主体は誰かといった論点を具体的に整理する必要があった。また戦闘行動への支援は出来ないとしても、想定されるイラクの治安状況では、一定の治安維持活動が行なわれていると想定されたので、戦闘行動と治安維持活動が区別できるのかどうか、区別できるとしてもその要領を具体化する必要があった。そのため、法案の検討作業にとっても、武力行使の根拠あるいは正当性の問題に加えて、イラク問題に対し国連がどのような対応をとるのが、重要な判断要素となっていた。その後、2003年1月に入りドイツやフランスの反対姿勢などにより対イラク武力行使の根拠となる新たな安保理決議の採択が困難になると、イラク領内で人道支援活動などを行なう場合でも、その根拠となる安保理決議が必要と考えられるようになっていた。

2003年3月20日に米英軍等が軍事行動を開始した時点では、既存法等による対応策に加え、新たな安保理決議に沿って既存法では対応できない活動を行なう場合に新法が必要となるとの考えを、小泉首相自身が明らかにした。この頃までに、「軍事活動終結→新たな国連安保理決議採択→新法制定→自衛隊派遣」という流れが想定された。

2003年4月以降、新法の要否の次の課題は具体的な活動内容の整理に進むが、特に現地でのニーズが新法の内容を決める要素として言及されるようになり、医療、土木、輸送等が有用な活動分野とされる一方で、大量破壊兵器の処理や機雷掃海などは、具体的なニーズが無いとの指摘を受けるようになってくる。そのため、内閣官房等からの政府調査チームだけでなく、与党や民主党によるイラクや周辺国への調査団が派遣される。しかし、法案の閣議決定前に派遣された政府調査団の調査結果では、インフラ復興、人道援助物資や患者などの輸送と共に大量破壊兵器の捜索がニーズとして挙げられていた一方、法案提出後の6月下旬に派遣された与党現地調査団の調査結果では、法案の国会提出に向けた自民党内手続きにおいて大量破壊兵器の処理にかかる項目が削除されたことを受けてか、現地のニーズは浄水・給水、食料・医薬品輸送、患者搬送の3項目に変わっていた。与党調査団には公明党などの与党メンバーも参加していた一方、自民党内の反対派は、法案閣議決定直前の総務会で、大量破壊兵器処理に関する規定を削除させるまで、法案の内容に実質的には関与できていなかった。一方、野党・民主党による調査結果は、自衛隊を派遣すべき支援ニーズはないと結論づけ、イラクへの自衛隊派遣自体に反対の姿勢となっていく。

法案の内容に対しては、国会審議への考慮から野党・民主党への配慮が影響していた。イラク人道復興支援特措法案は、武力攻撃事態対処法等のいわゆる有事法制の成立後の6月上旬に国会に提出され、通常国会での成立のためには会期延長が必要だった。法案の成立の可否だけでなく会期延長幅自体が、同年9月に予定されていた自民党総裁選挙への動向や、衆議院解散時期につながる政治的な駆け引きに影響を与えるため、制服組が求めた任務遂行型の武器使用権限は、審議促進にむけて軽めの法案にすると野党側の政治判断

もあり法案に盛り込まれなかった。また、参議院の慣例から特別委員会とすると共産党議員が委員長となる順番だったので、週2回開催が原則の常任委員会での審議が見込まれたので、野党・民主党との事前の法案修正協議が参議院側から求められ、国会承認、法律の有効期間、武器弾薬の輸送、国連決議の引用の4点が妥協点として当初から法案に盛り込まれていたが、結果的に民主党が自衛隊のイラク派遣自体に反対したため、政府案のまま成立することになった。また、非戦闘地域概念の妥当性等と合わせて、武器・弾薬輸送を行うことの是非が野党側からの追及の対象となっていた。

(基本計画の決定について)

イラクへの自衛隊の派遣の具体化には、活動内容と派遣先を決めて、基本計画を閣議決定する必要があった。

法案審議時点では、2003年7月下旬に法案が成立し、8月に調査団を現地に派遣、9月から空自の空輸活動を、10月には陸自部隊の活動を始めるとも言われていたスケジュールも、一つにはイラクでの治安状況の悪化と、他方では想定していた給水などの活動内容が米軍のニーズに合致しなかったため、派遣時期と活動内容の双方で、再検討が必要となった。法案作成時点では安全確保のためにも米軍と行動を共にする補給支援が念頭に置かれていたが、治安状況の悪化から、むしろ米軍と距離を置き、比較的治安が安定した地域での人道復興支援に検討の主軸が変化していった。

8月19日のバグダッド国連事務所に対する爆弾テロによって派遣への慎重論が強まるが、10月17日のブッシュ米大統領の訪日を控え、年内の陸自先遣隊と空自輸送機部隊の派遣に向けて、一度派遣が見送られた政府調査団がイラク南部地域などに派遣される。11月9日投票となった衆議院総選挙に向けて争点化を避けるよう、具体的な派遣スケジュールへの言及が避けられるようになるが、派遣反対を唱えた野党の議席数が伸び、選挙結果は小泉政権の敗北と受け取られた。そのため、国会への報告が必要な基本計画の決定が、11月末の特別国会後まで持ち越され、その間、更に自衛官主体の専門調査団が派遣された。しかし、11月12日には治安が比較的安定していたといわれた派遣候補地のサマーワ近くで、それまで無かった多国籍軍への大規模な自爆テロが生じ、11月29日には専門調査団にも同行した日本人外交官が襲撃を受け死亡する事件が生じる。これにより、いわゆる文民職員の派遣は取り止めとなるが、自衛隊派遣を内容とする基本計画は12月9日に閣議決定される。

その上で、実際の部隊の派遣は、防衛庁長官が作成し、内閣の首長としての総理が閣議決定により承認する実施要綱により定められることとされ、その承認直前、与党ながら自衛隊派遣に慎重な意見が多かった公明党代表が現地視察に赴き、陸自派遣の際には政府として再度安全を確認した上で正式に承認することとされた。そのため、2004年1月に派遣された陸自先遣隊は、公明党では「調査団」として承認され、先遣隊からの調査結果を踏まえ、改めて陸自本隊派遣が承認されることとなった。

(決定過程の特徴)

以上のイラク人道復興支援特措法の制定から基本計画決定までの過程については、「攻守交代モデル」から見て、次のような特徴が指摘できる。

まずイラク人道復興支援特措法の制定自体が、イラクへの自衛隊部隊派遣の前提であっ

たことから、その目的を踏まえれば、審議に長時間をかけることが出来ない性質の法案と考えられる。その上、2003年の通常国会では継続審議になっていた有事法制の審議があり、会期末まで審議日程が限られ、他方で2004年7月の参議院選挙までに衆議院の解散時期が模索される状況で、与党の公明党はできるだけ早期の解散を希望していた一方で、法案の早期成立には野党民主党の賛成が必要だったが、民主党は出来るだけ遅い時期の解散を主張しており、さらに9月には自民党総裁選挙も予定されていたことから、法案成立に必要な会期延長幅が、政党間の政治的駆け引きに直結する課題となっていた。加えて、参議院の慣例により、特別委員会の委員長には共産党議員を充てる順番となっていたことから、常設委員会での審議とならざるを得ず、審議日程が一層制約されていた。

このような法案審議に対する考慮から、武器使用権限の拡大は自民党執行部の判断などで見送られるとともに、また民主党が主張する、自衛隊派遣への事前承認や、武器・弾薬の輸送禁止などに修正しやすいよう、派遣への事後承認制や武器・弾薬が輸送可能などの「のりしろ」込みの法案となっていたが、修正協議は成立せず、以後民主党はイラクへの自衛隊派遣自体に反対すると共に、法案審議をはじめ非戦闘地域概念の妥当性や武器・弾薬輸送の必要性などを追求することになった。このことは法案審議に直接関係するだけでなく、2003年11月の衆議院総選挙後、特別国会までに予定されていたものが、イラク派遣反対を主張する民主党の議席増という選挙結果なども受けて、特別国会後に決定時期が先送りされることの要因にもなってもいた。特に非戦闘地域概念は、派遣先地域の危険性・安全性を評価するものではないが、2003年8月の国連事務所や同年11月のイタリア軍への爆弾テロ、同じく11月の日本人外交官の殺害など治安状況の悪化に伴い、結果的に野党を始め派遣の法的前提条件が崩れたという追求を容易にしていた。

他方、法案修正はされなかったため、自衛隊派遣は政府案どおり事後承認となっていたので、承認案件の国会審議を通じて未承認とならない限り、野党の賛否に関わらず、基本計画の決定によって部隊の派遣を開始、継続することは可能な制度となっていた。

野党に対して公明党との調整は、特に基本計画や陸自先遣隊派遣に必要な閣議決定の時点で、派遣に際しての条件が提起され、また陸自先遣隊の派遣に際して、基本計画決定の了解とは別に改めて了解を求めるなど、連立与党の立場から大きな影響を与えていた。一方、自民党内でも山崎幹事長は法案の国会提出時期の判断などに加え、国会審議を容易にするとの観点から武器使用権限の拡大は盛り込まないなど、法案の主要な論点にまで関与していたが、自民党内の反対派にとっては、法案の閣議決定直前に総務会での反対を通じて政府案から大領破壊兵器の搜索活動を削除させたことなど、具体的な影響が現れた場面は限られていた。このように、与党内の協議手続きや自民党内での事前承認過程は、国際平和協力活動の根拠となる法制の枠外にあるものだが、派遣の決定や活動内容が政党間の政治的案件として取り扱われると、法律の内容や、後々の官僚機構における運用に対する影響を及ぼす場合があるといえよう。

(2) 陸自の対応

(自衛隊の中央組織のレベル：陸幕の対応)

カンボディアPKOへの派遣準備時の例にあるように、陸幕における検討と派遣の準備は、

派遣先、任務の内容、そして部隊の規模と編成を順次具体化する形で行なわれた。作業は、法案の検討状況に関する具体的な情報がなくて、まずは概略の前提を仮置きして概案を作成し、法案作成や現地調査などの進展に伴い逐次計画も具体化される手順だったと考えられる。また全てを白紙から検討するのではなく、活動内容が類似した先行事例の検討結果がたたき台として活用された。イラク派遣では、テロ対策特措法による派遣が想定された医療支援部隊派遣の検討案が、管理、兵站・補給、宿营地警備などの技術的な点も含めて、人道復興支援の活動イメージとして活用されていた。

部隊の規模は、実際に派遣されるのは人道復興支援業務を行なう復興支援群約500人に、関係機関との連絡調整業務を担当する復興業務支援隊約100人となっていたが、当初は米側が要望したい約1000人規模に近い部隊が想定され、その後の政治状況などに応じて、逐次修正が行なわれいったという。その他、派遣前の訓練の基準、国内用に整備されている装備品などの改造とともに、国連PKOによらない派遣のため、活動に必要な資器材の輸送需要が増え、その計画作りも課題となった。

従来のPKO参加と異なるもう一つの課題として、イラクで連携するイギリス軍、オランダ軍などとの「協定」作りがあった。地位協定から始まり、地域を管轄する多国籍軍司令官からの「オーダー」に服すべき事項や内容、それに宿营地における一時的な宿泊給食の精算要領なども取り決める必要があった。

検討を具体化する中で、復興支援活動は復興支援群自ら施工する自隊施工型が想定され、最初に派遣される先遣隊は関係先との調整や宿营地の設営が主な任務となり、復興支援活動は復興支援群到着後に始まる計画だった。そのため、復興支援群到着までの復興支援活動として、ODA提携、それも事業規模は小さいが、早く案件化できる草の根無償との提携について、陸幕から外務省に対して働きかけが行なわれていた。また専門調査団による調査結果から、派遣先の失業率などから、通訳や清掃などの役務で雇用を提供することが、安全確保にも資すると認識され、役務調達が可能で枠組みも準備された。

このような各種の検討、準備は、通常であれば国際平和協力業務の主管部署が関係部署と、担当者から順次レベルを上げて調整しつつ、行なっていくことになるが、イラクへの派遣の場合は、法案提出と同時に、主管の防衛部長をトップとする「プロジェクト」が作られ、通常よりも迅速な業務処理が行なわれていた。

(大臣直轄部隊等のレベル：陸自北部方面隊での対応)

陸自の部隊編成は、5つの方面隊が大臣の直接指揮を受ける大臣直轄部隊となっており、海外派遣部隊の準備は、閣議決定される政府レベルの計画等と大臣からの命令を受け、方面隊以下で具体化されている。

施設部隊を中心とするPKOへの派遣であれば、方面隊に直接隷属する施設団を中心に部隊派遣の準備が行われるが、イラク派遣の場合は、最初に派遣される復興支援群は北海道の北部方面隊で準備され、方面隊の4個の師団のうち、直前まで国際緊急援助活動の待機部隊であった第2師団が担当し、2つ目の復興支援群は札幌所在の第11師団が基幹となって準備することになった。

具体的な準備は人選、訓練、装備品の輸送の手配など多岐にわたるが、いまだ官邸を中心に派遣先や業務内容についてイラク北部への早期かつ小規模部隊の派遣案も取り沙汰さ

れていた2003年10月には、師団以下で作業が始められていた。派遣部隊の指揮官の予定者がその作業の全体について、随時、上級司令部とも相談しながら計画し、実施されていた。その指揮官候補者は、師団隷下の連隊長等から師団長によって、2師団では陸幕の班長経験者が、11師団ではPKOの指揮官経験者が、それぞれ選ばれていた。また、最初の部隊である1次群の場合、派遣までの準備期間が充分取れない可能性があったので、訓練や装備品の準備などは、他の連隊長が補佐に入って行なわれた。

人選は陸幕が示す部隊の組織図(編成表)に沿って行なわれるが、具体的な人選の要領は指揮官の選任同様、方面隊以下に委ねられていた。同様に準備訓練も一定の基準は陸幕から示されるものの、具体的な計画と実施は、方面隊や師団の考え方に任されており、郡長候補者が師団長等の了解を得た上で計画を作成し実施していた。その際、事前に、あるいは決裁の過程で師団長から具体的な指摘を受け、あるいは方針が示される場合もあった。

訓練には、派遣先での業務に応じた専門的な内容も含まれたが、イラク派遣の場合、安全確保のために特に射撃が重視されていた。訓練期間は、PKOの場合等は約6ヶ月間にいくつかの集合訓練が行なわれるが、1次群の場合は2003年10月から始まり、派遣直前まで射撃訓練が行なわれた。また2次群も2003年10月から開始され、2004年4月に派遣前の最後の訓練が実施された。復興支援群は複数の親元部隊から要員が臨時に集められた部隊なので、このような長期の訓練期間を利用して、同一駐屯地や演習場において、いわば合宿状態で起居をともにし、派遣先に近い環境でお互いに人柄を知り、部隊としての団結・絆を固めることが重要視されていた。復興支援群の1次群、2次群は、同様の任務を持つものの、それぞれ別々の部隊として作り上げられて編成され、それぞれ別個の部隊としてまとまっていくことが重視されていた。

それまでの海外での活動には部隊は一つしか派遣されなかったが、派遣に向けた調整過程で部隊規模の縮小が余儀なくされたことから、対外調整等を担当する復興業務支援隊が、復興支援群とは別に陸幕により編成、派遣された。

(陸自の組織と運用)

以上のように、陸自の派遣に至る検討、準備過程は、法案の内容や審議の状況あるいはその後の派遣に向けた内閣官房を中心とする調整に影響を受けていたが、逆にその過程に影響を与えてもいた。例えば2003年6月にアメリカ側に説明された派遣計画案では、バグダッド近傍での給水、輸送等の後方支援活動が念頭におかれていた。それまでの海外派遣に関する準備状況の例などに鑑みれば、この時点で陸幕が概略の部隊編成と派遣までロジスティックなどについて「一定の仮定をおいた案」をまとめていたと考えるのが妥当であろう。それが、その後の治安状況の悪化などを受け、南部での人道復興支援活動を主体とする検討に切り替えられ、官邸での検討に対する防衛庁からの要望にもなっていた。

その一方で、陸自内部の動きとしては、日米首脳会談が予定されていた2003年10月に石破防衛庁長官から庁内での準備開始の指示が出された頃には、陸幕からの具体的な説明を受けて、師団レベルでの準備訓練が始められたが、それに先立ち同年8月の時点で、北部方面隊では、イラクに派遣された場合に必要となる警備要領に資する訓練の実施が検討され始めていたが、これはカンボジアPKOやルワンダ難民救援の場合の準備状況なども見れば、正式な決定はむしろ最後に達せられ、それを受けてからでは準備が間に合わないの

一般報道や上級部隊からの意見照会のタイミングや内容、更には個人的なつながりにより集められた情報などにに基づき、派遣の準備を命じられた場合に対応できるよう、「準備の準備」について、部隊レベルでも一定の対応がなされていたと見る事が出来よう。

このような復興支援群の派遣準備は **陸幕**—**方面隊**—**師団**—**連隊** という通常の指揮階梯に沿って、上級部隊から順序具体的な内容を隷下部隊に委任する要領で実施されていた一方、派遣時には **陸幕**—**復興支援群** と中央機関が直接指揮監督する形態となっていた。これはUNTAC派遣時から同様であり、陸幕長の観点からは派遣部隊と直接意思疎通が出来る点にメリットがあるともいわれ、特にイラク派遣に特異な形態ではなかったため、派遣先での活動に対する指揮監督は、複数の指揮階梯を設けない方が望ましいと考えられていたといえよう。

(3) 空自の対応

(自衛隊の中央組織のレベル：空幕の対応)

陸幕の検討が、派遣部隊がどのような任務を行なうのかということをはっきりとすることから始まるといえるのに対し、空自の場合、部隊そのものが機能毎に編成されており、国際平和協力活動として派遣されるのは、空輸活動のための輸送機、しかも航続距離の関係などからC-130H輸送機と、ほぼ特定されていた。

国際平和協力業務や国際緊急援助活動の実績からも、運航形態としては、日本から目的までの輸送に加え、1ヶ月程度、海外の他国軍施設などに拠点を置き、海外の拠点間の輸送を行った実績もあった。実際、2003年3月には、政府専用機が初めて人道援助物資の空輸を行い、また同年7月から8月にかけてイタリアとヨルダンの間で輸送も実施していた。

イラクへの派遣に向けた検討で、従来と最も異なっていたのは、地上からの対空ミサイルの脅威があり得ることと、長期の海外展開が見込まれたため独自の整備、補給、警備などを自ら行なう基地機能を展開したことの2点にあった。

地上からの脅威は、個人で携行できるロシア製の肩撃ち式地对空ミサイルがイラク国内に数多く存在すると見られ、空港への離発着に際して、その携行ミサイルの射程内に入る場合への備えが必要となった。冷戦中以来の防衛力整備の考え方にそって、C-130H輸送機には地对空ミサイルに対する防御装置が取り付けられていなかったが、2001年10月にパキスタンへの援助物資空輸の際、インド・パキスタン間の係争地上空を飛行した経験から国際平和協力活動においてもミサイル防御装置の導入予算が認められたばかりだった。そのため、2003年3月の対イラク武力行使開始時では防御装置の装備化は完了しておらず、2004年1月からの派遣にギリギリ間に合った状態だった。

あわせて、現地での飛行要領や安全情報が在日米軍経由では入手が難しかった。これはイラクは米中央軍の管轄なので、管轄が異なる在日米軍から太平洋軍を経由してでは、運航要領等は作戦の機微にわたる情報として提供が制限されていたためだった。そのため、イラク領内の飛行について、昼間、夜間、それぞれ航空機が備え付けておくべき装備等について米中央軍が特別の規定を定めおり、例えばミサイル防御装置はイラク領内での飛行に不可欠の器材とされていたが、派遣に向けた具体的な検討を始めるまではそのような特別規定の存在も認識されていなかった。つまり、国内で空自先行派遣が議論されていたが、

ミサイル防御装置の導入状況からは、そのような派遣は事実上困難だった。

派遣先に基地機能を保持するために、200人規模の派遣輸送航空隊でも、司令部、飛行隊に加え、整備隊、業務隊、衛生隊など一通りの機能を揃えた部隊編成とされた。従来の派遣であれば輸送機部隊を中心にその上級部隊である航空支援集団所属人員を中心に派遣要員の選定が可能だったが、人数が増えたことと長期派遣が見込まれたことから、C-130H輸送機に特有の技能を持つ搭乗員や整備員の他は、空幕の計画調整によって、航空総隊など航空自衛隊の他の主要部隊からも要員が募られることになった。

派遣検討中に大きな論点の一つに、航空支援集団と空輸部隊の指揮関係があった。イラクでの運航のためには中東地域における米軍の作戦司令部と運航計画の調整が必要であり、空幕側は、大きな派遣部隊の中に空輸部隊と米軍との調整機能を置く考えだったのに対し、実際の運航を担当する航空支援集団による、調整部門は運航の前提として情勢分析なども行なう以上、飛行部隊とは独立した、司令官直轄の機能として保持することが必要との考え方との間でしばしば議論があり、結局、航空支援集団側の意見が容れられることになった。

(大臣直轄部隊等のレベル：空自航空支援集団／第1輸送航空隊の対応)

陸自の場合、部隊の数などに相違はあるものの、方面隊、師団それぞれのレベルで同様の機能を持つ複数の部隊があるため、派遣準備をどの方面隊から担当させるのかの検討も必要になっていたが、空自の場合、輸送機部隊は航空支援集団隷下の3つの輸送航空隊に集中して配備され、かつ国際平和協力活動として海外に派遣できるC-130H輸送機はすべて小牧基地の第1輸送航空隊に配備されていたので、派遣準備も空幕、支援集団、1輸送航空隊のラインで行なわれた。イラクへの派遣輸送航空隊は、海外派遣用に臨時に編成された部隊だが、航空支援集団の4つ目の輸送機部隊として置かれたものともいえた。

派遣部隊の指揮官の人選は、航空支援集団司令部で検討され、最終的には航空支援集団司令官に了承を得ることになっていた。しかし航空支援集団所属の人員だけでは階級など適任者に限りがあったので、対象者は空幕の調整で空自全体から選ばれていた。司令官にとってこの人選は重要な判断事項の一つとされていた。実働部隊である派遣輸送航空隊と調整機能を持つ空輸計画部は、それぞれ司令官から直接指揮を受ける関係だったが、空輸計画部はいわば現地における司令官の名代との位置づけだったので、空輸計画部長のほうが先任者と位置づけられていた。

陸自では派遣部隊指揮官予定者が事前の準備訓練を計画するが、空自の場合、派遣に係わる法的枠組み、地域情勢などからC-130H輸送機自体に関するものなど、内容に応じて、実施主体が空幕、支援集団、1輸送と分かれていた。また、支援集団、1輸送自体が他の実働任務も抱えており、訓練に集中できる環境でもなかったため、派遣輸送航空隊の要員全員に対する集合教育は、小牧基地の施設を利用して、各実施主体の教育をまとめる形で1週間程度実施され、その他、派遣輸送航空隊の司令部の部長、各隊長、空輸計画部の要員等は、別途、東京・府中基地に所在する支援集団司令部で短期の集合教育が行なわれた。空自としても派遣要員がお互いを見知ることが望ましいとはいえ、恒常業務の制約もあり、派遣前の準備に当てられる時間に限りがある以上、そのバランスを勘案せざるを得なかった。その他、飛行訓練は、スパイラル・アプローチなどが硫黄島で行なわれた。

C-130H輸送機の準備は、ミサイル防御装置や機体の塗りなおし等も、ぎりぎり2004年1月の派遣に間に合ったという状況だった。

(空自の組織と運用)

同じ「自衛隊」でも、空自のイラク派遣部隊の組織やその準備のやり方は、上記のように陸自と差異が見られた。また、空自の場合は、米中央軍による「特別規定」の存在が、政府レベルでの活動内容の検討や派遣時期の決定に影響を与えていたと考えられる。つまり、空自輸送機の早期あるいは陸自部隊に対する先行派遣は、派遣決定に至るまで常に取上げられた選択肢だったが、空自にとってはC-130H輸送機による空輸支援は、すでに海外の拠点間空輸の実績もあり、また国際緊急援助活動への待機などを通じて迅速な対応も可能であり、さらに米空軍との空輸調整に関する実績もテロ特措法による対米支援空輸を通じて経験しており、実効性のある選択肢として考慮されたものと思われる。しかし、米中央軍の「特別規定」により、ミサイル警報装置の装備等、一定の基準を満たさなければイラク領内での飛行が出来ないことが後から判明していた。しかも、偶然、2001年秋のパキスタンへの援助物資空輸を経験して、ミサイル警報装置などが補正予算により通常よりは短縮されたスケジュールで導入される途中だったので、結果的に2004年1月の派遣に間に合ったのであり、そうでなければ、空自のイラク領内での空輸支援は困難となっていたといえよう。

このような特別な装備品に関する改修作業なども含め、空自の派遣準備は、空幕—航空支援集団—第1輸送航空隊の恒常的な指揮命令系統を通じて行なわれ、また派遣時の指揮命令系統も、空幕—航空支援集団—派遣輸送航空隊司令となり、派遣される要員にしてみると、派遣準備も派遣中の行動も航空支援集団の下での活動となっていた。

以上のような陸自と空自の部隊編成の相違が派遣後の活動においてどのような意味があるのか、また派遣先で活動の対象と直接接することにより、派遣部隊に対してはもちろん、法律・基本計画のレベル、自衛隊の中央組織のレベルに対してどのような影響があるのかなどについて、次章において、2004年の部隊の活動と基本計画レベルの動向についてみてみることにする。

- 1 読売新聞政治部『外交を喧嘩にした男』(新潮社、2006年)、155頁。
- 2 読売新聞政治部『法律はこうして生まれた』(中央公論新社、2003年)、259頁。
- 3 『日本経済新聞』、2002年11月22日、1面。
- 4 大森敬二『背広の参謀が語る 我が国の国防戦略』(内外出版、平成21年)、190-194頁。
- 5 柳澤協二『検証官邸のイラク戦争 元防衛官僚による批判と自省』(岩波書店、2013年)、91-92頁。
- 6 『日本経済新聞』、2002年11月24日、2面。
- 7 『日本経済新聞』、2002年12月4日、夕刊2面。
- 8 『日本経済新聞』、2002年12月7日、2面。
- 9 『日本経済新聞』、2002年12月8日、2面。2003年2月2日、1面。
- 10 『日本経済新聞』、2002年12月10日、2面。
- 11 『日本経済新聞』、2002年12月15日、2面。
- 12 『日本経済新聞』、2002年12月17日、夕刊2面。
- 13 『朝日新聞』、2003年1月25日、3面。
- 14 『朝日新聞』、2003年1月26日、3面。
- 15 『朝日新聞』、2003年1月29日、2面。
- 16 『日本経済新聞』、2003年1月26日、2面。
- 17 『朝日新聞』、2005年2月6日、1面他。
- 18 『朝日新聞』、2005年2月23日、1面、3面。
- 19 『朝日新聞』、2005年2月24日、3面。
- 20 『朝日新聞』、2005年2月27日、4面。
- 21 『日本経済新聞』、2003年3月11日、夕刊2面。『朝日新聞』、2005年3月16日、2面。
- 22 「小泉総理大臣記者会見 [イラク問題に関する対応について]」首相官邸HP<<http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/03/20kaiken.html>>。
- 23 「我が国の対応策について」イラク問題対策本部会議資料(平成15年3月20日)首相官邸HP<<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/iraq/030320taiousaku.html>>。
- 24 『毎日新聞』、2003年3月29日、3面。
- 25 『日本経済新聞』、2003年3月29日、1面。
- 26 『朝日新聞』、2003年4月10日、1面他。
- 27 『日本経済新聞』、2003年4月11日、2面。
- 28 「我が国のイラク復興支援策等について」イラク問題対策本部会議資料(平成15年4月21日)<<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/iraq/030421sien.html>>。
- 29 『日本経済新聞』、2003年4月22日、1面。
- 30 『朝日新聞』、2003年5月3日、3面。
- 31 『日本経済新聞』、2003年4月30日、2面。
- 32 『朝日新聞』、2003年5月23日、2面。
- 33 『日本経済新聞』、2003年5月24日、夕刊2面。
- 34 『朝日新聞』、2003年5月24日、3面。
- 35 『毎日新聞』、2003年5月23日、1面など。
- 36 『朝日新聞』、2003年5月23日、2面。
- 37 『朝日新聞』、2003年5月27日、4面。『日本経済新聞』、2003年5月28日、2面。
- 38 『朝日新聞』、2003年6月6日、夕刊1面。
- 39 『日本経済新聞』、2003年5月29日、2面。
- 40 『朝日新聞』、2003年6月3日、夕刊1面。
- 41 『日本経済新聞』、2003年6月4日、2面。
- 42 『朝日新聞』、2003年6月6日、夕刊1面。武蔵勝宏『冷戦後日本のシベリアン・コントロールの研究』(成文堂、2009年)、278-279頁。
- 43 『朝日新聞』、2003年6月7日、2面。
- 44 『日本経済新聞』、2003年6月4日、2面。

- 45 『朝日新聞』、2003年6月8日、1面。
- 46 『朝日新聞』、2003年6月10日、3面。
- 47 『朝日新聞』、2003年6月10日、1面。
- 48 『日本経済新聞』、2003年6月8日、2面。
- 49 『日本経済新聞』、2003年6月10日、2面。
- 50 『朝日新聞』、2003年6月12日、夕刊2面。
- 51 『朝日新聞』、2003年6月14日、1面。
- 52 『朝日新聞』、2003年6月14日、3面。
- 53 『朝日新聞』、2003年6月12日、1面。
- 54 『朝雲』、平成15年6月19日、1面。日本経済新聞、2003年6月14日、2面。
- 55 柳沢、前掲書、94頁。
- 56 『日本経済新聞』、2003年6月14日、2面。
 なお、同時にイラクに対するODAの実施に向けた調査団を同15日から23日までバグダッドに派遣することも決められた。国際協力機構(JICA)によるこの調査の際にも、バグダッド市内では日中は店舗も営業し、市民生活が通常に戻りつつあると報告されていた(柳沢、前掲書、95頁参照)。
- 57 『朝雲』、平成15年6月19日、1面。
- 58 「イラク現地調査」<<http://www.shindo.gr.jp/wp-content/uploads/2012/08/iraq.pdf>> 2013年12月12日アクセス。
- 59 『日本経済新聞』、2003年6月26日、夕刊2面。
- 60 『日本経済新聞』、2003年6月27日、2面。
- 61 『朝日新聞』、2003年6月23日、3面。
- 62 武蔵、前掲書、281-282頁。
- 63 民主党イラク問題等PT「イラク復興支援のあり方に対する考え方」(2003/06/25)<<http://www1.dpj.or.jp/news/?num=10516&mm=print>>。同「『イラク特別措置法案』及び『テロ対策特別措置法案』の論点」(2003/06/25)<<http://archive.dpj.or.jp/news/?num=10517&mm=print>>。
- 64 『日本経済新聞』、2003年6月13日、2面。2003年7月1日、夕刊1面。2003年7月2日、2面。
- 65 『日本経済新聞』、2003年7月3日、夕刊18面。2003年7月4日、2面。
- 66 『日本経済新聞』、2003年7月3日、2面。
- 67 『朝日新聞』、2003年7月25日、1面。
- 68 『朝日新聞』、2003年7月26日、1面。
- 69 『朝日新聞』、2003年7月26日、夕刊1面。
- 70 武蔵、前掲書、283-286頁。
- 71 内閣府国際平和協力本部事務局「イラク被災民救援国際平和協力業務の実施の結果」、2-3頁<http://www.pko.go.jp/pko_j/data/pdf/04/data04_17.pdf>。
- 72 『朝日新聞』、2003年7月4日、1面。
- 73 『日本経済新聞』、2003年7月22日、2面。
- 74 『朝日新聞』、2003年7月4日、1面。
- 75 朝日新聞社「自衛隊50年」取材班『自衛隊 知られざる変容』(朝日新聞社、2005年)、79-80頁。
- 76 森本敏編『イラク戦争と自衛隊派遣』(東洋経済新報社、2004年)、282頁。朝日新聞社「自衛隊50年」取材班、前掲書、80-81頁。
- 77 『日本経済新聞』、2003年7月13日、1面。
- 78 『朝日新聞』、2003年7月17日、夕刊1面。
- 79 『日本経済新聞』、2003年7月17日、夕刊1面。
- 80 『読売新聞』、2003年7月18日、2面。
- 81 読売新聞政治部、前掲注1書、170頁。
- 82 『毎日新聞』、2003年7月23日、1面。朝日新聞社「自衛隊50年」取材班、前掲書、81-

83頁。

- 83 『日本経済新聞』、2003年7月13日、1面。
- 84 『日本経済新聞』、2003年7月16日、2面。
- 85 『朝日新聞』、2003年7月26日、夕刊14面。
- 86 『朝日新聞』、2003年7月31日、夕刊1面。
- 87 『日本経済新聞』、2003年7月10日、2面。
- 88 時事通信「イラク支援で2室を設置＝政府」2003/08/01/1842
- 89 『朝雲』、平成15年7月31日、1面。
- 90 『朝雲』、平成15年8月7日、1面。
- 91 『日本経済新聞』、2003年8月3日、2面。
- 92 『日本経済新聞』、2003年8月4日、夕刊2面。
- 93 『朝雲』、平成15年7月31日、1面。
- 94 『日本経済新聞』、2003年8月8日、2面。
- 95 『日本経済新聞』、2003年8月21日、2面。
- 96 朝日新聞社「自衛隊50年」取材班、前掲書、86-87頁。
- 97 『日本経済新聞』、2003年10月18日、2面。
- 98 『日本経済新聞』、2003年9月6日、夕刊1面。
- 99 『日本経済新聞』、2003年9月6日、夕刊2面。
- 100 『日本経済新聞』、2003年9月17日、2面。
- 101 『朝雲』、平成15年9月18日、1面。
- 102 『日本経済新聞』、2003年10月15日、夕刊2面。
- 103 『朝雲』、平成15年10月16日、1面。
- 104 『朝日新聞』、2003年9月18日、4面。
- 105 『日本経済新聞』、2003年9月18日、1面。
- 106 『日本経済新聞』、2003年9月20日、2面。
- 107 『朝日新聞』、2003年9月21日、1面。
- 108 『朝日新聞』、2003年9月23日、1面。
- 109 『日本経済新聞』、2003年9月23日、2面。
- 110 『日本経済新聞』、2003年9月25日、2面。
- 111 『朝日新聞』、2003年9月26日、夕刊1面。2003年9月27日、2面。
- 112 『朝日新聞』、2003年10月4日、2面。
- 113 『朝日新聞』、2003年10月10日、夕刊2面。
- 114 『日本経済新聞』、2003年10月4日、2面。
- 115 『朝日新聞』、2003年9月26日、1面。2003年10月9日、2面。
- 116 『日本経済新聞』、2003年10月15日、夕刊2面。
- 117 『日本経済新聞』、2003年10月16日、2面。
- 118 『朝日新聞』、2003年10月9日、2面。
- 119 『日本経済新聞』、2003年10月13日、2面。
- 120 『朝日新聞』、2003年10月9日、1面。
- 121 『日本経済新聞』、2003年10月15日、2面。
- 122 『日本経済新聞』、2003年10月17日、2面。
- 123 『日本経済新聞』、2003年10月18日、2面。『朝雲』、平成15年10月23日、1面。
- 124 『朝日新聞』、2003年10月16日、1面。
- 125 『朝日新聞』、2003年10月18日、1面。
- 126 『日本経済新聞』、2003年11月1日、2面。2003年11月4日、夕刊2面等。
- 127 『日本経済新聞』、2003年10月31日、2面。
- 128 『日本経済新聞』、2003年11月6日、夕刊2面。
- 129 『日本経済新聞』、2003年11月4日、夕刊2面。
- 130 『毎日新聞』、2004年1月28日、1面。『日本経済新聞』、2003年11月8日、2面。
- 131 時事通信「イラク復興氏へ文民も派遣＝18日にも閣議決定－基本計画」2003/11/07/19

34. 『日本経済新聞』、2003年11月8日、2面。
- 132 『日本経済新聞』、2003年11月8日、2面。
- 133 『日本経済新聞』、2003年11月10日、1面。2003年11月11日、夕刊1面。
- 134 『日本経済新聞』、2003年11月11日、3面。
- 135 『日本経済新聞』、2003年11月12日、夕刊2面。
- 136 『日本経済新聞』、2003年11月13日、2面。
- 137 『日本経済新聞』、2003年11月13日、夕刊1面。2003年11月14日、2面。
- 138 『日本経済新聞』、2003年11月15日、2面。2007年9月19日、夕刊5面
- 139 『日本経済新聞』、2003年11月19日、8面。『朝雲』、平成15年11月20日、1面。
- 140 『日本経済新聞』、2003年11月19日、8面。
- 141 産経新聞イラク取材班『武士道の国から来た自衛隊』(扶桑社、2004年)、169頁。佐藤正久『イラク自衛隊「戦闘記」』(講談社、2007年)、17-20頁。
- 142 時事通信「イラク派遣、首相最終決断へ＝陸自医療・給水、周辺国に空自拠点－時期なお見極め」2003/11/27/1816
- 143 『日本経済新聞』、2003年12月1日、1面。
- 144 時事通信「基本計画決定、来週以降に＝文民派遣当面見送り－イラクでの安全確保困難」2003/12/02/0048
- 145 『日本経済新聞』、2003年12月4日、1面。
- 146 『日本経済新聞』、2003年12月10日、3面。
- 147 『日本経済新聞』、2003年12月5日、2面。
- 148 『日本経済新聞』、2003年12月6日、3面。
- 149 『日本経済新聞』、2003年12月7日、2面。
- 150 『日本経済新聞』、2003年12月9日、夕刊1面。
- 151 『日本経済新聞』、2003年12月10日、1面。
- 152 「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」平成15年12月9日<<http://www.kantei.go.jp/jp/fukkosien/iraq/051208kihon.html>>。
- 153 『日本経済新聞』、2003年12月10日、2面。
- 154 『防衛ホーム』、2004年1月1日号、1面。
- 155 『日本経済新聞』、2003年12月19日、1面。
- 156 『日本経済新聞』、2003年12月19日、夕刊1面。
- 157 『日本経済新聞』、2003年12月17日、2面。
- 158 『日本経済新聞』、2003年12月20日、夕刊3面。
- 159 『日本経済新聞』、2003年12月23日、2面。
- 160 『日本経済新聞』、2003年12月26日、2面。
- 161 『日本経済新聞』、2003年12月27日、夕刊1面。
- 162 『日本経済新聞』、2004年1月6日、3面。
- 163 『毎日新聞』、2004年1月7日、1面。
- 164 『毎日新聞』、2004年1月9日、3面。
- 165 『日本経済新聞』、2004年1月10日、1面。
- 166 『防衛ホーム』、2004年2月1日号、1面。
- 167 『防衛ホーム』、2004年2月1日号、1面。
- 168 『日本経済新聞』、2004年1月23日、2面。2004年1月23日、夕刊1面、2004年1月24日、3面。
- 169 『日本経済新聞』、2004年1月25日、2面。
- 170 『毎日新聞』、2004年1月26日、夕刊1面。
- 171 読売新聞政治部、前掲注1書、169頁。
- 172 産経新聞イラク取材班、前掲書、191頁。
- 173 陸自関係者へのインタビュー。
- 174 防衛省防衛研究所戦史部編『西元徹也オーラル・ヒストリー 下巻』(平成22年)、40-42、45-46頁。

- 175 久留島昭彦「わが国初のPKO準備」修親刊行事務局編『修親』2014年12月、48-49頁。
- 176 防衛省防衛研究所戦史部、前掲書、47頁、49頁。
- 177 同上、48-49頁。
- 178 富沢暉「巻頭言 PKOの余沢」修親刊行事務局編『修親』刊行50周年記念増刊号(平成21年11月)、278頁。
- 179 防衛省防衛研究所戦史部、前掲書、47-52頁。
- 180 久留島、前掲論文、50-51頁。
- 181 防衛省防衛研究所戦史部、前掲書、61-62頁。
- 182 同上、66-67頁。
- 183 同上、109-110頁。
- 184 朝雲新聞社『防衛ハンドブック』平成24年版、663頁。
- 185 陸上自衛隊東北方面隊広報誌『みちのく』、平成14年5月1日、3面。
- 186 『みちのく』、平成14年6月1日、3面。
- 187 『みちのく』、平成14年8月1日、1面。
- 188 『みちのく』、平成14年8月1日、1面。
- 189 山村洋行「東チモール派遣海上輸送 回顧録(1)」波濤編集委員会編『波濤』第31巻第3号(平成17年9月)、50-53頁。
- 190 『みちのく』、平成14年10月1日、1面。
- 191 『みちのく』、平成14年9月1日、1面。
- 192 2次群の事例に加え、3次群について『朝雲』、平成15年1月23日、5面。4次群について『防衛ホーム』、2003年10月1日、2面。
- 193 神本光伸『ルワンダ難民救援隊 ザイール・ゴマの80日』(内外出版、2007年)、3-5頁。
- 194 同上、6頁。
- 195 同上、6-7頁。
- 196 同上、7頁。
- 197 同上、16頁。
- 198 同上、8頁。
- 199 総理府国際平和協力本部「ルワンダ難民救援国際平和協力業務の実施の結果」平成7年2月<http://www.pko.go.jp/pko_j/data/pdf/04/data04_05.pdf>。
- 200 朝日新聞社「自衛隊50年」取材班、前掲書、38-42頁。
- 201 陸自関係者へのインタビュー。
- 202 朝日新聞社「自衛隊50年」取材班、前掲書、113頁。
- 203 先崎一「指揮官としての原点は、すべて中隊長にあり」防衛省編集協力『MAMORU』Vol.36(2010年2月)、13頁。
- 204 陸自関係者へのインタビュー。
- 205 同上。
- 206 同上。
- 207 『朝雲』、平成16年1月8日、1面。
- 208 陸自関係者へのインタビュー。
- 209 産経新聞イラク取材班、前掲書、136-138頁。
- 210 同上、141-142頁。
- 211 同上、139-140頁。
- 212 佐藤、前掲書、14-20頁。
- 213 陸自関係者へのインタビュー。
- 214 佐藤、前掲書、21-24頁。
- 215 『朝雲』、15年3月20日、1面。
- 216 『朝雲』、平成15年6月12日、1面。
- 217 産経新聞イラク取材班、前掲書、190-191頁。
- 218 番匠1次群長へのインタビュー。

- 219 番匠1次群長へのインタビュー。
- 220 産経新聞イラク取材班、前掲書、194~195頁。
- 221 番匠1次群長へのインタビュー。
- 222 同上。
- 223 産経新聞イラク取材班、前掲書、194~195頁。
- 224 『外交フォーラム』平成17年1月(外務省HP< http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/g_forum_0501.html>への転載を参照)。
- 225 産経新聞イラク取材班、前掲書、91-94、96-98頁。
- 226 朝日新聞社「自衛隊50年」取材班、前掲書、120-123頁。
- 227 産経新聞イラク取材班、前掲書、194-195頁。
- 228 同上、123、129-131頁。
- 229 同上、195-196頁。
- 230 同上、38-40頁。
- 231 『日本経済新聞』、2003年12月11日、夕刊18面。2003年12月12日、2面。
- 232 『朝雲』、平成15年12月18日、1面。産経新聞イラク取材班、前掲書、196頁。
- 233 産経新聞イラク取材班、前掲書、196頁。
- 234 『日本経済新聞』、2003年12月11日、18面。
- 235 『日本経済新聞』、2003年12月11日、夕刊18面。『防衛ホーム』、2004年1月1日号、1面。
- 236 『日本経済新聞』、2004年1月7日、夕刊15面。
- 237 『日本経済新聞』、2004年1月24日、夕刊11面。
- 238 『外交フォーラム』平成17年1月(外務省HP< http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/g_forum_0501.html>への転載を参照)。
- 239 今浦2次群長へのインタビュー。
- 240 同上。
- 241 同上。
- 242 同上。
- 243 同上。
- 244 同上。
- 245 朝日新聞社「自衛隊50年」取材班、前掲書、104-107頁。
- 246 『朝雲』、16年4月15日、1面。
- 247 防衛庁『防衛白書』平成3年版、189-190頁。
- 248 総理府国際平和協力本部事務局「ルワンダ難民救援国際平和協力業務(1994(平成6年))」<www.pko.go.jp/pko_j/result/rwanda/rwanda02.html>、内閣府国際平和協力本部事務局「東ティモール避難民救援国際平和協力業務(1999(平成11)年・2000(平成12)年)」<www.pko.go.jp/pko_j/result/e_timor/e_timor04.html> 1/>など参照。
- 249 内閣府国際平和協力本部事務局「アフガニスタン難民救援国際平和協力業務(2001(平成13)年)」<www.pko.go.jp/pko_j/result/afghan/afghan03.html>。内閣府国際平和協力本部事務局「アフガニスタン難民救援国際平和協力業務の実施の結果」<http://www.pko.go.jp/pko_j/data/pdf/04/data04_12.pdf>。防衛庁『防衛白書』平成14年版<http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2002/honmon/frame/at1403010102.htm>。
- 250 空自関係者へのインタビュー。
- 251 織田邦男「航空自衛隊の国際協力活動～現場から見たイラク派遣」<<http://aiminghigh.web.fc2.com/27.pdf>>、7-8頁。
- 252 『防衛白書』平成14年版、112頁。
- 253 『防衛ハンドブック』平成24年版、765頁。
- 254 『朝雲』、平成19年11月8日、3面。『防衛ハンドブック』平成24年版、765頁。
- 255 『朝雲』、平成18年12月7日、3面。
- 256 空自関係者へのインタビュー。

- 257 織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。空自関係者へのインタビュー。
- 258 首相官邸HP「イラク問題に関する対処方針」<<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/iraq/030320taisyo.html>>参照。
- 259 『朝雲』、平成15年4月3日、1面。
- 260 『朝雲』、平成15年4月10日、1面。
- 261 『防衛ホーム』、2003年4月15日号、1面。
- 262 防衛庁『防衛白書』平成15年版、184-185頁。
- 263 同上、185頁。
- 264 信田智人『官邸外交』（朝日選書、2004年）、105頁。「日米首脳会談の概要」平成15年5月26日<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/us-me_03/us_gh.html>。
- 265 読売新聞政治部、前掲注2書、269頁。
- 266 内閣府国際平和協力本部事務局「イラク被災民救援国際平和協力業務の実施の結果」<http://www.pko.go.jp/pko_j/data/pdf/04/data04_17.pdf>。
- 267 『朝雲』、平成15年6月19日、1面。なお、調査団に参加した航空自衛官は、航空幕僚監部から6人、航空支援集団から4人となっている。
- 268 内閣府国際平和協力本部事務局「イラク被災民救援国際平和協力業務の実施の結果」、2-3頁。
- 269 『防衛ホーム』、2003年8月1日号、1面。
- 270 『朝雲』、平成15年7月24日、1面。「イラク被災民救援国際平和協力業務の実施の結果」、3-4頁。
- 271 『日本経済新聞』、2003年8月19日、38面。
- 272 『朝日新聞』、2003年7月10日、14面。内閣府国際平和協力本部事務局「イラク被災民救援国際平和協力業務実施計画」、2-3頁<http://www.pko.go.jp/pko_j/data/pdf/02/data02_17.pdf>。
- 273 織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。
- 274 織田邦男「イラク派遣の回顧と展望」<<http://aiminghigh.web.fc2.com/25.pdf>>、3頁。
- 275 織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。
- 276 同上。
- 277 アーミテージ国務副長官(当時)の発言については、『日本経済新聞』、2003年10月18日、2面など参照。
- 278 織田「航空自衛隊の国際協力活動」、3-4頁。
- 279 織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。空自関係者へのインタビュー。
- 280 織田「イラク派遣の回顧と展望」、24頁。
- 281 織田「航空自衛隊の国際協力活動」、7-8頁。織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。
 なお、ナイトビジョン・ゴーグルについては、単体としては航空自衛隊も装備していたが、それを装着すると、未改修のC-130H輸送機の計器版では照明をつけると明るすぎて見えなくなり、逆に照明を切ると何も見えずに操縦できなくなる不具合が生じるので、ナイトビジョン・ゴーグルを装着した状態で、適度に見えるレベルの照明となるよう、操縦席の計器版の改修が必要になっていた(織田「イラク派遣の回顧と展望」、25頁)。
- 282 織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。
- 283 空自関係者へのインタビュー。
- 284 織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。空自関係者へのインタビュー。
- 285 『防衛白書』平成14年版<http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2002/honmon/frame/at1401010302.htm>参照。
- 286 空自関係者へのインタビュー。
- 287 同上。
- 288 『日本経済新聞』、2003年7月4日、2面。
- 289 『日本経済新聞』、2003年7月22日、2面。

-
- 290 『日本経済新聞』、2003年7月13日、1面。
- 291 『日本経済新聞』、2003年7月16日、2面。
- 292 『日本経済新聞』、2003年9月15日、2面。『朝雲』、平成15年9月18日、1面。
- 293 空自関係者へのインタビュー。
- 294 同上。
- 295 『毎日新聞』、2004年1月26日、夕刊8面参照。
- 296 空自関係者へのインタビュー。
- 297 『毎日新聞』、2004年1月23日、27面。織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。
- 298 空自関係者へのインタビュー。
- 299 『防衛ホーム』、2004年8月1日、8面、2004年9月1日、8面。
- 300 空自関係者へのインタビュー。
- 301 織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。
- 302 空自関係者へのインタビュー。
- 303 同上。
- 304 同上。
- 305 同上。
- 306 『防衛ホーム』、2004年8月1日、8面、2004年9月1日、8面。
- 307 『読売新聞』、2008年12月23日、2面。
- 308 織田「イラク派遣の回顧と展望」、5頁。
- 309 『防衛ホーム』、2003年12月15日号、1面。『朝雲』、平成15年12月11日、1面。
織田元航空支援集団司令官によれば、スパイラル降下については、イラクで実際には利用されていないことが判明した後も、基本戦技の一環として訓練は継続されたという。
- 310 『朝雲』、平成15年12月4日、1面。
なお、この時期、C-130H輸送機の整備等を行っている川崎重工業の工場に余裕がなかったため、塗装作業に浜松基地のAWACS用格納庫が利用されたという（空自関係者へのインタビュー）。
- 311 『朝雲』、平成15年12月11日、1面。
- 312 織田「イラク派遣の回顧と展望」、24頁。
- 313 『朝雲』、平成16年1月29日、1面。
- 314 空自関係者へのインタビュー。

第2章 対応措置の開始(基本計画1年目:2004年)

2003年12月の基本計画の決定により、陸自の復興支援群・復興業務支援隊と空自の派遣輸送航空隊による対応措置が、それぞれ実際に開始された。

陸自部隊は、他のPKO活動等と同様に派遣直後は宿営地の設営など活動を実施する基盤そのものを作り上げるとともに、基本計画や実施要項によって具体化された医療、浄水、公共施設の補修等の3つの人道復興支援活動が、派遣先現地の行政機関や住民等のニーズなども踏まえ、順次着手されていった。また、空自による空輸支援活動も、イラク人道復興支援特措法上は多国籍軍の武器弾薬などの輸送も可能ではあったが、小泉首相が明言した方針により、人道支援物資の輸送を主体として開始されることとなった。

その後、陸自の部隊は医療、浄水及び施設作業の主力を担う復興支援群が2004年2月の派遣以降3ヶ月毎に部隊が交代し、連絡調整機能を主体としていた復興業務支援隊は同年1月の先遣隊以降、半年毎に要員がそれぞれ交代し、また空自の派遣輸送航空隊は同年4月に最初の交代が行われて以降、3ヶ月毎に人員や輸送機自体を入れ替えることにより、イラクでの活動が継続されていった。

一方、基本計画により部隊の派遣期間は2004年12月までの1年間とされており、活動を継続するためには基本計画の修正が必要となっていた。派遣決定までの過程で見たとおり、基本計画は閣議により作成・修正できることとなっているが、与党間での調整や国会審議等を通じた野党からの追求なども、閣議決定の時期や内容に対して影響を与えていた。

そこで本章では、まず陸自の活動について、派遣直後から順次どのようにして復興支援活動が始められていったのか、また国連PKOと異なり日本自らが活動内容を派遣先現地と調整しながら具体化していったことから、派遣決定時に想定された活動の内容や態様が、どのような影響を受けたのかを見ることとする。また、空自の活動についても、イラク派遣以前の各種の空輸支援活動とどのような差異が見られたのかを中心に、その活動状況を概観する。その上で、実際に開始された活動状況を踏まえ、延長等の基本計画を巡る議論がどのように行われたのかについてみてみることにする。

1 陸自の活動：先遣隊から1次群

陸自の活動は、2004年1月、先遣隊30人の派遣から開始される。東チモールでのPKO等では派遣されていなかった先遣隊は、本隊派遣に向けた最終的な調査を行なう「調査団」としての役割も果たしつつ、その後の人道復興支援活動の方向性を大きく決めていくこととなる。

(1) 部隊の展開

(先遣隊の派遣)

2004年1月9日の陸自先遣隊派遣命令を受け¹、同16日、要員約100名から成るイラク復興業務支援隊(業支隊)の編成完結・隊旗授与式が防衛庁で実施され、そのうち佐藤正久1佐以下約30名の先遣隊が、成田空港からクウェートに向けて出発²、クウェートの米軍キャ

ンプを經由して、同19日、サマーワのオランダ軍キャンプに到着した³。

この先遣隊の任務は、①陸自本隊の派遣決定に資する現地の調査と報告、②宿営地建設のための土地の借り上げ交渉、③宿営地の設営と本隊の受入、④復興支援活動の手順の確立、⑤住民とのネットワークの構築の5点と認識されていた⁴。

サマーワ到着翌日の1月20日には現地CPA事務所にて先遣隊の活動の説明や治安など現地情報の収集、また午後にはムサンナー県知事への表敬訪問などが行われた⁵。また先遣隊の一部要員はCPAとの連絡調整のためバグダッド入りした⁶。これらサマーワ及びバグダッドでの調査結果などを携え、先遣隊の一部が同23日帰国し、サマーワの治安状況はそれまで把握されていた状況とあまり変化なく安定しており、復興支援活動に影響ないとの調査結果を防衛庁長官へ、同日中に約2時間にわたり説明した。また自民党・公明党の幹事長に対しては、同日夜、大森官房副長官補などから非公式に説明が行われた⁷。

これらを受け、1月26日、石破防衛庁長官から陸自に対し、第1次イラク復興支援群の編成命令と陸自の装備などを輸送する海自に派遣命令が発出された⁸。

国会では、1月26日、イラクへの自衛隊派遣の承認案件の審議が始められるが、先遣隊の報告書においてサマーワの治安が安定している要因の一つとして言及されていたサマーワ市評議会が、1月24日に総辞職していたことで答弁が混乱することになった。この件の経緯は、1月19日にサマーワ入りした先遣隊は、翌20日に評議会議長などと会談し、その結果を踏まえて同23日に帰国した要員が報告書を提出したが、その後、同24日に評議会メンバーが総辞職し、その情報が翌25日、オランダ軍から現地の日本側に伝えられていた。26日朝には、サマーワから外務省へ評議会総辞職の情報が公電で届き、その日の午後には事務レベルで防衛庁にも情報が伝達された。しかし、外務大臣への報告は27日朝、防衛庁長官にも27日正午過ぎの報告となり、同日午後の衆議院本会議では評議会が存在する前提で小泉首相から答弁していたため、小泉首相も野党からの質問で評議会の総辞職を認識することとなった。翌28日の衆議院予算委員会で、小泉首相と石破防衛庁長官が評議会に関する前日の答弁を撤回したが、石破防衛庁長官が、前日の本会議での答弁前には評議会の解散を知っていたことを認めたため、これに野党側が反発し、翌29日に首相が衆議院本会議で答弁撤回をすることを条件に、派遣承認案件の委員会での審議が始められることになった⁹。しかし、その後、衆議院本会議で野党が欠席する中で採決が行われたため、参議院での審議入りに時間を要したため、参議院本会議での採決により承認されたのは2月9日だった¹⁰。

このサマーワ市評議会に関する問題で重要なのは、先遣隊報告に基づく政府の調査報告書において、「評議会は住民の意向を反映した構成のため、実質的に機能している」と評議会の存在を治安が安定しているという根拠の一つとしていた点にあり、同28日には国会内で行われた与党幹事長、政調会長会談の席上、自民党の安倍幹事長から外務省、防衛庁の担当局長等に対し、首相に事実と違う答弁をさせたのは極めて責任が重いと叱責する場面もあった¹¹。

この混乱を受け、2月2日、イラクの治安情勢や派遣を巡る情報交換を密にし、イラクの治安情勢の分析や自衛隊の活動を国内でどのように支援できるかを検討するため、二橋正弘官房副長官の下に外務省、防衛庁の関係局長で構成される連絡会議が設置された¹²。

(本隊先発隊)

1次群の派遣命令を受け、2月1日、隊旗授与式が第2師団司令部が所在する旭川駐屯地で行われ¹³、同3日には1次群と業支隊の一部からなる本隊先発隊が空自千歳基地から政府専用機でクウェートに向け出発した。先発隊はイラク復興業務支援隊広報官となる清田安志1佐の他、1次群副群長以下、施設要員34人¹⁴に警備要員などを加えた全体で約90人の編成だった¹⁵。また、本隊先発隊が使用する軽装甲機動車、大型トラック、油圧ショベルなどの機材は同5日、6日に、アントノフ輸送機3機ずつによりクウェートまで空輸された¹⁶。

先発隊は、約15人が連絡要員としてクウェートに残る一方、車両操縦訓練等ののち、2月10日まではサマーワに移動し、先遣隊と合流した¹⁷。

(1次群主力)

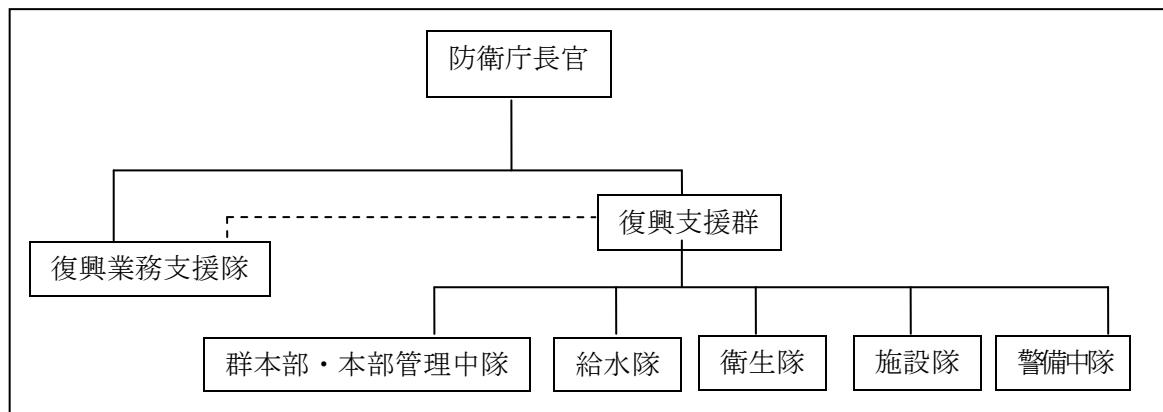
次いで1次群主力は、2月21日、番匠群長以下約140人が、千歳空港から政府専用機でクウェートに向け出発¹⁸、同22日午前、クウェートのムバラク空軍基地に到着し¹⁹、3月2日までにはサマーワに移動する。

3月13日には給水隊を中心に警備や衛生などの隊員で構成される本隊第2波約190人が千歳基地を出発し、同15日には、クウェートで、海自輸送艦「おおすみ」で輸送された大型・中型トラック、軽装甲機動車、高機動車をはじめ、ダンプ、救急車、重レッカー、燃料タンク車など車両71台に、水トレーラー、野外炊具1号や、トラックに搭載された入浴セット、洗濯セット、発電機など²⁰の引き渡しを受けた²¹。

1次群最後の第3波は、3月21日に千歳基地を出発、翌22日クウェートに到着²²、サマーワには同27日、車両約40両で移動し、1次群の全隊員がサマーワの現地に揃った²³。

(復興業務支援隊と復興支援群の関係)

先遣隊、本隊先発隊、本隊第1波から第3派の合計5個梯隊で現地に展開した陸自派遣部隊は、全体としては、防衛庁長官から、陸幕長を通じて直接指揮を受ける「長官直轄部隊」として別々に編成された部隊であり、サマーワでは業支隊が群に配属され、群長が派遣部隊全体のトップとして業支隊長も含めて指揮を執ることとされていた。



出典：筆者作成

それまでの国際平和協力業務では派遣部隊は1つの部隊として編成されていたが、このように二つの部隊が設けられたのは、日本独自の活動として、派遣部隊自ら多国籍軍の復興支援部署、ムサンナー県の行政機関、NGO等と調整し、活動内容の細部を決める必要があったためという。復興支援の実行部隊である復興支援群の他に、復興支援事業の企画立案を含む各種の連絡調整業務、中継地であるクウェートでの支援業務、そして政府との連絡・調整を行う組織として、復興業務支援隊が編成された。そのため、業支隊は各種調整機能の集合体のような性格を有する部隊となり、また必要とされる専門能力や調整先との人間関係が業務に直接影響することになるので、交代期間も約6か月間とされた²⁴。

(2) 1次群の任務

先遣隊に引き続き、1次群の当初の任務は、(1)人員・装備の展開や宿営地の構築を含めたサマーワでの活動基盤の構築、(2)現地当局や諸外国の部隊等との外部との調整、そして(3)復興支援活動である医療、給水、施設支援の確立の3点と認識されていた²⁵。

宿営地の建設については、すでに1月20日から、先遣隊により予定地の視察が行われ²⁶、同21日には地権者との土地の借り上げ交渉が始められ²⁷、同26日、本隊先発隊の派遣命令を受けて、地権者に工事開始の承諾を得て地元建設業者と契約し、同27日から、取り付け道路の整地工事などが開始された²⁸。

宿営地の設営作業は、テロ攻撃に備えて外周に高さ約2メートルの土塁を築くほか、宿営地の地域全体として粘土質の土に覆われていたため、表土を20センチから25センチ取り除き、ローラーで固め、その上に砂利を敷く整地など地盤整備を中心として行われ、1日当たり30人前後の地元住民が参加し、運搬作業などに当たっていた²⁹。

その後、2月10日にキャンプ・スミッティに到着した本隊先発隊は、同11日から宿営予定地での建設作業に着手し³⁰、同25日までには仮宿営地として隊員宿泊用のテント約30、業務用コンテナハウス約10棟などが設置され、オランダ軍宿営地から移動した。その後、重機による整地作業と並行し、順次、風呂や食堂など生活環境の整備が進められた³¹。

2月28日には朝礼時としては初めて、イラク国旗及び日本国旗が掲げられ、番匠群長以下全隊員で両国旗に敬意を表して捧げ銃を行われた³²。

3月3日から浄水セット2基の試験運用が開始され、同6日には風呂場が完成したほか、毎日の食事では米飯と味噌汁が作れるようになった³³。

その後、4月2日、宿営地開設式が行われ、視察に訪れた陸幕長と番匠群長によりサマーワ宿営地の看板が掲げられたが³⁴、宿営地の用地約350ヘクタールについて地権者との間で契約書が調印されたのは、4月17日だった³⁵。契約期間は1年間で、金額は非公表とされた³⁶。

(3) 人道復興支援活動の状況

① 復興支援の枠組み

イラクでの人道復興支援活動の実施に際して、派遣の前提とされた構想は、復興支援群自体がその装備、人員を用いて医療、給水、施設修復等を行い、復興業務支援隊は復興支援群と現地との間で復興ニーズに関する連絡・調整にあたるというものであった³⁷。

しかし、サマーワの現地では、自衛隊が限定された3種類の復興支援活動に派遣されることの認識はなく、世界第2位の経済大国が支援の手を差し伸べるというイメージが抱かれていた。加えて、2003年10月に合計50億ドルの対イラク復興支援策が外務省から発表されると、その使途や内容等については正確に伝わらず、サマーワの住民だけでなく現地駐留のイギリス軍やオランダ軍まで、派遣される陸自部隊が50億ドルの復興資金を利用できるような過大な期待が抱かれるようになっていた³⁸。

サマーワではフセイン政権時代に社会資本整備が後回しにされ、道路、電力、上下水道などが老朽化していたことに加え、フセイン政権の崩壊で公務員の多数が失業したこともあって失業問題も深刻化していた。そのため、現地のニーズは雇用の創出と社会資本の整備を通じた復興支援に置かれていた。また地元有力者からは、具体的な成果が上がるまで半年程度なら我慢ができる、といった発言もなされていた³⁹。

ムサンナー県全体としては農業が盛んな地域であり、塩害対策、灌漑用水整備、農業関係機械の供与など農業関係に加え、その他にも市街地でのゴミ処理など、寄せられる要望はイラク人道復興支援特措法の枠組みで付与された3種類の業務の枠組みを超えていた。加えて、整備できる道路や施設も民間企業が施工するような規格ではなく、かつ1次群本隊の受入や宿営地の設営に加え、復興支援事業の計画や設計だけでも1カ月程度の時間を要したため、期待が過大であっただけ、自隊施工型で実施が計画されていた復興支援活動に対する失望となり、自衛隊は不要で代わりに民間企業を連れてこい、という発言まで現地で出るような状況に至っていた⁴⁰。

このように先遣隊がサマーワに到着して1カ月が経過した2月下旬には、陸自に対する地元市民の期待は高まる一方で、急きょ一部の医療支援活動が開始されたが、市民生活の改善につながる援助には程遠く、2カ月間かけて部隊を投入し、本格的な支援活動は4月以降になるという計画と、地元住民の過剰ともいえる期待とのギャップが指摘され始めていた⁴¹。そのため、先遣隊長として佐藤1佐は、ムサンナー県内各地の行政当局者、部族長等の有力者などを回り、現地のニーズや情報を集め、戦災からの短期的な復旧ではなく、中長期的にイラク人による自立的な復興を支援することを全体構想の基本とし、具体的な事業においては、医療支援については現地の医療従事者や医療機関に対して衛生面での管理法や治療方法の指導といったソフト面に特化した教育型支援を行うこととし、それにODAによる医療器材の供与などを組み合わせることとした。また、公共施設の復旧、整備であれば、現地業者の施工技術で対応可能と判断されたので、業者に発注し、自衛隊側はその施工管理を行うやり方に、現場の判断で逐次変更していった⁴²。これは、自衛隊による役務の提供と規定されていたイラク人道復興支援特措法・基本計画との関係では、派遣部隊が保持する人的能力を主体とした役務を、契約した企業や雇用した現地スタッフを介して提供すると整理することにより、整合性が確保されていた⁴³。

また、復興支援全体の進め方も、自衛隊に対する地元住民の期待を維持し、反感を抱かれぬよう、信頼獲得や安全確保の観点を踏まえて検討された。医療分野であれば、医療技術支援等については受け皿となりえる規模の大きな総合病院を主な対象とせざるを得ないので、小規模な診療所しかない地区には施設改修や医療機器の供与等を中心に計画された。また給水についても、支援開始当初は宿営地周辺に集中せざるを得なかったため、代わりに学校その他の公共施設の補修は、学校はルメイサ、道路等はワルカという具合に同じム

サンナー県内でも周辺部から実施するよう、工夫された⁴⁴。

具体的な復興支援事業案件の進め方は、(1)相手のニーズの把握、(2)現地調査を行い、計画の概要を整理、(3)ニーズ元とやり取りし、詳細を設計、(4)広告などを通じて業者から見積りを取得、(5)技術的な適格性、金額等から見積りを審査、請負業者を選定、(6)実際の施工を指導・監督、という流れで行われた。このやり方は、現地のニーズを踏まえ、イラク側のリーダーシップが発揮できる形で、イラク人とともに復興支援できるメリットがある一方で、自隊施工型に比べて関係者との調整に手間がかかることになった。また費用はかかるものの、自衛隊が施工に専従しないので、手がけられるプロジェクト件数とそれに伴う現地での雇用を自ら施工した場合に比べて圧倒的に増やすことができることがメリットと考えられた⁴⁵。しかし対外調整を任務としていた隊員は業務支援隊に当初3名しか配置がなかったため、他の要員を急ぎ配置換えし、16名が県、市あるいは各評議会、住民、契約業者などとの調整にあたることになった⁴⁶。

陸自部隊が活動を開始した2004年1月時点では、連合暫定施政当局(CPA)が治安維持と復興に関する様々な調整の窓口となっており、イラク側の地方自治体、NGO等とオランダ軍の民事担当者との調整もCPAで行われていた。そのため陸自部隊による各種の復興支援事業についても、その事業計画についてCPA、オランダ軍、イラク側の地元自治体、中央省庁の各出先機関にNGOなどとの間で調整し、重複が出ないようにするなどの対応が必要だった⁴⁷。

しかし、復興支援活動を施工管理型に変更したとはいえ、事業実施に必要な経費が当初から計上されていたわけではなく、陸自本隊派遣決定後に陸自の活動経費として使用が決定された予備費約13億6000万円は主として派遣された隊員の手当て、燃料、食料、装備品の整備等に充てられており、当初は宿営地の借地料の残金や雑役務費などを利用するしかなく、派遣直後は事業経費の確保が課題であった⁴⁸。これには宿営地設営用の経費は相対的に余裕があった一方で⁴⁹、2004年1月から5月にかけての期間の公共施設の補修等にかかる予算として当初から予定されていた予算は約1,100万円程度にすぎず⁵⁰、絶対額の問題に加えて、使用目的が決められている予算制度の制約もあった。そのような背景もあり、4月21日付の地元紙が掲載した世論調査では、「自衛隊派遣はサマーワの利益になると思うか」との設問に43%が「思う」と答えたのに対し、51%が「思わない」と回答。自衛隊の駐留について「続けてほしい」49%に対し、「撤退してほしい」が47%となっており、2004年1月に共同通信社が同紙に委託して実施した調査では86.3%が自衛隊派遣を「支持する」としていたことと比べ、住民の間で期待が失望に変わりつつあることを示した形と理解された⁵¹。

4月20日には佐藤業支隊長が一時帰国し⁵²、同22日には、石破防衛庁長官に、サマーワでの活動状況や治安情勢について、復興支援活動を継続する環境は維持されているとの業支隊の分析を説明した⁵³。また現場部隊の認識としては、医療、給水、公共施設の補修などに加え、更に現地の人々のニーズに対応できるような仕組みの検討が必要と報告が行われた。この点に関し、石破防衛庁長官は、同23日の記者会見で、ODAを、時間を要する大規模公共事業的なものではなく、もう少し効果的に、即効性のあるような形で活用できないか、部隊の安全に関わる問題として、外務省と協議していることなどを明らかにした⁵⁴。自衛隊の予算では部隊が直接雇用して施設補修等を行うことが想定されておらず、派

遣当初は外部から講師などを招へいするための予算の枠組みで活用されていたが、この帰国を通じて関係部署と調整が行われ、通常であれば自衛隊の活動に必要な器材等の維持補修に用いられる予算の枠組みを利用することになり、当面の復興支援活動に必要な予算が確保されることになった⁵⁵。

その後、業支隊で復興支援事業の企画、調整を行う対外調整係に2004年5月頃から、陸幕で陸自の予算要求のとりまとめを行う防衛課業務計画班のメンバーが派遣され⁵⁶、2次要員から対外調整係の増員も図られるとともに、自衛隊による復興支援活動経費も増額され、2004年夏頃までには復興支援事業を計画的に実施できる態勢が整えられた⁵⁷。

② 医療支援活動

人道復興支援活動の調査は、1月21日には日本のODAで建設されたサマーワ総合病院を訪問し、院長などとの懇談が行われたほか⁵⁸、ムサンナー県保健局で、病院側のニーズ、施設の状況、必要な医療支援の内容などの確認が行われた⁵⁹。

当初は本隊到着後の活動開始が予定されていたが、現地で自衛隊への期待が高まっており、具体的な活動が必要となり開始時期が前倒しされ⁶⁰、2月19日から陸自部隊による最初の人道復興支援活動として、医官3人がサマーワ総合病院に派遣され、イラク人医師による患者の巡回に同行後、症例検討会に参加した。サマーワでは小児を中心に肺炎やコレラ、細菌性赤痢などの感染症が流行する一方、長期にわたる経済封鎖の影響で最新の医療知識や技術が浸透せず、医薬品も不足していたため、医療支援では医薬品などの供給とともに、イラク人医師への技能指導が重点に据えられた。他方同病院は医師数約100人でベッド数250床であり、医師が不足しているわけではないため、国際緊急援助活動やルワンダ難民救援活動の場合とは異なり、必要に応じて医官が患者と面談する場合はあっても、治療そのものはイラク人医師に委ねる方針がとられた⁶¹。

その後、看護師、臨床検査技師等の医療・衛生活動の中心となる1次群衛生隊が3月20日、21日に宿営地に到着した。衛生隊の任務は、陸自派遣部隊所属隊員自身の医療や健康管理などの自隊衛生と、復興支援業務の側面支援としての現地病院の間接医療支援の2点だった。イラク人を直接治療するのは、宿営地内での作業中のけがなど必要最小限にとどめられ、医療技術指導で現地の病院などに出向く場合も含め、一般患者に対しては行われなかった。中にはバグダッドから難病患者が受診を希望して訪ねてきたこともあったが、一度直接治療を始めると際限がなくなり地域の医療体系に悪影響を与えかねないことや、警備上の問題が生じることが懸念されたので、話を聞いたうえで、医療支援先のイラク人医師に紹介状を書くといった対応がとられた⁶²。

1次群衛生隊による医療支援が開始された時点では、主な支援対象であるサマーワ母子病院では床に注射針が転がり、未熟児をカビの生えた保育器で治療している状態だった。ヒドル病院では、勤務医がアルバイトに出かける際に病院の医薬品を持ち出すなど医薬品の管理が十分でなかった。またルメイサ病院では下水があふれ、処置室もなく、検査機器も何のために設置されているのか分からない状態だった。県の救急車センターでも車両自体が古く、救急車を呼ぼうにも自宅に電話がないので呼べないなど、救急システム自体がほとんど存在していなかった⁶³。

オランダ軍の衛生部隊とは、毎週1回、相互の宿営地を訪問し症例研究などを行うとと

第2章 対応措置の開始(基本計画1年目:2004年)

もに、手術用の針や糸などの医療器材の規格がほぼ同じだったことから、自国からの補給品が届くまでは、相互に貸し借りが行われたりした⁶⁴。

表：先遣隊・1次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
2/17～			総合病院 (症例検診)				
2/24～							
3/2～			総合病院 (症例検診)				
3/9～						母子病院 (器材贈呈)	
3/16～		母子病院 (技術指導)					
3/23～		母子病院 (技術指導)	総合病院 (症例検診)				
3/30～				総合病院 (支援調整)			
4/6～							
4/13～		母子病院 (技術指導)	総合病院 (支援調整)				
4/20～		母子病院 (医療指導)					
4/27～		母子病院 (器材搬入)					
5/4～							
5/11～							
5/18～			ヒドル病院 (支援調整)		ヒドル病院 (器材紹介)		
5/25～		指揮転移 (1→2)					

出典：『朝雲』平成16年2月26日から平成16年6月3日までのイラク・ドキュメントの記載による。

注 表中「総合病院」は「サマワ総合病院」を、「母子病院」は「サマワ母子病院」を略記したもの。

備考1 イラク・ドキュメントは現地時間で整理されているため、日本時間で記載された資料と日付で齟齬が生じる場合がある。

備考2 「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」(平成21年7月)中、「陸上自衛隊部隊の活動及び成果」(参考2)には、医療技術指導は平成16年2月19日から平成18年7月9日までの間に合計277回実施されたと記載されている一方、『朝雲』掲載のイラク・ドキュメントに医療支援として記載された事例は合計229件となっている。そのため、本表以下は活動の趨勢の概要を整理するものとして作成する。

備考3 で囲われた日は、「陸上自衛隊 第1次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/photo_a01.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

③ 給水

医療支援活動に続いて、復興支援活動の三本柱の一つである浄水、給水活動が、3月26日、開始された。宿营地近くの用水路の水を宿营地まで引き込み、浄水設置2セットによって浄水し、この日は午前中約1時間でタンク車2台分約20トンが用意された。2台の給水車は3月10日に日本の政府開発援助(ODA)でムサンナー県に贈られたばかりの車両で、実

際の配水は現地雇用のイラク人により行われた⁶⁵。本隊第3波が浄水セットをさらに2セット持ち込み、当面、1日80トン程度まで供給量が増やされた⁶⁶。

④ 公共施設の復旧

施設修復の指導監督については、自衛隊の担当者だけでは数が足りないため、イラク人のエンジニアや業者にチェックリストを渡し、主要な個所をデジタルカメラで撮影してもらい、それらの情報を踏まえて柔軟に対応するやり方も併用されていた⁶⁷。

(学校補修)

公共施設の復旧・整備活動は、3月25日、サマーワ中心部から東約50キロにあるダラージ村のオローバ中学校(生徒数90人)の修復工事から始められた。1975年に設立された同校の3階建て校舎は老朽化が進み、2階以上の部屋が使われていなかった。補修初日の25日には施設隊員6人が電気配線、配電盤をチェックするとともに机、いすや教科書類が散乱した各教室を見て回り、ドアの補修方法の確認が行われた。施設隊員たちは、25日に校舎内を点検する際も自動小銃を携行して作業に当たり⁶⁸、その他の補修作業は契約業者により行うこととされ、そのための入札が同29日に行われ、地元業者15社が応札した⁶⁹。

2件目の学校補修は、5月17日、ヒラールのアル・ヘデフ小学校で工事が開始された⁷⁰。

(生活道路の整地・舗装)

道路の補修は、3月30日、サマーワから北東に約15キロメートル離れた町ワルカの浄水場前で始められ、隊員らが杭などを打ち込み、測量を行った。全部で約6.5kmの未舗装道路を約1カ月かけて砂利舗装する工事だが、自衛隊が独自に行うのは約1kmで、残り区間の作業は地元業者を募り、自衛隊が施工管理を行う方式で行われた⁷¹。

⑤ その他の活動

復興支援事業の具体化に時間を要する中で、自衛隊に対する現地住民の感情を悪化させないように、住民との交流も重視され、実施可能なものから順次実行されていった。

先遣隊派遣直後の2月上旬には、イスラム教の祝日である犠牲祭の際に、地域との交流と、戦災犠牲者等に対する人道支援にもなることを期待して、地元部族有力者に羊100頭が贈られた。この羊の購入について陸幕は、必要性については説明してすぐに理解されたものの、目的ごとに使い道が決まっていたどの予算科目から支出するかについて、予算関係部署との交渉が必要となった。そこで、宗教行事、文化にのっとった犠牲祭での羊のプレゼントはサマーワの人から見れば立派な国際交流に該当するものと整理され、国際交流目的での使用が認められていた教育訓練経費が急きょ派遣部隊に配当された⁷²。

4月1日には、ユーフラテス川が降雨と雪解け水で増水し、流域で川岸の崩壊や家屋浸水などの被害が出たことから、当初の想定になかったものの、ムサンナー県などからの要請を受けた公共施設の復旧支援の一環として、サマーワから東に約30キロのスウェル村で、洪水防止のための緊急工事が行われた。工事はオランダ軍と協力して行われ、約1トンの石を詰めた土嚢12個が崩落しかけた川岸に埋められた⁷³。またこれと関連して、JICAが備蓄しているテント240張も供与され、タリル基地までは空自C-130H輸送機で、そこからの

陸上輸送は陸自派遣部隊の特大型トラックによって行われた⁷⁴。これらの対応は自衛隊に対するサマーワ地域住民の民心離反を防止するという観点も踏まえ、行われていた⁷⁵。

また、3月18日以降、以下のように群長、業支隊長などにより頻繁に学校訪問が行われていた。

- ・3月18日：ヒドルのザウラ小学校1年生約60人へ群長、業支隊長等から文房具贈呈⁷⁶
- ・3月22日：ルメイサのアル・ジェリル小学校で文房具贈呈。業支隊長、前日サマーワ入りした女性幹部自衛官などが折り紙を講習⁷⁷
- ・3月23日：ヒラールのアル・ヤルムーク小学校で文房具贈呈式。業支隊長など日本側のほかヒラール評議会議長代理、校長などが参加。陸曹が折紙を講習⁷⁸
- ・3月28日：マジッドのバトリ小学校で周辺22校を合わせ700セットの文房具を業支隊長から贈呈⁷⁹
- ・3月29日：ブジャイヤのルッサバ小学校で業支隊長以下5名から文房具150セットを贈呈⁸⁰
- ・3月31日：スウェイル村のザルカ小学校で文房具700セットの贈呈式。学校周辺の村評議会議長、周辺部族長なども出席⁸¹
- ・4月3日：文房具をワルカ村の小学校に1200セット、ナジミ村の小学校に500セット贈呈⁸²
- ・4月4日：サルマンのサルマン小学校で文房具300セットを贈呈⁸³
- ・4月13日：群長以下10人がアスマエイ小学校を訪問、こいのぼりを掲げ音楽演奏を披露⁸⁴
- ・4月17日：群長以下が30人がアル・ホロド小学校を、副群長以下25人がアカッド小学校を訪問し、音楽演奏、折り鶴贈呈など⁸⁵
- ・4月20日：群長以下50人がアル・ナヒール小学校で、副群長以下約40人がアル・アフラス小学校で、折鶴の配布、歯磨き講習、縄跳び、音楽演奏等を実施⁸⁶

これらの活動は、当時サマーワ住民の高い期待に比して支援事業の立ち上げに時間がかかり、一部の住民からは雇用に対する要求が高まり、自衛隊車両への投石事案も生じるなど、地域住民の自衛隊に対する信頼感が損なわれ、批判が強まることが懸念されるようになっていたため、住民の期待と現実とのギャップへの当面の対処として、文房具の配布だけでなく、宿営地周辺の小学校で折り紙を教えたり、音楽演奏や文化交流等も積極的に行い、4月1日のユーフラテス川の増水対策工事などと併せ、住民との友好を促進し、日本の部隊が現地のために役立っていることをアピールして、宿営地周辺に安全確保のための緩衝地帯を作ることを目論み、番匠群長の発意で、急きょ実施されることになった⁸⁷。

使用された文房具セットは自衛隊OBからの寄付金により約1万セットが用意されていたが、7万9000人と公称されている子供の数には足りないため、公平性を確保するため地元当局の教育部門と連携し、子供の人数比に応じて各市町村に按分し、かつ人数が相対的に少なかった小学校6年生約6700人を主な対象とするように調整がなされた。また人を介して配布すると横流しされる懸念もあったので、地域の校長を集め、衆人環視の下で直接手渡しするセレモニーとして実施するなどの工夫が凝らされていた⁸⁸。

5月5日には、サマーワ市内のユーフラテス川の岸に名寄市民から寄付された多数のこいのぼりを掲げて日本の伝統文化を紹介する催しが行われた。4月7日と29日の2回の宿営地近傍への迫撃砲弾の着弾や、同22日にはオランダ軍キャンプ・スミッティ内へ着弾する等、自衛隊に対しても悪意を持つ相手の存在が明らかになり、平穏とは言えない情勢だったの

で、この「こいのぼりプロジェクト」も中止が検討されたが、むしろ自衛隊に対する悪意を防ぐ手立てとして、このプロジェクトを活用するべく、実施が決定された⁸⁹。

(4) ODAとの連携

イラクに対する当面の具体的人道・復興支援策については、すでに2003年5月の時点で、(1)国際機関やNGOを通じた協力、(2)周辺国と協力した人道・復興支援、(3)周辺地域に対する支援及び(4)文化遺産の保護・保全の4項目が取りまとめられていたⁱ。

またモスルを始めとするイラク北部やバグダッドにおいては、2003年11月から12月にかけて、学校再建、下水処理施設の建設、病院等の応急修復等が、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、あるいはジャパン・プラットフォーム(JPF)による支援事業として、実施が決定されていた。特にJPFによる事業は、邦人スタッフは事業実施地域に立ち入らず、ヨルダンのアンマン等の近隣地域から現地スタッフを指導することにより実施されていた⁹⁰。ヨルダンを対イラク支援の拠点の一つにするため、2004年1月11日から13日まで外務省経済協力局審議官が派遣され、また現地コンサルタントを活用して電力、水・衛生、保健、教育等の分野においてイラク国内の援助需要を調査し、無償資金案件を形成するため、国際協力機構(JICA)からの調査団が同じくヨルダンに派遣されていた⁹¹。

2004年1月19日には、陸自の復興支援事業との連携の拠点として、外務省のサマワ連絡事務所が開設された⁹²。当初は外務省内の公募で集まった5名が1ヶ月交代で勤務し、地元有力者等との関係構築、現地の政治や治安状況などの把握に加え、無償資金協力を中心としたODA関係業務や、通訳支援や各種の助言等、自衛隊の活動の支援も合わせて行っていた⁹³。特に国連開発計画(UNDP)による学校・道路の修復事業や国連人間居住計画

i 「我が国のイラク人道・復興支援策」(平成15年5月21)

① 国際機関及びNGOを通じた協力

(イ) 国際機関経由

- (a) イラク復興雇用計画：UNDP(国連開発計画) 経由(約6百万ドル)
- (b) 「イラク初等教育再生計画」：UNICEF(国連児童基金) 経由(約10百万ドル)
- (c) 「中央配電所復旧計画」：UNDP(国連開発計画) 経由
- (d) 「イラク総合病院機材整備計画」：UNDP/WHO(世界保健機関) 経由
- (e) 「水・衛生復旧計画」：UNICEF(国連児童基金)/UNDP(国連開発計画) 経由
- (f) 「公共施設等復旧計画」：UN-HABITAT(国連人間居住計画) 経由

※c～fの案件を中心に、総額30百万ドル程度を念頭に支援の具体化を検討。a、bと合わせ46百万ドル

(ロ) NGO経由の支援：総額約2.7百万ドル

- (a) JPF(ジャパン・プラットフォーム)がイラク国内で実施する医療プロジェクト及び緊急物資の配布等：約2.5百万ドル(約3億円)
- (b) ヨルダンの「ハシミテ慈善財団」がイラクで抗生物質を始めとする医薬品等を配布するプロジェクト：約15万ドル(約1800万円) 拠出
- (c) 国際NGO「ケア・インターナショナル」が乳児用点滴セット等の医療用具を配布するプロジェクト：約8.2万ドル(約1000万円) 拠出
- (ハ) 官民連絡体制の整備、調査団・専門家の派遣

- ② アラブ諸国や周辺国の人々との協力したイラクにおける人道・復興支援(ヨルダンの「ハシミテ慈善財団」を通じた対イラク医療支援の実施など)
- ③ 周辺地域に対する支援(ヨルダン、パレスチナ、エジプト等に対する有償資金協力、無償資金協力などの支援)
- ④ 文化遺産の保護・保全(文化・教育面でのイラク復興支援のための、ユネスコへの資金拠出等)

出典：外務省「我が国のイラク人道・復興支援策」(平成15年5月21)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/f_shien.html>。

(UNHSP)による低所得者用住宅事業、あるいはフランスのNGO「アクテッド」による給水事業などと陸自部隊による復興支援活動の重複を避け、効率的な事業展開ができるよう、他の活動主体との調整にもあたっていた⁹⁴。

その後、先遣隊の一部が帰国し、陸自本隊の派遣が決定されるのと合わせ、現地での失業問題が治安悪化を招きかねないとの判断から、サマーワで外務省が行う復興支援事業のうち地元住民による配水事業の創設などについて陸自の活動と連動させ、当面の現地雇用対策に取り組む方針となった⁹⁵。また、2月下旬には、無償資金協力の案件形成の促進のため、外務省の無償資金協力課長を団長としJICAの職員等も参加した調査団がクウェートとヨルダンのアンマンに派遣された。特にクウェートでは、サマーワにおける復興支援体制等について大使館関係者や陸自・空自の連絡官との協議が行われた⁹⁶。このように、自衛隊と文民の活動がイラク復興支援の「車の両輪」と位置付けられていたが、治安情勢の悪化などから現地入りできず、ニーズがつかみにくい状況となり、イラク政府各省の担当者を隣国のヨルダンなどに招いて協議したり、現地コンサルタントを通じて状況を把握するなどの方法がとられていた。この時点ではヨルダンの首都アンマンに拠点を置くJICA事務所を窓口援助先の調査が行われていたが、多くは商社などが派遣する仲介人を通じた作業となっていた。加えて、仲介役が日本側の事業計画について金額を誇張するなど、誤解と混乱を招くことが多々生じていた⁹⁷。

3月7日には番匠群長が宿営地で記者会見し、自衛隊の能力を上回る地元のニーズが存在するので、自衛隊で対応できない分野について外務省との連携が必要になるとの認識を示していた⁹⁸。また、4月2日には、現地視察中の陸幕長が宿営地内プレスセンターで記者会見を行い、住民の高い期待に対し、陸自の能力は限定されているので、隊員が築いた基盤を拡充するためにも外務省、民間機関との連携を深めていきたいとの考えを示した⁹⁹。

3月10日、ODAによりムサンナー県水道局に供与された給水車両12台の贈呈式が、県知事公舎において実施された。この贈呈式はオランダ軍が提供する給水車10台の贈呈式と共同で行われ、番匠群長、佐藤業支隊長、外務省職員をはじめ、ムサンナー県知事、同県水道局関係者、オランダ軍関係者などが出席し、オランダ軍代表につづき、日本の外務省職員が目録を贈呈した¹⁰⁰。この給水車両の供与は草の根・人間の安全保障無償資金協力として、2月9日に実施が決定されていた¹⁰¹。

給水車両の供与にあたっては、2003年11月の専門調査団派遣時に佐藤業支隊長と調査に同行した故奥大使の間で給水支援の要領について議論がなされていた。佐藤業支隊長はUNDOFへの派遣経験から、中東において貴重な飲料水の配布をいったん始めると容易に活動を終了できなくなることを懸念していた一方、故奥大使は、給水能力の限度がある以上、当時計画されていた自衛隊自身で給水した場合には公平な配分が困難となり、不公平感から自衛隊に対する不平不満につながり安全確保に支障が出る可能性を懸念し、給水車をイラク当局に供与し、配水は任せることを提案していた。そのため佐藤業支隊長は専門調査団からの帰国後、浄水支援の開始までに現地に給水車を手配できるよう外務省と交渉し、別案件で発注済みの車両が優先的にサマーワへの供与に転用されることになった¹⁰²。

また3月14日には、サマーワ母子病院において医療機器の贈呈式が番匠群長、佐藤業支隊長などが参加して行われた。これは日本・イラク医学協会からの申請に対し、外務省の日本NGO支援無償資金協力により供与された保育器10台、電図、吸引器、顕微鏡など8品

目36点のほか¹⁰³、自衛隊からもシーツ、枕カバーなどが贈られた¹⁰⁴。

3月19日には、サマーワ総合病院に対し、約77万8千ドルを限度額として医療品の供与に対する無償資金協力の実施が決定された。供与される医療品は注射器、エックス線フィルム、点滴セット等の医療消耗品類が中心となっていた¹⁰⁵。

5月23日には、外務省の草の根文化無償資金協力による事業ⁱⁱとして、サッカーボール1,000個や空気入れ等をイラク・ムサンナー県のサッカークラブチームに贈る贈呈式が、陸自宿営地で行われた¹⁰⁶。

この間、3月22日には、イラク人道復興支援特措法に基づく文民の復興支援職員の派遣として、ヨルダンへの電気技師1人の派遣が決定され、公募開始が公表された。派遣期間は4月中旬から10日間程度で、下水処理場や医療施設などのディーゼル発電機設置に関する技術指導をイラク人技師に行うことが予定されていた。記者会見で福田官房長官は、イラク国内への文民派遣のニーズはあるものの、治安情勢もあり、情勢を見極めながら事後の派遣について検討したいと述べていた¹⁰⁷。

サマーワの現地においては、業支隊長に對外調整係の要員と外務省事務所員との間で、毎晩ミーティングが持たれ、相互の行動予定や現地のニーズを共有するとともに、事業の企画について意見交換が行われた。また、毎週金曜日には業支隊の他の要員も参加した調整会議が2時間程度かけて行われ、情報共有とともに、既存プロジェクトの進展や新規プロジェクトの形成の確認と、事後の方針に関する調整等が行われた¹⁰⁸。

また、ODAプロジェクトの進捗状況を確認するために、サマーワと市ヶ谷の防衛庁を衛星回線で結んだテレビ会議も、1ヶ月から2ヶ月に1度、実施された。これは外務省側が主催し、関係部局の課長クラスが出席するとともに、防衛庁側も内部部局、統幕、陸幕の関係者が参加して行われた¹⁰⁹。

(5) 安全確保のための措置

① 治安状況全般

陸自部隊の派遣先としてサマーワが選ばれた理由として、バグダッドなどで自爆テロや米軍への攻撃などが多発し、治安の悪化が懸念された中で、イラク南部特にサマーワ周辺ではそのような攻撃などが起きていない点が挙げられていた¹¹⁰。

しかし、先遣隊のサマーワ到着後、それまでは見られなかった攻撃事案などが生じ、情勢の悪化が懸念され始めた。2月12日明け方、サマーワ市内中心部で迫撃弾の攻撃があり、民家が被害を受けた。これはイラク戦争後、重火器を用いた市街地への攻撃としては初めてのケースと見られ、サマーワ市内でも本格的なテロ攻撃が生じうることが懸念されるようになった¹¹¹。また、派遣前に陸自が懸念していたのは自爆テロなどの地上からの攻撃で、

ii 平成15年度のイラクに対する草の根文化無償資金協力は、以下の3件であった。

① イラク・サッカー協会に対する中古サッカー器材輸送費(¥1,798,890)

② 青年スポーツ省(ムサンナー県)に対するサッカー器材(¥5,005,782)

③ イラク柔道連盟に対する柔道器材及び輸送費(¥6,066,816)

出典：外務省「平成15年度草の根文化無償資金協力」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaik/o/oda/data/zyoukyou/pdfs/kusa_bunka_15.pdf>。

迫撃弾への対応策は直ちには無く、当面は、宿営地周辺で不審者を洗い出すなど事前防止に努めるとともに、宿営地内での居住施設の分散、破片からの防護のための土嚢の積上げ、コンクリート壁の強化などの対策の検討が始められた¹¹²。

4月7日23時11分頃、陸自の宿営地付近で爆発音が確認された¹¹³。翌8日の搜索で宿営地の北東側数百メートルに発煙弾とみられる破片と黄燐の燃えた跡、北約1キロの地点で榴弾の破片、さらに北東約3キロの地点で迫撃砲の底板と弾薬箱などの残留物が発見された。先崎陸幕長は同8日の定例会見で、この砲撃事案について、見積もりの範疇の一つであり、引き続き警戒を厳にして万全の態勢を取りながら復興支援に取り組むとの方針を示した。また陸自宿営地が狙われた可能性については断定できないものの、宿営地の近くに落下したということで、最悪の場合を考え、危機意識をもって今後の対策を講じると述べ、じ後、警戒・防護態勢や情報収集を強化していく考えを明らかにした¹¹⁴。

4月15日、サマーワで、サドル師支持派約300名によるデモが行われ、オランダ軍と自衛隊の撤退を主張していた¹¹⁵。

4月22日にはオランダ軍キャンプ・スミッティ周辺に迫撃砲弾が撃ち込まれ、陸自部隊もオランダ軍から連絡を受け、一時宿営地内で装甲車内などに避難したが、異常がないことを確認の後、退避は解除された¹¹⁶。さらに同29日には、宿営地外で2発の爆発音が確認され¹¹⁷、その後の搜索で宿営地外側で迫撃砲弾によるものとみられる弾着痕を2か所が発見される¹¹⁸など、オランダ軍や陸自部隊に対するロケット弾攻撃が連続して発生した。

5月10日夜には、警備中のオランダ兵に手りゅう弾が投げつけられ、1名が死亡、1名が負傷する事件が起き¹¹⁹、同14日深夜から15日未明にかけて、オランダ軍とサドル師派民兵組織「マフディ軍」とみられる武装勢力の間で約1時間にわたる銃撃戦が発生した。イラク戦争後、サマーワで本格的な銃撃戦が起きたのはこの時が初めてだった¹²⁰。

従来見られなかったようなロケット弾攻撃や銃撃戦などが発生し、サマーワの治安が急速に悪化した背景として、反米強硬派として知られていたサドル派の中での勢力変化が指摘されていた。それまでサマーワ地区のサドル派は穏健派が実権を握っており、4月上旬にサドル師が呼びかけたイラク中南部でのシーア派一斉ほう起の際でも行動を控えられていたが、それが支持者の間で弱腰に映った結果、サマーワも例外扱いできなくなり、穏健派の地区代表が新たな強硬派に更迭され、周辺のサドル師支持者と歩調を合わせる態勢が整ったためという¹²¹。

② 復興支援活動に際しての安全確保策

先遣隊のサマーワへの派遣当初、地域住民から情報を得られるネットワークが構築できるまでの間は、宿営地外での活動を行うには、前日に地元協力者を使者に立て、目的地の有力者に不審人物を立ち入らせないよう釘を刺し、当日も別の協力者によって目的地に不審人物や車両がないか、事前に確認して、ようやく出発するよう段取りとなっていた¹²²。

本隊先発隊が到着し、宿営地の設営作業に取り掛かって以降、施設作業の実施にあたっては、宿営地外だけでなく、派遣当初の宿営地建設時期には宿営地内であっても雇用したイラク人とともに鉄条網張りやくい打ち作業をする際には、鉄帽、アーマー(防弾チョキ)、拳銃、小銃などのフル装備が義務付けられていた。重さに暑さと緊張が加わり、当初は体力消耗が激しかったが、次第に苦にならなくなったという。宿営地外での作業には警備要

員も同行させたが、屋内で遮蔽物などがある場合には監視員に警備隊員も配置したうえで、フル装備を外して作業したこともあった¹²³。他方、5月中旬の2次群との部隊交代時には施設隊のマンパワーも少なくなり、警備などにも回る必要があったので、施設作業の効率が落ち作業が停滞せざるを得なかった¹²⁴。

4月11日からイスラム教シーア派の宗教行事「アルバイン」がイラク中部のカルバラなどで開催されるため、宿営地外での活動が当面見合わせられた。これは数十万人が徒歩でカルバラなどに移動し、サマーワでも道路が非常に混雑して補修作業に支障が出ることや、現地で雇用している作業員にもアルバインに参加するため休むものがあることが分かったため、浄水・給水作業など宿営地内での作業に重点を置くことにされた¹²⁵。これ以降、情勢緊迫時は活動を宿営地内に限定し、情勢が多少安定すると、学校・病院補修など宿営地外の行動を再開するというパターンが繰り返されることになった¹²⁶。

③ 他国軍との関係

番匠1次群長は、クウェート到着翌日の2月23日午後、同国南部にある米軍キャンプを訪問し、クウェートやサウジアラビアなどに展開する連合軍地上部隊(CFLCC)のステファン・スピークス副司令官と会談した。スピークス副司令官は約1時間の会談で、家屋の修復などイラクのインフラ整備に積極的に取り組んでいる点を強調していた¹²⁷。

また仮宿営地に移動直後の2月25日には、イラク訪問中のボト・オランダ外相が視察に訪れ、佐藤業支隊長から、活動内容やオランダ軍との連携について説明が行われた¹²⁸ほか、3月3日にはムサンナー県等のイラク南部地域の治安維持を担当するMNDSE師団長のアンドリュー・スチュワード英陸軍少将が宿営地を訪れ、番匠郡長などと懇談が行われた¹²⁹。

日々の活動に関する連携については、道路補修に際しては、オランダ軍の施設部隊とも調整し、作業場所を分担したうえで、オランダ軍の警備部隊や地元警察と協力して、作業場所の道路をいったん封鎖し、関係者以外を立ち入り禁止にして作業の安全確保が図られた。またオランダ軍のキャンプ・スミッティと宿営地は約4キロのほどの距離にあったが、業支隊から連絡幹部が1人派遣されるとともに、オランダ軍の連絡幹部もサマーワ宿営地に派遣され、各種不測事態に際しては、連絡幹部を通じて場所や事案の内容などの情報交換が即座に行われた¹³⁰。

④ 在外邦人等の輸送

4月8日にバグダッド郊外で日本人3人が人質となる事件が発生したことを受け、防衛庁からの指示により、陸自部隊からサマーワで取材活動をしている日本の報道陣10社35人とフリー記者1人の合計36人¹³¹に対し、安全確保の立場から宿営地内に避難するよう呼びかけが行われ、宿営地内に記者17人、現地スタッフ4人が避難した¹³²。

その後、4月15日、イラク・タリル基地から報道関係者約10名がクウェートに派遣中のC-130H輸送機によってクウェートへ移送された。これは自衛隊法100条の8(当時)の規定により、実際に邦人輸送が行われた初めてのケースだった。具体的には、同9日、上記報道関係者の国外退避をクウェートに派遣中の空自C-130H輸送機によって行うこととなり、外務省から報道各社などへ搭乗の意思確認の後、同14日、川口外相から石破防衛庁長官へ邦人輸送の依頼が行われ、15日、空自にイラクへの派遣命令とは別途、在外邦人輸送のた

めの命令が発出され、クウェートまでの空輸が行われた¹³³。

これ以降、サマーワ等での派遣部隊の取材は、各マスコミと契約した現地スタッフに委ねられることになり、自衛隊の現地での活動に関する報道は量としても減少することとなった¹³⁴。このような措置は邦人スタッフの安全確保のためにはやむを得ないと考えられており、クウェート等に所在する取材陣から現地スタッフに対して取材や撮影について細かく指示するとともに、部隊や外務省連絡事務所、あるいは現地当局、多国籍軍等に電話などで取材することによって情報の確認等が行われていたが¹³⁵、内容については、宿営地近傍へのロケット弾の着弾を宿営地内に着弾したとするような、真偽を問わずに刺激的になるようなものが増えていった¹³⁶。

⑤ 官邸における情報共有

1月末にサマーワ市評議会の総辞職をめぐる情報連絡の混乱を契機に、官房副長官(事務)の下に設けられた関係省庁の連絡会議は、2004年4月には毎日開催されていた。内閣官房のほか、外務省総合外交政策局長、防衛庁内局の運用局長等に加え、統幕事務局第3幕僚室長(制服)も参集し、現地の治安情勢、地元の政治動向、それに自衛隊の活動の進捗などあらゆることが取り上げられていた。イラク情勢全般については、2004年3月以降の米軍によるファルージャでの掃討作戦の開始やサドル派の反米活動の活発化などがみられ、民間人などのソフト・ターゲットに対するテロの増加も含め、治安状況の悪化が懸念されていたため、官邸での連絡会議においても、議論の大半は治安情勢の分析と自衛隊の安全確保策におかれており¹³⁷、この会議が官邸レベルにおけるイラク派遣に関する情報収集、分析と調整のための枠組みとして機能することとなった¹³⁸。

(6) その他の部隊の活動

① 群長による活動報告

1次群長は、毎朝6時に起床した後、6時半頃、東京の陸幕長に電話連絡をしていた。長官直轄部隊として臨時に編成されていた復興支援群に対する命令の執行者は陸幕長になるので、形式上、直属の上司に対する定例報告という側面があったという。内容は、日々の業務予定や「朝日がきれいです」といったことなど、その時々によるものの、基本的には「異常ありません」ということが報告された。番匠群長によれば、何もせずに放っておいて「異常なし」ということはありえず、「異常なし」は作るものなので、毎日陸幕長に「異常なし」と報告することが励みと同時に目標になっていた¹³⁹。

陸幕長としては、臨場感なり、現地で隊員がどのように活動しているかを理解するには、常に心が通い合う体制にしておく必要があるので、派遣部隊指揮官から直接話を聞くことにしたという。また、イラクの厳しい環境下ではだれにも相談できない現地指揮官のストレス解消につながればとの思いもあり、何か困ったらいつでも電話してくれということで、そうしたら毎日ということになった。また、陸幕長と現地指揮官が危機感を常に共有し、ずれをなくしておかないと、いざという場合に陸幕長としても判断ができないので、陸幕長としての心の即応体制を作るという危機管理の側面も根底にあった¹⁴⁰。

② 宿営地での生活状況

宿営地での生活は朝6時の起床ラッパに始まり、その後、洗面、朝食を済ませ、8時から行われる朝礼では、イラク国旗と日の丸の掲揚、両国歌の演奏が行われた後、各部隊から群長に対する報告とともに群長からの指示が行われ、事後、各人それぞれの業務が始められた。午後5時の終礼でも、国旗降下に際してはラッパ演奏が行われ、各部隊からの異常の有無の報告、翌日の業務の指示、群長からの訓示があり、その後に夕食や入浴の時間となるが、翌日の業務に関する細部調整などは夜10時頃まで行われ、午後11時に消灯となった¹⁴¹。

1次群長は、風紀を含めた「規律」がきわめて重要と考えており、国旗の掲揚、降下等を始め、宿営地での規律面では一切妥協しないと考えるとともに、朝礼、終礼の際に全員に対して直接話をするを重視していた。そのような規律のメリハリの一環として、海外派遣時の国旗掲揚・降下は録音されたテープ演奏で済まされることが多いのに対して、サマーワでは毎日ラッパで行うこととしていた。そのため、起床、消灯などの号令となるラッパ演奏と併せ、第3普通科連隊からラッパ手を選んで連れてきていた。また、終礼時には「癒しの時間」として、唱歌や流行歌など隊員からのリクエストによる幅広い曲のラッパ演奏も行わせていた。またイスラム圏で休日異なるため、曜日の感覚を保つため安息日である金曜日の翌日、土曜日の昼食を必ずカレーライスにするような工夫もされた¹⁴²。

4月1日には派遣隊員と留守家族との連絡用のテレビ電話がサマーワ宿営地に4台、旭川はじめ各駐屯地などに21台、設置された。利用は1人週10分間の予約制で、宿営地の厚生係と日程を調整のうえ、家族はテレビ電話の対応が可能な最寄りの駐屯地に出向いて通話した。派遣隊員と家族の連絡用には、このテレビ電話の他に国際携帯電話(1人週1回10分)や3月7日から1人にひとつずつ支給されたEメールなどが利用されていた¹⁴³。

3月下旬から4月初頭の時期、明け方には気温が4、5度まで下がることもあり、暖房をつけたり防寒着を着る場面もあった一方で、5月に入ると日中50度近くまで気温が上昇するようになり、隊員の体調管理はもちろん、車両のタイヤがバーストしないよう空気圧の調整が必要になるなど、真冬の北海道から派遣された部隊にとっては、過酷な自然環境となっていた¹⁴⁴。気温だけでなく、砂嵐の時期にはパウダー状の砂塵が装備品の細部にまで入り込み、小銃の可動部分がスライドしにくくなるなど、装備品のメンテナンスにも平素以上の労力が必要となっていた。特に銃については不可動が生じれば命取りになりかねないので、隊員が寝る前に入念にブラシをかけるようになっていった¹⁴⁵。

(7) 活動の評価

復興支援群には陸自研究本部教訓センターの要員が同行し、現地での活動状況を詳細に観察し、指揮官が何に苦悩し、どのように判断したかのレポートを作成、教訓センターに送付していた¹⁴⁶。2004年6月25日に開催された研究本部セミナーでは、その時点までの人道復興支援活動の状況、教訓、事後の課題が概略、次のように整理、発表されていた¹⁴⁷。

まず、イラク人道復興支援活動の教訓として、従来の国連主導のPKOとは異なり、現地での活動の枠組みを自前で構築しなければならなかったこと、アラブ・イスラム圏という不慣れな状況下で大部隊を展開した活動となったこと、テロの脅威下であり実戦と同様の部隊運用となったこと、自衛隊派遣を巡り国内世論が二分されており国民注視の中で活動

をしなければならないことの4点が挙げられた。そして、隊員の安否がそのまま政治問題に直結しかねないことと、現地の行動では住民の協力が作戦の成否に直結することの2点に大きく影響が出たと整理され、「部隊防護」と「情報戦」に最大限の努力が払われたと分析されていた。

「部隊防護」の目的は、まずイラク国民の心をつかむとともに、国内世論の支持も獲得することが重要とされた。イラク国民の支持獲得に向けた一例として、宿営地の整備が、外柵や道路をはじめ、宿営地内に建設した天幕、プレハブ住宅、コンテナ、車両の駐車、旗竿などまで、誤差を5センチ以内にすることを基準としてすべて水平・垂直・一直線に整然と配置されたことが挙げられた。これにより、宿営地は「一分の隙もない」との印象を与え、訪れた各国の軍人や地元ムサンナー県の関係者に自衛隊の練度の高さを実感させ、自衛隊の規律や宿営地整備能力が高いとの評価がすぐに広まっていった。また、他国部隊ではほとんど行われていなかった他国軍高官への儀仗も徹底して実施したので、陸自は精鋭部隊を送り込んできたとの評判がバグダッドにまで広がり、これらの評判は口コミを通じて自然にイラク国民にも伝わったと評価されていた。これらの結果として、サマーワの宿営地は他国部隊に比べても強固なので、攻撃したら痛い目に遭うとの認識が外部敵対勢力にまで伝わり、宿営地を防護するうえで有効な抑止力を生んだと分析されていた。

一方、現地住民の協力の獲得にも「情報戦」の観点から力を入れられ、具体的なPR手段として、自衛隊の活動を現地の新聞やテレビに広告として出すなどの方策がとられた。また、そのような方法論だけでなく、むしろ肝心なのは「日本式アプローチ」とされていた。つまり、他国軍隊は、現地住民との関係を往々にして主人と使用人の関係で強要し、住民から良い感情を得ていなかった一方で、自衛隊は同じアジア人として、どのような相手でも上下関係のない同じ目線で接する、相手に敬意をもち誠実な態度で臨む、宿営地のごみやし尿処理を請け負った現地業者とも一緒に仕事をするなどして、日本人はいいやつだとの評判を獲得できた。他方で、住民の期待と現実とのギャップへの対処も重要であり、「鯉のぼりをたてるなど夢を語るのもいいが、我々の今日の飯、明日の仕事を何とかしてくれ」という要求が高まり、一部住民から隊員に対する投石も生じたため、急きょ住民との友好促進のため「ご近所プロジェクト」を立ち上げ、学校訪問時に児童へ文房具を配布したり、ユーフラテス川の増水対策のための河岸の補強工事を行うなど、陸自部隊が現地のために役立っていることをアピールするのも重要と指摘されていた。このような各種の取り組みとともに、道路・学校補修などの進展により、自衛隊擁護のデモがサマーワ市内や陸自宿営地前で行われるなど、関係は大きく改善されたと評価された。また、国内でも自衛隊派遣の支持率が次第に向上、国民の半数以上が派遣を評価するに至り、その結果は派遣部隊にもフィードバックされ、派遣隊員の自信と士気の向上に役立ったとされている。

その上で、今後の派遣にあたっての改善点や、教育訓練全般に対する中長期的な課題として、短期的には迫撃砲などの3次元の攻撃に対する防備の不足が指摘され、当面は対応可能な装備を持つオランダ軍との連携により「いつ、どこに、どの方向に向けた迫撃砲が設置された」との情報を得て事前の退避を行うことなどの重要性が指摘されていた。中長期的には、「戦うように訓練し、訓練したように戦う」ことを可能とする訓練環境の整備が重要とされ、特に隊員の防護能力向上には至近距離射場や狙撃射場などの応用力の効く施設が必要とされていた。そして、将来的には実際の作戦行動を事前に模擬したミッショ

ン・リハーサルを行ってから現地に派遣できるような訓練支援システムや部隊用シミュレーションの整備の必要性が指摘されていた。

教訓センターによる教訓業務は、実際の活動の中から集めて次に派遣される部隊の準備訓練や活動に反映させるという即応性を意図しているのが特徴とされ、特にイラクへの派遣については部隊の活動を客観的な立場から観察し、教訓事項を収集し、同センターで整理した後、陸幕をはじめ直接部隊に発信されていた¹⁴⁸。

(8) 2次群への部隊交代

陸自派遣部隊のうち復興支援群は3か月毎の交替とされたので、サマーワでは、5月中旬から下旬の約3週間をかけて1次群から2次群への部隊交代が行われた。派遣当初は、業支隊の要員も含め、先遣隊、本隊先発隊、本隊第1波から第3波と合計5コ梯隊で部隊が派遣されが、2次群は1波から3波の3コ梯隊で派遣され、順次、1次群と交代が行われた。他方、部隊の指揮権は特定の指揮官にゆだねられるので、2次群長は2次群1波でサマーワに到着したが、5月26日の指揮官交代までは派遣部隊全体の指揮は1次群長が執っていた¹⁴⁹。

また、派遣当初は活動に必要な車両等をクウェートから陸上輸送する必要があったが、車両等の大型装備はサマーワの現地で引き継がれることから、2次群への要員交代に際して、危険回避のため、クウェートからタリル空港まで空自C-130H輸送機による空輸が行われていた¹⁵⁰。

月日	1次群	2次群
5月12日	第1波 (1機1便)	
5月17日		第1波 (1機1便)
5月18日	第2波 (1機1便)	
5月19日		第2波 (1機1便)
5月24日		第2波 (2機2便)
5月26日	1次群長から2次群長へ指揮官交代	
5月27日	第3波 (2機2便)	
5月31日		第3波 (2機2便)

出典：『朝雲』、平成16年6月3日、1面。陸上自衛隊中部方面隊広報誌『飛鳥』、平成16年6月10日、3面。

帰国する1次群の隊員は、クウェートに到着後、日本への帰国前に「クールダウン」と呼ばれる、派遣中の緊張を解くためのケアの期間が設けられた。この時期においては、3日間、ホテルにおいてカウンセラーを兼ねた自衛隊の医官が小グループに分けられた隊員とミーティングを行い、サマーワに派遣中に経験した辛かった出来事や愚痴、不満などを語り合う手法などがとられていた¹⁵¹。

その後、副群長以下の第1波約110人が5月17日、第2波約230人が5月24日、それぞれ民間チャーター機で¹⁵²、また群長以下の第3派約140人は、5月31日に政府専用機で、それぞれ旭川空港に帰国した¹⁵³。

その後、6月6日、サマーワに派遣された隊員約460名のほかに予備要員約60名も参加して、1次群の隊旗返還式が旭川駐屯地において行われた¹⁵⁴。式典後、番匠1次群長は記者会見し、「成果は後世が評価する。全般的に計画通り任務を遂行できた」と約3か月間の活動

を振り返った¹⁵⁵。

復興支援活動もオペレーションであり、その実施は軍事作戦の要領に則って行えば漏れないが、施設作業や衛生などに限定した訓練だけを行っているのではオペレーションにならないという。その意味で、番匠群長が連隊長を務めていた第3普通科連隊の訓練は、主として高烈度の大規模着上陸侵攻に備えた伝統的な内容だったが、特定の情勢を念頭において行われているというよりも、火砲、戦車、通信、対戦車火力等の様々な機能を総合し、どのように目的を達成していくのかという、その手続き、手順の訓練として行われていたものだった。そのため、イラク派遣に際しても、それまでの訓練がベースとして全体の9割を占め、イラク派遣に特有な部分の比重は結果的に1割程度だったと考えられるので、従来の軍事作戦の原則に沿った訓練をきちんとしておくことで、むしろ多様な任務に対応できるものと考えられていた¹⁵⁶。

2 陸自の活動：2次群

先行する1次群とほぼ同時期の2003年10月から派遣に向けた準備訓練を開始した2次群は、計画通り、1次群派遣の3ヶ月後に、その任務を引き継ぐべく、サマーワに派遣されることになった。

(1) 部隊の展開

2次群の編成命令は4月21日に発出された¹⁵⁷。2次群では公共施設の補修作業など宿営地外での活動の増加が見込まれ、それに応じて警備の範囲や機会も多くなることに対応するため、1次群に比べ警備要員が強化された¹⁵⁸

5月8日、真駒内駐屯地で群長以下約460人で編成された2次群への隊旗授与式が行われ、同日夕刻には第1波約140人が空自千歳基地から政府専用機で出国した。出国に際し、小泉首相が千歳基地で訓示し、政府専用機に登場する隊員一人一人と握手し、送り出しが行われた¹⁵⁹。

その後、第2波、第3波と順次出国し、クウェートで車両操縦訓練や射撃訓練を行った後、5月31日までに全員がサマーワ宿営地に到着した¹⁶⁰。

1次群長から2次群長への指揮官交代式は、5月26日、宿営地において英軍のシュワート師団長、オランダ軍派遣部隊長などに加え、CPAサマーワ代表、ムサンナー県副知事、サマーワ評議会議長、宗教指導者、部族長等約40人が出席して実施された¹⁶¹。

(2) 人道復興支援活動の状況

① 医療支援活動

医療支援は、1次群に引き続き、ODAによる機材供与の支援やサマーワ総合病院での症例検討会への参加、サマーワ母子病院も含めた各種医療技術支援などが行われた。

防衛省HPでも、2次群の活動として、次のような事例が紹介されている¹⁶²。

- ・6月10日、サマーワ総合病院での医療支援
- ・6月17日、母子病院における女性自衛官(看護師)による看護技術指導と講義

第2章 対応措置の開始(基本計画1年目:2004年)

- ・6月27日、ルメイサ病院への医療技術指導用医療器材の搬入
- ・7月15日、サマワ総合病院で医療支援

またこの時期、次表に示すように、総合病院での活動が木曜日、母子病院での活動は水曜日に、それぞれ定期的に行われるようになってきていた。

表：2次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
5/25～		指揮転移 (1→2)					
6/1～							
6/8～		母子病院(巡回医療支援)	総合病院 (巡回医療支援)				
6/15～			母子病院 (支援調整)				
6/22～		母子病院 (看護技術指導)	総合病院 (症例検討、 技術支援)			ルメイサ病院 (器材贈呈)	
6/29～						※	
7/6～		母子病院 (看護技術指導)	総合病院 (症例検討)				
7/13～		母子病院 (看護技術指導)	総合病院 (症例検討)				
7/20～					救急車センター (技術指導)		
7/27～		母子病院 (医療技術指導)	総合病院 (器材紹介)		総合病院 (医療指導)		
8/3～		母子病院 (医療技術指導)	総合病院 (器材設置)				
8/10～		母子病院 (医療技術指導)	総合病院 (医療指導)				
8/17～							
8/24～							指揮転移 (2→3)

注1 表中「総合病院」は「サマワ総合病院」を、「母子病院」は「サマワ母子病院」をそれぞれ略記したもの。

注2 7月4日(※)は、「陸上自衛隊 第2次復興支援群の活動」に「医療支援活動」風景が掲載されているが、支援先の「病院」名が明記されていない。

出典：『朝雲』平成16年6月3日から同年9月2日までのイラク・ドキュメントの記載による。

備考 囲われた日は、「陸上自衛隊 第2次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%Yiraq/photo_a02.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

② 給水

給水支援は当初1日80トン供給の計画だったが、浄水セット4機をフル稼働させ、7月10日時点で1日平均160トンが、主に涼しい朝や夕方時間帯に給水車へ供給されていた¹⁶³。

③ 公共施設の復旧

(学校補修)

5月30日から、ムサンナー県教育局とサマーワ市評議会の要請によりサマーワ女子高の補修作業が開始された。同校は生徒数240人の6年制中高一貫教育校で、ムサンナー県で最も古い女子校と言われていた。教室20室の校舎は1970年に建てられたもので、工事は内・外装や窓の補修、電気配線、照明器具、エアコンなどの設置、バレーボール、バスケットコートのネットやゴールポストの設置などが役務業者によって約80日の予定で行われ、部隊は施工監督を行った¹⁶⁴。6月26日には今浦2次群長による視察が行われたほか、8月9日にも補修状況の確認が行われた¹⁶⁵。

6月13日には、学校補修の第1号として3月25日から行われていたダラージ村のオローバ中学校の工事が完了し、今浦2次群長、佐藤業支隊長、2次群施設隊長などが出席して竣工式が行われた。式には、地元からはラーセット村評議会議長、校長、工事担当業者、生徒約30人も参加した。同校での工事は、内外壁をはじめ電気配線、照明器具の設置、扉、窓枠の補修が行われた、新しい机も搬入されたほか、竣工式ではサッカーボール10個、文房具30セットも贈られた¹⁶⁶。

その他、6月24日にアル・ヒドゥル中学校、7月10日にルメイサ中学校、同12日にはブサイヤの学校で、順次補修も開始され、補修作業に対する隊員の指導・監督業務も広範に及ぶようになってきていた¹⁶⁷。

(生活道路の整地・舗装)

6月5日にはサマーワ中心部から東に約10キロの町スウェルで、約1か月の工期で、役務業者による道路の補修工事が開始された。同日、現地で工事開始式があり、業支隊長から、日本が資金援助した国連人間移住計画による補修が道路近傍の小学校で行われることに触れ、道路と学校の二つの補修プロジェクトに最大限努力したいと挨拶がされた¹⁶⁸。

(その他施設の補修)

1973年に建設され約5000人の収容能力がある陸上・球技用競技場である「ムサンナー県オリンピック・スタジアム」で、塩分濃度の濃いグラウンド表土を除去して整地し、新たに給排水設備を整えて芝生を植えつける補修工事が6月15日から開始され、工事開始式には業支隊長などのほか、地元のスタジアム管理責任者、役務業者などが参加した。施工は業者が行い、自衛隊側はその施工監督を行っていた¹⁶⁹。

④ その他の活動

人道復興支援活動に加え、地域との交流として、6月10日にはサマーワ・ギャラリーで県や市のスポーツ担当幹部、地域のサッカースクール指導者、選手ら約70人が参加して、日本・イラク親善サッカーフェアが開かれ、今浦2次群長から子供たちにボール100個が寄贈された¹⁷⁰。7月25日には、ムサンナー県オリンピック委員長も出席してサマーワ地区友好プロジェクト・スポーツ文化交流が催され、ミニサッカーの試合等が行われた¹⁷¹。

また、北海道の自衛隊支援団体などから冷水機合計36台が小学校に寄贈され、7月20日にはサマーワ市のアッシュイマ小学校で、2次群長等が出席して贈呈式が行われた¹⁷²。

(3) ODAとの連携

(ODA案件の事例)

6月から7月にかけては給水活動、学校の修復、道路の整備・復旧、オリンピック・スタジアムの補修開始などにより600人規模の雇用も創出でき、復興支援活動は順調に進んだと認識されていた¹⁷³。

6月18日には水分野と医療保健分野における草の根・人間の安全保障資金協力の実施が決定された。水分野は、ムサンナー県内でも特に水の確保が困難な地域であるヒラール南部、マジッド南部およびダラージ北部にプレハブ式の浄水装置各1基と、サマーワ市内に逆浸透膜式浄水装置を2基設置するもので、合計7万人へ安定的に給水することが期待された。また、医療保険分野では、サマーワ総合病院、サマーワ母子病院に続き、ルメイサ病院及びヒドゥル病院に対して、X線撮影装置、新生児用保育器、超音波診断装置、心電計等の医療器材の購入に必要な資金を支援するものとなっていた。なお、この案件の決定から他の無償資金協力案件などとは別に「イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」という件名が用いられていた¹⁷⁴。

7月12日には、給水車26台、給水タンク304基の購入資金として、ムサンナー県水道局に対し、約4億4千万円の草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施の決定が発表された。この事業は6月に供与が決定された浄水装置による水を9月から配水する予定で、約9万人分の供給が見込まれていた¹⁷⁵。

7月24日には、ODAの無償援助によりウルク遺跡周囲に外柵を設置する補修工事が始まり、2次群長、業支隊長などのほかイラク暫定政府からも文化遺産局長などが出席して施工開始式が行われた¹⁷⁶。

(ODA案件との連携要領等)

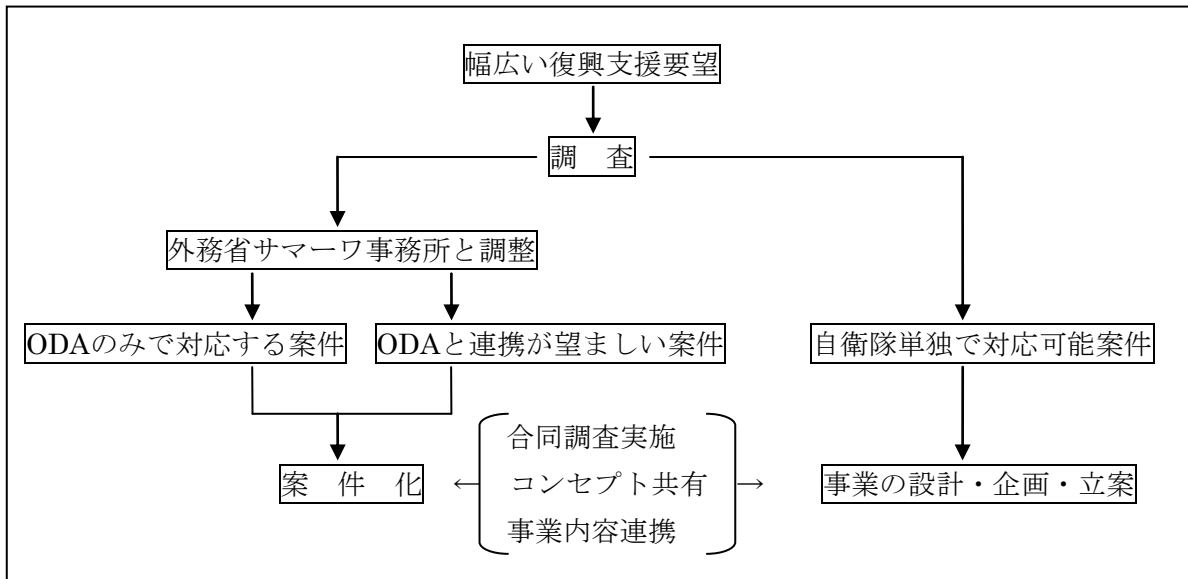
ODA実施の迅速性を確保するため、実施のための手順も通常の要領から変更され、迅速な対応が図られていた。通常は援助の実施決定後に閣議決定し、交換公文を締結してから契約の入札手続きが行われるが、ムサンナー県における案件については、閣議において外務大臣の発言が行われると同時に入札手続きに入り、口上書の取り交わしはその後に行われ、また資金供与も案件ごと一括して行われるという例外的な措置が講じられた¹⁷⁷。

新規のODA案件は、陸自の独自事業も含めた全体として案件化の検討が行われるようになっていた。その背景には、外務省サマーワ連絡事務所の設置で部隊との連携は容易になったが、ODAの事務処理に習熟した外務省職員であっても、JICAや民間コンサルタントのように事業・案件を設計できる専門家ではないので、その分を部隊側が専門知識でサポートするとともに、宿营地外での活動を通じ、広くイラク側のニーズを外務省事務所に伝える役割も担うことになった。逆に、外務省側は自衛隊の管理施工案件に関連して、医療器材や給水車等の供与、あるいはアスファルト舗装をODAで実施することにより、陸自の復興支援活動をバックアップするとともに、電力やごみ処理など、自衛隊の支援分野以外

で地元のニーズの強かった事業に対応し、陸自の活動の側面支援にもなっていた¹⁷⁸。

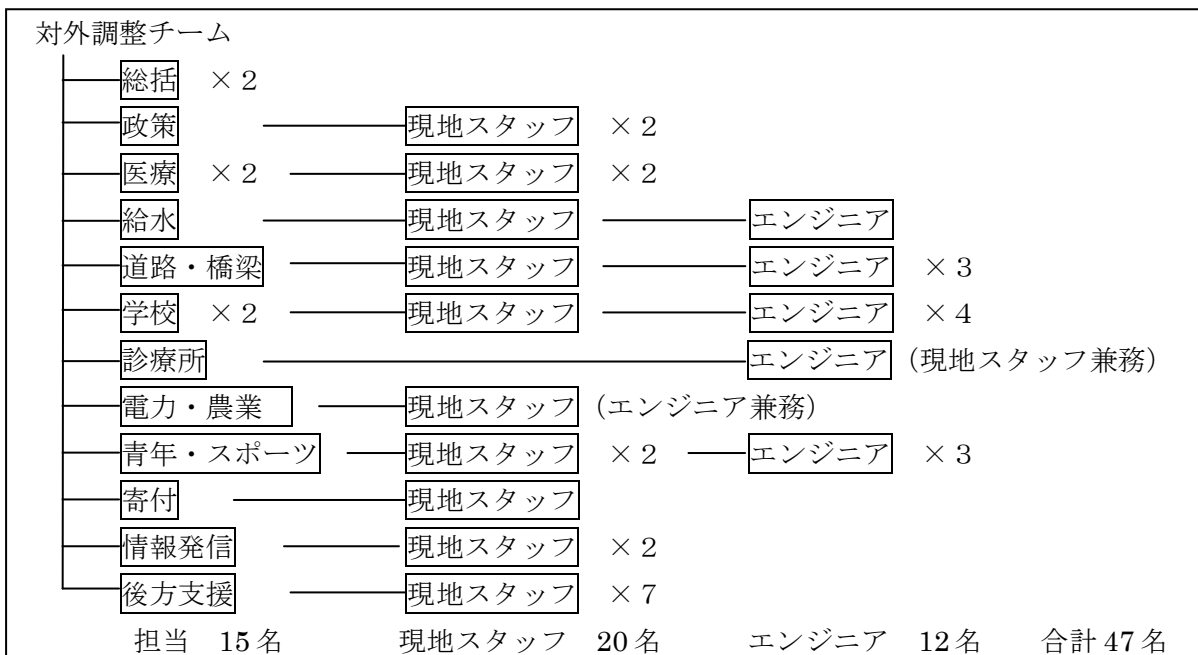
ODAのみで対応する案件としては、警察のチェックポイントへの機材供与や、大型・小型発電機の供与等があったが、これらの案件化に際しても、イラク側のニーズ元と外務省事務所との間の橋渡し役を業支隊の対外調整係が務めることがあった。そのため、対外調整要員は、2次要員への交替が行われた2004年8月1日時点で、現地スタッフ等も含めて47名の規模となっていた¹⁷⁹。

図：復興支援要望の調整フロー



出典：佐藤正久「<PKO経験者の証言⑥>ゴラン高原からイラクへ」『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』（第42巻第3・4号合併号、平成19年）、318頁。

図 復興業務支援隊対外調整チーム（2004年8月1日）



出典：佐藤、前掲論文、318頁。

(4) 安全確保のための措置

① 宿営地の改善

今浦群長は、5月17日に宿営地へ到着後、同26日の指揮官交代までの間、宿営地の改善について検討し、第1ゲートと指揮所防護の強化の2点を優先的な課題として工事に取り掛かった¹⁸⁰。

6月上旬には、自動車爆弾による攻撃が仕掛けられるとの情報もたらされたので、今浦群長が施設を点検したところ、宿営地への取り付け道路が1本で、自衛隊や多国籍軍の車両とイラク人の車両が混交し、渋滞が生じる状態となっていた。そのため、仮に自動車による自爆テロが行われた場合、車両の識別・発見が遅れる可能性が高だけでなく、防護に必要な武器の使用も困難となることが懸念された。そこで群長の判断により、取り付け道路を自衛隊及び多国籍軍用とそれ以外用に分けることになった。しかし、その数週間後、今後は自衛隊が役務契約した車両や現地雇用スタッフの車両を盗んで自動車爆弾攻撃を行うとの情報もたらされた。この時期、現地雇用スタッフが普段宿営地に入出入りする際の車両チェックが次第に甘くなってきていたことが背景として分かったが、一方でそのような自衛隊側の対応を「テロ攻撃の可能性」という観点から見ている目があるものと判断された。そこでテロ攻撃への対策として、ゲートチェックも、むしろ見られていることを意識し、あえてこれ見よがしに、例外なく厳重に行うこととされた。今浦群長としては、どんなに改善して最強だと思っても、角度を変えてみれば対抗手段は見つかるものであり、最強あるいは100点だと確信した瞬間に隙が生まれるため、常に「敵の目」で、いわばシャドウ・ボクシングをするように対応する必要があると考えていた¹⁸¹。

② 多国籍軍との関係

イラク暫定政権への主権委譲とこれに伴う新生イラク軍の発足を祝う記念式典が6月30日、イラク国軍第70イラク・ナショナル・ガード(ING)の主催によりバスラ国際空港前で実施され、今浦群長などが各国の多国籍軍幹部とともに出席した。多国籍軍からは10カ国の儀仗隊が参加し観閲行進が行われたが、陸自部隊からは、サマーワ宿営地で使用している朝礼台をパレードの観閲台として貸し出すなどの協力が行なわれた¹⁸²。

また5月26日に行われた1次群長から2次群長への指揮官交代式にはイギリス軍師団長やサマーワ駐留のオランダ軍指揮官も出席して行われたが、同様に、7月14日にキャンプ・スミッティで行われたオランダ軍の指揮官交代式に今浦群長などが参加した¹⁸³。

イギリス軍師団長も交代し、新着任のロロー少将が、7月20日、宿営地を視察に訪れた¹⁸⁴。ロロー少将は2次群と3次群の指揮官交代式前日の8月29日にも宿営地を訪れ、新旧群長や業支隊長との懇談のほか優秀隊員の表彰を行った¹⁸⁵。

③ 迫撃弾等への対応

8月10日午前1時40分ころ、サマーワ宿営地近くで、迫撃砲とみられる砲弾の着弾音が3回確認された¹⁸⁶。着弾地点は宿営地の望楼から約50メートルであり¹⁸⁷、4月7日と同29日の事案に比べ宿営地に近づいてきていた¹⁸⁸。この事案発生後、小泉首相も同日、記者団か

らの質問に対して、自衛隊の活動とイラクの人たちの期待に差が出ており、そのギャップをどう縮めていくかが課題と述べた¹⁸⁹。

その後も8月21日23時35分頃にロケット弾1発、同23日午前1時40分頃に迫撃砲弾2発、同24日午前3時過ぎに迫撃砲弾1発の計3回、宿営地近傍に砲弾が着弾した。サマーワ宿営地近傍や宿営地内に迫撃砲弾等が着弾した事案は合計14件公表されているが、同じ月内に連続して発生したのは2004年4月7日及び29日、同10月22日及び31日であり、この8月中に4回連続して発生したのが陸上自衛隊の派遣期間中最多となっていた¹⁹⁰。

4月7日以降6件の事案のうち、8月10日までの3件は宿営地の北側から迫撃砲が発射された可能性が強いと考えられていたが、4件目にあたる8月21日には初めてロケット弾が使われ、8月23日の5件目は北西側から発射されたと考えられていた。このように武器の種類や発射地点の違いが、実行グループの違いにつながるのかどうかなどが必ずしも判然とせず、具体的な対策の立案についても苦慮されたが¹⁹¹、8月に入り、シーア派の聖地で、ムクタダ・サドル師の拠点でもあるナジャフに対して、米軍が掃討作戦を行った影響とみる向きもあった¹⁹²。

これらの事案が連続して発生したことについて、射撃の精度は高く、警告のために意図的に宿営地を外したとの見方もあったが¹⁹³、少なくともサマーワがいわゆる「非戦闘地域」の要件を満たさなくなったということはないとの認識が、8月25日、官房長官の記者会見で示されていた¹⁹⁴。

サマーワの現地では、8月25日午後、ハッサニー知事が県評議会議長、県警本部長らと共に宿営地を訪れ、今浦群長、業支隊長と治安状況について意見交換が行われた。この際、ハッサニー知事からは、攻撃犯は県外の者との認識の上、県警が全力を挙げて捜査した結果、容疑者が逮捕されたこと、部族も自主的にパトロールしてよそ者を排除するなど万全の対策をとっていること、県としても自衛隊に対して最大限の防護措置を講じることなどの申し入れがあった。これに対して今浦群長からは、治安の悪化が復興支援活動の妨げとなり、日本政府に対する悪いメッセージともなるので、治安の安定がイラクと日本の双方にとって利益となる旨が述べられた¹⁹⁵。

このように宿営地に向けたと思しき砲撃が続くことについて、今浦群長は、この頃は9月上旬に浄水装置の供与や道路補修工事などで合計して6億円を超える案件の実施が決定される見通しとなっているなど、ODA事業が本格的にスターする時期に当たり、またハッサニー知事からの申し入れにあるようにサマーワ市民もその多くは自衛隊の味方についており、復興支援活動はいい方向に向かっていると判断していたので、自衛隊を攻撃することは犯人自らにとって不利になる、理屈に合わない行動に思われた。これは、群長自身が狙われているという類も含め、自衛隊の活動に対するネガティブな「否定兆候」情報がしばらく報告されていなかったのも、業務を順調に進められそうだという判断につながっていたからでもあった。しかし、「否定徴候」情報が実際に無くなっていたわけではなく、8月上旬に業務支援隊の要員が交代し、情報分析の要領が、全ての情報を報告するやり方から一定のふるいにかけての上で報告するように変化していたこともあり、事後、「否定兆候」情報も含め、情報は全て報告することに変更された¹⁹⁶。

また、8月時点の警備体制は、宿営地の四隅に置かれた望楼に勤務する歩哨には、夜間でも対応可能な暗視眼鏡が装備されていたのに加え、警衛所では夜間でも宿営地外を1キ

ロ以上先まで見通せるカメラからの画像情報を見ることができた¹⁹⁷が、更なる警備強化の一環として、発射場所となりうる地点などの巡回強化や宿営地内の施設強化に加え、赤外線による夜間監視が可能な無人ヘリコプターが導入されることとなった¹⁹⁸。

また、オランダ軍からはテロリストやその支援者から発せられる電波の場所を特定し、直ちに対応できるようにするため、陸自宿営地内に電波傍受機材の設置の打診があった。今浦群長は、収集された情報に基づいてオランダ軍と行動を共にしなければ、情報共有自体は特に法的問題はないと考え、また部隊にとって必要な情報でもあったので、要請に応じ、この際に収集された情報も含め、陸自の宿営地が攻撃を受ける度に、オランダ軍から発射場所や反自衛隊勢力に関する情報等を得ることができた¹⁹⁹。

④ 治安状況の背景

この時期の治安状況に関し、サマーワ地域の多数を占める「部族」に対し、反占領軍の姿勢を強めるイスラム強硬派の存在や、復興支援に関する地元のニーズと自衛隊の活動内容のギャップが指摘されていた。

例えば、5月中旬、オランダ議会メンバーによって行われた、現地のオランダ軍や米英占領当局に対する聞き取り調査の結果として報道されていたところによれば、現地オランダ軍の分析として、ムクタダ・サドル師らのイスラム強硬派側が、あえてモスク周辺で混乱を起こして多国籍軍によるモスク攻撃を誘発しようとするなど、住民の反米感情を利用して勢力伸長を図るとともに、住民への金銭的援助などもおこない、それらが治安の悪化につながっていると指摘されていた。他方で、オランダ軍からイラク警察に供与されたパトカーに冷房が付いていないなどの不満が出るなど、復興支援に対して住民の要求が多い点も挙げられ、こうした不満が反米強硬派を助長している可能性も示されていた²⁰⁰。

また、ムサンナー県の県評議会議長は、7月下旬に日本のメディアとのインタビューに応じ、陸自の復興支援について、学校や建物の修復などの単純な事業では地元の期待をはるかに下回っており、高度な技術を持つ国として電気や水の供給、工場建設といったインフラ整備を行うべきとの見解が示されていた²⁰¹。

(5) 3次群への部隊交代

8月15日、群長以下3次群1波約140人がサマーワ宿営地に到着し²⁰²、2次群長から3次群長への指揮官交代式が8月30日に行われた²⁰³が、2次群の帰国は、1次群の場合と同様、すでに指揮官交代式の前から始まっていた。2次群帰国第1波の約100人は8月22日に²⁰⁴、第2波約240人が同28日に、それぞれ民間チャーター機で空自千歳基地に帰国していた²⁰⁵。

指揮官交代時までサマーワに残っていた2次群長以下第3波約110人は、同30日、31日の両日、2個梯隊に分かれて宿営地を出発して、クウェートに向かい²⁰⁶、9月5日、チャーター機で空自千歳基地に帰国した。今浦群長は、翌6日、防衛庁を訪れ現地での活動状況やサマーワの治安について報告するとともに、石破防衛庁長官から1級賞詞が授与された²⁰⁷。その後、9月12日、隊旗返還式が真駒内駐屯で実施された²⁰⁸。

3 陸自の活動:3次群

復興支援群の部隊交代は3ヶ月毎に行われたことから、2004年8月下旬からの3ヶ月間は東北方面隊の要員で編成された3次群に復興支援活動が引き継がれた。また、この2次群から3次群への交替に先立ち、2004年1月に陸自先遣隊としてサマーワ入りした要員も含め、業支隊でも1次要員から2次要員への交代が8月上旬に行われ、2次要員が2005年1月までの半年間、対外調整業務にあたることになった。このように、2004年8月は復興支援群の部隊交代と業支隊の要員交代が集中する、サマーワ宿営地にとっては慌しい時期となった。

一方、部隊派遣から半年が経過し、復興支援活動についても、当初の立ち上げ期から、支援内容を量と質の両面から計画的かつ安定的に充実拡大する時期に移りつつあると認識されるようになっていた。

(1) 業務支援隊の要員交代(先遣隊・1次要員→2次要員)

(派遣準備の開始)

復興支援群の派遣準備は方面隊以下で行われていたのに対し、業支隊の交代要員の派遣準備については陸幕を中心に行われていた。まず、2004年3月、2次隊長要員が陸幕防衛部付に異動となり、運用課に籍を置き派遣に向けた準備などが始められた。この時期は1次群第3波がサマーワに到着し、派遣部隊すべてが現地に到着した直後であり、また復興支援業務の実施要領も、当初計画されていた自隊施工型から施工管理型への転換が図れている折でもあり、業支隊としての具体的な任務の実施要領が把握しにくい時期だった。その中で、陸幕でイラク・プロジェクトのミーティングに参加し、サマーワの現場にどのような課題があり、どのようにしてサマーワとの連絡調整や省内外との調整が行われ、案件が決定されていくのかを直接経験することが、派遣後の業務や活動内容をイメージアップするに役立っていた²⁰⁹。

(準備訓練等)

復興支援群はそれぞれ派遣元の師団を中心に要員が選ばれていたが、業支隊の要員の人選は基本的に陸幕で行われ、実際、約100人の部隊に90以上の部隊や部署から要員が集められていた。業支隊2次要員の隊長候補となった田浦正人1佐へイラク派遣の話がもたらされたのは、基本計画の閣議決定前の2003年12月2日で、2002年12月から今津駐屯地に所在する第3戦車大隊長を務めていた田浦1佐へ、直接の上司である第3師団長から電話で連絡があった²¹⁰。

その後、業支隊2次要員の派遣前の準備訓練は、4月2日、第2次要員候補者が朝霞駐屯地に集められ、約1か月間行われた。その頃は佐藤1次業支隊長や番匠1次群長が国内のメディアでもこぞって取り上げられてもおり、訓練に集合した候補者の士気は高揚し、一種の興奮状態にあったが、田浦1佐としては、地道な任務を淡々となす必要があるイラクでのオペレーションにとって、むしろ功名心に逸ることほど危険なことはないと考えていたので、最初に、裏方に徹することができる者だけ連れて行くと話して、高揚した訓練参加者を諫めることから訓練が始められた²¹¹。

この集合訓練では、ある程度普段からの部隊構成を維持して(建制を保持して)編成される復興支援群とは異なり、幅広い部隊から集められた隊員に対して、酒を酌み交わす場も含め、業支隊長の状況判断や意思決定についての考え方を理解させることが重視された。また個人の射撃や防護衣の着脱などの安全確保に関わる訓練は業支隊独自でも実施されたが、主に行われたのは3次群との合同の訓練の機会だった。田浦1佐としては、当時の現地の治安情勢等をみれば、業支隊2次要員が派遣される2004年夏からの半年の間に不測事態が発生しておかしくないと認識しており、派遣要員を訓練で集めておくよりは自由な時間を多くし、墓参りや家族との団らんで過ごすことなどを勧めていた²¹²。

(部隊の展開)

復興支援群が個別に編成されるのに対し、業支隊はいわば人事異動によって要員交代が行われたので、2次要員の出発の際は新たな隊旗授与式ではなく出国行事ⁱⁱⁱが、要員約90名が参加して6月25日に防衛庁で行われた²¹³。

出国行事翌日の6月26日、田浦隊長以下の約10人が²¹⁴、残りの約80人は7月3日に、それぞれ成田空港からクウェートに向けて出国し²¹⁵、1次要員から2次要員への指揮移転は8月1日に行われた²¹⁶。

(2) 活動に向けた準備

(派遣準備の開始)

3次群は、東北方面隊の第9師団を主力として編成された。同師団は2004年1月から6月まで国際緊急援助隊の待機部隊となることが予定されており、2003年10月には第9後方支援連隊、空自1輸空などが参加し、空自三沢基地でC-130H輸送機への車両、ヘリ等の搭載訓練が行われていた²¹⁷。

師団による派遣準備は、2003年末頃、政府調査団の派遣や基本計画の閣議決定の時期など種々報ぜられるようになったことを受け、師団長から、同年7月まで陸幕運用1班長であった第21普通科連隊長と同様に陸幕での勤務経験のある第9後方支援連隊長に対して、準備訓練の内容やとるべき編成などについて陸幕から当時の検討状況などについて情報収集するよう指示がなされたことから、始められた。その後、2004年1月に陸自先遣隊が派遣されると、3次群は第9師団を中心に編成される見通しとなり、準備のために具体的な人選を進める必要が出てきたので、異動時期なども勘案のうえ、第21普通科連隊長の松村五郎1佐が群長要員となった²¹⁸。

(準備訓練)

3次群の編成に向けた具体的な訓練は2004年4月から始められたが、その訓練の予定や内容を検討・作成するスタッフは訓練開始以前に必要なので、2月には師団長、副師団長、師団の幕僚長、それに松村連隊長と第9後方支援連隊長によって、3次群の司令部として機能する群本部の主要メンバーの人選が行われた。その群本部要員が、2月中旬、青森駐屯

ⁱⁱⁱ なお、6月22日には、東北方面隊から2次要員として派遣される41人が出席し、東北方面総監部主催による壮行会が仙台駐屯地で開催されていた(『日本経済新聞』、2004年6月22日、夕刊19面。『防衛ホーム』、2004年7月1日号、1面)。

地の師団司令部に集められ、1次群、2次群の準備訓練内容の収集と、4月から7月までの4か月間で実施する訓練の内容や日程の作成が命じられた。松村群長自身も、1次群の準備訓練を視察していたが、3次群の準備訓練の場合は、イラクへの派遣に必要な内容は当然ながら、当時、第9師団は64式小銃を装備していたので、まず派遣部隊が使用する89式小銃に慣れるよう、分解結合や基本射撃などの基本的な訓練から行う必要があった。また車輛も、軽装甲機動車や装輪装甲車の操縦などに必要な訓練が、派遣に向けた訓練の前に行われることになった²¹⁹。

それら事前の訓練を終え、4月から、予備要員も含めた派遣候補者約900人が、訓練場所となる岩手山演習場近傍の岩手駐屯地に、月曜日から金曜日まで宿泊して訓練に臨むことになった。通常時であれば、訓練実施に必要な宿泊場所、食事、燃料などの手配は訓練部隊自らが実施する必要があるが、イラク派遣の準備訓練については、訓練の相手となる対抗部隊の編成も含めて、訓練実施の諸準備を師団司令部が担当したので、派遣要員は訓練の中身に集中することができた²²⁰。

このように派遣要員全員を一か所に集めて集中的な訓練が行われたのは、師団の方針として、警備要員を師団隷下の3個普通科連隊それぞれから派遣するなど、師団の全部隊から要員が集められたので、一つの部隊として団結と士気の高揚を図ることが意図されたためであった。また、復興支援に関わる浄水作業、医療支援や施設の補修・復旧に必要な技能などは、各職種が平素から持っている能力を活用すれば対応できると考えられたので、訓練の主眼は、宿営地の警備、宿営地外での移動中や移動先での警備など主として安全確保に必要な内容に置かれていた。このような3次群の訓練が行われた時期は、ちょうど先遣隊から1次群本隊がサマーワで活動を始めた時期と重なっていたため、警備要員なども、実際に現地入りして得た情報が逐次反映された。また復興支援活動の要員も、当初計画の自隊施工型から施工管理型へ大きく変更されていたが、その点については現地に入ってから柔軟に対応すればよいと考えられていた²²¹。

3次群の派遣準備訓練は、主に東北方面管内で実施されたが、5月31日から6月4日にかけて、北富士演習場内に新設されたサマーワ宿営地の模擬施設において、9師団の隊員約100人と仮設の襲撃役となる隊員約300人が参加して、警備訓練が行われた²²²。模擬宿営地は実際の宿営地の約6分の1の広さ(縦約450メートル、横約250メートル)があり、主に警備などの機能別訓練用として、3月末から約2か月をかけて作られた。2段鉄条網や土塁、側溝で囲われ、監視用の鉄塔や、寝泊りや緊急避難用のコンテナハウスも設置された。入り口につながるジグザグ状の取り付け道やゲートなど、サマーワ宿営地とほぼ同様の構造なので、ゲート前での検問、不審者の接近や進入への対応、砲撃をされた場合等の緊急避難等に加え、銃撃戦などを想定したハイテク機器を使った訓練が可能となった²²³。

その後、6月16日から26日まで、王城寺原演習場で総合訓練が実施された²²⁴。7月6日には報道陣に対し、浄水セットによる浄水作業や給水車への配水要領、道路整備を想定して警備要員が自動小銃を構え周囲を警戒する中での整地作業の展示などが行われた。そのほか、装甲車、ヘルメット、防弾チョッキ、小銃、機関銃などの装備品も展示され、第9師団からは、いつ派遣命令が出ても万全な体制にあると説明されていた²²⁵。この王城寺原演習場での総合訓練の際、業務支援隊2次要員と合同の訓練も行われたが、

復興支援活動については具体的にイメージしにくい部分もあったので、安全確保に関する内容主体に訓練が行われた²²⁶。

(部隊の展開)

7月21日、3次群の編成命令が発出される。3次群は約500人で、2次群に比べて約30人増員された。これは、現地では真夏の熱暑により車両や器材の消耗が激しく、整備面の所要が大きくなったことや、学校、道路などの公共施設の補修業務が増大するなど、現地のニーズの変化に応じて整備、施設、警備、渉外などで増員された。加えて多国籍軍との調整業務も増えたため、群本部の調整・渉外要員も強化されることになった²²⁷。

警備については、要員の増員だけでなく、テレビカメラや赤外線暗視カメラを搭載し、上空から宿营地周辺の状況をモニターできる無人ヘリ（空中監視装置）が配備されることになった。それまで宿营地に向けた砲弾がいずれも夜間に発射されていたことから、夜間の警備に威力を発揮することが期待されていた²²⁸。

3次群への隊旗授与式は、8月8日、青森駐屯地で実施され、同日、松村群長以下第1波約140人が青森空港から政府専用機でクウェートに向けて出発した²²⁹。その後、第2波、第3波の要員も順次出国し、8月31日までに全員がサマーワ宿营地に到着した²³⁰。

この間、2次群から3次群への指揮官交代式が8月30日に実施された²³¹。

(3) 人道復興支援活動の状況

① 医療支援活動

医療支援活動は、2次群に引き続き、サマーワ総合病院、サマーワ母子病院に加えて、新たにヒドル病院とルメイサ病院で医療技術支援が実施された。

また、ヒドル病院に対しては10月17日など4回、ルメイサ病院には11月9日に1回、県医薬品倉庫に対して12月1日に1回、ODA医療器材の搬入などが行われた²³²。

宿营地外での活動に加え、10月2日、ムサンナー県の救急車搭乗員10人に対し、日本で行われている病院前外傷教育プログラム「JPTEC」に基づき、病院に到着するまでの間の処置に関する教育が、衛生科隊員14人が参加して行われるなど²³³、関係者を宿营地に招いた形での活動も始められた。JPTECによる教育は、脈拍、血圧、呼吸の変化から患者の容態の変化を把握する方法がプロジェクターで説明されたのち、隊員を模擬患者として、つねる等の刺激に対して、目を開けるか、体を動かすか、意識があるか、あるとすればどの程度か等を観察する形で行われた²³⁴（「表：3次群派遣時の医療支援活動概況」参照）。

② 給水

現地でも秋の気配が強まり気温は20度から40度程度としのぎやすい気候になったが、依然水の需要は多く、1日200～260トン程度が水タンク車に給水されていた²³⁵。

表: 3次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
8/24～							指揮転移 (2→3)
8/31～							
9/7～		母子病院	総合病院	総合病院	総合病院 (医薬品搬入)	ヒトール病院	
9/14～			総合病院			ヒトール病院 (資材運搬)	
9/21～			総合病院		救急車等 供与式 (宿营地)	ヒトール病院 (医療技術指導 器搬入)	
9/28～		母子病院		総合病院	宿营地①		
10/5～		母子病院			総合病院	ヒトール病院 (医療技術指導 器搬入)	
10/12～		母子病院			宿营地①	ヒトール病院 (医療技術指導 器搬入)	母子病院
10/19～		母子病院	ルメイ病院				
10/26～					ヒトール病院		
11/2～					宿营地①		
11/9～	ルメイ病院 (器搬入)						
11/16～						宿营地①	
11/23～		母子病院	ヒトール病院				
11/30～		県医薬品 倉庫 (資材運搬)					指揮転移 (3→4)

注1 表中「総合病院」は「サマワ総合病院」を、「母子病院」は「サマワ母子病院」をそれぞれ略記したもの。病院名等のみの記載は、宿营地外での医療技術支援の場合。

注2: 宿营地内の場合、教育内容は次の丸数字による。

①→救急車搭乗員に対する病院前外傷教育プログラム(JPTEC)教育

出典:『朝雲』平成16年9月2日から同年12月9日までのイラク・ドキュメントの記載による。

備考 で囲われた日は、「陸上自衛隊 第3次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%Yiraq/photo_a03.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

③ 公共施設の復旧

(学校補修)

学校補修はすでに着手した補修作業が完了する一方で、新たな補修工事が開始された。補修作業が完了したのは、9月14日にヒラール地区のアル・ヘデフ小学校²³⁶、11月11日にはムサンナー中学校で²³⁷、同29日にはブサイヤの小学校とサマーワのソーマル小学校の屋内体育館の補修も完了した²³⁸。

新たに、10月27日にはルメイサ女子中学校で²³⁹、11月23日にはダラージのアムロ・アル・カイス小学校で、それぞれ補修工事が開始された²⁴⁰。

(生活道路の整地・舗装)

9月15日にはサマーワ市内の8号線交差点が補修を終えた一方²⁴¹、10月17日にはサマーワのアル・フセイン地区の道路2か所の²⁴²、同26日にサマーワ市内のアル・ジャハラ地区とアル・ナサールアルトラニア地区の道路で²⁴³それぞれ補修工事が開始された。

11月9日には新たにサマーワでゴミ処分場の付帯道路の補修作業が始まった²⁴⁴。

(その他施設の補修)

10月26日には補修工事を終了したスウェイル診療所で、松村3次群長、ムサンナー県保健局長などが出席して竣工式が行われた²⁴⁵。

10月31日のロケット弾着弾後、宿営地の外での活動が控えられたが、11月8日にはウルク遺跡の盗掘防止用外柵工事が完了、松村群長などが竣工式に参加するなど、この日から活動が再開された。竣工式はウルク遺跡の入り口に作られたゲートで行われた、松村群長が鉄格子の門のカギをイラクの文化遺産局の代表に手渡し工事完了を伝えた²⁴⁶。

11月11日にはルメイサのスタジアムの補修作業が開始された²⁴⁷。

④ 地域との交流

9月15日には、補修工事の着工式も兼ね、サマーワ・ギャラリーにおいて「THE・祭り」と題して文化交流が行われ、現地の小学生と隊員約200人が参加した。日本から持ち込んだミニ青森ねぶた・秋田竿燈、なまはげが披露されたほか、祭囃子の演奏、空手などの武道展示も行われた²⁴⁸。

10月25日、同28日には宿営地近傍の小学校を副群長以下の隊員が訪問し、子供たちにねぶた囃子や太鼓などの日本文化を紹介したり、紙飛行機、ヨーヨー、シャボン玉遊びなどで交流した²⁴⁹。

また、11月21日には、秋田市の聖霊女子短大付属高校合奏団から託されていたCDプレーヤーや文房具が、サマーワのカディージャ女子中学校に贈呈されるとともに、同25日には秋田県防衛協会から託された冷水器20台の輸送完了式がヒドルのアル・ムスタファ小学校で行なわれた²⁵⁰。

⑤ 人道復興支援活動の方針の調整

2004年8月から2005年1月の半年で、陸自部隊が派遣されていた約2年半の間に合計14件生じたロケット弾などによる攻撃のうち、7件が生じていた²⁵¹。

その理由として、3次群が活動を開始した2004年8月は、陸自のサマーワへの派遣が開始されてから半年が経過したものの、復興支援活動が必ずしも進展せず、現地の希望が失望に変わり始めたと認識されていた。また、そのような失望の背景には、支援のスピードが期待通りでなかったということに加え、周辺の地域ごとに支援の質や量にばらつきが生じていたことも原因と分析されていた。そこで、それまで支援の届かなかった地域には不満が広がるのを防ぐため新たに支援する必要がある一方、従来相対的に手厚い支援を受けていた地域からは支援が減ったと受け取られ新たに不満が抱かれるようになるというジレンマが生じたが、結果的に部隊の安全を確保するためには、あくまで公平・公正を旨として粘りづくよく調整する必要があると考えられていた²⁵²。

そのような時期に、特定の地域からロケット砲の攻撃が続いて発生した。原因は明らかとならず、サドル派など多国籍軍に反対する勢力やよその地域から入り込んだテロリストによる犯行などに加え、その地域の部族による犯行との見方も可能性として排除されなかった。通常陸自の作業手順に沿えば、敵が採用する可能性が最も高い行動を分析、評価し、それへの対策を講じることとなっているが、この場合は可能性があるすべての場合に対策を講じる必要性があった。そのためロケット砲などによる攻撃を仕掛けてくる地域に対して支援を厚くし、安全を確保することも一案と考えられたが、逆に自衛隊を攻撃すれば支援が増えるという誤ったメッセージを送る結果になることが危惧された。そこで、対応方針を変更するか否か、田浦2次業支隊長から相談を受けた松村3次群長からは、業支隊長として従来の方針が適切と考えてやってきたのだから、これからも変更は不要と即座に回答が得られ、公平・公正との方針で事後も対応することとなった²⁵³。

⑥ 現地の評価の変化

ムサンナー県のハッサーニ知事は、9月30日、10月上旬の訪日に先立ち日本メディアとのインタビューに応じ、陸自による復興支援活動に対して、感謝はしているが事業の規模は小さく目立たず、期待はずれといわざるを得ないと評価していた。その上で、訪日時には道路、橋、下水道施設等の社会基盤の整備について、一層の支援の要請をするつもりであり、給水よりも発電所などの建設によって地域住民の生活向上を図ることを期待するとの意向を示していた。また現地住民への取材などによっても、現地が希望しているのは電気、道路、水道などの社会基盤整備と雇用の拡大であり、自衛隊の派遣前に抱かれた期待が過大であった分、失望も大きく、急速に不満が広まるとともに、10月8日に日本とイラクの友好記念の碑がしけられた爆薬によって破壊されるなど、一部には自衛隊に対する抗議行動も現れるようになっていた²⁵⁴。

(4) ODAとの連携

(ODA案件の実施)

サマーワでの活動においては、先遣隊の時点から従来の国際平和協力活動以上に広報に力が入られ、自衛隊自ら新聞「Fuji」の発行、県全体や11ある市町それぞれに向けた合計12種類のリーフレットの作成、テレビCMの作成等が行われていた²⁵⁵。またサマーワの地元テレビ局に対しては、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、取材用の撮影機材、ビデオデッキ等の編集機材等も供与された²⁵⁶。

9月17日には、イラクの医療体制を支援するため、救急車32台の調達費として、ムサンナー県保健局に135万ドル(約1億4890万円)の無償資金協力の実施が決定された²⁵⁷。当時、ムサンナー県の医療体制は、サマーワ総合病院、サマーワ母子病院、ルメイサ総合病院、ヒドゥル総合病院の4病院と県内30か所に所在するプライマリー・ヘルス・ケア(PHC)施設により支えられていたが、患者を他の医療施設に搬送し、適切に受診させることが困難な状況にあったので、救急車の供与により医療輸送体制を回復し、医療サービスの向上を図ることが目的とされていた²⁵⁸。

また、10月13日には無償供与された警察車両40両(セダン10両、オフロード車30両)のサマーワ市への贈呈式が、外務省サマーワ事務所長、ムサンナー県警本部長、松村群長、田浦業支隊長などが出席し、宿営地内で行われた²⁵⁹。この警察車両はイラク内務省が日本の緊急無償資金協力(約31億円)により購入した1,150両から、サマーワの各警察署への配備用として供与された²⁶⁰。10月22日、7月に公表されていた給水車26両と給水タンク304基の草の根・人間の安全保障無償援助について、ムサンナー県水道局長等が出席し、宿営地で供与式が行われ、アニメの「キャプテン翼」のイラストが描かれた給水車がムサンナー県水道局に引き渡された。また併せて贈呈式にサマーワ・サッカー・クラブメンバーの少年15人も招待された²⁶¹。

(新たな案件の決定)

一方、9月7日には、新たに水分野と基礎インフラ整備(道路整備)分野において、総額約555万ドル(約6億1,047万円)の草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施が決定された。水分野ではムサンナー県水道局に対し、ブサイヤに逆浸透膜式浄水装置1基を、サマーワ市南西部郊外に1基100トンの貯水が可能な貯水タンク7基を設置するもので、特に貯水タンクは6月に実施が決定されたサマーワ市向けの浄水装置用のもので、これにより浄水装置の夜間の稼働が可能となった。道路整備については、ムサンナー県道路・橋梁局に対して資金協力が行われ、ヒドル・ダラージ道路の全長約20kmとマージ・サワ道路の全長約25kmの改修と、道路や橋梁の補修に必要なアスファルト切削機、燃料車、ロードローラ、タイヤローラ等の器材の供与が行われた²⁶²。

この道路整備については、自衛隊は砂利道までの補修を行い、外務省はアスファルト舗装を行うよう連携が図られた。また無償資金協力は原則として1,000万円が限度額とされていたが、例外的に1億円まで引き上げられた上で、その限度額内に収まるよう一つの道路の整備を複数の整備計画に分割してiv実施された²⁶³。

また陸自によるサマーワのオリンピック・スタジアムのグラウンド補修工事は9月22日に終了したが、引き続きスタジアムのスタンド、通路、ロッカールームなどの補修を草の根文化無償協力(約38万ドル(約4100万円))により行うための署名式が10月3日、宿営地で外務省サマーワ事務所長とムサンナー県代表により行われた²⁶⁴。草の根文化無償協力vは、通常、スポーツ用具の購入等に充てられており、この案件は施設の補修に対して認められた初の案件となった²⁶⁵。

11月20日には、イラク南部県知事会議出席のためサマーワを訪れたサーレハ暫定政府副

iv ヒドル・ダラージ道路とマージ・サワ道路の改修計画は、それぞれ限度額約9千万円から約7千万円の3つの計画に分割されていた。

出典：外務省「国別地域別政策・情報 国別約束(年度別交換公文(E/N)データ) 草の根・人間の安全保障無償資金協力地域・国別 平成16年度(中東地域)」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h_16/gcck_me.html>。

v 平成16年度の草の根文化無償資金協力は、23か国27案件だった。このうち、イラクに対しては、上記の補修案件も含め4案件あった。他に中国に対して2案件ある以外は、すべて1国1案件となっている。また供与限度額も本案件以外は1千万円未満であった。出典：外務省「平成16年度草の根文化無償資金協力」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/pdfs/kusa_bunka_16.pdf>。

首相と、松村群長、田浦業支隊長、小林外務省サマーワ事務所長などがオランダ軍のキャンプ・スミッティで面会した。サーレハ副首相からは、日本の復興支援活動が重要として電力分野での支援が要請されたのに対し、小林所長から小型発電機に続き大型発電機の支援に努力していると説明され、燃料確保についてイラク側の協力を要請した²⁶⁶。このサーレハ副首相との面会の直前、同18日にはサマーワ市内合計4か所に設置される小型発電機9台の供与のための署名式が、ムサンナー県アブド電力局長、外務省サマーワ事務所長などが出席し、宿営地内で行われた²⁶⁷。この発電機の設置により、周辺の集合住宅、小学校、上下水道のポンプに安定的な電力供給が可能となり、民生の安定が期待されていた²⁶⁸。

(イラク(サマーワ)における草の根無償資金協力実施プロセスの例)

ODAで供与される給水車に「キャプテン翼」を描くというアイディアは、サマーワの連絡事務所に勤務する外務省職員が、3月にオランダ軍が供与した給水車には「WATER」の文字とオランダ国旗が描かれていたのに比べ、同時に日本が供与した給水車が必ずしも目立っておらず、日本の復興支援活動のPRのための動く広告塔として給水車をもっと活用すべきとの思いがきっかけとなった²⁶⁹。

サマーワの外務省連絡事務所の勤務体制は、4月以降、合計10名の職員が所長以下5名ずつ、1か月交代で事務所と本省を交代で勤務するようになっていた²⁷⁰。その5名のうち、次長(政務担当)、経済協力担当及び広報文化担当(政務副担当)の3名が経済協力関連分を分担し、特に無償資金協力の実施に関しては、通常ならば在外公館で処理されている業務についても、サマーワの事務所ではなく、同事務所の活動を支援していたイラク、ヨルダン、クウェートの各在外公館や本省においても処理されるとともに、事務所長の判断や意見が最大限尊重されていた²⁷¹。

そこで6月に供与が決定されていた26台の給水車にペイントする企画書が作成され、本省に打電された。担当者としては交代で東京に帰ってから直接自分で企画を進められるので、実現は比較的容易と見込んでいたが、肖像権の問題や、実際に給水車の車体に描くためのステッカーの作成や貼付要領など、解決すべき課題が予想以上にあり、9月末に再度サマーワに赴くまでにはようやく完成したステッカーを持参することができた。その後、陸自隊員に車体へのステッカー貼付を依頼し、貼付要領の検討も進められ、給水車の到着がようやく供与式5日前となったものの、供与式までに貼付を間に合わせることもできた²⁷²。26台のうち残りの給水車についても、2005年1月までにステッカー貼付の上、ムサンナー県側に引き渡されることとなっていた²⁷³。

(5) 安全確保のための措置

① 多国籍軍との関係

この時期、サマーワ駐留のオランダ軍部隊と宿営地を相互に訪問するなど交流事業が行われた。まず9月10日には日本側隊員がオランダ軍宿営地に招かれ、日蘭交流パーティーが催され²⁷⁴、同24日には宿営地で開かれた防衛庁・自衛隊50周年記念行事にオランダ軍兵士などを招待し、青森ねぶたや秋田竿燈などが披露された²⁷⁵。また同28日にはオランダ軍キャンプから女性兵士15人を陸自宿営地に招き、日蘭の女性隊員の交流行事も行われた²⁷⁶。

② ロケット弾等への対応

3次群の活動中、10月22日と同31日の2回、ロケット弾などによる攻撃を受けた。10月22日の攻撃は、発射地点が宿営地北側で、信管が付けられておらず不発だったことから、最初から爆発させない警告の意味合いが濃いと考えられたが、初めて宿営地内に着弾したため²⁷⁷、翌23日には宿営地外での活動が自粛された。宿営地内では攻撃に備えて居住部分の補強や、無人ヘリによる夜間の宿営地周辺を偵察するなど警備が強化された²⁷⁸。

10月31日午後10時半、宿営地の北方向で爆発音が確認され、夜明け後、宿営地内外を捜索した結果、宿営地内の清涼飲料水などの保管倉庫として使っている鉄製コンテナを貫通したとみられる穴が発見された。爆発の形跡は確認されず、弾体が発見されなかったが、コンテナに空いた穴の大きさから22日と同様のロケット弾とみられ²⁷⁹、宿営地内の施設に被害が生じた初めてのケースとなった^{280vi}。

これに対し、11月7日、宿営地近くに住む部族長とムサンナー県警本部長などが宿営地を訪れ、松村群長、田浦業支隊長と意見交換が行われた。宿営地にロケット弾が撃ち込まれたことなどを受けたもので、部族長らは地元部族は宿営地への砲撃に関与していないと述べ、県警本部長からはムサンナー県の治安状況などが伝えられた。部隊では12日頃まではラマダンの祝いなどで騒ぎが起きる懸念もあり、安全確保に留意するとしていた²⁸¹。

また11月11日にはサマーワの小学生を含む県教育局、保健局、地元部族などイラク人約140人がバスに分乗して陸自宿営地を訪れ、「自衛隊の支援に感謝する」などと書かれた横断幕を掲げて約30分間、デモ行進した。日本隊からは松村群長、田浦業支隊長などが出迎え来訪者の代表と懇談し、その際、県保健局長、県教育局長からメッセージが手渡された²⁸²。

4次群への指揮権転移に先立ち、12月2日には日本サマーワ友好協会のクディル会長が宿営地を訪れ、活動継続を望む地元市民らの署名1945人分が松村群長に手渡された²⁸³。

(6) その他の活動状況

自衛隊部隊が海外に派遣される理由の一つに「自己完結性」が挙げられており、自前の給食機能はその代表例ともなっている。3次群の場合、直接料理を担当する要員は7名1組の3チームにその全体を取りまとめる1曹の料理長が置かれていた。各チームは、早朝3時頃から19時頃までの終日、朝昼晩の3食の調理を担当する当番と食材の裁断を行う当番、それに休憩のローテーションとなっていたが、休憩の場合も宿営地内の各種作業の予備要員として別の作業に当たっていることがほとんどだった。調理長は大口径火砲を専門とする特科連隊から派遣されていた²⁸⁴。

vi この10月31日の事案については、防衛庁からの事実関係の開示の遅れが問題視された。

背景には、直前に発生した香田証生氏の人質事件に関して情報が錯綜したため、首相官邸側が情報管理に慎重になっていたと指摘されていた。当初、防衛庁内局の担当部署が11月1日午後までには宿営地内のコンテナに貫通した痕跡があることを確認していたが、同日午後には衆議院でイラク情勢に関する委員会審議が行われていたことなどから、慎重な対応を求められたため、着弾した弾体を発見した後に公表しようとしていたところ、暫定的な情報として官邸等に伝えていた被害状況が報じられるようになり、結局、報道を追認する形で公表されることとなったとされている(『日本経済新聞』、2004年11月3日、2面。『毎日新聞』、2004年11月19日、5面)。

食材の調達はクウェートの米軍基地におかれた業支隊クウェート分遣班が担当しており、日本から肉、魚などが冷凍で送られてくるとともに、特に野菜類については現地で調達できるものの質が低く、また輸送中の腐敗などの歩留まりも悪いことから、総合商社の手配などによりタイで調達したものを個別にパッキングして冷蔵で輸送するなどの工夫が必要とされていた。2004年9月頃には、タイでの買い付けから、パッキング(2日)、クウェートへの輸送(1日)、クウェートでの検疫(2日)・保管(2日)を経てサマワ宿営地まで輸送する、計9日を要するのが一般的なパターンとなっており、警備上の理由などから輸送が1回滞ると、翌週までの献立にも相当影響が出ていた²⁸⁵。

(7) 4次群への部隊交代

3ヶ月の派遣期間を終え、4次群との交代のため、3次群も11月下旬以降、3梯隊に分かれて帰国した。まず第1波約120人が11月27日に²⁸⁶、第2波約240人が12月4日に²⁸⁷、それぞれ民間チャーター機で青森空港に帰国した。派遣期間の延長に関する基本計画の変更が閣議決定される直前の12月6日に指揮官交代が行われ、4次群長に指揮権を轉移した松村群長以下第3波約140人は、12月12日に政府専用機で青森空港に帰国した。その後、12月18日に青森駐屯地で実施された隊旗返還式には、実際にイラクに派遣された松村群長等に加え、予備支援群長ほかの予備要員も出席していた²⁸⁸。

また、2005年1月23日、青森駐屯地で県選出国會議員、青森県・市會議員、自衛隊協力団体関係者などの部外者に加え、隊員等も含めた第3次群の帰国報告会が実施された²⁸⁹。

4 空自の活動

2003年12月の基本計画決定後、まず派遣されたのは空自先遣隊であったが、C-130H輸送機3機を含む空自派遣輸送航空隊の本隊が、2004年1月に派遣され、同年3月以降、主としてクウェートとイラク南部のタリル飛行場の間で、空輸支援活動に従事することになる。

(1) 部隊の展開

2003年12月9日の基本計画の閣議決定を受け、同18日、防衛庁長官は実施要項を作成し、翌19日、内閣総理大臣の承認を得て、空自に派遣準備命令と先遣隊派遣命令が発出され²⁹⁰、これらの命令を受けて、同24日、第1輸送航空隊が所在する愛知県小牧市の小牧基地で、小泉首相、石破防衛庁長官、川口外相らが出席し、イラク復興支援派遣輸送航空隊の編成完結式と隊旗授与式が開かれた²⁹¹。首相が海外に派遣する自衛隊の部隊編成完結式に出席したのは初めてのケースであった²⁹²。

12月26日には、空自先遣隊の第一陣約20人が、成田空港発の民間航空機でクウェートに向けて出発し、翌27日、空輸の拠点となるクウェートと米軍と調整を行う湾岸周辺国²⁹³に到着した²⁹⁴。クウェートでは10数人が、輸送部隊の宿舎や飛行場の設備の確認に加え²⁹⁵、航空管制、飛行ルート、機体整備の方法等についてクウェート当局などと調整が行われた²⁹⁶。先遣隊の規模は、当初約10人とも報じられていたが²⁹⁷、バクダッド国際空港周辺等の治安状況を踏まえ、安全確保のための調査を一層入念に行うため派遣規模が約50人にまで拡大されたとされている²⁹⁸。

2004年1月9日、石破防衛庁長官が、陸自先遣隊と合わせて空自本隊約150人の派遣命令を発出²⁹⁹、同22日、イラク復興支援派遣輸送航空隊の本隊第1陣110名が、空自小牧基地から政府専用機でクウェートに向けて出発した³⁰⁰。

空色に塗装されたC-130H型輸送機3機は、同26日、本隊第2陣としてイラク復興支援派遣輸送航空隊司令・新田明之1空佐以下約50名とともにクウェートへむけて小牧基地を出発し³⁰¹、同30日、クウェートのアリ・アルサレム空軍基地に到着する。到着後、新田司令からは基地内の空自居住地区の宿舎や事務所、米軍施設などを視察した。第2陣の到着で、先遣隊約40人と、政府専用機で到着した本隊第1陣110人と合わせ、派遣輸送航空隊の要員約200人全員がそろった³⁰²。

(2) 現地での準備訓練

クウェートに展開した派遣輸送航空隊がイラク国内への物資輸送を開始する際には、改めて防衛庁長官に報告、指示を受けることとなっていた³⁰³。

そのような状況において、2月5日、バグダッド国際空港周辺の米軍基地に迫撃砲が打ち込まれ、米兵が死傷したことが明らかになった³⁰⁴。空自が派遣前に安全確保のために行ってきた訓練は、離着陸時に地上から携帯式対空ミサイルの射撃を受けることを想定したもので、空港内で待機中に攻撃を受ける事態までは対応されていなかったため、防衛庁としても攻撃の状況等をCPAや米軍司令部等に照会し、最大限調査の上、安全確保のために治安状況を慎重に見極めるとともに³⁰⁵、安全確保策の取りまとめを急ぐことになった³⁰⁶。そのため、C-130H輸送機による物資輸送の第一便は、サマーワの市民向けに食料、医薬品などの支援物資をイラク南部のタリル空港まで輸送することに変更され、陸空の連携で日本の人道復興支援をアピールすることが検討され始めた³⁰⁷。

一方、2月9日から、派遣輸送航空隊は、クウェートのアリ・アルサレム空軍基地とその周辺空域で、連続離着陸や管制用語などの確認を含め、C-130H輸送機による慣熟飛行訓練を開始した³⁰⁸。これに先立ち、現地の米軍パイロット等から飛行場への離発着や航空路における最新の飛行要領等に関するブリーフィングが行われた。当時、飛行要領等は日々変更されていたので、その状況を把握しておかないとテロ攻撃を受けるだけでなく、他の航空機との空中衝突などにもつながりかねないため、最新情報の入手が重要だった³⁰⁹。2月15日には、基地内で、緊急事態などを想定した態勢移行訓練が行われた。この訓練は、隊司令が当直幹部に緊急事態など突発的な状況を付与したのを受け、人員呼集のあと指揮所活動を開始、C-130H輸送機の運用を含めた実動訓練を行うという内容だった³¹⁰。一方、同11日と16日には、砂嵐のためC-130H輸送機による訓練飛行が中止されている³¹¹。

2月17日には、クウェートから空域を拡大して訓練飛行が行われ³¹²、同20日には空幕長が記者会見において、クウェートで特に大きな問題なく訓練を進めている旨を述べ、イラク国内への空輸に向けた態勢が整ったことを強調した³¹³。さらに同25日には、航空支援集団司令官も搭乗して、C-130H輸送機によるイラク上空での飛行訓練が行われたほか、滑走路に急角度で入り、地上ぎりぎりでも再び上昇する飛行訓練などが繰り返された³¹⁴。

3月1日にはアリ・アルサレム空軍基地内で、隊員10数人がフォークリフトを使い、C-130H輸送機の後方ドアからの荷物の積み下ろし訓練も公開された³¹⁵。

(3) 任務運航の状況

① 対応措置としての空輸

初の任務運航として、3月3日、外務省が支援するNPO法人日本・イラク医学協会が緊急支援事業の一環としてサマーワ母子病院に寄贈する、新生児保育器、心電計、顕微鏡などの医療器材(8品目、36梱包、約2トン³¹⁶)がイラク南部のタリル飛行場まで空輸された。タリル飛行場でC-130H輸送機から下ろされた器材は、陸自部隊の大型車両3台でサマーワの陸自宿営地まで運搬された後、同14日に「サマーワ母子病院」へ引渡された³¹⁷。

この日の運航は、派遣輸空隊司令自らC-130H輸送機に乗り込み、現地時間の午前8時50分ごろ、アリ・アルサレム空軍基地を出発、9時45分ごろにタリル空港に着陸し、医療器材を降ろしたのち、11時半ごろ、クウェートに帰還したが、飛行経路などは、安全上の理由から一切明らかにされなかった³¹⁸。その後、同4日には文房具や陸自隊員家族からの慰問品等の、同5日にはサッカーボール等の空輸が行われた³¹⁹。

任務運航開始直後の状況について、新田第1期派遣輸空隊司令によれば、タリルまでの運航であっても、3月3日の飛行中にも一部ミサイル攻撃の徴候らしきものがあるなど³²⁰、何が起きるか分からないため、防弾チョッキを着用し、バブルウインドーから対空ミサイルが飛来しないかを確認しながらのフライトとなるので、緊張感を持続させ、一瞬の気の緩みも無く、クルーの連携を確保することが重要だった。また、国内の訓練と明確に違い、常にこちらの裏をかこうとしている「相手」の存在を意識する必要があったが、それはクウェート派遣後に初めて体験することなので、そのような考え方に変えるのに時間を要した。また運航先の飛行場が砂嵐で全く確認できない状況など、日本とは異なる気象条件となるため、各種事態に対処するための規則作りが大変だったという³²¹。

また、米軍関連物資の輸送は、制度としては可能だが、この時点で他国の物資の輸送予定は、具体的にはないとされていたが³²²、その後、3月12日から関係各国等の物資の輸送も開始され、米軍関係の物資も食糧、衣服などの生活用品や医薬品などが輸送された³²³。

4月8日には、空自部隊視察後の空幕長がクウェート市内で記者会見し、20回弱の任務運航で小銃など地上からの攻撃はなかったことに加え、米兵など連合軍兵士を輸送したことを公表、武器・弾薬単体での輸送は行っていないが、兵士が携行した小銃などの武器類は運んだことを認める³²⁴。

5月に入ると、陸自の1次群と2次群の交代に伴い、クウェートとタリル空港の間の空輸支援も開始され³²⁵、その後は部隊交代に合わせて3か月毎に700人強いから1000人弱の陸自関連の人員輸送が行われている(「表：航空自衛隊部隊の任務運航実績(平成16年3月～11月)」参照)。

また、2004年3月の初運航以来、第5期要員派遣中の2005年3月末までの合計136回の任務運航が行われるが、それに対して運航取り止めは合計12回、うち脅威情報に起因するのは16年度中の1回のみとなっていた(「表：空自部隊の任務運航取り止めの状況(平成15年度・16年度)」参照)。

第2章 対応措置の開始(基本計画1年目:2004年)

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成16年3月～11月）

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	陸自関連	空自等関連
		人員(人)	物資(t)						
16.3	14	人員(人)	52	34	0	8	10	0	0
		物資(t)	66.081	49.478	0.000		14.730	1.873	0.000
16.4	7	人員(人)	39	21	0	11	7	0	0
		物資(t)	20.918	1,718	0.000		19.200	0.000	0.000
16.5	10	人員(人)	884	9	0	6	0	859	10
		物資(t)	9.481	4.419	0.000		5.062	0.000	0.000
16.6	11	人員(人)	132	7	0	1	12	98	14
		物資(t)	44.787	15.795	0.000		13.812	15.180	0.000
16.7	5	人員(人)	90	7	0	0	0	83	0
		物資(t)	15.389	10.161	0.000		0.000	5.228	0.000
16.8	12	人員(人)	1055	35	0	1	20	989	10
		物資(t)	9.270	0.000	0.000		4.852	4.688	0.000
16.9	7	人員(人)	131	105	0	3	18	5	0
		物資(t)	9.830	0.000	0.000		7.190	2.640	0.000
16.10	12	人員(人)	532	499	0	9	12	8	4
		物資(t)	7.170	0.000	0.000		7.170	0.000	0.000
16.11	15	人員(人)	1125	356	0	14	23	728	3
		物資(t)	2.961	0.000	0.000		2.860	0.101	0.000

注1「文民等」は、各国軍の文官、契約職員、委託業者等。

注2「外務省等関係」は、在イラク日本大使館等の外務省に関係する人員(民間団体からの人道復興関連などの人員及び物資を含む)。

注3「陸自関連」は、派遣陸上自衛隊部隊に関係する人員及び物資。

注4「空自等関連」は、派遣航空自衛隊部隊に関係する人員及び物資(防衛省等の職員を含む)。

注5「物資」の内訳は、国連関連は、事務機器、医療機器、車両、車両部品、通信機材等。米軍・他国軍関連は、車両、車両部品、航空機部品、通信器材、テント等。外務省等関連は、事務機器、医療機器、テント、毛布、食料、文房具等。

出典「参考5： 航空自衛隊部隊の任務運航実績（月別）」「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」(平成21年7月)
< http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/kokaihoudou.pdf>。

表：空自部隊の任務運航取り止めの状況（平成15年度・16年度）

		脅威情報に起因	天候不良に起因	その他
派遣期間中の合計回数		23回	104回	24回
15年度	1	0	0	1
16年度	11	1	5	5

※その他は、航空機不具合、輸送所要の調整結果による運航取り止め

出典：「参考6 航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』(平成21年7月)。

② 在外邦人等の輸送

対応措置としての任務運航に加え、4月15日には、自衛隊法100条の8(当時)による在外邦人等輸送の初めてのケースとして、サマーワ宿営地に退避していた報道関係者の、イラクのタリル基地からクウェートまで空輸が行われた³²⁶。これは同9日、イラクに滞在する邦人の国外退避にクウェートの空自C-130H輸送機の使用が政府として決定され、外務省

を通じて報道各社などに搭乗の意思を確認ののち、同14日、川口外相から石破防衛庁長官に邦人輸送の依頼があり、安全を確認のうえ、同15日、空自に派遣命令が発出され、実施された³²⁷。

③ 多国籍軍への参加

6月18日、基本計画が変更され、対応措置が多国籍軍の中で継続されることになったことに関連し、同25日の空幕長会見で、空自による輸送物資の優先順位は、①人道復興支援、②陸自関係の輸送支援、③関係国や機関の人員・物資輸送の順であり、③については日本の主体的な判断の中で主体的に運ぶものを運び、できないことはやらなくていいという条件はコアリションも了解しているとの認識が示された³²⁸。その上で、多国籍軍の兵員の輸送に際しては、部隊を構成して戦闘に参加すると予測される場合には、輸送は行わない旨、述べられている³²⁹。

④ 米軍との関係

第1期の空輸計画部長には、カンボジアPKO等に参加した経歴を買われ、C-130H輸送機が所属する第1輸送航空隊の溝口博伸司令が派遣され、飛行計画の作成に当たっていた。派遣輸空隊は、2004年1月下旬の現地到着以降、準備訓練が続き、実際に任務運航が開始されたのは3月だったので、その時期、同司令部内では「ニッポンはいつから仕事をするんだ」と非難する他国軍の担当者もいた。そこで、溝口空輸計画部長は、武器・弾薬は一切運べない事情を説明し続ける必要があった。日本は独自に活動するという、派遣に際して定められた枠組みと、運航計画全体は米空軍が取りまとめ、計画作成に必要な情報も米軍から提供されるというコアリションの枠組みでの活動の間に大きなギャップが存在していた。失敗は許されないイラクでの空輸任務にあたって、国内と現地のギャップの問題で、普段からの部下である派遣輸空隊の搭乗員を悩ませないためにも、空輸計画部長が緩衝材となって頑張る必要があった³³⁰。

空輸計画部の調整先である米空軍の作戦司令部は、対イラク作戦に加えてアフガニスタンでの作戦とソマリア沖での作戦も管轄していた。空自の派遣準備に当たった空幕の織田邦男防衛部長が、派遣開始後、空輸計画部要員に対する米軍側からの支援内容などに関する協定の締結のため、この作戦司令部を訪れた際には非常に歓迎され、「日本も、ようやくやって来た」という感じで大々的なセレモニーまで行われた。一方、作戦司令室に入ると、いくつかあるスクリーンのうち、気付かぬように一画面だけが消されていた。つまり、空輸支援のみを行い戦闘を行わない空自がアクセスを許された情報は空輸支援活動に必要な情報のみに限られており、運航調整業務に必要な情報を入手するため、多国籍軍が使用していた「セントリックス」というネットワークに加入してしていたが、別途設けられていた戦闘に必要な情報を取り扱うネットワークの利用は認められていなかった³³¹。

そのような情報の区分の背景にあるのは、多国籍軍におけるいわば常識として、軍隊は時に血を流すこともやむを得ないとの考え方であり、具体的にC-130H輸送機であれば、エンジンが4発装備されているので、一番の脅威と認識されていた肩撃ち式対空ミサイル(マンパッド)で、万が一撃たれ、被弾したとしても、残りのエンジンで緊急着陸すれば大丈夫と考えられていた。そのため、空輸用にリリースされる情報の質や量は「マンパッド

で撃たれることもありえる」基準で判断されていた。他方、日本国内の雰囲気としては、被弾して緊急着陸した場合はもちろん、ミサイルを撃たれただけでも、「戦闘地域ではないか、直ちに撤収すべきではないか」といった議論が沸き起こることは必至だったので、そのような危険を未然に回避することが不可欠となり、「マンパッドを撃たれない」という分析が出来るレベルの情報を入手する必要性が生じていた。ただ、情報の取り扱いトップダウン社会である反面、現場の人間関係に負うところが極めて大でもあるので、リリースされない情報については、「日本人としての奥ゆかしさは封印して、ずうずうしいまでの積極的な態度」で、質問したり、必要性を説明して入手に努める必要に迫られていた³³²。

このように、同盟国と言われながらも、Need to Knowの原則が厳格に適用され、見せない情報、リリースされない情報がある現実に織田防衛部長はいささか憤慨したという³³³。

(4) 派遣部隊の全般状況

① 要員の交代要領

在外邦人等の輸送が行われた4月中旬は第1期後段と第2期後段の要員交代の時期にあたり、第2期司令の日暮正博1佐は同17日にクウェートに到着していた³³⁴。空自の場合、派遣輸空隊と空輸計画部の全体が概ね半数ずつ、前段と後段で交代していた³³⁵。

またC-130H輸送機の機体自体の入れ替えも行われ、4月12日に1機が小牧基地を出発し³³⁶、23日には1機が帰国³³⁷する要領で、要員交代と同時期に行われた(「表:空自派遣部隊第1期要員から第2期要員への交代要領」参照)。

表:空自派遣部隊第1期要員から第2期要員への交代要領

	第1期		第2期	
	(前段)	(後段)	前段	後段
3/17			出国	
3/18			クウェート着	
3/19	(引き継ぎ→)		→申し受け)	
3/20				
3/22	クウェート発			
3/23				
3/24	帰国			
~ ~ ~ ~				
4/16				出国
4/17				クウェート着
4/18	(引き継ぎ→)			→申し受け)
4/19				
4/20				
4/21				
4/22		帰国		

出典:『朝雲』、平成16年3月18日、1面、3月25日、1面、4月22日、1面、5月6日、1面。
『日本経済新聞』、2004年3月17日、夕刊2面、2004年3月18日、夕刊2面。

② 複数回の派遣

第1輸送航空隊所属の搭乗員や整備員が繰り返し派遣されることは予期されていたが、第1期飛行班長を務めた坂本義隆2佐は、4月23日の帰国後³³⁸、10月3日には4期後段要員の飛行隊長として2回目の派遣のため、交代するC-130H輸送機を操縦してクウェートに向けて出国した³³⁹。この間、部隊交代は3ヶ月毎に継続されていた(「表:輸空隊第1期から第4期の出国・帰国状況」参照)。

表:輸空隊第1期から第4期の出国・帰国状況

第1期			第2期			第3期			第4期		
出国	先遣隊	2003年 12/26									
	本隊	2004年 1/22									
帰国	前段	3/24	出国	前段	3/17						
	後段	4/22		後段	4/16						
			帰国	前段	6/20	出国	前段	6/14			
				後段	7/22		後段	7/16			
			帰国	前段	9/27	出国	前段	9/22			
				後段	10/16		後段	10/10			
			帰国	前段	12/24	帰国	前段	12/24			
				後段	2005年 1/22		後段	2005年 1/22			

出典:『朝雲』、平成16年4月22日、1面。5月6日、1面。6月17日、1面。6月24日、1面。7月22日、1面。7月29日、1面。9月23日、1面。10月7日、1面。10月21日、1面。10月14日、1面。平成17年1月6日、2面。1月27日、1面。『日本経済新聞』、2003年12月27日、夕刊1面。2004年3月17日、夕刊2面。『防衛ホーム』、2004年2月1日号、1面。『毎日新聞』、2004年3月24日、夕刊4面。

③ 生活環境など

派遣輸送航空隊の使用する施設は、派遣当初はクウェート軍から提供されたものが利用されており、宿舎ではシャワーやトイレが故障して使用できないことも多く、エアコンも設置されていない状況だった³⁴⁰。また、25人部屋なので、シフト勤務で夜中でも出入りがあり、またフライトのある日は整備員や気象予報関係者の業務は午前3時頃から始まるため、室内が常時ざわついており、そのため安眠できない者も出るなど、苦労があった³⁴¹。食事もクウェート軍や米軍の食堂を利用したり、現地業者が調理する中東料理だったので、味になじめない場合もあった³⁴²。

④ 外部との交流

ほとんどの隊員が3月3日の任務運航開始までは休み返上で勤務を続けて、外出もままならない状況だったが、同11日には、非番の隊員約20人が、クウェート日本人会が地元国営企業主催の地域親善イベントに出展した日本文化紹介ブースへ、同会からの呼びかけにより参加し、自らついたもちを振る舞うなど、地元市民との交流が深められた³⁴³。

また3月31日にはアリ・アルサレム空軍基地で開かれた米・英・スペイン、クウェート

の各国空軍参加のバレーボール大会に参加し、準優勝した³⁴⁴。

第4期では、クウェート日本人会が日本とクウェートの友好親善を目的に主催しているボランティア活動として、11月26日、海岸清掃が行われた。この清掃は毎年秋の休日に実施され、あわせて日本文化の紹介なども行われており、この時は在クウェート大使をはじめ空自隊員も含めて約100人が参加した³⁴⁵。

年末には、12月28日、派遣輸空隊の准曹会の主催で「餅つき大会」が開かれ、法被姿の空自隊員に交じってクウェート空軍の隊員らも参加、初めて餅をつくなど日本文化の一端に触れた³⁴⁶。

5 基本計画の延長過程

(1) 多国籍軍への参加

6月1日、イラク暫定政府が発足し、それまで占領軍として活動してきた各国部隊も、新たな国連安保理決議に基づく多国籍軍として駐留を継続することが見込まれた。6月4日には国連大使を通じて、イラク暫定政府外相へ自衛隊の派遣継続が伝えられたが³⁴⁷、多国籍軍への参加は武力行使との一体化の問題などから、従来は困難と考えられていた。そのため、外務省では、派遣当初、占領国暫定当局(CPA)と締結されていた地位協定と同様に、イラク暫定政府との間で地位協定を締結できれば、多国籍軍に参加せずとも自衛隊派遣を継続できると考えていたが、イラク側から日本と個別に地位協定を結ぶことは困難との見通しが伝えられたことなどから、5月に入り、急遽、多国籍軍の枠組みの下で派遣を継続する検討が始められた³⁴⁸。

5月末には、小泉首相から、新たな安保理決議の状況を見ながら、国際社会の一員としての責任をどのように果たすかを考える必要がある一方³⁴⁹、武力行使を目的とする多国籍軍には参加せず、人道復興支援活動を行うとの認識が、国会答弁などで示された³⁵⁰。また、内閣法制局長官からも、武力行使を伴わない業務に限って参加するなど武力行使と一体化しない場合、これに加わることを否定するものではないとの見解が、国会で示された³⁵¹。

その後、6月8日、安保理決議第1546号が採択され、イラクの主権回復とイラク暫定政府の要請による多国籍軍の駐留と、多国籍軍の任務に人道復興支援活動が含まれることが明らかとなった³⁵²。そのため、同日、主要国首脳会議に先立って行われた日米首脳会談において、小泉首相から、新たな安保理決議に基づいて編成される多国籍軍に自衛隊を参加させ、派遣を継続するとともに、ODAを活用した支援と車の両輪として、復興支援活動に貢献していくことが、ブッシュ米大統領に対して伝えられた³⁵³。首脳会議終了後の同10日夜に現地で行われた記者会見で、小泉首相から、多国籍軍への自衛隊参加が公表され、与党との調整は帰国後に行う考えであることが示された³⁵⁴。

6月14日午前中に開催された政府与党連絡会議において、公明党の神崎代表から、(1)指揮権を日本側へ確保すること、(2)日本の判断での活動、撤収できるよう担保すること、(3)活動は非戦闘地域に限定すること及び(4)武力行使と一体とならない活動に限定することの4点が提起された。小泉首相もそれらの問題提起をしっかりと踏まえる旨、会議終了後に述べるとともに、同日午後の国会答弁で、多国籍軍と協力しながらの活動でも、日本の指揮下で行うこと、自衛隊は日本独自の判断で活動すること、非戦闘地域で人道復興支援を

行うことなどを答弁し、午前中の会議における神崎代表の四つの論点への回答と理解されていた³⁵⁵。同16日には、自民党、公明党の両党で多国籍軍への自衛隊参加について党内手続きが終了し³⁵⁶、同18日には、「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」が閣議了解され、多国籍軍の中での活動継続が明らかにされた³⁵⁷。その後、当初想定されていた6月30日から同28日にイラク暫定政権への主権委譲が繰り上げられたことから、基本計画の変更等が同28日、行われた³⁵⁸。

(2) 基本計画の延長

7月11日、参議院選挙が行われ、民主党が改選議席数38から50議席を獲得した一方、自民党は改選議席数50を割って49議席にとどまり、自民党と公明党で引き続き参議院の過半数は維持したものの、1989年の参議院選挙以来となる野党が最多改選議席数を獲得したことなどから、自民党の敗北と評価されるに至った。この参議院選挙では年金制度改革と自衛隊のイラク派遣、特に多国籍軍参加が主要な争点とされていたことから、敗北の要因の一つに、国内での議論に先立ち、日米首脳会談で参加を直接伝え、その後の6月8日の安保理決議採択から参加決定まで10日ほどの期間しか無かったことなど、多国籍軍への参加問題が挙げられていた³⁵⁹。

8月にはサマーワの宿営地付近でロケット弾などの攻撃が相次ぐなど、治安状況の悪化が懸念され、自衛隊による人道復興支援だけでなく、ODAを通じた、道路や橋、発電所、灌漑設備など現地の生活インフラの充実と雇用創出の重要性が指摘されるようになるが³⁶⁰、サマーワが「非戦闘地域」との認識は引き続き維持されていた³⁶¹。

9月下旬には、国連総会出席のためニューヨーク滞在中の小泉首相が、イラク暫定政府のアラウィ首相に対し、12月以降も自衛隊の派遣を継続する考えを伝え³⁶²、細田博之官房長官も、状況に大きな変化が無ければイラク復興支援に引き続き積極的に関与する必要があるとの認識を、同21日の記者会見で示したが³⁶³、引き続き現地情勢を見る必要があるとして、派遣部隊に直接の被害が生じていない状況が続くことが派遣延長の条件となっていると示唆していた³⁶⁴。また、イラク戦争開戦の理由とされた大量破壊兵器が発見されず、民主党などがイラク戦争支持の根拠が失われたとして自衛隊の早期撤収を主張し、更なる延長の必要性については国会で議論すべきとしていたため³⁶⁵、撤収時期が10月に召集予定の臨時国会での主要な論点の一つと見られており、テロ特措法同様に基本計画の延長幅を半年とする案や、撤収そのものの目安として、米軍自体の撤収に加え、サマーワ周辺での情勢悪化に伴い派遣隊員に被害が生じる場合等が検討されていた³⁶⁶。

また2005年春以降、オランダ軍のサマーワからの撤退が見込まれ、その後の治安維持に関心もたれていたが、9月21日、石破防衛庁長官と英国防相との会談で、オランダ軍が撤退した場合にイラク南部地域を管轄しているイギリス軍が自衛隊のサポートのために必要な措置をとるとのイギリス側の発言があり、安全確保について一定のメドが立ったと考えられていた³⁶⁷。

その後、9月27日の内閣改造を経て10月に入り、同6日には町村信孝外相が訪米しライス米大統領補佐官に対し、また、同12日には大野功統防衛庁長官が来日中のアーミテージ米 국무副長官に対し、それぞれ、12月の派遣期限の延長については、イラク復興への道のりや治安の状況を踏まえ主体的、総合的に判断する旨表明し、事実上、派遣延長の方針が伝

えられたと受け取られていた³⁶⁸。

その後、10月27日にイラクで邦人男性が武装勢力に拘束され、同30日にはバグダッドで遺体が発見される事件が発生する³⁶⁹とともに、11月1日にはサマーワ宿営地に向けてロケット弾1発が発射され、宿営地内に着弾、荷物保管用の鉄製コンテナに貫通した痕跡が確認された。10月22日にも宿営地内の空き地でロケット弾が発見された事案が生じた。それまでは具体的な被害が生じていなかったところ、初めて自衛隊施設に具体的な被害が確認された事案となった³⁷⁰。また、イラク暫定政府により、中部のファルージャでアメリカ軍とイラク治安部隊による武装勢力の掃討作戦に向けて、北部クルド人自治区を除く全土で夜間外出禁止などを含む非常事態宣言を発令されるなど³⁷¹、イラクの治安状況が懸念される事案も生じていた。そのため、民主党、共産党、民社党の野党3党は、11月11日にイラク人道復興支援特措法の廃止法案を衆議院に共同提出するなどイラクからの早期撤収を改めて主張した³⁷²。自民党内からも小泉首相に批判的な立場の加藤紘一、亀井静香、古賀誠の3氏が、11月9日、首相官邸で、自衛隊の派遣延長への慎重な対処を小泉首相へ申し入れを行った³⁷³。公明党は、神崎代表が、11月10日の講演で、サマーワは非戦闘地域であり、引き続き自衛隊を派遣できる治安状況にあり、延長するならば1年間で望ましいとの考えを示す一方³⁷⁴、それに先立ち、同5日には、かりに派遣を延長しない場合の条件として(1)国連決議に基づく人道復興支援活動が目的を達した、(2)イラクから必要ないと通告があった、(3)サマーワが非戦闘地域でなくなった、(4)自衛隊の安全確保ができなくなった、の4つを挙げていた³⁷⁵。

11月20日、アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議でチリを訪れた小泉首相が、ブッシュ米大統領と会談し、イラクの復興に対する協力を継続したいとして、自衛隊派遣延長の意向が伝えられた³⁷⁶。これは6月に、国内よりも先に日米首脳会談の場で自衛隊の派遣継続を明言したことへの批判を意識したものと受け取られていた³⁷⁷。また、同28日には大野防衛庁長官がテレビ番組で、2006年12月で国連安保理決議に基づく多国籍軍の任務が終了するので、その時が派遣の一つの区切りになるとの認識を示し³⁷⁸、また町村外務大臣も同30日に国会で、2006年末の政治プロセス終了により多国籍軍は撤退すると国連決議にあるので、その点を念頭に置くべきとし、派遣延長は1年とするのが妥当と答弁した³⁷⁹。国連決議に基づく多国籍軍の任務の期限に対する言及は、与党内からも派遣延長に対する批判が生じていることを踏まえ、派遣延長の決定前に一定の撤退基準を示そうとしたものと見られていた³⁸⁰。

一方、民主、共産、社民の野党3党が、11月11日に共同提案したイラク人道復興支援特措法の廃止法案は³⁸¹、12月1日、衆議院の委員会で審議され、野党側からは採決を求める緊急動議が提出されたものの、賛成少数で否決され、法案自体が採決されず³⁸²、会期末をもって審議未了で廃案とされた³⁸³。

12月3日に臨時国会が閉幕すると³⁸⁴、翌4日、大野防衛庁長官はサマーワの陸自部隊視察のため、成田発の民間機で出発した³⁸⁵。大野長官は同5日、クウェート経由でサマーワの陸自宿営地に到着し、松村3次群長はじめ、同7日に任務を引き継ぐ福田4次群長、田浦業支隊長らの出迎えの中、派遣隊員の荣誉礼、儀じょうを受け巡閲した。群本部で状況報告を受けたあと、宿泊施設、浄水施設など宿営地内の各施設を視察。午後には、軽装甲機動車でサマーワ市内へ移動して治安状況や付近のごみ処分場付帯道路の改修現場を視察し

た。宿営地に戻り隊員に訓示したのち、ムサンナー県知事と会談し、サマーワの治安維持と陸自部隊の安全確保への協力を要請した。オランダ軍指揮官との懇談では、指揮官からはサマーワの治安はイラクで最も安定していること、ムサンナー県には雇用、水、電力など多くのニーズが引き続き存在しているなどの発言があった³⁸⁶。同5日夜、大野長官は帰路のクウェート空港で記者団の質問に対し³⁸⁷、イラクの復興は道半ばだが、サマーワの治安は安定していると述べる一方、サマーワ滞在時間が約五時間半である点に質問が及ぶと、一時間で治安の状況を測れるかと言われれば、測れると断言はできないと漏らす場面もあった³⁸⁸。大野長官は、帰国後の同7日、首相官邸で小泉首相に警備状況等も含めた部隊の状況とともに、オランダ軍や現地治安当局との連携なども含め、総合的に判断してムサンナー県の治安は、予断は許さないがかなり安定していると報告した³⁸⁹。

また、12月6日、自民党の武部勤幹事長と公明党の冬柴幹事長は、クウェート経由でサマーワに入り、6時間近くにわたって陸自宿営地などを視察した。宿営地では人道復興支援活動について説明を受けた後、隊員と昼食をとりながら懇談。ムサンナー県評議会副議長、日本サマーワ友好協会会長、オランダ軍指揮官らと治安情勢などを巡って意見交換し、サマーワ市内の視察も行われた³⁹⁰。両幹事長は、帰国後の同8日、首相官邸で小泉首相に現地の治安状況などを報告した後、国会内で記者会見し、武部幹事長は、イラク復興支援活動は継続できると述べ、自衛隊の派遣延長を容認する考えを示す一方、冬柴幹事長は、党内議論が済んでいないことを理由に派遣延長の是非は明言を避けたが、サマーワでは戦闘地域の定義にあたるような事態は見かけられないと強調し、派遣延長が可能な条件を満たしているとの見方を示した³⁹¹。

これらを受け、12月9日午後の臨時閣議で、基本計画の変更が決定され、実施期間を平成17年12月14日までとすることに加え、人道復興支援活動や安全確保支援活動の実施にあたり、①現地の復興の進展状況の変化、②選挙の実施による政治プロセスの進展状況、③イラク治安部隊の能力向上など現地の治安にかかる状況、④多国籍軍の活動状況や構成の変化など諸事情を、政府としてよく見極め必要に応じ適切な措置を講じること、の4点が新たに加えられた。また基本計画の変更を受け、実施要綱の変更と承認も行われ、実施期間の変更のほか、上記①から④の4項目について、自衛隊が対応措置を実施する区域における治安状況、部隊による活動の有用性、部隊運用の状況などについて、防衛庁長官は随時、首相に報告することなどが追加された³⁹²。

6 小括

以上、2003年12月9日に閣議決定された基本計画により、空自部隊は2003年12月から、陸自部隊も先遣隊が2004年1月から、順次派遣が開始され、2003年3月以降、人道復興支援活動、空輸支援活動が本格的に開始された。

2003年は、イラク人道復興支援特措法の制定から基本計画の策定を通じて形成された政策が、派遣先において具体化していった年であり、活動の進展に伴い、現地情勢に応じた変化が見られた時期でもあった。

以下、陸自と空自の部隊活動の概要を整理するとともに、2003年中に行なわれた基本計画の主要な変更のプロセスについて要点をまとめることとする。

(1) 陸自の活動について

(活動主体について)

イラクには他の国際平和協力活動の場合と異なり、3か月交代の復興支援群と6か月交代の復興業務支援隊の二つの部隊が派遣された。復興支援群が医療、給水、施設補修等の人道復興支援の主体を担うとされ、復興業務支援隊は対外的な連絡調整やクウェートでの中継業務等が当初の任務とされ、イラクでの活動全体の指揮は復興支援群長が執るようになっていた。

しかし2004年1月以降の派遣当初は、陸自部隊の活動基盤を形成することから着手され、後に業支隊長となる佐藤1佐以下の先遣隊、宿営地の造成等を行う本隊(1次群)先発隊、そして1次群の主力と順次サマーワに派遣されたため、先遣隊派遣以来の対外調整部門が、地元当局や他国軍などとの調整の主体となっていた。このような経緯もあり、派遣初期の段階では、復興支援群長と業支隊長が、それぞれ陸幕長に活動状況などについて報告する機会が持たれていた。

復興支援群は、従来PKOに派遣されてきた施設部隊等と同様に、方面隊以下の親元部隊から要員が臨時に集められ、指揮官となる予定の連隊長の下で、最初の派遣となった1次群でも2003年10月から2004年2月の派遣開始まで、2次群以降は6ヶ月程度の準備訓練を経て派遣されていた。この訓練では、人道復興支援に必要な浄水、施設作業、医療等の専門的な業務に関する訓練も行なわれていたが、むしろ主眼は当時のイラクの治安状況を踏まえて、射撃から始まる不測事態対応の警備訓練に置かれていた。また、長期間の宿泊を伴う訓練等を通じて、多様な部隊から臨時に集まった約500人の要員が、部隊としての一体感を持てることが最も重視されていた。そのような訓練の内容は、陸幕などから一定の基準や参考資料が示されてはいたが、派遣部隊の指揮官となる連隊長自身が、派遣時にどのような活動状況になるかを見積り、適宜、上司である師団長や方面総監に報告し、その指導等も得ながら、訓練全体の基本的な考え方や方向性を策定していた。このような準備を経て派遣される復興支援群は、派遣時の陸幕長の意向もあり、緊張感を保てる期間として、派遣期間は3ヶ月とされ、従来のPKO派遣時の6ヶ月よりも短くなっていた。

各復興支援群の編成は基本的には同じだったが、現地での活動状況の変化に応じて、2次群では警備要員が、3次群では整備、施設、警備、渉外の要員についてそれぞれ増員が図られていた。

他方、復興業務支援隊は、復興支援群の母体となった方面隊から派遣された要員と、陸幕勤務者などの混成となっていた。クウェートの中継基地やバグダッドも含む多国籍軍の司令部に連絡要員として派遣されるものや、サマーワで現地当局との調整に当たる要員など、多様な職務があり、まとめて活動する普通の部隊というよりは、各種専門機能の集合体とも見られていた。その派遣前での訓練は、朝霞駐屯地に集合して行なわれ、相互に「人を知る」ことが復興支援群同様に重視されていたが、むしろ次の復興業務支援隊長要員を含め、主要な要員が陸幕における実務を経験し、あるいは陸自研究本部の教訓収集業務に当たることにより、復興支援事業の具体化にかかわる派遣部隊と陸幕、あるいは陸幕と省内外の関係先との調整状況やその論点を理解することが、事前の訓練として、有意義だった。復興業務支援隊は、派遣先での調整相手との関係や、職務の専門性などの観点か

ら、継続性が重視され、派遣期間は6ヶ月間とされた。また、それまでの海外派遣部隊とは異なり、最初に編成された復興業務支援隊という組織はそのまま維持し、逐次、要員をいわば転勤させる形態で交代が行なわれていた。

このように、同じサマーワの宿営地に異なるサイクルで交代する二つの部隊が派遣されたため、「日本部隊」として見た場合、交代が頻繁に発生する結果になっており、特に2004年7月末から8月にかけては、業支隊と復興支援群、双方の交代が重なっていた。

表：2004年の陸自部隊交代の概要

	業支隊1次	1次群	2次群	業支隊2次	3次群
2004年1月	1/16派遣開始				
2月		2/3派遣開始			
3月					
4月				(準備訓練)	(訓練開始)
5月		⇒	5.27指揮転移		
6月					
7月					
8月	⇒		⇒	8/2指揮転移	8/31指揮転移
9月					
10月					
11月					
12月					⇒12/7

出典：筆者作成。

(復興支援活動)

サマーワは部族社会とも言われていたが、その他にも県庁、県や市などの評議会など、各種の地元当局が存在しており、陸自による復興支援活動は、ムサンナー県の各当局や現地の部族・住民、同県を管轄していたイギリス軍や、サマーワの治安維持を担当していたオランダ軍、あるいは国連機関、NGOと調整しつつ、進められることになった。

当初の計画では、復興支援群の施設隊などが、カンボディアPKO等の場合と同様に、復興支援事業を自ら施工することが想定されていたが、サマーワでは、テレビの衛星放送などを通じて、例えば2003年10月に発表された合計約50億ドルの復興資金への協力の実施など概略的な情報は素早く伝わっていたが詳細な情報はむしろ伝わらず、陸自部隊派遣までには、世界第2位の経済大国からの復興支援に対する現地の期待が過大とまでいえる状態に至っていた。そのため、先遣隊の派遣の段階で、事業を規模、量とも拡大する枠組みを構築する必要に迫られ、まずは復興支援群衛生隊到着後の開始が予定されていた医療機関への技術指導が、先遣隊の医官により開始されるなど、急きよの対応が図られた。

このように医療支援や配水の活動は計画通り自衛隊の部隊が自らの要員と資器材を利用して実施する「自隊施工型」として実施されたが、公共施設の補修については、ニーズ調査、設計、施工監督などは行ないつつ、具体的な施工は契約した現地業者に行なわせる「施工管理型」に、活動実施の枠組みそのものが変更されていった。それでも施設補修事業等

に着手できたのは2004年3月以降であり、PKOへの派遣では必ずしも注目されなかった、派遣当初には宿営地の設営をはじめとする活動基盤の設定が中心となり、対外的な活動を本格的に開始するまでの間、地域住民の期待をいかに維持し、失望が自衛隊への悪感情へ転化しないようにする工夫が、種々、必要とされた。そのため、ODAの中でも少額ながら早期に案件化できる草の根無償援助との連携や、宗教行事に合わせた羊の配布や、小学校を訪問しての文化交流や文房具の配布など、あらゆる方策が採用されていた。

2004年4月下旬には、先遣隊長から業支隊長として現地に派遣されていた佐藤1佐が帰国し、ODAとの連携等について防衛庁長官への報告も行われた。業支隊の編成も一部変更され、当初3人だった対外調整要員も15人程度に増員され、また事業計画の立案や予算関係業務に精通した陸幕勤務者も対外調整部門に加えられた。

管理施工型への転換を可能とした背景として、2003年11月の専門調査団の段階で現地の雇用情勢に鑑み、一定の雇用機会を提供することが部隊の安全確保に有効と認識され、宿営地での各種作業等のためにイラク人を役務契約によって雇用する枠組みと、少額ながらも予算の裏付けが派遣当初より措置されていた。その点からすれば、管理施工型への変更は、現地の独自の判断で活動要領が勝手に変更されたというよりは、既存の枠組みの運用が現地のニーズに対応できるよう拡充されたものといえよう。また、目的別に使用しなければならぬ予算制度の制約から、例えば犠牲祭で羊を配るのも国際交流だと解釈して、防衛庁・陸幕と調整の上、その目的での支出が認められている教育訓練経費が急きょ部隊に配分されたように、事業の拡大のためにはイラク側とのニーズに関する調整を円滑にできるだけでなく、行政的な手順や制約を踏まえて事業を具体的に立案し、陸幕と調整できる能力が別に必要になっていた。ODAとの連携も同様であり、復興支援活動、特に公共施設の補修については陸幕との連絡調整が不可欠の要素になっており、陸幕業計班からの増員もそのような必要性に基づく措置と言えよう。

(ODAとの連携)

自衛隊の部隊派遣とODAとの連携は、2003年11月頃には、現地入りした専門調査団による調査時や、東京での防衛庁と外務省の間の協議でも取り上げられ、部隊派遣と同時にサマーワに外務省連絡事務所も開設された。

当初は、派遣部隊の安全確保を主な目的と考える自衛隊側と、イラク全体に対する裨益を重視する外務省側の考え方に差があったとされるが、特に2004年春以降、サマーワ連絡事務所の勤務者が現地と本省をローテーションで勤務するようになり、また同年6月からは閣議決定も含めたODAの実施手続きも特例的な扱いがなされるようになり、ODAによる事業が、部隊の安全確保の意味も含め、自衛隊による復興支援事業と相互補完的な役割を果たすようになって来た。一方、通常のODA事業であれば、JICAや民間コンサルタントが担っている具体的な事業内容を整理する業務の部分は、業支隊の対外調整担当等が実質的に対応することにより、事業ニーズの発掘、案件化、施工管理などが迅速に実施できるようになった。

このように、ODAとの連携についても、ODA側の実施手続きの特例や緩和、案件化に必要な事前のニーズ調整等の担保、そして出先と本省との連携の在り方などにおいて、いくつかの工夫と改善がなされて、初めて実効的な対応が可能になっていた。

(安全確保に向けた諸措置)

派遣部隊全体の指揮を復興支援群長が執っていたこと、また警備要員が復興支援群に属していたことなどから、派遣先での要員の安全確保の全体については、復興支援群長の責任となっていた。具体的な行動としては、翌日の車列の行動の逐一について関係者間で情報共有と認識の統一を図り、また脅威情報に対しては、そのような情報を入手していることを相手に分からせるため、必ずシグナルを送り返すことなどが、復興支援群長の判断と責任によって行われていた。

安全確保の考え方には、大別して、車列をミリ単位で整列させることから始まり、威容を示して、テロリストなどが手出ししにくくするというものと、地域社会に積極的に係わり地域住民の信頼を獲得することを通じて安全地帯を広げていくというものがあつたが、派遣部隊の安全に対する脅威として懸念された外国籍のテロリストや反米強行路線をとるサドル派に対しては、地域住民の信頼を得ることにより安全の輪を広げることができた一方で、住民の中にも復興支援事業に係わる経済的恩恵などの利害対立が存在したため、復興支援事業の進め方でバランスを失すると、地域住民であっても経済的な不満から自衛隊に対する攻撃につながる懸念され、信頼の輪と威容の顕示のいずれかのみで安全確保が果たせる状況ではなかった。

相対的に治安が安定していたと見られていたサマーワ周辺でも、2004年2月には市街地で、4月には陸自宿営地にも迫撃砲弾が2発打ちこまれる等、治安状況の悪化が懸念されるようになった。そのため、派遣当初は宿営地内の建設作業時ですら、防弾チョッキの着用や小銃と拳銃双方の携行など、フル装備が義務付けられており、安全確保は最大の懸念事項となっていた。また、派遣当初はテントによる宿営となっていたが、同年4月に宿営地付近で砲撃事案が発生し、急きょ、施設の耐弾化が進められることになった。当初想定されていたよりは派遣規模が縮小された復興支援群施設隊にとっては、追加作業となるものの、公共施設の補修などが管理施工型に変化していったので、安全化に向けた工事に振り向ける隊力が確保できることになった。

安全確保のためにはサマーワの治安維持全般を担当していたオランダ軍との連携が不可欠であり、迫撃弾やロケット弾への対応に必要な情報も含め、各種の情報交換等が行われていた。また、宿営地外での活動については、朝夕の会議において行動予定だけでなく、安全に係わる情報が関係者間で共有され、指揮官の示す基準などに沿って対応できるよう、認識の統一が図られていった。なお、2004年6月以降、陸自も多国籍軍の枠組みに参加して活動することになったが、多国籍軍との関係は、イラク暫定政府への主権移譲を祝う式典に群長が参加するなどのほか、特段の変更、影響は見られなかった。

2004年8月には、業支隊と復興支援群、それぞれの交代が重なっていた。またロケット弾や迫撃弾による砲撃が4回、連続して発生した。ODAとの連携も軌道に乗り始めるなど、復興支援事業が進捗し始めた時期なので、自衛隊を攻撃することにメリットはないと見られた一方、部隊派遣当初、活動基盤の設営を迅速に行なう必要があり、中長期的に見れば、復興支援事業による裨益にバランスを失する部分も生じていたため、むしろ中長期的に安定して活動を行なうため、公正公平の観点から、支援内容の再整理が進められたことが、一部部族の不満につながったとの見方もあつた。その後、10月末までに更に2回の砲撃事

案が生じ、陸自派遣期間中合計14回発生したと公表されている砲撃事案のうち8件が、2004年4月から10月の間に発生していた。

このように、サマーワでの安全確保は、アルカイダ系の外国人テロリストや、サドル派を中心とする反米勢力などはもちろんのこと、自衛隊を巡る地域社会の諸勢力間の不平不満に起因する攻撃をも考慮して、あらゆる可能性に対して対策を講じる必要があるものとなっていた。

(活動状況についての評価)

2004年のサマーワでの活動開始期に、安全に対する危険が具体化していく一方、対策のための資源が多様な形態で追加されていた。

地域社会の期待値と陸自単独での事業供給量のギャップが大きく、期待が敵意に転化する脅威が認識された時期だった。テロリストや反米強硬派だけでなく、地元住民や地域社会も、復興支援事業の多寡や偏在に応じた不満から自衛隊に対する安全上の脅威に転化し得るものとみられ、2004年8月に砲撃事案が4回連続した理由は、詳細は不明だとしても、復興支援事業の経済的利益の偏在の可能性が上げられていた。

それに対して自衛隊が作業できる事業規模は、施設部隊の人数によって限定され、予算も当初は他から流用する必要があるなど、不足していた。また施工管理型に移行するためには対外調整要員の増員や、予算業務に慣れた人員の派遣が必要だった他、3ヶ月毎の復興支援群の交代に応じて、警備、渉外、整備など、それぞれの時期にニーズの増えた人員増が図られていた。

また、迫撃弾などの砲撃を受けてからは宿营地施設の耐弾化や無人ヘリコプターなど新しい警備用機材の導入など、安全確保のための資機材も直ちに追加されていた。

同時に、派遣開始であったことから、業支隊も1次群も活動基盤を作ることが一番の任務であると明確に考えられており、その点で齟齬はなかった。安全確保については、守りを固める考え方と、地元社会により出て行って安全の輪を広げるとの考え方が指摘されていたが、どちらも、派遣部隊の安全を確保できる範囲内で、出来るだけの復興支援を行なう、と理解されていた点では同じだった。

1次群と業支隊のどちらも、それぞれが主として対応していた安全確保と復興支援の業務について、指揮命令系統の点からも陸幕と直接連絡調整しており、1次群長と業支隊長も陸幕長に日々状況報告を行うなど、上級機関との連絡調整が緊密に保たれていた。宿营地外での活動に際しての警備などは、個々の警備隊員と復興支援群長の間でも、状況認識と情報共有が徹底して図られたうえで、現場にいる側の状況判断に委ねられていた。

他方復興支援事業については、現場のニーズが尊重されつつも、予算の増額や予算の使用目的についての確認や調整などが必要となるため、結果的に自隊施工による場合以上に、陸幕による業務内容の把握、管理が必要になっていた。

(2) 空自の活動について

(空輸支援と安全確保の関係)

空自の派遣部隊はクウェート及びその周辺国に所在する空軍基地内に派遣されたので、

サマーワの陸自部隊のように、直接砲撃を受けるような脅威はほとんど想定する必要がなかった。

空自のC-130H輸送機に対する具体的な脅威は、イラク国内に広く出回っているとされた、一人で肩に担いで射撃することが出来る携行式地对空ミサイルのマンパッドと考えられていたので、マンパッドの射程圏外となる高度を飛行する時は懸念はないといえたが、飛行場への離着陸時には射程圏内に入ることになり、脅威の蓋然性が高い瞬間だった。

空自は、マンパッドを持つようなテロリストなどを地上で掃討するだけの能力など持たないことから、マンパッドの脅威に対しては、ミサイル警報装置などの防護装備やスパイラルアプローチをはじめとする飛行方法の工夫のほか、地上でのテロリストの掃討状況なども踏まえた脅威情報を分析し、合理的な判断として飛行の安全が確保できる運航計画を作成することだった。万が一危険情報を排除できない場合には運航を取り止めることになるが、2004年3月に任務運航が開始されてからの2005年3月末までの13ヶ月間で、脅威情報に基づく運航取りやめは1回だけだった。

(任務運航の優先順位)

イラク人道復興支援特措法上、アメリカ軍をはじめとするイラクで活動する他国軍の武器弾薬の輸送も可能だったが、基本計画決定時の小泉首相の記者会見により、武器弾薬の輸送は行わないことになったので、2004年1月下旬にC-130H輸送機がクウェートに到着後、3月上旬の初の任務運航まで1ヶ月以上、準備訓練に専念せざるを得ない状況だった。

イラク領内での空輸も、米軍が運航計画の全体を作成し、脅威見積もりに必要な情報も米軍から提供されるというコアリションの枠組みの中で行われ、特に2004年1月から3月にかけては米軍等の空輸ニーズが膨大で、コアリションの枠内で行う他国の物資輸送のニーズも高かったことから、人道復興支援優先で、武器弾薬の輸送は一切行えないという方針は、他国軍からは非難される場合もあった。この点、第1期要員の空輸計画部長はC-130H輸送機の部隊の指揮官が派遣されていたので、コアリションの枠組みと国内の政治的な要請のギャップの緩衝材として、米軍司令部内で日本の立場の説明を続けていたが、2004年3月中には多国籍軍の人員、物資の輸送も開始された。

一方で、計画作成の前提となる危険情報についても、輸送機なら地对空ミサイル等で被弾しても緊急着陸などにより、最悪の事態は回避できるとの考え方に基づいて提供されていたが、空自の場合は、派遣の要件である「非戦闘地域」か否かの議論を招くことが必至だったため、「一発も撃たれない」よう、多国籍軍の戦闘状況を踏まえて、地上からの脅威の見積りをより具体的かつ精緻に行なう必要が生じていた。また、同作戦司令部はイラク以外の地域の航空作戦も担当していたので、イラクの空輸活動のみに係わる空自に対しては、Need-to-Knowの原則から、イラク以外での作戦はもちろん、イラク周辺でも「戦闘」に係わる作戦の情報が当初は提供されなかった。そのため、制度的あるいは正式にはリリースされない情報などを米側から入手できるよう、良好な人間関係を構築するための努力が、空輸計画部に求められることになった。

(活動の主体)

空自の派遣部隊も、空輸自体を担当する派遣輸送航空隊と米軍との運航調整等を担当す

る空輸計画部の二個単位で編成されたが、派遣輸空隊と空輸計画部は、ともに航空支援集団司令官の指揮監督を受ける部隊として、独立して編成された。

派遣輸空隊は、C-130H輸送機のパイロットなどの搭乗員や搭乗員などは同機を保有する第1輸送航空隊から派遣される者が中心とならざるを得ず、すでに第1期の飛行班長が半年後にはひとつ上のポストである飛行隊長として第4期要員で派遣される例も生じていた。一方、海外において独自に基地機能を運営するために必要な諸機能を保持した初のケースだったので、総務、補給、通信、警備など、輸送機部隊でなくとも共通して担当できる職務については、空幕の調整により航空総隊、航空教育集団なども含めた空自全体から要員が募られることになった。

派遣前の準備訓練は、主要幹部については航空支援集団司令部での集合訓練が別途あるものの、派遣要員全体が集まるのは、C-130H輸送機が所在する小牧基地で、最大1週間程度の期間だった。

空自の派遣部隊はどちらも陸自業支隊と同様に、一度編成された部隊の要員が交代する形で、2004年中は3ヶ月毎に交代していた。すべての機能が前段と後段に分けられ、1ヶ月の間隔をあけて、交代していた。

(活動状況についての評価)

空自派遣部隊の第1期要員から第4期要員までの活動については、そもそも運航計画作成の前提となる脅威情報が、日本の所要を満たすレベルまでは米軍からは提供されず、その入手自体が空輸計画部の重要な役割となっていた一方、武器弾薬の輸送を行わないという方針が、他のコアリション・メンバーの非難の対象にもなる状況だった。

実際の飛行を行う輸空隊では、携帯式とはいえ地对空ミサイルの脅威が存在し、精神的な負担も重い環境での実任務だったが、部隊派遣開始直後は準備訓練や関連規則の整備なども含めた活動基盤を確立する時期でもあり、空輸任務の優先順位も、人道復興支援、陸自支援、そして多国籍軍支援の順と明確だった。

また、派遣初期においては、輸空隊の搭乗要員にとっては平素の指揮官である第1輸送航空隊司令が空輸計画部長に派遣されており、二つの部隊の認識や方向性に差異は生じていなかった。

(3) 法律・基本計画のレベル

2004年1月の陸自先遣隊の派遣直後、サマーワの現地評議会の解散をめぐる現地との連絡や関係省庁間での情報共有に不備があり、小泉首相が国会で答弁を撤回せざるを得ない事案が生じ、その対策として官房副長官(事務)が主催する関係省庁局長級の連絡会議が、連日、開催されるようになり、特にサマーワでの活動状況が、日々、官邸とも共有されるようになった。

2004年には基本計画について、6月に多国籍軍への参加に関して、また12月には活動期限の延長についての二つの主要な変更が行なわれた。

6月の多国籍軍参加に関しては、それまで武力行使を目的とする多国籍軍への「参加」は困難との政府見解が繰り返されてきた経緯があったものの、約1か月という短期間で、かつ与党内の調整よりも日米首脳会談における公表が先行しており、基本計画の決定時期

について、衆議院総選挙や特別国会の開催時期との関係が考慮され、また公明党との調整が優先された2003年の基本計画決定へのプロセスとは大きく異なっていた。

なお、基本計画の変更ではないが、2004年6月から、サマーワを含むムサンナー県向けの小規模のODAについては、閣議に関わる手続きも含めた簡略化の措置がとられるようになっていた。

6月の基本計画変更に関する短期間かつ対米関係優先の調整経緯は、7月の参議院選挙に影響し、与党により過半数が維持されたものの、イラクへの自衛隊派遣に引き続き反対していた民主党の議席が増加するなど、自民党の敗北と評される結果の一因となった。

民主党などは、陸自宿営地在4月に2回、8月に4回、10月に2回、ロケット弾や迫撃弾の攻撃を受けたことや、イラク開戦の理由とされた大量破壊兵器が引き続き発見されていないことなどを受け、自衛隊のイラク派遣の根拠が崩れたと再三追及したにも関わらず、11月に民主党が臨時国会に提出したイラク人道復興支援特措法の廃止法案は採決すらされず、審議未了廃案とされるなど、野党との関係では、引き続き与党・官邸の優位が続いていた。

小泉首相は9月には派遣継続の意向をイラク側に伝える一方で、派遣部隊に直接の人的被害が生じないことがその条件として考えられていた。与党内の関係でも、11月、自民党内で小泉首相に批判的な有力議員が派遣延長に慎重に対応するよう、官邸に直接申し入れも行なったが小泉首相からは特段の対応はとられなかった。それに対して公明党は、イラクの治安状況は自衛隊派遣を継続できる状況との認識を示し、1年間の延長を許容する一方で、閣議決定前に公明党の幹事長がサマーワの視察に出向いた上で、4つの撤収条件も具体的に提示していた。

このように、2004年の基本計画の変更をめぐる過程も、引き続き官邸と公明党の意向を中心として進められていた。

以上、2004年は、陸自部隊がサマーワに派遣され、活動基盤を確立し、現地住民を雇用して施設補修事業などを行なう施工管理型の活動とODA事業の連携を図り、人道復興支援活動を計画的に実施できるようになった時期であり、空自も、陸自の活動支援と日本からの人道支援物資などの空輸を中心に、イラク南部までの空輸を継続し、日本全体として人道復興支援活動を行なっていることと認識された時期だった。

また基本計画の変更も、多国籍軍への参加決定が参議院選挙に影響を与えたとはいえ、2005年に向けた派遣延長は特段の議論なく決定に至っているが、2005年以降はむしろ公明党から条件が示された撤収が課題となると見られるようになって来る。

次章では、活動開始2年目の陸自及び空自の部隊の状況と、活動3年目を見通した基本計画レベルの議論の動向を見ることとする。

- 1 朝雲新聞社『防衛ハンドブック』平成25年版、800頁。
- 2 『防衛ホーム』、2004年2月1日号、1面。
- 3 『日本経済新聞』、2004年1月17日、1面。
- 4 『外交フォーラム』平成17年1月号(外務省HP< http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/g_forum_0501.html>への転載を参照)。
- 5 『日本経済新聞』、2004年1月21日、1面、3面。
- 6 『日本経済新聞』、2004年1月22日、3面。
- 7 『日本経済新聞』、2004年1月23日、2面。2004年1月23日、夕刊1面。2004年1月24日、3面。
- 8 『朝雲』、平成16年1月29日、1面。
- 9 『日本経済新聞』、2004年1月29日、2面。2004年1月29日、夕刊2面。
- 10 『日本経済新聞』、2004年2月10日、1面、2面。
- 11 『毎日新聞』、2004年1月29日、2面。
- 12 『朝日新聞』、2004年2月3日、4面。
- 13 『防衛ホーム』、2004年2月15日号、6面。『朝雲』、平成16年2月5日、1面。
- 14 『防衛ホーム』、2004年2月15日号、1面。『日本経済新聞』、2004年2月3日、夕刊1面。
- 15 『日本経済新聞』、2004年2月3日、39面。
- 16 『日本経済新聞』、2004年2月7日、38面。
- 17 『朝雲』、平成16年2月12日、1面。『日本経済新聞』、2004年2月9日、夕刊1面。
- 18 『日本経済新聞』、2004年2月21日、夕刊1面、2004年2月22日、1面。
- 19 『日本経済新聞』、2004年2月23日、1面。
- 20 『朝雲』、平成16年3月18日、1面。
- 21 『日本経済新聞』、2004年3月16日、1面。
- 22 『日本経済新聞』、2004年3月22日、夕刊2面。『防衛ハンドブック』平成25年版、801頁。
- 23 『日本経済新聞』、2004年3月28日、39面。『防衛ホーム』、2004年4月15日号、1面。
- 24 佐藤正久「ゴラン高原からイラクへー自衛隊指揮官の中東経験ー」軍事史学会編『軍事史学 PKOの史的検証』(第42巻第3・4合併号)、310頁。
- 25 『外交フォーラム』平成17年1月号(外務省HP< http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/g_forum_0501.html>への転載を参照)。
- 26 『日本経済新聞』、2004年1月21日、1面、3面。
- 27 『日本経済新聞』、2004年1月23日、2面。
- 28 『毎日新聞』、2004年1月28日、1面。
- 29 『日本経済新聞』、2004年3月7日、39面。『朝雲』、平成16年3月11日、1面。
- 30 中日新聞社社会部編『サマーワ便り』(中日新聞社、2005年)、190頁。
- 31 『日本経済新聞』、2004年2月26日、43面。
- 32 『防衛ホーム』、2004年3月15日号、1面。
- 33 『朝雲』、平成16年3月11日、1面。
- 34 『日本経済新聞』、2004年4月3日、39頁。『防衛ホーム』、2004年4月15日号、1面。『朝雲』、平成16年4月8日、1面。
- 35 中日新聞社社会部、前掲書、191頁。
- 36 『日本経済新聞』、2004年4月19日、夕刊15面。『朝雲』、平成16年4月22日、1面。
なお、先遣隊は当初約1650㎡に対して年間7ドルを提示したのに対して、地権者側からは500ドルが要求され、2月下旬には日本側が150ドルまで提示したとも報じられていた(『日本経済新聞』、2004年2月29日、38面)。
- 37 柴村佳之「イラク復興支援における民政協力活動の実践と教訓」『国際安全保障』第38巻第4号(2011年3月)、39頁。
- 38 佐藤正久『イラク自衛隊「戦闘記」』(講談社、2007年)、34-35頁。
- 39 出川展恒「自衛隊派遣をイラクで取材して」『国際安全保障』第36巻第1号(2008年6月)、

- 129-131頁。
- 40 佐藤、前掲書、36-39頁。
- 41 『日本経済新聞』、2004年2月26日、夕刊23面。
- 42 佐藤、前掲書、87-89、94-95頁。
- 43 榮村、前掲論文、43頁。
- 44 佐藤、前掲書、156-157頁。
- 45 産経新聞イラク取材班『武士道の国から来た自衛隊』(扶桑社、2004年)、164-165頁。
- 46 榮村、前掲論文、39頁。佐藤、前掲書、102頁。
- 47 藤田英俊「国際平和協力活動に係る軍民協力ー陸上自衛隊の今後の具体的施策についてー」陸戦学会編『陸戦研究』656号(2008年5月)、21-22頁。
- 48 『時事通信「治安悪化で陸自支援に限界＝砲撃9回、コンテナ宿泊ー検証自衛隊イラク派遣」2005/01/17/1448。朝雲』、平成16年2月5日、1面。
- 49 「イラク 深き淵より¹⁵ 自衛隊 いることに意味」『朝日新聞』2010年8月19日、夕刊1面。
- 50 今村英二郎「自衛隊の国際平和協力活動に関する一考察ーイラク人道復興支援を中心にー」陸戦学会編『陸戦研究』第626号(2005年11月)、22頁。
- 51 『毎日新聞』、2004年4月23日、夕刊5面。
- 52 『日本経済新聞』、2004年4月20日、夕刊2面。
- 53 『日本経済新聞』、2004年4月22日、2面。
- 54 『朝雲』、平成16年5月6日、1面。
- 55 「イラク 深き淵より¹⁵ 自衛隊 いることに意味」『朝日新聞』2010年8月19日、夕刊1面。半田滋『「戦地」派遣 変わる自衛隊』(岩波新書、2009年)97頁。
- 56 山本慎一、川口智恵、田中(坂部)有佳子『国際平和協力活動における包括的アプローチー日本型協力システムの形成過程ー』(内外出版、2012年)、178頁。
- 57 榮村、前掲論文、39頁。
- 58 『日本経済新聞』、2004年1月22日、3面。
- 59 『朝雲』、平成16年1月28日、3面。
- 60 『毎日新聞』、2004年2月20日、3面。
- 61 『日本経済新聞』、2004年2月20日、3面。
- 62 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、100-101頁。
- 63 『朝雲』、平成17年3月17日、5面。
- 64 『朝日新聞』、2004年7月10日、14面。
- 65 『防衛ハンドブック』平成25年版、801頁。『日本経済新聞』、2004年3月26日、42面。2004年3月27日、42面。
- 66 『毎日新聞』、2004年3月27日、27面。
- 67 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、163頁。
- 68 『日本経済新聞』、2004年3月26日、42面。
- 69 『朝雲』、平成16年4月1日、3面。
- 70 『朝雲』、平成16年5月20日、2面。
- 71 『日本経済新聞』、2004年3月31日、43面。2004年4月6日、11面。
- 72 佐藤、前掲書、50-51頁。
- 73 『日本経済新聞』、2004年4月2日、42面。『毎日新聞』、2004年4月2日、1面。『朝雲』、平成16年4月8日、1面。
- 74 『毎日新聞』、2004年3月31日、5面。『朝雲』、平成16年4月8日、1面。外務省「報道発表 イラク・ムサンナー県におけるユーフラテス川氾濫に対するわが国の対応策について」(平成16年3月30日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0330e.html>。
- 75 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、177-178頁。
- 76 『朝雲』、平成16年3月25日、3面。
- 77 『朝雲』、平成16年3月25日、3面。

- 78 『朝雲』、平成16年4月1日、3面。
- 79 『朝雲』、平成16年4月1日、3面。
- 80 『朝雲』、平成16年4月1日、3面。
- 81 『朝雲』、平成16年4月8日、3面。
- 82 『朝雲』、平成16年4月8日、3面。
- 83 『朝雲』、平成16年4月8日、3面。
- 84 『朝雲』、平成16年4月22日、1面。
- 85 『朝雲』、平成16年4月22日、3面。
- 86 『朝雲』、平成16年5月6日、2面。
- 87 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、174-177頁。佐藤、前掲書、55-57頁。『朝雲』、平成16年7月1日、3面。
- 88 佐藤、前掲書、48-50頁。
- 89 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、178-179頁。
- 90 北部地域及びバグダッドでの草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施については外務省「報道発表 イラクにおける草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成15年11月27日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/15/rls_1127c.html>、JPFの支援事業については外務省「報道発表 ジャパン・プラットフォーム(JPF)によるイラク対応について」(平成15年12月11日)(平成15年11月27日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/15/rls_1211a.html>。
- 91 外務省「報道発表 児玉審議官、およびイラク復興支援案件形成団のヨルダン派遣について」(平成16年1月9日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0119c.html>
- 92 中日新聞社社会部、前掲書、189頁。
- 93 山本、川口、田中編著、前掲書、178頁。
- 94 藤田、前掲論文、22頁。
- 95 『毎日新聞』、2004年1月25日、2面。
- 96 外務省「報道発表 「イラク復興支援のための無償資金協力案件形成促進調査団」の派遣について」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0220d.html>。
- 97 『毎日新聞』、2004年年3月22日、3面。
- 98 『日本経済新聞』、2004年3月8日、夕刊14面。
- 99 『日本経済新聞』、2004年4月3日、39頁。『防衛ホーム』、2004年4月15日号、1面。『朝雲』、平成16年4月8日、1面。
- 100 『日本経済新聞』、2004年3月11日、42面。『朝雲』、平成16年3月18日、1面。外務省「報道発表 イラクのサマーワにおける給水車両の贈呈式の実施について」(平成16年3月10日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0310e.html>。
- 101 外務省「報道発表 イラクにおける草の根・人間の安全保障資金協力の実施について」(平成16年2月9日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0209f.html>。
- 102 佐藤、前掲書、17-24頁。
- 103 外務省「報道発表 イラクにおける日本NGO支援無償資金協力の実施について」(平成16年2月20日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0220c.html>。
- 104 『朝雲』、平成16年3月18日、3面。
- 105 外務省「報道発表 イラクの「サマーワ総合病院緊急医療品供与計画」に対する草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成16年3月19日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_319a.html>。
- 106 『日本経済新聞』、2004年5月24日、38面。
- 107 時事通信「イラク支援で民間技師公募＝来月にもヨルダンへ文民派遣－政府」2004/03/22/1233
- 108 佐藤、前掲書、148-149頁。山本、川口、田中、前掲書、179頁。
- 109 山本、川口、田中、前掲書、179頁。
- 110 『朝雲』、平成15年11月13日、1面。

-
- 111 『日本経済新聞』、2004年2月13日、1面、夕刊2面。
- 112 『日本経済新聞』、2004年2月14日、2面。
- 113 『日本経済新聞』、2004年4月7日、11面。『日本経済新聞』、2004年4月8日、夕刊1面。
- 114 『朝雲』、平成16年4月15日、1面。
- 115 『日本経済新聞』、2004年4月15日、43面。
- 116 『日本経済新聞』、2004年4月22日、夕刊1面。
- 117 『日本経済新聞』、2004年4月30日、30面。
- 118 内閣官房「参考3 陸上自衛隊サマーワ宿营地及びその周辺における事案」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』(平成21年7月)
- 119 『日本経済新聞』、2004年5月11日、夕刊1頁。
- 120 『毎日新聞』、2004年5月15日、夕刊1面。
- 121 『日本経済新聞』、2004年5月19日、8面。
- 122 佐藤、前掲書、155-156頁。
- 123 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、93頁。
- 124 同上、97-98頁。
- 125 同上、59頁。『日本経済新聞』、2004年4月7日、11面。
- 126 『日本経済新聞』、2004年4月23日、2面。
- 127 『日本経済新聞』、2004年2月24日、夕刊23面。
- 128 『日本経済新聞』、2004年2月27日、8面。
- 129 『朝雲』、平成16年3月11日、3面。
- 130 『朝日新聞』、2004年7月10日、14面。
例えば、2004年3月2日夜、オランダ軍連絡将校から、迫撃砲を載せたピックアップトラックが、自衛隊宿营地を探してサマーワ市内数か所で聞いて回っているという情報をもたらされ、急ぎょ退避が行われたという(金子貴一『報道できなかった自衛隊イラク従軍記』(学習研究社、2007年)、155-158頁)。
- 131 『日本経済新聞』、2004年4月9日、4面。
- 132 『朝雲』、平成16年4月15日、1面。
- 133 『朝雲』、平成16年4月22日、1面。『日本経済新聞』、2004年4月16日、2面。
- 134 柳澤協二『検証 官邸のイラク戦争』(岩波書店、2013年)、117頁。
- 135 出川、前掲論文、134-135頁。
- 136 産経新聞イラク取材班『イラク自衛隊の真実』(扶桑社、2006年)、161頁。
- 137 柳澤、前掲書、106-109頁。
- 138 山本、川口、田中、前掲書、180頁。
- 139 朝日新聞社「自衛隊50年」取材班『自衛隊 知られざる変容』(朝日新聞社、2005年)、126頁。
- 140 同上、114-115頁。
- 141 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、63-64、68頁。
- 142 同上、67-70、107-108頁。
- 143 『日本経済新聞』、2004年4月2日、42頁、『防衛ホーム』、2004年5月1日号、3面。
- 144 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、42-43頁。
- 145 同上、46-47頁。
- 146 同上、172-173頁。
- 147 『朝雲』、平成16年7月1日、3面。
- 148 『朝雲』、平成17年6月16日、1面。
- 149 『朝雲』、平成16年6月3日、1面。
- 150 『朝雲』、平成16年6月3日、1面。『日本経済新聞』、2004年5月17日、夕刊15面。
- 151 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、182-183頁。
- 152 『日本経済新聞』、2004年5月17日、夕刊15面。2004年5月24日、夕刊14面。
- 153 『日本経済新聞』、2004年5月31日、夕刊19面。

- 154 『日本経済新聞』、2004年6月7日、38面。
- 155 『日本経済新聞』、2004年6月7日、38面。
- 156 産経新聞イラク取材班、前掲注45書、80-81頁。
- 157 『日本経済新聞』、2004年4月23日、2頁。
- 158 『日本経済新聞』、2004年4月26日、2面。
- 159 『日本経済新聞』、2004年5月8日、夕刊11面。『日本経済新聞』、2004年5月9日、2面。『防衛ホーム』、2004年5月15日号、1面。
- 160 『日本経済新聞』、2004年6月1日、39面。
- 161 『朝雲』、平成16年6月3日、1面。
- 162 防衛省「陸上自衛隊 第2次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%iraq/photo_a02.html>2014年6月1日アクセス。
- 163 『朝雲』、平成16年7月15日、1面。
- 164 『朝雲』、平成16年6月10日、1面。
- 165 防衛省「陸上自衛隊 第2次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%iraq/photo_a02.html>2014年6月1日アクセス。
- 166 『朝雲』、平成16年6月17日、1面。
- 167 『朝雲』、平成16年7月15日、1面。
- 168 『朝雲』、平成16年6月10日、1面。
- 169 『朝雲』、平成16年6月24日、1面。
- 170 『朝雲』、平成16年6月17日、1面。
- 171 防衛省「陸上自衛隊 第2次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%iraq/photo_a02.html>2014年6月1日アクセス。『朝雲』、平成16年7月29日、3面。
- 172 『朝雲』、平成16年7月22日、1面。
- 173 『外交フォーラム』平成17年1月号(外務省HP< http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/g_forum_0501.html>への転載を参照)。
- 174 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成16年6月18日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0618a.html>。
- 175 『日本経済新聞』、2004年7月13日、2面。外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成16年7月12日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0712b.html>。
- 176 『朝雲』、平成16年7月29日、1面。
- 177 山本、川口、田中編著、前掲書、180頁。
- 178 佐藤、前掲論文、317-318頁。
- 179 同上、318-319頁。
- 180 産経新聞イラク取材班、前掲注136書、77頁。
- 181 同上、82-83頁。
- 182 『朝雲』、平成16年8月8日、3面。
- 183 『朝雲』、平成16年7月22日、2面。
- 184 『朝雲』、平成16年7月29日、1面。
- 185 『朝雲』、平成16年9月2日、3面。
- 186 『日本経済新聞』、2004年8月10日、夕刊2面。
- 187 産経新聞イラク取材班、前掲注136書、78頁。内閣官房「参考3 陸上自衛隊サマーワ宿营地及びその周辺における事案」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』(平成21年7月)。
- 188 『日本経済新聞』、2004年8月11日、2面。
- 189 『毎日新聞』、2004年8月11日、5面。
- 190 中日新聞社社会部、前掲書、192頁。
- 191 『毎日新聞』、2004年8月24日、夕刊11面。

-
- 192 『読売新聞』、2006年6月22日、2面。
 193 『読売新聞』、2006年6月22日、2面。
 194 『毎日新聞』、2004年8月26日、2面。
 195 『朝雲』、平成16年9月2日、1面。
 196 産経新聞イラク取材班、前掲注136書、78-82頁。
 197 同上、78頁。
 198 『日本経済新聞』、2004年8月25日、2面
 199 『読売新聞』、2006年6月22日、2面。
 200 『毎日新聞』、2004年6月8日、3面。
 201 『日本経済新聞』、2004年7月26日、38面
 202 『朝雲』、平成16年8月19日、1面。
 203 陸上自衛隊東北方面隊広報紙『みちのく』、平成16年9月1日、1面。
 204 中日新聞社社会部、前掲書、192頁。
 205 『朝雲』、平成16年9月2日、1面。
 206 『朝雲』、平成16年9月2日、1面。
 207 『朝雲』、平成16年9月9日、1面。
 208 『朝雲』、平成16年9月16日、1面。
 209 田浦2次業支隊長へのインタビュー。
 210 産経新聞イラク取材班、前掲注136書、34-35頁。田浦2次業支隊長へのインタビュー。
 211 田浦正人「誇りと感謝(イラク復興支援雑感)」『修親』2008年5月号、27-28頁。産経新聞イラク取材班、前掲注136書、90-91頁。
 212 田浦2次業支隊長へのインタビュー。
 213 『日本経済新聞』、2004年6月26日、38面。
 214 『朝雲』、平成16年7月1日、3面。
 215 『朝雲』、平成16年7月8日、3面。
 216 『朝雲』、平成16年8月5日、2面。
 217 『朝雲』、平成15年10月9日、1面。
 218 松村3次群長へのインタビュー。
 219 同上。
 220 同上。
 221 同上。
 222 『毎日新聞』、2004年5月31日、夕刊8面。
 223 『日本経済新聞』、2004年6月16日、39面。『朝雲』、平成16年6月24日、2面。
 224 『朝雲』、平成16年8月5日、1面。
 225 『みちのく』、平成16年8月1日、11面。『朝雲』、平成16年7月15日、1面。『朝雲』、平成16年8月5日、1面。
 226 松村3次群長へのインタビュー。
 227 『日本経済新聞』、2004年7月22日、2面。『朝雲』、平成16年7月29日、1面。
 228 『朝雲』、平成16年9月9日、1面。
 229 『日本経済新聞』、2004年8月9日、夕刊2面。『みちのく』、平成16年9月1日、1面、9面。『朝雲』、平成16年8月19日、1面。
 230 『朝雲』、平成16年9月2日、1面。
 231 『みちのく』、平成16年9月1日、1面。
 232 『朝雲』、平成16年10月21日、1面他。
 233 『朝雲』、平成16年10月7日、1面。
 234 中日新聞社社会部、前掲書、134-135頁。
 235 『朝雲』、平成16年10月21日、1面。
 236 『朝雲』、平成16年9月23日、3面。
 237 『朝雲』、平成16年11月18日、3面。
 238 『朝雲』、平成16年12月2日、1面。

- 239 『朝雲』、平成16年11月4日、1面。
- 240 『朝雲』、平成16年12月2日、1面。
- 241 『朝雲』、平成16年9月23日、3面。
- 242 『朝雲』、平成16年10月21日、1面。
- 243 『朝雲』、平成16年11月4日、1面。
- 244 『朝雲』、平成16年11月18日、3面。
- 245 『朝雲』、平成16年11月4日、1面。
- 246 『朝雲』、平成16年11月11日、1面、4面。
- 247 『朝雲』、平成16年11月18日、3面。
- 248 『みちのく』、平成16年10月1日、1面、9面、『朝雲』、平成16年9月23日、3面。
- 249 『朝雲』、平成16年10月28日、1面、16年11月4日、2面。
- 250 『朝雲』、平成16年11月25日、3面、16年12月2日、1面。
- 251 「参考3 陸上自衛隊サマーワ宿営地及びその周辺における事案」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』(平成21年7月)<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/kokaihou dou.pdf>。田浦正人「誇りと感謝ーイラク復興支援雑感ー」『修親』2008年5月号、28頁。
- 252 田浦、前掲論文、29頁。
- 253 田浦、前掲論文、29-30頁。
- 254 出川、前掲論文、135頁。
- 255 佐藤、前掲書、133-135頁。
- 256 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成16年8月11日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0811b.html>。
- 257 『日本経済新聞』、2004年9月17日、夕刊2面。
- 258 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障資金協力について」(平成16年9月17日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0917b.html>。
- 259 『朝雲』、平成16年10月21日、1面。
- 260 外務省「報道発表 イラクのサマーワにおける警察車両の贈呈式の実施および警察車両供与計画輸送の完了について」(平成16年10月13日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/rls_1013a.html>。
- 261 『朝雲』、平成16年10月28日、1面。外務省「報道発表 イラクのサマーワにおける給水車および給水タンクの贈呈式の実施について」(平成16年10月22日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_1022f.html>。
- 262 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成16年9月7日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_0907a.html>。
 なお、この浄水装置セットに係る署名式は、10月24日、宿営地内で行われた(『朝雲』、平成16年10月28日、1面)。
- 263 佐藤、前掲書、150-151頁。
- 264 『朝雲』、平成16年10月7日、1面。
- 265 佐藤、前掲書、150頁。外務省「報道発表 イラク・ムサンナー県オリンピック委員会に対する草の根文化無償協力について」(平成16年9月30日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/rls_0930g.html>。
- 266 『朝雲』、平成16年11月25日、3面。
- 267 『朝雲』、平成16年11月25日、3面。
- 268 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成16年11月18日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_1118c.html>。

- 269 江端康行「在サマーワ連絡事務所より サマーワ「キャプテン翼」大作戦ー給水車が配る夢と希望ーその1」(平成16年12月)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Iraq/renrak_u_j_0412a.html>。
- 270 小林弘裕「サマーワでの楽しみ」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/koi_mm219.html>。
- 271 山本、川口、田中編著、前掲書、178頁、190頁。
- 272 江端康行「在サマーワ連絡事務所より サマーワ「キャプテン翼」大作戦ー給水車が配る夢と希望ーその2」(平成16年12月)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Iraq/renrak_u_j_0412b.html>。
- 273 江端康行「在サマーワ連絡事務所より サマーワ「キャプテン翼」大作戦ー給水車が配る夢と希望ーその3」(平成16年12月)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Iraq/renrak_u_j_0412c.html>。
- 274 『朝雲』、平成16年9月16日、3面。
- 275 『朝雲』、平成16年9月30日、3面。
- 276 『朝雲』、平成16年10月7日、1面。
- 277 『日本経済新聞』、2004年10月24日、1面。
- 278 『日本経済新聞』、2004年10月24日、2面。
- 279 『朝雲』、平成16年11月4日、1面。
- 280 『日本経済新聞』、2004年11月2日、1面。
- 281 『朝雲』、平成16年11月11日、4面。
- 282 『朝雲』、平成16年11月18日、3面。
- 283 『朝雲』、平成16年12月9日、1面。
- 284 産経新聞イラク取材班、前掲注136書、247頁、250-251頁。
- 285 同上、251-254頁。
- 286 『日本経済新聞』、2004年11月27日、夕刊10面。『朝雲』、平成16年12月2日、1面。
- 287 『日本経済新聞』、2004年12月4日、夕刊12面。
- 288 『みちのく』、平成17年1月1日、9面。『朝雲』、平成16年12月16日、1面。なお、予備群長は、第9後方支援連隊長が充てられていた。
- 289 『みちのく』、平成17年2月1日、6面。
- 290 『防衛ハンドブック』平成24年版、792頁。『日本経済新聞』、2003年12月19日、夕刊1面。
- 291 『防衛ホーム』、2004年1月15日号、1面。
- 292 『日本経済新聞』、2003年12月25日、1面。
- 293 空自の派遣先国として、派遣直後の報道にはクウェートの他に米軍との調整を行うため「カタール」に派遣されたことが明記されるものがあったが、派遣当初からカタール側が国民感情等を理由に一切の報道を望まない姿勢とされていた(『日本経済新聞』、2003年12月27日、6面)。また『朝雲』でも空輸計画部の所在地として「カタールのアルウデイド空軍基地」とも明記されていたが(平成16年5月6日、1面)、その後空輸計画部との名称に触れられることが少なくなり、平成17年に入ると「周辺国などで空輸支援にあたった」(4期要員について、『朝雲』、平成17年3月3日、2面)、「周辺国で関係諸国との連携強化、運航調整等に尽力した」(5期要員について、『朝雲』、平成17年6月2日、2面)などの表現が用いられるようになっていった。
- 294 『日本経済新聞』、2003年12月27日、夕刊1面。
- 295 『日本経済新聞』、2003年12月26日、夕刊1面。
- 296 『日本経済新聞』、2003年12月27日、夕刊1面。
- 297 『日本経済新聞』、2003年12月10日、夕刊1面。
- 298 『日本経済新聞』、2003年12月17日、夕刊2面。
- 299 『日本経済新聞』、2004年1月10日、1面。
- 300 『防衛ホーム』、2004年2月1日号、1面。
- 301 『防衛ホーム』、2004年2月1日号、1面。

-
- 302 『朝雲』、平成16年2月5日、1面。
- 303 『毎日新聞』、2004年1月23日、1面。
- 304 『日本経済新聞』、2004年2月6日、夕刊2面。
- 305 『日本経済新聞』、2004年2月6日、夕刊2面。
- 306 『日本経済新聞』、2004年2月10日、2面。
- 307 『日本経済新聞』、2004年2月11日、2面。
- 308 『朝雲』、平成16年2月12日、1面。
- 309 新田朋之「航空自衛隊初の脅威下の運航 訓練と隊員の質の高さで任務を完遂」『おやばと』平成25(2013)年9月15日、2面。
- 310 『朝雲』、平成16年3月26日、1面。
- 311 『日本経済新聞』、2004年2月17日、夕刊1面。
- 312 『日本経済新聞』、2004年2月18日、夕刊2面。
- 313 『日本経済新聞』、2004年2月21日、3面。
- 314 『日本経済新聞』、2004年2月26日、43面。
- 315 『日本経済新聞』、2004年3月2日、38面。
- 316 『朝雲』、平成16年3月11日、1面。
- 317 『防衛ホーム』、2004年3月15日号、1面。『朝雲』、平成16年3月18日、3面。
- 318 『日本経済新聞』、2004年3月4日、1面、42面。
- 319 『朝雲』、平成16年3月11日、3面。
- 320 新田、前掲論文、2面。
- 321 『朝雲』、平成16年4月1日、3面。
- 322 『毎日新聞』、2004年3月4日、1面。
- 323 『日本経済新聞』、2004年3月18日、夕刊1面。
- 324 『日本経済新聞』、2004年4月8日、夕刊2面、『朝雲』、平成16年4月15日、1面。
- 325 『朝雲』、平成16年6月3日、1面。
- 326 『日本経済新聞』、2004年4月16日、2面
- 327 『朝雲』、平成16年4月22日、1面。
- 328 『朝雲』、平成16年7月1日、2面。
- 329 『毎日新聞』、2004年6月26日、5面。
- 330 『毎日新聞』、2008年12月16日、12面。
- 331 織田、「イラク派遣の回顧と展望」、9頁。
- 332 同上、6-7頁。
- 333 同上、9頁。
- 334 『朝雲』、平成16年4月22日、1面。
- 335 空自関係者へのインタビュー。
- 336 『日本経済新聞』、2004年4月12日、夕刊14頁。
- 337 『朝雲』、平成16年5月6日、1面。
- 338 『朝雲』、平成16年5月6日、1面。
- 339 『朝雲』、平成16年10月7日、1面。
- 340 『防衛ホーム』、2004年8月1日、8面。
- 341 『朝雲』、平成16年4月1日、3面。
- 342 『防衛ホーム』、2004年10月15日、8面。
- 343 『日本経済新聞』、2004年3月12日、夕刊14面。
- 344 『日本経済新聞』、2004年4月1日、夕刊14面。
- 345 『防衛ホーム』、200年12月15日号、8面。
- 346 『朝雲』、平成17年1月6日、2面。
- 347 『毎日新聞』、2004年6月5日、2面。
- 348 『日本経済新聞』、2004年6月16日、2面。
- 349 『日本経済新聞』、2004年6月1日、2面。
- 350 『日本経済新聞』、2004年5月28日、2面。

-
- 351 『日本経済新聞』、2004年6月1日、夕刊2面。
- 352 『防衛白書』平成16年版、190頁。
- 353 『日本経済新聞』、2004年6月9日、夕刊1面。
- 354 『日本経済新聞』、2004年6月12日、2面。
- 355 『日本経済新聞』、2004年6月15日、2面。
- 356 『日本経済新聞』、2004年6月17日、2面。
- 357 『防衛白書』平成16年版、210頁。
- 358 『日本経済新聞』、2004年6月29日、1面。
- 359 『日本経済新聞』、2004年7月14日、2面。
- 360 『日本経済新聞』、2004年8月18日、2面。
- 361 『毎日新聞』、2004年8月26日、2面。
- 362 『毎日新聞』、2004年9月21日、夕刊1面。
- 363 『日本経済新聞』、2004年9月21日、夕刊2面
- 364 『毎日新聞』、2004年9月22日、2面。
- 365 『日本経済新聞』、2004年9月22日、2面。
- 366 『日本経済新聞』、2004年9月21日、1面。
- 367 『日本経済新聞』、2004年9月22日、2面。
- 368 『日本経済新聞』、2004年10月7日、夕刊2面。『朝雲』、平成16年10月14日、1面。
- 369 『日本経済新聞』、2004年10月27日、夕刊1面他。2004年11月1日、1面。
- 370 『日本経済新聞』、2004年11月2日、1面。
- 371 『日本経済新聞』、2004年11月8日、夕刊2面。
- 372 『日本経済新聞』、2004年11月12日、2面。
- 373 『日本経済新聞』、2004年11月9日、夕刊2面。
- 374 『日本経済新聞』、2004年11月11日、2面。
- 375 『日本経済新聞』、2004年11月6日、2面。
- 376 『日本経済新聞』、2004年11月21日、1面。
- 377 『日本経済新聞』、2004年11月21日、2面。
- 378 『日本経済新聞』、2004年11月29日、2面。
- 379 『日本経済新聞』、2004年11月30日、夕刊2面。
- 380 『毎日新聞』、2004年11月29日、1面。
- 381 『日本経済新聞』、2004年11月12日、2面。
- 382 『日本経済新聞』、2004年12月2日、2面。
- 383 『日本経済新聞』、2004年12月4日、2面。
- 384 『日本経済新聞』、2004年12月4日、2面。
- 385 『日本経済新聞』、2004年12月4日、夕刊2面。
- 386 『日本経済新聞』、2004年12月6日、2面。『防衛ホーム』、2004年12月15日号、1面、『朝雲』、平成16年12月9日、1面。
- 387 2004年4月の渡航自粛勧告以来、サマーワからメディアの邦人スタッフが退去していたため、防衛庁長官の視察への同行取材という案もあった。しかし視察日程を事前に公表すればテロの標的となる恐れがあり、また多数の記者団を同行させることになれば警備の面で多国籍軍や現地部隊に必要な以上の負担を強いることになるため、実現は困難と考えられた。また、小泉総理の部隊視察については、早い時期から行わないとの意向が伝えられていた。現地を視察・激励したいとの発想は当然だが、現地での日常業務への阻害となるほか、イラク側の様々な要望に応える用意も必要となり、それに答えられなければかえって部隊に対する反発を強めることが懸念された。また野党からの調査要求等も断れなくなるという政治的なデメリットもあるので、リスクを冒してまで現地視察をする意味はないというのが官邸の判断とされていた(柳澤、前掲書、117-118頁)。
- 388 『日本経済新聞』、2004年12月6日、夕刊2面。
- 389 『朝雲』、平成16年12月9日、1面。
- 390 『日本経済新聞』、2004年12月7日、2面。

³⁹¹ 『毎日新聞』、2004年12月9日、5面。

³⁹² 『朝雲』、平成16年12月16日、1面。なお、「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」(平成17年12月8日、閣議決定)< www.kantei.go.jp/jp/fukkosien/iraq_051208kettei>参照。

余 白

第3章 対応措置の継続（基本計画2年目：2005年）

2004年12月9日に基本計画の延長が閣議決定されたことを受け、イラクにおける対応措置も2005年12月14日までの2年目の活動に入ることとなった。

陸自の活動は、基本計画延長直前の2004年11月から展開が始まった4次群以後、2005年2月に5次群、5月に6次群、8月に7次群が3ヶ月間隔で順次派遣され、人道復興支援活動が継続されるとともに、業支隊も2005年1月末に3次要員、同7月には4次要員に、それぞれ要員交代が行われた。

空自も引き続き人道支援物資や陸自関係物資を主体にクウェートとイラク南部の間で空輸活動を継続していたが、C-130H輸送機自体や運航クルーのローテーションの関係等から、運航開始後2年目に入る2005年3月に前段要員が交代した6期要員から、派遣期間が5期までの3ヶ月から4ヶ月に延長された。

このように陸自、空自の活動が継続する一方、イラク復興に向けた政治プロセスは2005年1月30日にイラク国民議会選挙が行われ、4月28日には移行政府が発足、8月15日にはイラク憲法草案が起草され、その是非を問う憲法草案国民投票が10月15日、本格政権樹立に向けた国民議会選挙が12月15日に行われるなど、逐次進展を見せ、基本計画における活動期限の延長が、対応措置の実施の終了、特に陸自部隊の撤収時期の判断と合わせて議論、検討されるようになっていった。

本章では、陸自派遣部隊については、4次群から7次群と業支隊の3次要員及び4次要員による活動を、また空自派遣部隊に関しては、2004年12月から派遣された第5期要員から2005年11月まで活動した第7期要員までの活動について、それぞれ概観するとともに、基本計画の延長に関する議論が、陸自の撤収に向けた変化も念頭に、どのように行われたのかを見ることとする。

1 陸自の活動：4次群

2003年12月に決定された当初の基本計画により派遣期限は1年間とされ、2004年12月までに活動継続の要否を判断する必要があった一方、復興支援群の派遣は2004年2月以降に開始されたため、3か月毎の部隊交代を前提とすると4次群の派遣期間中に基本計画で定める期限を迎えることとなっていた。そのため、4次群の派遣が想定された時期は、基本計画の延長を巡る議論によっては派遣されず、あるいは派遣途中での撤収も否定できなかったが、派遣準備作業は、サマーワへの派遣に向けた調整が政治的な焦点となっていた2003年秋頃から始められていた。

（1）活動に向けた準備

（準備活動の開始）

当初決定された基本計画上の派遣期限である2004年12月にかけての派遣が見込まれた4次群は、3次群に次いで東北方面隊隷下の第6師団を基幹に編成されることが見込まれた。第6師団における4次群派遣に向けた準備活動は、まず2004年4月までに準備作業の中核と

なり、また派遣時には群本部の主要なスタッフとなる1科から4科の長となるメンバーの人選から始められたが、この作業は師団司令部と同じ神町駐屯地に所在する第20普通科連隊長を中心に行われた。連隊長の福田築1佐は、2003年4月に陸幕訓練課評価班長から着任していたが、同年秋に行われた第20普通科連隊を基幹とする戦闘団検閲の終了後に、師団長から、師団にイラク派遣の任務が来た場合には、状況によってその指揮官として考えている旨の意向が、内々、伝えられていた。福田1佐としては、師団内には他に海外派遣任務に適任と思われた者がいたことなどもあり、自らがイラクに派遣されるとは考えていなかったという¹。

基幹要員の人選作業は、例えば副群長要員については師団長から師団隷下の施設大隊長を充てる意向が示され、あるいは警備の責任者は、陸幕とも調整の上、2004年4月に着任してきた。編成全般については、師団長から建制を保持する方針が示されており、それが福田1佐の希望でもあったので、4次群の管理機能を担う本部管理中隊や給水隊には第20普通科連隊の隊員を、また宿営地内で調理を担当する糧食部門には特科連隊の隊員を、それぞれの専門職務に必要な教育を受けさせた上で、充てるように工夫された²。

（準備訓練）

準備訓練の実施に先立ち、1次群や2次群の訓練時の資料が活用されるとともに、科長候補など群本部の主要なスタッフと共に、開始されたばかりの3次群の訓練状況の研修が行われた。またそれに先立ち、2004年2月4日から15日にかけて王城寺原演習場で、第20普通科連隊が担当して、日米共同実動訓練(FTX)が実施されていた。この実動訓練では、2月5日から各機能別訓練としてスキー訓練、武装工作員対処訓練、実弾射撃訓練等が実施された後、同14日～15日に総合訓練が行われたが、その際、車列の警護要領の展示やイラクへの派遣経験のある米兵との意見交換などが行われ、派遣準備に向けたノウハウの習得にもつながっていた³。

準備訓練も2004年4月から開始されたが、同年12月にイラク国民議会の選挙の実施が予定され、また2005年春にはオランダ軍の交代が見込まれるなど情勢が厳しくなることが予期されたので、訓練は警備を主眼として実施された⁴。

訓練の具体的な内容については、2月のFTXを担当した際のノウハウがあり、また群本部の要員も第20普通科連隊からのメンバーを多く起用したことなどから、師団や方面総監部の支援を受けつつ、準備隊を中心に計画された。例えば警備については、宿営地から外に出て、移動間、移動先それぞれで警護を行い、安全に宿営地に帰還するという基本的な動き自体はさほど難しい内容ではないものの、具体的にどのような状況で、いかなる体勢で射撃するのかという判断の部分が課題となった。また、第9師団と同じく、当時の第6師団の部隊は64式小銃を使用していたため、89式小銃に慣れる基礎的な訓練から始める必要があった。そのためできるだけ銃に慣れるよう、衛生要員等も含め、できるだけ多く実弾射撃を行うように計画された。また通常は銃を携行する際には空砲でも装填していないため、実弾を装填した状態で小銃を携行することは相当なストレスだったので、訓練中は空砲を装填して行動するような工夫もされた⁵。このように、武器使用であれば、撃つてよい状態ならば、少しでも早く射撃できるスキルを持たせる一方で、撃つてはいけない状況では確実に撃たないように、状況についての判断力が徹底的に訓練された⁶。

訓練実施に際しては、厳しい訓練をする以上、参加者はイラクに行きたいという希望者が多いのが当然だが、派遣期間中に予期された現地情勢の厳しさなどを踏まえ、訓練を通じて客観的に判断して派遣要員を指定することが望ましいと考えられたので、当初の段階では参加者を「正要員」と「予備要員」に分けず、ある程度訓練が進んだ段階で練度や気持ちの面も考慮して、「正」と「予備」が指定された。そのため、訓練の最初から当然派遣されないメンバーも出てくる旨話はされていたが、人選を直接行う中隊長などにとって、要員選考は心情的に厳しい作業となった⁷。

その他、隊員の笑顔をチェックする訓練まで行われ、例えば軽装甲機動車の銃手なら、外からは防護板によって見えない右手は銃を操作できる状態にする一方、左手を振るとともに、停車時には現地の人とアイコンタクトができるような訓練が行われた。その際、ある程度「威厳を保つ」と同時に、硬い表情とならないよう、状況に応じた笑顔チェックが行われていた。また、警備事案が発生した場合など、現場の情報がすぐにわかるよう、主観を交えない客観的な情報を伝えられないと、指揮官の状況判断を誤らせることになるので、無線による通信についても、そのような観点から事前訓練が行われた⁸。

また、準備訓練開始後も、研究本部が取りまとめた教訓の活用や、1次群の帰国後は番匠群長はじめ現地で活動した基幹要員との意見交換などを通じて、現地の状況や活動内容について方向性が明らかになるのに応じて、訓練内容もそれに対応したものにすることができたという⁹。9月21日には佐藤1次業支隊長が第6師団司令部を訪問し、その際、以前、第1次ゴラン高原派遣輸送隊長として派遣された際の部外協力団体からの支援に対するお礼として、協力団体関係者との懇談も行われた¹⁰。

準備訓練も進み、9月28日には、王城寺原演習場において4次群派遣準備隊の訓練が報道機関に公開され、給水、衛生隊などあわせて約50人により、衛生隊による野外手術システム車内での負傷者の模擬手術の様子や、現地での活動を想定して完全武装した隊員が汚れた水をくみ上げ浄水セットを使用して浄化、飲料水として給水車へ配水する活動が展示された。また、装備品として、隊員が装備する84ミリ無反動砲、110ミリ携帯対戦車弾、人員などの輸送に使用する96式装輪装甲車、軽装甲機動車、施設器材等が展示されたほか、隊員が装着するヘルメットと戦闘防弾チョッキを着用しての軽装甲機動車の体験搭乗も行われた。師団からは、この時点で準備はかなりできており、命令が出ればいつでも派遣できる状況と説明されていた¹¹。

王城寺原演習場には、方面隊によりサマーワ宿営地を模した訓練施設が設けられ、派遣要員候補全体を集めた訓練が行われていた。この訓練は、個別の技量向上だけでなく、むしろサマーワの宿営地と同様の環境で、食事、宿泊などを共にすることによって臨時に編成される部隊としてのチームワークを作るのに有益だったという。また、警備部隊については、北富士演習場に設けられた専用の訓練施設において、デモ対応などの警備向けの訓練も別途実施された¹²。

その後、森陸幕長が、10月7日にサマーワを視察した後¹³の同月18日、王城寺原演習場において準備訓練を視察した¹⁴。この際、派遣前の総合訓練は一通り終了していたので、射撃訓練の場面が選ばれたという¹⁵。

（部隊の展開）

4次群の編成命令が11月4日に、次いで3次群との部隊交代命令が翌5日に、大野防衛庁長官から東北方面総監に発出された。これを受け同5日、神町駐屯地で師団による編成完結式が行われ、群長から第6師団長に対して編成完結を報告、師団長から群長に対し4次群の真新しい門標が手渡された¹⁶。

12月14日に基本計画の期限を迎える時期での編成命令の発出に対しては、明らかに12月以降の派遣延長を前提とするものとして野党から批判があった¹⁷。また、3次群の場合、7月21日に編成命令、同28日に派遣命令がそれぞれ発出され、二つの命令の間に1週間ほどの間隔があったが、当初10月下旬に発出される予定だった編成命令が、臨時国会で民主党などが派遣期間の延長に反対する姿勢を鮮明にするとともに、10月22日、30日と宿営地に対する砲撃が連続したこと、同26日に発生した幸田証生さんの人質事件への影響などが懸念され、発出時期が遅くなったとされている¹⁸。

隊旗授与式は11月13日、神町駐屯地において実施され、489人の派遣要員のほか予備要員も含め約650人が参加した¹⁹。同日夜、群長以下第1波約200人が、民間チャーター機で仙台空港からクウェートに向けて出発した²⁰。その後、クウェートでの慣熟訓練の後、第1波のうち約80人が11月20日午後、サマーワ宿営地に到着した²¹。クウェートでは日本での準備訓練時に使用し人員とは別途輸送された銃を使って実弾射撃も行われた。4次群長としては、射撃訓練は日本で十分な練度に達しているため、クウェートでの訓練自体は練度向上よりも、イラク入りする際の気持ちの切り替えの場として捉えられていた²²。

その後、12月6日まで4次群の要員すべてが宿営地に到着し、同日午後6時（日本時間7日午前零時）をもって3次群長から4次群長に指揮権が転移し、4次群が正式に復興支援活動を開始した²³。

（2）人道復興支援活動の状況

人道復興支援活動は、先遣隊から1次業支隊にいたる活動開始期の試行錯誤を進展させ、2次業支隊においては復興支援活動のマニュアル化が進められた。当初は毎日、部族や個人が宿営地に陳情に訪れたが、自衛隊が対応できる事業、特に学校や低所得者のアパート補修などは優先順位をつけて徐々に実施された。見積りも担当し、ODA案件の発電施設、橋梁、新しい医療施設などについても耳を傾け、イラク人とともに対策を考えるように努めた結果、宿営地内にロケット弾が着弾するなど7回の砲撃を受けたが、話し合って良好な関係を築くことができ、部族や地元有力者の間で「自衛隊は復興支援に来たのであって占領軍ではない」という評価が次第に高まっていった²⁴。

4次群の派遣時は、2005年1月30日の国民議会選挙をスムーズに実施する立場とそれを妨害する立場とのせめぎ合いとも認識されるなか、同年3月以降のオランダ軍からイギリス軍への部隊交代も見通して、随時、宿営地外での活動の自粛などの措置がとられていた²⁵。

① 医療支援活動

医療支援は、引き続き、サマーワ総合病院への医療支援(2005年1月2日他)、サマーワ母子病院での医療支援(同1月5日、2月5日、2月9日他)、宿営地における救急車センター搭乗員に対するJPTEC教育(2月5日)の実施などが、防衛省HPにおいて公表されている²⁶ほか、

第3章 対応措置の継続（基本計画2年目：2005年）

ヒドル病院、ルメイサ病院での医療技術指導や県医薬品倉庫における医薬品管理指導が実施されていた。

表：4次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
11/30～							指揮転移 (3→4)
12/7～							
12/14～						ルメイサ病院	
12/21～			総合病院				県医薬品倉庫 (医薬品管理 指導)
12/28～		母子病院	総合病院			総合病院	
H17 1/4～	総合病院	母子病院				ヒドル病院	
1/11～		母子病院 (医療技術指導) (器搬入)			宿营地①		
1/18～	母子病院 (医療技術指導) (検査機器 技術指導)						
1/25～			総合病院				
2/1～		母子病院			宿营地①		県医薬品倉庫
2/8～		母子病院総 合病院					
2/15～	総合病院	ヒドル病院					
2/22～		ルメイサ病院	総合病院				指揮転移 (4→5)

注1 表中「総合病院」は「サマワ総合病院」を、「母子病院」は「サマワ母子病院」をそれぞれ略記したもの。病院名等のみの記載は、宿营地外での医療技術支援の場合。

注2：宿营地内の場合、教育内容は次の丸数字による。

①→救急車搭乗員に対する病院前外傷教育プログラム(JPTEC)教育

出典：『朝雲』平成16年12月9日から平成17年3月3日までのイラク・ドキュメントの記載による。

備考 で囲われた日は、「陸上自衛隊 第4次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/photo_a04.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

② 公共施設の復旧

公共施設の復旧・整備については、新たな案件として、2004年12月29日にはマジッドのアル・フセイン地区道、同30日にサマーワ女子高前の噴水と同市内ティーチャーズパーク、2005年1月2日にはサマーワの県民生局のガレージ²⁷、同8日にはマジッドのアル・ジョラーン小学校とスウェイルのハビブ・イブン・ムターハル小学校の2校²⁸、さらに同17日にはナジミの小学校が、それぞれ補修工事に着手された²⁹。

一方、1月15日にサルマンの診療所とサッカーグラウンド、同16日にサマーワ市内の道路4か所の補修が完了³⁰したほか、2月26日にはナジミの診療所が竣工し、福田群長が出席してテープカットが行われた³¹。

この時期は、2004年12月の派遣延長時に、陸自による施設補修のための予算が予備費により月額1億円程度まで増額された結果、現地の雇用人員が以前の一日本300～500人規模から同約700人規模にまで増えていた³²。また当初、事業経費は、宿営地の土地賃料の残金や雑費が利用されていたが、平成17年度予算に正規に約10億円が計上され、雇用の拡大が安全確保につながると期待された³³。

③ 地域との交流

2005年1月7日、地元の子供らを宿営地に招待し「日本イラク親善フェスティバル」が開催された。餅つきや凧揚げ、羽根つきなどの日本の正月行事が紹介されたほか、輪投げや縄跳びなどのゲーム、バンド演奏なども行われたほか、イラクの子供たちからもテコンドーやボクシングの展示や歌が披露された³⁴。

3次群までの日伊交流行事はサマーワ市内のサマーワ・ギャラリーで行われていたが、宿営地外で実施される場合、警備に多くの要員が必要となり、限られた隊員しか参加できなかった。そのため、糧食、通信、宿営地内の施設整備など、通常は宿営地外に出る機会のない隊員も含め全員を交流行事に参加させたいという4次群長の意向で、4次群のサマーワ到着後、宿営地の出島地区での開催が、友好協会のアンマル会長などを通じて調整された。4次群長は派遣前から隊員に対して、サマーワの現地の人々とのツー・ショット写真を撮るよう勧めてきたこともあり、宿営地を出る機会の少ない隊員にも記念写真を撮る機会となり、少しでも復興支援のためにイラクに来ていると実感してほしい³⁵。

（3）ODAとの連携

2005年1月7日には2004年9月に実施決定された浄水装置6基のうち2基がヒラルル及びマジッドに設置され、同8日にはヒラルルの設置場所において供与式が行われ、ヒラルル評議会議長、マジッド評議会議長、ムサンナー県水道局長、外務省事務局長、陸自関係者等が出席した³⁶。サマーワ市内に設置された2基も同17日に設置が完了し、翌18日、サマーワ市評議会議長、ムサンナー県水道局次長、ムサンナー県井戸局長、外務省及び陸自関係者が出席して供与式が行われた³⁷。

また2004年8月に決定されていたムサンナー・テレビ局に対する機材の供与式も、2005年1月13日、陸自宿営地でテレビ局副局長、外務省事務局長、陸自関係者が出席して行われた。機材に加え、国際交流基金を通じて、NHKテレビ番組『プロジェクトX』と人形劇それぞれのアラビア語吹き替え版も無償で提供されることとなった³⁸。

2005年2月16日には2004年9月に実施が決定された道路・橋梁の修復機材の供与式と別途行われていた道路2.3kmのアスファルト舗装の竣工式がムサンナー県道路・橋梁局において実施され³⁹、同23日にはサマーワ西方のマージ・サワ道路のアスファルト舗装の起工式が行われ、陸自側から副群長などが出席した。起工式後には、会場となった小学校で児童へ文房具のプレゼントなども行われた⁴⁰。

一方、2004年12月12日には、同年4月に続き、フランスのNGOであるアクテッド(ACTED)による、サマーワ市南部、ムサンナー県郊外の約6.7万人への給水事業のため、給水車両44台分のレンタル料など約35万3,000ドル(約3,900万円)分の支援が決定された⁴¹。

道路補修事業に対する無償資金協力も引き続き実施され、2005年1月4日には宿営地で、

陸自が砂利舗装を行った道路総延長15.65kmのアスファルト舗装を行うための約121万ドル(約1億3,309万円)の贈与契約へサマーワ市民政局長による署名が行われた⁴²。2月7日には、同じくマジッド郡内の道路1.26kmのアスファルト舗装用として、約20万ドル(約2,200万円)の供与について、宿営地でマジッド郡民政局長等の関係者と署名式が行われた⁴³。また、同日、ムサンナー県保健局に対するプライマリー・ヘルス・センター(PHC)への医療器材と、サマーワ市に対するゴミ収集車、ゴミ用コンテナ等のゴミ収集用機材、それぞれの購入資金の供与のための書簡の交換も、宿営地で実施された⁴⁴。

2005年2月9日には、サマーワ総病院において、2004年5月に引き続き医療器材供与のための総額約67万ドル(約7,477万円)の無償資金協力に関する贈与契約署名式が、外務省及び陸自関係者、ムサンナー県保健局長、サマーワ総合病院院長等が出席して行われた⁴⁵。

(4) 安全確保のための措置

(ロケット弾等への対応)

2005年1月11日午後6時50分ごろ、宿営地近くで大きな爆発音が一回聞こえ、翌12日、ロケット弾1発が宿営地内の空き地に着弾していたのが確認された。ロケット弾には信管は付いていたが爆発せず、隊員や施設に被害はなかった。宿営地内への着弾は2004年10月22日、同31日に続いて3回目となるが、それまでの事案は深夜から未明にかけて起きており、隊員は防護措置を施した居住施設内にいることが多かったが、この1月11日の事案は日没から1時間半程度で発生し、隊員が居住施設外で活動している可能性のある時間帯であったなど、時間帯や飛来した方角が従来の事案とは異なっていたため、夜間にも防弾チョッキを着用するようになるなど、警戒が一層強化された⁴⁶。

(指揮官としての判断)

4次群長は、政治的な判断なり、政治的な事柄に影響を及ぼしかねない案件については、陸幕以上に相談する必要があると考えていた一方で、現地の状況を踏まえた安全確保の判断などは、基本的には現地に任されていると認識していた。そのため、復興支援活動のため宿営地外に出る際も、基本的には陸幕等に確認はしない一方で、かりに安全に関わる明らかな情報があつて、その上で宿営地外で活動するか、それとも活動を自粛するかの選択肢があるような場合などは、相談すべきか否かの判断に苦慮された⁴⁷。

現地では、むしろ多様な情報をどのように分析、評価するかが課題だった。現地のイギリス軍やオランダ軍など多国籍軍からの情報に加えて、陸幕からも各種の情報が送られてくるので、それらの見極めと同時に、関係先から入手できている情報が質の高いものかどうかが課題だった。他方で、安全に対する脅威情報は自衛隊に対するシグナルと受け止め、そのシグナルに対しては必ずシグナルを送り返すよう、隊員にも徹底されていた。例えば軽装甲機動車の上部には、防弾版が上向きの逆台形に取り付けられていたが、ある時、そこに手りゅう弾を投げ込むという情報もたらされた。それに対し、警備部隊の発案で防弾版の上を覆う金網を増設する対策が取られた。あるいは、宿営地近くのガソリンスタンドから双眼鏡で宿営地をずっと見ている不審者がいたので、相手よりも多人数で見張ることも行われた。これらは手りゅう弾が防弾版内に入らない、不審者の活動を監視するとい

う直接的な効果だけではなく、むしろ「相手」に対して、自衛隊は情報をきちんと押さえているというシグナルを送り返すことの方が重要だというのが、4次群長の方針だった⁴⁸。

（情報の共有）

また、自衛隊が1発も弾を撃っていないのは、たまたま撃たなかったのではなく、撃たないような努力を重ねた結果と考えられていた。そのような努力の一端として、「情報の共有」があった。それは第一線の隊員にも正しい状況が共有されていなければ対応を誤る可能性があるので重要であり、例えばイラク人の葬送式が宿营地近くを通るとき、イラク人は空砲を空に向かって撃つので、第一線の隊員に葬送式があるという情報があるのとないのでは全く対応が異なってくる。特に安全に関わる「情報の共有」は、前夜及び当日早朝のミーティングにおいて徹底され、活動場所に赴く経路も、時間がかかったとしても、不審な情報がある箇所は避け、より安全な経路が選定された。そのような安全にかかわる情報は、地元のイラク警察などとのすり合わせや協力者を通じて収集されるが、少なくとも隊員自身が宿营地外で直接感じた情報は、ミーティングにおいて共有が徹底されていた⁴⁹。

（多国籍軍との連携）

2004年12月28日には、オランダ軍宿营地から兵士130人を招き、餅つき行事が行われた。日本から運んだ臼と杵を使って餅をつき、凧揚げ大会や和太鼓演奏なども行われ、日蘭部隊の交流が図られた⁵⁰。

一方、2005年2月22日には、イギリス外務省のイラク治安担当者が宿营地を訪れ、オランダ軍の撤退後、ムサンナー県の治安維持を引き継ぐ英軍の展開計画等について、4次群長、3次業支隊長、外務省事務所長などへの説明が行われた⁵¹。

（5）5次群への部隊交代

4次群の活動は基本計画の延長を受けて2005年2月まで行われた後、衛生隊長以下第1波約120人が2月19日、副群長以下第2波239名が同26日、群長以下第3波の140名が3月5日に、それぞれ仙台空港に帰国した⁵²。

また群長帰国翌日の3月6日に隊旗返還式が行われるとともに⁵³、同7日には防衛庁において、大野防衛庁長官から群長に対し、任務遂行の功績で1級賞詞が授与された⁵⁴。

2 陸自の活動：5次群

2004年12月の基本計画延長後、2005年1月に業支隊が2次要員から3次要員に、復興支援群も同年2月に4次群から5次群に交代し、基本計画2年目の活動が継続していった。

（1）業務支援隊の要員交代(2次要員→3次要員)

（3次要員の派遣準備）

3次業支隊の要員約90名のうち約50名は中部方面隊から派遣されたが、各セクションの長になるようなコア・メンバーは、引き続き陸幕勤務者を中心に編成されていた⁵⁵。

業支隊3次要員の隊長要員となった岩村公史1佐は、UNDOF司令部要員の派遣経験があるとともに、2001年8月からは陸幕人事計画課企画班に勤務し、人事部の担当として、イラク・プロジェクトや2003年10月の政府調査団にも参加していた。その後、2004年3月、イラク関係業務の担当として研究本部の教訓センターに異動したことで、正式に決定されてはいないが、十中八九、3次業支隊長として派遣されるものと認識されていた⁵⁶。

業支隊の3次要員全員が参加する集合訓練は3回、5次群と共同で実施された。現地での人道復興支援活動をイメージして、宿営地外に出る任務の内容や経路を業支隊が提示し、それに基づいて復興支援群の側で警備計画を立案し、調整、決定する手順の訓練などが行われたが、隊長要員として岩村1佐は、調整等に関する技術的な点よりは、要員相互の人間関係を確立することに訓練の主眼が置かれていた。また訓練のやり方も数回の訓練で順次積上げていくのではなく、1回訓練して作りあげたら解散時にはゼロにリセットし、2回目も作って壊し、3回目に組み上げたものが現地での活動のベースにすえられた⁵⁷。

岩村1佐にとって業支隊長の一番大きな任務は、隊員全員を無事に帰国させることと認識されていた⁵⁸。

（技官の派遣）

ODAによって浄水施設の復旧が進み、支援群による直接の給水支援の減少が見込まれ、公共施設の復旧、整備支援に比重が移行していたことから、3次業支隊から、旧防衛施設庁建設部の技術系職員（技官）2名が業支隊の一員として3～4ヶ月交代で派遣され、公共施設の補修等に際して陸自施設隊への技術指導や施工状況確認等の支援に当たるようになった。現地では道路補修などで復興支援群の施設隊に技術指導を行うほか、公共施設の補修に際しての技術指導、施工の管理や確認等技術全般の支援や、外務省所管のODA事業にも適宜必要な協力が行われた。また、現地に職員が派遣されるだけでなく、防衛施設庁内に技術支援グループが立ち上げられ、現地で技術的事項の判断が困難な場合、即座に対応できるようバックアップ体制が整えられた⁵⁹。このほか、事業計画についてイラク側と調整する業支隊の要員も15人に増員されていた⁶⁰。

（現地への展開と2次要員の帰国）

3次要員の出国行事は、2005年1月7日に行われ、隊長以下約90人が翌8日、チャーター機で羽田を出発し、同9日クウェートに到着した⁶¹。クウェートからは、同12日に空自のC-130で空路イラクに入り、その後、車両でサマーワに移動した⁶²。

岩村隊長は1月15日には、田浦2次隊長とともにムサンナ県知事を表敬するなど、業務を開始し⁶³、業支隊3次要員から4次要員への指揮転移は同24日に行われた⁶⁴。整列した全派遣隊員を前に、田浦2次隊長から岩村3次隊長に業支隊の隊旗が手渡されたあと、福田4次群長が壇上の岩村3次隊長を隊員に対し紹介した。その後、宿営地のブリーフィングルームにおいて、福田4次群長、田浦2次業支隊長、岩村3次業支隊長の3名がテレビ画面を通じて森陸幕長に対して現況報告等を行った⁶⁵。

一方、2次業支隊の要員は、1月27日に東北方面隊からの派遣要員40名を含む第1波が帰国し⁶⁶、同29日、岩村3次隊長と交代した田浦2次隊長以下が民間チャーター機で羽田空港に到着し、業支隊2次要員約100人の全員が帰国した⁶⁷。

2次業支隊の帰国報告行事は、1月31日、防衛庁の講堂で行われ、田浦隊長から森陸幕長に対して帰国報告が行われるとともに、総理からの特別賞状と記念品が陸幕長から伝達された⁶⁸。このような帰国行事は派遣された隊員が所属するそれぞれの部隊でも行われており、例えば2月1日には、東北方面隊から派遣された要員のうち、第2対戦車ヘリコプター隊所属隊員など8人の帰国歓迎行事が、八戸駐屯地で実施された⁶⁹。

（2）活動に向けた準備

（派遣準備の開始）

4次群に次いで派遣される5次群の編成は、中部方面隊隷下の第10師団が担当することが見込まれたが、すでに2004年4月には、副群長要員以下で準備室が師団司令部に置かれ、訓練自体の計画や、訓練実施に何時頃どのような施設が必要かの見積もり、あるいは4次群までの編成を基礎とした要員選考などが始められた⁷⁰。

第10師団の場合、管内に派遣候補者全員を合宿させるような大規模な演習場がなく、基本的には衛生、給水、施設等の職種ごとの訓練をそれぞれの駐屯地で行い、要員全体の訓練は、規模の大きな富士地区の演習場やあいば野演習場で集合訓練として行うやり方とならざるを得なかった。そのため、3次群の派遣前の総合訓練の見学が行われるとともに、2004年11月以降、3次群の帰国後にそれぞれ対応する役職の要員に現地での経験を聞きに行くなどの工夫が行われた。また復興支援活動のやり方が、当初想定されていた自隊施工型から管理施工型に変化しつつある時期に訓練を計画することになったが、派遣準備の主眼はむしろ隊員全員を安全に帰国させることにおかれていたので、復興支援活動の実施要領の変化が派遣準備自体には大きく影響したとは考えられていなかった⁷¹。

その後、2004年6月末に東富士演習場で第35普通科連隊の検閲を含む大規模な師団演習が実施された。この演習終了後、師団長から、同連隊長の太田清彦1佐が準備訓練の実施責任者の正要員に指名され、これが実質的に5次群長候補の指名となった⁷²。太田1佐は、統幕の班長としてイラクへの部隊派遣に関する各種の検討作業や2003年9月に派遣された政府現地調査団にも加わり、派遣先候補としてのサマーワも訪れていたため⁷³、2004年4月に第35普通科連隊長に異動した時にはイラクに派遣される指揮官の有力な候補であることと理解されていた⁷⁴。

（5次群の編成）

5次群派遣期間中にオランダ軍が撤退し、イギリス軍がサマーワの治安維持を行うこととなったことを踏まえ、警備要員を強化するため、ODAによる浄水装置の本格稼働により終了する見通しとなった給水関係の要員を約30人減らし、その分を警備要員に振り替えるなど、基本計画で規定された約600人の派遣人員内で編成の見直しが行われた⁷⁵。

（準備訓練の実施）

準備訓練は、2004年夏から始められた⁷⁶。太田1佐は、カンボディアPKOに最初に派遣された際の経験から、国内で事前に想定できる状況には限界があり、それに基づいて訓練

を行っても自ずと限界があるので、むしろ現地に行ってから状況に柔軟に適應できるよう、「謙虚に状況に適應して一生懸命やろう」という気持ちになっていれば、基本的に任務はうまく達成できると考えていた⁷⁷。また、サマーワでは業務支援隊と復興支援群の円滑な連携が不可欠で、派遣前に両部隊の良好な関係を築くことが重要とも考えていた。そこでまずは旧知の岩村3次業支隊長とも話し合い、隊員を全員無事に連れて帰ることが最も重要な任務であること、また安全確保の方向性として、積極的に外に出るという認識で一致していることが確認された。他方、準備訓練を進めるに従って復興支援群の要員に、ともすると業支隊の指示の通り動くだけという姿勢がみられるようになった。背景には、業支隊要員は指揮幕僚課程（CGS）修了者をはじめとして上級の教育課程を経た者が多いというような事情もあり、そのような、いわば位負けするよう姿勢では業支隊と復興支援群の緊密な連携に齟齬を来すことが危惧された。そのため陸幕に要望して、両部隊の物資、通信、作戦、情報等の対応する幕僚同士の合同訓練が実施された。この訓練で寝食を共にすることで、相互の立場に対する理解が深まることが期待されたが、訓練の成果が大いに上がり、その後復興支援群の要員から位負けするような言葉は聞かれなくなった⁷⁸。

4次群までは、警備部隊の士気等も考慮し、宿営地のゲートなどでの警備と、宿営地外での活動に同行する警備等を、小隊毎に順次ローテーションさせるやり方がとられていた。しかし、5次群では、2004年12月の段階ですべての任務に対応するのに十分なレベルには必ずしも達していなかったため、警備部隊の指揮官の判断を踏まえ、集合訓練中の警備要員全員に対し、宿営地警備と外に出る警備の部隊を固定することが群長から直接伝えられた。警備部隊は第10師団隷下の3個普通科連隊から小隊単位で要員が集められていたが、一番きついと言われていた宿営地の警備担当となる小隊には、群長が連隊長をしていて、その性格や物の考え方をよく理解している第35普通科連隊の小隊が充てられた⁷⁹。

（部隊の展開）

2005年1月27日、第10師団を中心に5次群約490人の編成命令が発出された⁸⁰。

2月5日、5次群の隊旗授与式が守山駐屯地で行われ⁸¹、群長以下第一陣約200名が空自小牧基地から民間チャーター機により出国、翌6日、クウェートに到着した⁸²。その後、最終の第3波がサマーワ宿営地に到着するのを待ち、同27日18時（日本時間28日前零時）、4次群長から5次群長へ指揮轉移した⁸³。

（3）人道復興支援活動の状況

① 人道復興支援の方向性

太田群長は、復興活動1年目はサマーワの住民も、宿営地の建設や慣れない土地で活動を始めたばかりといった状況から、陸自の復興支援活動を大目に見てくれるものの、2年目に入る以上、そのように大目には見てもらえなくなると考えていた。そのため、部内で異論があったものの、復興支援活動を従来に比べて工事量、工事件数、現地での雇用人数等で質量ともに拡大し、それらに真摯に取り組むことにより、現地の人心の安定と自衛隊の活動ぶりに対するシンパシーの獲得を通じて、部隊の安全確保につなげようと考えていた⁸⁴。重要なのはイラク側の期待が日々右肩上がりが高まっていく状況において、自衛隊

のパフォーマンスがその期待値を上回っていれば問題はないが、下回った瞬間に自衛隊は何もしていないという不満に一転してしまうことだった。2003年6月に統幕の担当としてバグダッドに調査に訪れた際に比較的平穏だった状況が7月には一変していた理由についても、このような評価をしていた。他方、5次群の派遣時期には、ODA予算のうち無償援助は当初設定された枠をほとんど使いきっており、経費規模としての更なるパフォーマンスは望みがたい状況だったので、800人から1000人規模の雇用を維持しながら、学校、診療所、給水施設等の各種公共施設のきめ細かい補修に自衛隊が全力で取り組む姿勢を示し、そのことをサマーワの人々に理解してもらえれば、かろうじて地元の期待値を上回ることができると考えていた。その観点からは、イラク人道復興支援特措法の枠組みで自衛隊に与えられた施設の補修だけでなく、施設の補修に併せて備品も迅速に提供できる枠組みがあれば、パフォーマンスを一層向上させることが可能だったと考えられた。例えば診療所補修の場合であれば、診療用ベッド、待合室のソファ、薬品を収納する棚やデータ管理用のパソコンなど診療に不可欠の物品も同時に提供できれば、現地のニーズに一層応えることが可能と考えられた⁸⁵。実際、外務省によるODAと連携し、必要な物品の供与は行われていたが、ODAの手順に従って供与物品のリストを作成し、案件を書面で起案し、外務本省と財務省との間で予算に関する調整した上で実施する業務手順では、サマーワの案件については特例的な取り扱いがされていたとはいえ、物理的にも時間的にも現地のニーズに応じてパフォーマンスを向上させるのに限界があると感じられていた⁸⁶。

業支隊でも、復興支援活動に対する評価や新たな事業のニーズなどを、現地雇用した通訳等も含め、現地の協力者を通じた聞き取りが行われた。2004年の派遣当初は、それまでの陸上自衛隊のビジネスモデルを変える形で現地のニーズを把握し、事業化するやり方が編み出されたが、当初、「日本なら何でもできるだろう」との期待から自衛隊の能力を超える事業などへの要望が多く寄せられ、実行可能な事業と地元との期待との間に生じていたギャップにいかに対応するかが課題となっていたので、2次隊では、事業発注の業者選定にあたり見積り合わせを行うなど、システム的に対応できるやり方に整えられていった。また、復興支援の方向性も、イラク戦争からの戦災復興よりもサダム政権以来の老朽化した浄水場等の公共施設の補修が中心にすえられるようになった。ODAとも、例えば電力事業に関して、資金面では外務省が担当するとともに、現地に5人しか駐在していない外務省職員では対応が難しい対外的な調整について業支隊が支援するという連携がなされていた。そのため業支隊の3次要員が派遣された時期には、自衛隊による事業発注の際、基本的に複数の現地業者に見積もりを提出させ、その内容を、費用の高低だけでなく、防衛施設庁から派遣された技官の支援なども受け、業者の技術的な裏付け、過去の実績、あるいは状況に応じて陸幕の支援を受けて適正価格を算出し、それらとの対比で妥当性がチェックされた上で、最終的に事業実施を決定する際には、業支隊長自身が必ず現地に出向き、現地の有力者である部族長と面会して、事業の実施やその内容について、後々クレームや工事の妨害が生じることがないように、幾度も最終確認、念押しがなされていた⁸⁷。

施設補修の態様として、イラク人道復興支援特措法の法律上の規定では「建設」も可能だったが、基本計画では「改修」と具体化され、5次群派遣時にはそれが「形のあるものを直す」と解釈されていた。そこで、例えば学校の「改修」については、場所を変えてはならず、新たな建て直しも対象外と判断されていたので、建て直した方が早く、安く、よ

り地元のニーズに即していても、そのような内容では実施できなかった。そのため、基本計画の策定時に、現場の活動の柔軟性をより確保できるよう、統幕など運用サイドからも意見具申しておくことが重要だったという⁸⁸。

② 医療支援活動

サマーワ総合病院では、ODA供与器材の使用方法についての教育が2005年3月20日⁸⁹、4月5日⁹⁰に行われたほか、4月7日には医官が症例検討会に出席していた⁹¹。また同20日にはサマーワ母子病院で衛生隊長による講義が実施された⁹²ほか、ルメイサ病院、ヒドル病院、県医薬品倉庫における医療技術指導も継続して実施されていた。

宿営地内でもイラク人医療従事者等に対する講習等が引き続き実施され、まず、3月13日にODAによりムサンナー県へ無線機付の救急車32台が提供された⁹³のに伴い、4月9日、イラク人看護師に対し、JPTEC研修が行われた⁹⁴。また、5月5日には救急車搭乗員に対して同様の救急救命法等の講習が行われるとともに⁹⁵、4月30日には、診療施設勤務の医療従事者に対して超音波診断装置の使用方法の講習が行われた⁹⁶。

表：5次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
2/22～							指揮転移 (4→5)
3/1～						ルメイサ病院	
3/8～							
3/15～	ルメイサ病院	母子病院	総合病院			総合病院	
3/22～	ルメイサ病院		総合病院			ルメイサ病院	
3/29～	母子病院	ルメイサ病院				ルメイサ病院	
4/5～	総合病院	母子病院	総合病院		宿営地①	母子病院	総合病院
4/12～	総合病院	ヒドル病院					総合病院 県医薬品倉庫
4/19～	ルメイサ病院	母子病院				総合病院	総合病院
4/26～	総合病院	母子病院	宿営地①		宿営地②		総合病院
5/3～	総合病院		宿営地①				県医薬品倉庫
5/10～							県医薬品倉庫
5/17～	総合病院		母子病院				
5/24～	総合病院	ルメイサ病院			指揮転移 (5→6)		

注1 表中「総合病院」は「サマーワ総合病院」を、「母子病院」は「サマーワ母子病院」をそれぞれ略記したもの。病院名等のみの記載は、宿営地外での医療技術支援の場合。

注2：宿営地内の場合、教育内容は次の丸数字による。

- ①→救急車搭乗員に対する病院前外傷教育プログラム(JPTEC)教育
- ②→超音波診断装置普及教育

出典：『朝雲』平成17年3月3日から同年6月2日までのイラク・ドキュメントの記載による。

備考 で囲われた日は、「陸上自衛隊 第5次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%Yiraq/photo_a05.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

③ 公共施設の復旧

ムサンナ県の地域診療所は33か所あり、5次群派遣時にはそのうち5か所が補修済み、3か所が補修中であった。宿営地から車両で約30分のマムラハ診療所の場合、補修前は老朽化で外壁が崩れた半壊状態だったので、壁を積み上げて屋根を組み、電気配線を行い、水道も設置し、2005年3月上旬に完成した⁹⁷。

施設補修の具体的業務要領の一例としては、施設隊の2曹が小学校2校と道路5か所、全部で約70人ほどのイラク人作業員の工事を担当し、イラク人の現場監督と工法や工期を相談しながら工事を進めるとともに、新たな案件の場合は、現地に赴いて施設の状況を確認し、その内容を報告書にまとめて提出し、事後、修復工事に着手するか否かが決められた⁹⁸。

施設部隊は4次群から道路、学校、診療所など約20か所の補修を引き継ぎ、5月までにすべて完成させ、新たに養護施設や浄水場などを含む約30か所の補修に着手したので、派遣期間中、復興支援群の施設隊長が宿営地外に出た機会は20数回に上った。また宿営地内の整備を担当する隊員にも一度は外に出る機会を作るよう、配慮された⁹⁹。

（学校補修）

4月7日、ナジミのアル・ネブラス小学校の修復工事について、地元関係者と調整行われた¹⁰⁰。担当の施設部隊は常に10数件の現場を受け持ち、現場を見回り、工事の進捗状況や品質管理を行っていた。イラクの施工業者に対しては、ドアを開けた場合にドアノブが直接壁にあたらないようストッパーをつける、あるいは子供がもたれかかりそうな位置の手すりの強度は上げた方がよいのではないか、などの細かい「アドバイス」も行う一方、施工業者も、子どもが歩きやすいよう余ったタイルを敷き詰めて、図面にはない小道を作るなどの工夫をする場合もあった¹⁰¹。

4月9日にはサマーワ市内でサマーワ男子校(高校)の完工式が行われ、地元ムサンナ県のハッサン知事や太田群長らが出席した。同校はバグダッドの大学に進む生徒も多い進学校で、太田群長は「名門校の修復ができ喜んでいる。この学校を卒業した優秀な人材に日本とイラクの懸け橋になってほしい」などと挨拶した¹⁰²。

（生活道路の整地・舗装）

国民議会選挙を巡る緊張が落ち着いた2月上旬、サマーワでは自衛隊が現地入りして以来最大の補修工事となる市内の道路12キロをアスファルト舗装する工事が始まった。イラク側がかねて渋滞解消につながると期待しており、一期の8キロ分だけで事業費は約1億2000万円となっていた¹⁰³。

2月17日、スウェイルのアル・クワシ道路で竣工式が行われ、アスファルト・フィニッシャーや振動ローラーなど、日本政府から供与の建設機材が外務省サマーワ事務所長からムサンナー県に引き渡された¹⁰⁴。

（その他施設の補修）

3月13日、5次群として初めて手掛けた宿舍の増設工事が完成した¹⁰⁵。

3月12日、ワルカ浄水場で岩村業支隊長も参加して、約600トンの貯水槽の増設工事が始

まったが、施工方法の調整は3月1日にも現地でも実施されていた¹⁰⁶。施工状況の確認が、4月10日、行われるが、この日までには貯水槽の穴が掘られ、一部にはコンクリートが流し込まれており、器具を使って底の水平を確認すると、想定以上の出来栄であった¹⁰⁷。同11日には、サマーワ市内で水道管の施工状況の確認が現地で行われた¹⁰⁸。

4月3日、福祉施設としては初の補修となるサマーワ市内の養護施設の視察が行われた¹⁰⁹。約70人の言葉や耳が不自由な子供たちが通う養護施設の補修では、壁のタイルの張り直し、電気、水道の修繕、エアコンの設置、校庭にあるブランコの新調などが行われた¹¹⁰。

4月18日には、サマーワの知事公舎前広場の施工状況の現地確認が行われた¹¹¹。

診療所(PHC)関連では、5月3日にヒドルのアップスPHC¹¹²、同9日にはサマーワのスワルPHCでそれぞれ施工状況の確認が行われるとともに¹¹³、同12日にはヒドルのサーディクPHC¹¹⁴、同23日にはサマーワのハイダリヤPHCで、補修のため現地でエンジニアとの調整も行われた¹¹⁵。

その他にも、5月9日には低所得者用アパートの吹き抜け部分について¹¹⁶、同11日は民生局ガレージの補修状況について、それぞれ現地で確認が行われた¹¹⁷。

（施設隊の運用要領）

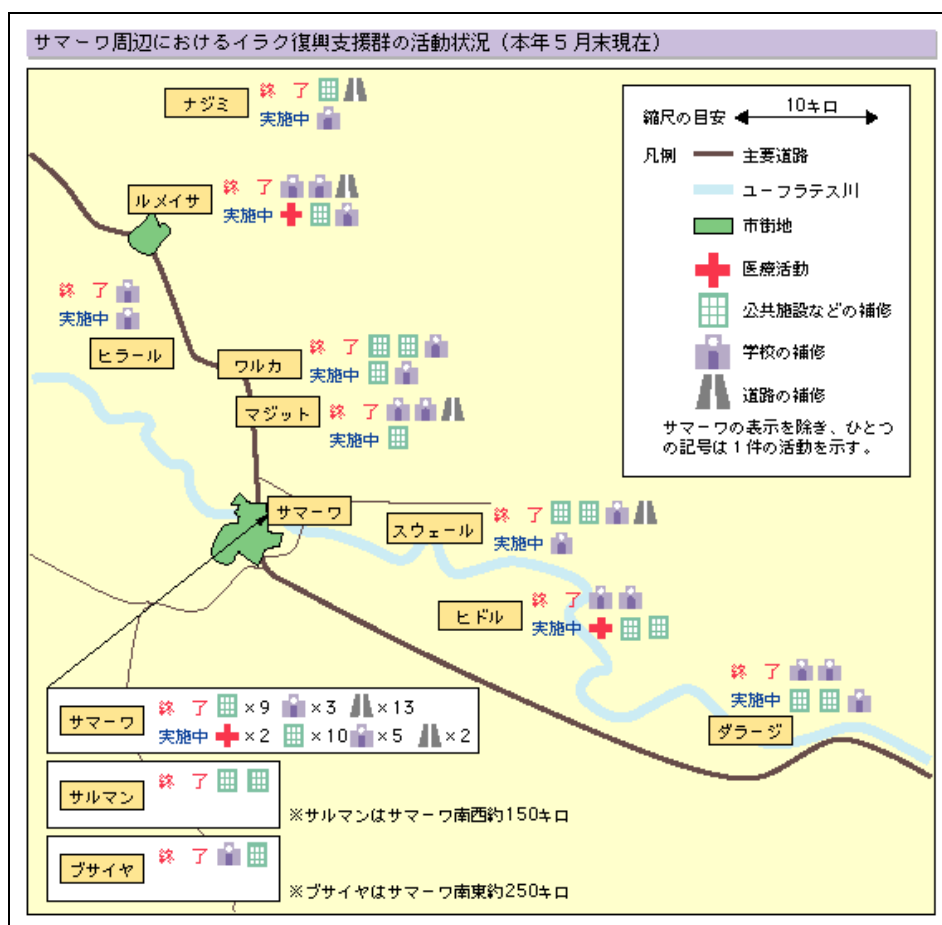
施設隊は宿営地外での復興支援活動だけでなく宿営地の維持補修作業も担当していた。その作業の割振りは、本部からの「あの道路の現場に3人行かせたい」といった依頼に応じ、現場を監督する班長5人と相談の上で、人員配置や車両配備が行われた。4次群から5次群に業務が引き継がれた2月末頃で、学校や道路補修等の現場は約30か所あるとともに、宿営地内の道路やグラウンドなどの整備、テントの工事、水道施設の増設なども担当し、夏場に向かい気温の上昇とともにエアコンの取り付け等も実施していた¹¹⁸。

④ 地域との連携

4月22日には、5次群による日伊文化交流が実施された¹¹⁹。この日は日本ムサンナ友好協会との2回目の交流会で、第1回は協会のメンバー約40人に柔道等を披露し、第2回は子供を含む約200人を宿営地に招待、折り紙、けん玉、風船すくい、凧揚げなどのコーナーも作り、縁日のような雰囲気でもらった¹²⁰。また、交流会の最後には、豊川市金屋中学校の生徒からの文房具、ぬいぐるみ、けん玉等がプレゼントされた¹²¹。

5月3日、隊員数十人が、5次群として初の「ご近所プロジェクト」として地元のアル・ナーヒル小学校を訪問し、約250人の児童の前で、和太鼓やバンド演奏で交流したほか、文房具などをプレゼントした。訪問した隊員の多くは、日ごろ宿営地内で車両整備、通信、給食等の業務を行っており、宿営地外に出るのはこの日が初めてだった¹²²。

このような復興支援群の活動状況は、2005年5月末時点で次のようになっていた。



出典：防衛庁『防衛白書』平成17年版、225頁。

（4）ODAとの連携

ODAとの具体的な連携については、医療支援の分野でいえば、地域の診療所の施設自体の補修は自衛隊側が地元業者に発注して行い、必要最小限の医療器材は草の根無償資金によって提供された。また、地域の診療所から総合病院への輸送を担う救急車については、車体はODAにて供与されるが、その乗員に対する教育は自衛隊側が行った。搬送先の総合病院に対してもODAにより高度な医療器材が供与されたが、その取り扱いやデータ解析方法の教育などは自衛隊の衛生隊員が担当するという分担で行われた¹²³。

日本の緊急無償資金協力によりイラク内務省が購入した消防車70台のうち6台がサマーワ市の各消防署への配備用に配送され、2005年3月6日に贈呈式が行われた¹²⁴。

2005年3月13日には2004年9月に決定されていた救急車32台の供与式が行われた¹²⁵。この日供与された救急車には、車両本体の供与とは別に調達された無線機が取り付けられたうえでムサンナー県保健局に引き渡された。供与式には外務省事務局長、5次群長等の他、ムサンナー県保健局長、サマーワ総合病院院長等が出席した¹²⁶。

一方、2月7日に署名式が行われたマジッド郡内道路の補修工事の起工式が3月17日に、同じく1月に贈与契約の署名が行われたサマーワ市内道路総延長15.65kmの起工式が同19日に、それぞれ工事現場で行われ、実際にアスファルト舗装も実施された¹²⁷。

なお、陸自による給水活動自体は2005年4月下旬に終了していたが、外務省が政府開発援助で整備した浄水施設が各地に設置されたことから、引き続き陸自隊員が各地に出向き水道管の完成点検などを行っていた¹²⁸。

（5）安全確保のための措置

（宿営地の契約更改）

2005年3月15日、サマーワに駐留する陸自宿営地用地の契約が、陸自側と地元部族の地主代表により、前年と同水準の賃料で更改された。宿営地への砲撃は、宿営地内の雇用や賃料などについて不満を持つ地元部族が関与しているとも指摘され、交渉妥結はよい影響を与えることが期待された¹²⁹。

（オランダ軍撤収への対応）

2005年2月20日、サマーワに駐留していたオランダ軍が、3つの宿営地のうちサマーワ近郊ヒドル宿営地をイラク側に引き渡し、撤退を開始した¹³⁰。

3月7日にはキャンプ・スミッティで、オランダ軍の撤退に伴い、ムサンナ県の治安維持任務をイギリス軍に移管する式典が、フーン英国国防相、ペルリン蘭参謀総長、太田5次群長、地元イラク警察関係者などが出席し行われた¹³¹。

オランダ軍が約1400人規模だったのに対し、英軍は約600人を派遣、4～5月にオーストラリア軍約450人が展開、イギリス軍と交代し、両軍を合わせて600人規模で治安を維持することになっていた¹³²。

太田群長は統幕勤務中から、2005年当初にオランダ軍が撤収する可能性があることを認識しており、5次群として具体的に派遣準備に取り掛かってからは、オランダ軍からイギリス軍・オーストラリア軍への交代に際して、初対面後のわずかな期間で、いかにして自衛隊がパートナーとして信頼に足る部隊であると認識され、良好に連携できる関係を築くかを重要な課題と認識していた。派遣前に考えた結果、オランダ軍のフェアウェルを、心のこもったものとして盛大に実施することとなった。オランダは第二次大戦中の経験から必ずしも対日感情がよくなり、イラク派遣部隊の中にも、第二次大戦中に旧日本軍のために肉親を亡くした兵士がいたと聞いていたこともあり、先遣隊以来のオランダ軍による支援への感謝を示すため、このようなフェアウェルを行うこととなった。また、オランダ軍に対して丁重で誠意あるフェアウェルを行えば、バスラで待機していたイギリス軍にその情報が全部伝わり、その後の円滑な関係を築くのに有益とも考えられていた¹³³。

そのため、治安権限引き続きの直前、3月4日には、陸自宿営地で5次群などとオランダ軍とのサッカー大会が開催された¹³⁴。その他、5次群は、オランダ軍フェアウェル・パーティで柔道、剣道の武道展示や日本太鼓の演奏などを行い、これまでの尽力に感謝するとともに、日蘭互いの友好を一層深めあった¹³⁵。指揮官以下百数十名のオランダ軍人が自衛隊宿営地を訪れたが、将校数名は、サマーワのキャンプ・スミッティからではなく、わざわざバスラから参加していた。フェアウェルは、まずフォーマルな対面式から始まり、次に武道の演武を披露。サッカー、女子バレーの親善試合に次いで、オランダ側の企画による釘の早打ち等のダッチゲームが日蘭対抗で行われ、最後に会食となった。特に武道をは

はじめとする伝統文化紹介を本格的に行うことが考えられ、部隊の編成に際し、候補者の中から柔道、空手、和太鼓、音楽隊等の要員約30名が選抜され、派遣前はもちろん、派遣後もフェアウェルのために準備が行われた¹³⁶。

このフェアウェルにオランダ側の指揮官が感激し、その後の雰囲気が一変したように感じられた。群長と各軍指揮官との意見交換も、迫撃弾による攻撃や銃撃戦がなかったこともあり、オランダ軍、イギリス軍、オーストラリア軍と週1～2回、キャンプ・スミッティで行われていた。また、自衛隊に重傷者がでた場合にヘリコプターで設備の整った医療施設まで搬送するメディバックについて、実際にヘリコプターを使った訓練の実施をそれまで何度かオランダ軍に申し入れていたが実現できていなかったが、フェアウェル後には快諾された。3月25日には陸自の宿営地で、イギリス軍に対するウェルカムが実施され、居合の展示、日英対抗のサッカーの試合、昼食会での5人編成のバンド演奏などが行われた¹³⁷。

このようにオランダ軍へのフェアウェルとイギリス軍に対するウェルカムという親善行事を行ったことは、当初の見込み通り、部隊交代時の両軍と良好な関係を築くのに大いに役立ったと太田群長は評価していた¹³⁸。

メディバックの訓練が行なわれたのは、オランダ軍からイギリス軍へ治安維持任務が移行した後の3月30日と4月2日だった。陸自宿営地で発生した患者を、英軍のヘリにより適切な処置が可能な病院まで空輸する内容だった。それまでも計画はあったものの、実際に実行されたのは5次群が初めてだった¹³⁹。これにより英軍ヘリが陸自宿営地内に着陸し、傷病者役の隊員を収容、衛生隊員が機内で応急処置するまでの一連の流れが演練された¹⁴⁰。5次群衛生隊長も、派遣前の訓練及び状況からサマーワ地区の治安維持に当たっていたオランダ軍の撤退によりオランダ軍ヘリに頼っていた患者輸送がどうなるのか等の問題点が認識され、それへの対策として米英軍と速やかに調整し、併せて多国籍軍衛生会議で日本隊医療のプレゼンテーションと患者輸送の調整を実施し、患者輸送訓練につなげていた¹⁴¹。

フェアウェル、ウェルカムのようなイベントのほか、3月14日にはオランダ軍MP要員が、イギリス要員と共に宿営地へ視察に訪れ、陸自の警務官と意見交換が行われた¹⁴²。

（高官視察対応）

4月18日にはMNF I（マルチ・ナショナル・フォース（多国籍軍）I）幕僚長のジョセフ・F・ウェーバー少将が陸自宿営地を訪問した。その際の訓示で、自衛隊がMNF Iのなかでも非常によく洗練された仕事を遂行している部隊だということは、バグダッドでも有名であり、それだけ自衛隊の行っている任務は意義深く、顕著なものであると述べられた¹⁴³。

4月30日、イラク訪問中のロバート・ヒル豪国防相が、陸自宿営地を訪れる。ヒル国防相はサマーワ展開中の豪軍部隊指揮官のノーブル中佐を伴い、英軍のキャンベル大佐とともに宿営地を訪問、儀仗を受けた後、太田群長から日本隊の活動について説明を受けるとともに、豪軍の活動方針などを伝えた。また、ヒル国防相は記者会見において、豪軍は日本部隊の活動を容易にするためムサンナ県の治安維持にあたりるとともに、将来民間によって担われるべき復興活動を支援する意味でも重要な、治安機関の育成にあっているなどと語った¹⁴⁴。翌5月1日、豪軍の本隊第1波が、軍用車両17台でクウェートからキャンプ・スミッティに到着した¹⁴⁵。

このように、復興支援活動の拡大に加え、オランダ軍へのフェアウェル等や、イギリス

軍の参謀総長をはじめ多国籍軍の大佐以上の来訪が平均して週3回ほどあり、多国籍軍との交流も頻繁に行われた。特に将官来訪の際には必ず儀仗・栄誉礼を行っており、隊員にも相当の負担となっていたが、派遣前から指揮官としての自らの考え方を隊員によく理解させてきたので、それらの負担に対する不満などは少なかった。また、他国の軍人からすれば儀仗の練度で部隊のレベルが即座に判断できるので、多国籍軍の中での評価を高めるのに寄与すると同時に、高官から賞賛のスピーチを受けることによって、隊員の士気も高められていた¹⁴⁶。

（日々の活動要領）

派遣部隊による危機管理の一例として、現地における噂レベルも含む様々な情報、多国籍軍からの情報、陸幕が収集して現地に送付する情報等について、朝夕のミーティングの際に分析が行われ、その評価に基づいて、危険回避のため翌日の宿営地外での活動ルートを変更することが度々行われていた¹⁴⁷。毎朝のミーティングは、各部隊の指揮官と幕僚が一同に会し、その日の行動と最新の現地情勢の検討が行われた。宗教行事が部隊の移動経路に及ぼす影響、現地メディアでの自衛隊活動の取り上げられ方など、様々な情報が机上に載り、判断が求められた¹⁴⁸。

その後、宿営地外での活動に出ると、施設補修、医療支援、給水活動などの各部隊から、宿営地内の指揮所へ、無線で定期的に報告が行われる。報告を受けると、時刻や内容をパソコンに入力し、指揮所内のスクリーン上の情報が更新されるとともに、机上に置かれた地図上のピンでも示され、部隊の動きに応じて位置が変わっていく。連絡が遅れると指揮所から無線で呼び出すこともあり、先発部隊から「故障車で渋滞中」などの情報が入ると、後続部隊に迂回路が指示されるなど活動の調整が行われた¹⁴⁹。

5次群においては、宿営地外での活動において、前日夜のミーティングで「明日、ここで、こういう状況が生じる」という情報が関係者間で共有、徹底され、共有された状況と一つでも異なる状況があれば、その場で任務を中止して宿営地に引き返してよいとされていた。そして何が「違う」かの判断は、実際に現場に出ている隊員に任されており、現場から状況を報告させ、指揮官が宿営地から判断する、というやり方はとられなかった。それは、業支隊の担当者などが集めた情報をもとに、陸自部隊として前日までに集めうるだけの情報を集めた上で判断していることと異なる状況が生じていれば、その前提として「何かが違っている」と考えるのが妥当であり、その場にとどまって情報を集め、判断に時間を費やすよりは、「違うから、帰る」という明確な基準で、その場で判断する方が望ましいと考えられていたからだった¹⁵⁰。

5月11日には宿営地付近でロケット弾を発射したとみられる2回の爆発音と飛翔音が確認されたが、宿営地内に着弾の跡は見つからず、英軍の対迫撃砲レーダーにも映らなかった¹⁵¹。イラク国内で民間警備会社の日本人が拘束された直後でもあり、群長は、イギリス軍、オーストラリア軍と連携して情報を精査させ、ロケット弾攻撃は自衛隊宿営地に向けられたものではないとの報告を受け、翌12日の部隊行動に影響はないと判断していた¹⁵²。

警備活動は、宿営地やサマーワ周辺だけでなく、クウェートとの間の片道約400キロに及ぶ物資輸送の際も行われていた。クウェートまでは、朝、宿営地を出発してクウェートに1泊し、翌日午後に着する、2日間で往復15時間の行程となっていた¹⁵³。

宿営地では、武器弾薬類は、一日数回、倉庫からの出し入れの記録と照合して確認が行われ、その際、銃は1丁ずつ簡単な手入れとともに点検され、弾は1発ずつ数えられた¹⁵⁴。

（現地当局者との関係）

3月15日、ムサンナ県知事選挙で、現職のハッサーニ氏が当選し¹⁵⁵、翌16日には岩村業支隊長が¹⁵⁶、17日には太田5次群長が、それぞれハッサーニ知事を表敬し、記念品を贈るとともに今後の支援方針などについて意見交換した¹⁵⁷。

5月16日には、サマーワのアッサダーカ道の開通式に、ハッサーニ県知事、ザヤディ県評議会議長、太田群長、岩村業支隊長が出席し、式典後4者で握手する写真が撮影された¹⁵⁸。ハッサーニ知事はサダム・フセイン政権下で反政府運動に加わっており、11年間のイランへの亡命生活から帰国して知事を務めていたので、この2005年の知事選挙において、オランダ軍と自衛隊が同知事とは異なり米国寄りとされる候補者を支援していたと信じていた。そのため、太田群長がイラク入り直後の3月17日に挨拶に出向いた際には自衛隊に親しみを感じていない印象があったが、イランでの防衛駐在官経験がある太田群長が多少なりともペルシャ語が話せることがわかると、ハッサーニ知事も打ち解けた対応となった。他方、サマーワのもう一方の有力者であるザイヤディ県評議会議長は、在米経験が長く、サマーワCPAのスタッフを務めたのち、地元の有力部族の支持も受けて議長に就任していた。また、次の県知事選挙への立候補も噂されていたため、県知事と県評議会議長の関係は非常に悪かった。そこで、太田群長が県知事を、米海兵隊への留学経験を持つ岩村業支隊長が評議会議長を、それぞれ担当することにしていた。この5月16日の道路開通の式典には、群長が県知事を、業支隊長が評議会議長をそれぞれ招待していたので、普段はほとんど同席することのない知事と評議会議長が一枚の記念写真に撮影されることとなった¹⁵⁹。

5月19日にはサマーワの警察学校の卒業式が行われ、70人の卒業生を前に、太田5次群長が「警察の皆さんが治安を向上してくれれば、陸上自衛隊の復興支援活動はさらにやりやすくなる。困難な任務ですが、期待しています」と祝辞を述べた。同学校では英軍が訓練の支援にあたっており、卒業生70人は銀行や病院など重要公共施設の警備に当たった¹⁶⁰。

（6）宿営地での生活状況

人道支援活動としての給水は4次群で終了したが、引き続き隊員約600人分の飲料、風呂、洗濯用などの生活用水として1日当たり70トンから100トンが浄水されていた。風呂は2か所で、それぞれ1時間で60人ほどが入浴できる浴槽が合計4つあった。この風呂で一人が1日に使える水は風呂おけ15杯が目安だった¹⁶¹。浄水する水の温度が40度を超えると浄水装置のろ過膜が劣化しやすくなるため、日中の気温が上がる時期は勤務シフトが日中から早朝～昼過ぎまでや夜間に変更された。浄水措置の操作は3人一組で行われ、5次群の場合、豊川の特科部隊から派遣されていた¹⁶²。

豊川の特科部隊の隊員には職種に応じた派遣枠がなかったため、浄水担当の他にも調理に変更して派遣された隊員や、宿営地に保管される約2000種以上の物品の管理担当として派遣された隊員がいた¹⁶³。

部隊の士気を維持するためにも隊員の要望にはきめ細かく対応がとられた。その一つとして食堂の隅に「意見箱」が置かれ、各部隊のミーティングで出された要望等とあわせ、

隊員の要望や宿营地生活の改善要望が寄せられ、それをもとに実現の可否が各担当者により検討され、できることは直ちに行う一方、改善できない場合にはその理由が朝礼などの場で説明された。国内の通常の部隊勤務でも同様のサイクルではあるが、長期の海外派遣に際して隊員にかかるストレスもあり、細かい配慮もおろそかにできなかった。例えば、以前の部隊が設置した屋外トイレは、冬の風向きを踏まえた向きになっていたのに、季節が変わり風向きの変化によって扉が風でバタバタするようになっていたので、その向きが即座に直された¹⁶⁴

4月1日、日本国内の携帯電話とも通話ができるテレビ電話が開通した。派遣当初、週10分だった衛星携帯電話の通話時間が週20分に延長されるとともに、更にテレビ電話分が週10分追加された¹⁶⁵。以前は1週間に1度しか利用できず、また日本にいる家族等も機材が設置されている自衛隊施設まで出向く必要があったが、4月1日以降は家族が持つ携帯電話へ直接かけられるようになり、利便性が大幅に改善された¹⁶⁶。

宿营地の厚生センターには、電子メールで家族と連絡が取れるよう、共用のパソコンが置かれたほか、ジム、シアタールーム、売店等があった。売店は、菓子、飲み物、洗剤など約250種類を販売し、インスタントラーメンはイスラム教に配慮し、豚を使用していないチキン味だけの取扱いだった。営業時間は昼食時と夜間の合計4時間。隊員は「売店カード」で購入し、給与からの引き落としで精算される。厚生センターの担当は、青野原駐屯地から業務支援隊に派遣された3曹があたっていた¹⁶⁷。

（7）6次群への部隊交代

5次群から6次群への部隊交代に伴い、第1波として施設隊の要員等約120人が5月14日に宿营地を出発してクウェートに移動し¹⁶⁸、5月21日、チャーター機で名古屋空港に帰国した¹⁶⁹。副群長以下約240人からなる第2波も、5月28日、チャーター機で名古屋空港に到着するとともに¹⁷⁰、同日、サマーワの宿营地で指揮権を6次群長に移転した太田群長以下第3波約140人もクウェートに向けて移動し、6月4日、政府専用機で名古屋空港に到着し、5次群約500人全員の帰国が完了した¹⁷¹。

6月5日、師団司令部が置かれる名古屋市内の守山駐屯地で5次群の隊旗返還式が行われ¹⁷²、翌6日には東京の防衛庁において大野長官に帰国報告が行なわれ、現地での復興支援活動は一度も計画変更することなく、順調に実施できたと報告される一方、長官からは任務完遂の功績で1級賞詞が授与された¹⁷³。

3 陸自の活動：6次群

5次群に次いで、同じ中部方面隊隷下の第3師団を基幹として編成された6次群が6月から8月にかけて派遣され、陸自部隊として2回目の夏を迎えることになった。他方、イラクにおける政治プロセスは、4月28日に移行政府が発足し、イラク憲法草案の起草とその草案に対する国民投票の実施に向かう時期でもあった。

そのような状況で、6月23日、移動中の陸自車両が道路わきに設置された爆発物により被害を受ける事案が発生し、人道復興支援活動に際しての一層の安全確保と、復興ニーズを満たすための事業量をどうバランスさせるかが、より重要な課題となっていた。

（1）活動に向けた準備

（派遣準備の開始）

復興支援群がサマワで使用する車両や大型の装備品は1次群の派遣時に輸送されたものが順次引き継がれていたため、3次群以後の派遣準備を担当する方面隊が新たな準備をする必要はなかったが、派遣隊員用の被服や銃など個人用装備は、それぞれの復興支援群毎に準備する必要があったため、5次群と6次群の派遣準備を担当する中部方面隊に対し、2004年5月、陸幕から装備面での準備作業等に関する説明が行われていた。このような装備面に関する準備作業については、陸幕では装備部の後方計画班が取りまとめ役になっており、5月の説明会にも2002年8月から班長だった鈴木1佐が出向いていた。2002年から2004年にかけて陸自の海外派遣に関する後方兵站業務は、東チモールPKOへの部隊派遣が2002年2月から始まる一方で、イラク情勢の緊迫にともなって各種検討が本格化するのに伴い必要となる基礎データとしてイラクの白紙的な地形や文化などに関する情報収集も行われるなど、多忙な時期だった。鈴木1佐自身も、2003年6月以降、陸幕のイラク・プロジェクトに参加し、先遣隊・1次群などの部隊を送り出し、支援する側であったが、着任後2年近くが経過し、この中部方面総監部での説明会の頃にはイラク派遣部隊の指揮官候補という含みももって、第3師団隷下の普通科連隊長への異動について内々打診があり、この説明会の際にも、出席していた第3師団長からも直接その旨の話があった¹⁷⁴。

（部隊の編成）

上記のような経緯もあり、鈴木1佐が2004年8月に中部方面総監部と同じ駐屯地に所在する第36普通科連隊長に着任した時点で、第3師団によるイラク派遣に向けた準備作業は、編成の概案が作成され、また準備訓練のメニューも1次群以降の各部隊の資料が取り寄せられているなど、師団司令部によって進められていた。要員の具体的な人選については、師団長から建制の保持という方針が示されており、また鈴木1佐の希望もあり、群本部の科長や警備中隊長等の主要ポストを、自ら連隊長を務める第36普通科連隊の中隊長などを中心とした人選が行われることになった¹⁷⁵。

（準備訓練の状況）

2004年9月には第36普通科連隊の連隊検閲が行われたが、師団司令部の計画により、イラク派遣に向けた警備訓練としての要素も取り込まれていた。鈴木1佐としては、陸幕で派遣部隊をサポートする立場では、派遣中に犠牲者が出る覚悟で業務に当たっていたが、派遣準備の責任者として自らの任務を改めて分析する中で、犠牲者が出たら復興支援群として任務を達成したことにはならないのか、その点について葛藤が生じていた。9月以降の準備訓練などを通じて、イラクでの復興支援活動の任務は、戦いに行くのではなく、犠牲者を出さずにいかに復興支援をするのかにあるから、いかにして犠牲をゼロにして、その上で努めて多くの復興支援任務を達成するか、逆に言えば、復興支援任務をどれだけたくさん行っても、死傷者がでたら派遣部隊としての任務を達成したことにはならない、と整理されていった¹⁷⁶。

（現地の事前視察）

1次群長から4次群長までは、派遣前にサマーワやイラクに赴く機会がなかったが、6次群の派遣準備に際して陸幕へ特に要望して、2004年11月、3次群から4次群への交代にあわせて、鈴木1佐と警備担当幕僚が現地偵察に赴いた。現地の状況を直接体験することを通じて、訓練の前提となるイメージが明らかになり、また戦いに行くのではなく復興支援をきちんとやるという任務について、どのように隊員に理解させ、自らもぶれないようにすることが重要だと理解できたという¹⁷⁷。

（部隊の展開）

その後、2005年4月26日、派遣命令が発出され、5月7日の隊旗授与式の後、群長以下1波約200人が関西空港から出発¹⁷⁸、同14日夕刻にサマーワの宿営地に到着した¹⁷⁹。その後、同28日に5次群から6次群へ指揮移転した¹⁸⁰。

（2）人道復興支援活動の状況

① 医療支援活動

医療支援活動は、ルメイサ病院での医療技術指導(6月5日)、サマーワ総合病院における医療技術指導(8月17日)などの宿営地外での活動のほか、宿営地では超音波診断装置の教育(7月2日)、救急救命措置の教育(7月7日、同28日)などが行なわれた¹⁸¹。

活動全体の趨勢として、6月23日のIED事案の発生までは、主にサマーワ総合病院、サマーワ母子病院、ヒドル病院、ルメイサ病院、県医薬品倉庫への医療技術支援という宿営外での活動が行われていたが、その後は7月11日まで宿営地外での活動が原則として自粛されたこともあり、事案発生以降はサマーワ総合病院への医療技術支援が3回行われたほかは、基本的には毎週木曜日と土曜日の2回、宿営地内で行われる教育が活動の主体となっていた。また、8月19日の指揮転移2日前の8月17日には、サマーワ総合病院での医療技術指導が行われている¹⁸²（「表：6次群派遣時の医療支援活動概況」参照）。

② 公共施設の復旧

6月14日には、ムタワク橋建設のため、現地で設計図を踏まえた調査が行われた¹⁸³。

7月14日にはサマーワのウォーター・ポイント、17日には同市内のスポーツクラブの補修を終了した¹⁸⁴が、安全を考慮し、竣工式は陸自宿営地内で実施された¹⁸⁵。

なお6次群の全般活動状況は、「医療」並びに、「学校」、「道路等」及び「その他」の3項目からなる「公共施設の復旧整備」として、防衛省のホームページで公表されていた（「表：6次群の活動状況（全般）」参照）。

表：6次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
5/24～					指揮転移 (5→6)	ヒトル病院	県医薬品倉庫
5/31～	総合病院	母子病院			宿営地②	ルメイ病院	県医薬品倉庫
6/7～	総合病院	母子病院	総合病院				県医薬品倉庫
6/14～	総合病院		宿営地③		宿営地②		県医薬品倉庫
6/21～		総合病院	IED事案				
6/28～					宿営地②		
7/5～			宿営地③		宿営地②		
7/12～					宿営地②	総合病院	
7/19～			宿営地③		宿営地②		
7/26～			宿営地③				総合病院
8/2～			宿営地③		宿営地②		
8/9～			宿営地③		宿営地②		
8/16～		総合病院		指揮転移 (6→7)			

注1 表中「総合病院」は「サマワ総合病院」を、「母子病院」は「サマワ母子病院」をそれぞれ略記したもの。病院名等のみの記載は、宿営地外での医療技術支援の場合。

注2：宿営地内の場合、教育内容は次の丸数字による。

②→超音波診断装置普及教育

③→救急救命措置教育

注3：6月23日に発生したIED事案により、7月12日に再開されるまで、基本的に宿営地外での活動は基本的に自粛されていた。

出典：『朝雲』平成17年6月2日から同年8月25日までのイラク・ドキュメントの記載による。

備考 で囲われた日は、「陸上自衛隊 第6次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/photo_a06.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

第3章 対応措置の継続（基本計画2年目：2005年）

表：6次群の活動状況(全般)

月日	医療	公共施設の復旧整備		
		学校	道路等	その他
5/30				現場指導 ・サデイク診療所(ヒドル)
5/31				現場指導 ・ダラージ診療所
6/4	超音波診断装置操作教育			
6/5	医療技術指導 ・ルメ伊病院			
6/7				現場指導 ・ワカ浄水場
6/8		竣工式 ・ハビブ・イブン・マダール小 (スエイル)		
6/11			現場指導 ・ルメ伊市内道	
6/16		現場指導(サマー) ・アル・イバラ女子中 ・アル・ミサック中		
6/21				現場指導 ・ワカ浄水場
6/26				竣工式 ・ルメ伊スタジアム
7/2	超音波診断装置操作教育			
7/7	救命処置教育			
7/12				現場指導 ・アル・ラジヤ養護施設(サマー)
7/24		現場指導 ・コトバ小(ヒドル)		
7/28	ACLS(二次救命処置)教育			
7/30				現場指導 ・ハサイン診療所(サマー)
8/2		現場指導 ・アルホルト小(分校：サマー)		
8/3		現場指導 ・アル・アルメート小(サマー)		
8/4				完成点検 ・アル・ラジヤ養護施設(サマー)
8/11				竣工式 ・アル・ラジヤ養護施設 ・アル・アル養護施設
8/14				完成点検 ・ワイクシユ診療所(ダラージ)
8/17	医療技術指導 ・総合病院			
8/18			現場指導 ・ムタク橋(スエイル)	

出典：防衛省HP「陸上自衛隊第6次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heimwa/iraq/photo_a06.html>。

（3）ODAとの連携

2005年2月に実施が決定されていたサマーワ総合病院に対する医療器材の供与式が、6月12日、小林外務省事務所長、岩村業支隊長、ムサンナー県副知事、ムサンナー県保健局長、院長等が出席して病院内で行われた。サマーワ総合病院は、この時点で眼科、泌尿器科の診療が行える県内唯一の医療機関であったものの、治療に不可欠の機材が不足しているため、バグダッド等まで治療に赴く必要が生じていた。そのため、眼科では網膜症の治療、泌尿器科では内視鏡による治療、それぞれに必要な機材を供与して¹⁸⁶、バグダッド等まで出向かず治療が可能となるよう同病院の医療体制を立て直しが図られた¹⁸⁷。

また、6月15日には、2004年11月に実施決定された小型発電機9台¹⁸⁸のうちサマーワ市内に4台の設置が完了し、関係者によって完成式典が行われた¹⁸⁹。

6月19日には、2004年9月の実施決定以降行われてきたオリンピック・スタジアムの修復工事の竣工式が、ムサンナー県知事、県評議会議長、サマーワ市長、県オリンピック委員会委員長、外務省事務所長、業支隊副隊長等が出席して行われた¹⁹⁰。

一方、新たな案件の実施決定については、5月27日、サマーワに大型ディーゼル発電所（60メガワット）を建設するための約127億円の緊急無償資金協力の実施が決定された¹⁹¹。これは初の大規模拠出事業となり、2003年秋に日本政府が拠出を表明したイラクへの復興支援金（最大50億ドル）のうち無償分15億ドル全額の実施が決まった¹⁹²。60メガワットの出力はムサンナー県の消費電力の約30%をまかなうことが出来る規模で、サマーワの電力事情の大幅な改善が期待されていた。この決定の知らせが届くと、ハッサーニ知事が記者会見し、「火力発電所の建設を求めてきたわれわれの声がようやく聞き入れられた」と、満足の意を述べていた¹⁹³。

その他の電力関係では、サマーワ中心部のコルニッシュ通り周辺地区における電力不足への対応として、新たに発電機3台と変圧器3台の調達に必要な約88万4千ドル（約9,464万円）の供与が決定され、6月15日、贈与契約が現地において締結された¹⁹⁴。コルニッシュ通り周辺については、「サマーワ散歩道計画」として、総額約51万9千ドル（約5,550万円）により道路・歩道、街灯及び配水設備の基礎的インフラの整備も7月21日に決定され、サマーワ市中心部の目抜き通りが整備され、周辺住民や商店街及び市場を利用するサマーワ市民全体の民生安定と治安の向上に資することが期待された¹⁹⁵。

また、そのほかの道路整備については、ルメイサ市内道路、スウェイル近郊のムタワグ・アル・チバシ道路それぞれのアスファルト舗装等と、サマーワ市民生局に対する道路修復機材の供与も新たに決定され、6月26日、宿营地においてサマーワ市民政局長代行、ルメイサ市民政局長、ムサンナー県道路橋梁局長により贈与契約への署名が行われた¹⁹⁶。

なお、陸自部隊による給水活動はすでに終了していたが、2004年12月に引き続き、フランスのNGOであるアクテッド(ACTED)による給水活動に対して、給水車両50両分のレンタル料等の支援が、6月28日、決定されている¹⁹⁷。

また、ムサンナー県内の主要警察署6所を対象に、業務上最低限必要な捜査事務用備品などとして事務用机、椅子、捜査用ビデオカメラ等の供与のため、約16万ドル（約1,700万円）の無償資金協力の実施も、6月13日、決定された¹⁹⁸。

（4）安全確保のための措置

2005年5月下旬には、サマーワの幹線道路の地面に踏みつけられるように日の丸がペンキで描かれ、付近の壁には「×」印をつけた日の丸と、サマーワからの撤退を求める言葉も書かれる事案が生じていた。日本を直接中傷するような落書きがサマーワで見つかったのはこれが初めてだったので、外国軍の駐留に反対する勢力の動向に対して警戒が強められていた¹⁹⁹。

（IED事案）

6月23日、サマーワでオーストラリア軍とともに走行中の陸自車両が、道路脇で爆発した爆弾の被害を受け、1両のフロントガラスにひびが入るなどの被害が出た。現場は宿営地から東に5、6キロの地点で、サマーワ近郊のマジッドでの道路復旧工事の竣工式に出席するため、自衛隊員や外務省職員ら約20人が高機動車2両と軽装甲機動車2両の計4両で向かっていた。被害を受けたのは先頭から3両目の高機動車で、爆発物の破片などで二重になっているフロントガラスの外側の通常ガラスにひびが入るとともに、右側のドア付近がへこみ、右側フェンダー部分が傷ついた。被害車両を含む4両は自力で宿営地に引き返し、部隊は同日の活動を自粛した²⁰⁰。

この爆発事案の発生時、鈴木6次群長は宿営地内で指揮を執っており、一報は無線でもたらされた。その後被害状況を細かく聞き取っていくと、けが人はなく、車も自力走行が可能だと判明したので、他地域で活動していた部隊にも帰路を示し、直ちに宿営地に帰投するよう指示した²⁰¹。

この爆発事案については、陸自を狙ったものか否か、また甚大な被害を与えようとしたのか警告の意味合いが強いのかなど、事件の犯人像や狙いがはっきりしないため、6月25日以降、イラク治安部隊などの捜査結果等を踏まえ、一定の見極めがつくまで宿営地外での活動の自粛が続けられた²⁰²。同28日には大野防衛庁長官が閣議後の閣僚懇談会で、当面宿営地外での活動を控える旨と、現地での捜査状況について、遠隔操作で起爆できる簡易爆弾が使われたこと、爆発物は道路の路肩から約2メートルに敷設されたこと、現地治安当局が住民数10人に事情聴取していることなどを報告した²⁰³。

（飛翔体事案）

活動自粛中の7月4日深夜、サマーワ宿営地周辺で砲撃らしき爆発音が数回確認された²⁰⁴。翌朝から6次群や現地警察、英豪軍が調査した結果、宿営地内の空き地で1か所、周辺で4か所、ロケット弾によるものと思われる弾着痕が発見された²⁰⁵。宿営地内に着弾したものは不発だったが、宿営地外に着弾したものはすべて爆発していた²⁰⁶。

この事案の犯人グループは二手に分かれ、別のグループからの援護射撃も受けながら、イラク警察が対応している間に検問所を突破して逃走したといわれている。また、翌日の調査により発射地点は従来よりも2倍程度遠距離にあったことが判明した。このように遠距離から射撃が行われ、かつ複数のグループによる行動であるとみられたことから、この飛翔体事案は事前に計画された攻撃と判断され、派遣部隊ではイラクの復興による安定を好まない勢力による犯行と分析し、本格的な攻撃も有りうると考えられていた²⁰⁷。

（活動の再開）

6月23日の爆発事案後、宿营地外での最初の活動として、6月29日、多国籍軍との調整業務のため群長などが車両5両で自衛隊の宿营地に近い英豪軍の宿营地を2時間半ほど訪れた。一方、道路復旧工事など本格的な復興支援活動の再開については、治安状況などについて慎重に判断するため、引き続き再開は先送りとなった²⁰⁸。この日の英豪軍との打ち合わせと情報収集は、内容としては副群長や幕僚に任せるか、直接出向かずとも済ませることも可能だったが、鈴木群長としては、活動再開の最初のきっかけは自ら作る必要があると考え、出向いていくことにした²⁰⁹。

その後、宿营地外での復興支援活動は、7月12日に再開され、岩村業支隊長以下約30人が宿营地から7、8キロ離れた、修復作業終了間近のアル・ラジャ養護施設で施工状況の確認等を行った。再開にあたり情報収集を強化するとともに、移動には爆弾事件で破損した高機動車より強固な軽装甲機動車6台が使用された²¹⁰。なお、活動自粛中も、現地施工業者を介しての施設補修作業は継続されていた²¹¹。

活動の本格的な再開時期を判断する際には、サマーワの現地での警備に関する技術的な検討はもちろん、むしろすでにイラクへの派遣に関して2005年12月までとなっていた基本計画の延長が議論となり、また政治状況としても郵政民営化を巡り国会運営が緊迫していたなど、日本国内への影響についても、報道の状況やニュースの内容等を踏まえて検討するとともに、陸幕長や陸幕防衛部長との電話を通じて国内の状況についてのアドバイス等を得ていた。また内局から業支隊に派遣されていた要員を通じて大臣の感触なども含めた内局サイドの考え方も伝えられており、それらを勘案したうえで、活動が再開された²¹²。

また多国籍軍との連携の徹底や、部隊内のミーティング回数を増やすなど、一つ一つの活動について直前まで治安情勢を見極める必要に迫られた²¹³。そこで、まずは地域毎の危険度について、攻撃されるとしたらどこか、どこにIED等の爆発物が設置しやすいのかについて改めて綿密に分析し直した上で、分析結果について地域の治安維持を担当していたオーストラリア軍側の認識と完全に一致するまで摺合せるよう、幕僚に命じた。その上で、宿营地外での活動については、事前に計画を作成し、細部の動きまでオーストラリア軍側と調整し、その上で前日までに改めて全部調整、確認したうえで、最終的には出発直前にもう一度ミーティングをして確認するという綿密な手順を踏むことにした²¹⁴。

6月23日の爆発事案への対処も含め、鈴木群長としてはイラクでの任務は戦いではなく復興支援であり、いかに犠牲者を出さずに支援を行うかに意味があると理解しており、そのために一番重要なのは、任務をそのように理解し、冷静に物事を判断し、期待される任務を達成できるよう、常に冷静に平常心を保つことだと考えており、その点からも、毎日、まず陸幕防衛部長に電話し、その後陸幕長に「異常なし」の電話をしてから部隊の朝礼に臨むのが日課になっていた²¹⁵。

（陸幕長の視察）

2005年8月上旬、森陸幕長による視察が行われた。陸幕長は、まず8月5日にバグダッドに入り、イラク駐留多国籍軍を指揮する米軍のケーシー大将を表敬し、イラクの政治プロセスの進展や治安状況について説明を受けた。またバグダッド連絡官を務める陸自隊員と面会し、その労をねぎらった²¹⁶。

その後、サマーワ宿営地に移動、鈴木6次群長、斎藤4次業支隊長以下の隊員に迎えられ、復興業務などについて状況報告を受けるとともに、宿営地の各部署を回り、隊員を激励、新しく完成した露天風呂で隊員と一緒に入浴した。翌6日、整列した隊員に訓示し、「諸官は人道復興支援という活動を通じて日本とイラクの間に美しい虹の橋を作ってくれた。イラク人のため、そして日本のために一生懸命汗を流してくれたことに陸自を代表して感謝したい」と述べた。サマーワ滞在中は、ムサンナ県の治安維持にあたる英軍のブラックマン大佐、豪軍のノーブル中佐などにも会い意見を交換した。その後、バスラで陸自の連絡官、クウェートで陸自分遣班を訪れ、後方支援の隊員を激励した。帰国後、8月11日の記者会見で、現地視察の印象について「隊員はみな士気高らかに、自信と誇りを持って活動していることを確認できた」と述べるとともに、「地元のメディアの調査によれば90%前後の市民が自衛隊を支持し、感謝しているが、政治的な混乱の中で我々の活動を利用するものがあることも事実。いろいろな勢力に利用されないよう、注意深く活動していきたい」と述べた²¹⁷。

この陸幕長の視察に先立ち、7月24日深夜には日本友好協会のアンマル・ヒデル前会長が経営する宝飾店が爆破され、建物の一部が被害を受けた。アンマル氏はすでに同22日、停電などの改善を求めるデモ隊の一部から日本人との付き合いをやめなければ店を爆破し、お前を殺すなどと脅迫を受けており、同23日に協会の解散を決めたばかりだった²¹⁸。また8月7日には停電や職不足に反発する市民1000人以上がムサンナー県知事の解任を求めてデモを行い、一部が暴徒化して警官隊と衝突により市民1人が死亡、双方で50人以上が負傷する事案が生じた²¹⁹。翌8日には、ムサンナー県評議会が騒乱の責任を問う形でハッサン県知事の解任決議を賛成多数で採決したが、県副知事が決議は無効と主張するなど、混乱が生じていた²²⁰。

このような現地情勢でもあり、視察からの帰国後、森陸幕長は、陸自による支援活動はあと1年でほぼ終わり、そのあとは大型のODAなどに仕事を移す時期になると分析し、事務次官と陸海空自衛隊のトップとの会合の場で、イラクの夏は電力不足への不満などから住民の感情が最も高ぶる季節でもあり、3度目の夏を越すには相当な覚悟があると説明していた²²¹。

（5）7次群への部隊交代

6月上旬、6次群に続く7次群は西部方面隊所属の第4師団を基幹として編成される方針が陸幕長から発表されていた²²²。

その後、7次群との交代に伴い、6次群の要員も3波で帰国した。まず8月13日に第1波約120人が、チャーター機で関西空港に帰国し、第3師団司令部が所在する千僧駐屯地で帰国報告が行われた²²³。次いで、副群長以下の2波約200人が、同20日午後、チャーター機で関西空港に帰国²²⁴、7次群長へ指揮移転した6次群長以下3波約180人も、同27日、民航機で関西空港に帰国し、同日、同じく千僧駐屯地で帰国行事が行われた。その後、6次群としての隊旗返還式が、予備要員約150人も含めた約600人が参加して²²⁵、9月3日に行われた²²⁶。

なお、6次群の現地での活動中、中部方面総監部の家族支援センターにより、派遣隊員の留守家族などへの支援として、現地情報の伝達が約70件、家族などからの追送品の受け付けとサマーワへの発送が約1600件、テレビ電話の利用支援約250件等が行われた²²⁷。

4 陸自の活動：7次群

IED事案の発生により安全確保の必要性が一層高まる一方、サマーワ地区の治安維持の担当が、オランダ軍からイギリス軍・オーストラリア軍へ交代し、他国軍との連携についても新たな要領を確立し、定着させる必要が生じていた。

7次群は、そのような状況において6次群から任務を引き継ぐとともに、次の8次群の派遣期間中に基本計画で定める活動の期限が到来するため、2005年12月に基本計画が派遣延長と撤収のどちらになっても対応できるよう、復興支援活動への取組みにも工夫が必要となっていた。

（1）業務支援隊の要員交代(3次要員→4次要員)

（現地への展開）

6次群から7次群への交代に先立ち、2005年7月、3次要員から4次要員へ業支隊の要員交代が行われた。

6月9日の記者会見で森陸幕長から、6次群の次の7次群について西部方面隊の第4師団主力で編成することが明らかになるとともに、派遣規模は業支隊を含めて600人となり6次群までと変わらず、業支隊4次要員も、西部方面隊主力として準備が進められていた²²⁸。

業支隊4次要員約100名の出国行事は、サマーワでIED事案が発生した翌日の6月24日に防衛庁で行われ、翌25日、羽田空港からチャーター機で出発し、クウェートには26日到着した。この時点で4次要員の任期は基本計画の期限である12月14日までとなっていたので、4次要員は、派遣当初、活動継続と撤収の両面を想定して任務にあたる必要があった²²⁹。4次要員の齋藤剛隊長も出発前のインタビューで、撤収と派遣延長のどちらに決まっても対応できるよう業務を進めるとともに、施設補修作業も12月前後にめどが立つよう、柔軟に対応したいと語っていた²³⁰。

その後、7月7日にはキャンプ・バージニアでの慣熟訓練を終え、サマーワに移動して3次要員からの引き継ぎが開始されたが²³¹、同4日に宿営地内にロケット弾が着弾していたことなどから、安全確保への配慮のため、クウェートからサマーワ宿営地までは、まず空自の輸送機でタリル飛行場に移動し、同空港から宿営地まで多国籍軍のヘリでの移動となった。部隊交代に伴う移動にヘリが使用されたのは、この時が初めてとなった²³²。

7月12日に岩村3次業支隊長以下により補修作業の指導業務等が再開されたが²³³、引継ぎの完了に伴い、同月19日には3次要員から4次要員へ指揮転移した²³⁴。3次要員は、指揮転移後クウェートに移動し、サマーワ宿営地以外で勤務していた連絡班等の要員も含めた約100人が、同24日、チャーター機で帰国し、翌25日には防衛庁で帰国報告が行われた²³⁵。

（4次要員の派遣準備）

4次要員の齋藤隊長は、2001年6月から在インドの防衛駐在官として勤務した後、2004

ⁱ なお、東京・市ヶ谷の防衛庁での出国行事に先立ち、西部方面隊所属の正副要員約90名に対する激励会が、6月18日、熊本市の西部方面総監部で行われた（『鎮西』、平成17年7月31日、1面）。

年に帰国し、同年8月から陸自研究本部でイラク派遣の教訓収集業務に携わっていた。これはインドからの帰国前に次の異動先の希望を陸幕の人事部門に提出する機会があり、防衛駐在官やそれ以前にも外務省本省に出向していた経験なども活かせる仕事と考えて、業支隊長を挙げていたことから、本人にとっても業支隊長としての派遣を前提とした異動だと理解されており、教訓収集業務が、事実上、派遣の準備作業にもなっていた²³⁶。

その後、業支隊要員全体の集合訓練も2週間ほど行われたほか、斎藤1佐は派遣3か月前の2005年3月に陸幕防衛部付となり、業支隊の科長要員を中心にコアなメンバーが集まれるよう、陸幕内の一部屋が確保され、派遣後の活動について議論、検討が行われた。約100人の業支隊要員のうち、人数としては西部方面隊などからの派遣要員が多かった一方、コアなメンバーは陸幕勤務者が多かったため、斎藤1佐の要望で、準備訓練の機会とは別に上記のようなやり方での準備作業が行われた。また、西部方面隊から派遣される要員も含めた準備訓練中の重点も、派遣後の状況変化に柔軟に対応できる点におかれ、必要性和能力に応じて当初与えられていた職名から組み替えていくとの方針が徹底されるとともに、むしろそのために人間関係や相手の性格を知ることなどが重視された。また北富士演習場の模擬宿営地で行われる復興支援群の総合訓練時には、群と共同の訓練も行われていた²³⁷。

斎藤1佐としては、イラク派遣に際しての日本全体としての優先順位が安全に置かれているので、業支隊の活動も、群長が負っている活動全体に対する安全面での責任の範囲内で行うものであり、また現地では群長の指揮下に入るので、必要なことは群長にすべて伝えた上で、陸幕との連絡は群長の判断で行われるものと理解されていた²³⁸。

（2）活動に向けた準備

（派遣準備の開始）

5次群及び6次群の派遣準備を中部方面隊が担任したのち、7次群及び8次群の派遣準備は引き続き西部方面隊の担任となることが予期された。その7次群の派遣準備については、2004年秋、第4師団隷下で長崎県の大村駐屯地に所在する第16普通科連隊の検閲が終了した際、師団長から連隊長の岡崎勝司1佐へ派遣準備を担当するよう話があり、具体化していった。岡崎1佐は、2002年3月から陸幕の演習班長として、日米共同の指揮所演習や実働訓練の実施、またタイで実施される多国間演習であるコブラ・ゴールドへの参加に向けた調整等を所掌していた。陸幕のイラク・プロジェクトには班員が参加しており、班長として検討状況の全体像については報告を受け、把握する一方、演習班としては、市街地における近接戦闘や銃の実際的な操作要領等、実戦を通じた米軍のノウハウや経験を教育する機会を、最初に派遣される部隊に対してどのようにして設けるか、という観点から検討、調整などを行っており、2004年4月、第16普通科連隊長に転出していた²³⁹。

（部隊の編成）

当初師団司令部では復興支援活動というイメージから派遣候補者も後方支援連隊の要員などを中心にした案が検討されていたが、準備を具体化するにあたり、すでに派遣された部隊の構成等や、2004年秋から2005年夏までのイラクでの情勢変化なども見込むと、むしろ不測事態への対応を念頭に、普通科の隊員を多めにした方がよいというのが岡崎1佐の

判断だった。そこで師団司令部とも調整のうえ、群の主要な幕僚や指揮官には大村の連隊のメンバーを中心に充て、復興支援群の施設隊も同じ大村駐屯地に所在する第4施設大隊を中心にして、そこに師団内の各部隊から選抜された要員を組み込む形にしていた。そのため、逆に第16普通科連隊からは多数が派遣されることになり、国内に残る隊員は相対的に少ない人数で災害派遣などへの対応や駐屯地における恒常業務などを担当することになり、その負担の増大が懸念されたので、連隊長として、派遣される隊員は派遣を通じた経験とノウハウでレベルアップするとともに、国内に残る者は数少ない勢力で国内の多様な任務に対応することを通じて、連隊全体としてレベルアップを図ることを目標として示し、連隊としての団結や規律の維持にも留意されていた²⁴⁰。

（準備訓練）

7次群の訓練は、準備隊として2005年4月3日に編成完結してから7月30日の7次群としての隊旗授与式までの間に、導入教育、第1次、第2次の訓練に続き、集中野営訓練、北富士演習場に設置されたいわゆるミニサマーワでの訓練、師団による総合訓練と、段階を経て実施された²⁴¹。

準備訓練にあたっては、先に派遣された部隊の経験を収集するだけでなく松村3次群長を始め帰国した経験者から話を聞く機会が設けられるとともに、岡崎1佐も4次群派遣中に1週間現地に行って活動状況も全部見た上で、それを念頭に訓練が進められた。また警備部隊を主体とした訓練は、演習場の中に指揮所のテントの配置までサマーワと同じにして構築された模擬施設で行われた。給水等の技術的な訓練については、通常の訓練内容で対応できると考えられたので、そのように実施された。警備の中でも、特に射撃に関しては、対象者に応じて射撃の要否を判断する訓練や、一発で正確に当てるよりも弾数を多く出すよう、とにかく速く撃つ訓練が行われた²⁴²。

（部隊の展開）

2005年5月に入り、サマーワでも陸自の撤退を求める落書きがみられるようになってきたが、6月9日の記者会見で、森陸幕長は、イラクの治安情勢に関し、イラク全土は予断を許さない状況だが、サマーワは比較的安定しているとの認識を示していた²⁴³。

6月21日、大野防衛庁長官から7次群の編成命令が発出された²⁴⁴。その直後、6月23日には陸自車両が路上の爆発物により被害を受ける事案が発生したが、7月19日、7次群への派遣命令が発出され²⁴⁵、同日、西方総監により隊員激励及び編成完結式が、第4師団司令部が所在する福岡駐屯地で実施された²⁴⁶。

隊旗授与式は7月30日に福岡駐屯地で実施され²⁴⁷、群長以下第1派約200人は、同日、福岡空港からチャーター機で出国した²⁴⁸。当初第1波は8月7日頃までにサマーワ宿営地に入る予定だったが、砂嵐など天候悪化で空自C-130H輸送機が運航できず、また同7日にサマーワ市内で大規模なデモが発生したことなどからクウェートで待機したため²⁴⁹、サマーワ宿営地への移動完了は同11日夕刻となった²⁵⁰。翌12日、サマーワの宿営地から岡崎7次群長が衛星回線を通じてテレビ会見し、懸念されているサマーワの治安について、宿営地攻撃などいろいろな状況が起きても、適切に対応できる自信をもって語った²⁵¹。

8月19日、6次群から7次群への指揮転移式が行われ、同日正午、6次群長から7次群長に

指揮権が移された。第3波約100人も20日にはサマーワ宿営地に到着し、7次群として本格的に業務が開始された²⁵²。

（3）人道復興支援活動の状況

7次群のサマーワ到着時には6月のIED事案の影響を受け、宿営地外での活動量は事案発生以前の3分の1程度まで減少していた。そのため、「閉じこもり」との批判だけでなく、サマーワの現地住民の対自衛隊感情の悪化も懸念された²⁵³。他方、7次群の活動時期の全般を通じて、基本計画の再度の変更・期間延長について確たる方針が示されていない状況だったので、かりに基本計画が延長されない場合、次の8次群で活動終了、撤収となることが見込まれた。そのため、7次群・4次業支隊は、8次群が派遣延長と撤収のいずれにも対応できるよう、8月から9月にかけては約40か所で施設補修を継続し、このうち7か所の事業を完了させた一方で、新規に着手した工事は8月以降、診療所2か所だけにとどめられており、新規の事業を抑制しながら復興支援活動を継続していた。そのため、8次群への交代命令が出された10月10日時点で、補修箇所は32か所に上るが、このうち完成点検を終えた施設が5か所あり、当面、事業数の更なる減少が見込まれた。同時に、仮に撤収準備作業が始まっても復興支援活動が予定通り完了できるよう、現地施工業者の自立支援にも力が入れられ、施工点検に際しての技術指導などが強化されていた²⁵⁴。

このように、復興支援活動全体として事業量をどのレベルまで、どの程度の時間をかけて拡大するか、また活動地域をどのように広げていくか等については、岡崎群長から陸幕長に報告するなど、陸幕と緊密に調整しながら判断されていた²⁵⁵。

① 復興支援活動の枠組み

2004年1月に先遣隊が派遣された当初は、サマーワにおける復興支援活動に関わる調整はCPAを中心に行われていたが、同年6月末のイラクへの主権移譲後は、県知事、県評議会、県各部局などが参加した復興支援調整のための委員会が設置され、業支隊や外務省事務所の関係者をはじめ、国連機関やNGO等の他の関係機関も参加していた。しかし、委員会の場では各参加者がそれぞれのニーズを主張するだけで意見の集約は行われず、調整機能は実質的には果たされていなかった。また、委員会には加わっていなかった市・町の評議会や部族長などからも個別に自衛隊側に要望が寄せられていた。そのため、個別のニーズを聞く態勢は維持しつつも、市・町の評議会のニーズは県評議会で集約したうえで県の担当部局を通じて要望をあげるなど、イラク側によるニーズの集約と調整を要望し続けた結果、2005年末までに、県復興開発委員会という形で、県知事、県各局、県評議会、各部族長などのニーズを集約一本化する枠組みが形作られていた²⁵⁶。

② 医療支援活動

6次群に引き続き、医療支援活動は、回数としては木曜日と土曜日に宿営地で実施される医療関係教育が主体となり、宿営地外での医療技術指導なども、8月23日に県医薬品倉庫に対して行われたほかは、サマーワ総合病院とサマーワ母子病院での実施となっていた（「表：7次群派遣時の医療支援活動概況」参照）。

表：7次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
8/16～				指揮転移 (6→7)	宿营地②		
8/23～	県医薬品 倉庫		宿营地③		宿营地②		
8/30～			宿营地②				
9/6～		母子病院			宿营地②	総合病院	
9/13～			宿营地②				
9/20～	宿营地 (医療指導)		宿营地③		宿营地③		
9/27～					宿营地②	総合病院	
10/4～					宿营地③	母子病院	
10/11～		総合病院					
10/18～			宿营地③		母子病院		
10/25～			宿营地②		宿营地②		
11/1～							宿营地④
11/8～	総合病院		宿营地③			指揮転移 (7→8)	

注1 表中「総合病院」は「サマワ総合病院」を、「母子病院」は「サマワ母子病院」をそれぞれ略記したもの。病院名等のみの記載は、宿营地外での医療技術支援の場合。

注2：宿营地内の場合、教育内容は次の丸数字による。

②→超音波診断装置普及教育 ③→救急救命措置教育 ④→医療器材取扱い教育

出典：『朝雲』平成17年8月25日から平成17年11月17日までのイラク・ドキュメントの記載による。

備考 で囲われた日は、「陸上自衛隊 第7次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/photo_a07.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

③ 公共施設の復旧

他国軍では現地業者に資金を提供し、プロジェクトを担当させる方法がとられていたが、自衛隊は現場での技術指導などを行うだけでなく、復興支援事業を具体化する過程でニーズ調査、企画、立案段階にも積極的に関与するようにしていた。水道管補修の例であれば、当初イラク側は、水道管網の全体がどうなっているのか、不具合の理由は何か等を調べないまま、優先順位もなしで単にニーズを要請してくるといった状況だったが、いいものに仕上げるにはきめ細かく計画調整する重要性が認識されるようになってきた²⁵⁷。

また5次群派遣時には、建て直しは対象外と解釈されていた「改修」の範囲についても、「改め直す」「元の形状に戻ること」を解釈の基本としつつも、柔軟な対応が図られるようになっていた。学校でいえば、中学校を工業高校として使用することは教育施設としての実質を変更し、また増築も「元の形状に戻る」ものではないので、基本的には「改修」には当たらないとされつつ、土壁からレンガへの変更や、道路のアスファルト舗装などは、「改修」の方法の問題として許容されるようになっていた²⁵⁸。さらに、必要に応じて、建て替えも元来の施設の「機能復旧」と整理し、あるいは実質的な学校の新設も、本校に対する「分校」と位置づけ、本校の機能復旧と整理できる範囲まで対応することもあった。このような規則類の解釈は、内局から業支隊に派遣された事務官が担当していた²⁵⁹。

9月26日、ムサンナー県スウェイル郡でムタワク橋の起工式が実施された。同橋は7月から基礎工事が行われていたが、同日、県副知事、県道路橋梁局長、斎藤業支隊長、小林外務省サマーワ事務所長などが出席し、くい打ちなどのセレモニーに臨んだ。ムタワク橋はスウェイル・サマーワ地区とワルカ地区を結ぶ幹線にあり、橋の完成で交通渋滞の解消が期待されていた。それまでの陸自による橋梁の補修は運河にかける小規模なものだったので、全長24メートルで車が行きかう本格的な架橋工事は、ムタワク橋が初めてだった²⁶⁰。なお、橋を含めたムタワグ・アル・チバシ道路の一部(約6.7km)のアスファルト舗装については、草の根・人間の安全保障無償資金協力により70万6,000ドル(約7,500万円)の供与が6月に決定されていた²⁶¹。

(4) ODAとの連携

着手済みの案件については、9月15日、6月に実施決定されたムサンナー県警察の主要警察署用の操作用備品などの供与式が、ムサンナー県警察本部敷地内で行われた²⁶²。

また10月25日には、3月19日に起工式が行われたサマーワ市内道路15.65kmの改修工事が完了し、宿営地において竣工式が行われた²⁶³。

一方新規案件としては、9月26日、3か所の専門クリニックと健康検査所に対して合計約241万ドル(約2.58億円)の無償資金協力の実施が決定された。結核、喘息・アレルギー、歯科の各専門クリニックは、ムサンナー県内でそれぞれの疾患に関する唯一の専門医療機関であることから、これら専門診療体制の回復が目的とされた。また中央健康検査所は、感染症疾患、食品衛生、環境衛生に関する県内唯一の検査機関なので、その検査能力の回復によりムサンナー県内の公衆衛生状況の改善が期待された。この供与に係る贈与契約の署名式は、結核クリニックで、外務省事務所長、業支隊長、ムサンナー県副知事、県保健局長、各クリニックの代表などが出席して行われた²⁶⁴。

10月12日には、ムサンナー県警察訓練プログラムに対して限度額約3億7,700万円の資金協力の実施が決定された。このプログラムは、犯罪現場からの証拠収集・保全などの捜査方法、殺人、強盗など重大犯罪の取り調べなど及び通信など、警察官の養成に必要な訓練を内容としていた²⁶⁵。

(5) 安全確保のための措置

(基本的な方針とメディアへの対応)

岡崎7次群長は任務の優先順位を、第1に隊員の安全確保、第2に隊員の士気高揚、第3にメディア対策という順で考えていた。特に2004年4月の退避勧告以来、サマーワに日本人ジャーナリストが常駐していなかったため、現地からの報道は日本の各報道機関が契約したイラク人スタッフによる取材に依存していた。そのため、宿営地外に着弾したロケット弾についても宿営地内に着弾したと報じられる例など、事実関係の誤りや誇張ともとれるような報道がなされることがあったので、岡崎群長はその都度訂正を申し入れていた²⁶⁶。

（IED事案後の対応）

IED事案が発生した6月23日の時点では、7次群の主要な訓練は終了していたので、派遣前にこの種の事案の発生を受けて新たな対策を講じ、訓練する機会がなかった。そのため、岡崎7次群長は、タリル空港からサマーワに陸上移動する間に、宿営地の状況、周囲のイラク人の状況、そしてサポート役のオーストラリア軍との関係等も見極めて、事後の「ビジネス・モデル」を組み替えるよう考えていた。その場合の前提として、陸自部隊の活動地域が限定されてきていた一方で、安全確保にも従来以上に配慮する必要があったので、いくつかの方策を組み合わせて、日々の行動を柔軟に組み替えるものに変えていくこととされた。そのため、宿営地の出発時刻や経路を日々変更するということから始まり、活動地域のリスクについてもきめ細かく計数的に評価してランク付けし、地域や主要道路毎に数種類に色分けされた「ハザードマップ」として取りまとめられた。そして、翌日の活動について、夜のミーティング時にその「ハザードマップ」と照らし合わせて出発時刻、経路、警備要領が確認されるとともに、出発後に「不審者がいる」といった情報が入手できれば、真偽が確認できなくともルートを変更したり、宿営地へ引き返したりすることにした²⁶⁷。実際に宿営地外で活動する際の状況判断は、基本的にはより情報がある方、つまり現場でないと分からない情報の場合は現場の判断で、逆に宿営地の方に情報がある場合には宿営地からの指示で、それぞれ経路変更や帰投などが決められた²⁶⁸。

オーストラリア軍やイギリス軍との連携についても、ある程度距離をとって警戒するフォーメーション、予定経路に沿った事前のIEDチェックの依頼、あるいは自衛隊が装備していた無人ヘリの情報の活用など、連携要領のパターンがいくつか作られ、その新しい「ビジネス・モデル」に沿ってオーストラリア軍との連携訓練も実施された。また各地域のリスクについて相互の認識をすり合わせるとともに、活動を再開して活動範囲を拡大するにつれて地域毎のリスク評価を絶えず見直し、そのために必要な情報をイラク警察から入手する努力もなされた²⁶⁹。

また斎藤業支隊長としても、イギリス軍やオーストラリア軍が治安全般の維持にあたっていたから自衛隊が復興支援に専念できたのであり、自衛隊のみでこのような復興支援活動を行うのに必要な安全が確保できたかは疑問と、多国籍軍との連携プレーであったことの重要性を指摘していた²⁷⁰。

このように安全確保には充分留意されていたものの、11月12日の7次群から8次群への指揮転移の直前となる、11月7日に、ロケット弾によると思しき発射音と飛翔音が確認され、宿営地南西の宿営地外に、ロケット弾とみられる砲弾1発が着弾したものとみられた²⁷¹。

（6）8次群への部隊交代

基本計画の延長が正式には決定しない中で、7次群も3か月で8次群に部隊交代となり、8次群第1波の約140人が、10月30日にサマーワの宿営地に到着した²⁷²。それを受け、7次群の第1波約110人が宿営地を離れ、11月5日までに福岡空港に帰国する²⁷³。その後、第2波約180人が同13日、8次群長へ指揮転移した岡崎群長以下の第3波約200人は同20日に、それぞれ福岡空港に帰国し²⁷⁴、同26日、師団司令部が所在する福岡駐屯地において7次群としての隊旗返還式が行われた²⁷⁵。

5 空自の活動

空自の派遣輸空隊も、引き続き陸自派遣部隊の支援を中心としてイラク南部への空輸活動を継続していたが、活動が2年目に入った第6期要員から、派遣期間がそれまでの3ヶ月から4ヶ月に延長され、C-130H輸送機などの器材や人員のやりくりが厳しくなっていた。

(1) 第5期要員

(部隊の展開)

基本計画の延長決定後となる2004年12月19日、第5期前段要員として85人が政府専用機で、また翌16日にはC-130H輸送機の交代機1機にパイロットや整備員など15人が搭乗し、それぞれクウェートに向けて小牧基地から出発した²⁷⁶。また隊司令以下約100人の後段要員は、2005年1月17日、政府専用機で小牧基地を出国した²⁷⁷。

(任務運航の状況)

2004年12月から4ヶ月間、毎月13回から8回の任務運航が行なわれていた（「表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成16年12月～17年3月）」参照）。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成16年12月～17年3月）

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	陸自関連	空自等関連
		人員(人)	物資(t)						
16.12	12	人員(人)	672	376	0	33	14	245	4
		物資(t)	8.449	4.552	0.000		3.886	0.011	0.000
17.1	10	人員(人)	356	169	0	20	26	141	0
		物資(t)	4.792	3.152	0.000		0.326	1.314	0.000
17.2	13	人員(人)	1033	8	0	11	27	984	3
		物資(t)	4.422	2.406	0.000		0.036	1.980	0.000
17.3	8	人員(人)	300	230	34	19	14	3	0
		物資(t)	6.969	0.000	0.000		0.386	6.583	0.000

注1 「文民等」は、各国軍の文官、契約職員、委託業者等。

注2 「外務省等関係」は、在イラク日本大使館等の外務省に係る人員(民間団体からの人道復興関連などの人員及び物資を含む)。

注3 「陸自関連」は、派遣陸上自衛隊部隊に係る人員及び物資。

注4 「空自等関連」は、派遣航空自衛隊部隊に係る人員及び物資(防衛省等の職員を含む)。

注5 「物資」の内訳は、国連関連は、事務機器、医療機器、車両、車両部品、通信機材等。米軍・他国軍関連は、車両、車両部品、航空機部品、通信器材、テント等。外務省等関係は、事務機器、医療機器、テント、毛布、食料、文房具等。

出典 「参考5： 航空自衛隊部隊の任務運航実績（月別）」「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」(平成21年7月)< http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/kokaihoudou.pdf >。なお、本章において以下同種の表については、注及び出展は同じ。

(その他の部隊の状況)

2005年2月15日、輸空隊は、先天性心臓疾患のため米国で手術が必要なナシリヤ在住の5歳のイラク人少女を、イラク・タリル空港からクウェート・ムバラク空軍基地まで空輸した。少女は2日後、米国に移送された。この空輸案件は、2004年、少女の父親が警備員と

第3章 対応措置の継続（基本計画2年目：2005年）

して勤務していた小学校に米ユタ州兵の施設隊が補修工事に訪れ、父親がその隊長らに少女のことを話したのがきっかけとなり、米軍のほか医師や人道支援団体が加わり、最終的に空輸計画部に空輸の打診があった。その後空幕などと調整し、少女の空輸が実現した²⁷⁸。

（2）第6期要員

（部隊の展開）

第6期の前段要員は、3月14日、政府専用機で出国した²⁷⁹。また4月11日には約20人のパイロットや整備員が搭乗してC-130H輸送機2機が交替のために小牧基地を出発した。この時の交代要員のほとんどが2回目の派遣となった²⁸⁰。隊司令以下約80人の後段要員主力も、同18日、中部国際空港からチャーター機でクウェートに向けて出発した²⁸¹。

この第6期要員から、他国軍との連絡調整を緊密にするとともに、輸送機のやりくりを円滑に行うため、約3ヶ月交代から4ヶ月交代に変更されたが²⁸²、前段と後段を約1か月間隔で派遣する要領は、第6期以降も変更されていない²⁸³。

		5期まで		⇒	6期以降	
X月	Y期前段	Y-1期後段			Y期前段	Y-1期後段
X+1月		Y期後段		Y期後段		
X+2月						
X+3月	Y+1期前段	Y+1期後段		Y+1期前段	Y+1期後段	
X+4月		Y+1期後段			Y+1期後段	
X+5月						

筆者作成。

（任務運航の状況）

新年度となる2005年4月から同7月までの4ヶ月間の任務運航実績は、以下の通りとなっている。なお2005年4月の月間3回は、派遣期間中最も少ない任務運航数となっていた²⁸⁴。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成17年4月～7月）

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	陸自関連	空自等関連
		人員(人)	物資(t)						
17.4	3	人員(人)	57	6	0	8	10	33	0
		物資(t)	1.091	0.000	0.000		0.020	1.071	0.000
17.5	13	人員(人)	1213	170	0	12	26	999	6
		物資(t)	6.885	0.000	0.000		4.388	2.497	0.000
17.6	6	人員(人)	185	103	0	5	20	49	8
		物資(t)	44.548	10.506	0.000		0.000	34.042	0.000
17.7	9	人員(人)	537	288	0	29	30	190	0
		物資(t)	6.259	0.000	0.000		0.000	6.259	0.000

（その他の部隊の状況）

2005年5月2日には、クウェートに派遣輸空隊司令部の新庁舎が完成し、生活用品を扱う

厚生小隊の売店も新庁舎での販売を開始した。また作業服もそれまでの緑色を基調としていた飛行服、整備服から黄土色(カーキ色)を基調とした「砂漠仕様」に新調された。作業靴も同様に黄土色を基調としたより軽く通気性のよい素材に代わり、気温60度にもなる環境下で、灼熱の滑走路や機体に触れて溶け出すような心配もなくなった²⁸⁵。この迷彩服の導入も、第1期要員の派遣後の成果報告において、砂で汚れる服装だと精神的にイライラして作業効率が上がらないだけでなく、派遣部隊における団結にも影響があるとの指摘を受け、至急対応がとられたものだった。当初から繰り返し派遣される要員が出るのが予期されていたため、成果報告を踏まえて、次回派遣時には改善が図られていると、中央も派遣部隊の現場のことを理解してくれている、忘れないでいてくれる、ということ現場が実感でき、それが厳しい任務でも何度も行こうという士気につながると考えられていた²⁸⁶。

この時期、部隊の活動は「アッサラーム・アレイコム」という名称の部隊新聞に取りまとめられ、空自の関係部隊に配布されていた。また、新築された庁舎では冷房の効きもよく、勤務環境も改善されるとともに、食事も豚肉が出ないことを除けば、普通に日本食が食べられるように改善された。またブロードバンドの導入で家族との連絡手段も増え、福利厚生面では不便を感じる機会は少なくなってきた。また、派遣期間が1か月長くなったことから、語学教室等、課業外の時間を利用して行われる各国軍との文化交流も活発になってきていた²⁸⁷。他方、生活隊舎は引き続き老朽化したままで、水道管の破裂やシャワーの不具合などがよく起こり、そのたびに施設小隊が対応していた。また洗濯機もよく故障し、こちらの不具合は補給小隊が対応していた²⁸⁸。

第6期要員として派遣された隊員の中には、当初抱いていた英語に対する苦手意識を克服するため、業務の内外を問わず、できるだけ多くの他国軍人に英語で話し、ワッペンの交換を実践したところ、アメリカ、イタリア、エルサルバドル、オーストラリア、韓国、ポーランド、クウェートの軍人と会話する機会があり、それぞれ記念メダルやワッペンを交換することができたという²⁸⁹。

また准尉及び上級空曹で構成される准曹会が他国軍との交流を企画し、特に米軍及び韓国軍とは毎週定例のミーティングや会食が開かれるとともに、米軍主催の公式行事やバーベキュー等のアクティビティにも盛んに招待されるようになっており、6期後段要員からは8月中旬に米軍関係者に対し感謝状も贈られた²⁹⁰。

(3) 第7期要員

(部隊の展開)

前段要員約85人は、7月11日、小牧基地からチャーター機で出国した。また、C-130H輸送機1機も交代のため、搭乗員など約15人とともに翌12日、小牧基地から出国した²⁹¹。

(任務運航の状況)

2005年8月から4ヶ月間、毎月19回から12回の任務運航が行なわれていた（「表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成17年8月～11月）」参照）。

第3章 対応措置の継続（基本計画2年目：2005年）

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成17年8月～11月）

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	陸自関連	空自等関連
		人員(人)	物資(t)						
17.8	15	人員(人)	1264	153	1	47	33	1030	0
		物資(t)	0.176	0.000	0.000		0.000	0.176	0.000
17.9	12	人員(人)	798	672	0	31	23	56	16
		物資(t)	1.611	0.000	0.000		0.000	1.611	0.000
17.10	19	人員(人)	782	362	0	25	38	338	20
		物資(t)	27.220	10.182	0.000		0.000	17.038	0.000
17.11	19	人員(人)	1094	208	3	24	27	817	15
		物資(t)	32.442	0.198	0.000		0.000	32.244	0.000

また10月9日、2004年12月13日の100回から約10ヶ月で、任務運行200回となった²⁹²。

第7期要員が派遣された7月からの時期は外気温が50度を超えることも珍しくなく、C-130H輸送機の機体も、皮手袋をしていても10秒と触ってられないほど熱くなることとがままあった。また、細かい砂が機体のわずかな隙間から機内の装備品に入り込み、故障の原因ともなっていたので、その不具合を防止するため予防整備も欠かせなかった。整備中に砂嵐が来ると呼吸と共に砂も吸い込んでしまうので、50度近い灼熱の下でもマスクとゴーグルの着用が必要だった。また、3機による運航体制を維持するため、飛行前後の点検、計画整備や計画外整備など各種の整備作業に加え、整備状況の良否判定等も行う必要があったので、第1期の頃と比べて、整備が深夜や徹夜に及ぶことも多い一方、整備員の人数は派遣機数の整備に必要な最低限だったので、日本からの支援が不可欠だった²⁹³。

また2005年4月から2006年3月までの平成17年度の任務運航取り止めの状況は、天候不良とその他によるものとなっており、引き続き脅威情報に起因する取り止めは無かった。

表：空自部隊の任務運航取り止めの状況（平成17年度）

		脅威情報に起因	天候不良に起因	その他
合計回数		23回	104回	24回
17年度	30	0	21	9

※その他は、航空機不具合、輸送所要の調整結果による運航取り止め

出典：「参考6 航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』（平成21年7月）。

（その他の部隊の状況）

第7期からパイロットを含め、女性隊員5名が初めて派遣されたが、これは現地で女性用の寝室やふろなど生活施設が整ったことで可能になった²⁹⁴。また、同じ輸送機のパイロットでも、入間基地に所在する第402飛行隊でC-1輸送機のパイロットである1尉が、輸空隊で警備や不測事態対応の担当として、7月からの前段要員として派遣されていた²⁹⁵。

夏季の厳しい勤務環境の中で、派遣隊員にとっては隊舎が改善され、派遣初期に比べて個人の空間がより確保されたことと、「サレムの湯」と名付けられた浴場が整備されたことが、一番の喜びととして取り上げられていた²⁹⁶。またクウェートの輸空隊基地では、通

信網のブロードバンド化に伴い、派遣隊員と留守家族をつなぐ「テレビ電話」も可能となった。双方のパソコンに小型の「ウェブカメラ」を外付けするテレビ電話機能のほか、チャットもできる仕組みで、「ウェブカメラ」は全基地への配備が急ピッチで進められており、順次、各基地業務隊などから留守家族に貸し出され、利用した留守家族からは「いつでも簡単につなげて、顔を見ながら話ができる」と喜ばれていた²⁹⁷。

8月からは、業務隊先任空曹を軸にして、茶道による米軍や在クウェートの民間との交流の機会が持たれていた。同月14日から、輸空隊司令部総務部長を長とした茶道講座が、毎週月曜日と水曜日の課業外に、米軍の准尉・下士官を対象に始められた。また、10月27日には在クウェート日本人会で、派遣輸空隊司令とともに点前を披露、11月8日はクウェート大学ハワリー校日本語講座の授業の一環として茶道講座が実施された²⁹⁸。

第7期要員の整備隊長は、2003年12月に空自のイラク派遣が決定された当時は空自パイロット要員の教育のうち、戦闘機パイロットのためにT-4練習機でジェット機としての基本操縦訓練を行う第13飛行教育団に所属していたが、派遣開始直後から派遣について「積極的に手を挙げていた」。その後、まず第6期要員の予備要員に指定されたので、状況によっては2005年春からの派遣の可能性もあり、その場合には転勤直後の派遣となっていたという。整備隊長は、結婚当初から危険な任務に赴くことがありえることを語ってきており、家族もそれなりに理解し、また各種通信手段も利用できたので派遣中もコミュニケーションをとることは容易だったが、それでも留守家族にとっては長い4ヶ月間だったという²⁹⁹。

また、第7期要員では、クウェート市内の部外病院で虫垂炎の手術を要する患者も発生していた。前段要員がクウェート入りした直後の7月下旬、腹痛を訴える隊員が現れ、2日目には虫垂炎と診断される症状となった。派遣輸空隊の衛生隊では、虫垂炎の手術に対応できなかったため、在クウェート大使館のHPで推奨されていた現地医療機関に受診させ、即日、1時間の手術が行われ、3日の入院で無事回復したという。また、協力関係構築のため、クウェート軍衛生隊、アメリカ軍の衛生群と患者搬送隊、韓国軍の衛生隊それぞれの指揮官のところへ、輸空隊の衛生隊長が挨拶に出向いていた³⁰⁰。

第7期要員の施設小隊長は、根室分屯基地に所在するレーダーサイトである第26警戒隊から派遣されていた。施設関係業務の主な調整相手はクウェート空軍の施設関係業務部署だったので、英語で調整できる担当者が限られ、仕事を進めるスピードも全く違うので、派遣当初は施設内の所要箇所に砂を盛る作業を依頼するだけの調整に、40分も費やすことがあったという。また米空軍の施設中隊からも各種の支援を受けていた。これらの業務上の調整に加え、日本側から剣道や日本語を教える一方、米軍将兵は輸空隊だけでなく韓国空軍部隊でも英語教室を開くなど、相互に文化交流も盛んに行われており、日本隊の食堂で日米韓のディナーが開かれることもあった³⁰¹。

（4）米軍との関係

米軍との良好な関係は、アリ・アルサレム空軍基地における各種文化交流、部隊間交流などに現れるだけでなく、2004年の派遣当初には、作戦用の情報は一切リリースされない扱いを受けていた空自も、活動実績を積むことにより、徐々に現場レベルでよい人間関係が構築され、連帯感が出来、それが信頼関係の醸成に繋がり、かなりの情報が、非公式ながらも「教えてもらえる」ようになっていた。

2004年当初に初めて訪れて以降、輸空隊がある程度活動実績を積んだ後、織田空幕防衛部長がペルシヤ湾岸国に所在する米空軍の作戦司令部を2度目に訪れると、最初は1画面消されていたスクリーンが全て表示されていた。それで、初回訪問時に消された画面は、無人機の偵察情報だったことが分かった。しかし、2回目の訪問では、運用部門までは見学可能だったが、別フロアーに所在した情報部門への立ち入りは、希望しても、認められなかった。それが、3回目に同地を訪れた時には、その情報セクションのフロアーでブリーフィングが実施されるまでになっており、「共に汗をかく」ことの違いが実感された³⁰²。

6 基本計画の延長過程

多国籍軍は2004年6月に採択された安保理決議1546に基づき編成され、イラクに駐留していたが、2005年12月に新憲法に基づいて総選挙が行われ、本格政府が発足すれば任務が終わるとされていたので、同年末が事実上の駐留期限と認識されていたところ、2005年5月25日、イラク移行政府のジバリ外相から安保理議長国のデンマークに、米軍をはじめとする多国籍軍が2005年末以降も駐留できるよう、新たな国連安保理決議の採択を求める書簡が送られた³⁰³。

また、アメリカも、イラクへの主権委譲から1年となる6月28日にブッシュ大統領が演説し、イラク治安部隊への任務移管を急ぐものの、任務が終わるまでとどまり、任務が終わればすぐに撤退するとの従来の立場を繰り返すにとどまり、撤退時期について具体的には言及しなかった³⁰⁴。他方、米政府からは6月の時点で、新たな安保理決議の採択やイラクとの地位協定の締結に依らずとも、正式政府の発足後もイラク側が駐留継続を希望すれば、政治プロセスが完了していないと安保理決議1546を解釈することによって、2005年12月末以降も多国籍軍の駐留が可能となるという見解とともに、自衛隊の派遣延長が打診されていた³⁰⁵。

日本側では同じく6月27日、大野防衛庁長官が在日米商工会議所の会合で講演し、基本計画上12月までとされているイラクへの派遣期間の延長について、(1)復興状況、(2)治安情勢、(3)政治プロセスの進展、(4)他の多国籍軍の動向の4点を見極めて判断するとの考えを示した³⁰⁶。小泉首相も、同29日、イラクの現地の状況に変化がなければ、可能な支援は継続したいとする一方で、基本計画上の派遣期限である12月が近づいたら状況をよく見極めて判断すると述べるにとどまっていた。しかし、この時点では撤収には3ヶ月を要すると見込まれていたため、9月頃までには延長の有無を判断する必要があると考えられており、派遣延長が当然視されていた2004年とは状況が異なり、派遣の要否自体から検討する必要があると見られていた³⁰⁷。

大野防衛庁長官は、7月1日には小泉首相に、住民が激励に宿営地を訪れたなどサマーワの状況を報告した。それまでサマーワの治安は比較的安定と政府が判断してきた前提として、不審者を見つければ通報するとされるサマーワの部族社会との関係があったが、6月23日のIED事案は、白昼人通りの多い場所で起きたため、自衛隊を狙った犯行であれば、それまでの安全の前提が崩れたことを示すものと受け止められた。復興支援の民間移行への布石として5月末にはODAによる火力発電所の建設も決められたが、現地の治安が悪化すれば工事の着手の見通しも立たなくなり、派遣を継続しても大型事業を求める地元の期

待に答えられなければ、部隊の危険度も増すことが危惧されるようになった³⁰⁸。

7月8日には、主要国首脳会議(G8サミット)が開催中のイギリスのロンドン中心部で地下鉄と路線バスに仕掛けられた爆弾により、33人が死亡する同時テロが発生した。この同時爆破テロの発生を受け、アメリカは改めて「テロとの戦い」を強化するとみられ、G8サミット出席のため訪英中の小泉首相も、記者団の取材に対し、自衛隊のイラク派遣の延長について、12月の状況でよく判断するとして派遣期間の再延長を否定しなかった³⁰⁹。

7月12日には来日中のライス米 국무長官が小泉首相、町村外相と会談し、イラク、アフガニスタンでの自衛隊の貢献を高く評価するとともに、派遣延長については日本政府が決定することと言及するにとどめられたのに対し³¹⁰、小泉首相は、アフガニスタン、イラクの復興は失敗が許されず、日本も世界と協力していくと述べた。これは駐留延長の可能性を示唆したものと受け止められていた³¹¹。

その後、8月8日、参議院本会議で郵政民営化法案が否決されたことを受け衆議院が解散され、9月11日に衆議院総選挙が行われることとなった³¹²。民主党が8月16日に発表したマニフェストでは、自衛隊派遣の前提である「非戦闘地域」の条件が成り立たなくなったとして、陸自部隊の12月までの撤退方針が明記されるとともに、サマーワの失業問題への手当など経済支援に重点を置く方針とされた³¹³。

9月11日の総選挙の結果、自民党が296議席を獲得し、イラク移行政府からは小泉政権の継続を歓迎し、自衛隊の派遣継続を含むイラクへの支援継続への期待が表明され³¹⁴、同14日にはニューヨークで町村外相と会談したイラクのジバリ外相からも、サマーワでの活動継続への期待が直接伝えられた³¹⁵。また米 국무省も、派遣延長は日本政府が決定すべきことしつつも、イラクの安定、安全保障への日本の重要な貢献を評価するとして、駐留継続に期待感が示されていた³¹⁶。

他方、この頃、イギリスとオーストラリアが2006年夏までにサマーワからの撤退を検討しているとの情報もたらされるようになった。8月下旬には業支隊へ内局から派遣されていた要員から英豪の撤退の意向に関する報告があり³¹⁷、9月12日にはイギリス陸軍参謀総長が防衛庁を訪問し、イギリス政府の方針としてアフガニスタンでの活動強化のために、イラクから部分的に撤収する意向が伝えられていた³¹⁸。また、同29日から10月3日にかけて、ロンドンで日米英豪の4カ国外務・防衛当局者協議が開かれ、サマーワの治安情勢やその後の活動予定等について意見交換が行われ、英豪両軍が、治安維持を引き継ぐイラク軍が整備されてきたことを理由に2006年5月をメドにサマーワから撤退を始める方向で調整していることが伝えられた。そのため、公明党からも、英豪軍の撤退による派遣隊員の安全確保への影響や、仮に派遣期間を延長する場合でも撤収時期も併せて検討する必要性などが指摘されるようになった³¹⁹。

4か国協議が開催される頃には、基本計画の延長方針が伝えられるものの、イラクの正式政府が年末に発足しても体制が安定するまで3か月程度、陸自部隊の撤収に3か月程度、それぞれ必要とみられていたことから、正式政府の発足を見極めて撤収するにも最低半年程度が必要とも見込まれており、延長期間は1年ではなく、半年とする案も有力視されていた³²⁰。そのため、12月までのイラクにおける政治プロセスの進展や復興支援の必要性、治安状況を見極め、日米関係への影響等も踏まえて延長が決定される見通しとなった。

また、9月11日の衆議院総選挙後、小泉首相から、11月までに延長のための法改正が必

要とされていたテロ対策特措法は延長せず、インド洋への海自の派遣はやめるとの意向が示された。しかし、日米関係を重視する外務省から給油活動継続に対する強い主張があり、官房長官の仲裁により、延長幅を従来の2年間から1年間としたうえで、インド洋での活動を継続することとされた。また、小泉首相はイラクへの陸自の派遣は自らの任期中に終わらせる意向でもあったので、テロ対策特措法が延長され、また10月25日にイラクの新憲法が国民投票で承認されたことなどを受け、官邸幹部を通じて内閣官房へ、12月で期限を迎える基本計画を一定期間延長したうえで、サマーワからの陸自撤収に関して検討するよう指示がなされた³²¹。

テロ対策特措法を1年延長する改正法案は10月4日、閣議決定された³²²。同法案に対し、当初、前原誠司民主党代表は、2年前の延長に反対した際の論拠であった自衛隊派遣の事前承認に必ずしもこだわらず、賛成する意向をにじませていたが、党内で異論が続き、同18日には、民主党は再延長反対の方針が固められたが³²³、その後同26日には、自民党、公明党などの賛成多数で参議院で可決、成立し、テロ対策特措法が1年間、延長される³²⁴。

11月8日には国連安全保障理事会で、イラク政府からの要請に基づいてイラクに駐留する多国籍軍の権限を2006年末まで1年間延長する安保理決議1637が全会一致で採択された³²⁵。この決議は、米英に加え、日本も共同提案国の一つとなっていた³²⁶。

11月16日には来日したブッシュ米大統領と小泉首相の首脳会談が京都で行われ、国際社会の一員としてイラクの復興を支援する考えに変わりはないとして、自衛隊の派遣期間を延長する考えが示された³²⁷。同19日には韓国の釜山で小泉首相とオーストラリアのハワード首相の会談が行われ、サマーワでの日豪両部隊の緊密な連携が確認され³²⁸、また額賀防衛庁長官も、同24日、イラク南部での治安権限の委譲の見通しについて駐日英国大使と意見交換した³²⁹。

11月24日にはイラクのジバリ外相が来日し、順次、小泉首相、安倍官房長官、麻生外相、額賀防衛庁長官と会談し、自衛隊の派遣を通じたイラク復興への関与の継続を要望するとともに³³⁰、多国籍軍の駐留の終結を決定できるのは正式政府であり、正式政府がそのような政策決定が可能となるのは2006年3月から4月頃になるとの見通しが示された³³¹。

額賀防衛庁長官は、12月2日午前の記者会見で、イラク移行政府からの強い要望もあり、自衛隊が活動を継続することを前提に協議していると、派遣延長の方針を明らかにするとともに、その後、同日から3日間にわたり、陸自のサマーワ宿営地やクウェートで活動中の空自部隊を視察した³³²。同2日、成田空港を民航機で出発した額賀長官はロンドン経由でクウェートに向かい、翌3日、クウェートから多国籍軍のヘリコプターで³³³陸自サマーワ宿営地に到着し、立花群長から部隊の活動状況などの説明を受け宿営地内の各施設を視察したのち、サマーワ市内で現地業者が補修工事中のアル・ホルード小学校を訪れ、児童らの歓迎を受けた。宿営地に戻りハッサーニ・ムサンナー県知事やサマーワ駐留の英軍部隊副指揮官や豪軍指揮官らと懇談した。額賀長官から自衛隊の活動に対するハッサーニ知事の各種支援に対して感謝の意を伝えると、知事は県と陸自部隊・外務省が連携して協力している現状に非常に満足しており、今後とも協力していきたいと述べた。また、英豪軍関係者との懇談では、陸自部隊に対する各種支援に感謝の意を表明するとともに、治安情勢などについて意見交換し、英豪軍の指揮官らはムサンナ県は他の地域に比べて治安が安定しており、治安組織の育成も順調などと述べた。額賀長官はその後、クウェートのアリ・

アルサレム空軍基地に戻り、空自派遣部隊を視察、激励ののち、ドバイを經由して同4日帰国した。帰国に先立ち額賀長官は現地の印象について、「部隊は、高い士気と規律を保ちながら復興支援活動に励んでいる。また、宿泊施設や各種防護監視器材をはじめ宿営地の防護措置を整備するなど、十分な安全確保策をとっていることも確認した」とするとともに、「これまで陸自部隊が現地のニーズを十分踏まえつつ実施してきた支援の効果もあり、復興の基盤が徐々に整いつつあるとの印象を受けたが、公共施設の復旧・整備や医療支援活動などの要望が依然として存在し、自衛隊の人道復興支援活動が引き続き重要であるとの認識を新たにした」と語った³³⁴。

額賀防衛庁長官は、帰国後の12月5日午前、官邸で小泉首相にサマーワの治安情勢は安定しているとして、自衛隊の派遣延長が望ましい旨報告し、首相は安全を確保し、活動を継続できるよう頑張るようにと述べる一方で、最終的には同日のイラクのジャファリ首相との会談を踏まえて判断するとされた³³⁵。同日行われたジャファリ首相との会談では、自衛隊が高い評価を受けていることを踏まえ、主体的に判断するとして、事実上、派遣延長の方針がイラク側に伝えられた³³⁶。

12月7日には、自民党の内閣、国防、外交部会の合同会議で、公明党も拡大外交・安保部会で、それぞれ自衛隊のイラク派遣を2006年12月まで1年延長するための基本計画の変更が了承され³³⁷、同8日、基本計画の変更が閣議決定され、派遣期間が平成18年12月14日まで延長された³³⁸。

7 小括

活動開始後2年目に入り、陸自、空自とも現地での活動に加え、派遣への準備等も安定的に行なわれるようになってきたが、陸自部隊については、早くも2005年末の国連安保理決議による多国籍軍マンダートの期限をひとつの区切りとして、撤収の検討が始められ、復興支援事業の新規着工抑制などの影響が生じ始めていた。他方、空自については引き続き陸自の支援や復興支援関連物資の輸送が継続されたが、派遣間隔が延長され、複数回派遣者も増加し、活動の継続に対する対策が重要となっていた。

（1）陸自の活動について

復興支援群は、東北方面隊から派遣された4次群に続き、中部方面隊からの5次群及び6次群、西部方面隊からの7次群へと逐次部隊交代が行なわれた。

業支隊についても、半年毎に3次隊及び4次隊の要員交代が行われた（「表：2005年の陸自部隊交代の概要」参照）。

（活動主体について）

復興支援群の派遣準備は、基幹要員の人選など最初の段階から群長候補者を中心に計画、実施されるやり方から、中部方面隊が担当となる5次群以降、師団司令部が派遣1年ほど前からあらかじめ訓練計画や派遣部隊の基幹要員の人選等の準備を進め、そこに陸幕等で派遣準備に携わった班長クラスが連隊長に転入し、群長候補になるパターンに変化が見られた。また、6次群長以降、群長候補者が派遣準備中にサマーワへ視察に出向くようになり、

第3章 対応措置の継続（基本計画2年目：2005年）

現地情勢や活動状況を踏まえて、準備訓練を実施するようにもなった。

また復興支援群と復興業務支援隊との連携が重視され、準備訓練でも群と業支隊で業務上カウンターパートとなる担当者同士を組み合わせさせた訓練が実施されるなど、具体的な取組みも始められた。安全確保と復興支援活動のバランスについて、守りを固めるのか、それとも積極的に外に出るのか、という基本的な考え方について、群長と業支隊長の認識の摺り合せも一層重視されるようになったが、安全確保が準備訓練の重要項目であることには変化はなかった。

表：2005年の陸自部隊交代の概要

	業支隊 2次	3次群	4次群	業支隊 3次	5次群	6次群	業支隊 4次	7次群
2004年 12月		⇒	12/7 指揮転移					
2005年 1月	⇒			1/24 指揮転移				
2月			⇒		2/28 指揮転移			
3月								
4月								
5月					⇒	5/28 指揮転移		
6月								
7月				⇒			7/19 指揮転移	
8月						⇒		8/19 指揮転移
9月								
10月								
11月								11/12⇒
12月								
2006年 1月							1/23⇒	

出典：筆者作成。

（復興支援活動の状況）

先遣隊の派遣当初は、陳情対応のように地元住民の個別ニーズが把握され、CPAやオランダ軍の民事担当者との調整を通じて復興支援事業が計画されており、業支隊2次要員からは業者選定に際して見積もり合わせを採用するなど、よりシステムの対応が図られるようになっていた。

2005年前半に活動した業支隊3次要員からは、建物や橋梁など建築物についての高度な知識を有する文官の技官が派遣され、補修事業もより複雑あるいは大規模な案件の事業化が進められていった。しかし、補修工事に関するイラク人道復興支援特措法の解釈は引き続き抑制的で、法律では実施可能な「建設」も、基本計画では「改修」と規定されていたため、よりコストが安く、かつ地元ニーズに合致した案件でも、建て替えや場所を変えて

の建て直しなどは「改修」に該当せず、実施できないという例も生じていた。

地元からのニーズへの対応も、地元当局や関係者自身がニーズを整理し、全体計画を立案できるよう、復興開発委員会などの枠組みが作られ、それに基づいて個々の案件の優先順位などを決められるよう、指導、援助にも意が用いられていた。

陸自の復興支援活動の目玉の一つであった給水活動は、ODAによる浄水装置の供与等に応じて、派遣1年後、4次群のときに終了し、以後は医療支援と公共施設の復旧を中心とした活動が行なわれた。

このように新たな人材の派遣も行われ、復興支援事業の規模は、5次群派遣時に拡大したが、2005年6月、路肩の爆発物により陸自車両が被害を受ける案件が発生して以降、安全確保のため、宿营地外での活動には十分な装甲を有する車両のみが使われた。事業は施工管理型が主となっていたので、当面は受注業者に施工状況を報告させ、必要な指示、指導を行えば、発注済み事業の管理は宿营地内から行うことが可能で、事業規模は維持できたが、新たな案件の検討や関係者との細部調整等に制約を受けることになった。

他方、ODA案件として最大規模となる約127億円規模の大型ディーゼル発電所の建設が、無償金協力によって実施されることが5月末には決定され、実際着工は先になるものの、ムサンナー県当局や地元住民の要望が一番強かった電力事情の大幅な改善が見込まれることになった。

その後、2005年夏以降、同年末までとされていた国連安保理決議上の多国籍軍駐留期限との関係で、7次群派遣時には同年末に撤収が決定されても対応できるよう、事業規模をどの程度維持するかを陸幕と調整しながら、復興支援活動が進められていった。

（安全確保に向けた諸措置）

2004年1月の先遣隊派遣時から、サマーワ地区の全般的な治安維持は約1400人規模のオランダ軍部隊が担当していたが、2005年3月以降、オランダ軍が撤退し、イラク南部地域を統括していたイギリス軍と、4月以降、追加で派遣されたオーストラリア軍、合計約600人の部隊がその治安維持任務を引き継いだ。

2004年中は相次いだ宿营地に対する砲撃事案も、2005年は1月11日以降7月4日まで約半年間発生していなかったが、5月頃からは×印を付けられた日の丸が、踏みつけられるように路上に放置される事案が発生し、6月23日には走行中の陸自車両が路肩爆弾による被害を受ける事案が発生するに至っていた。そのため、連携相手がオランダ軍から英豪軍に交代したことでもあり、改めて地域の危険度などに関する見積りの摺り合せが綿密に行なわれるとともに、平素の警備要領や不測事態への対応に係わる連携要領も、従来のオランダ軍の場合とは別の新たな「ビジネス・モデル」として調整されていった。また、宿营地外での活動再開時期などについては、東京ではいわゆる郵政解散に向けて政治の動向が緊迫していた時期でもあり、陸幕と綿密に調整した上で、防衛庁長官の意向も踏まえて決められていった。

このように、2005年のサマーワでの陸自の活動については、陸自独自事業の予算だけでなくODA事業との連携も進み、技官の派遣で技術的な対応の幅も広がるなど、活動に有用な新たなリソースが引き続き投入されていた。

また一定規模の復興支援事業の実施が地域社会の陸自に対する期待の維持と安全確保につながるとともに、事業規模を維持するためにも一定の安全確保が必要という関係について、復興支援群と業支隊の認識も、派遣準備訓練等を通じてすり合わせが行われていた。

2005年6月のIED事案以降、活動再開の時期などはもちろん、2005年末の撤収も想定されたので、全体の事業規模は陸幕と調整しながら、復興支援活動が行なわれた。

このように2005年の夏場は、復興支援事業が拡大する一方で、IEDのように安全への脅威が深刻になったと見ることができるとともに、8月に現地を視察した森陸幕長は、現地のニーズは復旧から本格的な復興に移行し、ODA等による大型事業に中心を移す時期になりつつあると分析し、2006年の3度目の夏を越える前に陸自部隊の撤収を求めていくようになった。

（2）空自の活動について

（任務運航の状況等）

空自の派遣輸空隊は、引き続きC-130H輸送機3機による任務運航を継続していた。月間の任務運航数が最多の月間19回（2005年10月、11月）から最少の3回（2005年4月）という具合に、変化が大きくなっていったが、2005年4月からの1年間、脅威情報に起因する運航取り止めは、生じていなかった。また米軍の人員・物資の輸送も継続されていた。

要員の交代間隔は、運航開始1年を経過した2005年3月から派遣された第6期要員以降、それまでの3ヶ月から4ヶ月に延長された。空自部隊は、実際に空輸を行なう派遣輸空隊と米軍との運航調整を行なう空輸計画部が同時に派遣・交代しているため、他国軍との連絡調整を緊密にすることとともに、やはり機体や要員の数に制約があるC-130H輸送機のやりくりを円滑にすることが派遣期間の延長理由として挙げられていた。

（活動基盤の整備）

活動2年目に入り、隊舎の整備をはじめとする活動基盤の整備も具体化し、派遣直後はクウェート軍の格納庫に間借りしていた司令部も、庁舎が新築され、冷房が完備した執務室で勤務できるようになった。

隊員の生活環境も改善され、インターネット接続用の回線もブロードバンド化され、各人がそれぞれのパソコンを接続して、ウェブカメラを利用するテレビ通話も随時利用できるようになり、留守家族との連絡が容易になっていた。また、個人のスペースも派遣当初よりも確保され、勤務時間の相違に伴って生じていたストレスの軽減にも配慮されていた。その他、浴室が整備されるとともに、女性用居室なども新設され、7月以降はパイロットも含めた女性隊員も派遣されるようになった。

7月以降の夏場は、砂嵐が多くなるとともに、ドライヤーが吹き付けてくるとも形容される高温で、皮手袋をしていても触れられないほど機体が熱せられるという環境の下で、常に2機を運航可能な状態に維持するよう、深夜早朝まで機体整備を行なう必要があった。そのため、マンパッドの脅威を感じる搭乗員とは別の意味で、地上勤務員の勤務環境改善も重要となっており、その一環として砂漠色仕様の作業服や作業靴が新調された。特に作業靴は通気性が改善されて軽量となり、夏季の灼熱の滑走路などで国内仕様の作業靴では

靴底が溶け出すといった不具合も改善され、隊員には好評だった。

（米軍との連携）

派遣直後は米軍から提供される脅威情報なども空輸向けのものに限られていたが、派遣要員の努力により、現場レベルでは、逐次利用可能な情報の質が改善されていった。また、高官視察時の対応でも、派遣直後はイラクでの空輸には無関係な情報を表示する大型ディスプレイが消されるといった措置が採られていたが、この時期までにはそのような措置もなくなっていた。また、高官に対しては、運航部門とは別フロアーに所在した情報部門からブリーフィングが行なわれるまでになり、「共に汗をかく」ことの違いが実感されていた。

米軍関係の人員・物資も空自のC-130H輸送機で輸送され、また陸自支援が主体とされていた時期でもあり、運航基準の相違が米軍側から問題として取り上げられるような状況にはなかった。

このように2005年の空自によるC-130H輸送機の運航については、新たな人員・装備の追加などは行なわれなかったが、活動継続に伴い米軍から入手できる脅威情報は改善していった。またクウェートの基地における生活環境や勤務環境などは逐次改善されていった。

またイラク南部への飛行であれば、地上からの脅威による運航への影響がないと判断できる状態であり、陸自支援を主体とする運航であることから、陸自の活動を通じて人道復興支援という活動の目的についても認識することが容易だった。

そのため、脅威情報に基づく運航取り止めもなく、輸空隊と空輸計画部の間で脅威認識に対する相違が問題となるような状況でもなかった。また運航要員は複数回派遣者が着実に増えていたが、その士気の維持はまだそれほど課題となっただけではなかったが、1回限りの派遣となる他の地上勤務者との間で、ひとつの部隊としてのまとまりを強めるために、レクリエーションや勤務状況の相互の見学などが行なわれるなど、管理面で工夫が必要にはなってきた。

（3）基本計画の変更(派遣期間の延長)

多国籍軍駐留の根拠となっていた2004年6月の国連安保理決議では、イラクでの政治プロセスとして2005年12月の総選挙実施と、その結果に基づく本格政府発足が駐留期限と理解されていた。一方、サマーワに派遣された陸自部隊の撤収には、防備が強化された施設の更地化や搬入された物資の持ち帰りなどのために3ヶ月程度が必要と見られていたため、2005年末の撤収完了となると9月頃には判断が必要と考えられていた。

一方2005年7月にイギリスでのサミット開催直前にロンドンで地下鉄などでの同時テロが発生すると、米英がテロとの戦いを強化することが見込まれた。また国内では郵政民営化法案の参議院での否決を受け衆議院が解散され、9月11日に総選挙が行なわれた。この総選挙で民主党等野党は、イラクからの自衛隊撤退をマニフェストに盛り込んでいたが、自民党が296議席を獲得し、小泉政権が続くことになった。

一方、2005年9月以降、アフガニスタンでの活動強化を検討していたイギリス政府の意向などから、イラク南部での治安状況の改善と治安維持権限のイラク政府への委譲などをきっかけとして、イギリス軍・オーストラリア軍の部隊規模の縮小が検討されていること

が明らかになった。また国内では、9月のいわゆる郵政選挙で自民党が大勝したことを受け、小泉首相から、インド洋での補給支援活動の取り止めとともに、イラクへの派遣も2006年9月までの任期中に終了との意向が示された。インド洋での活動は、イラクへの派遣に比べ相対的に効率的な対米貢献と考えられていたので、当面、テロ対策特措法を1年延長するとともに、英豪軍の撤退後にイラク当局と自衛隊のみで安全確保には限界があると認識された陸自の活動については、イギリス軍などの動向と合わせて、サマーワからの撤収の検討が具体化されることになる。

当初2005年末と見られた多国籍軍の駐留期限も、イラク側からの要請に基づき、11月に採択された安保理決議により2006年末まで延長され、その後の多国籍軍撤収のきっかけとしては、2006年3月から4月以降に本格的に活動が開始される正式政府からの要請が想定された。そのため2005年12月における基本計画の延長幅は、実質的な撤収の決定と撤収作業に必要な期間として必要となる約半年ではなく、1年間の延長を行なった上で、撤収時期は別途判断されることになった。12月上旬、額賀防衛庁長官がサマーワとクウェートの部隊視察を行ない、現地情勢などについて小泉首相に報告した後、12月14日の派遣期間終了の約1週間前、12月7日の与党内手続きを経て、同8日、1年延長の閣議決定が行なわれた。

次章では、まず陸自の撤収とそれに連動した空自の活動内容の変更が決められる過程を概観した上で、現地に派遣された部隊が、撤収あるいは活動の変更にどのように対応したかを見ることとする。

- 1 福田4次群長へのインタビュー。
- 2 同上。
- 3 同上。陸上自衛隊東北方面隊広報紙『みちのく』、平成16年3月1日、4面。
- 4 産経新聞イラク取材班『イラク自衛隊の真実』（扶桑社、2006年）、121-122頁。
- 5 福田4次群長へのインタビュー。
- 6 産経新聞イラク取材班、前掲書、129頁。
- 7 福田4次群長へのインタビュー。
- 8 産経新聞イラク取材班、前掲書、125、128-129頁。
- 9 福田4次群長へのインタビュー。
- 10 『みちのく』、平成16年11月1日、5面。
- 11 『みちのく』、平成16年11月1日、4面、『朝雲』、平成16年10月7日、1面。
- 12 福田4次群長へのインタビュー。
- 13 『朝雲』、平成16年10月14日、1面。
- 14 『みちのく』、平成16年11月1日、1面。
- 15 福田4次群長へのインタビュー。
- 16 『朝雲』、平成16年11月11日、1面。『みちのく』、平成16年12月1日、5面。
- 17 『日本経済新聞』、2004年11月6日、2面。
- 18 『毎日新聞』、2004年11月2日、2面、2004年11月4日、5面、2004年11月6日、2面。
- 19 『防衛ホーム』、2004年12月1日号、1面。予備要員数については、『みちのく』、平成16年12月1日、4面。
- 20 『日本経済新聞』、2004年11月14日、38面、『朝雲』、平成16年11月18日、1面。
- 21 『朝雲』、平成16年11月25日、1面。
- 22 福田4次群長へのインタビュー。
- 23 『朝雲』、平成16年12月9日、1面。
- 24 『防衛ホーム』、2005年2月15日号、12面。
- 25 『日本経済新聞』、2005年1月28日、2面
- 26 「陸上自衛隊 第4次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%iraq/photo_a04.html>2014年6月1日アクセス。
- 27 『朝雲』、平成17年1月6日、2面。
- 28 『朝雲』、平成17年1月13日、3面。
- 29 『朝雲』、平成17年1月20日、1面。
- 30 『朝雲』、平成17年1月20日、1面。
- 31 『朝雲』、平成17年3月3日、1面。
- 32 『日本経済新聞』、2005年1月20日、2面。
- 33 時事通信「治安悪化で陸自支援に限界＝砲撃9回、コンテナ宿泊－検証自衛隊イラク派遣」2005/01/17/1448
- 34 『朝雲』、平成17年1月13日、3面。
- 35 産経新聞イラク取材班、前掲書、126-127頁。福田4次群長へのインタビュー。
- 36 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成17年1月7日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0107b.html>。
- 37 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成17年1月18日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0118e.html>。
- 38 外務省「報道発表 イラク・サマーワにおけるテレビ機材の供与式の実施およびテレビ番組の提供について」(平成17年1月13日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0113c.html>。
- 39 外務省「報道発表 イラクムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年2月16日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0216c.html>。
- 40 『朝雲』、平成17年3月3日、1面。
- 41 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障

- 無償資金協力の実施について」（平成16年12月12日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/16/rls_1212a.html>。
- 42 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」（平成17年1月4日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0104d.html>。
- 43 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」（平成17年2月7日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0207c.html>。
- 44 「イラク復興支援経済協力事業について」（平成17年1月13日）（平成17年1月13日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0113b.html>。
- 45 外務省「報道発表 イラクムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」（平成17年2月9日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0209b.html>。
- 46 『日本経済新聞』、2005年1月12日、夕刊2面。2005年1月13日、2面。福田4次群長へのインタビュー。
- 47 福田4次群長へのインタビュー。
- 48 同上。
- 49 産経新聞イラク取材班、前掲書、123-124頁。
- 50 『朝雲』、平成17年1月6日、2面。
- 51 『朝雲』、平成17年3月3日、1面。
- 52 『日本経済新聞』、2005年3月5日、夕刊11面。『みちのく』、平成17年3月6日、4面。『朝雲』、平成17年2月24日、1面、『毎日新聞』、2005年2月19日、夕刊9面。
- 53 『みちのく』、平成17年3月6日、1面。
- 54 『朝雲』、平成17年3月10日、3面。
- 55 岩村3次業支隊長へのインタビュー。『朝雲』、平成17年1月13日、1面。
- 56 岩村3次業支隊長へのインタビュー。
- 57 同上。
- 58 同上。
- 59 『朝雲』、平成17年2月10日、5面。
- 60 『日本経済新聞』、2005年3月5日、3面
- 61 『防衛ホーム』、2005年1月15日号、3面。陸上自衛隊中部方面隊広報紙『飛鳥』、平成17年2月10日、2面。『朝雲』、平成17年1月13日、1面。
- 62 『防衛ホーム』、2005年2月1日号、2面。『飛鳥』、平成17年2月10日、2面。
- 63 『朝雲』、平成17年1月20日、1面。
- 64 「図表Ⅲ-3-1-5 陸自部隊のイラク人道復興支援活動の経緯」『防衛白書』平成19年版、284頁。
- 65 『朝雲』、平成17年1月27日、1面。
- 66 『みちのく』、平成17年3月6日、1面。
- 67 中日新聞社社会部編『サマワ便り』（中日新聞社、2005年）、194頁。
- 68 『朝雲』、平成17年2月3日、1面。
- 69 『防衛ホーム』、2005年2月15日号、2面。
- 70 中村和幸5次群副群長へのインタビュー。
- 71 同上。
- 72 太田5次群長へのインタビュー。中村5次群副群長へのインタビュー。
- 73 中日新聞社社会部、前掲書、29頁。
- 74 同上、30頁。
- 75 『日本経済新聞』、2005年1月28日、2面
- 76 中日新聞社社会部、前掲書、52頁。
- 77 太田5次群長へのインタビュー。
- 78 産経新聞イラク取材班、前掲書、141-142頁。
- 79 太田5次群長へのインタビュー。
- 80 『毎日新聞』、2005年1月28日、14面。『日本経済新聞』、2005年1月29日、2面。
- 81 『飛鳥』、平成17年2月10日、1面。
- 82 『飛鳥』、平成17年3月10日、1面。

-
- 83 『飛鳥』、平成17年3月10日、1面、『朝雲』、平成17年2月17日、1面。
84 産経新聞イラク取材班、前掲書、135-136頁。
85 『朝雲』、平成17年6月9日、1面。
86 産経新聞イラク取材班、前掲書、139-140頁。
87 同上、112-113頁、116-118頁。
88 太田5次群長へのインタビュー。
89 中日新聞社社会部、前掲書、14頁。
90 同上、14頁。
91 同上、15頁。
92 同上、16頁。
93 『朝雲』、平成17年3月17日、2面。
94 中日新聞社社会部、前掲書、134-135頁。
95 同上、16頁。
96 同上、15頁。
97 同上、116-117頁。
98 同上、58-59頁。
99 同上、166-167頁。
100 同上、4頁。
101 同上、158-159頁。
102 『日本経済新聞』、2005年4月10日、34面
103 『日本経済新聞』、2005年3月5日、3面
104 『朝雲』、平成17年2月24日、1面。
105 中日新聞社社会部、前掲書、85頁。
106 同上、11頁。
107 同上、118-119頁。
108 同上、12頁。
109 同上、195頁。
110 同上、156頁。
111 同上、10頁。
112 同上、2頁。
113 同上、2頁。
114 同上、3頁。
115 同上、3頁。
116 同上、13頁。
117 同上、10頁。
118 同上、150-151頁。
119 同上、19頁。
120 同上、138頁。
121 同上、146-147頁。
122 『朝雲』、平成17年5月12日、3面、中日新聞社社会部、前掲書、162-163頁。
123 産経新聞イラク取材班、前掲書、141頁。
124 外務省「報道発表 イラクのサマーワにおける消防車の贈呈式の実施について」（平成17年3月6日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0306a.html>。
125 『朝雲』、平成17年3月17日、3面。
126 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)におけるムサンナー県保健局に対する救急車32台の供与式について」（平成17年3月13日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0313a.html>。
127 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」（平成17年3月17日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0317b.html>。「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」（平成17年3月19日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0319a.html>。
128 『朝雲』、平成17年4月28日、1面。
129 『毎日新聞』、2005年3月16日、夕刊8面。

-
- 130 『日本経済新聞』、2005年2月21日、7面
131 『朝雲』、平成17年3月10日、1面。
132 『日本経済新聞』、2005年3月8日、8面
133 産経新聞イラク取材班、前掲書、133、136頁。
134 中日新聞社社会部、前掲書、92頁。
135 『防衛ホーム』、2005年4月1日号、3面。
136 産経新聞イラク取材班、前掲書、133-134頁。
137 中日新聞社社会部、前掲書、102-103頁、104頁、130-131頁。
138 産経新聞イラク取材班、前掲書、134-136頁。
139 『飛鳥』、平成17年5月10日、3面。
140 『朝雲』、平成17年4月14日、1面。
141 『飛鳥』、平成17年10月10日、6面。
142 中日新聞社社会部、前掲書、86-87頁。
143 産経新聞イラク取材班、前掲書、138頁。
144 『朝雲』、平成17年5月12日、3面。
145 『日本経済新聞』、2005年5月2日、夕刊2面。
146 産経新聞イラク取材班、前掲書、137-138頁。
147 同上、112頁。
148 中日新聞社社会部、前掲書、172-173頁。
149 同上、68-69頁。
150 太田5次群長へのインタビュー。
151 『日本経済新聞』、2005年5月12日、夕刊2面。
152 中日新聞社社会部、前掲書、172頁。
153 同上、72-73頁。
154 同上、74-75頁。
155 『朝雲』、平成17年3月24日、2面。
156 『朝雲』、平成17年3月24日、2面。
157 『防衛ホーム』、2005年4月1日号、3面。
158 中日新聞社社会部、前掲書、6頁。
159 産経新聞イラク取材班、前掲書、142-144頁。
160 『毎日新聞』、2005年5月20日、夕刊5面。
161 中日新聞社社会部、前掲書、44-45頁。
162 同上、136-137頁。
163 同上、78-79頁、140-141頁。
164 同上、168-169頁。
165 同上、126-127頁。
166 産経新聞イラク取材班、前掲書、137頁。
167 中日新聞社社会部、前掲書、148-149頁。
168 同上、166頁。
169 『朝雲』、平成17年5月26日、1面（120人は、中日新聞社社会部、前掲書、196頁より）。
170 『日本経済新聞』、2005年5月28日、夕刊11面（各波の人員数は、中日新聞社社会部、前掲書、196頁より）。
171 『日本経済新聞』、2005年6月4日、夕刊11面。
172 中日新聞社社会部、前掲書、196頁。
173 『朝雲』、平成17年6月9日、1面。
174 鈴木6次群長へのインタビュー。
175 同上。
176 同上。
177 同上。
178 『朝雲』、平成17年5月12日、1面。
179 中日新聞社社会部、前掲書、170頁。
180 『飛鳥』、平成17年6月10日、1面。
181 防衛省「陸上自衛隊 第6次復興支援群の活動」<<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokus>

- ai_heiwaYiraq/photo_a06.html>2014年6月1日アクセス。
- 182 『朝雲』、平成17年7月21日、1面。
- 183 中日新聞社社会部、前掲書、8頁。
- 184 報道によれば、このサマーワスポーツクラブについて、2006年8月時点では、サッカー場の芝の大部分が枯れ、いたるところに穴が開くとともに、グラウンドを歩くと靴の跡が残るような状態となっていた。またゴム舗装のハンドボール場も靴底でこすれるとゴムがはがれる状態で、クラブのコーチには試合どころか練習もできないありさまと受け取られていた。他の道路補修でも同様の不具合が生じており、これらについてサマーワ市評議会の副議長は、自衛隊が事業内容を詳細に検討せず、請負業者任せにしたことが問題だと主張していた（『朝日新聞』、2006年8月30日、3面）。
- 185 『朝雲』、平成17年7月21日、1面。
- 186 なお、この時供与された検査器材12台のうち、2006年8月時点で作動していたのは4台で、泌尿器科用の分析装置には納入3か月後には不具合から使えなくなったものもあったという（『朝日新聞』、2006年8月31日、1面）。
- 187 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力サマーワ総合病院に対する医療器材の供与式について」(平成17年6月12日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0612a.html>。
- 188 この9台の発電機については、当初予定された新品ではなく中古品が納入されたとして、県政府が契約違反として受け取りを撤回し、発電に必要な燃料の供給を取りやめたため、2006年8月の時点では1台も稼働していなかった。県の副知事は日本側が現物確認をせずに請負業者に代金全額を前払いしたのが原因と主張していた。この発電機の設置を請け負った業者は、他にも道路25キロのアスファルト舗装を請け負いながら、工事は5キロほどで中断していた。これらの状況について、朝日新聞は、自衛隊は持続的な復興支援を行うのが本業ではなく、また復興事業も現地の都合よりも、自衛隊派遣という日本側の事情を優先した無理が生み出したひずみ、と評価している（『朝日新聞』、2006年8月31日、1面、3面）。
- 189 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年6月15日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0615f.html>。
- 190 外務省「イラク・ムサンナー県オリンピック委員会に対する草の根文化無償資金協力について」(平成17年6月21日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0621a.html>。
- 191 『日本経済新聞』、2005年5月27日、夕刊2面
- 192 『毎日新聞』、2005年5月27日、夕刊3面。外務省「報道発表 イラク復興支援経済協力事業について(サマーワ大型発電所建設計画)」(平成17年5月27日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0527a.html>。
- 193 出川展恒「自衛隊派遣をイラクで取材して」『国際安全保障』第36巻第1号(2008年6月)、136頁。『朝雲』、平成17年6月2日、1面。
- 194 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年6月15日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0615f.html>。
- 195 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年7月21日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0721c.html>。
- 196 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年6月27日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0627a.html>。
- 197 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成17年6月28日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0628b.html>。
- 198 外務省「イラク(サマーワを含むムサンナー県)におけるムサンナー県警察本部に対する警察署用機材の供与式について」(平成17年9月15日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0915e.html>。
- 199 『毎日新聞』、2005年5月24日、2面。
- 200 『日本経済新聞』、2005年6月24日、1面。
- 201 産経新聞イラク取材班、前掲書、30-32頁、149-150頁。『日本経済新聞』、2006年9月7日、夕刊7面。
- 202 『日本経済新聞』、2005年6月25日、2面。
- 203 『日本経済新聞』、2005年6月28日、夕刊2面。

- 204 『日本経済新聞』、2005年7月5日、夕刊2面。
- 205 『朝雲』、平成17年7月7日、1面。
- 206 産経新聞イラク取材班、前掲書、151頁。
- 207 「新防人考 変ぼうする自衛隊 第一部 イラク派遣の実像<4>襲撃対処」『東京新聞』
2007年1月13日<<http://www.tokyo-np.co.jp/feature/sakimori/news/070113.html>>。
- 208 『日本経済新聞』、2005年6月30日、2面。
- 209 産経新聞イラク取材班、前掲書、152頁。
- 210 『日本経済新聞』、2005年7月13日、2面。『朝雲』、平成17年7月21日、1面。
- 211 『朝雲』、平成17年7月7日、1面。
- 212 鈴木6次群長へのインタビュー。
- 213 『日本経済新聞』、2006年9月7日、夕刊7面。
- 214 鈴木6次群長へのインタビュー。
- 215 同上。
- 216 『朝雲』、平成17年8月18日、3面。
- 217 『朝雲』、平成17年8月18日、3面。
- 218 『日本経済新聞』、2005年7月25日、夕刊2面。
- 219 『日本経済新聞』、2005年8月8日、夕刊2面。『朝雲』、平成17年8月11日、1面。平成17
年8月18日、1面。
- 220 『日本経済新聞』、2005年8月9日、夕刊2面。
- 221 『朝日新聞』、2007年6月25日、11面。
- 222 『朝雲』、平成17年6月16日、3面。
- 223 『朝雲』、平成17年8月18日、1面。
- 224 『朝雲』、平成17年8月25日、1面。
- 225 『飛鳥』、平成17年9月10日、1面。
- 226 『朝雲』、平成17年9月1日、1面。
- 227 『飛鳥』、平成17年9月10日、2面。
- 228 『朝雲』、平成17年6月16日、1面。
- 229 『朝雲』、平成16年6月30日、1面。
- 230 『防衛ホーム』、2005年7月1日号、1面。
- 231 陸上自衛隊西部方面隊広報紙『鎮西』、平成17年7月31日、2面。
- 232 『毎日新聞』、2005年7月9日、26面。
- 233 『朝雲』、平成17年7月21日、3面。
- 234 「図表Ⅲ-3-1-5 陸自部隊のイラク人道復興支援活動の経緯」『日本の防衛』平成19年版、2
84頁。
- 235 『日本経済新聞』、2005年7月25日、38面。
- 236 斎藤4次業支隊長へのインタビュー。
- 237 同上。
- 238 同上。
- 239 岡崎7次群長へのインタビュー。
- 240 同上。
- 241 『防衛ホーム』、2006年1月15日、8面。
- 242 岡崎7次群長へのインタビュー。
- 243 『朝雲』、平成17年6月16日、1面。
- 244 『日本経済新聞』、2005年6月22日、2面。
- 245 中日新聞社社会部、前掲書、197頁。
- 246 『鎮西』、平成17年7月31日、3面。
- 247 『朝雲』、平成17年8月4日、1面。
- 248 『防衛ホーム』、2005年8月15日号、1面。
- 249 『朝雲』、平成17年8月11日、1面。
- 250 『朝雲』、平成17年8月18日、1面。
- 251 『毎日新聞』、2005年8月13日、20面。
- 252 『朝雲』、平成17年8月25日、1面。
- 253 『朝日新聞』2006年7月21日、17面。

- 254 『朝雲』、平成17年10月20日、3面。
- 255 岡崎7次群長へのインタビュー。
- 256 柴村佳之「イラク復興支援における民政協力活動の実践と教訓」『国際安全保障』第38巻第4号(2011年3月)、44-45頁。
- 257 産経新聞イラク取材班、前掲書、168-169頁。
- 258 柴村、前掲論文、42-43頁。
- 259 斎藤4次業支隊長へのインタビュー。
- 260 『朝雲』、平成17年9月29日、2面。
- 261 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年6月27日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0627a.html>。
- 262 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)におけるムサンナー県警察本部に対する警察署用機材の供与式について」(平成17年9月15日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0915e.html>。
- 263 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年10月25日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_1025d.html>。
- 264 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年9月26日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_0926b.html>。
- 265 外務省「報道発表 イラクの「ムサンナー県警察訓練プログラム」に対する無償資金協力について」(平成17年10月12日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_1012b.html>。
- 266 産経新聞イラク取材班、前掲書、161頁。
- 267 『朝日新聞』、2006年7月21日、17面。
- 268 岡崎7次群長へのインタビュー。
- 269 同上、
- 270 産経新聞イラク取材班、前掲書、170頁。
- 271 『朝雲』、平成17年11月10日、2面。
- 272 『朝雲』、平成17年11月3日、2面。
- 273 『毎日新聞』、2005年11月5日、夕刊10面。
- 274 『防衛ホーム』、2005年12月1日号、2面。
- 275 『鎮西』、平成17年11月30日、5面。
- 276 『朝雲』、平成16年12月23日、1面。
- 277 『朝雲』、平成17年1月27日、1面。
- 278 『朝雲』、平成17年3月17日、7面。
- 279 『朝雲』、平成17年3月24日、3面。
- 280 『朝雲』、平成17年4月14日、1面。
- 281 『朝雲』、平成17年4月21日、1面。
- 282 『毎日新聞』、2005年3月19日、28面。
- 283 第6期から第7期への交代は、7期前段出国7/11→6期前段帰国7/17、7期後段出国8/22→6期後段帰国8/29となっている（『朝雲』、平成17年7月14日、1面、平成17年7月21日、1面、平成17年8月18日、1面、平成17年9月1日、1面）。
- 284 「参考5： 航空自衛隊部隊の任務運航実績（月別）」「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」(平成21年7月)<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/kokaihoudou.pdf>。
- 285 『朝雲』、平成17年5月19日、3面。
- 286 織田邦男「イラク派遣の回顧と展望」(平成21年4月15日)<<http://aiminghigh.web.fc2.com/25.pdf>>、21-22頁。
- 287 『防衛ホーム』、2005年9月15日、18面。
- 288 『防衛ホーム』、2005年10月15日、3面。
- 289 『防衛ホーム』、2005年10月1日、11面。
- 290 『防衛ホーム』、2005年2005年11月1日、8面。
- 291 『朝雲』、平成17年7月14日、1面。

-
- 292 『防衛ホーム』、2005年11月1日、2面、『朝雲』、17年10月20日、3面。
293 『防衛ホーム』、2006年3月15日、8面。
294 『朝雲』、平成17年7月14日、1面。
295 『防衛ホーム』、2006年4月1日、8面。
296 『防衛ホーム』、2006年3月15日、8面。
297 『朝雲』、平成17年7月28日、3面。
298 『防衛ホーム』、2006年5月15日、18面。
299 『防衛ホーム』、2006年6月1日、9面。
300 『防衛ホーム』、2006年1月15日、8面。
301 『防衛ホーム』、2006年2月15日、8面。
302 織田、前掲論文、9頁。なおザルカウィ容疑者に対する攻撃については、例えば『日本経済新聞』、2006年6月9日、1面参照。
303 『日本経済新聞』、2005年5月26日、6面。
304 『日本経済新聞』、2005年6月29日、夕刊2面。
305 『朝日新聞』、2005年7月17日、1面。
306 『日本経済新聞』、2005年6月25日、2面。
307 『毎日新聞』、2005年7月3日、2面。
308 『日本経済新聞』、2005年7月4日、2面。
309 『毎日新聞』、2005年7月9日、5面。
310 『朝日新聞』、2005年7月13日、2面。
311 『日本経済新聞』、2005年7月13日、1面。
312 『朝日新聞』、2005年8月9日、1面。
313 『日本経済新聞』、2005年8月16日、1面。『朝日新聞』、2005年8月17日、4面。
314 『朝日新聞』、2005年9月12日、2面。
315 『日本経済新聞』、2005年9月15日、夕刊1面。
316 『日本経済新聞』、2005年9月13日、夕刊2面。
317 「イラク 深き淵より16 サマワ撤収 綱渡りだった」『朝日新聞』2010年8月20日、夕刊1面。
318 『朝日新聞』、2007年6月25日、11面。
319 『日本経済新聞』、2005年10月6日、2面。
320 『朝日新聞』、2005年9月30日、2面。
321 柳澤協二『官邸のイラク戦争』（岩波書店、2013年）、120-121頁。『日本経済新聞』、2005年10月26日、8面。
322 『朝日新聞』、2005年10月4日、夕刊2面。
323 『朝日新聞』、2005年10月18日、4面。
324 『朝日新聞』、2005年10月26日、夕刊3目面。
325 『日本経済新聞』、2005年11月9日、夕刊2面。
326 『毎日新聞』、2005年11月9日、夕刊5面。
327 『日本経済新聞』、2005年11月16日、夕刊1面。
328 『日本経済新聞』、2005年11月20日、2面。
329 『朝雲』、平成17年12月1日、1面。
330 『毎日新聞』、2005年11月25日、5面。
331 『朝雲』、平成17年12月1日、1面。
332 『毎日新聞』、2005年12月2日、夕刊5面。
333 『毎日新聞』、2005年12月4日、2面。
334 『防衛ホーム』、2005年12月15日号、1面。
335 『日本経済新聞』、2005年12月5日、夕刊2面。
336 『日本経済新聞』、2005年12月6日、2面。
337 『日本経済新聞』、2005年12月7日、夕刊2面。
338 『防衛ハンドブック』平成25年版、802頁。

第4章 対応措置の変化（基本計画3年目：2006年）

2005年12月の基本計画変更時が一つの契機と見られていた陸自の撤収は、イラクでの政治プロセスの遅延などから、2006年9月までと目された小泉首相の在任中をメドに、改めてその時期を模索することになった。

撤収の決定に向けては、サマーワを含むムサンナー県の治安権限の委譲や、それに伴うイギリス軍のアフガニスタンへの兵力再配分など、外務省・防衛省レベルでの調整が必要な案件が前提となっていた。

他方、陸自部隊の派遣には、公式の準備訓練でも半年程度、師団による事前準備などを含めれば約1年間の準備が行なわれており、活動終了・撤収の可能性も見通しつつ、準備訓練を行なう部隊が出てくることになる。同時に、サマーワではODAとの連携も含めた復興支援事業が部隊の安全確保にとって重要な要素となっていたので、撤収によって不可避となる事業量の減少と、サマーワの地域社会に対して不満を抱かせない程度に将来に対する期待の維持のバランスという新たな課題に、派遣部隊指揮官は直面することとなる。

一方、イラクへの自衛隊派遣というコミットメントの維持は不可欠と考えられており、陸自の撤収に伴い、空自の空輸支援活動はむしろその拡大を求められることとなった。サマーワの住民と接する陸自の姿を通じて、人道復興支援活動との意義を理解してきた空自派遣輸空隊にとって、支援対象が米軍や国連等に代わり、運航地域も支援対象の活動地域にあわせてバグダッドや北部のエルビルまで拡大することにより、運航そのものが長時間となり、かつ地上の治安状況がより厳しい環境での運航となるなど、空自の活動にも様々な影響や変化が見られるようになる。

1 陸自の撤収と空自の運航拡大

(1) 陸自の撤収

2005年10月末、期間延長のためのテロ対策特措法改正案が成立すると、小泉首相の「自分の任期中に終わらせる」との意向として、官邸から内閣官房に対し、サマーワからの撤収に関する検討が指示された。仮に復興支援活動を拡大した場合には現地のニーズに際限なく対応を迫られることが危惧された一方で、この時点では2005年末の国民議会選挙を経て、本格的政権の成立と、それを受けて治安権限の多国籍軍からイラク政府への移譲が見込まれていたため、陸自による復興支援活動の区切りとしては、復興の基盤となる治安をイラク自らが管理できるようになる時期が唯一の選択肢と考えられていた¹。

12月8日に閣議決定された基本計画では、派遣期間を2006年12月14日まで1年延長するとともに、事実上の撤収条件と受け取られていた①復興の進展、②政治プロセスの進展、③現地の治安状況、④多国籍軍の活動や構成の変化の4点の判断時期について「活動期間内においても」との表現が追加され、1年以内の撤収が想定されていることが伺える内容となった²。また小泉首相も、撤収について、英豪両政府と連携し、治安状況を踏まえて十分考えて判断する旨を明らかにした³。同12日には、額賀福志郎防衛庁長官が国会の閉会中審査において、サマーワの治安維持を担当する英豪軍が撤収した場合、陸自部隊とイラク現地当局のみでは活動継続は困難との見方を示していた⁴。

2006年1月11日の日英防衛相会談でサマーワからの撤収について日英豪の間で緊密に連携することが確認、強調される一方⁵、同18日のラムズフェルド米国防長官と額賀防衛庁長官との会談では、米側からサマーワからの陸自の撤退後には地方復興チーム(PRT)への参加、協力が打診されるなど、自衛隊のイラク派遣継続への期待が表明された⁶。

1月23日にはロンドンで日米英豪4カ国の外務・防衛当局の事務レベル会合が開かれ、イギリスから、イラク新政権が2月末に発足する見込みであることを踏まえ、3月からの英軍部隊の段階的な撤収方針が示された。これを受け、イギリス軍とほぼ同時に陸自部隊を撤収できるよう、具体的な撤収計画と撤収後のイラク支援策のとりまとめなど、調整が始められた⁷。この時点では陸自部隊の撤収に必要な期間は、車両や武器・弾薬等の輸送が必要となるため、最低でも2～3カ月とみられていた。また撤収が明らかとなるとテロの危険が増すことが懸念され、警備要員の増員も検討されるとともに⁸、資材や各種装備品をクウェートに輸送するための専門要員の追加派遣も必要とされていた⁹。

2月下旬にはロンドンで日米英豪の外務・防衛実務者会合が再度開かれ、5月末までの撤収に向け、調整が行われた。この時点では3月中の撤収開始を前提に、3月中旬にシドニーで日米豪3カ国の外相により撤収スケジュールの確認を行うことが想定されていた¹⁰。

3月18日の日米豪戦略対話に際し、麻生外務大臣から、陸自撤収の条件として、①イラクの本格政権の樹立、②治安権限のイラク政府への移譲、③イラクの治安回復の3点があげられる一方、イラクの政権発足の見通しが立たない点に懸念が示された¹¹。

3月中旬には、撤収に向けた具体的な計画について陸幕と内閣官房との調整も始まり、輸送に必要なトレーラーを確保する必要があった一方で、早期に撤収が公になった場合の安全確保が懸念されることから、輸送所要を減らして撤収期間を短縮するよう、可能な限り多くの物資を現地に残置するように計画が検討されていった¹²。撤収作業が夏場にかかった場合には、50度を超える気温や砂嵐によって車両や航空機による輸送が計画通り行えないことが懸念され、効率的な撤収作業には適した時期ではないと認識されており¹³、また、夏場には暴動が起りやすく安全確保が懸念されるので、3月に撤収決定、5月頃には撤収完了という前提で検討が行われていた¹⁴。

しかし、4月に入ると、イラクの新政府発足の遅れから撤収が秋以降にずれ込む可能性も示唆されるようになる一方¹⁵、公明党からは引き続き夏前の撤収完了に向け、5月中に結論を得ることが望ましいとの認識が示されていた¹⁶。4月10日には日米英豪の4カ国協議において、イラクの政権発足の見通しや治安情勢などが協議され¹⁷、5月末までの撤退が難しくなったとの認識から、同15日には、10次群を派遣したうえで、状況を見極めながら、6～7月中の撤収を目指す方針とされた¹⁸。

その後、5月1日、ワシントンで開かれた日米安全保障協議委員会(2+2)において額賀防衛庁長官から、英豪軍と同時期に陸自を撤退させることと、空自輸送機による空輸継続の方針について米側へ説明が行われた¹⁹。また、同17日には来日中のアナン国連事務総長からイラクでの人員・物資の空輸への支援要請がなされたことを受け、小泉首相から前向きな対応が約束された²⁰。国連支援の追加により空自の派遣継続の対米支援の意味合いが薄まることが期待されていたが、国連の事務所がバグダッドにあるため、バグダッド空港への運航も必要となった。それまでも米軍から物資輸送を期待されていたが、攻撃を受ける恐れがあるとして乗り入れを避けていたところ²¹、運航拡大に際して、防衛庁の事前の

調査では、運航は可能だが被弾の可能性は否定できないとされていた²²。

5月20日、イラク国民議会による閣僚名簿の信任によりイラクの本格政府が発足したことを受け、サマーワからの陸自部隊の撤収に向けた作業が本格化するが²³、この時点では治安に関わる内相と国防相がマリキ首相の兼務となっていたため、イラク政府との具体的な調整は、それら二閣僚の選出後とされた²⁴。

6月15日、再度、日米英豪の4カ国による実務者協議がロンドンで開かれ、イギリス側から同20日にも治安権限の移譲が発表される旨説明されるとともに、権限委譲後には速やかに撤退に着手する方針が確認された²⁵。この時点までには早期撤退を念頭に陸自部隊の活動が縮小されており、従来2～3か月かかるとされていた撤退作業も1か月から1か月半に短縮できる見通しとなっていた²⁶。

6月19日、マリキ首相が7月にムサンナ州の治安権限が移譲されると発表したことを受け、官房長官、外務大臣、防衛庁長官により撤収時期についての協議が行われ、月内に開始できるよう関係国との調整が急ぐこととされた²⁷。また、翌20日午前、小泉首相と公明党の神崎代表の会談が官邸で行われ、首相から、5月の正式政府の発足と、ムサンナ県の治安権限が多国籍軍からイラク政府に移譲が決定されたことにより、陸自撤退の条件が整ったと伝えられたのに対し、神崎代表からは、撤退決定を評価するとともに、撤退時の隊員の安全確保と政府開発援助によるイラク復興支援が求められた²⁸。その後、同日昼の安全保障会議で陸自撤収を決定され、防衛庁長官から撤収命令が発出された²⁹。

（2）空自の運航拡大

陸自のイラクからの撤収に伴う基本計画の変更については、8月1日、その案が政府から自民党の関係部会に提示され、了承された後³⁰、同4日に閣議決定された³¹。

空自の活動範囲の拡大に伴い、従来のバグダッド、バスラ、モスル、バラドの4空港に加え、南部タリルと北部アルビルの両空港が明示されるとともに、陸自部隊のサマーワからの撤収を踏まえ陸自の活動に関する規定は削除された。また、①イラク新政府による有効な統治の確立に向けた政治状況の進展、②治安状況、③国連や多国籍軍の活動状況、④復興の進展状況について、適切に対応するとの方針が示され³²、これは空自の活動終了に関わる条件の具体化と受け取られていた³³。

変更前	変更後
部隊の活動については、 <u>国民議会選挙の実施及び新政府の樹立などイラクにおける政治プロセスの進展の状況、イラク治安部隊への治安権限の移譲など現地の治安に係る状況、ムサンナー県で任務に就いている英国軍及びオーストラリア軍を始めとする多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情を、政府としてよく見極めつつ、現地の復興の進展状況等を勘案して、適切に対応する。</u>	部隊の活動については、 <u>イラク新政府による有効な統治の確立に向けた政治状況の進展、イラク治安部隊への治安権限の移譲など現地の治安に係る状況、国連及び多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情を、政府としてよく見極めつつ、イラクの復興の進展状況等を勘案して、適切に対応する。</u> 「現地の復興」を「イラクの復興」に改める。

出典：「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」（平成18年8月4日、閣議決定）<www.kantei.go.jp_jp_fukkosien_iraq_060804kett ei.pdf>より、筆者作成。

空自の運航拡大に際しては、内閣官房から空幕に対して地对空ミサイルにより撃墜される危険度に関する見積りの検討が依頼されていた。空幕からは当初、イラク全土で飛行回数1万回に対して何件といった包括的なデータが提供されたが、内閣官房側は、空自のC-130H輸送機と同じような飛行形態、つまり高度6000メートルで巡航飛行しつつ、離着陸時にはランダムステープ・アプローチ等を行っている輸送機に対する脅威見積もりが必要として、再度照会した結果、英空軍のC-130輸送機が撃墜された事例が判明した。これは2005年1月30日、バグダッド北西で英空軍のC-130輸送機が墜落し、乗員10人が死亡した事案だが、武装勢力掃討作戦のため低空で飛行していたケースだったので空自のC-130H輸送機の任務運航の参考にはならないと考えられ、結果として輸送任務中の固定翼航空機が離着陸時にミサイルで狙われたことはあっても、撃墜された例はないと判断されていた³⁴。

また、この運航拡大に際し、内閣官房は、公明党との間で国連支援の輸送を追加することで調整、合意したが、その輸送の多くはエルビルの国連事務所の警備要員となっていた。この2006年8月の運航拡大以降、2004年1月から官邸で開催されていた官房副長官(事務)主催による関係省庁の連絡会議の開催は隔日へと減り、主な関心事もバグダッド空港に関する脅威情報に移っていった³⁵。

2 陸自の活動：8次群

7次群の活動を引き継ぐ8次群は、約3ヵ月毎の交代を前提とすると2005年11月中旬からの派遣が見込まれ、その派遣期間中に基本計画で定められた活動期限を迎えることが予想されていた。

(1) 活動に向けた準備

(派遣準備の開始)

7次群に続く8次群は、同じく西部方面隊隷下の第8師団を基幹として編成、派遣されることになった。派遣準備の計画策定などにあたる基幹要員は、すでに想定される派遣時期の1年前、2004年12月頃には師団司令部によって選考が進められていたが、派遣準備の責任者には、都城駐屯地に所在する第43普通科連隊長の立花尊頭1佐が充てられた。立花1佐は2004年12月に陸幕の運用2班長から連隊長に異動したばかりだった。自衛官の異動の際には、通常辞令の交付は行われず、その代わりに転出、転入を申告する要領で行われるが、陸幕長への転出の申告の際、陸幕長から「転出者の中にはイラクに行く者がいる」との一言があった。イラクへの派遣準備の担当が見込まれた第8師団隷下の部隊指揮官への転出者は一人だけだったので、立花1佐にとっては、この陸幕長の言葉が、実質的に群長への内々示となった³⁶。

立花1佐は、タイの防衛駐在官を経て、2002年12月から陸幕で災害派遣や駐屯地警備を所掌する運用2班長として勤務していた。そのため、イラク派遣部隊の警備関連事項の検討や準備の主担当であり、またODA関係業務に知見があったことから、自衛隊による復興

支援活動と草の根無償を中心とするODAとの連携について外務省との調整も併せて担当していた³⁷。そのため、2004年1月の先遣隊派遣以降も、ODAとの連携等については業務支援隊と、警備関係については復興支援群と、それぞれ連絡調整にあたり、現地のオペレーションの状況について、よく知りうる立場にあった³⁸。

基幹要員以外の人選は師団全体から要員を集める形で進められた³⁹。

（準備訓練等）

準備訓練の計画は、2004年12月から作成が始められた。この際、師団長からは、3週間程度の長期野営をやるようにとの指示以外は、基本的に計画の内容は群長に任されていた。すでにサマーワの現地でも1年近くの活動実績があり、また準備訓練としても7次群までの蓄積があるので、担当者はそれまでの実績を基にした訓練計画案を作成していたが、立花1佐は、現地の情勢が変化していること、また部隊の編成や活動する時期の特性、あるいは要員の個々人の性格といったものがおのずと異なっていることなど、前提条件の変化を踏まえたうえで計画を作成するよう、指導していた⁴⁰。群長要員として、準備にあたり、8次群の任務は復興支援業務を確実に行うことと一人も犠牲者を出さずに帰国することだと分析していたので、射撃と基本動作の確実な実施を訓練の重点においていた⁴¹。準備訓練中、演習場内で現地を想定した高速走行を試みた軽装甲機動車が横転する事故があった時も、幸い、派遣を想定してヘルメットや防弾衣を着用しており、乗員は軽い打撲傷で済んだが、事故を招いた原因を分析し、改善点は自ら変えていくよう、隊員に指示するにとどめ、叱責することはなかった。その他の隊員も含め、訓練は環境に応じて徐々に行っていたらよいことを示し、この高速走行については出国後のクウェートで訓練が行われた⁴²。

（部隊の展開）

8次群の編成命令は10月3日に発出されたが⁴³、基本計画による派遣期限との関係から、派遣期間などは示されなかった⁴⁴。その後、7次群から8次群への交代命令が同11日に発出され⁴⁵、同22日の隊旗授与式後、群長以下の第1波が⁴⁶、同29日に第2波が⁴⁷、第3波は11月6日にそれぞれ出国し⁴⁸、7次群から8次群へ業務の引き継ぎが11月12日、行われた⁴⁹。

（2）人道復興支援活動の状況

2005年11月上旬から2006年2月中旬までの8次群の活動時期においては、12月15日の国民議会選挙、2006年1月10日からの巡礼月（ハッジ）、2月9日、10日の宗教行事アシュラの時期には活動を縮小あるいは休止していた⁵⁰。また2006年2月22日、シーア派の聖地アルカリ聖廟が爆破された事件に関連し、その服喪期間とされた同23日から26日には作業は休止あるいは縮小して実施された⁵¹。

① 医療支援活動

医療支援活動は、引き続きルメイサ病院やヒドル病院など宿営地外での医療技術支援が実施され、宿営地でも医療器材取扱いや救急処置等の教育も継続して実施されていた。

表：8次群派遣時の医療支援活動概況

(週)	火	水	木	金	土	日	月
11/8～						指揮転移 (7→8)	
11/15～		母子病院			総合病院		
11/22～	ルメイサ病院		宿営地①		宿営地②		ヒドル病院
11/29～	総合病院						母子病院
12/6～			宿営地①		総合病院		
12/13～	議会選挙で活動縮小						母子病院
12/20～			宿営地①		宿営地①		宿営地③
12/27～		ヒドル病院					
H18 1/3～		総合病院					
1/10～	巡礼月で活動休止					県医薬品 倉庫	母子病院
1/17～							
1/24～						母子病院	
1/31～							
2/7～	母子病院	宿営地③	宗教行事で活動休止				
2/14～				指揮転移 (8→9)			

注1 表中「総合病院」は「サマワ総合病院」を、「母子病院」は「サマワ母子病院」をそれぞれ略記したもの。病院名等のみの記載は、宿営地外での医療技術支援の場合。

注2：宿営地内の場合、教育内容は次の丸数字による。

①：超音波診断装置教育 ②：2次救命処置教育 ③：医療器材取扱い教育

出典：『朝雲』平成17年11月17日から平成18年2月23日までのイラク・ドキュメントの記載による。なお、2月7日のサマワ母子病院での医療技術指導については、「陸上自衛隊 第8次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%Yiraq/photo_a04.html>2014年6月1日アクセスによる。

備考 で囲われた日は、「陸上自衛隊 第8次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa%Yiraq/photo_a08.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

② 公共施設の復旧

公共施設の復旧関連の事業数については、7次群が基本計画の延長の有無のいずれにも対応できるよう、事業量を抑制しながら活動してきたのを受け⁵²、当初36件だったが12月下旬に向けて竣工数が多くなり32件まで減少したものの、その後、水道関連施設の着工等により活動終了時には37件となっていた。

学校補修では、新たに12月24日からルメイサでサナア小学校の補修が開始される⁵³など、4校の補修が開始されたのに対し、6校の補修が完了した。

生活道路の整地・舗装についても、引き続きムタワク橋の補修が行われるとともに、12

月10日はワルカ付帯道⁵⁴、2006年1月5日には新アッサダーカ道の補修が開始された⁵⁵。

その他施設の補修では、12月20日、サマーワ市内の県知事公舎前広場、ジャシール地区の低所得者用住居、県民生局ガレージの3か所で補修が完了し、竣工式が実施された⁵⁶。

そのほか、2006年1月18日には、イラク空手道連盟に対し、全日本空手道連盟からの空手道着100着とグローブ(拳サポータ)50組が宿营地において贈呈された。イラク空手道連盟の要請を受けて全日本空手道連盟が贈ったもので、イラク特措法第3条第2項に基づく人道復興支援物資として空自と陸自が輸送を担当した⁵⁷。

（3）ODAとの連携

2005年1月に書簡の交換が行われた緊急無償資金協力による資金でサマーワ市民生局が購入したゴミ処理機材として、ゴミ収集車15台、ゴミ用コンテナ300台、ダンプトラック2台、ダンパー10台がサマーワ市に配送され、12月20日、サマーワ市民生局ガレージにおいて、機材の供与式が行われた⁵⁸。人口25万人のサマーワ市では市自体がゴミ収集機材をほとんど持っていなかったため、供与機材によって衛生状況の改善とゴミ処理能力の向上が期待された⁵⁹。

新規案件は、12月1日、7月に決定された「コルニッシュ通り」の案件と同様、サマーワ散歩道計画として「サマーワ女子高前通り」での道路・歩道、街灯及び排水設備の基礎的インフラ整備に総額約53万1,000ドル(約5,700万円)の無償資金協力の実施が決定された⁶⁰。また、オリンピック・スタジアムは、陸自によるグラウンドの補修の後、草の根文化無償資金協力によりスタンド、通路、ロッカールームなどの補修が行われたが、新たに陸上競技活動用トラック部分の補修として、12月13日、総額約80万ドル(約8,600万円)の草の根文化無償資金協力の実施が決定された⁶¹。この案件も、平成17年度の草の根文化無償資金協力の全案件35件の中で、限度額が1千万円を超えた唯一の案件であった⁶²。

フランスのNGOアクテッド(ACTED)による給水事業に対する資金協力も継続され、2006年1月23日、総額46万6,440ドル(約4,990万円)の無償資金協力の実施が決定された⁶³。

（4）安全確保のための措置

（多国籍軍との連携）

2005年11月時点では、イラク南部に駐留していたオーストラリア、イギリス、イタリア、デンマーク等の多国籍軍との間で、毎夕、電話回線を利用した指揮官・主要幕僚クラスの会議が開催され、最新の治安情報などが共有されていた。また、陸自部隊とイギリス軍・オーストラリア軍部隊の間でも指揮官クラスが頻繁に話し合っ て治安情報を交換しており、英豪軍側からも、これらの情報交換が復興支援活動における安全確保に重要な要因と認識されていた⁶⁴。

（ルメイサでの事案）

額賀防衛庁長官の宿营地視察が行われた翌日の12月4日、ルメイサで、陸自が改修した養護施設の完成式典中、銃などで武装した約40人のデモ隊に施設が取り囲まれ、デモ隊は現地警察ともみ合いになったほか、陸自の車列も投石を受けミラーが割られる等の被害が

出た。式典には陸自の代表者のほか、ムサンナ県のハッサン知事などが出席していた。デモ隊はサドル派の民兵組織マハディ軍のメンバーなどで、陸自を占領軍とみなすとしており、ハッサン知事とも敵対していたため、デモの参加者は「日本にノー」「州知事にノー」などとスローガンを叫んでいた⁶⁵。

デモが起きた改修工事の現場は、サドル派の事務所の近傍に位置していた。陸自の存在に批判的なサドル派の近傍で補修工事を行っていたのは、比較的安全な地域では陸自の事業が行われているのに対し、相対的に対自衛隊感情の悪い地域では事業も少なくなり、その不公平感、不満感から「不満」勢力が「敵対」勢力になることが危惧されたが、他方で事業を数多く行くと警備上のリスクが高まるので、いわば象徴的な事業として、サドル派の事務所に隣接する養護施設の補修工事を行うことになった。この補修工事の着工前には、第三者を介してサドル派側の責任者と面会し、事業を行う趣旨を直接説明したうえで補修に着手したので当初は特段の支障はなかったが、その後のサドル派内での勢力変化などから反対するグループに対して抑えが利かなくなり、デモが起きたと考えられていた⁶⁶。

デモでは投石などが行われ、銃を持った者が遠巻きにするなど厳しい状況だったが、北富士演習場の模擬宿営地での警備訓練等をはじめ、国内で実施した準備訓練の成果により警備要員は冷静に対応することができたという⁶⁷。

またこのデモの際、騒ぎに巻き込まれたイラク人の少年が投石により顔面に大けがを負い、数週間入院することになった。ルメイサ市長から電話で知らせを受けた斎藤4次業務支援隊長は、少年の退院後に全快祝いを贈りたいと申し出、日本から送られたサッカーボールや玩具などをルメイサ市長に託した。少年の退院後、市長から全快祝いが渡され、その場面が録画されたDVDが斎藤隊長のところに贈られてきた。このようなやり取りを通じて、ルメイサ市長の自衛隊への対応もよくなり、斎藤隊長が次にルメイサ市内に入る際に事前に連絡すると、「サドル派とは話をつけるので、安心して来てくれ」と言われるまでになっていた⁶⁸。

このように、一定の事業を行うことにより、自衛隊にとって危ない勢力が入り込めると、地域の住民が通報してくれるようになり、安全確保にとっても効果があった⁶⁹。

（ロケット弾等の事案）

7次群からの指揮転移直前の11月7日の事案に加え、ルメイサでの事案の後、12月12日にも発射音と飛翔音が確認され、宿営地の北東方向から発射され、宿営地外の西側に着弾したものとみられた⁷⁰。

（情報の共有）

8次群でも情報共有のためのミーティングが毎晩開かれていた。宿営地外で活動する要員は、当日の活動終了後、どんなに遅くなくても翌日の活動に関する会議に参加することになっていた。会議は全体会議と各セクション会議が引き続いて行われ、合計で3時間ほどかかっていた。そのため要員によっては入浴等の時間が取れない場合もあるので、その間、警備中隊でも宿営地内での勤務を主とする要員が警備用車両の洗車など、翌日の活動に備えた準備を分担するようにもなっていた⁷¹。

（5）撤収に向けた検討

8次群が派遣された時点で活動していた業支隊4次要員は、基本計画の延長の時期でもあり、状況によっては撤収完了まで派遣期間が2～3か月延長される可能性があった⁷²。

また、7次群から8次群に指揮転移した11月中旬の時点で、すでに撤収の話題が出ていたものの、撤収要領等に関する検討は陸幕と業支隊の系統が担当しており、復興支援群としては具体的な引継ぎの対象にはなっていなかった。その後、2006年2月頃、撤収に際して検討すべき事項について陸幕から群長としての意見について照会があった。それに対して立花8次群長からは、技術的事項についての検討にも増して、陸自の撤収について、サマーワの住民はもちろん、日本の国民が納得することが最も重要であり、そのために日本全体の取組みの戦略なり方向性の検討が必要との認識を意見具申した。同時に撤収する部隊自体の安全確保の問題として、宿営地などで雇用していたイラク人に対する撤収後の保障についても、その後の職業紹介なり、雇用証明書など再就職に資する手当も検討する必要性も併せて意見具申された⁷³。

このような撤収に向けた現場からの意見が求められる一方、すでに2006年2月6日には、8次群から活動を引き継ぐ9次群の群長以下第1波約140人がサマーワ宿営地に到着していた⁷⁴。その1週間後の2月13日には9次群第2波約250人が宿営地に到着し⁷⁵、同17日に8次群長から9次群長に指揮権が引き継がれた⁷⁶。これを受け、8次群は、順次、副群長以下第1波約110人が2月11日⁷⁷、第2波約240人が同18日⁷⁸、そして群長以下の第3波が同26日にそれぞれ熊本空港に帰国し⁷⁹、3月4日、師団司令部が所在する北熊本駐屯地において隊旗返還式が行われた⁸⁰。

3 陸自の活動：9次群

2005年12月の基本計画の延長に際し、当初、2006年春までに部隊を撤収する場合には、同年2月までと予定されていた8次群の派遣期間を延長し、撤収業務を行うことも選択肢とされていたが、イラク政治プロセスの遅延などにより、基本計画をいったん延長し、小泉首相の任期である2006年9月までを目途として、改めて陸自部隊の撤収時期を巡る調整が続くことになり、8次群の任務を引き継ぐ9次群が、陸自の5個方面隊の中から最後となる東部方面隊から派遣されることになった。

同様に、2006年春までの撤収であれば業支隊も2005年7月から活動していた4次要員の派遣期間を延長して対応することが想定されていたが、8次群の場合と同様、通常の派遣期間である約半年間の勤務を終えて、2006年1月に後任となる5次要員と交代し、陸自派遣部隊の撤収に関する調整は業支隊5次要員に引き継がれていった。

（1）業務支援隊の要員交代（4次要員→5次要員）

業支隊の約半年の派遣期間に沿って、8次群が活動中の2006年1月、4次要員から5次要員へ業支隊の要員交代が行われた。1月6日には5次要員の出国行事が防衛庁で行われ、翌7日、出国した⁸¹。サマーワからの撤収が見込まれる時期での派遣となり、出国行事での陸幕長の訓示でも、イラクでの政治プロセスの進展や多国籍軍全体の動向の変化へ柔軟に対応する必要性が強調されていた⁸²。

現地での4次要員から5次要員への指揮転移は、1月23日に行われた⁸³。

（派遣準備）

2005年3月、4次要員の隊長要員である斎藤1佐の予備要員として、陸幕から研究本部に異動した小瀬幹雄1佐が指名された。正式に決定されたものではないが、小瀬1佐が次の業支隊長に予定されていると認識されていた。小瀬1佐は2002年夏から陸幕において、派遣開始後の情勢変化に応じて、復興支援群の編成を修正する業務などを担当していた。業支隊長の予備要員として、研究本部でのイラク関係の教訓収集業務を通じて現地の情勢や活動状況等をつぶさに知ることができ、それが実質的に派遣に向けた準備作業と重なる内容となっていた。業支隊としての準備訓練では、不測事態の発生が十分予期されたので、状況の把握や情報共有、市ヶ谷への報告などの要領について業支隊内でも訓練が行われたほか、宿営地外での活動時に必要な警備要員との連携については、8次群、9次群の訓練に参加し、状況を共有することを通じて訓練されていた⁸⁴。

（撤収についての検討）

小瀬1佐は、派遣前の2005年10月、研究本部から陸幕運用支援・情報部に異動となった。この時点では「頭の体操」として、宿営地の取扱い等の検討、調整が白紙的に行われ、逐次具体化が図られていった。撤収の枠組み全体は陸幕が検討、調整する一方、撤収のスケジュールを見通した、復興事業の進め方や雇用の取扱い、宿営地の土地に関する引継ぎなどについての検討や現地での調整は業支隊が担うこととなった⁸⁵。

（2）活動に向けた準備

5次群から8次群までと同様に、9次群の派遣準備については、派遣の約1年前となる2005年4月の時点で主要な派遣候補者のリストアップが行われるなど、群長要員の着任に先立ち、基幹となる第1師団を中心として進められていた。

（派遣準備の開始）

9次群の派遣準備は東部方面隊隷下の第1師団を基幹として行われた。東部方面隊は、首都圏でのテロや東海・南関東大地震など大規模災害に即応するため、隊長以下43人の派遣輸送隊によるゴランPKOへの派遣を除くと部隊の海外派遣をそれまで行っておらずⁱ、500人規模の部隊を海外に派遣するのは初めてだった⁸⁶。また、警備要員については、8次群までは準備を担当する師団の普通科連隊の要員を中心に選考が行われていたが、同様の理由で、東部方面隊の方針として、9次群と10次群の警備要員は当時は東部方面隊の指揮を受けていた第1空挺団から派遣されることになった。このような派遣準備に向けた大枠は方面総監部や師団によって調整されており、準備訓練の責任者には、2005年4月に研究本部から第34普通科連隊長に異動した小野寺靖1佐があたることになった。小野寺1佐はゴラン高原でのPKOや米中央軍司令部への連絡幹部(LO)の候補になったこともあり、また米ワシ

ⁱ 9次群の直近では、平成17年2月からの第19次ゴラン高原派遣輸送隊の編成を担当した。また、復興業務支援隊への派遣については、2次隊の後方業務担当として、第1通信大隊の1尉1名が参加していた（『あずま』、平成17年2月25日、5面）。

ントン州に所在する米陸軍第一軍団司令部へのLOを勤めた経験などから、研究本部で勤務していた2004年11月頃から、翌年春の異動で普通科連隊長に就く際には復興支援群長の要員候補になっているという話が聞こえてきていたという⁸⁷。

（編成の準備）

小野寺1佐が連隊長に異動した2005年4月頃には、第1師団司令部や隷下の連隊において派遣候補者のおおよそのリストアップは具体化していた。細部の人選について、直接隊員を把握している中隊長の意向などにより、特技や技術的な理由により入れ替えが行われたことはあったものの、群長要員の希望によるメンバーの交代は要望されなかった⁸⁸。

（準備訓練）

準備訓練は2005年8月から候補者を朝霞駐屯地に集めて開始されたが⁸⁹、公式に9次群の派遣準備の開始が明らかにされたのは、9月8日の陸幕長の記者会見だった。その際、8月に東部方面総監に対して第9次群としての派遣準備を指示し、要員選定などの準備を始めたことが明らかにされた⁹⁰。

訓練開始に際して第1師団長からは、精神面について団結、規律、士気をしっかり保つようという指導はあったものの、具体的な訓練内容についてはほとんど群長に任されていた。撤収に関する議論が報じられるようになっていたこともあり、安全に万全を期す必要から、訓練では警備について慎重に取り組みられた。一方で、すでに1年半の現地での活動実績があり、現地情勢もある程度見通すことができ、脅威に対しても計画的に対応できる素地ができていた。また、ノウハウも含めて8次群までの蓄積を活用し、安全を一層重視するための訓練が徹底された⁹¹。

また、6次群の訓練から行われていた群長による事前の現地偵察も、5次群から6次群への交代時期に行われ、活動状況や現地情勢の視察が行われた⁹²。

（部隊の展開）

訓練も終盤に入った11月22日には、東部方面総監が準備隊の訓練を訓練宿営地において視察していた⁹³。

その後、12月8日に派遣期間を2006年12月14日まで延長する基本計画の変更が閣議決定されたこと⁹⁴を受け、2006年1月19日、額賀防衛庁長官から、東部方面隊に対し、第9次イラク復興支援群の編成命令が、翌20日には9次群としての派遣命令が発出され⁹⁵、同29日の隊旗授与式の後、群長以下の第1波が出発したのを皮切りに、3派に別れてサマーワに向けて出国した⁹⁶。

2006年前半の陸自部隊の撤収が検討されており、9次群の活動期間中に撤収が始まる可能性も指摘されていたことから⁹⁷、隊旗授与式後の記者会見で小野寺群長は「『安全・確実』を合言葉に、現地の動きを確かめつつ活動したい。現在は何も指示を受けていないが、もし何かあれば、柔軟に対応できるようにしたい」と語っていた⁹⁸。

2月6日、小野寺群長以下約140人の9次群第1派がサマーワに到着し、8次群から施設の補修など業務の引き継ぎを開始した⁹⁹。その後、2月18日に8次群から9次群へ指揮転移が行われた¹⁰⁰。

（3）人道復興支援活動の状況

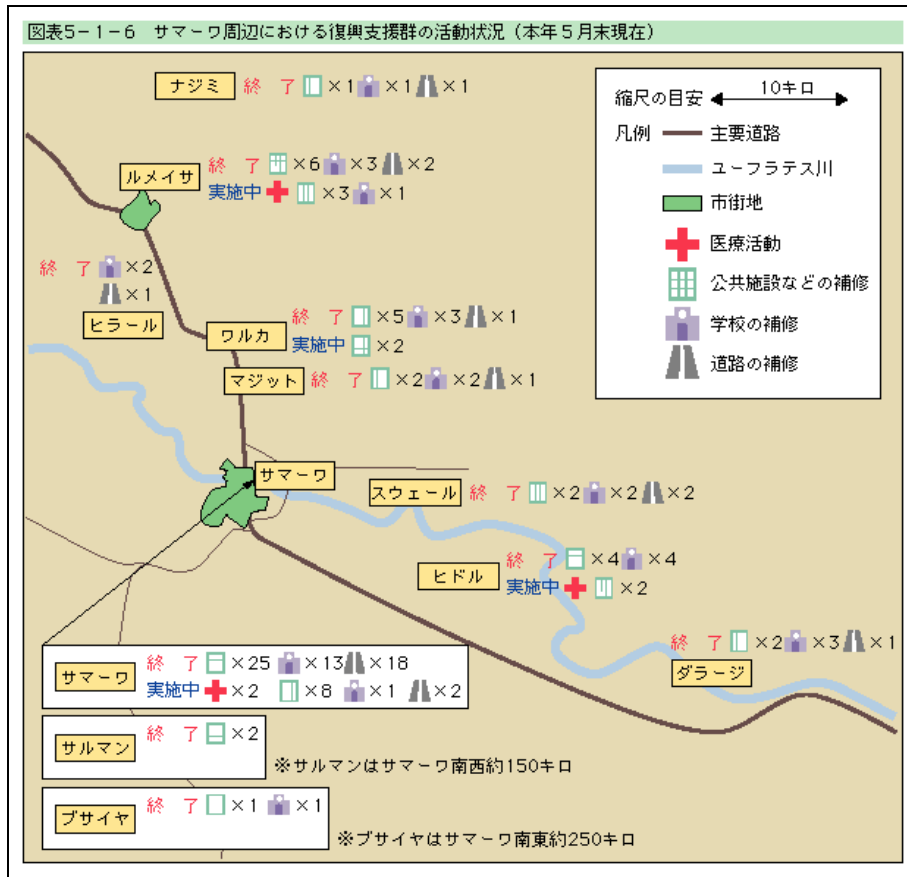
① 撤収に向けた準備

9次群派遣中、大きな方向性としては安全確保に万全を期す必要があり、そのため復興支援活動の質を多少低下させることはやむを得ないと考えられていた。他方、復興支援活動への住民の不满からデモやロケット弾等による攻撃が生起することが危惧されたので、復興支援と安全確保のバランスをどのようにとるかが、機微な課題であると認識されていた。また復興支援活動を継続することと撤収に向けた準備を始めることは、態勢の維持と縮小という正反対の方向性となるため、9次群は現地到着後、活動を維持できる最低限の態勢を取りつつ期限までに撤収可能なぎりぎりの状態について分析、検討を行い、そのような態勢へ順次移行していった。その上で、例えば復興支援活動用の資材についても要不要を仕分け、不要なものは廃棄し、持ち帰る物資もコンテナに保管して必要のつど出して使用するなど、日々の活動も工夫しながら行われた¹⁰¹。

② 活動状況全般

2月22日、イラク中部サマラでシーア派の聖地であるアスカリ聖廟が爆破されたため、全国で3日間が服喪期間とされた。そのため、9次群は同23日と24日は業務をほぼ全面休止し、24日はサマーワでアル・アスマイリ小学校の施工状況を点検するにとどまった。同25日から作業を一部再開し、同26日から平常の活動ペースに戻った¹⁰²。

10次群への指揮転移直後の2006年5月末時点での復興支援群の活動状況全般は、次の図のように整理されていた。



出典：「図表5-1-6 サマーワ周辺における復興支援群の活動状況(本年5月末現在)」
防衛庁『防衛白書』平成18年版、226頁。

③ 医療支援活動

宿営地外では、4月3日に結核クリニック、5月3日に中央健康診断所、同24日には県保健局薬剤部などで初の医療技術指導が行われたほか、サマーワ総合病院とサマーワ母子病院への医療技術指導が実施され、宿営地での教育も不定期ながら継続されていた（「表：9次群派遣時の医療支援活動概況」参照）。

表：9次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
2/14～				指揮転移 (8→9)			
2/21～		宿营地③					
2/28～			宿营地③				宿营地③
3/7～	総合病院						
3/14～	総合病院						
3/21～							
3/28～			宿营地④				結核クリニック
4/4～		宿营地⑤					
4/11～	宿营地⑤				宿营地⑥		母子病院
4/18～		宿营地③					総合病院
4/25～	宿营地⑤	宿营地⑤					
5/2～	宿营地⑥	中央健康 診断所			宿营地⑤		総合病院
5/9～		医師会					
5/16～	総合病院 (看護師)						
5/23～		宿营地⑦	県保健局 薬剤部		指揮転移 (9→10)		

注1 表中「総合病院」は「サマワ総合病院」を、「母子病院」は「サマワ母子病院」をそれぞれ略記したもの。病院名等のみの記載は、宿营地外での医療技術支援の場合。

注2：宿营地内の場合、教育内容は次の丸数字による。

③：医療器材取扱い教育 ④：医療従事者養成教育 ⑤：指導者養成教育
⑥：看護師に対する医療技術指導 ⑦：歯科技術に対する技術指導

出典：『朝雲』平成18年2月23日から同年6月1日までのイラク・ドキュメントの記載による。

備考 で囲われた日は、「陸上自衛隊 第9次復興支援群の活動」
<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa¥iraq/photo_a09.html>2014年6月1日アクセスに日付入りで紹介されている活動。

④ 公共施設の復旧

(学校補修)

2月28日、サマーワ市内のアル・ホルード小学校(生徒約200人)補修工事の終了式が行われた。前年12月、額賀防衛庁長官が視察した小学校で、式典では小野寺9次群長は「末永くできるだけ多くの子供たちに勉強してもらいたい。これからも日本の復興支援活動に協力してほしい」とあいさつした。補修は前年7月から始まり、延べ約1700人のイラク人を雇用し工事が進められた¹⁰³。

5月11日には、サマーワ近郊のアル・アスマイ小学校(分校)で、同校とヒドル市のアル・ダーヘラ小学校の合同竣工式が行われた。またこの際、日本政府のイラク人道復興支援事業の一環として国際交流基金から贈呈されるアラビア語図書の輸送完了式等が実施された。式には、陸自側から小野寺靖9次群長、外務省サマーワ事務所長代理、施設隊長、施設庁技官、また、イラク側からムサンナ県知事、県評議会議長、県建設復興委員長、県教育局長、サマーワ市長、サマーワ市評議会議長、ヒドル市長、ヒドル市評議会議長、アル・アスマイ学校長、アル・ダーヘラ学校長、施工業者代表が出席した。このアラビア語図書は

陸自が現地までの輸送を担い、陸自のイラク人道復興物資輸送事業としては12回目になる。贈呈したアラビア語図書は総計2万4千冊(9種類)で、外務省所長代理からムサンナー県教育局長へ供与された。教育局を通じて328校の小学校、15の幼稚園、4つの福祉施設、子供文化センターなどに配分される¹⁰⁴。

（生活道路の整地・舗装）

4月18日、陸自部隊が補修したムタワク橋と外務省がODAでアスファルト舗装したムタワク・アル・チバシ道路の合同竣工式が実施され、日本側からは業支隊副隊長、外務省サマーワ事務所長、イラク側からハッサニー・ムサンナー県知事、カリーム県道路橋梁局長、地元スウェイル町関係者らが出席した。橋と舗装道路の完成により、従来国道8号線を使って迂回していた経路が約15キロ短縮された。このムタワク橋の補修は2005年7月23日に着工し、計269日かかり、地元の雇用者は延べ1556人にのぼった¹⁰⁵。

（4）ODAとの連携

3月28日、ODAによる大型火力発電所の着工式が建設予定地で行われた。発電所建設はムサンナー県が復興支援の最優先案件として挙げていたもので、ハッサン県知事も着工式で、「日本の支援による最初の大規模なインフラ復興事業であり、感謝している。これからもこうした支援を継続してほしい」と述べた。一方、小野寺9次群長は「われわれの支援は、社会基盤の整備につながる支援に移行していく」と挨拶した。この発電所が完成すれば同州の総電力需要の30%を供給できるので、政府内では復興支援の継続と地元雇用拡大を担保できる、陸自撤収の足掛かりとなる重要な案件と位置付けられていた。建設予定地はサマーワ市街南部の幹線道路近くで、工事は大手商社「丸紅」が受注し、同社が契約した現地企業が施工管理を行い、工期は21カ月間と見込まれていた。現地ではイラク電力省サマーワ事務所が中心となり、すでに3月13日に測量など土地の整備工事が開始されていた¹⁰⁶。また、あわせて移動式変電設備の据え付け完工式も行われた。これは、イラクでは長距離送電用の高圧電圧を地域送電用に変圧する2次変電所の多くが機能不全に陥っていたため、特に緊急復旧が必要な変電所用にイラク電力省が日本の緊急無償資金協力により購入した移動式変電設備23台のうち2台がサマーワ市に据え付けられ、運転を開始したものであった¹⁰⁷。

5月8日はムサンナー県国境警察用の警備用車両、無線機等の機材供与式が、宿営地で行われた。この当時、イラクの国境警備は各県の国境警察が対応しており、ムサンナー県国境警察もサウジアラビアとの300kmにおよぶ国境警備のため要員の新規採用や国境検問ポストの新設などを行っていたが、新設ポストには警備用車両や緊急連絡用の通信機器などが十分に配備されておらず、不法入国者の取り締まりなどに多大の支障をきたしていたため、緊急無償資金協力により購入された警察車両などとは別に、前年8月30日、機材供与のため総額93万3,800ドル(9,991万6,600円)の草の根・人間の安全保障無償資金協力が決定されていた¹⁰⁸。

5月15日には、宿営地で、前年6月に供与が決定していた道路修復機材のほか、イラク公共事業省による別件の緊急無償資金協力による事業としてムサンナー県等15県分のゴミ・下水処理車両219台が調達されたうちムサンナー県民生局に配備された33台と、サマ

一ワ市民生局が別途の緊急無償資金協力事業で購入したゴミ処理機材、合計3件の機材の引渡式が行われた¹⁰⁹。

（5）安全確保のための措置

2月7日、サマーワ宿営地に到着直後、防衛庁と結んだ衛星テレビ電話により小野寺9次群長の記者会見が行われた。撤収については、何の指示や命令もないので、仮に新たな命令が下れば淡々と実行すると語られるとともに、宿営地外で活動時の安全確保については、オーストラリア軍がしっかり安全確保している地域で活動するとされた¹¹⁰。

すでに9次群派遣時に撤収が決定となることも予期していた中、安全確保の可能性を高めることならばできることは全て手をうつと考えていた¹¹¹。実際に10次群の撤収時に宿営地から離脱する際に使用された「裏門」も、9次群のサマーワ到着直後から工事に着手された。宿営地外の粘土状の地盤に、自衛隊車両の連続通行が可能となるよう、十分な量の砂利を敷き詰めるとともに、普段はコンテナによって隠しておく工夫がされていた¹¹³。

一方、2月下旬には、日本やイギリス軍に雇われたり協力した者は罰せられると書かれた脅迫状がサマーワ市内に出回り、3月6日には、元日本友好協会長宅などに音響手りゅう弾が投げ込まれる事件が生じた。負傷者はなかったものの、家屋の一部が破壊され、地元警察は親日派に対する嫌がらせとみて捜査が行われた¹¹⁴。

また3月29日午後9時45分頃には、発光物が飛翔音を発しながら飛ぶのを宿営地第2ゲートに勤務していた隊員が気付いたが、発射音や爆発音は聞かれず、陸自隊員と施設ともに異常は確認されなかった¹¹⁵。宿営地から約1キロ離れた道路付近に迫撃砲弾が1発着弾したものとみられている¹¹⁶。以前ならロケット弾等は、部族の領域から発射されることがあったが、2006年に入るとそのような事案はなくなり、もっぱら市内南側のサドル派勢力地域から発射されるような変化が生じていた¹¹⁷。

これらの事案が引き続き発生していたものの、8次群までの復興支援活動の積み重ねに対してサマーワでも評価が浸透し、陸自の撤収が報道されるとその後の復興支援継続への期待も込めて、むしろ陸自に対する再評価のような意識も生じてきていた。また2005年末の国民議会選挙の結果を踏まえた新政権が発足し、政治プロセスが急速に進展した時期でもあり、自衛隊に対する妨害を行ってきたサドル派に対しても周囲の自治体から圧力がかかり、またサドル師自身も自らの政治活動との関係からか、過激な事務所長を交代させたり、指導するようにもなっていて、陸自の撤収が妨害される可能性は否定できないものの、本格的に妨害されるような事態にはならないと見込まれるようになっていた¹¹⁸。さらに火力発電所の工事が3月末に始まると、サマーワの住民の陸自部隊に対する感情も、日本に感謝している、待望の発電所がやっと来る、などと大幅に好転していた。火力発電所以外に道路補修なども含めた多額のODA事業の成果もあり、撤収が近づく頃にはサマーワ住民の間で日本に対する感謝や好意的な雰囲気広がってきていた¹¹⁹。

しかし、5月11日には、陸自が契約し宿営地に食材を運ぶ途中の民間業者の車両が、宿営地から約30キロ離れたヒドル市内走行中に、路肩で爆発が起き、タイヤなどを破損する事案が発生した。運転手らにけがはなかったが路上爆弾の可能性が考えられた¹²⁰。この事案の発生も含め、この時期、サマーワとクウェートを結ぶ国道8号線は、集落入り口や交差点などいたるところが襲撃ポイントとも言われており、撤収の際には陸路の利用は必要

最小限に留め、隊員や装備品等は空路中心の輸送になることが想定されていた¹²¹。

（6）10次群への部隊交代

9次群派遣時には2006年3月頃の撤収の決定、同5月頃までの撤収完了というスケジュールが検討され、9次群で派遣が終了することも有力な選択肢とされていたが、イラクの本格政府の発足の遅れなどから、6月から7月の撤収開始を念頭に、3か月で部隊を交代させ、さらに10次群を派遣することとされた。

そのため、群長以下10次群の第1波が5月15日にサマーワの宿営地に到着して以降、9次群の帰国が始まり、5月20日に副群長以下の第1波約110人が、5月28日には第2波約230人、そして同27日の指揮転移を受け、群長以下第3波約150人が、6月3日に帰国した¹²²。

4 陸自の撤収：10次群

（1）撤収に向けた陸自の準備状況

9次群が派遣された2006年1月には、撤収に向け約100人から最大300人強の撤収支援隊（仮称）の編成が検討されているなどと報じられるようになっていた。また、移動にヘリを利用すると、クウェートまでの撤収期間が陸路移動の3カ月強より約1カ月間短縮できると試算されたが、英軍ヘリが利用できない場合に備え、陸自がUH-60ヘリ3機を現地に派遣することも検討されていた。撤収計画は治安が安定しているパターンと悪化しているパターンで検討され、支援隊をサマーワ、タリル空港、後方支援基地となるクウェートに派遣するほか、治安情勢が悪化した場合には警備強化のために輸送警備中隊の派遣も検討されていた¹²³。また撤収準備により、地元業者による施工を監督する要員が減少することも予想され、撤退直前まで地元の雇用を確保するため要員の補充も検討されていた¹²⁴。

他方、3月1日には、北部方面隊に対して、従来と同様の部隊編成を前提に、第11次群の派遣準備が指示された¹²⁵。これはイラクへの部隊派遣には半年前から準備が必要であり、撤収に向けた検討、調整が行われていても、正式に決定されていない以上、派遣が必要になった場合に備えて従来通りの準備訓練に着手せざるを得ないためとされていた¹²⁶。

（2）活動に向けた準備

（派遣準備の開始）

10次群は師団より規模の小さい旅団である第12旅団を基幹として編成され、派遣準備の責任者には、2004年12月に新潟県新発田駐屯地に所在する第30普通科連隊長に着任していた山中敏弘1佐があたることになった。山中1佐は、2000年3月から陸幕調査課で勤務し、調査関係の中期防衛力整備計画の担当を経て、イラク・プロジェクトには調査課の企画担当として参加していた。その後、イラク人道復興支援特措法成立の直後、2003年8月から統幕学校に約1年入校し、幹部学校教官を経て第30普通科連隊長に着任していた¹²⁷。

ちょうど連隊長への異動の時期と東部方面隊も派遣部隊のローテーションに加えられる方向となった時期が重なり、また陸幕が実施した連隊長予定者に対する集合教育の際に、第30普通科連隊長も復興支援群長の候補になりうると耳にし、初めて派遣の可能性が認識されたが、2004年12月の連隊長着任時には、同年10月に発生した新潟県中越地震に対する災害派遣が継続しており、連隊としても特に降雪期を迎えた対応に追われ、また同年12月末に生じたスマトラ島沖津波に対する国際緊急援助活動への派遣に際して、洋上での飛行が予想され、当時の待機部隊が保有していた単発ヘリコプターではなく第12旅団が保有する双発ヘリコプターが急きょ派遣されることになるなど、旅団としてもイラク派遣に向けた検討等が行われている雰囲気は感じられなかった¹²⁸。

その後、2005年6月に実施された連隊検閲の終了後、旅団長から、旅団からイラクへ派遣する際の指揮官候補にする旨、電話で連絡があった。このタイミングで告げられたのには、要員選考は派遣の10か月ほど前から始める必要がある一方、旅団は師団に比べて規模が小さく候補者も絞られるので、派遣部隊指揮官が務まるかどうか、検閲を通じて確認したうえで判断だったのでと理解されていた¹²⁹。

（部隊の編成）

9次群同様に10次群の警備部隊も12旅団隷下の普通科連隊からではなく、方面隊の方針で第1空挺団から要員が選ばれた。旅団は自ら警備要員を派遣する意向もあったが、師団に比べて規模が小さいことから、仮に警備要員を派遣した場合には、災害派遣などの国内での任務に支障が出る懸念もあり、方面隊の計画通りとされた。その他の具体的な人選については、旅団長から群長の希望通りに人選するよう指示があり、旅団司令部と調整が進められた。警備を担当する群本部3科長と共に、臨時に編成される部隊なので「団結、規律、士気」に直接かかわる総務・人事担当の群本部1科長の人選が特に留意して行われた¹³⁰。

（準備訓練）

準備訓練の開始に先立ち、派遣部隊の各部隊長候補者やそれぞれの運用訓練担当者等、約50名ほどの基幹要員が旅団司令部に集められて、訓練計画が作成された。すでに撤収に向けた議論が報じられるようになっており、撤収を想定して、様々な不測事態に対処できるよう、射撃と、各専門部隊と警備部隊の連携の2点が準備訓練の重点とされた。群長は群全体の方針を示し、具体的な訓練の内容は部隊毎に訓練計画が作成されていった。訓練計画もすでに派遣された部隊の計画を参照したり、北富士演習場に設けられた模擬サマー

ワ宿営地の施設を利用した各次群の訓練を研究してきた担当者からアドバイスが得られたこと、またすでに2年近く活動が行われ現地情勢も分かってきており、全体として効率的な訓練が可能となっていた¹³¹。

また、8次群長の交代時に、3科長要員を同行して現地偵察が行われた。これは現地情勢や活動内容を理解するのに有益だったことに加え、準備を行っている10次群要員の中では現地を知っているのは群長と3科長だけなので、準備のため物事を決める際、「現地を知っている群長が、こう判断した」ということで皆が納得するという効果もあり、その意味でも現地の状況把握が有用かつ必要となっていた¹³²。

その後、2005年11月下旬から派遣候補者全員が相馬原演習場に集められ、準備訓練が開始された。この際、サマーワ宿営地を模した訓練施設の構築、追加の宿泊施設の設置、必要な訓練資材や訓練相手となる対抗部隊の準備などは、訓練部隊側の要望によって旅団司令部が旅団全体を挙げてバックアップする体制がとられた¹³³。

全員参加の集合訓練は5回ほど実施され、2次訓練までは相馬原演習場で、3次訓練以降は東富士演習場で行われたが、ちょうど3次訓練として行われるFTCでの警備訓練の前に、9次群で撤収することが決定したと、具体的な撤収計画に触れた報道がされるようになっていた¹³⁴。そこで群長から準備要員に対して、10次群としての派遣はまだ決定しておらず、命じられたら派遣できるよう準備するのが任務なので、その任務を達成するために訓練する必要があると訓示が行なわれた。また、複数の派遣部隊を訓練し、その準備のでき具合を判断できる北富士演習場での訓練を目標に、そこで一番を目指して頑張ることが当面の具体的な目標として掲げられた¹³⁵。

（部隊の展開）

陸自部隊のイラクからの撤収時期は、イラクの政治プロセスの進展や治安権限委譲の状況などを見極めて判断されると見込まれていたが、シーア派とスンニ派の対立により政治プロセスの進展が想定より遅れたことなどから、10次群を派遣し、9次群と交代させて撤収時期は改めて判断されることになり、4月28日、陸自東部方面総監に対し、第12旅団を中心とする第10次群の編成命令と派遣命令が防衛庁長官から発出された¹³⁶。

10次群への隊旗授与式は5月6日に行われ¹³⁷、式典後、山中群長は記者会見で、あらゆる事態を想定して訓練しており、不安はない、仮に撤収命令が出ても任務を達成できる自信はある、と述べた¹³⁸。その後、隊員約500人は3波に分かれて出国し¹³⁹、同26日、9次群から指揮転移した¹⁴⁰。

山中群長は、サマーワ宿営地到着翌日の5月16日、テレビ電話で記者会見し、イラク全土の治安状況は予断を許さないが、サマーワは比較的安定しているなどと述べるとともに、隊員の安全確保と現地の復興支援活動に力を入れていくことを強調した¹⁴¹。

（3）人道復興支援活動の状況

人道復興支援活動には、継続している案件や途中で中断できない案件など、急に取りやめることが困難な案件もある一方、撤収に伴う作業量も増加してくるので、全体として支援活動の回数は減らさざるを得ない状況だった。そのため、プロジェクトの完成式典等のセレモニーが重視され、宿営地外での活動は、点検の必要がある場合など、ある程度の優

先順位をつけて、徐々に減らされていった¹⁴²。

（医療支援活動）

衛生隊員による医療支援では、6月12日にサマーワ総合病院で技術指導が行われた¹⁴³ほか、撤収に伴い宿営地の医療機器が現地医療機関に供与されることから、サマーワ総合病院の医師やムサンナ県の看護師ら医療関係者を宿営地に招き、機器の取扱い教育などが6月7日から7月6日までの間に集中的に実施された¹⁴⁴。

表：10次群派遣時の医療支援活動概況

	火	水	木	金	土	日	月
5/23～					指揮転移 (9→10)		
5/30～							
6/6～		宿営地③					総合病院
6/13～	宿営地⑤		宿営地⑦				
6/20～	宿営地⑤	宿営地⑤					宿営地⑧
6/27～		宿営地⑥	宿営地⑤				宿営地⑧
7/4～	宿営地⑤		宿営地⑤				
7/11～	復興支援活動は終了→ODA事業等へ引継ぎ					【撤収】	

注1 表中「総合病院」は「サマーワ総合病院」を略記したもの。

注2：宿営地内の場合、教育内容は次の丸数字による。

③：医療器材取扱い教育 ⑤：指導者養成教育

⑦：歯科技師に対する技術指導 ⑧：研修医への医療技術指導

出典：『朝雲』平成18年6月1日から同年7月20日までのイラク・ドキュメントの記載による。

（公共施設の復旧）

7月8日に、ルメイサ市の新ルメイサ浄水場、ヒドル市の市ポンプ所の補修作業を終了し、最盛期には約40か所を数えた公共施設の復旧は、診療所2、学校2、道路4、水関連施設3の計11か所となった¹⁴⁵。

（4）ODAとの連携

6月28日、大型火力発電所の起工式が行われた。3月28日には着工式が行われ、発電所の建設はすでに始まっていたが、式典では、外務省サマーワ事務所の側島秀展所長が「発電所は2年半に及ぶ日本の復興支援活動の中で最大の事業」とアピールした。また、山中10次群長も、発電所建設は日本の復興支援の象徴であり、完成すればサマーワの電力事情は著しく改善されると述べ、陸自撤収後の日本の支援継続を強調した。一方、ムサンナー県のハッサン知事は、発電所の完成まで日本政府の支援、フォローアップを期待すると訴えた¹⁴⁶。本件火力発電所の建設工事は、3月13日には敷地の整備などが開始され、6月18日までには計画サイトの整地作業、同22日には警護用施設の土盛り設置工事が完了していた¹⁴⁷。

陸自によるグラウンド補修、草の根文化無償によるスタンド等の補修に続いて行われていたオリンピック・スタジアムの陸上競技用トラックの補修が完了し、6月30日、同スタジアムにおいて外務省事務所長、陸自関係者、イラク側からは青年・スポーツ大臣、県知

事、県評議会副議長等が出席して完成式典が行われた¹⁴⁸。また地元の少年代表にサッカーボール等の記念品が渡された¹⁴⁹。

陸自による給水支援はすでに4次群で終了していたが、引き続き飲料水の供給に関わる支援は継続しており、5月18日にはムサイヤ郡における井戸4か所を設置する事業の引渡式が、県井戸局及びブサイヤ郡関係者などが出席して、宿営地で実施された。ブサイヤは近くに川や湖などの水源がなく、道路も整備されていないためルメイサ等の近傍に所在する県の浄水場から水の供給を受けることも困難であり、既存の井戸2か所に水供給を頼っていたため、新たに4か所の井戸の設置により地区住民1万7千人への給水事情の改善が期待された¹⁵⁰。またフランスのNGOアクテッド(ACTED)による給水活動に対しても、引き続き第5次として総額53万7,000ドル(約5,960万円)の草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施が、7月3日、決定された¹⁵¹。

7月5日には、2005年12月に決定されたサマーワ女子校前通りの基礎的インフラ整備がほぼ完了し、また2005年6月に決定されたコルニッシュ通りへの発電機及び変圧器の設置も完了、運転開始したことから、それぞれ宿営地で供与式が行われた¹⁵²。

10次群が撤収した7月20日、①ルメイサ総合病院の補修、②サマーワ母子病院の補修、③ルメイサ・ユースセンターの補修、④ブハマド診療所の整備、⑤サルマン中学校の補修、⑥ムサンナ中学校の補修の6件のプロジェクトについて、すでに拠出されていたイラク復興信託基金により充当される資金により国連ハビタット(国連人間移住計画)が行ってきた社会インフラ・コミュニティ再建事業として、実施することが決定された。これは陸自とODAで行ってきた復興支援のフォローアップと位置付けられ、ムサンナー県の復興と雇用創出への貢献が意図されていた¹⁵³。

なお、外務省では8月1日、イラク大使館やサマーワの連絡事務所に2回以上勤務した職員75名に対する表彰式が行われ、職員を代表して、側嶋サマーワ連絡事務所長が「生活基盤の整備や雇用の創出など目に見える成果を上げることができた」と報告した¹⁵⁴。

(5) 活動の終了

(路上爆弾の事案)

5月31日朝、サマーワ市街地を陸自とオーストラリア軍の車列が走行中、道路に仕掛けられた爆弾1発が爆発した。豪軍の車両が一部損傷したが、陸自隊員に被害はなかった。陸自は病院などへ復興支援活動に行く途中だったが、任務を打ち切り宿営地に戻った。現場はユーフラテス川沿いで、先行したオーストラリア軍の先頭車両が現場を通過した直後に爆発し、陸自隊員も爆発を確認、現場から退避した¹⁵⁵。先崎統幕長は翌6月1日の定例会見で、この爆発事案に関し、原因、背景などの細部調査を行うとともに、危険な場所は避けて復興支援活動を継続するとした。また、2005年6月の同様の路肩爆弾の事案に遭遇し、その後、装備の改善やルートのかみめ細かな変更などの対策を講じたが、依然、何が起きてもおかしくない状況が続いており、引き続きサドル派などに注意が必要との認識を示した。また、イラクは真夏となり、電力不足やガソリンの高騰で市民の生活環境が悪化しているため、市民の不満の矛先が陸自に向かないように気を付けているとも述べた¹⁵⁶。

（環境醸成）

火力発電所については、3月の着工式に加えて、6月28日に改めて起工式が行われた。これは、着工式後しばらく工事が進まなかったため、本当に火力発電所が建設されるのか地元で疑念の声が上がるようになっていたため、山中群長は、工事が本格的に開始される6月下旬の時期に、改めて起工式として式典を行うことを外務省側に働きかけて実現した。この式典を実施したことにより、自衛隊の撤収を妨害すると将来の支援が来なくなるというメッセージを地元のマスコミを通じて市民に周知し、自衛隊の撤収について理解を広め、撤収に対する妨害を少しでも減らすよう、工夫・努力がなされた¹⁵⁷。

また同じ目的で、部族長に対して撤収について説明するとともに、謝金の支払い対象期間や事後のイラク陸軍との調整について説明し、さらに宿営地で雇用しているイラク人についても、割増賃金の支払いを行うなど、10次群においては撤収に向けた環境醸成に力が注がれていた¹⁵⁸。

（撤収）

6月20日、午前中に小泉首相と公明党の神崎代表との会談が行なわれた後¹⁵⁹、安全保障会議で陸自撤収が正式に決定された。その後、小泉首相が撤収決定について記者会見を行い、一定の役割を果たしたと判断した結果、撤収することとしたと公表した。その後、額賀防衛庁長官から陸自派遣部隊の撤収命令が発出されるとともに¹⁶⁰、撤収作業を担当する後送業務隊の編成・派遣命令も発出された¹⁶¹。

政府として撤収の方針が決められたのち、実際にどの程度の期間で撤収を行うかについて、当初の計画では1カ月以上の期間が見込まれていた。これは焦って撤収するよりは、しっかり準備をする方が望ましいと考えられていたためだったが、派遣部隊としては要員も徐々に少なくなり、警備用器材も段階的に使えなくなるため、何かを仕掛けてこられる可能性が高まる一方で、対応する能力が低くなるので、できるだけ撤収期間を短くする方が望ましいと考えていた。そこで、提示された撤収スケジュールに対して、派遣部隊側で撤収要領を再検討して、どのように短縮可能か、また安全確保について必要な対策をどのように講ずるか等について、統幕・陸幕とやり取りが行われ、最終的には10次群が作成した計画で撤収することになった¹⁶²。

しかし、6月26日、タリル空港近くで軽装甲機動車が横転し、隊員3人が負傷、1人が重傷を負う事案が発生した。イラク派遣部隊に事故で負傷者が出たのはこの事故が初めてだった¹⁶³。その後、軽症と見られていた2人も肩甲骨や手首などを骨折しており、1人がバグダッドへ、他の2人がクウェートの米軍病院にそれぞれ搬送された。額賀防衛庁長官は同27日の記者会見で、安全確保に万全を期すよう改めて指示したと述べ、先崎統幕長から山中群長へ、気を緩めず撤収作業に当たるよう、衛星電話で指示が行われた¹⁶⁴。

また6月29日早朝、無人偵察ヘリコプターが飛行中に制御できなくなり、宿営地北側に墜落した。住民への被害はなく、墜落現場でイラク警察の警備により、現地部隊により回収が行われた。同28日に行われたサマーワ発電所の起工式の際にも、この無人ヘリで不審者の監視が行われていた。先崎統幕長から、気を引き締め、無理をせず撤収作業をするよう、改めて現地に指示が出された¹⁶⁵。

6月26日、後送業務隊の出国行事が防衛庁で行われ、その後、中部国際空港からクウェ

ートへ向け出国し¹⁶⁶、翌27日、クウェート到着に到着した¹⁶⁷。同隊は中央輸送業務隊と中央会計隊を中心に編成され、クウェートの米軍基地で車両の運転訓練などを受けた後、同国北部の積出港の近くで民間から借りた倉庫や洗車場などを拠点に、10次群と5次業支隊の撤収の支援活動を開始した¹⁶⁸。

サマーワ宿営地からの物資輸送は6月25日から始まった。軽装甲機動車、大型・中型トラック、施設器材車などの車両17台¹⁶⁹が、民間トレーラーによりクウェートに向け輸送され、輸送車列は民間警備会社によって警備が行われていた。トレーラーにむき出しで積載された軽装甲機動車からは、運搬途中に強奪されないよう、軽機関銃や無線機などが取り外された。またテロ対策のため、輸送計画は当日まで公表されず、積み荷から日の丸も外された¹⁷⁰。7月5日までには宿営地から撤収すべきコンテナの約3分の1近くが搬出された¹⁷¹。

人員の撤収は7月7日から始まり、第一陣約30人が、英軍ヘリコプターでタリル空港に移動し、砂嵐による天候不良で数時間待機したのち、C-130H輸送機でクウェートのムバラク空軍基地に到着し、米軍キャンプ・バージニアに移動した¹⁷²。当初は7月10日に撤収開始する計画とされていたが、治安権限移譲後に多国籍軍に対するテロの発生が懸念されたため、同7日に繰り上げられていた¹⁷³。

7月12日にはサマーワ宿営地を、県を介してイラク陸軍に譲渡することでイラク側と合意が成立した。同日宿営地を表敬したイラク陸軍第2旅団長のフセイン准将は、近く宿営地を引き継ぐことで日本側と合意し、譲渡され次第、宿営地の警備に就くと公表した¹⁷⁴。

7月13日には、ハッサン知事と多国籍軍南部司令官のクーパー大將が治安権移譲の覚書に署名し、ムサンナ県の治安権限の移譲が完了した。式典はイラクのマリキ首相のほか、山中10次群長、外務省サマーワ事務所長も同席し¹⁷⁵、陸自が補修したサマーワ市内の県オリンピック・スタジアムで行われた¹⁷⁶。

陸自部隊の最後の撤収は7月17日に行われると関係者に周知されていたが、7月5日にはイギリス軍・オーストラリア軍の宿営地に向けてロケット弾が発射され、宿営地内に1発が着弾し¹⁷⁷、陸自宿営地付近でも同15日夜までに迫撃砲弾による攻撃もあり¹⁷⁸、実際には同16日に最終の撤収を行うことを承知していたのは、山中群長と統幕の運用系統に就く数名のみだった¹⁷⁹。

7月16日15時にはイラク陸軍の代表者が宿営地を訪れ、宿営地の譲渡に関する署名式を行った後に最後まで残った約160人の撤収が行われる計画であったが、同日朝から地権者等約50人が宿営地前に詰め掛け、撤収後に宿営地施設がイラク陸軍に譲渡されることに反対する抗議を行い¹⁸⁰、10名ほどが宿営地のゲート前で車に残って見張りを続ける状況となっていた。その後、イラク陸軍が宿営地前に到着すると、居残っていた部族のメンバーにより宿営地ゲートの発電機が止められたため、イラク陸軍のメンバーを宿営地内に入れることができず、彼らはいったん引き揚げざるを得なかった。16日中に撤収することを知らされていなかったイラク陸軍側は、翌17日に宿営地内で署名式を行うことを希望したものの、撤収に備えて警備システムなどは最低限の状態となっており、人員も減っていることから、隊員の安全確保のためには17日まで宿営地にとどまるリスクは大きいと認識されていた。一方、イラク陸軍に譲渡する前に撤収した場合、警備が空白となった間に不満分子、不法集団に宿営地が占拠されることが懸念され、その場合、2年半の人道復興支援活動に対する高い評価を無にすることになると認識されていた。そのため、やむを得ずイラク陸

軍に16日中に撤収する旨を伝え、20時までには再度イラク陸軍が展開し、譲渡の署名式などが実施できなくとも宿営地が不満分子などに占拠される恐れはなくなったと判断できたので、10次群長の指示により非常時用に用意されていた宿営地の裏門から、最後の撤収が行われた¹⁸¹。

タリル空港までの100キロを、車両により約4時間かけて移動した後¹⁸²、7月17日、山中群長以下、約220人が航空自衛隊のC-130H輸送機でクウェートのアリ・アレサレム空軍基地に到着し、額賀防衛庁長官が出迎えた¹⁸³。撤収の際は、人員はタリル飛行場から空自C-130H輸送機2機がクウェートまでを2往復して行われ、17日の午後1時35分、最後の1機がアリ・アルサレム空軍基地に到着した。また最後の車両は多国籍軍の大型輸送機で輸送された¹⁸⁴。

山中10次群長と小瀬5次業支隊長は、7月25日、民間チャーター機で羽田空港へ帰国し¹⁸⁵、同29日、小泉首相、麻生外相、額賀防衛庁長官ほかが出席して、朝霞駐屯地で隊旗返還式が行われた¹⁸⁶。

9月9日にはイラク後送業務隊が帰国し、全ての陸自派遣部隊の帰国が完了した¹⁸⁷。

（6）第11次群派遣準備訓練の終了

3月1日に陸幕長から北部方面隊に対し第11次群の派遣に向けた準備指示が出されたことを受けて¹⁸⁸、第7師団を中心として準備訓練が行なわれていた。第7師団は陸自で唯一の機甲師団として戦車連隊を主体とした編成となっているが、同師団で唯一の普通科連隊である第11普通科連隊長が群長予定者として訓練に当たっていた。6月中旬からは、演習場に設営された模擬宿営地において、交通事故発生時や宿営地のゲートに銃も手にしたデモが押しかけた場合の対応等の訓練が行なわれていた¹⁸⁹。

撤収決定が発表された6月20日は、派遣前の最後の想定訓練として、3日間の師団総合訓練の二日目が行なわれていた。派遣されるのかされないのか、気持ちが不安定になりがちな状況でも、要員ははっきりと「行く」という前提で現実的に訓練を行い、練度も日々向上していたという。6月20日は午後にも訓練の予定があったものの、13時20分に小泉首相の記者会見が終了し、13時30分には、訓練の想定を終了、11次群訓練の中止が伝達された¹⁹⁰。訓練に向けた準備作業の開始から約8か月ほどが経過しており、派遣継続であれば出国は約1か月後という時期だった¹⁹¹。

準備に当たった第11普通科連隊長は、派遣の継続を望むかとの問に対し、準備したから出たい気持ちはある一方で、隊員の家族のことを考えれば出たくない気持ちもあるが、プロである以上、政治が決めれば淡々と行くのが重要、と答えていた¹⁹²。

5 空自の活動

空自派遣輸空隊は、引き続き4ヶ月毎に要員交代し、2005年12月の基本計画の延長をほさみ、第8期要員が運航開始3年目の活動を行っていた。その後、2006年3月以降の第9期要員の派遣期間中に陸自の撤収が決定され、その撤収のための空輸を行なうとともに、バグダッド、エルビルへの運航拡大に向けた対応が図られていく。

離陸－巡航－着陸というフライトのサイクルから言えば、イラク南部での陸自部隊の支援と、米軍・国連等の支援で相違は無いものの、人道復興支援と公式には説明されている派遣の意義と、地上の治安状況がより厳しい地域の上空を運航しながら、支援対象であるイラク人の顔が見えないというジレンマに、空自部隊は直面することとなる。

(1) 第8期要員

(部隊の展開)

第8期要員は、11月7日に副司令以下前段要員約85人が政府専用機で、交代となるC-130H輸送機2機とパイロットなど15人は同10日に、それぞれ小牧基地を出発した¹⁹³。また、後段要員は、基本計画の延長後、12月19日に隊司令以下約100人が政府専用機で小牧基地から出発した¹⁹⁴。

(任務運航の状況)

基本計画の延長により、活動3年目に入った2005年12月からの4ヶ月間、運航実績は毎月10回から18回行なわれていた。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成17年12月～18年3月）

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	陸自関連	空自等関連
		人員(人)	物資(t)						
17.12	16	人員(人)	806	716	0	29	26	27	8
		物資(t)	19.621	0.097	0/000		0/646	18.878	0.000
18.1	10	人員(人)	484	167	27	38	26	200	26
		物資(t)	17.819	0.000	0.000		0.281	17.538	0.000
18.2	18	人員(人)	1222	60	3	22	26	1075	36
		物資(t)	2.469	0.000	0.000		0.203	2.266	0.000
18.3	15	人員(人)	343	101	0	22	26	147	47
		物資(t)	53.545	0.011	0.000		0.000	53.534	0.000

注1 「文民等」は、各国軍の文官、契約職員、委託業者等。

注2 「外務省等関係」は、在イラク日本大使館等の外務省に係る人員(民間団体からの人道復興関連などの人員及び物資を含む)。

注3 「陸自関連」は、派遣陸上自衛隊部隊に係る人員及び物資。

注4 「空自等関連」は、派遣航空自衛隊部隊に係る人員及び物資(防衛省等の職員を含む)。

注5 「物資」の内訳は、国連関連は、事務機器、医療機器、車両、車両部品、通信機材等。米軍・他国軍関連は、車両、車両部品、航空機部品、通信器材、テント等。外務省等関連は、事務機器、医療機器、テント、毛布、食料、文房具等。

出典 「参考5：航空自衛隊部隊の任務運航実績（月別）」「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」(平成21年7月)< http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/kokaihoudou.pdf>。なお、本章において以下同種の表については、注及び出展は同じ。

（その他の部隊の状況）

第8期から活動も3年目に入り、C-130H輸送機を運用する小牧基地の第1輸送航空隊からの要員を中心に、派遣3回目の隊員が6人いた。飛行隊長は1回目は機長、2回目は総括班長として派遣され、8期が3回目だった。整備隊の空曹長は、クウェートでの生活には慣れたが飛行任務は相変わらず厳しい環境にあると述べていた¹⁹⁵。

2004年12月4日には、額賀防衛庁長官が視察に訪れた¹⁹⁶。また、2005年1月17日には、クウェートのジャビル首長の弔問のため特派大使として同国を訪れた麻生外相による輸空隊の視察が行われた。防衛庁長官以外の大臣の視察は、2004年1月、先遣隊を視察した小池百合子環境大臣(当時)に続き2人目だった¹⁹⁷。

第8期前段要員が派遣された11月はクウェートでは乾季の終わりに当たり、基地周辺の景色も砂色一色という趣だったが、11月中には雨が降り始め、次第に周囲の景色が色づき始め、砂漠の景色も緑豊かになり、また野原一面に黄色の花が咲き、1年のうちで最も美しい時季となっていた。7月頃には屋外では50度を超える高温にもなっていた一方、この時期は朝方に0度近くまで冷え込むこともあり、日本国内で想像する中東のイメージとは違った生活、勤務環境となっていた¹⁹⁸。もっとも、降雨が多くなると雨が砂にしみこまらずに水溜りをつくったり、砂の特性から粘土状になってしまい、靴底にこびりついて取れにくくなるなど、別の意味での苦労があった¹⁹⁹。

隊舎や庁舎の維持補修は、輸空隊の施設小隊が担当していたが、輸空隊司令部装備部の施設班長を兼務していた第8期要員の施設小隊長は、京都府丹後半島に所在する経ヶ岬分屯基地に所在するレーダーサイトから派遣されていた。建物等の維持補修業務は、施設小隊員だけでなく、インド、パキスタン、エジプト、シリア、イラン、バングラデシュなどからクウェートに出稼ぎに来ていたTCN(Third Country Nationals)に作業を依頼し、指示監督する形でも行われており、とかく日本人の感覚に基づいた「きっちりとした仕事」とTCNたちの仕事ぶりとの間に種々の「エピソード」も生じていた²⁰⁰。

小牧基地所属の第1輸送航空隊、特にC-130H輸送機を装備する第401飛行隊のパイロットは、すでに複数回派遣される者も多かったが、航空隊本部等での勤務についていた関係から、第8期要員としての派遣が初めてというパイロットもいた。派遣要員の交代時期に合わせて行われるC-130H輸送機の入れ替えの運航のため、以前にクウェートの基地を訪れたことはあったが、それでも4ヶ月間という国外での勤務に対して、派遣前には種々不安が募ったという²⁰¹。

一方、第8期要員の整備隊で部品の補給統制を担当した隊員は、人間基地に所在し通信電子器材の調達、保管、補給、整備を担当する第3補給処から派遣されていた。同じ空自の補給業務といっても、全国の部隊で必要となる部品などを調達し、必要とする部隊に補給する補給処での業務と、C-130H輸送機の運航に直接関係する整備を行うために必要な各整備員とのやり取りや部品を補給する補給小隊との調整等では、その要領も異なる上に、要員入れ替えの僅かな日数の中で前任者から業務を引き継ぐ必要があったので、上官や同僚隊員との連携が重要かつ不可欠だったという²⁰²。

第8期要員の通信小隊長は、日本本土の警戒管制業務を行う自動警戒管制システム(JADGE)や各種通信網等の維持整備を担当する警戒通信隊のうち、三沢基地所在の部隊から派

遣されていた。通信小隊の業務には、日本とクウェート間の通信回線の維持、C-130H輸送機の運航に必要な対空無線機をはじめとする各種通信器材のメンテナンスの他に、衛星装置の移設、発動発電機の給電力アップ、通信ケーブルなどを収容する管路の調査、派遣輸空隊が使用する米軍器材の保守、クウェート軍との連絡手段の改善、業務用パソコンに関してサーバーやネットワークの維持、管理からPC単体の修理など、様々な内容のものが含まれていた。これらの業務を輸空隊は派遣された自衛官自らが行っており、また不具合が生じても数日間かけて障害復旧を試みるのに対し、米軍は民間人技術者を多用し、器材の不具合を確認すると、即座に部品交換を行うなど、業務要領の違いが感じられたという。また米軍やクウェート軍との関係について、特にクウェート軍に対しては、日本の感覚と比べて時間や約束に対してルーズであるとか、仕事が丁寧でないなどと評価しがちであるが、日頃からの接触、付き合いがない中で、自衛隊が困ったときだけ急に頼んでも、そのような対応となることはやむを得ないとも考えられた。そこで、特段の用事のないときでも調整先に出向き、クウェート流に「チャイ」を飲むような関係が築けると、各種の調整業務が驚くほど円滑に進むようになったという²⁰³。

(2) 第9期要員

(部隊の展開)

第9期要員は3月8日以降、前段要員が派遣され、隊司令以下約100人の後段要員は4月17日、小牧基地から出国した²⁰⁴。

(任務運航の状況)

7月25日までにサマーワの陸自部隊の撤収が完了したことから、陸自関連の任務運航は7月で終了となり、2006年4月から7月末までの任務運航の状況は、次表の通りとなっていた。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成18年4月～7月）

年月	輸送回数	総空輸量		米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	陸自関連	空自等関連
		人員(人)	物資(t)						
18.4	14	人員(人)	442	258	4	12	26	132	10
		物資(t)	19.327	0.000	0.000		7.990	11.337	0.000
18.5	17	人員(人)	1171	85	2	3	26	1047	8
		物資(t)	5.549	0.000	0.000		0.000	5.549	0.000
18.6	15	人員(人)	815	703	0	56	26	26	4
		物資(t)	22.922	22.266	0.000		0.000	0.656	0.000
18.7	12	人員(人)	1025	382	0	28	27	586	2
		物資(t)	7.649	0.000	0.000		0.000	7.649	0.000

また4月19日には、2005年10月9日の運航200回から約6ヶ月で、運航300回を達成した²⁰⁵。

① 任務運航の拡大に向けた準備

国連空輸も含め、新たに運航先となるバグダッド空港については、非戦闘地域と説明されていたものの、多国籍軍輸送機が離着陸する前には、米軍の対戦車ヘリコプターにより地対空ミサイルの射程範囲の掃討が実施されていた。2005年1月30日²⁰⁶にはイギリス軍の

C-130輸送機が同空港近郊に墜落した事案があり、空幕では同年10月のスティラップ英軍参謀長の来日時²⁰⁷にも情報提供を求めていたが、このイギリス軍機の場合、脅威情報の不足から、危険地帯を低高度で飛行したため地对空砲撃を受け、右翼燃料タンクが爆発したのが原因とされていた²⁰⁸。そのため、空幕長からは、空自輸送機の安全確保に関しては、ミサイル警戒装置、フレアー、バブルウィンドー、コックピット周辺の防弾版等最大限の装備を施しており、バグダッドやエルビルなどへの運航拡大についても新たな安全対策の必要性や新たな状況はない、との認識が示されていた²⁰⁹。

6月20日に陸自撤収と空自の運航拡大の決定に伴い、実施要項も変更され、バグダッド飛行場などへの米軍や国連の人員・物資輸送に必要な調整等を行うため、新たに空自の実施区域としてバグダッドの多国籍軍司令部施設が加えられた。その上で、輸空隊を改編して人員を増やし、多国籍軍司令部施設にバグダッド連絡班を置いて、陸自が使用していた施設を利用して情報収集や連絡調整などに当たることとなった²¹⁰。

7月5日には統合幕僚監部のバグダッド連絡班に所属する隊員5人の見送り式が行われ、当日、日本を出発し、クウェートを經由、米軍のC-130輸送機でバグダッド入りした。連絡班は統幕運用部や情報本部の陸・空の隊員で編成され、派遣期間は4カ月間。バグダッドの米軍基地内にある多国籍軍司令部での勤務が予定された²¹¹。

任務運航の拡大に際して、輸空隊の隊員には、それまで陸自の活動を通じてイラク国民の復興を支援できると感じてきたのに対し、実質的に多国籍軍の後方支援となる新しい任務は全く違う活動と受け取られ、何のためにバグダッドまで飛行する危険を冒すのかと、動揺が広がったため、2006年8月に就任した織田航空支援集団司令官が現地に出向き、日本防衛のためにも、日米同盟を紙切れにしないよう、イラクの空で共に汗をかくことによる連帯感が必要と、活動の意義を示し、隊員の納得を得るよう努められていた²¹²。

② 任務運航の判断基準

第9期要員では、日本での任務運航拡大についての検討とあわせ、現地の部隊としても拡大後の運航先への飛行の可否について検討されていた。その際も、飛行自体が可能かどうかという判断と、「1発も撃たれない」という安全確保の判断がポイントになっていた。空輸計画部が作成する運航計画に沿って、飛行の可否を判断するのは通常、機長、飛行隊長、最終的には派遣輸空隊司令となっていたが、飛行するとの判断は飛行隊長以下に任せられる一方、飛行を取り止める場合は、基本的には飛行隊長の意向を酌んで、隊司令の判断となっていた。運航の可否の判断は斉一に行う必要があったので、隊司令から、クウェートで米軍の運航が停止した場合と米軍から危険情報が発行された場合には運航を停止するよう、事前に示されており、その上で、運航取り止めの判断については、派遣輸空隊司令から航空支援集団司令官へ、適宜、報告されていた²¹³。

（その他の部隊の状況）

第9期要員の警備担当者の中には、茨城県百里基地に所属するF-15戦闘機の部隊で航空機整備を担当する3曹も含まれていた。この3曹は、中学校を卒業後、4年間の教育を経て3曹になる自衛隊生徒課程の出身で、輸空隊への派遣時は21歳だった。春から夏にかけての派遣では、到着時にはまだ黄色い花が咲き、草も青々とした景色だったものが、乾季に入

ると砂と石ばかりの風景に変わり、砂嵐になると熱風とともに砂の粒子が舞い、視界が利かなくなるだけでなく、体中の穴から砂が体内に入り込むような感覚にもなったが、警備要員として、そのような気象状況の下でも立哨する必要があった²¹⁴。

衛生隊には、航空医学や心理学に関する調査研究や実用実験等を行っている航空医学実験隊で、酸素が薄くなった状態での判断能力のチェックなどを行う航空生理訓練等を担当する部署から、空曹が派遣されていた。派遣人員200人の輸空隊では、それぞれの業務を行うのに必要最低限の人員しかおらず、病気や怪我を含め、体調を崩す隊員が出ると直ちに任務に影響が出るので、事前の健康管理が重要だったという。また実任務である以上は結果が大事であり、どれだけ残業しても、またどれだけ事前に準備を行っても、結果が出なければ失敗となるので、どんなに些細な作業でも、ミスはないかと自ら平素とは異なった視点からチェックを心がけ、効率よく業務を行うことが重要だったという²¹⁵。

第1期後段要員として派遣当初の活動を経験したC-130H輸送機のパイロットは、2年ぶりとなる派遣で、その間の生活環境の充実が、夏季の酷暑ともいえる厳しい気象条件の下での勤務を支えたという。勤務期間が4ヶ月となり当初に比べて1ヶ月延びたが、隊内に食堂が出来、日本食が食べられたことが生活の大きな支えになっていた。第1期派遣時にはクウェート料理が主体で、3ヶ月の勤務とはいえ、帰国間近には飽きを感じていたという。また、第1期ではインターネットやメールをするにも、ネットワークへの接続は全体で1ないし2回線しかなかった電話回線経由で行われていたので、その順番待ちが大変だったが、第9期になると、各居室にネットワーク回線が引かれ、器材を準備さえすればパソコンでテレビ電話も使えたので、2年間の間に結婚したことも有り、家族との連絡が取りやすくなって非常にありがたく感じたという。休日にはクウェート市内に外出することも可能だったが、娯楽や観光向けの場所も少なく、自然と基地内で運動などして過ごす時間が多くなっていった。ただし、日中は50度を越える気温となるので、日没後や米軍施設内で開催されるエクササイズ教室への参加などの機会が利用されていた。また米軍がソフトボール、ビーチバレーなどの大会を盛んに催し、ソフトボール大会には飛行隊として参加し、3位入賞の好成績を収めることが出来たという²¹⁶。

輸空隊の要員は自ら希望する場合もあるが、職種などに応じて打診を受ける場合もある。第9期の補給隊要員の中には、静岡県静岡基地にあるプロペラ機によるパイロット教育を行っている部隊の補給隊から参加した者がいた。奥さんが妊娠6ヶ月の時点で「クウェートにいけるか？」と上司から打診を受け、派遣時には生後2ヶ月になる子供を奥さん独りに託すことになるため、打診を受けるかどうか悩んだものの、奥さんが大丈夫と言ってくれたので、派遣への覚悟が決まったという。要員派遣は1ヶ月の間隔をあけた前段と後段で行われるが、この第9期要員の補給隊では、後段要員が到着し全員が揃ったことを記念するとともに、派遣期間中は暑さに負けないことを目標として、後段要員到着後の初めての休みに、周囲14キロあるアリ・アルサレム基地を、一日で最も過酷な日差しが射す正午に5時間かけて一周歩く、ウォーキングが行われるなど、前段要員と後段要員の一体感の醸成に工夫が凝らされていた²¹⁷。

隊舎、庁舎、食堂などの施設の空調機や給排水設備の維持は、施設隊の設備機械班が行っていたが、班員は、静岡県浜松基地に所在し、空自パイロットの証となるウイングマークを取得するT-4ジェット練習機の課程を担当している第1航空団の施設隊から派遣され

た空曹をはじめ4人となっており、TCNとの連携が不可欠だった。施設の設備の不具合は業務や生活に直接影響を及ぼすため、特に給水設備に関しては課業時間内外問わず直接補修が行われていた²¹⁸。

（3）第10期要員

（部隊の展開）

7月10日、第10期前段要員約90人が、運航拡大の決定後初の派遣として、小牧基地から民間チャーター機で出発した。また、交代となるC-130H輸送機とそのパイロットなども別途、同12日に出国した。出国に際して第10期隊副司令は、「陸自の安全な撤収に万全を期す」と述べる一方、輸送範囲の拡大については「安全な経路を選んで飛行するため、特段の危険はない」と話した²¹⁹。出国報告は最先任の井筒俊司1佐が行った²²⁰。

隊司令以下の後段要員約100人は、8月21日、チャーター機で小牧基地から出国した²²¹。

政府専用機が利用される場合も含め、派遣要員の大半はタイ経由で現地入りするが、C-130H輸送機の入れ替えについては、各地を経由し、通常4泊5日の行程で行われた。第10期要員の場合、C-130H輸送機の入れ替え機は7月12日に小牧基地を出発したものの、台風の接近に伴い沖縄で2日待機することになり、計7日間の行程となっていた。このような長時間の運航となるため、入替便には看護師・救急救命士の資格を持つ衛生隊員がクルーの健康管理のために同乗していた²²²。

（任務運航の拡大）

7月31日、任務運航拡大後、バグダッドまで初の任務運航として、多国籍軍の人員の空輸が行われる²²³。C-130H輸送機は同日午前9時、クウェートを離陸し、午前中にバグダッド空港に到着し、クウェート～バグダッド間の往復飛行時間は、荷物の積み下ろしなどを含め約4時間半だった。当初は同27日に国連職員と物資を運ぶ予定だったが、外務省と国連の間で便宜供与に関する文書の作成に手間取り調整が難航したため、多国籍軍の人員の輸送に切り替えられた²²⁴。

8月3日には麻生外務大臣が、バグダッドを訪問し、イラク首相との会談が行われた。イラク戦争の開戦後、日本の閣僚のバグダッド入りは初めてで、クウェートから航空自衛隊のC-130H輸送機でバグダッドまで往復し、滞在は約5時間だった。日程は、テロの標的になるのを避けるため、外相がイラクを離れるまで伏せられた²²⁵。

その後、8月29日に外務省と国連との間で、輸送支援の条件等を定めた書簡を交換がされ²²⁶、9月6日、バグダッド経由で国連イラク支援派遣団(UNAMI)現地事務所がある北部のエルビルまでの初空輸が、C-130H輸送機1機により行われた。エルビルまでの飛行の場合、クウェートのアリ・アルサレム空軍基地を朝出発し、バグダッド、アルビルの順に飛行し、現地時間午後4時頃までに同ルートを逆に通ってクウェートに戻った²²⁷。

（任務運航の状況）

陸自の撤収に伴い陸自関連の輸送が無くなり、国連輸送の開始により、任務運航の実績も次のように整理が変更された。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成18年8月～11月）

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	陸自関連	空自等関連
			人員(人)	物資(t)							
18.8	18		人員(人)	1153		1058	0	73	8	0	14
			物資(t)	0.586		0.586	0.000		0.000	0.000	0.000
18.9	17	4	人員(人)	918	163	587	5	111	2	0	60
			物資(t)	1.910	0.700	1.210	0.000		0.000	0.000	0.000
18.10	17	4	人員(人)	1.390	75	1205	0	77	4		29
			物資(t)	1.385	0.000	0.000	1.100		0.000		0.285
18.11	20	5	人員(人)	1700	271	1055	185	107	19		63
			物資(t)	10.357	0.100	0.000	9.000		0.000		1.257

注 「国連輸送」は「輸送回数」の内数。以下同様。

また10月30日には、4月19日の300回から約半年で任務運航400回が達成された²²⁸。

C-130H輸送機の実際の運航に当たる搭乗員は、機長、副操縦士(コパイロット)、航法士(ナビゲーター)、機関士(エンジニア)にロードマスターで構成される。コパイロットは機長の補佐に加え、管制機関との交信などを受け持っている。イラク領内への運航も、離陸→巡航→着陸という飛行の流れとしては国内と変わらないものの、潜在的な脅威に対する安全確保に注意しなければいけないところが大きな違いと認識されていた。そのため、運ぶ荷物の内容に応じて輸送機内部の仕様を変更したり、搭載物資の梱包や重量計算などを担当する空曹のロードマスターが、任務飛行中はバブル・ウィンドウからの監視なども行っていた²²⁹。

やはり任務運航の拡大に伴い、ニュースで流れるバグダッドの情勢などから、アリ・アルサレム基地でも任務便が無事に帰還するまで緊張した時間が増えたが、第10期要員の期間中は、幸いにも大きな問題は生じなかったという。また、イラク領内にむけた陸自関連輸送は7月で終了となったが、逆に日本に持ち戻る装備品などについての支援業務が引き続き行われていた。輸送機に搭載するための物品や荷物の梱包、組み付けなどの準備やその他の支援作業が、朝早くから夜遅くまで実施された²³⁰。

(その他の部隊の状況)

陸自の撤収、バグダッドとエルビルへの任務運航の拡大、任務運航400回の達成など、第10期要員の派遣期間中はメディア対応を要する案件が数多くあった。それらの広報は輸空隊司令部総務部広報班が担当したが、第10期要員の広報班長は、茨城県百里基地に所在し、RF-4偵察機を運用する偵察航空隊から派遣されていた。マスコミとの調整から始まり、空自派遣部隊の活動を記録し、それを部内外に広めるだけでなく、アリ・アルサレム基地内に所在する他国軍部隊の活動を取材するのも、広報班の重要な業務となっていた²³¹。

10月18日には、輸空隊第10期の衛生隊が、アリ・アルサレム空軍基地に駐在する米軍への迅速で適切な診療支援で第386遠征航空団司令から表彰された。これは同月12日夜、米軍衛生隊から腹痛を訴えている米軍人急患の血液検査を依頼され、衛生隊の医官が米軍医務室に急行し、専門の消化器外科の知識を活かして米軍医師の診療に協力した後、採血サンプルを持ち帰り、当直の空曹と共に約1時間で血液検査を実施し、結果を速やかに報告

したというもの。この迅速な連携プレーにより、患者は適切な処置が施され、早期に回復したという²³²。

衛生隊は、医師、歯科医師、薬剤師、心理幹部に看護師・救急救命士などが勤務し、派遣期間中は、夜間の当直対応も含め、隊員の健康管理に24時間態勢で当たっていた。派遣前に身体検査を受け、健康な隊員がクウェート入りしているものの、夏季には酷暑と砂嵐だったのが、11月には気温も下がって寒さを感じるなど、気候の変化も激しいため、体調を崩す隊員が少なからず生じていた。また自然環境が全く異なる異国の地であることから、極度の乾燥で肌が荒れ、雑菌の感染で点滴が必要になるような患者もあった²³³。衛生隊も少人数の編成だったので、一度患者が発生すると全員で対処することになり、また当直につく回数も自ずと多くなる一方、少人数ゆえにまとまりよく勤務することが出来たという。なお、多くの隊員に好評だった日本食も、逆に食べ過ぎにより体重が増えてしまう例も多く、その対策に苦勞することになったという²³⁴。

派遣されていた3機のC-130H輸送機のうち、少なくとも任務機と予備機の2機は稼働させなければいけないので、不具合が生じれば徹夜してでも整備をする必要があり、整備隊の要員は、その8割が小牧基地所属の1輸空隊から派遣されていた²³⁵が、第10期要員では、整備員としては初となる女性自衛官が、福岡県築上郡の築城基地に所在する、F-2戦闘機を装備する部隊から派遣されていた。派遣された空士長は、自ら積極的に希望して要員に選ばれ、約半年間の準備を経て、C-130H輸送機の救命装備品の整備員として輸空隊の整備隊に配属された。タイ経由でクウェートに到着した翌日には、いまだ6時間の時差ぼけも解消しきらない早朝から、運航に必要な整備隊としての早朝勤務につく必要があり、むしろ早期に「クウェートモード」に切り替えることが出来てよかったという。また限られた人数で業務を行っているため、水道管が破裂して断水になり、風呂や洗濯、トイレまで使えなくなるようなトラブルも、時折生じていた²³⁶。

また11月17日には在クウェート日本人会主催の海岸でのごみ拾いボランティアに参加するとともに²³⁷、年末12月21日には准曹会が多国籍軍の指揮官らを招いて餅つき大会が開催された。この後、田中10期隊司令から居合道の演武の披露があった²³⁸。

（4）運航拡大後の変化

通常、輸送機が一番重要な任務は自国の陸上部隊の支援と認識されているので、陸自部隊がサマーワに派遣されている間は、陸自部隊支援を優先しても特段問題にはならなかったが、自国の支援対象部隊がいなくなり、国連や多国籍軍全体にする輸送支援が可能な状態となると、独自の判断基準に基づく運航取りやめや稼働率の低下が、関係国による日本の活動に対する評価の悪化に繋がると懸念された。特に空輸の場合、運航実績が稼働率、輸送実績などの数字として明確に示され、他国の実績との比較も容易であり、タンパにある米中央軍司令部に定期的に報告されるため、運航実績の変化が国防総省なども含めて空自の活動、ひいては日本の対米貢献全体に対する評価に繋がる要素として認識されていた²³⁹。そのため、現場の隊員のやり取りや離着陸時の操縦技術ということの一つ一つまでが高いレベルにあるということを米側に認識してもらうことが、空自の活動全体に対する評価を高めるために重要と考えられていた²⁴⁰。

一方、活動継続に対する前提として、1発も撃たれないということが一つの判断基準と

なっており、多国籍軍全体の中で運航任務を調整・計画する空輸計画部と実際の飛行を担当する輸空隊の間で、脅威情報の評価に対する意見が異なる状況が生じていた。その際、空輸計画部は、場所、時間帯、高度などの要素から運航の脅威となりうる事象を分析し、運航に影響があるかどうかを評価し、その上で具体的に、運航する日時や経路等を前日までに計画し、当日朝に具体的な指令を出すことになっていた。その後、実際に航空機を飛行させるまでに、機体自体のコンディション、操縦者の健康状態、天候などを踏まえ、飛行自体の可否を輸空隊が判断することは通常行われていたが、運行計画の前提となる脅威見積りそのものについて分析や評価が異なることがあり、輸空隊と空輸計画部の間で認識の摺合せが必要となることがあった²⁴¹。

運航に対する脅威は、イラク国内の目的地の空港へ離着陸する際に、個人が携行できる携帯型の地対空ミサイルを撃たれることが主体で、地上に駐機中に攻撃を受けるリスクを回避することにも留意されていた。特に携帯SAMの危険を回避するためには、一番の対策は運航しないこと、次に運航したとしても撃たれるような区域は飛行しないこと、仮に撃たれたとしても回避する、最後に万が一攻撃された場合でも無事に帰投するという何段階かの対策が想定されるが、一番大切なのは、運航するかしないかの判断となっていた²⁴²。

そのため、運航拡大の前後を挟み、平成18年度(2006年4月から2007年3月)全体では196回の任務運航が行われた一方、任務運航の取り止めが10回発生していた。運航取り止めの具体的な日時は公表されていないが、2004年3月の任務運航開始以来、2006年3月末までに脅威情報に起因する運航取り止めは、2004(平成16)年度に1回発生しただけだったことに鑑みれば、バグダッドとエルビルまでの運航拡大による「脅威情報」の深刻化の影響といえることができる。

表：空自部隊の任務運航取り止めの状況（平成18年度）

		脅威情報に起因	天候不良に起因	その他
合計回数		23回	104回	24回
18年度	33	10	18	5

※その他は、航空機不具合、輸送所要の調整結果による運航取り止め

出典：「参考6 航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』（平成21年7月）。

（5）航空支援集団司令官の交代

2006年8月に航空集団司令官に着任した織田空将は、2003年3月から空幕防衛部長を務め、イラク派遣に向けた準備作業の取りまとめを経験していたが、イラクでのオペレーションを指揮する立場から見て、イラクでの空自の活動は、汗は流すが血は流さない、また一つの不祥事も許されない、完全試合を求められていると認識された²⁴³。

また、任務運航拡大の前後で、空自の任務態様が変化すると評価された。つまり前半は陸自派遣部隊に対する支援を主たる活動としており、空自の派遣隊員も、陸自の活動を通じてイラクに対する人道復興支援の意義を感じることができたが、7月以降は多国籍軍や国連に対する空輸支援となったため、イラク人と接することもなく、空港で物資の搭載、

卸下等の業務を支援してくれるのは米軍人だけとなり、空輸物資も明らかに人道復興支援をイメージできる医薬品、毛布、テント等が数少なくなり、空自の派遣隊員が人道復興支援としての活動の意義を自覚することが、自ずと難しくなっていた。また、バグダッドやエルビルの治安が悪く、拡大前に比べて運航の危険の度合いも増していた。さらに、実際に運航に携わる搭乗員は複数回の派遣が常態化しており、活動の出口も見えにくくなり、それら飛行クルーの心理的葛藤が深くなっていた²⁴⁴。

そのため、派遣隊員に対しては、任務の目的は、引き続き間接的にはイラク人道復興支援ではあるが、直接的には米軍支援を通じた日米同盟の緊密化が主目的であるとし、イラク派遣活動を通じて同盟国である米軍を支援することにより日米同盟の一層の緊密化が図られ、結果的に祖国防衛につながるのであり、「メソポタミヤの上空を飛ぶことによって日本を守る」のが責務であると整理し、指揮統率することとされた。このような整理は、派遣隊員の活動実態とマッチし、飛行要員の大半を占める冷戦期入隊のベテラン隊員の心情も安定することができたという²⁴⁵。ただ、防衛庁長官が訓示などで示していた、イラクの復興を支援すること、国連加盟国としての責務を務めること、中東の安定が日本の国益であること、中東の石油資源に依存する日本にとってイラクの安定が重要なこと、そして日米同盟の観点からの支援という、いわば政治的な大義と完全に同一でないことが理想的なことではないとも自覚されており、指揮官としては、政治の世界での言葉がそのまま隊員達の士気向上に役立つようにしてもらいたいという思いがあった²⁴⁶。2006年7月、陸自部隊の撤収を祝う官邸の宴席の場では、織田司令官から安倍官房副長官に対して、リスクの高いバグダッド空港への空輸が始まり、空自の任務運航が続いていることを忘れないでほしいと、直接訴えかける場面もあった²⁴⁷。

一方、米軍との関係は、部隊派遣当初の2003年末と比べると格段に良好になっていたと感じられていた。すでに3度目の訪問で、運用部門だけでなく情報部門からブリーフィングを受けられるまで良好な関係となっていたが、2006年夏、米空軍の作戦司令部を4回目に訪問した際には、情報部門でのブリーフィングの際にこちらから求めると、同年6月上旬に行われた、ザルカウィ容疑者に対する空爆時の状況についても説明してくれたという。織田司令官は、「同盟は紙ではない、連帯感だ」ということを、この4回の訪問で痛切に感じたという²⁴⁸。

6 小括

2006年夏に陸自がサマーワから撤収し、空自の運航拡大が図られることにより、自衛隊によるイラクでの活動は、大きな変化を迎えることとなった。

（1）陸自の撤収と空自の運航拡大の過程

2005年12月の基本計画の延長の時点で、小泉首相の意向から、2006年9月までに陸自部隊をサマーワから撤収させる方針は定まっていた。

2006年1月にはラムズフェルド米国防長官から陸自部隊撤収後に文民との共同で活動するPRTへの参加が求められるなど、サマーワからの撤収後もイラクで何らかの活動の継続が米側から求められていた一方、イギリスからはアフガニスタンへの対応を重視し、イラ

ク南部から段階的に兵力を削減し、その一環としてイラク政治プロセスの進展に合わせて、治安権限委譲後の地域から撤収する方針が伝えられており、2005年10月から始められた米英豪との外務・防衛当局の担当者間で、ムサンナー県における治安権限の委譲時期をひとつの目安として、撤収に向けての調整が進められた。

サマーワからの撤収に係わるもう一方の考慮要素は、安全確保のために施設の耐弾化などが進められた宿営地の撤去と現地に持ち込んだ装備品等の後送に要する時間と、その間、相対的に脆弱となる警備体制による安全確保に対する懸念だった。そのため、最適の撤収時期を選ぶため、宿営地は更地に戻さずイラク当局に引き渡されることになり、持ち帰る物資も車両や装備品等に限定して物量を減らし、当初3ヶ月は要すると見込まれた撤収期間も2006年春には1ヶ月半程度まで短縮され、同年6月のムサンナー県の治安権限委譲に際して陸自撤収が決定され、同時に空自派遣輸空隊の運航地域をバグダッドと北部エルビルまで拡大して米軍や国連等の活動の支援を継続し、イラクへの部隊派遣は維持されることになった。

2005年9月の衆議院選挙で自民党が大勝し、2005年10月のテロ対策特措法の期間延長審議も1ヶ月で終わり、民主党は引き続き自衛隊のイラク派遣に反対していたが、陸自の撤収と空自の運航拡大には大きな影響は与えていなかった。またアメリカから形を変えた活動継続が求められる中、サマーワでの安全確保の懸念もあって陸自の撤収が決められ、米側から要請のあったPRTではなく、空自の運航拡大によってイラクへの関与の継続が選ばれていた。

（2）陸自の活動

（活動主体について）

2005年11月から派遣が開始された8次群は、同年12月の基本計画延長をはさみ派遣3年目に入るようになった。5次群からの流れに沿って、派遣元の師団が準備を進める中で、陸幕に勤務し、イラク・プロジェクトに参加していた班長クラスが指揮官予定者として連隊長に着任するという人事が定着していた。

準備訓練の内容も、先行して派遣された復興支援群の計画等が「引継ぎ」として参照されると共に、現地での活動内容等も逐次反映され、効率的な準備が可能となっていた。一方、派遣される部隊の人員構成が異なり、また先行した部隊が活動した時点での情勢と準備を経て派遣される将来の情勢に変化が見込まれるなど、訓練はあくまで活動が実施される時点での状況を見通して行なうべきことが、重要視されていた。

派遣部隊の具体的な人選などについては、師団長の意向が大きく作用していたが、東部方面隊から派遣された9次群と10次群については、他の方面隊とは異なり、警備要員を師団・旅団の普通科連隊からではなく第一空挺団から差し出されることになった。大規模震災への対応を含めた各種国内任務とのバランスが考慮されたとはいえ、そのような判断は方面総監によって行なわれており、復興支援群の派遣準備に対する方面隊の関与の一例といえることができる。

表：2006年の陸自部隊交代の概要

	業支隊 4次	7次群	8次群	業支隊 5次	9次群	10次群
2005年 7月	7/19 指揮転移					
8月		8/19 指揮転移				
9月						
10月						
11月		⇒	11/12 指揮転移			
12月						
2006年 1月	⇒			1/23 指揮転移		
2月			⇒		2/19 指揮転移	
3月						
4月						
5月					⇒	5/27 指揮転移
6月						
7月				7/25帰国		7/25帰国

出典：筆者作成。

業支隊要員のうち特に隊長候補者については、3次要員、4次要員、5次要員と、研究本部に異動してイラクの活動の教訓収集業務を担当すると同時に隊長候補の予備要員に指定され、派遣前の3ヶ月ほど、陸幕で勤務してサマーワの現地とのやり取りを直接体験するという人事が続き、2005年秋以降は、陸幕側で撤収に関する全般的な計画検討を行ったうえで、5次要員として現地に派遣され、実際に撤収を行ってきた。このような人事ローテーションにより、業支隊の基幹要員に対する派遣準備となるだけでなく、派遣部隊に関わる調整の経緯も担保でき、サマーワの部隊と陸幕との間の連絡調整を円滑に行うことに寄与していた。

当初、2005年末での撤収決定も見込まれたところ、復興支援群は8次群に次いで9次群の派遣が予定され、撤収活動の状況について、警備要員の追加も含めた撤収支援部隊の派遣も検討されたが、撤収の決定時期が遅くなるにつれ、10次群の派遣と装備品等の輸送支援を主体とする撤収支援隊の派遣が具体化された。また、業支隊は、当初は4次要員の派遣期間延長による対応が想定されたが、6ヶ月を超える長期の派遣となるので、5次要員の派遣が行なわれることになった。

（復興支援活動と撤収に向けた準備について）

2005年末での撤収決定にも対応できるよう、7次群の時点で新規案件の着工が抑制され、事業量は一時減少したものの、8次群において再び一定の事業数が維持されるよう、逐次新規案件も着工されていった。

しかし9次群派遣時には、大きな方向としては撤収に向かっているため、事業量は撤収に支障がない規模にまで抑制する必要がある一方、安全確保のために一定量の事業規模を維持することが必要とされるという、正反対の要求を満たす必要があり、活動量やその実施態勢のバランスに一番腐心された。しかし、考え方としては安全確保が重視され、事業の質が若干低下しても安全の確保のほうが優先された。また、宿营地内では活動に不要な物資の仕分けが行なわれ、逐次後送され始めると共に、当面の復興支援活動に必要な資器材でも撤収用のコンテナに格納しつつ、必要の都度取り出して使用するという工夫がされた。

10次群はその派遣中に撤収となることを見込まれており、撤収自体に関する業務量の増加が予想されたので、復興支援の事業量は減らさざるを得ない状況だった。そのため事業実施による経済的裨益の直接的な効果よりも、陸自部隊の安全な撤収の実現こそが、火力発電所の建設に見られるような大規模事業が引き続きサマーワやムサンナー県にもたらされる重要な鍵となる、とのメッセージの発信に意が用いられ、プロジェクトの完成式典などのイベントが重視された。また、撤収時までには竣工しない事業は、適宜、関連のODA事業として継続され、陸自が直接雇用していた役務要員に対する雇用証明の発行や宿営用地への「謝金」の支払いなど、円滑な撤収を可能とするような様々な方策が配慮されていた。

このように、派遣前や派遣1年目には犠牲者が出ることを予期しつつ行なわれた陸自の活動も、撤収が見込まれる時期にいたると、むしろ先に派遣された各部隊の隊員が努力して積上げた「犠牲者ゼロ」という成果、蓄積を、自分たちの派遣時に崩したくない、崩せないという別の意味での重みにもなっており、特に派遣延長後の9次群、10次群は安全な撤収が主たる目的となっていた。

（安全確保に向けた諸措置）

2004年6月に車両が爆発物の被害を受けて以降、宿营地外での活動は十分な装甲が施された車両のみで行なわれたため、台数や乗車人数に応じて宿营地外で活動する人員数は限定され、陸自は安全のために宿营地内に引きこもるとも評されるようになっていたが、安全確保のためにはむしろサドル派が多数を占める地域でも、象徴的なものではあれ、復興支援事業を行なうことにより、自衛隊に対する安全の輪を広げる努力もなされていた。サマーワ北西のルメイサで行なわれていた改修事業もそのような案件の一例で、サドル派事務所隣接した養護施設が対象となっていた。当初サドル派側にも事業の趣旨等を伝えて着工されたが、その後のサドル派内での勢力争いなどの影響から、2005年12月、基本計画の延長に向け防衛庁長官の現地視察が行なわれた翌日に実施された竣工式典は、サドル派と見られるデモ隊に囲まれることになった。現場は銃を持った者が遠巻きにするなど、状況によっては武器の使用も想定された厳しい状況に至ったが、派遣前の各種警備訓練の成果により、陸自の警備要員は冷静に対処することが出来ていた。

また、2006年夏には3回目の夏を越える危険性が懸念され、引き続き宿营地に対する砲撃事案等も発生していたが、約127億規模の火力発電所の建設工事が2006年3月に着工するなど、ODA事業の実施による裨益もあり、むしろ撤収が近づくに連れて、日本や陸自の活動に対する感謝や好意的な雰囲気はサマーワの住民の中に広がっていった。10次群で式典が重視されて背景には、このような更なる日本からの投資に対する期待があった。

このように、撤収が想定される中で派遣された8次群以降については、復興支援活動に関する枠組みは円滑に機能するようになっており、イラク側との関係で懸念材料となっていたODAによる火力発電所の建設の具体化する一方で、より大規模な案件の事業は進められておらず、ムサンナー県に対する経済的裨益としてはひとつのピークにあったといえる。

また、2005年12月、2006年3月、そして撤収直前の7月にロケット弾等の発射事案が発生し、あるいはルメイサでの事案など、引き続き安全確保に留意する必要はあったものの、全体としては対自衛隊感情が好転して来ていた。

そして、派遣部隊の任務に対する認識も、公式には復興支援活動の実施であることに変わりはないものの、一人の犠牲者も出さずに撤収することが重要ということで、復興支援群も業務支援隊も一致していた。

加えて、派遣部隊と陸幕との連絡調整の経緯や連続性は業支隊の要員ローテーションの工夫などを通じて担保されていた。そのため、最終的な撤収スケジュールに関する調整等は、むしろ派遣部隊側の状況認識や考え方が説明され、陸幕・統幕側が納得する形で行なわれるなど、管理側と第一線の間で認識の齟齬が生じないよう工夫がされていた。

（3）空自の活動

（運航拡大の影響）

2005年12月の基本計画延長をはさみ、同年11月から第8期要員への要員交代が行なわれていた。既に1輸空所属隊員には複数回の派遣を経験する者が多く出ており、陸自支援を主体とするイラク南部への運航の場合でも、派遣部隊の士気を維持するため、勤務環境の整備等に意が用いられていた。また、運航も2005年12月から2006年12月まで、毎月10回から20回の間で行なわれ、2005年4月から2006年3月までの運航取りやめ理由にも脅威情報を理由とするものは挙がっていなかった。

しかし、2006年6月の陸自撤収決定を受け、国連や多国籍軍の要員・貨物の空輸が主体となり、7月末からはバグダッドへ、9月上旬からはバグダッドを経由して北部のエルビルまでの運航が開始された。この運航拡大は、単純に飛行時間だけでもバグダッドまで往復4時間半、エルビルまでだと7時間から8時間の運航となり、搭乗員に対する負担の増加となった。またバグダッド空港周辺は治安が安定しておらず、テロリストに対する掃討作戦なども行なわれており、MANPADSからの脅威は南部への運航に比べて格段に増したと感じられるようになった。実際2006年4月から2007年3月の間、196回の任務運航に対して脅威情報に起因する任務運航の取り止めが10回発生していた。これらが8月以降に発生したのか、具体的な日時は公表されていないが、イラク南部への飛行に限られていた2004年3月から2006年3月末までの25か月間に脅威情報に起因する運航取り止めが、2004年度に1回発生しただけだったので、バグダッドとエルビルまでの運航拡大による「脅威情報」の深刻化の影響とみることができよう。

また、それまでは空自の隊員も、陸自の活動支援を通じてイラク復興支援活動の意義を実感することが出来たが、運航拡大後は接する相手のほとんどが米軍人となり、輸送する物資も明確に人道支援向けと理解できる医薬品、毛布などが少なくなり、更に複数回派遣が常態化し終わりが見えない状況となっていたこともあって、活動の意義に対する搭乗員

等の心理的葛藤が深刻になっていた。2006年8月に就任した織田航空支援集団司令官は、派遣開始の段階で空幕防衛部長として準備に当たっていたことも有り、この運航拡大後の空輸活動の意義を、日米同盟を強化し、間接的ながら日本の防衛につなげるものと整理し、派遣隊員に示すことによって、その後の部隊指揮に当たっていった。

それでも、日々の運航に際して、危険情報の分析、評価について空輸計画部と派遣輸空隊の間で認識の摺りあわせが必要となることが生じていた。国内での通常の運航と同様に、フライトの最終的な判断は機長にゆだねられていたが、運航結果は定期的に米軍の作戦司令部で取りまとめられ、米本土の中央軍司令部に報告され、国防総省などにも評判として伝わるのが懸念されていた。そのように広範囲に影響する判断となっていたので、運航予定をキャンセルする場合には、機長や飛行隊長の判断を尊重して、派遣輸空隊司令が決定した上で、航空支援集団司令部に判断の理由等を報告、説明することが行なわれていた。

（米軍との連携）

クウェートの空軍基地内では、整備に関する部品の融通なども含め、業務上の連携が図られていたほか、課業外の語学教室やスポーツ活動、あるいは各種レセプションなどの交流も積極的に図られていた。

また、周辺国に所在する作戦司令部においても、2年以上活動を継続してきたことにより、現場レベルでは良好な人間関係が構築され、高官視察時にはアルカイダのザル・カウイ容疑者に対する攻撃に関する情報ブリーフィングまで受けることが出来るようになっていた。その意味で「同盟は紙ではなく、連帯感だ」という言葉が実感されていた。

しかし、そのような関係もあくまで現場レベルの非公式なものであり、公式には空輸に必要な情報以上がリリースされない立場であることには変わりはない。

また、コアリションとは運航基準が異なる点も、自国地上部隊の支援を主任務とする間は空軍種の常識として許容された面があるものの、コアリションの他の参加国や国連の要員・物資の輸送が任務となると、その基準の差異や運航取り止めによる稼働率の低下などが課題となっていた。

このように運航拡大後の空自の活動については、まず何よりも地対空ミサイルの脅威の増加が懸念されることになった。それに対して安全確保に対する新たな方策は導入されず、より危険と感じられるようになった空輸任務で使用できるリソースは、相対的に少なくなっていた。

更に、基本計画で示されている活動の意義は引き続きイラクに対する人道復興支援活動で変わらない一方、日々の活動はコアリションの中で米軍や国連に対する支援となっており、公式の任務とその実状にギャップが生じていた。そして派遣輸空隊と空輸計画部の間で、日々接触する対象とのやり取りを通じて、安全確保と空輸支援のバランスに関する判断基準に相違が出てきていたといえよう。

そして運航計画を作成して実質的にはフライトを命じることになる立場と、実際にミサイルの脅威に直面する立場で、活動に取り組む動機や価値観にギャップが生じることになり、双方の上級機関にあたる航空支援集団司令部による調整が不可欠になっていったと見ることができる。

以上のように、イラクでの自衛隊の活動は2006年7月を境に、陸自派遣部隊による人道復興支援を主体とする活動とそれを支援する空自の活動という組み合わせから、その以降の空自による国連・米軍等の空輸支援を通じたイラク復興支援へと変化し、空自部隊は、安全確保に関する条件が厳しくなる中で、活動の継続が求められることになった。

イラクへの派遣を決定した小泉内閣は、運航拡大直後の2006年9月末に安倍内閣に交代し、空自のみとなったイラクでの活動について、2006年12月の基本計画の延長と2007年7月末のイラク人道復興支援特措法の期間延長が安倍首相の下で行なわれることになっていく。

次章では、派遣4年目以降の基本計画・法律レベルでの動向と、空自派遣部隊の活動状況について見ることにする。

- 1 柳澤協二『検証 官邸のイラク戦争』（岩波書店、2013年）120-122頁。
- 2 『日本経済新聞』、2005年12月7日、2面、2005年12月8日、夕刊1面。
- 3 『日本経済新聞』、2005年12月9日、1面。
- 4 『日本経済新聞』、2005年12月13日、2面。参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会（第163回国会閉会後）会議録第1号（平成17年12月12日）、13頁。
- 5 時事通信「イラク対応で連携確認＝額賀長官が英国防相と会談」2006/01/11/2230。『日本経済新聞』、2006年1月12日、2面。
- 6 『日本経済新聞』、2006年1月18日、夕刊2面。
- 7 時事通信「3月中旬の撤収開始を視野＝イラク陸自、米英豪と調整－政府」2006/02/02/2137
- 8 『日本経済新聞』、2006年2月2日、2面。
- 9 『朝雲』、平成18年2月23日、1面。
- 10 『日本経済新聞』、2006年2月25日、1面。『毎日新聞』、2006年2月24日、2面。
- 11 『日本経済新聞』、2006年3月18日、夕刊2面。
- 12 柳澤、前掲書、123頁。
- 13 時事通信「「夏場撤収、最適でない」＝イラク派遣、移動支障を懸念－陸幕長」2006/03/16/1649
- 14 『日本経済新聞』、2006年3月19日、2面。時事通信「イラク陸自撤収、下旬にも決断＝治安権限の委譲見極め－政府」2006/04/01/0619。
- 15 『日本経済新聞』、2006年4月3日、1面。『毎日新聞』、2006年4月3日、3面。
- 16 時事通信「イラク撤収、5月中に判断を＝神崎公明代表」2006/04/05/1815
- 17 『日本経済新聞』、2006年4月6日、夕刊2面。
- 18 『毎日新聞』、2006年4月16日、1面。
- 19 『毎日新聞』、2006年5月2日、夕刊1面。
- 20 『日本経済新聞』、2006年5月18日、2面。
- 21 『毎日新聞』、2006年5月18日、1面。
- 22 『毎日新聞』、2006年5月18日、2面。
- 23 『日本経済新聞』、2006年5月21日、1面。
- 24 『日本経済新聞』、2006年5月26日、夕刊2面。
- 25 『日本経済新聞』、2006年6月16日、夕刊1面、『毎日新聞』、2006年6月16日、夕刊1面。
- 26 『毎日新聞』、2006年6月17日、3面。
なお、6月中旬の時点でも、宿営地全体の移譲先としてイラク陸軍とムサンナ県のいずれにするか調整中と報じられていた(時事通信「撤収計画、現地陸自に打診＝権限移譲後30日で移動を－イラク南部英軍」2006/06/16/1839)。
- 27 『日本経済新聞』、2006年6月19日、夕刊2面。
- 28 『毎日新聞』、2006年6月20日、夕刊1面。
- 29 『日本経済新聞』、2006年6月20日、夕刊1面。
- 30 『朝日新聞』、2006年8月1日、夕刊1面。
- 31 時事通信「イラク派遣基本計画を変更＝「経験を今後の教訓に」－小泉首相」2006/08/03/1912
- 32 「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」（平成18年8月4日、閣議決定）< www.kantei.go.jp/jp/fukkosien_iraq_060804kettei>参照。
- 33 『日本経済新聞』、2006年8月4日、夕刊2面。
- 34 柳澤、前掲書、125頁。C-130輸送機の撃墜事案の概要については、『日本経済新聞』、2005年1月31日、夕刊2面。
- 35 柳澤、前掲書、125頁。
- 36 立花8次群長へのインタビュー。
- 37 産経新聞イラク取材班、前掲書、175頁。

-
- 38 立花8次群長へのインタビュー。
- 39 同上。なお、第43普通科連隊からは約100名が要員として派遣されたという。
- 40 同上。
- 41 同上。
- 42 産経新聞イラク取材班『イラク自衛隊の真実』（扶桑社、2006年）、175-176頁。
- 43 『日本経済新聞』、2005年10月4日、2面。
- 44 『朝雲』、平成17年10月6日、1面。
- 45 『朝雲』、平成17年10月13日、1面。
- 46 『防衛ホーム』、2005年12月1日号、2面。
- 47 『朝雲』、平成17年11月3日、1面。
- 48 『毎日新聞』、2005年11月7日、夕刊10面。
- 49 陸上自衛隊西部方面隊広報紙『鎮西』、平成17年11月30日、1面。
- 50 『朝雲』、平成17年12月22日、2面。平成18年1月19日、2面。平成18年2月15日、2面。
- 51 『朝雲』、平成18年3月2日、2面。
- 52 『朝雲』、平成17年10月20日、3面。
- 53 『朝雲』、平成18年1月5日、3面。
- 54 『朝雲』、平成17年12月15日、2面。
- 55 『朝雲』、平成18年1月12日、3面。
- 56 『朝雲』、平成18年1月5日、3面。
- 57 『朝雲』、平成18年1月26日、7面。
- 58 『朝雲』、平成18年1月5日、3面。
- 59 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)におけるサマーワ市民生局に対するゴミ処理機材の供与式について」(平成17年12月20日)<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/1220g.html>>。
- 60 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成17年12月1日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_1201c.html>。
- 61 外務省「報道発表 イラク・ムサンナー県青年スポーツ局に対する草の根文化無償資金協力について」(平成17年12月13日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/17/rls_1213a.html>。
- 62 外務省「国別地域別政策・情報 国別約束(年度別交換公文(E/N)データ)平成17年度草の根文化無償資金協力」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/k_bunka_m17.html>。
- 63 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成18年1月23日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0123a.html>。
- 64 『朝日新聞』、2006年8月9日、7面。
- 65 『日本経済新聞』、2005年12月5日、2面。
- 66 陸自関係者へのインタビュー。
- 67 立花8次群長へのインタビュー。
- 68 産経新聞イラク取材班、前掲書、166頁。
- 69 陸自関係者へのインタビュー。
- 70 『日本経済新聞』、2005年12月13日、夕刊2面。「参考3 陸上自衛隊サマーワ宿営地及びその周辺における事案」「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」(平成21年7月)<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/kokaihoudou.pdf>。
- 71 産経新聞イラク取材班、前掲書、245頁。
- 72 斎藤4次業支隊長へのインタビュー。
- 73 立花8次群長へのインタビュー。
- 74 『朝雲』、平成18年2月9日、2面。

- 75 『朝雲』、平成18年2月16日、2面。
- 76 『朝雲』、平成18年2月23日、1面、2面。
- 77 『朝雲』、平成18年2月16日、3面。
- 78 『朝雲』、平成18年2月23日、2面。
- 79 『朝雲』、平成18年3月2日、2面。
- 80 『鎮西』、平成18年3月31日、1面、9面。
- 81 陸上自衛隊東部方面隊広報誌『あづま』、平成18年2月25日、1面。
- 82 時事通信「陸幕長「多国籍軍の動向も変化」＝イラク支援第5次隊出国式」2006/01/06/1551。
- 83 「図表Ⅲ-3-1-5 陸自部隊のイラク人道復興支援活動の経緯」『日本の防衛』平成19年版、284頁。
- 84 小瀬5次業支隊長へのインタビュー。
- 85 同上。
- 86 『朝雲』、平成17年9月15日、1面。
- 87 産経新聞イラク取材班、前掲書、184頁、190-191頁。
- 88 小野寺9次群長へのインタビュー。
- 89 陸自関係者へのインタビュー。
- 90 『毎日新聞』、2005年9月9日、27面。
- 91 小野寺9次群長へのインタビュー。
- 92 同上。
- 93 『あづま』、平成17年12月25日、1面。
- 94 『防衛ハンドブック』平成25年版、802頁。
- 95 時事通信「東部方面隊に9次群編成命令＝首都圏部隊イラクへー防衛庁」2006年1月19日、1950。
- 96 『防衛ホーム』、2006年2月15日号、1面、4面。
- 97 『日本経済新聞』、2006年1月20日、2面、『毎日新聞』、2006年1月21日、26面。
- 98 『日本経済新聞』、2006年1月30日、38面。『朝雲』、平成18年2月2日、1面。
- 99 『朝雲』、平成18年2月9日、1面。
- 100 『朝雲』、平成18年2月23日、1面、2面。
- 101 小野寺9次群長へのインタビュー。
- 102 『朝雲』、平成18年3月2日、2面。
- 103 時事通信「陸自の小学校補修、10校に＝防衛庁長官視察の工事ーイラク」2006/03/01/0618
- 104 『朝雲』、平成18年5月18日、1面、3面、『防衛ホーム』、2006年6月1日号、1面。
- 105 『朝雲』、平成18年4月27日、1面。外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成18年4月18日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0418a.html>。
- 106 時事通信「サマーワで火力発電所着工式＝ODA127億円大型支援ー陸自撤収足掛かり期待」2006/03/28/2158。
- 107 『朝雲』、平成18年4月6日、1面。外務省「報道発表 イラクのサマーワにおける大型発電所建設計画の事業開始式および移動式変電設備の据付完工式の実施について」(平成18年3月28日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0328f.html>。
- 108 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)におけるムサンナー県国境警察に対する機材の供与式について」(平成18年5月8日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0508a.html>。
- 109 外務省「報道発表 イラクのサマーワにおけるゴミ・下水処理車両および道路修復機材の引渡式の実施について」(平成18年5月15日)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0515a.html>。
- 110 時事通信「撤収命令下れば「淡々と」＝陸自9次イラク群長が着任会見」2006/02/07/1752

- 111 小野寺9次群長へのインタビュー。産経新聞イラク取材班、前掲書、29頁。
- 113 産経新聞イラク取材班、前掲書、29-30頁。
- 114 時事通信「元友好協会長宅に手りゅう弾＝親日派狙い嫌がらせカーサマワ」2006/03/07/2107
- 115 『朝雲』、平成18年4月6日、1面。
- 116 『日本経済新聞』、2006年3月30日、夕刊2面。
- 117 産経新聞イラク取材班、前掲書、193頁。
- 118 同上、192-193頁。
- 119 出川展恒「自衛隊派遣をイラクで取材して」『国際安全保障』第36巻第1号（2008年6月）、136-137頁。
- 120 『朝雲』、平成18年5月18日、3面。『日本経済新聞』、2006年5月12日、夕刊2面。
- 121 『読売新聞』、2006年6月21日、2面。
- 122 『あづま』、平成18年6月25日、6面。
- 123 時事通信「治安情勢に応じ撤収支援隊＝英軍協力困難ならヘリ派遣－陸自イラク派遣・防衛庁」2006/01/16/0610
- 124 『毎日新聞』、2006年1月5日、夕刊1面。
- 125 『朝雲』、平成18年3月9日、1面。時事通信「従来と同じ編成で準備支持＝イラク派遣北部方面隊－陸幕長」2006/03/02/1644。
- 126 時事通信「北部方面隊に準備指示＝撤収遅れれば再投入も－陸自イラク派遣・防衛庁」2006/03/02/0857
- 127 山中10次群長へのインタビュー。
- 128 同上。
- 129 同上。
- 130 同上。
- 131 同上。
- 132 同上。
- 133 同上。
- 134 例えば、時事通信「支援隊3拠点に、米軍と調整＝陸自撤収計画、全容判明－イラク派遣」2006/02/19/1614など。
- 135 山中10次群長へのインタビュー。
- 136 時事通信「第10次群に派遣命令＝7月末までの撤収視野－陸自イラク派遣・防衛庁」2006/04/28/1249
- 137 時事通信「イラク第10次群、出国へ＝撤収見据え警備重視－群馬」2006/05/06 18:38。
- 138 時事通信「イラク第10次群に隊旗授与＝撤収見据え活動、特殊作戦群も派遣－群馬・相馬原」2006/05/06/1233
- 139 『あづま』、平成18年5月25日、6面。
- 140 『あづま』、平成18年6月25日、4面。
- 141 『毎日新聞』、2006年5月17日、27面。
- 142 山中10次群長へのインタビュー。
- 143 「陸上自衛隊 第10次復興支援群の活動」<http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa¥iraq/photo_a10.html>2014年6月1日アクセス。
- 144 『朝雲』、平成18年7月13日、1面。
- 145 『朝雲』、平成18年7月13日、1面。
- 146 時事通信「サマーワ火力発電所の起工式＝「日の丸」支援継続強調」2006/06/28/2032。『毎日新聞』、2006年6月29日、夕刊11面。『朝雲』、平成18年7月6日、3面。
- 147 外務省「報道資料 イラクのサマーワ大型発電所建設計画着工の実施について」（平成18年6月28日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0628a.html>。
- 148 外務省「報道資料 イラク・ムサンナー県青年スポーツ局に対する草の根文化無償資金協力について」（平成18年6月30日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0630c.html>。

- 149 『日本経済新聞』、2006年7月1日、夕刊12面。時事通信「「市民の支援に感謝」＝撤収前に陸自指揮官－サマーワ」2006/07/01/0607
- 150 外務省「報道発表 イラクのサマーワを含むムサンナー県における草の根・人間の安全保障無償資金協力(ブサイヤ井戸整備計画)の引き渡し式について」(平成18年5月18日) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0518e.html>。
- 151 外務省「報道発表 イラク(サマーワを含むムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力の実施について」(平成18年7月3日) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/rls_0703b.html>。
- 152 外務省「報道発表 イラク(ムサンナー県)における草の根・人間の安全保障無償資金協力について」(平成18年7月5日) <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/18/0705i.html>>。『朝雲』、平成18年7月13日、1面。
- 153 外務省「報道発表 国連ハビタットを通じた我が国のイラク(ムサンナー県)復興支援事業」(平成18年7月20日) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/rls_0720a.html>。
- 154 『朝日新聞』、2006年8月2日、4面。
- 155 時事通信「陸自車列近くで爆発＝隊員被害なし、任務打ち切り－復興支援に向かう途中」2006/05/31/2214
- 156 『朝雲』、平成18年6月8日、1面。
- 157 山中10次群長へのインタビュー。
- 158 同上。
- 159 『毎日新聞』、2000年6月20日、夕刊1面。
- 160 『日本経済新聞』、2006年6月20日、夕刊1面。
- 161 時事通信「バグダッドの輸送の準備に着手＝空自隊員派遣、基本計画変更へ－政府」2006/06/20/1959
- 162 山中10次群長へのインタビュー。
- 163 時事通信「陸自車両が横転、3人重軽傷＝道路くぼみで事故－イラク南部空港近く」2006/06/27/0028
- 164 時事通信「陸自隊員骨折者さらに2人＝2か所の病院に搬送－イラク車両横転事故」2006/06/27/1522
- 165 時事通信「サマーワで無人偵察ヘリ墜落＝警戒活動中、人的被害なし－統幕長」2006/06/29/1850
- 166 『あづま』、平成18年7月25日、2面、9面。
- 167 『朝雲』、平成18年6月29日、1面。
- 168 『日本経済新聞』、2006年6月27日、2面。
- 169 『日本経済新聞』、2006年6月26日、2面。
- 170 時事通信「厳戒の中、宿営地出発＝隊員、自動小銃でゲート警戒－サマーワ陸自車両搬出」2006/06/25/1723。時事通信「装備撤収開始、クウェート着＝サマーワから民間業者輸送一日の丸外し、警戒・陸自」2006/06/25/2130。
- 171 時事通信「撤収コンテナの3分の1搬出＝「毘沙門天」も帰国の途－サマーワ」2006/07/06/0603
- 172 『日本経済新聞』、2006年7月8日、1面。
- 173 時事通信「「爆弾街道」緊迫の4時間＝崩れた「笑顔のシナリオ」－迫っていたテロ・陸自撤収」2006/07/17/1956
- 174 時事通信「陸自宿営地イラク軍へ譲渡合意＝治安権限移譲、式典開催へ－サマーワ撤収大詰め」2006/07/13/0601
- 175 『日本経済新聞』、2006年7月14日、6面
- 176 『朝雲』、平成18年7月20日、3面。
- 177 時事通信「「爆弾街道」緊迫の4時間＝崩れた「笑顔のシナリオ」－迫っていたテロ・陸自撤収」2006/07/17/1956
- 178 2006年7月中旬の迫撃砲弾などによる攻撃については、公式には7月15日の1件のみとされているが、13日、14日から3日連続で攻撃を受けたとの記述もある。「参考3 陸

- 上自衛隊サマーワ宿営地及びその周辺における事案」「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」（平成21年7月）< http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/kokaihoudou.pdf>、産経新聞イラク取材班、前掲書23頁。
- 179 産経新聞イラク取材班、前掲書、22頁。
- 180 時事通信「宿営地イラク軍譲渡に抗議＝地権者、賃料と雇用補償要求－陸自撤収前混乱・サマーワ」2006/07/16/2136
- 181 産経新聞イラク取材班、前掲書、23-27頁。
- 182 時事通信「「爆弾街道」緊迫の4時間＝崩れた「笑顔のシナリオ」－迫っていたテロ・陸自撤収」2006/07/17/1956
- 183 『日本経済新聞』、2008年7月18日、1面
- 184 『朝雲』、平成18年7月20日、1面。
- 185 『朝雲』、平成18年7月27日、1面。
- 186 『日本経済新聞』、2006年7月29日、夕刊2面。『朝雲』、平成18年8月3日、1面。
- 187 『防衛ハンドブック』平成25年版、803頁。
- 188 『朝雲』、平成18年3月9日、1面。
- 189 『朝日新聞』、2006年7月21日、17面。
- 190 今井智仁「もうひとつのイラク復興支援群」『修親』修親刊行50年記念増刊号(平成20年11月)、439-441頁。
- 191 長尾幸司「方面総監部勤務のススメ」『修親』2009年11月、37頁。
- 192 『朝日新聞』、2006年7月21日、17面。
- 193 『朝雲』、平成17年11月17日、1面。
- 194 『朝雲』、平成17年12月22日、1面。
- 195 『朝雲』、平成18年1月5日、3面。
- 196 『防衛ホーム』、2005年12月15日号、1面。
- 197 『朝雲』、平成18年1月26日、1面。
- 198 『防衛ホーム』、2006年7月15日、8面。
- 199 『防衛ホーム』、2006年7月1日、8面。
- 200 『防衛ホーム』、2006年10月15日、8面。
- 201 『防衛ホーム』、2006年7月1日、8面。
- 202 『防衛ホーム』、2006年11月1日、2面。
- 203 『防衛ホーム』、2006年10月1日、8面。なお、警戒通信隊の業務内容については、航空自衛隊三沢基地「自衛官に逢いたい」9号(平成23年6月)< <http://www.mod.go.jp/asdf/misawa/aitai/pdf/09.pdf>>を参照。
- 204 『朝雲』、平成18年4月20日、1面。
- 205 『朝雲』、平成20年11月20日、3面
- 206 『日本経済新聞』、2005年1月31日、7面、2005年2月1日、8面
- 207 『防衛白書』平成18年版、256頁。
- 208 時事通信「空自、「戦地」への任務現実に＝離着陸前、米軍ヘリが掃討－英軍機墜落を徹底調査」2006/07/31/2117
- 209 『朝雲』、平成18年6月29日、1面。
- 210 『朝雲』、平成18年6月22日、1面。
- 211 時事通信「空自支援でバグダッド連絡班出発＝活動拡大で情報収集－防衛庁」2006/07/05/1633
- 212 『読売新聞』、2008年12月20日、1面。
- 213 空自関係者へのインタビュー。
- 214 『防衛ホーム』、2007年1月1日、8面。
- 215 『防衛ホーム』、2007年2月1日、2面。
- 216 『防衛ホーム』、2007年2月15日、2面。
- 217 『防衛ホーム』、2007年3月1日、8面。

-
- 218 『防衛ホーム』、2007年4月1日、8面。
- 219 時事通信「空自イラク交代要員が出発＝「陸自撤収に万全期す」－愛知」2006/07/10/1929
- 220 『朝雲』、平成18年7月13日、1面。
- 221 『朝雲』、平成18年8月21日、1面
- 222 『防衛ホーム』、2007年6月1日、8面。同乗した空曹長は、青森県三沢市に所在する北部航空方面隊司令部の医務官室勤務から派遣されていた。
- 223 『日本経済新聞』、2006年8月1日、2面
- 224 時事通信「バグダッドへ初任務飛行＝空自機が多国籍軍兵士ら輸送－危険地域へ活動拡大」2006/07/31/2029、『毎日新聞』、2006年7月27日、3面。
- 225 『日本経済新聞』、2006年8月4日、2面
- 226 『日本経済新聞』、2006年8月29日、夕刊2面。
- 227 時事通信「国連の要員・物資を初輸送＝バグダッド、アルビルへ－空自」2006/09/06/2347
- 228 『朝雲』、平成20年11月20日、3面
- 229 『防衛ホーム』、2007年8月1日、8面。
- 230 『防衛ホーム』、2007年4月15日、8面。
- 231 『防衛ホーム』、2007年5月15日、15面。
- 232 『朝雲』、平成18年11月09日、7面
- 233 『防衛ホーム』、2007年10月1日、8面。
- 234 『防衛ホーム』、2007年6月1日、8面。
- 235 『防衛ホーム』、2007年10月1日、8面。
- 236 『防衛ホーム』、2007年6月15日、8面。
- 237 『朝雲』、平成18年12月14日、7面
- 238 『朝雲』、平成19年1月4日、5面。
- 239 空自関係者へのインタビュー。
- 240 織田元航空支援集団司令官へのインタビュー。
- 241 空自関係者へのインタビュー。
- 242 空自関係者へのインタビュー。
- 243 『MAMOR』Vol.36(2010年2月)、11頁。
- 244 織田邦男「航空自衛隊の国際協力活動～現場から見たイラク派遣～」<http://www.mi-raikoso.org/forum/pdf/090_forum_orita.pdf>、2頁、6頁。
- 245 同上、6-7頁。
- 246 織田邦男「イラク派遣の回顧と展望」(平成21年4月15日)<<http://aiminghigh.web.fc2.com/25.pdf>>、14-15頁。
- 247 『毎日新聞』、2008年12月16日、12面。
- 248 織田、前掲注246論文、9頁。なおザルカウィ容疑者に対する攻撃については、例えば『日本経済新聞』、2006年6月9日、1面参照。

余 白

第5章 対応措置の終了（基本計画4～5年目：2007年～2008年）

2006年7月にサマーワから陸自部隊が撤収した後も空自による空輸支援活動が継続され、同年12月に活動期限を迎えた基本計画も、いったんイラク人道復興支援特措法の有効期限である2007年7月末まで延長されたが、同年8月以降の活動継続には、イラク人道復興支援特措法の有効期間延長のための法改正が必要となっていた。この法改正に際しては、イラクへの派遣継続の必要性という実質的な議論に加え、2007年10月が期限となっていたテロ対策特措法の再延長のための法改正時期などとの関係から、有効期間をどれだけ延長することも重要な論点となっていた。そこで毎年二つの特措法の期限延長の行うことは回避され、イラク人道復興支援特措法の延長幅は2年とされ、2007年6月、所要の法改正が行われ、基本計画も改めて2008年7月までの1年間、延長された。

一方、2007年7月29日に行われた参議院選挙の結果、参議院では与党の自民党と公明党の議席数を合計しても野党第一党の民主党の議席数に達しない状況となり、テロ対策特措法の有効期間の延長や同法に基づく自衛隊の派遣に対する国会承認を得ることは困難な状況となったため、活動内容を洋上における補給支援に特化した補給支援特措法案が同年秋の臨時国会に提出されたが、同年11月1日のテロ対策特措法の期限切れまでには成立せず、インド洋での給油支援活動は、補給支援特措法が成立する2008年1月までの間、一時中断される事態となった。

その後、イラクの復興状況や政治プロセスの進展とともに、安保理決議を根拠とした多国籍軍のイラク駐留の期限が2008年末とされ、それ以降の活動継続にはイラク政府との地位協定の締結に加え、2009年7月末以降の活動継続のためにイラク人道復興支援特措法の再延長が必要となるが、「ねじれ国会」のためそれも困難とみられたことから、2008年9月に空自の活動終了の方針が表明され、同年12月をもって、イラク人道復興支援特措法に基づく活動が終了することとなった。

1 イラク人道復興支援特措法の期限延長

(1) 基本計画の期間延長(2006年12月)

陸自撤収後の2006年8月には、イラク民主化の進展等に伴い現地での国連の活動が本格化、増加することが見込まれるため、運航拡大した空自の派遣期間を12月以降も延長するよう、基本計画を変更する考えが、防衛庁長官から示されていた¹。また、テロ対策特措法の期間延長についても、小泉政権下の8月下旬には2005年と同様に1年間延長の方針が決定されたと報じられるようになった²。

その後、9月20日の自民党総裁選挙で安倍官房長官が新総裁に選出され³、同26日には衆参両院の首相指名選挙により新たな総理大臣に選ばれ、安倍内閣が発足した⁴。

テロ対策特措法の1年延長法案は、10月6日、安倍内閣において閣議決定され、同日国会へ提出ののち⁵、同13日に衆議院本会議で趣旨説明と質疑が行われて審議入りしたが、与野党折衝で同20日までの衆議院通過が決まり、法案提出の時点で10月中の成立が見込まれるようになっていた⁶。実際、同改正法案は、同27日の参議院本会議で成立し、同31日には派遣期間を2007年5月1日まで半年間延長する基本計画の変更が閣議決定された⁷。

この時点でのインド洋での給油量はピーク時の10分の1程度にまで減っていたものの、海自の活動に対するアメリカからの評価も高いとされ、その活動継続が日米協調のシンボルとも看做されていた⁸。他方、10月30日には空自の派遣部隊によるイラクでの輸送活動が任務運航通算400回を達成するが⁹、内閣府の世論調査では、陸自の活動を評価するとの回答が71.5%であったのに対し、引き続き空自がイラクで活動継続中であることを知っていた割合が52.1%となっており、防衛庁としても広報活動の強化が必要とされるなど、イラクでの空自の活動に対する関心は低下していた¹⁰。

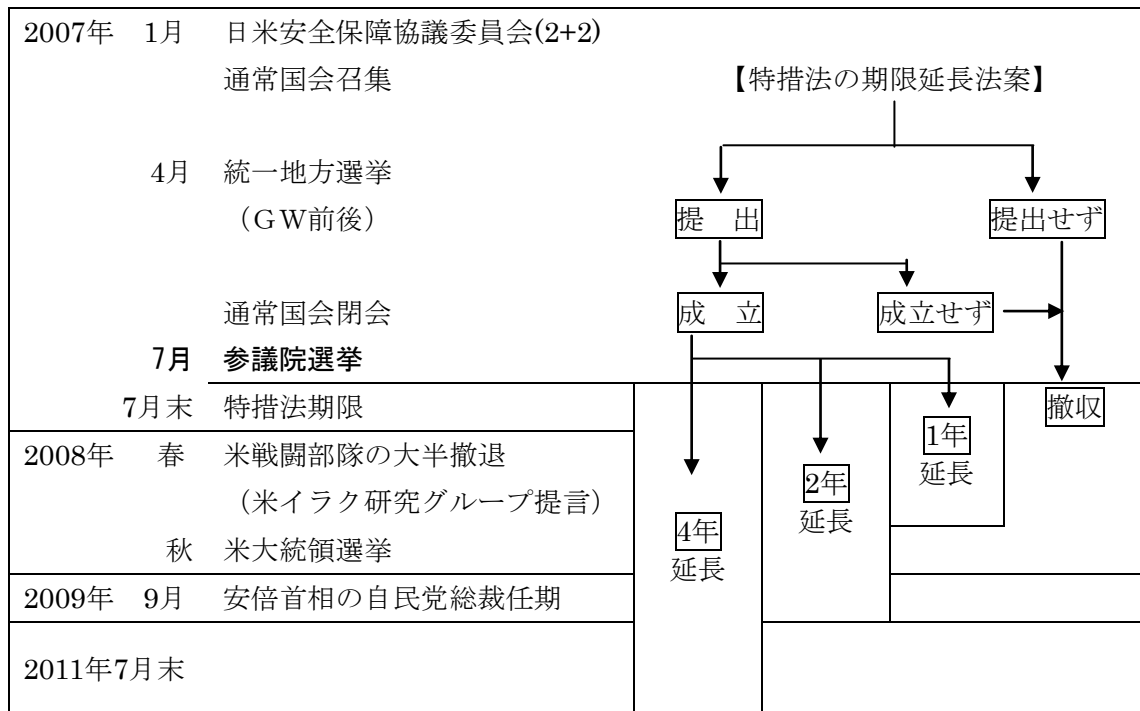
11月7日に投開票が行われたアメリカ中間選挙では、民主党が上下両院で過半数を獲得する結果となった。ブッシュ政権・共和党の敗因として、「政治とカネ」を巡るスキャンダルなどととも、対イラク政策が厳しく評価され、それに対する批判が大きかったとされており¹¹、同8日にはラムズフェルド国防長官が更迭された¹²。このような米中間選挙の結果に対し、安倍首相は、同8日、イラクに対する日本の支援に変更はない旨を述べて¹³、12月となっていた基本計画の期限をイラク人道復興支援特措法の有効期限である2007年7月末まで延長する意向が示されていた¹⁴。

また国連でも、アナン事務総長が、11月26日、イラクはほぼ内戦状態に陥っているとの認識を報道陣に示していたが、同28日には国連安全保障理事会が、イラクにおける多国籍軍の駐留期限を2007年12月末までの1年間延長する決議1723を全会一致で採択した。同決議案はアメリカ、イギリスに加え、日本も提案国に入っており、イラク側の要請があれば駐留期限を短縮できるとされていた¹⁵。この国連安保理決議1723の採択を受け、12月2日には、基本計画をイラク人道復興支援特措法の有効期限である2007年7月末まで延長する基本計画変更の方針が固められ、基本計画中に「イラク政府の要請に基づき多国籍軍の権限を1年間延長する決議1723が採択された」と追記することになった¹⁶。この基本計画の延長は、12月5日には自民党、公明党それぞれの党内手続きを終え¹⁷、同8日に閣議決定された¹⁸。

（2）イラク人道復興支援特措法の期限延長

2007年夏には参議院選挙が予定されており、空自の派遣継続の是非が選挙の争点の一つになるとみられていたが、12月8日の基本計画延長後、イラク人道復興支援特措法の延長の有無や延長する場合の延長幅については「白紙の状態」とされていた。法律の延長幅については、大きく米国内の政策動向と国内の政治情勢が考慮要素として認識されていた。一方の米国の対イラク政策については、2006年11月の中間選挙結果や、同年12月に超党派によるイラク研究グループが2008年3月までに戦闘部隊の大半を撤収することを提唱したことなどから、イラクからの早期撤収もあり得るとして、そのような政策変化を見極める必要性が認識されていた。他方で、日米同盟を重視する立場からはブッシュ政権が苦しい立場にあるときこそ、日本がイラク派遣を踏みとどまることが外交的に不可欠との考え方も示されていた。その一方で国内要因としては、イラク人道復興支援特措法は、その規定上、最大4年間、つまり2011年7月までの延長が可能だが、そうすると仮に2008年3月以降に米軍戦闘部隊が撤収しても派遣が継続できる状態が続くことになってしまうので、当面派遣の継続が見込まれる2年や1年の延長幅でよいとする考え方とともに、参議院選挙が近づくと、もともとイラクへの自衛隊派遣に消極的だった公明党から改めて異論が出る可能

性も考えられていた¹⁹。



出典：『朝日新聞』、2006年12月9日、4面。

2007年1月11日、ブッシュ米大統領がイラクへ米軍を2万1千人追加で派遣するとともに、同年11月までに治安権限をイラク政府に移譲することを目標とする新たな対イラク戦略を発表すると、安倍首相も日本による支援の継続を表明したが²⁰、この時点では、参議院選挙への考慮を優先し、当面は小幅の延長にとどめ、参議院選挙後にその後の対応を検討すべきとして、1年延長を中心に検討が進められていた²¹。

同じ頃、安倍首相は1月12日にNATO理事会で行った演説で、アフガニスタンに展開する軍人と民間人の混成チームである「地域復興チーム」(PRT)に人的貢献を行う意向を示していた²²。この人的貢献は、自衛隊派遣に関するいわゆる「一般法」の制定を視野に、自衛隊員の参加が想定されるものと理解されていたが、同時に武器使用権限に関する制約があり、自衛官による他の要員の警護活動は「灰色か黒色(違憲)」とも判断されていたので、直ちにPRTへの参加が実現するものとは受け取られてはいなかった²³。

2月に入り米チェイニー副大統領の訪日を控え、イラク人道復興支援特措法の延長幅について、安倍総理から、現地の政治情勢や国際的な取組みなどを勘案し、日本自ら適切に判断する旨の発言がなされ、引き続き1～2年の小幅延長の方針と見られていた²⁴。しかし、同21日に行われた会談では、イラク問題について、空自の派遣継続やODAによる復興支援等を伝えるとともに、アフガニスタン情勢に関し、PRTとの連携を調整中と述べるにとどまり、具体的な延長幅に対する言及はなかった²⁵。

3月6日には、久間章生防衛大臣が2年延長を希望する旨を記者会見で述べ、塩崎恭久官房長官も2年延長のメリット、デメリットを含めて議論していることを会見で認めた²⁶。この時点では、アメリカは1月に発表した新対イラク戦略等を踏まえ、イラクから早期に撤

退することはないとの見通しとなっていたので、1年延長として法律を細かく何度も延長するよりは、延長幅を長めにとって撤収等は状況次第で判断する方針と伝えられるようになった。一方、民主党が、7月の参議院選挙での争点化を目指し、イラク人道復興支援特措法の廃止法案を提出する構えを示していたことなどから、与党内でも公明党からは、参議院選挙への影響ができるだけ及ばないような審議日程を求める意見が出ていた²⁷。また3月中旬には、イラク人道復興支援特措法の延長と空自派遣の継続に「反対」の意見が69%に及ぶとの世論調査結果が報じられ、安倍首相は、延長の有無はイラク情勢を総合的に勘案して自主的に判断するとの考えを述べるとともに、国際的な責任を果たす観点から自衛隊を派遣し、国際的にも高い評価を受けているなど、自衛隊派遣の意義を強調していた²⁸。

その後、3月16日には政府から与党安全保障プロジェクトチームに2年延長の方針が伝えられ²⁹、自民党、公明党の党内手続きの後、同30日、延長幅を2年間とする改正案が閣議決定された³⁰。なお改正法案の提出に際して、政府側からは、法改正後は、現地情勢をよりよく見極めるため基本計画を半年ごとの延長にする方針と説明されていた³¹。

アフガニスタンでのPRTについては、4月16日のイタリア首相との会談後の記者会見において、安倍首相から、自衛隊の参加は考えず、NATOと連携して資金面での協力を行うことが明らかにされたⁱ。PRTへの参加は違憲との見方が政府内でも根強く、首相も実現が難しいと判断したものとみられていた³²。

改正法案は、当初4月26日からの安倍首相の訪米までの衆議院通過も検討されたが、同22日の参議院補欠選挙への影響等の回避や米軍再編特別措置法案の審議もあり審議日程を組むのも窮屈なことから、衆議院の通過は5月以降となった³³。4月24日に衆議院で審議入りしたが³⁴、それに先立ち同19日には民主党から、イラクに対する武力行使には正統性がないこと、いわゆる非戦闘地域の概念は虚構でイラク人道復興支援特措法の法的枠組みが破たんしていること、自衛隊の活動に関する情報開示が不十分であることなどを理由として、イラク人道復興支援特措法を廃止し、部隊の派遣を直ちに終了することを内容とする廃止法案が、衆議院に提出されていた³⁵。

4月27日にアメリカのキャンプ・デービッドにおいて行われた安倍首相とブッシュ米大統領との首脳会談においては、(1)同盟の強化と個人の信頼関係、(2)北朝鮮を始めとするアジア情勢、(3)気候変動問題、(4)中東情勢、(5)国連安保理改革、それに(6)慰安婦問題の大きく6テーマが話し合われたとされているが、イラク及びテロとの戦いは、中東情勢全般、イランの核開発問題、それに中東和平プロセスと並んで中東情勢の一環として触れられるにとどまった。イラク人道復興支援特措法の2年延長改正法案については安倍首相から説明し、それに対してブッシュ大統領から謝意が表明されたとされている³⁶。

また、政府は、派遣延長の根拠の一つとしてイラク側から派遣継続が要請されたとしていたが、5月4日にはイラクのマリキ首相が日本の報道機関との会見で、イラクでの空自の輸送支援活動の需要は長く続かず、2007年中にも日本の部隊は必要なくなると言明し、日本に対しては文民による復興支援を求める考えを表明した、と報じられた³⁷。これに関連して政府側は、延長法案の審議の場で、イラクが安定的な国家運営を行えるようになるま

ⁱ なお、久間防衛大臣は、5月4日のNATO事務総長との会談で、アフガニスタン支援については、財政面に加え、自衛隊が民間人や資材の輸送などが可能かどうか、検討している旨を述べていた(『朝日新聞』、2007年5月6日、5面)。

でに相当の時間がかかること、また派遣継続の要請が変わらないことをイラク政府に確認したことなどを踏まえ、2年間延長の必要性を答弁していた³⁸。その後、同法案は5月15日に衆議院を通過し³⁹、民主党提出のイラク人道復興支援特措法の廃止法案は、否決された⁴⁰。ただし衆議院の委員会採決に際して、イラク戦争を支持した政府判断の検証を政府に求める付帯決議がなされ、安倍首相も前向きに対応する考えを示していた⁴¹。その後参議院では、米軍再編特措法が成立した5月23日に、本会議で審議入りした⁴²。

この時期の国会運営全体の焦点は、通常国会の会期延長問題だった。これは、松岡農林水産大臣の自殺や年金保険料の納付記録漏れなどの年金問題などから内閣支持率が低下していたため、7月に予定されていた参議院選挙に向け、官僚や自民党の抵抗をはねのけて安倍首相が裁断した数少ない例であり、安倍首相にとって特別の意味があるとされた⁴³、天下り規制を内容とする国家公務員法改正案を成立させるため、場合によっては予定されていた参議院選挙の投票日の変更も含め、通常国会の会期延長の要否やその延長幅が参議院自民党の執行部や公明党などとの間で調整の焦点となっていた⁴⁴。そして、会期末の6月23日の直前、同20日に、参議院選挙の日程も当初予定よりも1週間後ろ倒ししたうえで会期を12日間延長する方針となり、いわゆる戦後レジームからの脱却の目玉の一つとされ安倍内閣にとって重要課題だった、教育委員会改革や教員免許の更新制の導入などを内容とする改正学校教育法、改正地方教育行政法、改正教員免許法などとともに、イラク人道復興支援特措法の2年延長が参議院で可決、成立した⁴⁵。この際民主党等の野党は委員会採決を強行したとして外交防衛委員長の解任決議案を提出するなどした⁴⁶。

この2007年の2年延長に係る審議時間数は衆参合わせても約31時間半で、2003年の法案審議時の73時間半にも達しないことや、空自の活動がイラクの復興にどれだけ結び付くのかなどについて説明が不十分との指摘などを受けていた。一方、安倍首相も出席して行われた5月14日の衆議院の委員会での質疑の際に、久間防衛大臣から、イラクでの空自の運航は結構危険で、運航方法などを研究して、苦勞しながら任務を行っているなどの答弁があり、その活動の危険性が明らかにされたと受け取られていた。当時はイラク領内での運航時にミサイル警報装置が作動することも増え、バグダッド空港周辺で米軍ヘリが攻撃を受けることも多いなど治安状況が悪化していたとみられており、久間防衛大臣の答弁も、政府が安全性ばかりを強調する姿勢に対し、任務の危険度が増す中で、現場の隊員の心情にも配慮を求めた空自高官からの直訴に応えたものとも言われていた。また、空輸実績から、2006年7月から2007年3月末までの150回の任務運航のうち125回が多国籍軍向けの運航とされ、輸送品の重量も約95%が多国籍軍向けとなるなど、人道復興支援よりも多国籍軍支援の性格が強くなったと理解されていた⁴⁷。

一方、基本計画の延長幅は、延長法案提出時には半年毎とされていたが、結局2008年7月末までの一年延長で、自民党は7月3日には総務会で了承され⁴⁸、参議院選挙公示直前の7月10日、閣議決定された⁴⁹。結果的に延長幅が1年とされたのは、表向きは手続きの煩雑さを避けるためと説明されていたが、アメリカ側に対して活動期間を出来るだけ長めにアピールできる点が考慮されたとも見られていた⁵⁰。

なおアフガニスタンでの活動については、6月29日、来日した米国防副次官が自民党の山崎安全保障調査会長などと会談し、テロ対策特措法に基づく米軍への支援活動として、ヘリコプターによる輸送など、もう一段の人的支援の検討を打診していた。これに対し山

崎氏は、イラクでの支援にも危険が付きまわっていることなどを挙げ、実現は難しいとの考えが伝えられていた⁵¹。

7月29日に行われた参議院選挙では、自民党が改選議席64に対して当選者が37人となったのに対し、民主党が改選議席32に対して当選者が60人となり、非改選議席と合わせて109議席を有する参議院第一党となった。公明党も合わせた与党でも参議院の定数242に対して104議席となり、歴史的な大敗とも評される選挙結果となった⁵²。民主党は、同31日には小沢代表が11月1日に有効期限を迎えるテロ対策特措法の延長に反対を明言するなど、参議院での法案審議が難航することが必至の状況となった⁵³。

2 空自の活動：第11期要員から第13期要員

派遣輸空隊による空輸支援は、2006年12月の基本計画の期限延長により、運航開始から4年目に入ることになった。2007年に入りイラク人道復興支援特措法の有効期限の延長幅もなかなか確定しない中、基本計画の延長をはさみ、第11期要員以降も従来同様の4ヶ月交代で派遣されていた。

その一方で、運航拡大前にはほとんど生じていなかった脅威情報に起因する運航取り止めに生じるなど、運航拡大以前よりも空輸活動を取り巻く環境は厳しさを増していた。

（1）第11期要員

（部隊の展開）

2006年7月の陸自部隊撤収後も、基本計画は同年12月14日が期限とされていたが、11月8日、副司令以下約100人の第11期前段要員が、統幕のバグダッド連絡班要員5人とともに出発した⁵⁴。バグダッド連絡班要員は派遣期間4ヶ月で、バグダッドにおいて空自C-130H輸送機のイラク国内への空輸に関し調整を行うほか、飛行場周辺の安全等について情報収集を行っていた⁵⁵。

隊司令以下の第11期後段要員は、12月8日の基本計画延長後、同20日に小牧基地を出発し、現地で3日間の引き継ぎの後、第10期要員と交代した⁵⁶。後段要員のクウェート到着時には、予定時刻に空港上空に到着したものの天候不良で着陸できず、一旦カタールのドバイ国際空港に着陸していた⁵⁷。

（任務運航の状況）

2006年12月から2007年3月までの任務運航状況は、18回から14回となっていた（「表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成18年12月～19年3月）参照」。また2007年3月以降は、バグダッドへの運航が週1回追加され、基本的に南部のアリ空港まで週3便、バグダッドまでが週1便、バグダッド経由エルビルまでが週1便の運航となった⁵⁸。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成18年12月～19年3月）

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	空自等関連
			人員(人)	物資(t)						
18.12	17	5	人員(人)	722	91	408	40	142	19	22
			物資(t)	7.211	0.000	0.616	6.415		0.000	0.180
19.1	17	4	人員(人)	902	96	624	17	107	22	36
			物資(t)	5.041	1.429	0.077	3.392		0.000	0.143
19.2	18	3	人員(人)	1063	20	787	39	150	26	41
			物資(t)	5.681	0.000	0.286	5.315		0.000	0.080
19.3	14	0	人員(人)	767	0	538	38	111	33	47
			物資(t)	10.813	0.000	0.143	8.776		0.000	1.894

注1 「文民等」は、各国軍の文官、契約職員、委託業者等。

注2 「外務省等関係」は、在イラク日本大使館等の外務省に係る人員(民間団体からの人道復興関連などの人員及び物資を含む)。

注3 「空自等関連」は、派遣航空自衛隊部隊に係る人員及び物資(防衛省等の職員を含む)。

注4 「物資」の内訳は、国連関連は、事務機器、医療機器、車両、車両部品、通信機材等。米軍・他国軍関連は、車両、車両部品、航空機部品、通信器材、テント等。外務省等関係は、事務機器、医療機器、テント、毛布、食料、文房具等。

出典 「参考5： 航空自衛隊部隊の任務運航実績（月別）」「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果」(平成21年7月)< http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/iraq/kokaihoudou.pdf >。なお、本章において以下同種の表については、注及び出展は同じ。

第11期要員の中には、イラク上空を索敵しながらの飛行中に、突然ミサイル警報装置が鳴りだし、フレア(火炎弾)が撃ち出される経験をしたものがいた。そのような場合には、派遣前に行った飛行訓練と同様に、ミサイルを回避するための操縦を行うが、結局、「敵」の姿は認識できず、警報装置が作動した理由もミサイル発射を感知するセンサーが何かに反応したためなのか、機器の誤作動だったのかは分からずじまいとなった⁵⁹。

また、後段要員の部隊展開時と同様に、任務運航も気象条件の急変によって、急遽クウェート以外の基地に帰投先が変更される場合もあった。2006年12月27日、砂嵐の発生により、C-130H輸送機がクウェートに着陸できなくなり、他飛行場に着陸せざるを得なくなった。気象予報では、砂塵の発生は見込まれていたものの、予測以上に砂が舞い上がり、砂嵐になったことが原因だった。そこで、運航のための気象予報を担当している輸空隊司令部防衛部気象班では、この件以降、航空機の運航中は衛星画像等を常にモニターし、砂塵発生兆候を見逃さず、兆候が見られたときには航空機の運用部門や飛行隊に対して迅速に気象勧告を行うよう、業務要領が改善された⁶⁰。

(その他の部隊の状況：統幕長視察)

2007年1月29日には、斎藤隆統幕長により、統幕長としては初となる視察、激励が行われた。アリ・アルサレム空軍基地到着後、儀仗隊による栄誉礼の後、訓示が行われ、その後、輸空隊司令を伴い、エプロン地区に駐機中のC-130H輸送機や、衛生隊、隊舎などの視察が行われた⁶¹。

齋藤統幕長は1月31日の帰国後、視察の印象について「中東の厳しい環境下、クウェート・イラク間で空輸活動を実施している派遣輸送航空隊の活動を確認することができた。日本の代表としてイラクの復興に貢献していることに誇りを感じた。実際の運航状況を確認するためC-130に登場する予定だったが、天候不良でかなわなかった。派遣部隊には常に安全に配慮し、全員が無事に任務を完遂してくれることを期待している」とコメントした⁶²。

（運航要員の状況）

第11期要員の飛行班長は、第11期が4回目の派遣であり、イラク領内での飛行もバグダッドを含め十数回に及んでいた。班長同様に派遣が4回目となった隊員は7人、3回でも50人を超えてきたが、C-130H輸送機の経験を積んだパイロットは数が限られており、急な養成も困難なため、限られた運航要員に派遣が集中せざるを得ない状況となっていた⁶³。

一方、第11期要員には、女性の副操縦士が参加していた。第401飛行隊に所属し、第1期要員派遣前の準備期間中にはイラクへの派遣に向けた飛行訓練の実施計画作成を担当していたが、派遣開始直後は現地に女性隊員の受入施設がないために派遣対象から外れざるを得なかった。第11期要員で副操縦士として派遣が決まり、出国の1か月ほど前から硫黄島において地対空ミサイルの回避訓練等も行い、4か月間、現地に派遣された。任務運航時の操縦は、機長がイラク国内を、副操縦士がイラク国外をそれぞれ担当し、国内の運航では着用しない専用のヘルメット、マスク、防弾チョッキに拳銃入りのホルスターを装着していた。複数回派遣者に対する考慮は宿舍の改善など生活環境面だけにとどまらず、例えば防弾チョッキは、派遣当初は襟付きの重く硬いタイプで操縦しにくかったが、派遣された要員の要望を受けて襟なしタイプに改善されていた。また、搭乗時には、万が一攻撃を受け、飛行場以外の不整地に降着した場合のサバイバルに必要な水、食料、医薬品等も携行しており、そのような不測事態への対処訓練も行われていた。派遣期間終了後、第12期要員との交代時にC-130H輸送機の入れ替えも行われ、操縦士と副操縦士が2組C-130H輸送機に搭乗し、日本まで4泊5日の運航で帰国した⁶⁴。

（生活環境等）

航空機の運航に不可欠の航空燃料や地上器材の燃料補給については、輸空隊の補給小隊から米軍に調整・依頼して、米軍により実施されていた。その他、現地で保管がないものの緊急に必要な航空機用の部品などについても、在庫の有無を確認の上、米軍から支援を受けていた⁶⁵。

輸空隊の活動に必要な物資は、迷彩服、靴、帽子といった個人装具から、航空機の整備に必要な部品、生活環境に必要な文房具や備品といったものまで、補給小隊が取得、保管し、必要な部署に適時提供していた。クウェートの特性上、倉庫に大量の砂塵が入り込むため、物資の保管の際には、万全の防塵対策を施すとともに、棚にもカバーをかけるなどの工夫されていた⁶⁶。

また、この時期はまだシャワー利用が原則で、入浴できるのは毎月1回のリフレッシュ休暇のときに限られていた。シャワーでは身体が温まらず、この月1回の入浴が楽しみの一つという幹部隊員もいた⁶⁷。

（2）第12期要員

（部隊の展開）

2007年3月12日、第12期前段要員が小牧基地から出国した。出国行事では、航空支援集団副司令官から、運航開始から3年が経過し、3回、4回の複数回派遣となる隊員もいるが、全員が油断することなく一致団結、困難に立ち向かい、立派に任務を果たすよう、訓示が行われた。また翌13日にはC-130H輸送機の交代機2機が要員15人とともに小牧基地からクウェートに向かった⁶⁸。

後段要員は4月の出国となり、通常の派遣間隔に従えばその派遣期間中に基本計画に定める活動期限である7月末を迎えるスケジュールとなっていたⁱⁱ。

（任務運航の状況）

引き続き、2007年4月以降、イラク人道復興支援特措法の期限である7月末まで4ヶ月間の任務運航状況は、毎月19回から11回となっている（「表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成19年4月～7月）」参照）。

この間、5月3日には任務運航500回が達成された⁶⁹が、4月と6月の11回は、2007年中、月間で最も少ない運航回数となっている。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成19年4月～7月）

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	空自等関連
19.4	11	0	人員(人)	639	0	486	3	109	24	17
			物資(t)	0.996	0.000	0.000	0.900		0.000	0.096
19.5	14	4	人員(人)	786	208	414	15	111	30	8
			物資(t)	1.393	0.000	0.000	0.710		0.000	0.683
19.6	11	1	人員(人)	431	12	290	1	73	9	46
			物資(t)	0.536	0.000	0.000	0.000		0.000	0.536
19.7	19	5	人員(人)	746	105	335	78	179	28	21
			物資(t)	10.440	0.029	0.000	9.313		0.000	1.098

（その他の部隊の状況）

4月3日には、公職選挙法の一部改正で、空自の在外部隊として初めての不在者投票が行われた。この時からクウェートに派遣されている空自部隊も投票できるようになったもので、空幕総務課の職員が投票用紙などを持って同2日に民航機で日本を出発、翌3日に約180人の隊員が基地内の宿舎で、4月の統一地方選挙の知事や県議などの投票を行った。その後、空幕職員が持ち帰った投票用紙は5日朝、小牧基地最寄りの郵便局から各選挙管理委員会あてに書留で郵送された⁷⁰。

ⁱⁱ なお、この時期、『朝雲』にも隊司令以下後期要員の具体的な出国に関する記事は掲載されていない。

第5章 対応措置の終了（基本計画4～5年目：2007年～2008年）

5月1日にはクウェート訪問中の安倍首相がアリ・アルサレム空軍基地を訪れ、輸空隊の激励が行われた。首相が海外に派遣された空自部隊を視察したのは初めてで⁷¹、首相夫人も輸空隊訪問に同行し、第12期要員の女性隊員計3名と懇談が行われた⁷²。

クウェートには空自の警務官3名が派遣され、派遣隊員に係わる司法警察業務に加え、高官視察時の警護等も担当しており、安倍首相視察時にも、気温40度以上の炎天下、防弾チョッキを着用して警護に当たっていた。また、警務官は隊員の外出時に交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、事前防止に努めるとともに、在クウェートの日本大使館や現地警察当局を始め、関係機関との密接な連携と情報交換を行っていた。第12期要員については、幸い、事件事故等の問題なく派遣を終えることが出来たという⁷³。

また、輸空隊によるイラク国内への人道復興支援物資の空輸活動について広く国民に知ってもらおうと、空自は4月中旬から「イラク広報キャンペーン」を開始し、その目玉として腕に簡単に装着できる「リストバンド」5000個を作製、部内外への配布を開始した⁷⁴。

派遣後に空自が設置した建物やクウェート軍から借用している施設の維持補修は、引き続き施設小隊が電気、設備機械及び土木の専門職員をもって担当していた。派遣開始後4年目となるこの時期でも基地内の電気と水の供給が安定せず、また電気製品や蛇口などの給水器具などの品質に問題があったことから、電水や電気器具の故障などへの対応に追われる状況が続いていた⁷⁵。

（複数回派遣者への対応）

派遣の長期化に伴い第12期要員までで、特にC-130H輸送機を運用する小牧基地所属の第401飛行隊の要員を中心に、4回派遣された隊員が7人、整備員なども含めると3回が58人、2回が131人の合計196人が複数回の派遣を経験していた。これら複数回派遣される隊員のストレス軽減のため、日本食の提供や浴槽の整備などクウェートでも日本国内と変わらない勤務・生活環境を整えることが重要と認識されていた。また家族からの荷物も定期的に運ばれた一方、留守家族のケアについても、理解を求めるパンフレットや現地作成の新聞を配布したり、専門の隊員が相談に当たるほか、インターネットを使ったテレビ電話も導入されていた⁷⁶。アリ・アルサレム基地では従来からインターネットが利用でき、隊員と留守家族がメールでやり取りができたが、2005年にはチャットカメラを利用して画像も送受信できるように改善され、希望する家族には機材が貸し出されて、プライベートなホットラインとして利用可能になっていた。離島所在の部隊から派遣された隊員などで、留守家族が空自の所属部隊から遠隔地に居住している場合には、陸海空自衛隊の共同機関である地方協力本部が留守家族支援にあたっていた⁷⁷。

（3）第13期要員

（部隊の展開）

イラク人道復興支援特措法の有効期間の2年延長と7月10日の基本計画の延長を受け、同13日、第13期前期要員と交代のC-130H輸後機1機が小牧基地を出発した⁷⁸。また、隊司令以下の後段要員も8月下旬出国し、交代に第12期後段要員が8月25日には帰国した⁷⁹。

この時期、空輸計画部勤務要員の交替も派遣輸空隊の要員と一緒にクウェート経由で行

第5章 対応措置の終了（基本計画4～5年目：2007年～2008年）

われていた。そのため、空輸計画部での引き継ぎは、後任者到着→引継ぎ→前任者帰国というスケジュールで事実上1日程度となっていた⁸⁰。クウェートでの要員交代も実質3日間しかなく、その間に業務上の引継ぎに加え、日本国内では着用されていない砂漠仕様の迷彩服等の支給と返納なども行われ、約100人分を処理するため、膨大な業務量を迅速に処理する必要があった⁸¹。

（任務運航の状況）

基本計画の延長以降、4ヶ月間の任務運航の状況は、毎月22回から17回となっていた。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成19年8月～11月）

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	空自等関連
			人員(人)	物資(t)						
19.8	20	5	人員(人)	1044	170	610	65	150	34	15
			物資(t)	8.081	0.000	0.836	6.774		0.000	0.471
19.9	17	4	人員(人)	933	100	475	175	111	19	53
			物資(t)	5.736	0.000	0.000	5.736		0.000	0.000
19.10	22	6	人員(人)	1131	156	584	162	177	12	40
			物資(t)	0.485	0.153	0.000	0.000		0.000	0.332
19.11	19	11	人員(人)	1172	470	220	308	94	21	59
			物資(t)	20.954	16.336	0.000	2.718		0.863	1.037

また10月26日には、5月3日の500回達成以来約6ヶ月弱で任務運航600回を達成した⁸²。

すでに複数回の派遣経験が当たり前となっていた副操縦士要員にとっても、1月から3月や10月から1月の派遣時期に比べ、この真夏の派遣は厳しいものと受け取られていた。またC-130H輸送機のクルーは、基本的にはメンバーを固定してローテーションが組まれていたので、体調不良で2日ほど医務室に入院するとそのローテーションが崩れ、他の要員に対する負担も大きくなるので、そのような意味からも健康管理が重要となっていた⁸³。

（米軍からの情報提供要領）

2007年10月、米軍から提供されていたバグダッド周辺の作戦情報が突然、提供されなくなった。7月末に行われた参議院選挙の結果、参議院で民主党など野党が多数を占めたことなどから、テロ対策特措法が延長できず、海自によるインド洋での給油活動が一時中断せざるを得ない事態に立ち至っており、この情報提供中止も、そのような状況に対するアメリカ側の対応とみる向きもあったが、空自は米国防総省に抗議するとともに、空輸活動の1週間中止を決めた。その結果、空自のC-130H輸送機の高稼働率を理解している米軍側が折れる形で情報提供が再開され、結果的に空自による運航の信頼性の高さが米軍に再認識されたと理解されていた⁸⁴。

米軍から提供されていた作戦情報は、飛行経路を選定する「ソフト」に不可欠のデータだった。毎朝、当日の戦闘状況や脅威情報がデータとして提供され、それをパソコンで操作する「ソフト」に入れ、飛行経路は「ソフト」上の地図を見ながら選定することになっていた。この「ソフト」は米軍側の公式ルールでは空自にはリリースされないバージョンだったが、空輸計画部に派遣された要員が良好な人間関係、信頼関係の構築に努力し、現場レベルで利用可能になっていたものだった。それが、ある時、米軍担当官の知るところと

なり、公式にリリースできるバージョンにダウングレードされたため、データが利用できなくなった。その経緯の報告を受けた織田航空支援集団司令官は、安全が確保できないから運航しないと米軍に言うよう、現地に指示するとともに、バグダッドへのVIPの輸送が予定されていたが、「ソフト」をダウングレードされたままではそのように重要なフライトを運航することはできないと米軍側に伝達させた。またワシントンでも防衛駐在官を通じて米側に対して「もう飛ばない、飛ばない」と、指揮官の意図として伝えたところ、国防総省上層部まで話が伝わり、「ソフト」のバージョンも1週間で元に戻された⁸⁵。

このように、公式ルールはありつつも、現場の人間関係で一定の情報は入手できるようになっていたが、戦闘に必要な情報を取り扱う別の「ネットワーク」の利用については、派遣当初から調整を続けたものの、その利用は最後まで認められなかった⁸⁶。

（その他の部隊の状況）

2007年6月にイラク人道復興支援特措法が延長され、さらに活動期間が長期化することが見込まれる中、複数回派遣される隊員への負担だけでなく、派遣当初に設置された機材の劣化対策なども課題となっていた。航空機との各種通信手段の確保、本国との国際回線、各種ネットワークシステム、電話、FAX、ケーブルTV、衛星TV、映像伝送、救難無線、インターネットなどの運用や保守管理を担当する通信小隊では、24時間シフト勤務で飛行運用に必要な基地間の電報送受などを担当しつつ、各種機器の予防整備の間隔を狭め、早期の障害の兆候を掴むような工夫がされた。また、非常に微細な砂が、机の上を真っ白にするだけでなく、装置の奥まで浸透するので、機材の清掃は毎日実施する必要があった。ケーブル類も高熱に晒され日本の数倍のスピードで劣化するため、日本側と調整して必要資材を調達し、各種対空アンテナの換装も含めて計画的に交換する必要があった。気温50度の屋外での作業も含め、これだけ多様な業務を小隊長以下14名で担当するため、要員は戦闘航空団、輸送航空団、警戒管制団、ネットワークセキュリティ部隊等、全国各地で違った任務、違ったシステム等の中で働く職種の隊員から集められていた。そのため、派遣前には事前教育で1週間一緒に過ごただけで、現地到着時にはほとんど初対面といった関係だったものが、様々な課題に皆で対処し、1件ずつ問題を片づけるうちに、他人だった一人一人が各々の性格信条や得意な業務分野等が明らかになり、チームとしての団結が固まっていったという⁸⁷。

クウェートの現地での業務の一方、補給関係の業務などで日本との連絡調整が必要になると、6時間ある時差を意識して、用件を前日にメールで送付しておき、電話での調整が必要ならその翌日の午前中、日本では午後に行うといった工夫も必要だった⁸⁸。

このように厳しい勤務環境であることも考慮され、衛生隊には空自全体では15名しかいない「心の健康管理」を専門とする幹部自衛官が、2006年から派遣されていた。隊員の中にはせっかく海外に派遣される機会なので、いろいろな経験をつみたいと意気込む者も見られたが、いわば「熱くなりすぎる」と、一人で空回りしたり、周辺を巻き込んだの大騒ぎになり、周囲の人間関係を壊してしまうケースも実際に生じていた。クーラー、パソコン、冷蔵庫、コピー機、プリンター、検査器材など、衛生隊で使用する備品なども次々と故障していたが、不調の原因の大半が空調の不具合や使いすぎによる「熱」が原因と推測されたことに例え、海外勤務で「熱く」ならないことの重要性も説かれていた⁸⁹。

法律自体と基本計画の延長を経て、第13期要員の派遣中は活動終了に向けた具体的な検討が行われるような雰囲気ではなかったが、宿舍の備品が壊れたときなど、近々1～2年のうちに活動が終了するから直さなくてもいい、という認識も一部に存在していた⁹⁰。

3 対応措置の終了の決定

2007年7月の参議院選挙により、いわゆる衆議院と参議院の「ねじれ」状態に至ると、同年9月の臨時国会を前に、民主党からはテロ対策特措法の廃止に向けた対案として、アフガニスタンで自衛隊派遣によらない医療協力、食糧支援、警察組織改革支援等を想定した民生支援策の取りまとめが行われた⁹¹。また、イラクからの撤退についても、政府からのテロ対策特措法案の期間延長法案の国会提出に合わせて、イラクからの自衛隊の撤収を内容とする法案の国会提出が検討されていた⁹²。

9月8日、安倍首相は訪問先のオーストラリア・シドニーで海自による給油活動の継続は国際的な公約であり、自らの責任は重いと表明した⁹³。この発言は、同10日に召集される臨時国会で給油活動の継続に必要な法改正ができなかった場合は退陣する意向と理解されていた⁹⁴。

しかし、9月12日に安倍首相が辞意を表明し⁹⁵、同25日、福田内閣が発足した⁹⁶。すでに政府側では安倍内閣によってテロ対策特措法に盛り込まれた自衛隊の活動内容を給油のみに限定した新法の制定と、参議院で否決された場合に衆議院で再議決を行うことが検討されており⁹⁷、自衛隊の活動を補給に限定した補給支援特措法案が、10月17日、福田内閣によって閣議決定され、国会に提出された⁹⁸。法案審議は10月23日に衆議院で始まったが⁹⁹、11月8日には衆議院通過後に参議院側での審議に約1カ月を見込んで、臨時国会を12月15日まで延長することが決められた¹⁰⁰。その後、11月12日に衆議院で可決されるまでの審議では、給油された燃料が対テロ作戦以外のイラク作戦などに転用されていたとの疑いや、米補給艦への給油実績について防衛省内で事実関係の把握が不十分で、隠ぺいとの指摘を受ける事態ともなっていた¹⁰¹。

参議院では、民主党が提出したイラク人道復興支援特措法の廃止法案の審議が先に行われることになった。これは補給支援特措法案の審議を後回しにして、会期末まで採決を行わず、審議未了で廃案とすることにより衆議院による再議決を回避する狙いと理解されていた¹⁰²。そのため、11月22日に参議院外交防衛委員会でイラク廃止法案が審議入りし¹⁰³、同27日に外交防衛委員会で野党の賛成多数で可決され、同28日には参議院本会で可決し、衆議院に送られた¹⁰⁴。しかし、参議院での審議開始に際し、このイラク廃止法案を先議することと引き換えに、審議時間は短くすることで与野党が合意しており、実質的な審議時間は2時間半だった¹⁰⁵。補給支援特措法案は、12月4日、参議院外交防衛委員会で福田首相も出席して審議が始まった¹⁰⁶。同12日には公明党の太田代表も衆議院による再議決を行わざるを得ないと表明し、再議決を容認する姿勢を明らかにしていた¹⁰⁷。また、12月15日まで延長された臨時国会の会期が、再度2008年1月15日まで延長されたことから¹⁰⁸、当初は参議院での否決を受けて衆議院で再議決する見通しだったものが、否決されずとも参議院送付後60日で議決がなされない場合には再議決できるため、与党側も早期採決に向けて審議時間を積み上げる必要がなくなり、委員会審議で与党側議員が与えられた質問時間を使

い切らずに質問を打ち切る例が続くようになっていた¹⁰⁹。当初民主党も法案採決を行わず、継続審議扱いとすることで送付後60日の規定による再議決とするとともに、福田首相に対する問責決議の提出を見送る方針を固めていたが¹¹⁰、他の野党からの反発などにより、2008年1月に入り、一転、同11日に参議院本会議で法案の採決が行われ、否決を受けて衆議院の再議決により補給支援特措法が成立した¹¹¹。

法律の成立を受け、1月15日、給油の実施計画について自民党が総務会です承し¹¹²、同16日には閣議決定された¹¹³。同17日、石破防衛大臣から海自による補給活動再開のための派遣命令が発出され¹¹⁴、同24日には護衛艦1隻が海自横須賀基地から、翌25日には補給艦1隻が海自佐世保基地から、それぞれインド洋に向けて出港した¹¹⁵。

2008年1月18日に召集された通常国会では、その冒頭から、ガソリン代の暫定税率延長を含む予算関連法案に民主党が反対し、関連法案が年度内に成立せず、与党が関連法案を4月30日に再議決するまでの間、4月1日からガソリンの暫定成立が期限切れとなった¹¹⁶。また、日銀総裁についても、財務省出身者を総裁に充てる2件の人事案件が、いずれも民主党等の反対により参議院で同意が得られず、3月19日の福井総裁の任期満了により、戦後初めて総裁が不在となる事態に至っていた¹¹⁷。

また、防衛省・自衛隊でも、2月19日未明、南房総沖の太平洋でイージス艦と漁船が衝突し、漁船の乗組員2名が死亡する事故が発生していた¹¹⁸。この件は、事故そのものに加え、首相への報告に時間を要したことや、海上保安庁による刑事捜査の前に、防衛大臣自らが海自の事故関係者から事情聴取を行うなど、防衛省・海上自衛隊による事後の対応が批判を受け、国会でも野党から追及をうける事態となっていた¹¹⁹。

一方、4月18日には、名古屋高等裁判所で、自衛隊イラク派遣差止名古屋訴訟について、空自によるイラクでの空輸活動は憲法第9条違反との判決が下された。同高裁判決では、原告が請求した平和的生存権に基づく損害賠償は退けつつも、その時点でのイラク情勢は実質的に多国籍軍と武装勢力との間の国際的な戦闘が行われており、特にバグダッドについてはイラク人道復興支援特措法にいう「非戦闘地域」には該当しないと認定し、その上で少なくともバグダッドへの多国籍軍の人員、物資の輸送などは、他国による武力行使と一体化したものとして、武力行使を禁じたイラク人道復興支援特措法に違反し、憲法第9条に違反する活動を含むものとしていた。空自の活動に対するこのような評価は傍論として行われ、判決の効力が直接及ぶものではなく、国側は損害賠償請求が退けられている点から勝訴であり、空自による活動にも直ちに影響はないとしていた¹²⁰。また同日中に官房長官、外務大臣、防衛大臣が国会内で協議し、活動を継続する方針が確認されたが、補給支援特措法を再議決によって成立させたばかりの与党側からは、2009年7月が期限となるイラク人道復興支援特措法について、補給支援特措法の二の舞だけは避けたいとの声も出ていた¹²¹。一方民主党は、菅代表が名古屋高裁の判決前日の4月17日、記者会見で、非戦闘地域の判断がしっかりしていなかったと述べるなど、そもそも非戦闘地域を線引きできないという発想自体がおかしいとの意見が多く出ていた¹²²。

5月に入り、与党関係者からもイラクでの空自の活動の終了について言及する発言がみられるようになる。自民党の山崎拓安全保障調査会長は、5月25日、都内で行われた討論会で、イラク人道復興支援特措法の期間延長は困難との見通しを明らかにした¹²³。そこでは、そもそもイラクへの多国籍軍駐留の根拠となる国連決議の期限が2008年12月末であり、

それ以降も自衛隊による活動を継続するためには、まずイラク政府と独自に地位協定を締結する必要があるが、そのこと自体が難しく、仮に地位協定が締結できても衆参のねじれ状態などの国会情勢を踏まえれば、イラク人道復興支援特措法の期限延長は極めて困難ということが論拠に挙げられていた¹²⁴。他方、政府側からは、町村官房長官が、国連決議の期限をもって直ちに空自の撤収に結びつけるのは単純化された議論に過ぎず、新たな国連決議が出る可能性や現地の治安状況などを見極めたうえで判断する必要があるとの考えを示していた¹²⁵。

6月に入ると、アフガニスタンへの自衛隊派遣の検討の動きが出てくる。この時期までにイラクでは反乱鎮圧ドクトリンが徐々に効果をあげ、米軍の戦死者数が減少するなど改善が見られた一方で、アフガニスタン情勢が厳しくなり、米軍も作戦の重点を移しつつあったと認識されていた。そのため、アメリカから日本に対する自衛隊による支援の要請も、イラクの場合のような名目的・象徴的なものではなく、実質的な貢献を求めるものと受け取られていた¹²⁶。まず、町村官房長官が、5月31日、都内で行われた講演で、アフガニスタンでの復興支援に民主党の協力も得られるよう、小沢代表が積極的と言われていた国際治安部隊への陸上部隊参加を視野に、自衛隊派遣の拡大の検討する考えを示し¹²⁷、福田首相も、6月1日、協力が可能な態勢になれば、派遣拡大の可能性については常に考えていると語っていた。また6月5日には、外務省、防衛省の担当者などがアフガニスタンの状況を見極める事務的な調査のためとして派遣が検討されていることが明らかにされた。町村官房長官も記者会見で、40か国以上が派遣しており、現地調査を行うか否かも含めて幅広く検討している旨を明らかにした¹²⁸。アフガニスタンへの関与に向けた動きがこの時期に出てきた背景に、アフガニスタンに関与している欧米各国に対して7月に予定された洞爺湖サミットで日本の姿勢をアピールするという観点と、2009年1月に期限切れとなる補給支援特措法の延長に向けて、民主党の意向を探る観点等が指摘されていた。しかし、特にPRTへの参加など、アフガニスタンへの新たな部隊派遣には新法制定が必要であり、当時の参議院の状況ではそのような新法制定が実際には非常に困難であることも認識されていた¹²⁹。その後、6月8日、アフガニスタン政府、米軍、NATO関係者から事情を聴くとともに、ISAFの活動状況や現地の復興支援ニーズの調査のため、外務省、防衛省の担当者による調査団がカブールに向けて出発した¹³⁰。調査団はアフガニスタン国内だけでなく、米軍が駐留するアフガニスタン隣国のタジキスタンの空港施設の視察等も行った。この時点では、イギリスはじめ欧州諸国がイラクよりもアフガニスタンへ活動の重点を移してきていることなども踏まえ、イラクでの多国籍軍駐留期限が切れる2008年12月以降の支援策として、アフガニスタン領内及び周辺国での空自輸送機と陸自ヘリによる空輸を実施する案が取り上げられるようになっていた¹³¹。実際、現地調査の結果、治安情勢の観点からはカブール周辺やアフガニスタン北部に限定した空輸等の任務であれば実施も不可能ではないと考えられたが、国会情勢やサミット開催が控えていたことから、具体的な法案作成はもちろん、調査結果に関する与党内での説明等も行われなかった¹³²。

7月7日、8日、洞爺湖サミットが開催されたが、福田首相は同11日に開かれた閣僚懇談会で、アフガニスタン復興支援策に対する日本と欧米の認識にギャップがあったと述べるとともに、町村官房長官も、同日の記者会見で、日本としていかなる対応が可能かを真剣に検討しなければいけないとの認識を、サミットを通じて持ったと述べた¹³³。他方、同12

日には公明党の太田代表が、テロ対策特措法にあった空輸支援、捜索救難、被災民救援等の活動メニューを削除して、給油に限定した補給支援特措法を制定した経緯などに触れ、陸上である程度対応可能だったテロ対策特措法を半年前に支援内容を限定した補給支援特措法とした経緯も踏まえれば、アフガニスタンへの陸上部隊派遣にきわめて慎重にならざるを得ないとの見解を示していた¹³⁴。その後、同18日には、アフガニスタンへの自衛隊派遣は見送り、2008年秋の臨時国会で補給支援特措法を延長する方針が固められたと報じられた。そこでは、2008年末でイラクから空自が撤収し、インド洋での補給活動だけになると、カネだけ出して批判された湾岸戦争の再来になりかねないとの外交面からの懸念の一方、治安が悪化していたアフガニスタンに自衛隊員を派遣して犠牲者が出る可能性が否定できず、その場合には支持率が低迷する福田政権にとって致命傷となりかねないとみられていた。このように、日米同盟の観点からするアフガニスタンへの新たな部隊派遣の検討と、万が一の場合の福田政権のリスクをバランスさせながら、追加支援策について検討が進められたとみられていた¹³⁵。

洞爺湖サミットに先立ち、イラクでの活動にかかわる基本計画は、6月13日、期限を2009年7月末までの1年間延長するよう閣議決定されていた¹³⁶。しかし、7月29日には、自民党の伊吹文明幹事長が、年末の国連決議の期限切れ以降もイラクへ空自を派遣することは、従来の説明の延長線上では困難との認識を示していた¹³⁷。すでにこの頃には衆議院議員の任期満了まで1年と迫り、解散総選挙を見通した動きが活発になり、8月2日には福田内閣の改造が行われた¹³⁸。また、補給支援特措法の延長が焦点の一つとされた秋の臨時国会も、9月12日から70日間の日程とする方針が、8月下旬には決められていた¹³⁹。しかし、福田総理が突如9月1日に辞任の意向を表明し¹⁴⁰、同10日には自民党総裁選挙が同22日に実施されることが告示された¹⁴¹。

そのような政治情勢の中で、9月3日、政府から自民党に対して補給支援特措法を1年間単純延長する案が示され¹⁴²、同9日には自民党、公明党両党の政策責任者会議において、同改正法案の国会提出が合意された¹⁴³。

その後、9月10日には自民党総裁選挙における共同記者会見で麻生太郎幹事長が、イラクの現状を見れば空自の撤退の状況が作られつつあるとの認識を示し¹⁴⁴、翌11日には、政府から、空自派遣部隊のイラクからの年内撤収との方針が発表された。撤収決定の理由としては、アメリカがイラク駐留米軍の削減方針を打ち出したことに加え、イラク国内の治安状況が改善し、イラク人道復興支援特措法の目的を達成しつつあること、またイラク政府も多国籍軍の活動を見直す考えで、日本の撤退方針に理解を示していることなどが挙げられていた。その上で、国際社会はアフガニスタンへの取り組みを強化しており、日本も積極的に取り組む必要があるため、少なくともインド洋での給油活動の継続がぜひとも必要との認識を示していた¹⁴⁵。このように空自のイラクからの撤収が急きょ決定、発表された背景として、自民党総裁選挙への影響を最小限に抑えること、福田首相の在任期間中にイラクからの自衛隊撤収の問題を決着させ、新内閣が難しい決断をせずに済むようにすること、あるいは日本の唯一の国際貢献となる補給支援特措法による給油活動の重要性を際立たせ、補給支援特措法延長に対する世論の支持を求めることなどが指摘されていた¹⁴⁶。

補給支援特措法の延長法案の審議は、10月17日、衆議院の委員会でも実質審議が始まり¹⁴⁷、

同21日には衆議院を通過したが¹⁴⁸、同31日、民間企業主催の懸賞論文に応募した内容などを巡って田母神俊雄空幕長が更迭されたことなどの影響もあり、衆議院の再議決による成立は12月12日となった¹⁴⁹。

11月4日に投票が行われたアメリカ大統領選挙では、就任後16カ月で主要な戦闘部隊をイラクから引き揚げ、アフガニスタンへの兵力集中や非軍事支援の増額等を公約としていた民主党のバラク・オバマ候補が勝利した¹⁵⁰。そのため、インド洋での補給活動に加え、自衛隊のアフガニスタン本土への派遣を求める圧力が高まる可能性が指摘されていたが¹⁵¹、実際にはシーファー駐日アメリカ大使が、12月9日に都内で開催されたシンポジウムで、アフガニスタンに対する人的貢献に関して、オバマ政権で「ジャパン・パッシング(日本無視)」を避けるためにも、「アフガニスタンで、これができる」と言うべきで、憲法の制約から自衛隊の派遣が困難なことは理解できるとしても、病院、学校、選挙関連設備などの整備のために文民を派遣することが可能ではないかと、文民派遣に対する期待感を表明するなど¹⁵²、むしろアメリカから自衛隊のアフガニスタン派遣を求める声は聞かれなくなった¹⁵³。いずれにせよアフガニスタンへの自衛隊派遣には新たな法律の制定が必要とされたが、小泉政権時のような高い支持率を背景として特別措置法を成立させることは、参議院のねじれ状態や、麻生内閣の支持率が低迷していたことなどから困難とみられており、アフガニスタンへの貢献としての「最低ラインにすぎない」インド洋での給油活動のほか、PKOに関わる人材育成や資金援助など、目に見えない支援を積み重ねるしかないと受け止められていた¹⁵⁴。そのため、オバマ政権に連なる人物に接触し、2001年9月から2008年9月にかけて約1600億円にのぼるアフガニスタン復興支援を行った実績を説明するなど、当面、政府開発援助を軸に、治安・民生部門で積極的な貢献策を実施することでアメリカ側の理解を得る努力がなされていた¹⁵⁵。

この間、11月28日、空自派遣部隊の年内撤収方針が安全保障会議で了承され¹⁵⁶、補給支援特措法改正案の成立と同日の12月12日、浜田靖一防衛大臣から任務終了が命じられた¹⁵⁷。

4 空自の活動：第14期要員から第16期要員・撤収業務隊

補給支援特措法案の国会審議が行われる中、空自の活動は5年目に向けて第14期要員以降も4ヶ月交代の派遣パターンで継続される。国会などでの議論は、イラクでの活動自体よりも、アフガニスタンへの貢献策も含めたものが中心となっていたが、2007年4月以降、引き続き脅威情報に起因する運航取り止めが生じており、バグダッド以北への空輸支援活動の困難さは続いていた。

(1) 第14期要員

(部隊の展開)

第14期前段要員約100人は、2007年11月12日、チャーター機で小牧基地から出発した¹⁵⁸。

引き続き、隊司令以下の後段要員が12月下旬、出国し、入れ替わりに第13期後段要員約100人が12月22日、小牧基地に帰国した¹⁵⁹。

第5章 対応措置の終了（基本計画4～5年目：2007年～2008年）

（任務運航の状況）

2007年12月から2008年3月まで、毎月18回から12回の任務運航が行われていた。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成19年12月～20年3月）

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	空自等関連
			人員(人)	物資(t)						
19.12	18	6	人員(人)	765	40	326	191	144	27	37
			物資(t)	13.040	11.058	0.000	1.750		0.000	0.232
20.1	18	5	人員(人)	724	130	355	5	170	18	46
			物資(t)	2.481	2.443	0.000	0.000		0.000	0.038
20.2	15	3	人員(人)	794	114	398	8	234	20	20
			物資(t)	0.251	0.110	0.068	0.000		0.000	0.073
20.3	12	3	人員(人)	695	88	395	0	160	19	33
			物資(t)	8.649	8.632	0.000	0.000		0.000	0.017

また、第12期要員から第14期要員の派遣期間に概ね対応する平成19年度(2007年4月から2008年3月)には、任務運航は全体で196回だった一方、運航取り止めは合計45回、脅威情報に起因する取り止めは12回と、派遣期間中では最多となっていた。

表：空自部隊の任務運航取り止めの状況（平成19年度）

		脅威情報に起因	天候不良に起因	その他
合計回数		23回	104回	24回
19年度	45	12	32	1

※その他は、航空機不具合、輸送所要の調整結果による運航取り止め

出典：「参考6 航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』（平成21年7月）。

2007年夏、輸空隊から航空支援集団司令官に対応の判断を直接問い合わせる事案が発生する。任務運航でバグダッド空港に向かったところ、同空港がロケット弾による攻撃を受けたため、米軍の管制官から空港上空での待機が指示され、着陸の可否の判断が迫られた。その時点では空自機周辺に他の軍用機5機が約200メートル間隔で旋回飛行しながら空中待機を指示されていたので、仮に空自独自の判断で着陸を中止し、引き返した場合、かえって空中待機中の他の軍用機と衝突する危険が危惧された。東京・府中に所在する支集団司令部では判断する材料がなさ過ぎたので、織田司令官は「機長に任せろ、責任は俺がとる」と命じて、クウェートからの電話を切ったという¹⁶⁰。

このような判断の前提として織田司令官が指摘するのは、航空作戦のテーゼである「Centralized Control, Decentralized Execution」、つまり中央では大方針だけ命じておき、その方針に基づき細部は現場が判断するという、という考え方だった。その場合、判断の主体は戦闘機であれば編隊長、輸送機であれば機長が当たることになる。この2007年の事例のようにバグダッド上空から6000マイル離れた府中で着陸の可否の判断を求められても、判断できるだけの材料がないにもかかわらず、一刻の猶予も許されないため、現場の判断を尊重せざるを得ないのが航空作戦の宿命だという。そのため、平素からオペレーションの大方針として、任務中止の権限は機長に与えるが、その責任までは委任できないの

で、責任は司令官がとること、また、イラク国内の滞在時間は局限し、そのためできる限り速やかに離陸、帰投せよということ、三つ目に汗を流しても決して血は流さないということを示していた。「機長に任せろ、責任は俺がとる」という返事も、このような大方針に沿った返答だった。机上の法律論としては「戦闘地域ではないか、帰投すべきではないか」という議論もありえようが、その時点でバグダッド空港上空は他国軍の航空機が多数待機しており、空自機だけ帰投するとかえって他機との空中衝突の危険性の方が高かったと機長自ら判断し、バグダッド空港に着陸することが選ばれた¹⁶¹。

織田の理解によれば、任務付与に当たっては、実現の方向性を示し、可能な限り **What to do** のみ示し、**How to do** は部下に任せる着意が必要となる。指揮官としては可能な限り部下指揮官に与えた権限は侵さず、部下の能力を最大発揮させ、組織の活力を高めなければならないが、有能な指揮官ほど自ら手を下そうとし、細部まで口を挟む傾向がある¹⁶²。そのため、指揮官の意図を受けて現場で判断できるよう、日ごろから部下を鍛え、部下に小さい成功を積み重ねさせ、結果を適切に評価して部下を育てる。部下の能力を高め、そして最大限引き出す着意が必要となり、またそれが航空作戦指揮官の役目だという¹⁶³。

（その他の部隊の状況：高官視察）

田母神空幕長が2007年12月4日から6日にかけてクウェートの視察に訪れた¹⁶⁴。

また、輸空隊任務運航5年目となる2008年3月3日には、航空支援集団幕僚長が現地を視察した。当時輸空隊は隊司令以下の第14期後段と、副司令以下の第15期前段の合計約200人が活動中だった。航空支援集団幕僚長は、滞在期間中、アリ・アルサレム空軍基地司令の准将を表敬し、5年目に入る輸空隊への支援や協力に謝辞を述べた後、基地内の空自隊舎や格納庫等を視察した。また実際の運航状況の確認のため、バグダッドまでC-130H輸送機に搭乗して往復した¹⁶⁵。

空自の任務運航が丸4年を経過したことについて、田母神空幕長は2008年3月7日の会見で、空自の活動が国連や諸外国の任務遂行に十分貢献できるとの認識を示していた。また織田航空支援集団司令官も、この任務が日本の国益を守り、国際的地位の向上に役立っていることを誇りに思うとともに、今後も空自一丸となってリリース無しの先発、完投、ノーマスの完全試合を果たしたいと話していた¹⁶⁶。

隊司令以下の第14期後段要員が帰国した4月19日には、小牧基地で織田航空支援集団司令官ら空自幹部や家族らが出迎えた一方で、その前日18日に、名古屋高等裁判所で空自によるイラクでの空輸活動は憲法第9条違反との判決が下されたことを受け、原告等が小牧基地前に集まり、横断幕などを手に派遣中止を訴えていた¹⁶⁷。この違憲判決自体は空自の活動に直ちに影響を与えるものではなかったが、部隊に対するデモ隊の活動や、国会でいわゆる「廃止法案」が議論されることなどを通じて、派遣隊員の家族の中にイラクでの活動に対する懸念が強まり、それがひいては隊員の士気に対する揺らぎ、動揺につながりかねない点が苦慮された¹⁶⁸。

（ウィニー事案と米軍への影響）

安全な運航には米軍からの脅威情報が不可欠で、そのための信頼関係の構築に非常な努力が払われてきた一方、ウィニーによる2件の情報データの流出が、このような信頼関係

第5章 対応措置の終了（基本計画4～5年目：2007年～2008年）

に対する大きなダメージとなっていた。一つは2007年に起きた、海自イージス艦の秘密情報が、本来コピーが許されない私物PCに保存され、海自関係者に広まっていた事件だったが¹⁶⁹、もう1件は、2008年3月に発覚した事件だった。これは第11期要員として派遣された隊員が派遣期間中の2006年11月以降のイラク駐留米軍の人員配置状況等、派遣時に利用していたデータを削除しないまま帰国し、ファイル交換ソフトのウィニーを通じてインターネット上にそのデータを流出させたものだった¹⁷⁰。この空自隊員はコンピューターの専門家とってよいほど詳しくあったために、むしろその知識が裏目に出て情報を流出させ、米空軍と空自の信頼関係上とんでもない事態に陥ったという。そこで織田航空支援集団司令官は、即座に、漏えいした情報全てを印刷して米軍に渡したうえで、それ以外には漏えいはないこと、漏えいした内容を情報部門でチェックしてもらうこと、そして事後2度と同種の事案を生じさせないようにすると、謝罪に行かせた。そのような対応に対して米軍側からは、速やかな対応に対する感謝と、情報は内容としてすべて期限切れだったので結果的に影響はなかったが、事後は情報管理を万全にするよう、連絡がきたという。このように情報は非常に貴重であり、信頼関係によって成り立っているという¹⁷¹。

（2）第15期要員

（部隊の展開）

第15期要員は、前期は2008年3月10日¹⁷²、後期は4月14日に小牧基地を出国し¹⁷³、それぞれ第14期要員から引継ぎを行った。

なお、第15期輸空隊司令は、3月の前段要員の派遣に同行してクウェートの現地状況の視察を行ったうえで、4月、後段要員として派遣されていた¹⁷⁴。

（任務運航の状況）

2008年4月から7月までの4ヶ月間の運航実績は、毎月18回から10回となっていた。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成20年4月～7月）

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	空自等関連
			人員(人)	物資(t)						
20.4	17	4	人員(人)	1399	165	801	37	271	27	38
			物資(t)	0.171						
20.5	18	6	人員(人)	1392	259	794	0	267	25	47
			物資(t)	1.584						
20.6	10	2	人員(人)	546	15	311	0	143	31	46
			物資(t)	1.823						
20.7	16	7	人員(人)	806	32	570	0	168	11	25
			物資(t)	18.993						

また、4月30日には、任務運航700回が達成される¹⁷⁵。この運航は、砂嵐の影響でクウェートの基地に着陸できない可能性が生じ、従来利用したことのない他の空港に着陸する可能性もあった。任務運航後の輸空隊司令の訓示では、気象状況が急変する中で非常に厳しい状況判断を伴う任務運航だったが、そのような状況で無事アル・サレムに着陸できたのはそれまでの積上げと優れたチームワークの成果である旨、述べられるとともに、事後の

安全運航の継続が誓われた¹⁷⁶。

このような気象条件が運航状況に与える影響は、派遣時期とは関係なく常に生じるものであった。しかし、気象予報については、クウェート周辺では日本で利用できるような精密な観測網がないことから、衛星写真の判読を主体とするものとなり、それまでの派遣隊員による申し送り資料が貴重な手引きとなっていた。また府中基地に本部を置く空自の気象部隊である航空気象群からも毎日気象関係の資料が送られ、クウェートでの業務に対する支援が行われていた¹⁷⁷。

また、脅威情報に対する分析が日々の任務運航の可否を判断する重要な要素であることには変わりはない。イラク国内で軍用機に対する各種の「脅威情報」といっても、時間や場所はもちろん、攻撃を受けた機種が固定翼機かヘリコプターか、あるいは弾種は誘導弾、ロケット弾、あるいは小銃・機関銃などの小火器の別などを区別した上で、例えば誘導がない機関砲弾は曳光弾が混じっているので特に夜間に視認されることが多く、命中しないような遠距離からの発射でも「撃たれた」という情報になりやすいといった特徴などもふまえて、空輸中の固定翼輸送機に対する具体的な脅威度として精査する必要があった¹⁷⁸。そのような分析に必要な情報入手について、現場の米軍関係者との良好な関係が重要であることには変わりはないが、米軍担当者も一定期間で交代することなどもあって、空自の事情などを説明しなおすこともあった。また空輸計画部要員は各期1回限りの派遣である一方、輸送航空隊では搭乗員を中心に複数回派遣される要員がおり、脅威情報を踏まえて運航の可否を判断する手順や基準について、2004年3月の運航開始から蓄積された一定のノウハウがあった。そのため、すでに国内では活動の終了と撤収にむけて議論が出てきたこの時期においても、円滑な任務運航の実施のためには、情報分析の担当者同士だけでなく隊司令と空輸計画部長の間で脅威情報の評価に関する認識をすり合わせておくことが必要だった¹⁷⁹。

（その他の部隊の状況）

2008年末がイラクで活動する多国籍軍のマンダートの期限であることは認識されており、また第15期要員派遣中には国内で与党関係者からも活動終了・撤収に関する発言がなされるようになっていたが、派遣輸空隊の現場には撤収に向けた指示などはなく、むしろさらに活動が長期にわたっても大丈夫なように各種の基盤整備等が取り組まれていた¹⁸⁰。

（3）第16期要員

（部隊の展開）

第16期前段要員と交替した副司令以下約100人の第15期前段要員が、2008年7月19日、小牧に帰国する¹⁸¹。同様に、第16期後段要員と交替した第15期後段要員は、8月23日に小牧基地に帰国する¹⁸²。

第16期要員の派遣時には、すでに2008年末での撤収も議論されていたが、まだ正式に決定されたものではなく、派遣要員の人選等の作業は2007年末頃から進められていた¹⁸³。

第5章 対応措置の終了（基本計画4～5年目：2007年～2008年）

（任務運航の状況）

9月11日には年内撤収との方針が政府から発表された¹⁸⁴が、8月から12月の任務運航の状況は、12月をのぞき、毎月21回から16回となっていた。

表：航空自衛隊部隊の任務運航実績（平成20年8月～12月）

年月	輸送回数	国連輸送	総空輸量		国連	米軍	他国軍	文民等	外務省等関係	空自等関連
			人員(人)	物資(t)						
20.8	18	2	人員(人)	1342	1	867	1	369	14	90
			物資(t)	10.857	9.211	0.000	0.000	0.000	1.646	
20.9	13	2	人員(人)	887	0	703	0	133	12	39
			物資(t)	14.603	14.549	0.000	0.000	0.000	0.054	
20.10	21	5	人員(人)	1.528	0	1177	0	239	14	98
			物資(t)	15.279	15.005	0.000	0.000	0.000	0.274	
20.11	16	4	人員(人)	1036	28	692	0	266	14	36
			物資(t)	12.167	10.907	0.000	0.000	0.000	1.260	
20.12	9	1	人員(人)	488	0	372	0	88	1	27
			物資(t)	1.394	0.465	0.000	0.000	0.000	0.929	

また、11月7日には、任務運航800回が達成された¹⁸⁵。

なお第15期要員及び第16期要員の派遣期間に対応する平成20年度(2008年4月から12月)中の運航回数は138回だったが、2008年3月以降、バグダッドへの運航がそれまでの週1回から基本的に週2回に増加したのに対して、脅威情報に起因する運航取り止めは無かった。

表：空自部隊の任務運航取り止めの状況（平成20年度）

		脅威情報に起因	天候不良に起因	その他
合計回数		23回	104回	24回
20年度	31	0	28	3

※その他は、航空機不具合、輸送所要の調整結果による運航取り止め

出典：「参考6 航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』（平成21年7月）。

第16期のパイロットの中には、派遣当初の準備から先遣隊、本隊の送り出し等を担当し、その後、他の部門で勤務した後、2008年4月に4年ぶりに1輸空隊に復帰した者もいた。派遣に先立ち、4年間デスクワークについていたブランクを取り戻すため、まずC-130H輸送機の操縦要領を回復するための訓練を行い、その後、イラク国内での離着陸要領の訓練、派遣前の総合訓練等が行われた。イラク国内での運航要領についても派遣前には心配されたが、それまでに蓄積された運航ノウハウ、確立された運航支援態勢により、不安なく運航することが出来たという¹⁸⁶。

（その他の部隊の状況）

米軍との交流はいわゆる文化交流だけでなく、整備等の分野では必要な部品や修理に必要な資器材を相互に貸し借りすることも行われていた。米軍側からは、部品としての保管が無ければ、予備用のエンジンから必要な部品を取り外して提供される場合もあった。また、それぞれの整備業務を研修する機会が設けられ、同じC-130H輸送機の整備に関する

共通点と相違点を認識することが出来、より円滑な連携に役立てられていた¹⁸⁷。

第16期要員の広報担当者は、職種に関わらずイラクへの派遣を熱望していたところ、広報担当としての派遣が決まった。恒常業務とは異なる職務だったので、広報関係の教育が浜松基地で別途実施されたが、カメラ、ビデオでの撮影と編集、それぞれ1日ずつのカリキュラムだったため、派遣直後の1、2週間は苦労したという。広報担当としての主な業務は、行事、訓練、業務などの風景を写真やビデオに撮影し、2週間に1回、留守家族向けや日本の空自部隊向けの新聞を作成することと、第16期でリニューアルされたホームページの、日本語版と英語版、それぞれの更新があった¹⁸⁸。

熱望する隊員がいる一方、衛生のように空自全体での隊員数に限りがある特技の場合、すでに同一部隊から複数回派遣される例も出ていた。中部航空方面隊では、第16期要員に衛生要員を1名派遣するの必要があり、2007年12月の、早い隊員はすでに年末年始休暇に入る頃、派遣希望調査の連絡が隷下部隊に対して行われた。最終的に地对空ミサイルを装備する部隊からの派遣が正式に決まり、健康診断などの準備が始まったのは2008年3月で、その後6月から事前教育が始められた。派遣先での衛生隊の任務は、引き続き傷病者への対応、健康管理、メンタルヘルスに防疫などとなっていた。空自の撤収に向けた議論が種々報じられるようになっていた9月、体調不良を訴える患者を精密検査のために基地内の米軍衛生隊に受診させたところ、検査データが米海軍病院に転送され、更なる精密検査の実施が勧められた。結果的にCT検査などを行い、虫垂炎であることが判明するなど、現場レベルでの米軍からの医療支援は引き続き積極的に行われていた¹⁸⁹。

（撤収決定への対応）

第16期要員の隊司令を務めた北村靖二1佐がイラクへの派遣を打診されたのは、派遣直前の2008年5月末になってからだった。その時点ではC-1輸送機の部隊である入間基地の第402飛行隊長を務めていたが、2002年10月から2005年4月までアメリカ本土のC-130輸送機部隊に交換幹部として勤務した経験があり、帰国後も2007年3月まで空幕でイラクへの派遣に関する取りまとめ業務も担当しており、空自のイラク派遣関係業務の全般を理解できる立場であった¹⁹⁰。

6月上旬から府中基地の支援集団司令部で輸空隊司令、副司令、司令部の各部長などや空輸計画部要員の全員を対象とする指揮官等教育と、小牧基地で行われる派遣要員の全員に対する教育に参加したが、すでに空自撤収に関する報道などもあり、第16期要員が最後の派遣になる可能性は十分理解されていた。しかし正式に決定されたわけではなかったので、派遣輸空隊の要員に対しては、第16期は撤収のことを考える必要はなく、第1期からの襷をしっかりと引き継いで、第17期に最高の状態で引き渡すことに集中するように指揮官として指示していた。また、正式に撤収決定の連絡を受けたのは9月11日に発表される前日だったが、その連絡内容も、撤収の決定が発表されるが、まだ任務が終わったわけではないので、隊員を動揺させず、最後まで任務を淡々と続けるようにという趣旨だった¹⁹¹。

撤収の正式決定後も、任務運航に必要な態勢は通信なども含めて一切変更せず、撤収に向けた検討や準備作業は司令部の主要なスタッフや指揮官に限定し、通常業務に負担がかからない範囲で見積もり等を行うとともに、クウェート軍等から借用していた施設の返還や持ち帰らない物品の譲渡に関する調整など、最低限の作業が着手された。そのような限

定された範囲の業務であれ、隊司令としては、かりに任務運航に必要な業務に影響があれば「頭の体操」もやめるよう指示し、現場の隊員には撤収に関する準備等については、全く指示など出さなかった¹⁹²。

11月15日には第16期要員の前段約100人がチャーター機で小牧基地に帰国した。同10日には第17期要員ではなく第16期最終要員が入れ替えのため出国しており、通常は前段要員として帰国予定の輸空隊副司令も現地にとどまり、活動を継続していた¹⁹³。

撤収に関する正式決定は、11月28日に行われ、同日、防衛大臣から撤収命令が発令された¹⁹⁴。またあわせて、格納庫のクウェート軍への引渡しや持ち帰る装備品等の手続きを行う撤収業務隊の編成命令も発出された¹⁹⁵。イラク復興支援派遣撤収業務隊は12月5日、小牧基地で編成完結式が行われ、要員は同7日までにアリ・アルサレム空軍基地に到着した。撤収業務隊要員70人のうち30人が派遣経験者となっていた¹⁹⁶。

12月6日にはバグダッドの多国籍軍基地内において空自の任務終了を記念する式典が開催された。式典には自衛隊側からはバグダッド連絡班の連絡幹部が出席し、残念ながら活動を終えるが、イラクの復興に貢献できたと述べる一方、多国籍軍の副司令官（米空軍少将）から、空自の任務は成功だったとねぎらいの言葉が述べられた¹⁹⁷。

補給支援特措法を1年延長する改正案が衆議院で再議決され、成立した12月12日には浜田防衛大臣から派遣輸空隊に対して空輸活動の任務終了が命じられた。命令を受け第16期派遣輸送航空隊はクウェートのアリ・アルサレム空軍基地とイラクのアリ（旧タリル）空港を往復して、通算821回目となる最後の任務運航を終えたが¹⁹⁸、第16期要員約210人のうち約60人は、引き続き、撤収業務隊とともに撤収作業にあった¹⁹⁹。

C-130H輸送機の帰国は12月15日から始まり、同日、3機のうちの1番機がアリ・アルサレム空軍基地を出発した²⁰⁰。同17日には最後の1機の出発に先立ちアリ・アルサレム空軍基地で、武田良太防衛大臣政務官や国連や米国、クウェートなど関係国の来賓などが出席して帰国式典が行われた²⁰¹。

なお、12月16日にクウェートを出発したC-130H輸送機の帰国2番機は、帰還途中でエンジンへ燃料を送り出すポンプに不具合が見つかったため、日本から部品や整備員を送って修理され、3番機と共に、同21日、小牧基地に帰国した²⁰²。

北村司令以下第16期要員約140人が12月23日、空自小牧基地に政府専用機で到着²⁰³し、翌24日、麻生首相も出席して帰国行事が行われた。式典には小泉元首相も出席した²⁰⁴。式典では北村第16期司令から織田支集団司令官に対して帰国報告が行われた後、隊旗返還式が行われ、内閣総理大臣特別賞状と楯が麻生首相から北村司令へ手渡された。また隊旗は北村司令から織田司令官へ、織田司令官から浜田防衛大臣へ、順に返還された²⁰⁵。

（4）撤収業務隊

寒河江勇美撤収業務隊司令は第3期派遣輸空隊司令としてもクウェートに派遣された経験があった。第3期の当時は隊舎はクウェート軍の格納庫の一部を借りているなど、いまだ活動基盤の建設途上だったのに対し、撤収に赴いた2008年12月には、クウェートの空自施設は活動拠点として完成され、すばらしい環境に変わっていた²⁰⁶。

撤収業務隊では、第16期要員の帰国後も、事務用の机、コンピュータから航空機用の部品まで一つ一つを具体的に把握し、持ち帰るか否かの仕分けを行い、その上で、日本への

後送とクウェートなどへの譲渡に必要な手続きが進められていった²⁰⁷。

具体的には、第16期派遣輸空隊から使用していた物品を全て引き継ぎ、装備品等は、使用できる物とできない物、本邦に輸送する物と現地で処分等する物を個別に判断し、それに見合った必要な処置が実施された。宿舎等は、隊員の宿泊場所を清掃の計画に合わせ移動しながら部外の現地業者を活用し、室内の清掃と主要な塗装等が実施された。事務所等は、業務の進捗を見ながら、撤収業務隊の要員自身で清掃と塗装等が行われた。輸送については、日本で契約した部外業者を活用し、品目個々の梱包及び集積等の輸送準備、船便、空輸便の出発までの保管、通関書類の作成、積載状況の確認等が行われた。日本に持ち帰られた物資は、全体で、航空貨物約64トン、船舶貨物約87トン、計約151トンにのぼっていた。さらに、通信設備は、運航のために必要な通信回線や器材を事務所等から撤去し、床下及び天井に張り巡らせたケーブル類も、隊員自ら埃の中マスクを着けゴーグルをかけて、這いずり回りながら撤去が行われた²⁰⁸。

また、現地に設置されたプレハブ宿舎、食堂、隊舎、整備用格納庫などは、解体に経費を要するため、不用決定の上、クウェート軍などに引継ぎが行われた²⁰⁹。

撤収業務隊は陸自、空自を合わせたイラクでの人道復興支援活動のしんがりにあたるので、最後の気のゆるみが些細な事故につながりかねず、現地派遣中は、休暇中の交通事故なども含め、全員が無事に、事故なく、怪我なく帰国して、初めて「完全試合」を達成できるという認識で、任務にあたっていた²¹⁰。

当初は3月末までの派遣予定だったが、計画を見直して予定より早く任務が終わるようになり、2009年1月22日、2月6日、同9日、同11日、同14日と合計5回に分かれて順次帰国した。2月15日午前8時、空自小牧基地で寒河江司令以下約130人のイラク復興支援派遣撤収業務隊要員が参加し、寒河江司令から織田支集団司令官への帰国報告ののち、武田大匠政務官臨席による隊旗返還式が行われた²¹¹。

これにより、2003年12月の空自先遣隊の派遣に始まる、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊のすべての活動が終了した。

5 小括

（1）法律・基本計画のレベル

陸自のサマーワからの撤収後、2006年12月に基本計画が延長されてから2008年12月に輸空隊第16期要員で空輸任務が終了するまでの2年間に、イラク人道復興支援特措法の改正(期限延長)、再度の基本計画の変更(派遣期間延長)、そして派遣終了と、4つの決定がなされた。

（国会と政府・与党との関係）

この間、国会と政府・与党との関係は、2007年7月の参議院選挙を境に大きく変化した。2006年9月に小泉内閣から安倍内閣に交代した後も、同年10月のテロ特措法の期間延長は法案の閣議決定から1か月以内に成立した。2007年7月が期限となっていたイラク人道復興支援特措法の延長も同年7月の参議院選挙に向けた争点化をめざし、民主党が廃止法案を国会に提出するなどしたが、米軍再編特措法の成立に続き、2007年6月までには改正が成

立していた。イラク人道復興支援特措法の改正は、引き続き、通常国会での重要法案のひとつではあったが、法案は2003年の半分にも満たない審議時間で成立していた。法案審議中にイラク領内での空自の運航の危険性が答弁されたが、これはむしろ政府が活動の安全性を強調する姿勢に対して、危険な運航に携わる隊員の心情への配慮を求めた空自高官からの直訴の結果とも言われていた。

またイラクでの空自の活動について、継続反対が7割を超えるとの世論調査もある一方で、活動自体の認知度が約5割にまで低下していたという状況だった。

2007年7月の参議院選挙の結果、野党の民主党が与党の自民党・公明党を上回る議席を獲得すると、同年10月末までに延長が必要だったテロ対策特措法に代わる補給支援特措法案の審議が難航し、法律失効に伴いインド洋での給油活動が11月から2008年1月まで中断されることになった。補給支援特措法案の審議の際には、それまで提出はされても実質的な審議が行われたことのなかった民主党提出のイラク人道復興支援特措法の廃止法案の審議が参議院で行われた。2008年4月の名古屋高裁の違憲判決の場合も、任務運航に直接の影響はないものの、空自の活動の正当性に国会や裁判所が疑義を呈したと現場の隊員には受け取られ、現場の士気にはネガティブな影響があった。

（与党と政府の関係）

2006年12月の基本計画延長以降、法律の期限延長も含めて、イラクでの活動を巡っては、政府と与党との調整は、2003年の派遣決定時にみられたように大きな焦点にはなっていなかった。法律の期限延長幅も、アメリカの派遣継続の見通しや国連安保理決議で多国籍軍の活動期間が延長されたことなどをを受けて2年と調整された。また、状況の変化をきめ細かく反映させるために法律の期限を1年とするべきとの主張には、一時、政府側から基本計画の変更間隔を半年とすることも提案されたが、期限延長の法改正成立後、作業の煩雑さの解消やより長期の派遣へのコミットについてアメリカ側にアピールする狙い等から、1年とする形の政府案で与党側の了解が得られていた。

2007年に入ると、アメリカ側からはイラクよりもアフガニスタンへの貢献が求められるようになり、2008年には、同年7月の洞爺湖サミットに向けてアフガニスタンにおける新たな人的貢献への要望がアメリカなどから寄せられ、調査団の派遣を含む検討が内閣で行われたものの、派遣に必要な新規立法を成立させるめどが立たず、現地調査結果の与党への報告も行われえないという状況に至っていた。

（2）空自の任務運航の状況とその評価

（任務運航拡大の影響）

2006年7月末の任務運航拡大以降、週5便を基準とした運航が継続し、そのうち毎週水曜日の便がバグダッド経由でエルビルまでの運航に充てられ、2008年3月以降は、イラク南部へ運航していた火曜日の便がバグダッドまで運航が延長された。この間、2004年3月から2006年3月末までに1回しか発生していなかった脅威情報に起因する運航取り止めが、2006年4月から2008年3月までの2年間で合計22回発生していた一方、2008年4月から同年12月までの間は、再びそのような運航取り止めはゼロになった。

第5章 対応措置の終了（基本計画4～5年目：2007年～2008年）

運航拡大によって周辺地域の治安状況が厳しいバグダッド空港への乗り入れが必要となり、ミサイル警報装置が作動する経験をするパイロットもあり、危険度は上がったと感じられていたが、それに見合う新たな対応措置は特段講じられず、最終的には運航取り止めを選択せざるを得なくなっていた。

2007年夏には、バグダッド空港上空での待機を命じられたC-130H輸送機の着陸の可否について、輸空隊から航空支援集団司令官に直接問い合わせがされる事案も生じていた。C-130H輸送機の運航に関わる輸空隊司令と空輸計画部長の権限は、運航拡大でも特に変化はなく、運航取り止めの判断について、脅威分析・見積もりをどのように評価するのかで隊司令と空輸計画部長で調整がつかないことが引き続き生じていた。2008年4月以降は、反乱鎮圧ドクトリンの効果により地上の治安状況全般が改善した効果などとともに、派遣輸空隊と空輸計画部の間での脅威認識に対する調整が円滑に行われたことが、脅威情報に起因する運航取り止めがなくなった背景といえよう。

（派遣パターンの継続）

合計約200人の空自派遣部隊の4か月毎の派遣間隔は2006年夏以降も変更されなかったため、搭乗員と直接の整備要員は第1輸送航空隊から繰り返し派遣される一方、派遣輸空隊の管理部門と空輸計画部は、4か月毎に1回限りの派遣というパターンが継続された。また派遣前の準備訓練も1週間程度の集合教育を中心に行われる要領が踏襲されていた。

この結果、C-130H輸送機の運航を直接担当する飛行部門では、脅威情報の判定要領等も含めて活動のノウハウが徐々に蓄積されていた一方で、空輸計画部は自らの要員交代に加え米側担当者の交替等により脅威情報の提供が突然止められることも生じており、米側との関係の維持に努力する必要があるが続いていた。

また、受入施設の整備に伴い2006年秋以降に女性隊員が派遣されるようになるとともに、複数回派遣者の士気を維持するためにも、引き続きプライバシーを確保できるような宿舎や日本式の浴場の整備、日本食の提供、家族との連絡用のパソコン回線の高速化など、勤務環境の維持向上の努力が、撤収決定の直前まで続けられていた。他方共通的な職務に当たるため全国の部隊から希望などにより派遣された隊員の中には、数少ない得がたい国外勤務の機会に「頑張りすぎる」者もいて、同じクウェートの基地内で勤務する複数回派遣者と1回限りの派遣要員の間で、種々の齟齬が生じないように団結、規律等を維持することも、指揮官の重要な役割、課題となっていた。

（撤収に向けた準備）

陸自の場合は、2005年末の基本計画変更が撤収の一つのきっかけになるとも予測され、同年秋から復興支援活動の新規着工が抑制されるなど撤収が決定された場合への対応についても配慮されていた。その後2006年6月の撤収決定に向け、撤収期間を短縮するためにも、資材や装備品の計画的な後送、復興支援事業の逐次の縮小など、活動自体に様々な影響が生じていた。しかし空自の場合、むしろ最終フライトにおいても安全運航を確保することが優先されていたため、撤収に向けた業務は計画作成等にとどめられ、装備品の日本への輸送や空自が建設した庁舎等のクウェートへの引継ぎなど撤収業務の大半は、別途派遣された撤収業務隊に委ねられることになった。

（2007年から2008年の活動の評価）

運航拡大後、2006年夏以降の空自の活動は、地对空ミサイルの脅威が増大したという以上に厳しい状況になっていたといえる。

政治レベルでは、法案審議も大きな問題とならず、基本計画の延長に要する与党間調整もほぼルーティン化しており、世論調査では活動継続が知られておらず、あるいは派遣延長に反対が過半数を占める場合もあった。民主党のイラク廃止法案や名古屋高裁の違憲判決も、空自の活動の正当性に対する疑義として受け取られていた。

活動の意義も、人道復興支援を主とする点に公式に変更されないまま、稼働率や輸送量などコアリションの中での実績に対する米軍の評価が重視される、と認識されていた。

一方、派遣部隊の要員は、運航要員は繰り返し派遣され、陸自支援のころからの継続が認識されている一方、クウェートの地上要員や空輸計画部の要員は引き続き1回限りの派遣となり、そこに活動の意義や脅威認識に関するギャップが生じてもやむをえない状況に至っていたといえよう。

そのような状況で、上級部隊の指揮官である航空支援集団司令官の意図により、勤務環境の継続的な整備を通じて士気と規律の維持が図られ、輸空隊と空輸計画部の脅威認識の差も認められた上で、アメリカ軍への伝え方について「角が立たない言い方」が指示されること等によって、2008年12月の終了まで、円滑な活動の継続が図られていた。

以上、2003年3月から基本計画等の区分に応じて、それぞれの時期におけるイラクでの自衛隊の活動に係わる政策の動向について、イラク人道復興支援特措法や同法に基づく基本計画のレベルで見ると共に、陸幕・空幕から派遣部隊に至る自衛隊内部の活動について、事前の準備段階も含めて、明らかにしてきた。

そこで、次章では、約5年間にわたるイラク派遣を巡る政治レベルの動向の意義を総括するとともに、陸自と空自、それぞれの海外派遣時における活動について、対象環境、活動主体、安全に対する脅威、管理からの相対的自律の具合などの観点から考察し、「永田町で決定された政策が、イラクの現場でどのように実施されたのか」の結論としたい。

その上で、政策的な含意として、国際平和協力活動に関して論じられることの多いいくつかの論点について考察することとしたい。

- 1 時事通信「空自派遣の延長視野と額賀防衛庁長官＝衆院イラク特委が閉会中審査」2006/08/11/1238。
- 2 『朝日新聞』、2006年8月26日、4面。
- 3 『朝日新聞』、2006年9月21日、1面。
- 4 『朝日新聞』、2006年9月27日、1面。
- 5 『朝日新聞』、2006年10月6日、夕刊3面。
- 6 『朝日新聞』、2006年10月14日、4面。
- 7 『朝日新聞』、2006年10月31日、3面。
- 8 『日本経済新聞』、2006年10月28日、3面。
- 9 『朝雲』、平成18年11月02日、2面。
- 10 『日本経済新聞』、2006年11月3日、2面。
- 11 『朝日新聞』、2006年11月9日、2面。
- 12 『朝日新聞』、2006年11月10日、1面。
- 13 『日本経済新聞』、2006年11月9日、2面。
- 14 時事通信「空自イラク派遣延長へ＝来年7月まで、来月閣議決定－政府」2006/11/07/1159
- 15 『朝日新聞』、2006年11月29日、2面。
- 16 『朝日新聞』、2006年12月2日、2面。
- 17 『日本経済新聞』、2006年12月5日、夕刊2面。時事通信「空自イラク派遣の延長了承＝公明」2006/12/05/2003
- 18 『日本経済新聞』、2006年12月8日、夕刊2面
- 19 『朝日新聞』、2006年12月9日、4面。
- 20 『朝日新聞』、2007年1月11日、1面、2面。
- 21 『朝日新聞』、2007年1月12日、2面。
- 22 『朝日新聞』、2007年1月13日、3面。
- 23 『朝日新聞』、2007年2月16日、4面。
- 24 時事通信「イラク特措法延長、適切に判断＝安倍首相」2007/02/19/1840。
- 25 『朝日新聞』、2007年2月22日、1面。
- 26 『朝日新聞』、2007年3月6日、夕刊2面。
- 27 『朝日新聞』、2007年3月7日、1面。
- 28 『朝日新聞』、2007年3月15日、2面。
- 29 『毎日新聞』、2007年3月17日、2面。
- 30 『日本経済新聞』、2007年3月30日、夕刊2面。
- 31 『毎日新聞』、2007年3月17日、2面。『日本経済新聞』、2007年3月21日2面。
- 32 『朝日新聞』、2007年4月17日、4面。
- 33 『日本経済新聞』、2007年4月4日、2面。
- 34 『朝日新聞』、2007年4月25日、4面。
- 35 『朝日新聞』、2007年4月20日、4面。
- 36 外務省「日米首脳会談の概要」(平成19年4月27日)< http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_abe/usa_me_07/j_usa_gai.html>。
- 37 『日本経済新聞』、2007年5月6日、2面。
- 38 『朝日新聞』、2007年5月8日、4面。
- 39 『日本経済新聞』、2007年5月15日、2面。
- 40 『日本経済新聞』、2007年5月15日、2面。
- 41 『朝日新聞』、2007年5月16日、4面。
- 42 『朝日新聞』、2007年5月23日、2面。
- 43 『日本経済新聞』、2007年6月21日、3面。
- 44 『日本経済新聞』、2007年6月6日、2面。
- 45 『日本経済新聞』、2007年6月21日、1面。

- 46 『日本経済新聞』、2007年6月20日、夕刊1面。
- 47 『朝日新聞』、2007年6月21日、4面。
- 48 『朝日新聞』、2007年7月3日、夕刊2目面。
- 49 『日本経済新聞』、2007年7月10日、夕刊2面。
- 50 『日本経済新聞』、2007年6月21日、2面。
- 51 『朝日新聞』、2007年6月30日、4面。
- 52 『朝日新聞』、2007年7月30日、1面、3面。
- 53 『朝日新聞』、2007年7月31日、夕刊1面。
- 54 『朝雲』、平成18年11月16日、1面。この際、出国報告は、派遣要員中最先任(空輸計画部長要員)の折戸優1佐が行った。
- 55 『朝雲』、平成18年11月16日、1面。
- 56 『朝雲』、平成19年1月4日、5面。
- 57 『防衛ホーム』、2007年12月15日、8面。
- 58 「参考6 航空自衛隊部隊の任務運航経路・状況等」『イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果』(平成21年7月)。
- 59 『朝日新聞』、2007年6月21日、34面。
- 60 『防衛ホーム』、2007年10月15日、8面。
- 61 『防衛ホーム』、2007年2月15日、1面。
- 62 『朝雲』、平成19年2月15日、1面。
- 63 『朝日新聞』、2007年6月21日、34面。
- 64 「第401飛行隊・ある派遣隊員の物語」『MAMOR』Vol.26(2009年6月)、8～12頁。
- 65 『防衛ホーム』、2007年11月1日、2面。
- 66 『防衛ホーム』、2007年11月1日、2面。
- 67 『防衛ホーム』、2007年12月1日、8面。
- 68 『朝雲』、平成19年3月15日、1面。
- 69 『朝雲』、平成20年11月20日、3面
- 70 『朝雲』、平成19年4月12日、1面。
- 71 『日本経済新聞』、2007年5月2日、2面。『朝雲』、平成19年5月10日、1面。
- 72 『朝雲』、平成19年5月17日、7面。
- 73 『防衛ホーム』、2008年2月1日、8面。
- 74 『朝雲』、平成19年4月26日、7面。
- 75 『防衛ホーム』、2008年1月1日、8面。
- 76 時事通信「派遣4回目の隊員も＝延べ2400人－イラク派遣延長・空自」2007/06/19/1924。
- 77 『朝雲』、平成19年5月31日、6面。
- 78 『朝雲』、平成19年7月19日、1面。出国報告は空輸計画部長の山下隆康1佐が行った。
- 79 『朝雲』、平成19年8月30日、2面。
- 80 空自関係者へのインタビュー。
- 81 『防衛ホーム』、2008年10月15日、2面。
- 82 『朝雲』、平成20年11月20日、3面
- 83 『防衛ホーム』、2008年4月15日、8面。
- 84 『読売新聞』、2008年12月23日、2面。
- 85 織田邦男「イラク派遣の回顧と展望」(平成21年4月15日)<<http://aiminghigh.web.fc2.com/25.pdf>>、7-8頁。
- 86 同上、6-7頁。
- 87 『防衛ホーム』、2008年6月15日、8面。
- 88 『防衛ホーム』、2008年3月1日、8面。
- 89 『防衛ホーム』、2008年5月1日、5面。
- 90 空自関係者へのインタビュー。

-
- 91 『朝日新聞』、2007年8月30日、1面。
- 92 『朝日新聞』、2007年9月20日、4面。
- 93 『朝日新聞』、2007年9月9日、1面。
- 94 『朝日新聞』、2007年9月10日、1面。
- 95 『朝日新聞』、2007年9月12日、1面。
- 96 『朝日新聞』、2007年9月26日、1面。
- 97 『朝日新聞』、2007年9月11日、1面、4面。
- 98 『朝日新聞』、2007年10月18日、1面。
- 99 『朝日新聞』、2007年10月23日、1面。
- 100 『朝日新聞』、2007年11月8日、夕刊1面。
- 101 『朝日新聞』、2007年11月13日、4面。
- 102 『朝日新聞』、2007年11月15日、4面。
- 103 『朝日新聞』、2007年11月22日、夕刊2面。
- 104 『朝日新聞』、2007年11月28日、夕刊2面。
- 105 『朝日新聞』、2007年11月28日、4面。
- 106 『朝日新聞』、2007年12月4日、2面。
- 107 『朝日新聞』、2007年12月12日、夕刊2面。
- 108 『朝日新聞』、2007年12月12日、1面。
- 109 『朝日新聞』、2007年12月21日、4面。
- 110 『朝日新聞』、2008年1月8日、1面。
- 111 『朝日新聞』、2008年1月10日、1面。2008年1月12日、1面。
- 112 『朝日新聞』、2008年1月15日、夕刊2面。
- 113 『朝日新聞』、2008年1月17日、4面。
- 114 『朝日新聞』、2008年1月17日、夕刊2面。
- 115 『朝日新聞』、2008年1月24日、夕刊14面。
- 116 『朝日新聞』、2008年4月1日、1面。2008年5月1日、1面。
- 117 『朝日新聞』、2008年3月20日、1面。
- 118 『朝日新聞』、2008年2月19日、1面。
- 119 『朝日新聞』、2008年2月29日、4面など。
- 120 『朝日新聞』、2008年4月18日、1面。
- 121 『朝日新聞』、2008年4月18日、2面。
- 122 『朝日新聞』、2008年4月19日、4面。
- 123 『朝日新聞』、2008年5月26日、2面。
- 124 時事通信「イラク特措法「延長難しい」と自民・山崎氏＝来年7月末で期限切れ」2008/05/25/2114
- 125 『日本経済新聞』、2008年6月13日、夕刊2面。
- 126 柳澤協二『検証 官邸のイラク戦争』（岩波書店、2013年）、145頁。
- 127 『朝日新聞』、2008年6月1日、2面。
- 128 『朝日新聞』、2008年6月5日、夕刊2面。
- 129 『朝日新聞』、2008年6月6日、4面。
- 130 『朝日新聞』、2008年6月10日、4面。
- 131 『朝日新聞』、2008年6月18日、4面。
- 132 柳澤、前掲書、146-147頁。
- 133 『朝日新聞』、2008年7月11日、夕刊2面。
- 134 『朝日新聞』、2008年7月13日、2面。
- 135 『朝日新聞』、2008年7月18日、4面。
- 136 『朝日新聞』、2008年6月13日、夕刊2面。官邸ホームページ「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について」（平成20年6月13日閣議決定）
 <<http://www.kantei.go.jp/jp/fukkosien/iraq/080613kettei.pdf>>。
- 137 『日本経済新聞』、2008年7月29日、夕刊2面。

-
- 138 『朝日新聞』、2008年8月2日、1面。
- 139 『朝日新聞』、2008年8月27日、1面。
- 140 『朝日新聞』、2008年9月2日、1面。
- 141 『朝日新聞』、2008年9月10日、夕刊1面。
- 142 『朝日新聞』、2008年9月3日、夕刊1面。
- 143 『朝日新聞』、2008年9月10日、4面。
- 144 『読売新聞』、2008年9月11日、夕刊2面。
- 145 『毎日新聞』、2008年9月11日、夕刊1面。『朝日新聞』、2008年9月11日、夕刊1面。
- 146 『日本経済新聞』、2008年9月12日、3面。『朝日新聞』、2008年9月11日、夕刊2面。
- 147 『朝日新聞』、2008年10月17日、夕刊2面。
- 148 『朝日新聞』、2008年10月21日、4面。
- 149 『朝日新聞』、2008年12月13日、夕刊4面。
- 150 『読売新聞』、2008年11月6日、3面。『毎日新聞』、2008年11月6日、3面。
- 151 『日本経済新聞』、2008年12月13日、2面。
- 152 『読売新聞』、2008年12月10日、2面。
- 153 柳澤、前掲書、148-149頁。
- 154 『日本経済新聞』、2008年12月19日、2面。
- 155 『毎日新聞』、2009年1月9日、3面。
- 156 『朝日新聞』、2008年11月28日、夕刊2面。
- 157 『毎日新聞』、2008年12月13日、30面。
- 158 『朝雲』、平成19年11月22日、1面。出国報告は最先任(空輸計画部長)の引田淳1佐が行った。
- 159 『朝雲』、平成20年1月3日、7面。
- 160 『読売新聞』、2008年12月18日、1面。
- 161 織田、前掲注85論文、22-23頁。
- 162 織田邦男「体験の指揮官心得～後輩へ遺したい教訓～」2010年1月<<http://aiminghigh.web.fc2.com/18.pdf>>、14頁。
- 163 織田、前掲注85論文、23頁。
- 164 『朝雲』、平成20年1月3日、7面。
- 165 『朝雲』、平成20年3月20日、3面
- 166 『朝雲』、平成20年3月20日、3面
- 167 『日本経済新聞』、2008年4月18日、1面。2008年4月19日、夕刊11面。
- 168 織田、前掲注85論文、15～17頁。
- 169 事案の概要については、『日本経済新聞』、2007年12月13日、夕刊23面など参照。
- 170 事案の概要については、『日本経済新聞』、2008年3月22日、43面など参照。
- 171 織田、前掲注85論文、9-10頁。
- 172 『朝雲』、平成20年3月20日、1面。
- 173 『朝雲』、平成20年4月17日、1面。
- 174 空自関係者へのインタビュー。
- 175 『朝雲』、平成20年5月15日、2面
- 176 『防衛ホーム』、2008年5月15日号、20面。
- 177 事案の概要については、『日本経済新聞』、2008年3月22日、43面など参照。
- 177 織田、前掲注85論文、9-10頁。
- 178 空自関係者へのインタビュー。
- 179 空自関係者へのインタビュー。
- 180 空自関係者へのインタビュー。
- 181 『朝雲』、平成20年7月24日、1面。
- 182 『朝雲』、平成20年8月28日、1面。
- 183 『防衛ホーム』、2009年2月15日、8面など。
- 184 『日本経済新聞』、2008年9月12日、3面

-
- 185 『朝雲』、平成20年11月20日、3面
186 『防衛ホーム』、2009年2月1日、8面。
187 『防衛ホーム』、2008年12月1日、8面。
188 「イラク人道復興支援を支えた自衛隊員たち」『MAMOR』Vol.28(2009年6月)、22頁。
189 『防衛ホーム』、2009年2月15日、8面。
190 北村16期司令へのインタビュー。
191 同上。
192 同上。
193 『朝雲』、平成20年11月20日、1面
194 『日本経済新聞』、2008年11月28日、夕刊1面
195 『朝雲』、平成20年12月4日、1面
196 『朝雲』、平成20年12月11日、1面
197 『朝日新聞』、2008年12月8日、2面。
198 『日本経済新聞』、2008年12月13日、2面
199 『朝雲』、平成20年12月18日、1面
200 『日本経済新聞』、2008年12月16日、2面。『朝日新聞』、2008年12月16日、38面。
201 『日本経済新聞』、2008年12月18日、2面、『毎日新聞』、2008年12月18日、1面。
202 『朝日新聞』、2008年12月19日、38面。2008年12月22日、26面。
203 『日本経済新聞』、2008年12月24日、35面
204 『日本経済新聞』、2008年12月25日、2面。『防衛ホーム』、2009年1月15日号、1面。
205 『防衛ホーム』、2009年1月15日、1面。
206 「イラク人道復興支援を支えた自衛隊員たち」『MAMOR』Vol.28(2009年6月)、25頁。
207 寒河江撤収業務隊司令へのインタビュー。
208 寒河江勇美「撤収業務について」防衛大学校同窓会機関誌『小原台だより』Vol.17(平成22年11月)< http://www.bodaidisk.com/side/docs/2010_obaradai.pdf>、31頁。
209 「イラク人道復興支援を支えた自衛隊員たち」『MAMOR』Vol.28(2009年6月)、25頁。
210 寒河江撤収業務隊司令へのインタビュー。
211 『防衛ホーム』、2009年3月1日号、1面。

余 白

終章 政策実施過程としての「対応措置」

ここまでイラク人道復興支援特措法に規定された、イラクの復興支援に関わる人道復興支援活動、及びアメリカをはじめとする多国籍軍への支援を内容とする安全確保支援活動の2つからなる「対応措置」としての自衛隊の活動について、2002年秋から内閣官房によって始められたイラクに対する英米による武力行使後の自衛隊派遣に関する検討から2009年2月に完了した空自派遣部隊の撤収までを、法律の制定や基本計画の決定に関わるレベルと、陸自と空自それぞれの派遣部隊の活動や準備過程などについて時系列的に記述し、それぞれの時期やレベルに応じた特色の概要を明らかにしてきた。

ここで各章の概要を振り返ると、まず第1章では2002年秋から内閣官房でイラク戦争後の自衛隊派遣に関わる検討が始められた時期から、2003年12月の基本計画の閣議決定により陸自と空自の部隊派遣が開始された時期までを取り扱った。イラクへの武力行使は2003年3月に開始されたが、前年秋から戦争後への対応の検討に着手されたように、2001年の同時多発テロとは異なり、イラクでの武力行使後に何らかの対米支援が必要であることはすでに予期されていた。当初はイラク周辺国も含めた人道支援、復興支援などを中心に検討された対応策も、2003年6月にはイラク国内への自衛隊の派遣が不可避と考えられるようになり、それを可能とするための新法制定が必要となった。イラク人道復興支援特措法では人道復興支援とアメリカ等への支援活動のいずれも可能とされていたが、イラク国内での対米支援が可能となることが重要だった。他方国会会期の制約等もあり、法案の審議促進のため武器使用権限は拡充されなかったが、その点がイラクでの治安状況に鑑みて活動の安全確保に対する懸念の一つとなっていた。また法案審議を通じて、民主党をはじめとする野党は自衛隊のイラク派遣自体に反対の立場をとり、派遣の前提となる「非戦闘地域」概念の有効性を主要な論点として追及したので、イラクの治安状況が派遣の可否に関わる政治的な課題にもなっていた。法案提出時点で想定された「対応措置」の具体的内容は、陸自、空自ともPKOなどで実施実績のある活動を中心に浄水、給油や空輸支援が検討されたが、イラクでの米軍のニーズである治安維持活動や物資の陸上輸送などには合致せず、再検討が必要となった。しかし8月以降はイラク国内の治安悪化を受け、与党間の調整も通じて、部隊の安全確保が優先され、イラク南部地域での人道復興支援を主体として陸自部隊の派遣が具体化された。

第2章では、基本計画1年目の陸自と空自の活動を取り上げた。陸自による人道復興支援活動は、復興としてのニーズを満たすとともに部隊の安全を一層確実にするためにも、部隊自らが施工する当初計画から地元業者の活用やODAとの連携を中心とするものに変更されていった。それでも宿営地に対する砲撃などが発生し、施設や装備の強化など安全確保が図られていった。また空自は、地対空ミサイルの脅威も想定される中で空輸支援を開始したが、陸自の輸送支援を中心に比較的安定した地域での運航が主体となっていた。

イラク人道復興支援特措法では、自衛隊による「対応措置」の開始後、国会の「事後承認」が必要だったが、2004年1月、その審議の際、陸自派遣決定に関わる現地調査の事実関係について関係省庁間の情報共有の混乱から小泉首相の答弁修正の必要が生じ、これを契機に官邸に關係省庁の情報連絡会議が設けられ、その後毎日開催されて、派遣部隊の活動状況や事後の対策等、官邸を含めて詳細な情報共有が図られる体制がとられた。

また2004年4月以降、陸自宿営地への砲撃事案が発生するなど、安全確保への懸念が現実化し、野党からは引き続き「非戦闘地域」の要件を満たさず派遣の前提条件を欠くなどと追及・批判が続いたが、政府・与党に2004年12月の時点で部隊を撤収するとの議論はなく、与党幹事長、防衛庁長官による派遣部隊視察後に、基本計画が1年間延長された。

第3章では2005年の活動を記述した。陸自の人道復興支援活動も2年目となり、独自事業とODAとの連携の両面で事業規模が拡大する方向にあったが、6月に陸自車両が路上の爆発物(IED)からの被害を受けたのを契機に、隊員による宿営地外の活動と新規事業の着手が制約を受けるようになった。

一方、活動開始から約1年半後の2005年9月、「郵政解散」後に小泉首相から2006年9月までにイラクから撤収するよう検討が指示された。具体的な撤収時期については、テロ対策特措法によるインド洋での給油活動も含めた対米貢献としての必要性や派遣先地域の全般治安維持を担っていた英豪軍の撤収の意向などの対外的な関係に加え、防備を強化した宿営地の撤去に要する期間なども考慮して検討が進められ、2005年12月には、2006年前半の撤収を予期しつつ撤収時期を見極めるため1年間、活動期間が延長された。この間、空自は、引き続き陸自の輸送支援主体に活動を継続していた。

第4章では、2006年夏の陸自撤収と空自の運航拡大を中心に記述した。陸自の活動の中心は、イラク南部における治安権限委譲プロセスに合わせ、人道復興支援活動の充実よりは安全な撤収に向けた環境醸成に移っていった。一方、アメリカからは引き続きイラクでの活動への関与を求められたため、陸自撤収後、それまで南部を中心としていた空自の運航地域が中部のバグダッドや国連が活動する北部のエルビルまで拡大された。基本計画上は引き続き人道復興支援活動を主体に、多国籍軍などの支援は人道復興支援に支障のない範囲で行う点に変更されなかったが、実績は米軍関係の輸送が主となっていった。また、地上の治安が一層不安定なバグダッド周辺への飛行が始まり、地上からの攻撃の蓋然性も高まったが、国内での「非戦闘地域」の議論からの影響もあって、多国籍軍の基準よりも安全が優先された空自の運航基準について、米軍側との齟齬が懸念されるようになった。

イラク人道復興支援特措法は有効期限4年間だったので、2006年12月の基本計画延長に際しては、早期撤収の有無などアメリカの対イラク政策動向を見極めるため、当面、法律の有効期限である2007年7月までの延長と判断された。

第5章では、2007年から2008年にかけての空自単独での活動の状況を記述した。陸自撤収後も空自はイラクで「対応措置」を継続したが、世論調査などではそれに対する認識が低下していた。また2006年秋の中間選挙後、アメリカのイラクからの早期撤兵が一時懸念されたが、結局見送られたことから、2007年6月、法律の有効期間が2年間延長され派遣が継続された。

しかし延長直後の2007年7月の参議院選挙後、いわゆる「ねじれ国会」となり、国会での議論の焦点はインド洋での給油活動継続のための補給支援特措法案となっていった。また2008年にかけて、欧米諸国の関心がイラクからアフガニスタンでの活動に移り、アメリカからもアフガニスタン域内での新たな活動が求められたが、「ねじれ国会」の下ではアフガニスタンへの派遣に必要な新規立法はもちろん、イラク人道復興支援特措法の再延長も見通せない状況だったので、2008年9月、インド洋での補給継続を確実にするためにも、国連安保理決議によるイラクでの活動期限となっていた同年12月中の空自の活動終了・撤

収が決定された。

以上では、陸自と空自による「対応措置」の実施状況について時系列的な変化の様相を見てきたが、以下、第1章から第5章までの記述を踏まえ、法律と基本計画の決定や変更のプロセスと、陸自と空自それぞれの活動に際しての組織内部での管理活動についての特徴を分析したうえで、イラクでの「対応措置」について政策実施過程としての特色を考察し、最後に自衛隊による国際平和協力活動に関わるいくつかの政策的含意について指摘することとしたい。

1 「対応措置」に関する決定と実施の関係について

自衛隊のイラクでの活動全般は、法案の作成から「対応措置」の開始、変更そして終了の判断に際して、アメリカからの要請の内容と対米支援としての「対応措置」の意義が主要な判断要素となっていた。他方、「対応措置」の目的はイラクの復興支援であると位置づけられ、そのことが強調されていた。また2003年5月にアメリカが行なった主要戦闘の終了宣言以降もむしろイラクでの治安状況が悪化し、安全確保が自衛隊部隊の派遣の可否に関わる国会での主要な論点となっただけでなく、現地での活動開始後には、陸自宿営地に対する砲撃や車両に対するIED攻撃が行われ、空自輸送機に対するミサイル攻撃も危惧される状況となり、安全確保が国会とイラクの派遣先の双方において主要な課題となっていた。

そこで、イラク人道復興支援特措法と基本計画において①人道復興支援活動、②安全確保支援活動及び③活動の安全確保と規定されるこれら3つの要素の関係がどのように規定されかについて、基本計画の決定や変更など結節となる時期を中心にみたく、攻守交代関係の観点から、自衛隊にどのように伝達され、また自衛隊から基本計画のレベルにどのような要求がなされたのかについてまとめることとしたい。

（「対応措置」の開始の決定まで）

2003年3月のイラクに対する武力行使開始後、4月末に政府がまとめたイラク復興支援策には、すでにイラク国内での自衛隊の活動のために所要の検討を行なうことが含まれていた。部隊の活動としては、それまでの国連PKO等や国際緊急援助活動を通じて、施設部隊による道路などの補修、浄水・給水、医療支援の実績があったが、派遣根拠となる国際平和協力法が求める停戦合意や受入れ同意などの条件が満たされるめどが立たず、その点から新法が必要となっていた。他方、2003年6月に内閣官房によりイラク人道復興支援法案が取りまとめられた時期までには、与党調査団などによりイラク南部での人道復興支援ニーズが上げられる一方で、米国防総省などからは米軍部隊に対する輸送、補給等の後方支援が要望されていた。

イラク人道復興支援法案では、イラクにおける人道支援・復興援助を求める国連安保理決議1483号に特に言及している一方で、活動の類型としては、のちに自民党総務会の反対により削除されることになるが、原案には大量破壊兵器の処理に関する業務も含まれており、それを含め、人道復興支援活動と米軍等有志連合参加国の活動の支援となる安全確保支援活動は並列で記載され、特に人道復興支援活動が優先すると規定されていたわけでは

なかった。また、活動は「非戦闘地域」で実施すべき旨が定められ、派遣隊員の安全確保に対する内閣総理大臣と防衛庁長官による安全への配慮も法律に明記されてはいたが、活動の前提として安全が確保されなければならないという関係ではなかった。

法案の国会提出後にイラクで調査を行なった政府調査団や与党調査団は、どちらもイラク南部地域での人道支援ニーズの存在を指摘する一方で、政府内の調整の結果として6月末にワシントンで米側関係者に説明された自衛隊の活動内容は、バグダッド空港周辺での米軍等に対する給水や燃料補給などを中心とするものだった。これに対し、次第にイラクの治安が悪化していたことも踏まえ、米国防総省からは治安維持部隊や弾薬も含む輸送支援が求められた。つまり、2003年6月の時点では米軍に対する直接支援が陸自の活動内容としても検討される一方、人道復興支援活動との優先順位などは特に考慮されていたとは見受けられなかった。また、治安維持活動は実施可能な活動として法案に盛り込まれておらず、米軍に対する陸上での輸送支援任務の場合、妨害を排除して任務を遂行するための武器使用権限が必要と考えられており、法案作成に際して防衛庁・自衛隊から内閣官房に要望はなされていたが、内閣法制局の反対や、短期間で円滑な法案審議を求めた自民党執行部の判断などから武器使用権限の拡充は行なわれていなかった。このようにイラク人道復興支援法案は、対米支援を想定しつつも、結果的には米軍が具体的に求めてきた治安維持や輸送等の活動のニーズには対応できる枠組みにはなっていなかった。

法案審議に関しては、2003年9月に自民党総裁選挙が予定されていたことなどから、通常国会の延長幅は短期で、かつ法案の確実な成立が求められていた。そのため、民主党との修正協議が見込まれていたが、民主党がイラクへの自衛隊派遣自体に反対の立場をとることになったため、修正は行われなかった。そして、他国の武力行使との一体化を防ぐための仕組みとされた「非戦闘地域」概念の有効性や、6月以降も悪化した現地の治安情勢と首相などによる安全配慮規定との関係、あるいは自衛隊の派遣の必要性そのものが主要な論点となっていった。特に「非戦闘地域」ということと一定の地域が安全であることは別の概念であるが、次第に両者が結び付けられた議論となり、治安状況に照らして「安全かどうか」が派遣の可否に関わる議論としても受け止められるようになっていった。

一方、法案成立後の2003年8月のバグダッドでの国連事務所への爆弾テロ以降、治安情勢の一層の悪化に伴い、政府内での検討では空自の輸送機部隊を陸自に先行して派遣する案も取り上げられるようになった。しかし、空自のみでは部隊派遣の意義が米英軍等への支援が主体とならざるを得ない点が官邸サイドで懸念され、陸自派遣による人道復興支援が必要と認識されるようになっていた。一方、アメリカからの要請に関しても、国防総省や軍はイラクでの軍事活動に関係する後方支援等の内容が主体となっていたのに対し、外交的には、イラク政策に批判的なドイツやフランスなどとの対比で、どのような任務であれ日本が陸上部隊を派遣することに主要な意義があるとも理解されるようになっていた。

2003年9月には人道復興支援ニーズや治安情勢に関する調査のための政府調査団がイラクに派遣された。同調査団は10月に帰国後、イラク南部での医療施設の補修や給水などを中心とした活動が可能と小泉首相に報告した。この時期、米軍ニーズを重視し、小規模部隊をイラク北部へ派遣する案が別途提案されていたが、結局そちらは採用されなかった。そして、2003年10月のブッシュ米大統領の訪日時には、小泉首相から、人道・復興支援で役割を果たすとの表現で、自衛隊の早期派遣の旨が伝えられるとともに、同年11月の衆議

院総選挙においては政府・与党は、自衛隊派遣の意義を人道復興支援のためと説いていた。

その後、比較的治安状況が安定していると見られていた派遣予定先のイラク南部地区で、イタリア軍部隊に対する自爆攻撃や日本人外交官の殺害事件などが発生し、専門調査団の急遽の派遣などの対応がとられた一方、12月9日の基本計画の閣議決定に向けた与党内の調整においては、小泉首相と公明党の神崎代表の間で、人道復興支援活動を中心とすることや治安状況を十分な見極めることなどを内容とする覚書が交わされ、この二点が派遣決定に向けて政治的に一層重要な要素となっていた。

そのため基本計画においては、まず基本方針として「人道復興支援活動を中心」とすることが明示され、米軍等に対する支援活動は人道復興支援活動に支障を及ぼさない範囲で実施可能と位置づけられた。さらに、いずれの活動を行なう場合も、法律による条件である「非戦闘地域」内で実施すべきことに加え、「部隊の安全が確保されなければならない」と規定され、安全確保が活動の前提条件となっていた。つまり、イラクでの治安の悪化を受け、国会審議を通じて野党が「非戦闘地域」の実効性を追及していたことも背景に、与党内の協議で公明党から部隊派遣への賛成を得るために、安全確保が活動実施の不可欠の前提と明記されるに至ったといえよう。また、安全確保支援活動が規定され、一定の対米支援活動が可能ではあったが、米軍の現地レベルでのニーズとの関係では、内閣官房による法案作成段階で治安維持活動や任務遂行型武器使用が含まれず、また法案審議を見通した与党執行部の判断により「軽めの法案」として任務遂行型の武器使用規定が盛り込まれないことになった時点で、対応の困難な枠組みだったといえる。つまりアメリカとの関係では、少なくとも2003年末の時点では、国防総省や現地の米軍部隊が求める具体的な作戦上のニーズに対応できなくとも、人道復興支援任務であれ、イラクに地上部隊を派遣することに政治的、外交的な意義が認められていたといえよう。

（「対応措置」の変化）

基本計画の決定後、陸自、空自の部隊の派遣が開始され、2004年3月以降、「対応措置」が本格的に開始された。陸自派遣部隊の要望で人道復興支援活動の管理施工型への変更やODAとの連携の強化が図られたが、前者は基本計画は変更されず、後者についても別途ODAに関する閣議レベルの手続き変更などにより対応された。他方、陸自のサマーワ宿营地周辺への砲撃事案が生じ、現地の治安の悪化への懸念が高まるとともに、派遣の要件である「非戦闘地域」への該当の有無が国会での議論として再び取り上げられると、政府側でも2004年12月に期限が切れる基本計画の延長幅を、状況の見極めのために半年とする案を検討するなど、派遣先での安全確保は、国内での政治的な議論に直接影響を与えていた。また2004年12月の基本計画の延長時には、与党幹事長と防衛庁長官のサマーワ視察がそれぞれ行われた。

2005年12月の基本計画延長時には防衛庁長官の視察のみだったが、すでに同年9月の衆議院総選挙後、小泉首相からの指示により内閣官房を中心に陸自撤収の検討が始められていた。具体的な撤収時期が2006年6月と決まるまでには、アメリカからは日本によるイラクでの活動継続に対する要請がある一方、イラクでの政治プロセス進展やアフガニスタンへの兵力再配置を検討するイギリス軍の意向等もあり、治安権限がイラク側に移譲された以降の安全確保に対する懸念が大きな要因となり、外務省、防衛庁の担当者と米英豪の外

交・国防当局との協議が必要となっていた。

また、米側からのイラクへのコミット継続の要望に応えるため、空自の運航範囲がイラク南部から治安状況の懸念されたバグダッド以北に拡大されたが、その検討の際には内閣官房から空幕に対し運航の安全について照会がなされ、空自C-130H輸送機と同様の運航要領の大型輸送機に対しては地上からの攻撃例がないことが確認されていた。また内閣官房は、活動意義が対米支援のみとならないよう、国連に対する輸送支援を追加することなどで、公明党から空輸継続に対する了解を得ていた。

2006年夏の時点では、イラクに対する何らかのコミットを継続する方法として、新たな立法措置を要する活動の追加ではなく、基本計画の変更で対応できる空自輸送機の運航拡大は、地上から攻撃を受ける可能性が低いと判断されたこともあり、対応が容易と考えられていたといえよう。他方、運航拡大後の実績として米軍の人員、物資の輸送の比重が高くなっていたものの、基本計画における、人道復興支援活動と安全確保支援活動の関係や、安全確保が前提となる関係は、2006年8月の運航拡大の時だけでなく、対応措置の終了までの間、変更されなかった。

(「対応措置」の終了)

イラク人道復興支援特措法の改正法案は、2007年の通常国会では重要法案の一つとして扱われ、6月末に成立したが、内容は法律の有効期間を2009年7月末までの2年間延長するもので、「対応措置」の内容に関する変更は含まれていなかった。

その直後の2007年7月の参議院選挙で自民党が大敗し、衆参のねじれ状態となると、インド洋での洋上補給の継続が、同11月1日のテロ対策特措法の失効を受け、補給支援特措法を再議決規定によって成立させる必要があるほど重要な政策課題となっていった。さらに2008年には、7月の洞爺湖サミットの議題としてもイラクよりもアフガニスタンへの対応が重視され、アフガニスタンへの派遣等がアメリカからも求められるようになっていった。加えてイラクへの多国籍軍の駐留期限が2008年末である一方、イラクとの個別の地位協定の締結と法律期限を再度延長できる見通しが立たなかった。そのため、洞爺湖サミットの後、9月11日にイラクからの空自の撤収方針が決定され、12月に活動を終了することになった。

2007年6月の法律の期限延長から対応措置の終了までのプロセスからは、2008年夏までには国際的にイラク問題の重要性が相対的に下がったため、すでに再議決を行ってまで「対応措置」を継続する政治的・外交的意義が薄れたと判断されたものと言えよう。

(法律・基本計画レベルにおける「与党」及び「国会」の影響)

上に見たように、内閣官房中心に取りまとめられたイラク人道復興支援特措法では、「対応措置」は人道復興支援活動と安全確保支援活動が並列であり、当初はこの規定で一定の範囲の米地上部隊の後方支援活動の実施が想定されていた。その後、基本計画で安全確保を前提として人道復興支援活動を中心とすると規定されたが、これは、イラクの治安状況の変化とともに、与党である公明党の意向が強く反映されていたといえ、陸自の人道復興支援活動の要領や空自の運航拡大など、「対応措置」の実施状況に変化があっても、基本計画上の安全確保、人道復興支援活動及び安全確保支援活動の関係は変更されなかった。野

党の民主党も、2003年12月の基本計画決定までは、むしろ「非戦闘地域」の議論とも結びついた安全確保に関する論戦などを通じて、基本計画の決定時期などに加えて、安全確保の重視と人道復興支援を主体とすることにも、一定の影響を及ぼしていたといえよう。

「対応措置」の内容に対する公明党としての対応は、法律には規定されていない与党協議の枠組みにおいて、基本計画の決定時だけでなく期間延長の際などにも、安全確保と人道復興支援重視に対する要求が続けられていた。例えば陸自本隊の派遣決定時に、基本計画決定や実施要項承認とは別途、首相の判断の機会を設けること、また2004年6月に多国籍軍に参加するための基本計画の変更時には日本独自の指揮権や撤収権限の保持が強く求められた。あるいは2004年12月の基本計画延長に際しては、早くも派遣終了の条件・考え方を提示してもいた。これらは通常の与党間協議に加え、2003年12月の基本計画決定と2004年12月の基本計画延長の際に、神埼代表や冬柴幹事長が事前にサマワなどの視察に赴くことなどを通じても行われていた。2006年8月の空自の運航拡大について、国連への支援追加が賛成の条件とされていた。

このように、閣議決定で定められる基本計画であっても、時期や内容に応じて、与党間の調整に相当の労力と時間を要する場合があった。

一方、野党である民主党からの影響については、国会での質疑等を通じた直接の追及だけでなく、法案の国会審議を短期かつ円滑に行なうため事前に武器使用権限を拡大しない「軽め」の内容とするなど政府・与党側の対応にも現れていた。2003年の通常国会では、参議院では慣例から日程を自由に設定できない常設委員会での審議が見込まれたため、有事法制同様に民主党も賛成しての早期成立が期待され、衆議院での与野党協議を念頭に、法案には民主党に譲る「のりしろ」まで含んでいたと理解されていた。復興支援を求める国連決議の引用、自衛隊派遣に関する事後の国会承認、法律の有効期限が4年間、そして武器・弾薬の陸上輸送が可能という4点だった。また、基本計画は閣議決定後は国会に報告される規定だが、2003年11月の衆議院総選挙後には、特別国会における野党側からの追及を回避し、特別国会を短期間とするため、基本計画の決定時期が、当初想定されていた選挙直後から特別国会後に先延ばしされるという対応も官邸によってなされていた。

民主党の対応が、法律・基本計画の内容や決定までの日程に影響を与える場合があった一方で、民主党が繰り返し提出していた、イラク人道復興支援特措法の廃止とイラクからの自衛隊の撤収を内容とする「イラク廃止法案」が実際に審議・採決されたのは2007年秋にねじれ国会となってからであり、それも補給支援特措法案の審議時期を遅らせるためとされ、実際の審議も半日という状況だった。

これまで見てきた法律と基本計画のレベルの動向を自衛隊に対する「攻守交代関係」から見てみると、「対応措置」の開始までの過程では、「国会」、特に野党の民主党による国会での議論は、上に見たように、「対応措置」の基本的な関係を定めるのに影響があったといえる面もあるが、そのほかは与党側が野党の対応を想定して法律案などを用意する場合に、むしろ実質的な影響が増す場合があったといえよう。与野党協議を前提に、陸上輸送時の武器・弾薬の除外や、自衛隊派遣の事前承認が譲歩案として用意されていたが、かりにこれらの修正が行なわれていたら、空自の空輸支援活動への制約や自衛隊の派遣自体の国会承認時の負担増大につながっていたと言えよう。他方、イラク廃止法案は実質的な審議は行

なわれず、常に廃案となるなど、「対応措置」に対する影響は限定的といえよう。

むしろ与党の対応としては、民主党への「のりしろ」に派遣の事前承認への譲歩など、かりに修正して成立となったら「対応措置」の実施の決定に野党の影響力が増すと考えられる内容も含まれており、法案の早期成立がどれほど重視されていたか見て取れよう。他方、自民党では、総務会の事前法案審査において「対応措置」の一類型である大量破壊兵器関係の規定が削除された。

与党でも公明党は、国会だけでなく、閣議決定に向けた与党間協議で、「対応措置」の前提としての安全確保と人道復興支援の重視を主張し、派遣期間の延長や空自の運航拡大に伴う変更等の場合も含めて、基本計画における「対応措置」が安全確保重視で人道復興支援活動主体となるよう要望し、「対応措置」の内容に強く影響を与えていた。

内閣官房が法案を取りまとめる段階では、国会審議の短期化や与野党協議も見通して自民党参議院や自民党幹事長の意向も踏まえて「のりしろ」を準備した一方で、同様の理由から防衛庁・自衛隊からの武器使用権限拡大の要望は、与党までの判断で取り上げないことにしていたが、これは予算編成作業のように逐一攻守関係が交代せず、内閣官房が実質的な攻守関係の結果を取りまとめたものといえることができよう。また法案や基本計画作成の段階で政府調査団や専門調査団に内閣官房や外務省のほか自衛官を含む防衛庁からも所要の要員が参加し、基本計画等の内容に資する項目の他、部隊派遣時の準備項目の調査なども行われていた。

「対応措置」が開始されて以降は、陸自の人道復興支援活動に要する経費やODAとの連携等は、基本計画とは別の枠組みで措置されたが、予備費の使用決定やODAの手続きなど、内閣レベルでの対応を要するものもあった。

陸自撤収のきっかけは小泉首相の検討開始の指示だったが、その後の調整は外務省、防衛庁も含めて官僚機構内を中心に、陸自の撤収要領等も内閣官房と調整され、空自の運航拡大時には、公明党の意向で国連支援が加えられる一方、内閣官房と空自の間で航空機への脅威見積もりの調整等が行なわれていた。

以上からは、法案作成の段階では、武器使用に関わる自衛隊からの「要求」は認められなかったが、基本計画の作成に向けた政府調査団からはその具体的なニーズが反映されるようになっていったといえよう。基本計画で安全確保が前提とされた点は、公明党による与党調整が大きく影響していた一方、活動開始後は、主として陸自の人道復興支援活動に対して閣議決定などを要する予算の追加やODAの活用が図られたが、基本計画自体の修正は要しない範囲での対応となっていた。そしてこれら全体のとりまとめとして、内閣官房が、各省庁からの要求を取りまとめ査定するだけでなく、空自の運航拡大時のように、防衛庁・自衛隊に対して一定の活動を求めていると見られる場面があることが注目されよう。

2 陸自による実施過程と組織

陸自の派遣部隊はサマーワにおいて宿営地への砲撃や車列に対する路上爆弾による被害など、具体的な脅威に晒されながら「対応措置」の実施に当たっており、分析枠組みとしてリプスキーの「ストリート・レベルの官僚制」から援用した4つの要件に照らせば、現地での活動に「中央」の判断とは異なる裁量が生じてもおかしくない状況だったといえよう。そこで、以下では、4つの要件を踏まえ、「中央」と派遣部隊、及び派遣部隊内部の指揮官と隊員の関係の二つの関係が、陸自の組織内でどのように管理がなされていたのかについて、見ることにする。

(活動時期と具体的な任務)

陸自派遣部隊の任務は、基本計画上は派遣開始から撤収まで一定しているが、派遣部隊全体としても時期に応じて具体的な任務が異なっていた。それは、派遣当初は部隊が生活し、活動の拠点となる宿営地自体を設営し、また地元当局や他国部隊、国際機関などの関係機関との連携要領等、活動基盤の設定が必要になり、活動終了時には設営した宿営地の撤去あるいは他機関への移譲や活動に使用した装備品等の持ち帰りなどの撤収作業を、「対応措置」と同時並行で行なう必要があり、3ヶ月毎に交代した復興支援群や6ヶ月単位で派遣された復興業務支援隊は、それぞれの任務について、先遣隊や1次群は、宿営地の借り上げと設営、復興支援活動の手順確立、地域住民や現地当局とのネットワーク確立といった具合に、派遣時期に応じてより具体的な内容で認識していた。一方、2005年秋以降、撤収に向けた議論が東京で始められた頃、7次群では同年末の基本計画修正時に撤収が決定されても対応できるように人道復興支援活動の水準を調整することが重要だった。2006年2月に派遣された9次群では、復興支援を継続しつつ安全確実な撤収に向けての準備が、10次群では復興支援事業自体よりも撤収に向けた環境醸成が、それぞれ重要とされていた。

また人道復興支援活動のうち浄水・給水が2005年にはODA事業に移管され、関連の要員が減らされる一方で、治安状況に応じて警備や対外調整の要員が増員され、また警備用資器材も追加されるなど、部隊の組織も逐次変更されていた。

なお、イラク南部はイギリス軍が管轄し、サマーワ周辺の全般治安は当初はオランダ軍が、2005年2月以降はイギリス軍とオーストラリア軍が担当していたので、陸自派遣部隊と米軍との直接の接触は、バグダッドの司令部に派遣された連絡幹部や、日本からの輸送の中継地となっていたクウェートの米軍基地におけるものが中心となっており、米軍に対する支援は基本的に実施する必要のない環境にあった。

このように陸自の活動の前提として、基本計画上は同一の「対応措置」を実施すると規定されていても、復興支援群・業務支援隊毎に、時期に応じて異なる具体的な任務を、その状況に応じた判断基準に沿って、逐次修正された編成で実施することになっていた。

(「対応措置」実施の枠組み)

「対応措置」の実施に際して生じた課題の一つ目は、人道復興支援活動に必要な資源の不足であった。

もともとイラク人道復興支援特措法では、自衛隊は、「対応措置として実施される業務

としての役務の提供」を行なうものと規定されており、基本計画で予定されていた①イラク人医師等への助言・指導と状況に応じた地域住民等の診療、②浄水した生活用水の配給、そして③学校、道路等の公共施設の改修の3つの業務も、派遣部隊の要員が直接実施することが前提で準備が進められていた。しかし派遣準備の段階で官邸との調整により部隊規模が当初の計画よりも縮小され、人道復興支援活動にあたる要員数が削減されていた。さらに2004年1月に派遣が開始された時点で、直ちに上記3つの業務が実施されたのではなく、当初の予定で人道復興支援活動が本格的に実施できるのは、佐藤隊長以下の先遣隊が本隊派遣の判断に資する調査、宿営地の借り上げ、復興支援に関する枠組み作りなどを行い、2月に派遣される本隊先遣隊が宿営地整備を開始した後、浄水、衛生、施設補修に必要な人員と機材の現地入りが完了する4月以降だったので、派遣前の陸幕での検討時にも、本隊活動開始までの対応が検討されてはいた。

しかし、先遣隊の時点で派遣先のサマーワで認識されたのは、復興支援に対する地域社会からの期待が、「対応措置」により自衛隊部隊が提供できるとされた内容、規模を遥かに上回っていたことだった。そして、サマーワは銃が身近に入手できる環境だったので、復興事業への期待を裏切るなどの不満が自衛隊に対する敵意に変わることが危惧されたので、まず、先遣隊による現地での直接の対応として、先遣隊長以下が多国籍軍当局だけでなく、地元当局や部族などあらゆる対象者のところに赴き、直接の接触を持った上で、幅広いニーズや情報を集め復興計画の方針が検討される一方で、現地当局や部族などの期待を維持し自衛隊に対する反感が醸成されないよう、医官による医療技術指導を予定よりも前倒しして開始し、宗教行事での羊の配布や学校訪問時の文房具の配布などにより地域社会の期待を当面つなぐための工夫がなされた。また、先遣隊として、人道復興支援活動は自衛隊部隊自身による施工（自隊施工型）から契約業者による実施（管理施工型）に方針を変更し、4月以降は施設補修などで現地業者を雇用する予算の増額やその執行に必要な人員の増員が陸幕を通じて図られるとともに、事業規模や人道復興支援の3類型に該当しないため自衛隊が対応困難なニーズに対しては、防衛庁から外務省に対する調整も経てODA案件との連携が進められるようになった。2004年12月の基本計画延長時には、陸自による復興支援事業予算が予備費も含めて毎月1億円程度に増額され、2005年春からは建築物の施工に知見を有する防衛施設庁の技官が業支隊に参加して高度な内容の施設補修に対応できるようになった。さらに基本計画で規定された「補修」の範囲が柔軟に解釈されるようになり、当初はできなかった建替えも実質的に可能になるなど、地域社会のニーズに一層応えた復興事業が実施できるよう、追加措置が講じられていった。

これらの資源の追加によっても、先遣隊が認識した地元社会の過大なニーズに比べれば陸自独自の事業の規模や件数など「対応措置」の成果は限定されていたが、予算要員や技官の追加派遣による作業内容の高度化や、制度的には「対応措置」の枠外となるODA案件との連携の強化など、地元社会の期待を反感に転化させない努力が継続されていた。

自隊施工型から管理施工型への転換は、過大なニーズとのギャップを安全確保への脅威の増大と認識した先遣隊の対応がきっかけではあったが、それを可能にしていたのは2003年11月の専門調査団派遣以降の派遣準備や、官邸との緊密な情報共有も踏まえた陸幕等防衛庁中央による対応の結果といえよう。つまり、専門調査団派遣後、現地の雇用情勢から通訳や警備、病院の補修などの役務雇用が安全確保にも寄与すると期待され、少額ながら

一定の予算と雇用契約の枠組みが準備されていた。また復興支援群到着までの対応として草の根無償援助による衛生支援の実施について、外務省に対して調整が行なわれ、イラク暫定政府の発足以降をめぐり本格化が見込まれたODA再開のためにも、陸自部隊に外務省職員が同行することになった。

また、復興支援活動についての現地のニーズと自衛隊の対応力のギャップが安全確保への懸念でもあるという現地の状況は、2004年2月以降、日々、官邸で関係省庁の局長級が参加しての連絡調整会議で情報共有されていた。このことが省庁間の調整が不可欠なODA案件との連携等が迅速に進められた背景と考えられよう。

以上のように、人道復興支援活動に関わる資源の不足に対しては、対象環境である地域社会の期待が失望に転化すると、「対応措置」の前提である安全確保の脅威になるとの認識を派遣部隊と官邸から陸幕までの中央とが共有し、少なくとも地元社会の期待を維持できる程度まで資金と人材などの資源が追加されたことにより、対応できていたと言えよう。

(安全確保と人道復興支援のバランス)

しかし、人道復興支援活動の実施そのものに安全確保と相反する側面が存在していたことが、二つ目の課題となっていた。

陸自の活動については、サマーワはイギリス軍管轄区域だったので、米軍との直接の接触は、バグダッドの司令部やクウェートの中継基地におけるものが中心となり、対米支援としての安全確保支援活動は基本的に実施する必要のない環境にあり、「対応措置」の実施の目的も人道復興支援として明確だったといえる。

また、安全確保に対する脅威も、イラク全般の治安状況から、派遣前に想定された危険要素は主にイラク国外から流入したテロリストやサドル派などの反米武装勢力であり、主な攻撃手段も自動車を利用した自爆テロなどで見られていたので、対策も宿営地の周囲を土塁で囲み、また武器使用権限は自己防衛のための範囲にとどまっていたが、海外派遣では初めて携行式対戦車弾など機関銃よりも強力な装備が用意されていた。しかし2004年4月以降宿営地やその周辺に対し砲撃事案が生起し、迫撃砲弾などの攻撃に対しては火器では防御困難だった。しかも派遣当初の宿営地ではテントでの起居だったので、応急的に宿営地内での居住地区の分散、土嚢の積み上げやコンクリート壁の強化による破片からの防護などの対策が始められた。その後も施設強化に加えて夜間監視が可能な無人ヘリコプターなども導入され、警備強化は撤収直前の9次群派遣時まで続けられていた。

一方、先遣隊が認識したように、復興支援の対象であるムサンナー県の地域社会は、基本的には部族社会と言われ、反米強硬派のサドル派も存在する一方で、県や市などの行政当局と県市等の評議会も復興支援事業の独立したニーズ元として存在していた。そして、例えば県のレベルでみると、県知事はイラン亡命経験のあるフセイン政権時代の反政府活動家であるのに対し、県評議会議長はアメリカ滞在経験があつてイラク戦争後もCPAでの勤務を経て評議会議長に就き、両者は基本的に式典にも同席しない対立関係にあり、あるいは部族についていえば部族間はもとより部族内でも様々な対立関係が存在していた。そのため、サマーワの地域社会に対しては、人道復興支援活動を通じて信頼関係を築くことができれば安全確保に資する一方、単に事業量を増やせば安全が増すものではなく、その社会の対立構造を背景に、経済的裨益がバランスを失すると、自衛隊に対する要求が敵意

に転化することが懸念された。つまり人道復興支援活動を行うためには地域社会の協力による安全確保が必要である一方、復興支援活動のアンバランスが安全確保への脅威にもなり得る関係だった。

具体的には、宿营地への砲撃は、反米武装勢力によるものだけではなく、復興支援事業からの経済的利益の偏りに対する宿营地周辺の一部部族の反発によるものとの見方があり、その対策として「安全をカネで買う」ことも一案として示されたが、群長・業支隊長としては、復興支援事業を中長期的に公正公平なバランスを維持して実施するとの方針が維持したのも、このような背景からだった。

また、2005年6月には路上の爆発物 (IED) により陸自車両が被害を受ける事案が生じ、宿营地外での活動が当分の間自粛され、その後宿营地外での活動には、安全確保に十分な装甲を有する軽装甲機動車等が利用されることになり、その台数が限られていたため、宿营地外での作業件数は減少せざるを得なかった。復興支援事業が管理施工型になっており一定期間は事業量の水準を維持できたものの、7次群以降は撤収動向も見通しながら、事業水準を戻すために新規案件にも着手されるようになっていた。

他方、基本計画の2回目の延長が迫った2005年12月、防衛庁長官のサマワ視察翌日にサドル派事務所近くでの施設補修完成式典で、ムサンナー県知事や復興支援群長が銃も持ったサドル派と思しきデモ隊に取り囲まれた事案があったが、この施設補修はむしろ事業の実施を通じてルメイサの一般市民の自衛隊に対する信頼を獲得し、サドル派に対する防波堤となってもらえるよう、事前にサドル派側にも話をつけて着工された案件だった。しかし、着工後にサドル派内で現地責任者が強硬派に交代したことが、デモ発生につながったと考えられていた。

その後、9次群と10次群では撤収時の安全が優先され、宿营地外での活動は最小限にとどめられ、必要であれば復興支援事業の質などが多少落ちることになってもやむを得ないと考えられるようになっていた。

上記の例に示されるように、復興支援の充実が安全確保に資することを踏まえたうえで、安全を冒してまで復興支援の充実を追求はしないという考え方は、現場の隊員の行動の基準としても徹底される必要があった。復興支援群と業支隊のどちらで派遣されても、宿营地外での活動ではIEDなどに直接さらされるリスクがあり、宿营地内でもロケット弾等による砲撃など共通の危険にさらされていたので、安全確保は隊員全体に共通の課題でもあったといえるが、それでも宿营地外での活動についてであれば、前夜及び当日朝に、群長以下の関係者全員が集合するミーティングが行なわれ、行動予定や代替経路等について確認するなど、情報の共有と、状況変化があれば、誰の判断で、どのように行動するのかまで状況判断の共有が徹底される必要があった。また復興支援事業に関する情報も、業支隊長以下の毎晩ミーティングや毎週1回の群長への報告等の機会を通じて、指揮官と担当者間はもちろん、外務省サマワ事務所員との間でも共有された上で、群長・業支隊長が示す全体としての事業量の水準や地域社会におけるバランスに関わる方針に従って個別案件が処理されていた。

このように、安全確保のためにも一定量の復興支援の事業量の確保が必要だが、その確保のためには宿营地外での活動等のリスクがあり、また地域社会の対立に由来する不満を具体的な攻撃につなげないよう配慮しなければならないという問題を解くために、派遣先

においては、まず個々の隊員に対してまで危険情報や状況に対する認識の共有を徹底することが重視されていた。

(他の活動主体との連携)

安全確保と人道復興支援事業の実施に関するジレンマの解決には、他の活動主体との連携も有益だった。

サマーワ地域の全般的な治安維持にはオランダ軍や英豪軍が当たっており、陸自が直接警護を受けていたとはされていないが、地域の危険個所に対する認識・見積りの共有、あるいは砲撃を探知するレーダー情報や、自衛隊では法律上対応困難だった事後の捜査などで、他国部隊の存在が活動の不可欠の前提となっていた。また他国部隊では必ずしも励行されなかった将官に対する儀仗が徹底されたのも、宿营地内での「水平・垂直・一直線」の徹底と合わせ、精強性の手がかりとして派遣部隊の練度の高さを儀仗を通じて他国部隊高官に示し、その評判が多国籍軍内で広がることを通して敵対勢力にも浸透することが意図されていた。同時に儀仗を受ける高官からの訓示などを通じて、隊員が高い評価を受けることで、部隊の士気を維持、高揚する重要な機会とも考えられていた。

また、復興支援活動については、2004年1月の派遣当初の時期は、サマーワではオランダ軍やイギリス軍による民生協力活動(CIMIC)や国連機関、NGOなどの活動がCPAを中心に調整されており、陸自もその枠組みの中で具体的な支援内容が重複しないように調整等が行なわれた。イラクへの主権移譲後は、イラク側の県庁や評議会を中心としたニーズ調整枠組みとして県復興開発委員会の形成を促すところから関与が必要となっていた。

ODAは、制度的には陸自の復興支援活動とは別物だが、イラクへの復興支援の全体としては、2006年以降基本計画において陸自の活動と車の両輪と位置付けられるようになった。2004年1月、サマーワに外務省の連絡事務所が開設され、ODA関係業務に知見のある職員が派遣され、同6月以降ODAに関する1件当たりの予算額や目的、対象事業の内容等の基準が緩和され、閣議決定等の手続きも簡略化されるなど、多数の案件が迅速に事業化されるようになった。一方、通常のODAではJICAや民間コンサルタントが担う事業計画の技術的な側面や現地当局とのニーズ調整等については陸自が支援し、陸自側の技術力やマンパワーとODAの資金が相互補完的な関係になっていった。

この3つの連携から、安全確保に対する直接の支援、人道復興支援活動におけるバランスの維持や地元ニーズとの整合、更には事業の規模と内容の拡充が図られ、安全確保と人道復興支援のバランスの維持に役立っていった。

(派遣部隊の準備の意義)

「対応措置」の実施に関する3点目の論点として、陸自の場合、約半年間を要する派遣準備を通じてサマーワで直面する各種の状況への予備的な対応が経験され、それが現地での活動を容易にしていたことが挙げられよう。

派遣準備は、復興支援群の場合、陸幕一方面隊一師団・旅団という恒常的な指揮命令系統に沿って、上級部隊が示す基準と、必要に応じて追加で提供される資源を踏まえ、階梯に沿って内容が具体化される手順がとられていた。

方面隊以下で編成される復興支援群要員の人選は、派遣部隊の人数、階級、求められる

技能などを示すとともに、装備品の数などを網羅した組織図である編成表の形で、陸幕から方面隊を通じて師団・旅団に示され、準備訓練を経て決定されていた。編成表は、要員一人ひとりについて具体的な条件を定めており、その点は準備する部隊側で変更の余地はないが、実際に誰を充てるかは、レベルに応じて、指揮官である復興支援群長は師・旅団長が、復興支援群の主要なスタッフならば群長候補者が師団長等と相談して人選が行なわれていた。復興支援群を構成する給水、衛生、施設補修、警備などを担当する各部隊の要員は、師団全体から選ぶか、平素からの団結を重視して特定の部隊を中核として選ぶかについて師団長が示した方針にそって、各担当部隊の長を中心に、準備訓練の状況等を踏まえて人選されていた。特に群長は準備訓練の企画や実施の責任者でもあり、陸幕で9.11後の対応やイラク派遣の検討に携わった者やPKO派遣経験者等が充てられていた。

準備訓練も、陸幕が基準を示し、また訓練実施の参考になる現地での活動状況などの情報を提供した上で、具体的な訓練内容は担当する師団レベルで検討されていた。また、時期に応じて活動の内容や現地情勢が変化していた上に、装備や編成も逐次修正されていたので、訓練を計画する際には、陸自研究本部がサマーワでの活動状況について収集、整理した「教訓」や、先行して派遣された部隊の訓練資料が有益な資料として活用されていたほか、途中からは群長予定者が事前に現地へ赴き活動状況を把握することも行なわれた。

約半年に及ぶ復興支援群の訓練で重視されていたのは、浄水や施設補修等の専門的な技術、技能の向上よりは、多様な部隊から要員が集まった臨時の部隊として団結と規律を高めることと、派遣される時期の状況に即して、不測事態への対応として、最終的には銃を撃つか撃たないかの状況認識と判断が、指揮官である群長のそれと一致することだった。

一方、復興業務支援隊の準備は陸幕を中心に行われ、約100人の要員のうち隊長や主要なスタッフは陸幕の勤務者を中心に選ばれていた。復興支援群と同じ方面隊からの要員も含めて、派遣前には3回ほど集合教育等が行われ、3次要員からは、同時期に派遣される復興支援群と共同の訓練も実施され、二つの部隊の担当者同士の連携が一層重視されるようになっていった。隊長などの主要要員は派遣前に研究本部での教訓収集業務を通じてサマーワの派遣部隊と陸幕等とのやり取りや課題を直接理解するとともに、派遣直前の3ヶ月ほどは陸幕で現地の連絡調整や撤収に必要な検討など、派遣後に現地で行なう業務のカウンターパートとして勤務する機会が与えられていた。

業支隊は、2003年の派遣準備の段階で部隊規模が陸幕の当初案から縮小された結果として編成され、当初は予定されていない部隊だったが、復興支援群による活動実施のための派遣先での対外調整に加え、ODAとの連携や復興支援ニーズの案件化など活動全体の枠組みに関する事項や、派遣時期も含めて約1年近くの経緯を踏まえた継続的な対応が必要な業務に対応するのに適した組織となっていた。

上記に見るように、約半年という長期の準備期間を通じて、訓練の重点は、専門的な技術や技量の向上よりは、活動の経緯を踏まえて予想される派遣時の状況を模擬し、その時期に応じた判断基準に沿って対応する経験を繰り返すことに置かれていた。このことを通じて、実際の状況に遭遇しても、「訓練したように判断し、行動する」ことを可能にしていた。

(派遣部隊に対する指揮命令系統)

最後に、派遣部隊全体の活動に対する管理については、復興支援群・業支隊のどちらも大臣直轄部隊として編成されたので、陸幕が、陸自全体に関わる政策や予算を担当する幕僚機関と、二つの派遣部隊の直接の上級司令部という二つの役割を果たしていたⁱ。

派遣部隊に関わる内容でも、復興支援事業やODAとの連携に関する枠組みや予算確保に関する関係省庁の調整や折衝、あるいは2005年夏以降には撤収に関する構想検討など、いわば行政的・政策的側面の業務がある一方で、砲撃事案が発生した場合の状況の把握や官邸までを含めた連絡など部隊の運用に関わる側面の業務もあった。

業支隊は派遣先では復興支援群の指揮下に置かれていたが、部隊の任務などから、陸幕の担当者との恒常的な連絡調整は、復興支援事業に関する内容は業支隊の担当と、警備を中心とした安全確保に関わる内容は復興支援群の担当を中心に、行なわれていた。その点で、業支隊の主要要員が派遣前に陸幕で現地との調整に当たっていたことは、復興支援事業の経緯を理解すると共に、関係省庁との調整が必要な枠組みなどに関する課題を認識するのに有益だった。

また担当者レベルでの実務を通じた連絡調整に加え、部隊の派遣中、陸幕長と指揮官との間で行われていた電話連絡が、例えばIED事案後の活動再開時期など、機微な判断を要する場合に、中央からは現地情勢の把握に、派遣部隊からは中央との認識や情勢判断の統一のために、それぞれ重要だった。群長に陸幕での勤務経験者やPKO経験者が充てられ、また業支隊長は派遣前の教訓収集や陸幕での業務を経験していたことが、このような認識共有を容易にしていたのである。

以上に見たように、陸自による「対応措置」の実施に際しては、まず人道復興支援活動に対する過大な期待と「対応措置」として対応可能な事業の内容や量とのギャップが大きく、派遣部隊独自の活動の実施から「対応措置」の枠外の制度であるODAとの連携なども含め、必要な資源の確保が行なわれることになった。また予期された武装勢力などからの脅威に加え、地域社会が、適切な量とバランスの人道復興支援活動を行えば安全確保に資する一方、期待に対する不公平感が敵意に転化することが懸念される脅威にもなると認識された。そのため、人道復興支援活動の実施に際しては、他国軍との連携なども含め、安全確保とのバランスに配慮する必要があった。

陸自による「対応措置」の実施においては、指揮系統の上下間で状況認識や不測事態への対処に係る判断基準を一致させることが重要だった。派遣部隊内の指揮官と個々の隊員では長期の訓練や日々のミーティングの場で具体化が図られ、陸幕と派遣部隊の間でも派遣部隊指揮官に陸幕等の経験者が充てられていたことが、認識共有に有効だった。

そのため、派遣部隊全体の指揮権を有した復興支援群長が、陸幕と派遣部隊の間と、派遣部隊内の、大小二つの指揮命令関係を整合させる結節の役割を果たしていたといえる。

ⁱ なお、2007年3月末に中央即応集団が新編されて以降、海外派遣部隊は、引き続き方面隊等が編成の準備を行うが、編成後、中央即応集団の指揮下で活動するように変更されている（参考「中央即応集団の任務」< <http://www.mod.go.jp/gsdf/crf/pa/crfmission/crfmissionindex.html>>）。

3 空自による実施過程と組織

空自の活動は基本計画上でも2006年7月の陸自撤収の前後で区分されていた。この任務運航拡大の前後において、空自の活動にどのような変化が生じ、いかなる対応がなされたのかについて、以下、見ることにしたい。

(活動の前提)

空自の国際平和協力業務は、イラクでの活動に限らず、C-130H輸送機による空輸支援活動が主体となっていた。

また海外に拠点を設け、一定期間、運航を継続することについても、1994年のルワンダ難民救援活動や1999年11月から2000年2月までの東ティモールでのUNHCRのための援助物資の空輸を始め、イラク人道復興支援特措法の成立から基本計画の検討が始められた2003年7月から8月にかけて、イタリアとヨルダンの間でUNHCRのための援助物資空輸を行うなど、実績が積み重ねられていた。

米軍に対する空輸支援活動は、2001年11月以降、テロ対策特措法に基づいて実施されており、物資輸送に関わる調整要領やその枠組みについて、基本的な事項については経験が積み重ねられていた。

これらの条件の下、空自輸送機による活動は、2003年夏から秋にかけての先行派遣論のように、陸自部隊の派遣に比べて早期かつ容易に開始可能と考えられていた。

(「対応措置」の実施に関わる変化要素)

他方、対米支援空輸の実績があったとはいえ、戦闘任務も実施されていたイラク周辺の空域での運航については、それまでの国外運航にはない課題が生じていた。

そもそも空輸支援活動の意義が、空自による運航自体の意義以上に、支援する対象による活動の意義等によって定まることが、日本国内の問題として懸念された。つまり、空自単独での派遣となり、支援対象が米英軍等の有志連合となると、自衛隊の派遣の意義が有志連合支援にしかないと受け取られていたことが、官邸が2003年秋に空自の先行派遣案を取らなかった背景の一つと理解されていた。

また、2003年当時、民間機も含めてイラク域内での航空機の運航計画の全体は米中央軍がコントロールしており、飛行自体についても、イラク周辺国におかれた現地での米空軍司令部との調整が不可欠になっていた。運航計画作成に必要な安全情報については、特に反米勢力が利用する携帯式地对空ミサイルの脅威を評価、分析するには、地上での掃討作戦の状況等に係る情報も必要になっていたが、それらは必ずしも米軍からリリースされるものではなかった。

運航計画だけでなく、イラク域内で運航するために必要な装備品等についても、米中央軍が特別の規定を設けていることが準備を進める中で判明し、イラクで運航できる機体が限定され、機体改修が完了するまで派遣が困難となっていた。また夜間運航に必要な機材が派遣期間中には装備できず、必ず日中に根拠地となるクウェートまで帰還する必要が生じるなど、現地での運航にも大きな制約となった。輸送機部隊しか派遣されていない空自

としては、かりにイラク域内で遭難した場合の救難活動も米軍に依頼する必要もあった。

空自は、米空軍による枠組みの中で運航する必要があったことから、陸自が派遣先の状況から「対応措置」のうち人道復興支援活動に集中できたのに対し、米軍に対する安全確保支援活動の実施が想定され、二つの任務の実施が必要となっていた。

上に見るように、「対応措置」としてのイラクへの任務運航は、飛行そのものは他の国際平和協力活動の場合と異ならないとしても、前提となる運航計画、その立案に不可欠な情報、備えるべき装備品、そして万が一の救難態勢など、米中央軍が設定した枠組みのなかで行う必要がある、また二種類の任務を同時に担当する点で、空自にとっても初めての経験となっていた。

(派遣当初の人道復興支援活動、対米支援、安全確保の関係)

2004年1月にC-130H輸送機がクウェートに派遣されたが、初の任務運航は3月の日本からの人道援助物資の輸送となった。「対応措置」としての規定からは、人道復興支援活動に支障がなければ安全確保支援活動として対米支援空輸を実施することも可能だったが、この時期は、2月にバグダッド空港周辺で砲撃事案があり、地上駐機中の機体の安全対策を追加で取りまとめる必要や、人道復興支援物資の輸送を優先するとの官邸の判断が背景となっていた。他方この時期イラクでの武力行使開始から1年が経過し、米軍側は部隊交代等で輸送需要の多い時期だったので、空自が他国軍の物資輸送を行わないことに対して批判的な見方が米空軍司令部の中には存在した。また、武器・弾薬を運ばないという小泉首相の方針は、多国籍軍の要員・物資を一切運ばないということにはならないものの、まずは人道支援優先との方針から、米軍関連物資の輸送は見合わせられ、日本が独自に活動するという国内での議論に基づく枠組みと、運航計画全体は米空軍が取りまとめるコアリションの枠組みでの活動の間にギャップが生じていた。

その後、武器・弾薬の単独での輸送を除き、米軍関係の人員、物資等の輸送が3月中には始められたが、むしろ5月以降は陸自の部隊交替の輸送が開始され、これ以降人道復興支援を行う陸自部隊の支援を主とし、その運航に支障のない範囲で安全確保支援活動として対米支援空輸を行うという日本側の基準と、自国陸上部隊支援が最優先されるという各国の輸送機部隊に共通の基準が、当面、矛盾しなくなっていた。

安全確保については、運航中の輸送機に対する脅威は、主として携帯式地对空ミサイルであり、空自の国際平和協力活動としては、意図を持った脅威を当初から想定する初の機会となっていた。米中央軍の運航基準でもあり、一定の警報装置等の防御用装備の追加が行われたが、空自輸送機は銃や火砲は搭載しておらず、その点では武器使用権限に関する法律上の規定は、運航に直接影響するものではなかった。むしろ地上から射撃を受けないよう適切な運航ルートを設定するため、米軍から脅威情報を入手することの方が重要だったが、米軍から輸送機用に通常提供される情報のレベルは、かりにミサイル攻撃を受けても、緊急着陸し、救難部隊によって救助されればよいとの考え方で設定されていた。一方空自は、「非戦闘地域」の議論を惹起しないよう、「ミサイルを1発も撃たれない」運航を可能とするレベルまで分析ができるよう詳細な情報が必要だったが、規則上、米側からは当然には提供されなかった。そのため運航計画作成に責任を持つ空輸計画部にとって、良好な人間関係の構築などを通じて必要なレベルの情報を米軍から入手できるように努力

することが重要な課題となっており、安全確保に一番重要な資源である情報も米軍からの限定的な提供を待つ必要があった。

空自による「対応措置」の実施は、日本独自の活動として空輸支援を行なうとの枠組みではあったが、米軍は安全確保支援活動の対象であると共に、「対応措置」としての運航と安全確保のために必要な情報など「資源」の提供元でもあった。そのため、米空軍との関係では、空自は支援の範囲が限定されているのに基準以上の情報を求めなければならないという、難しい立場に置かれることになった。

それでもイラク南部地区は相対的に地上の治安状況が安定していたことから、陸自支援を主体とした同地区への運航の場合、脅威情報に基づく運航取り止めが生じたのは2004年3月からの2年間で1回だけと、運航は安定的に行われており、また陸自支援が主体だったので、空自の独自性も米軍の理解が得られる範囲にあった。

(任務運航の拡大後の変化)

2006年8月以降、バグダッドやエルビルまで任務運航の範囲が拡大された。それまでも米軍をはじめとする多国籍軍の人員、物資の輸送実績はあったが、次のような変化が生じていた。

まず、運航範囲が北部のエルビルまで地理的に拡大されたことから、片道1時間弱だったイラク南部への運航に比べて、機体整備や飛行ルートを選定などにそれまで以上の負担が生じることとなっていた。つまり、米中央軍の特別規定による制限から、派遣された空自C-130H輸送機の装備では夜間飛行ができず、順調に飛行してもクウェートへの帰投が夕方4時頃になるエルビルまでの運航をトラブルなく行うためには、かりにエルビルで機体の不調で運航が困難となった場合にクウェートから出た代替機が日中に帰投できるよう、稼働率などを維持する必要があった。また緊急着陸した場合に救難されるまでの地上でのリスク等も、治安状況の悪化が懸念されていたバグダッド以北では高くなっており、運航に対するリスクはバグダッド空港周辺における治安状況だけでなく、これら様々な要因の全体として高まっていた。

また、陸自支援を主にしていた間は顕在化しなかった、日本側の活動の枠組みと多国籍軍の運航基準との齟齬が改めて生じていた。基本計画上は、運航拡大後も人道復興支援を主とし、安全確保支援活動はそれに支障のない範囲で行うとする関係が変更されず、安全確保について「1発も撃たれない」という基準が維持された。そのため脅威情報に起因する運航取り止めが2006年度に10回、2007年度は12回生じていた。空輸計画部では、多国籍軍の基準と国内向きの安全確保の基準との差を認識しつつ、武装勢力に対する掃討作戦の状況なども加味しながら、運航予定の空港への離着陸時など飛行経路上で運航に支障がでるような攻撃を受けるかどうかとの観点から脅威情報を分析し、運航計画を作成していた。そのため運航計画作成後に新たな脅威情報が判明した場合などは別として、同じ情報に対する評価が異なるなどの理由で派遣輸送航空隊の判断で運航を取り止めると、米本土の中央軍司令部やそこを經由して国防総省等に報告される稼働率や輸送実績の数字に反映されてしまうので、コアリションの中で異端視されるなど空自の活動に対する批判的な認識や評価につながるものが危惧されるようになった。

三点目には、結果として派遣が長期化し、運航に関わる危険、脅威に直接晒されるC-130H輸送機の搭乗要員を中心に、代替や補充の効かない配置の特定の隊員が繰り返し派遣され負担が一層増すことになった。運航開始から丸3年が経過した2007年3月時点で4回目の派遣となる隊員も多く、これは配置によっては4か月毎の派遣を毎年経験する者も出てくるという状況だった。また輸送機の場合、運航の可否に関しては、最終的には機長の判断が重要な要素だったが、飛行部隊では複数回の派遣毎にパイロット、班長、隊長などと異なる配置を経験する者がいるため、過去からの変化、特にリスクの高まりを自ら体験していた一方で、派遣輸空隊の管理部門や米軍との運航計画調整に当たる空輸計画部は常に1回限りの派遣となるため、経験や教訓の蓄積に差が生じていたことも、両者の間で脅威情報に対する認識に摺合せを必要とするようになった背景といえよう。

以上の変化は、分析枠組みで示した4つの要件からは、次のよう見ることができる。

まず任務運航に必要な資源に関しては、運航拡大前から、危険情報を米軍の提供に頼っている点に変わりはないが、脅威認識が上がったことから、制度的にはリリースされない情報に人間関係の構築などを通じてアクセスする必要があることになり、「資源」不足がより深刻に認識されるようになったと言えよう。

二つ目に、活動に対する脅威については、バグダッド空港周辺を始め、南部地区に比べて治安状況が悪化していたので、地上から対空ミサイルなどの攻撃を受ける危険度は高まったと認識されていた。

三つ目に、任務については、基本計画で「対応措置」の内容は変更されず、安全確保支援活動としての米軍支援の空輸は人道復興支援活動に支障のない範囲で、かつ安全確保を前提として行なうとの位置づけのままだった。他方、米軍は、陸自支援であれば自国陸上部隊の支援が優先されることは米軍の基準からも理解できたものの、その任務が終われば、コアリションの基準による他国軍支援を行なうことが空自に期待されていたので、地上からの脅威に加え、長距離運航となり安全運航確保への制約が強くなる一方で、支援対象である米軍からは稼働率などで低い評価を受けることが危惧されるというジレンマに直面することになった。

四つ目に、派遣部隊の編成から、派遣輸空隊は地対空ミサイルへの対応をはじめとして運航に関わる安全確保を重視するのに対し、空輸計画部は米軍から危険情報を収集する必要などもあり、コアリションの中での連携をより重視するという相違が生じるようになってきた。この差異は、輸送機の搭乗要員が複数回派遣され、「対応措置」の実施状況の変化を経験し、危険情報の判断基準などについて独自の手順、基準を蓄積していったのに対し、空輸計画部要員は4ヶ月毎に毎回交代し、初めての経験として任務に取り組んでいたことも背景にあったと考えられる。

これらの点からは、任務運航拡大後の空自による「対応措置」の実施については、安全確保に対する脅威が増大し、活動目的に関するジレンマが生じ、「資源」不足が増したと感じられたので、安全確保に対する判断基準に差異が生じることになり、派遣部隊に対する上級部隊からの管理行為の困難さが増していたと考えられる。

(派遣部隊の編成と指揮命令系統)

運航拡大後の派遣輸空隊と空輸計画部に対する管理行為については、空自の部隊編成及

び指揮命令系統から、次のような特徴を指摘できよう。

まず、空自の組織は、陸自の方面隊に対応する、空幕と直接連絡調整するレベルの部隊は機能別に分けられており、空輸支援は航空支援集団の任務なので、派遣輸送航空隊と空輸計画部の二つの組織は、どちらも航空支援集団の隷下に編成されており、また、両部隊は相互に指揮する関係にはなかったため、二つの部隊は航空支援集団と連絡調整が行なわれていた。

空自の場合、陸自以上に個別業務の専門性が高いため、派遣輸送航空隊の要員もC-130H輸送機に固有の要員は第1輸送航空隊からの派遣となっていた一方、施設、衛生、補給、警備などの共通的な管理支援業務については、空幕の調整により、第1輸送航空隊が所属する航空支援集団以外の、防空任務を担当する航空総隊や教育部隊である航空教育集団など空自の他の部門からも、階級や必要とされる技能に応じて、要員が集められていた。

それら要員に対する派遣に向けた準備訓練は、空幕が作成する全体の計画に従って、小牧基地で約1週間実施される全派遣要員が参加する集合訓練を中心に、派遣輸送航空隊の司令や主要スタッフ、部長以下の空輸計画部要員が航空支援集団司令部で別途研修を受ける他、広報、会計、警備などの業務に応じた教育訓練が、それぞれの担当部隊や学校などで個別に実施されていた。その他C-130H輸送機の搭乗員も地对空ミサイルの回避行動などを含む飛行訓練を硫黄島などで実施していた。小牧基地での約1週間の集合訓練も、内容に応じて空幕、航空支援集団司令部、第1輸送航空隊それぞれによる教育・研修として行なわれていた。空自においても派遣部隊の要員相互の団結を固めることは重視されていたが、通常業務を離れて派遣準備に専念できる期間に制約があり、担当に応じた機能別の訓練が、実行可能な期間内での実施される要領となっていた。

部隊の派遣先も、派遣輸送航空隊はクウェートに、空輸計画部は周辺国にと分かれ、かつ活動範囲もC-130H輸送機の搭乗員はイラク領内に入る一方、地上要員はそれぞれの基地内が主体となっていた。そのため、地对空ミサイルなどの運航に対する脅威に直接さらされるのは搭乗要員に限られていた一方で、他の要員が派遣中に接触する対象者は米軍等の関係者が主体となっていた。また派遣時期も前段・後段で完全に1ヶ月ずれていたことなどから、派遣輸送航空隊全体としての一体感の醸成のため、むしろ派遣後に運航休止日を設けてスポーツ競技が行われたり、各部署の勤務状況を相互に見学する機会が設けられるといった工夫がされていた。

空自の二つの部隊に関する任務、要員の派遣元、そして活動中に接する「対象」に関する相違は、下表のように整理できることになる。

部隊	派遣輸送航空隊		空輸計画部
任務	搭乗要員・輸送機整備	管理・支援業務	運航計画調整
要員派遣元 (派遣回数)	第1輸送航空隊 (複数回)	空自全体 (1回)	
接する 「対象」	クウェートの 運航時は 地对空ミサイル等	基地では、米軍輸送機 部隊、クウェート軍等	米軍を中心に、イラク、 アフガニスタン等で活 動するコアリション

陸自の場合、部隊運用に関する事項と行政的・政策的な事項のいずれも派遣部隊と陸幕で連絡調整が行なわれていたが、空自の場合、輸送機の運航に関する権限と責任は航空支援集団司令官にあったことから、空幕、航空支援集団と二つの派遣部隊の指揮関係は、

- ・ 輸送機の運航の可否の判断など運用に関する事項は、航空支援集団 ⇔ 派遣部隊
- ・ 予算、人事などの行政的事項は、空幕 ⇔ 航空支援集団 (⇔派遣部隊)

となっていた。状況によっては、バグダッド空港への着陸の可否の判断を求める電話がクウェートから航空支援集団司令官に直接かかってくるのも、司令官の持つ権限と責任が背景になっていた。

陸自の復興支援活動は、個々の事業毎に着工から竣工までの期間があり、それらの事業が全体の計画の中に位置づけられていたが、空輸支援は1回1回の任務運航がそれぞれ完結しており、任務運航を継続することが重要となっていた。その運航の可否を最終的に判断するのは、通常は戦闘機であれば編隊長、輸送機であれば機長ということが共通の理解となっており、イラクでの運航も同様だった。そのため、空輸計画部が作成した運航計画に基づき、天候や機体の状態などに加え、脅威情報などを判断して、安全が確保できる状態で飛行できるか出来ないかを判断するのは、派遣輸送航空隊司令からその飛行隊長、そして最終的には飛行予定機の機長の系統だったが、派遣輸送航空隊の場合、運航取り止めの場合は、その影響の大きさなどもあり、指揮官である派遣輸送航空隊司令が派遣部隊としての最終的な判断を行っていた。

派遣輸送航空隊と空輸計画部で脅威認識に相違が生じたときには、両者の指揮系統は並立だったので、派遣輸送航空隊と空輸計画部の間で、情報担当者同士や場合により輸送航空隊司令と空輸計画部長の間で認識のすり合わせが図られたが、それでも見解の相違が残り、運航取り止めとなる場合には、両部隊の共通の上官である航空支援集団司令官に報告されていた。その場合、「対応措置」全体として対米支援としての意義を損なわないことと、実際の任務運航の安全確保に努めることを両立できるよう、必要に応じて、米軍に対し、運航取り止めは現場の派遣部隊の判断ではなく「上級司令部からの指示」によると回答し、米側に納得させるなどの工夫も行なわれていた。

航空支援集団司令官は、航空機の運航に関する責任、権限の一方で、2006年7月の運航拡大後に動揺の見られた派遣輸送航空隊の運航要員に対して、活動継続の意義を、イラクにおける米軍支援を通じて日米同盟の緊密化をはかり、我が国防衛につながるものと示すなど、隊員の統率においても重要な役割を担う立場でもあった。その点からは、複数回派遣要員の士気の維持などの観点からも、隊舎の建設や生活環境の整備などに特に配慮されていたが、そのような行政的な項目については、恒常業務と同様に航空支援集団が空幕との調整を担当していた。

以上に見たように、空自による「対応措置」の実施については、分析枠組みの4つの要件からは、まず米軍が管理する枠組みの中でのみ安全確保に不可欠な危険情報が入手でき、運航計画も作成できるという資源に対する制約が存在した。また、活動に対する具体的な脅威も、地对空ミサイルをはじめ認識されていたが、これは特に実際に運航する搭乗員が直面する問題だった。また空自の場合、米軍に対する安全確保支援活動も実施されていたので、「対応措置」の前提として確保されるべき安全と、米軍が空輸任務に適用する安全基

準が異なり、情報提供の内容や空輸実績の評価について、日米間で差異が生じることになった。特に運航拡大後は、人道復興支援活動を主とする点が変更されなかったため、対米支援が主体となった実績との間で搭乗員にジレンマが生じることになった。そして、4点目として、搭乗員が複数回の派遣と状況の変化を経験していたことから、空輸計画部による脅威認識との差異を生じさせていたと考えられる。

脅威認識の差異は具体的に運航の可否に対する判断に現れるので、最終的な判断はイラクでの空輸活動全体を指揮する航空支援集団司令官によって行なわれていたが、通常時から運航の判断が最終的には機長まで委ねられていることを踏まえ、運航取り止めの判断を尊重しつつ、対米関係に齟齬をきたさないような調整が図られていたといえよう。

4 「対応措置」の実施過程と自衛隊の組織

（「対応措置」の形成）

2003年6月に内閣官房が取りまとめたイラク人道復興支援法案は、少なくとも輸送、補給など米軍に対する一定の後方支援活動を可能とすることが予定されていたが、イラクの治安状況の変化と米軍ニーズの変化により、特に任務遂行型の武器使用権限を欠くために実質的には陸上部隊による対米支援活動は困難になっていたといえる。

また内閣官房が取りまとめた法案の内容には、審議を円滑に行なうための与党参議院サイドからの要望で、野党民主党の賛成を得るよう衆議院で法案修正をするための「のりしろ」が含まれ、そこには米軍ニーズに挙げられていた武器・弾薬輸送の除外も含まれるなど、国会審議のとり進め方も影響していた。自衛隊からの武器使用権限に関する要望も、審議促進の観点からの政治的判断も含めて容れられなかった。

法律上は並列に規定されていた、人道復興支援、対米支援を含む安全確保支援活動、そして安全の配慮は、イラクの治安状況の悪化と、国会審議等を通じて安全確保が重要な論点となった事なども背景に、与党間協議を通じた公明党の意向などから、「対応措置」は、安全確保を前提に、人道復興支援活動を中心とし、その実施に支障のない範囲で安全確保支援活動を行なうという関係が、基本計画によって定められ、「対応措置」の終了まで変更は行なわれなかった。

また、「対応措置」開始後の陸自からの人道復興支援活動に関わる要望は、内閣レベルで対応するものであっても、基本計画の変更は行なわれていなかった。

イラク人道復興支援基本法と基本計画のレベルにおいては、内閣官房が、下からの要求を査定し、取りまとめるという役割よりも、自ら案を作成し、自衛隊にも要求していくという面があったことが注目されよう。

（サマワ等における「対応措置」の実施状況）

サマワ等で実施された「対応措置」は、地域社会を対象とする人道復興支援活動だった。複数の部族、県知事や評議会など複数の当事者からなる地域社会に対し、全般治安維持を担当する他国軍と基本計画決定までの政府内の調整により陸自部隊に同行した外務省職員などと連携して、警備、給水、医療・衛生及び施設整備の機能を持つ復興支援群と対外調整等を主な任務とする業支隊の2つの陸自部隊が接することになった。

反米武装勢力は派遣前から部隊に対する脅威として認識されていたが、地域社会の各当事者が持つ復興支援事業の経済的利益に対する期待も、陸自部隊に対する脅威に転化しうるものだった。人道復興支援活動のためには安全確保が必要だが、安全確保のためにも一定の人道復興支援事業からの裨益が必要という関係になっていることが、派遣後認識されるようになった。そこで派遣部隊の要望により、施設補修は契約業者による施工を中心とし、給水、医療支援と共に利益のバランスに留意しながら人道復興支援活動を実施するよう、実施の要領が変更された。自衛隊が「対応措置」の枠組みで対応するのが困難な規模あるいは内容の事業はODAによる対応が可能となるよう、連携が強化された。陸自の部隊は陸幕から直接連絡調整を受ける指揮系統で派遣され、復興支援群長や業支隊長は陸自トップの陸幕長と毎日連絡をしていたので、現地での状況認識を踏まえ、陸自または防衛庁内での予算や人材の追加だけでなく、他省庁との調整が必要なODAとの連携などにも迅速に対応できたのである。

一方、宿营地への砲撃や活動中の車列への攻撃などへの対応は、まずは危険を回避する方策が徹底された。集められたあらゆる危険情報を踏まえ、毎日、朝晩の会議で、宿营地外での行動時に想定される状況と対応行動の判断基準について関係者間で認識共有が徹底されていた。実際に警備に当たる復興支援群の要員は、約半年間、派遣予定時期に想定される不測事態への対処訓練を通じて、武器の取扱いから状況判断の要領等について統一が図られていたので、警備の責任者である復興支援群長も不測事態対応を個々の隊員の判断に委ねることが出来ていた。ただ、その前提として、基本計画でも安全確保が活動の前提と規定され、人道復興支援活動自体の性質としても隊員を不必要に危険に晒してまで遂行すべき任務とは考えられておらず、「危険なら、引き返す」ことが可能だったことがあげられる。施設補修の要領が変わり、隊員が宿营地外で活動しなくても一定範囲で人道復興支援事業が実施できる態勢になっていったことも背景となっていた。また、砲撃事案に対しては、宿营地施設の防護強化や警備用機材などの「資源」が即座に追加されていった。

しかし陸自の警備は自らの防護が主体であり、地域社会の治安情報や積極的な治安維持などは、地域の治安維持任務を有する他国軍からの支援が不可欠の前提となっていた。

なお、人道復興支援事業は、自隊施工から管理施工に変化したことにより、部隊行動というよりも、地元のニーズを事業としてまとめ、予算を確保し、契約、施工管理をする形で、いわば公共事業の執行に類似した要領に変化していた。そのため、経費管理を中心に陸幕でも全体の状況を把握できるようになると共に、ニーズ整理から竣工まで一定の期間を要する事業の管理には派遣期間6ヶ月の業支隊要員があたり、特に隊長など主要な要員は派遣前に陸幕で派遣部隊への対応を経験し、経緯や状況を踏まえて現地に派遣されていた。個別の案件の進捗管理は担当者に任せられるとしても、全体としてのバランスや事業量は業支隊長と全体の指揮官として復興支援群長によって決められていたのである。

復興支援群は群長が準備訓練の責任者も務めていたので、陸幕等から提供されるサマワワでの活動状況に関する資料等も踏まえ、派遣される時期の状況を見積もり、任務に応じてどのように行動すべきかを隊員に訓練することが可能となっていた。地上での行動では宿营地からでも個々の状況を把握することが困難な場合があり得るので、不測事態に対しては、その「現場」に所在する隊員の判断に委ねざるを得ないことが、このような訓練の前提となっていた。

以上のように、サマーワでの陸自による「対応措置」は、砲撃や路上爆弾の被害を受け、また地域社会の潜在的な脅威に取り囲まれるという脅威の高い環境で、人道復興支援活動のための資源も乏しい状況で開始されたが、ODAも含めた資源の追加、準備訓練等を通じた派遣時の状況の事前体験と判断基準等の共有の徹底を通じて、そして安全が確保できる範囲で最大限の人道復興支援として行なわれていった。

これは陸自の組織としては、陸幕長と群長、業支隊長の間で認識や判断基準が共有されると共に、不測事態対処については、訓練等を通じて、指揮官の判断基準を個々に隊員が共有することが徹底されていた。判断基準が上から示されると言う点では「上意下達」ともいえようが、具体的な状況における基準への当てはめである「状況判断」は、最後はその「現場」でしか出来ないと理解されていた。群長と業支隊長もそれぞれのレベルで活動全体や人道復興支援活動の事業量の方向性などについて、陸幕と認識を共有した上で判断が行なわれていたのである。

一方イラクでの活動に特有の条件として、陸自部隊の派遣そのものが大きな政治的課題であったので、部隊の安全確保に資するような方向でのODAの迅速な活用が可能になったと考えられる。また安全確保についても、むしろイラクの治安状況の悪化ゆえに基本計画でも活動の前提と規定されるなど、政治的な課題になったからこそ官邸から派遣部隊の個々の隊員まで共有できる判断基準になっていた点を指摘できよう。

（「対応措置」としての空自の活動と組織）

空自による「対応措置」の実施については、活動の内容、活動する環境、活動の主体が接する対象が陸自の場合と異なり、また運航拡大に伴う変化が生じていた。

空自による「対応措置」としての空輸は、人道復興支援活動と安全確保支援活動の双方が実施されていた。

運航するイラク領内の空域は、米空軍によってコントロールされていた。そのため、まず運航するには一定の装備品を備え付けておく必要があり、空自のC-130H輸送機は夜間飛行は出来ない状況だった。また飛行するには米軍が作成する運航計画の中に位置づけられる必要があり、また経路選定に必要な脅威見積もりに用いる危険情報も米軍からリリースされていた。

また空自の派遣部隊は、機能別に、運航を行う派遣輸空隊はクウェートに派遣され、そのうち実際にフライトするのはC-130H輸送機搭乗員となっていた。一方、運航計画を作成する空輸計画部はその近隣他国に所在する米空軍司令部に派遣されていた。この司令部はイラクだけでなくアフガニスタンからソマリア沖までの作戦を担当していたため、米軍以外にもそれぞれの作戦に参加する他国軍人が活動していた。

空自の国際平和協力活動では初めて、具体的な脅威としてイラク領内で地上からのミサイル攻撃を受ける可能性が挙げられていた。この脅威への対策としては、地上での武装勢力の掃討は自衛隊では実施出来ないため、ミサイル警報装置などの防護策を講じた上で、安全な飛行経路を選定し、あるいは撃たれても回避行動をとるか、最後は運航を取り止めるしかなかった。

そのため、安全な運航経路を選定するため、地上の脅威を分析するための情報が、「対応措置」実施にとって重要なリソースとなるが、空自の安全確保の基準は、法案審議等を

通じて、自衛隊の活動地域が「非戦闘地域」か否かの議論を招かぬよう、具体的には「対空ミサイルを1発も撃たれない」というレベルにおかれていたので、米軍から空輸用としてリリースされる情報のレベルでは、そこまで詳細な分析は困難だった。そのため、より詳細な情報を米軍担当官との人間関係などに頼るなど非公式に入手する必要が生じていた。このような枠組みの下で、2003年3月に空自による「対応措置」としての空輸が開始された。その時点では、小泉首相が記者会見で示した輸送対象から「武器・弾薬除外」との方針が、人道復興支援活動優先として具体化され、輸送所要が多かった時期に支援を行なわなかった点が米軍側から問題とされたが、その後日本からの人道復興支援物資や陸自関連の空輸が主体となると、特に問題は生じなくなった。それは、「自国地上部隊支援の優先」は米軍としても理解するものであり、空自の運航要員にとっても陸自支援は、陸自の活動を通じた人道復興支援活動であると任務の意義も明確な上、イラク南部地域は地上の治安状況も相対的に安定しており、危険情報に起因する運航取り止めもほとんど生じていなかったからだった。

しかし2006年夏の任務運航拡大後、脅威情報に起因する運航取り止めが生じるようになった。これは、運航要員の側では、安全運航に対して、ミサイル攻撃の可能性など脅威の増大、危険情報などの資源の制約は一定、そして人道復興支援を主とする活動目的が不変のまま対米支援輸送が増したことによる活動意義への心理的葛藤の発生などから、同じ「安全確保」の基準でも、一層安全を重視されるようになったものといえよう。他方、空輸計画部では、空自の活動実績が稼働率、輸送量などの明確なデータで米本土にも報告されるため、現場での評判の低下が米本土での日本の活動全体に対する評価に影響することが懸念されるようになり、同じ安全確保の基準の下で脅威認識に差異が生じることになった。

空自の航空機の運航の可否は、輸送機ならば最終的に機長の判断に委ねられているのが共通の認識ではあったが、「対応措置」としての運航の取り止めはその影響が大きいことから、派遣輸空隊の指揮官である司令の判断とされていた。そして空輸計画部側と認識のすりあわせが調わなければ、両者の直接の指揮官である航空支援集団司令官の判断とされてはいたが、具体的には飛行の可否の関しては輸空隊側の判断を尊重しつつ、米軍側が納得できる説明のやり方を指示することなどによって調整され、「上意下達」で飛行を命じることはされなかった。

なお、空自の場合、運航の可否などオペレーションに関わる事項は、航空支援集団などの大臣直轄部隊の指揮官に委ねられていたので、空幕は政策、予算などの行政的な事項を主として担当していた。そのため、空自の「対応措置」の実施に関する空幕の役割は、米軍の規定によりイラクでの飛行に必要な装備品の取得、航空支援集団以外の部隊からの派遣要員の人選、派遣中の基地施設の整備などを担当し、航空機の運航自体には直接関係していなかった。

(「対応措置」の実施に関する委任と裁量について)

陸自と空自の「対応措置」の実施の状況からは、「ストリート・レベル官僚制」の議論にいう裁量の逸脱のような状況は生じていなかったと言えよう。むしろ軍事組織内での意思決定は「上意下達」で行われるとの一般的な認識とは逆に、「現場」でなければ判断できない状況があることを前提として、どのように判断、行動するのかについて、長期の訓練や日々

の連絡を通じて認識の共有を図る努力が継続されていたのである。

ただし、イラクへの派遣については、政治的に重要な案件であったゆえに、官邸で局長級会議が毎日開かれ、防衛庁内でもそれに応じて現地の活動状況が日々詳細に報告、把握されることになり、結果的に「中央」と「現場」の意思疎通と状況把握の頻度と密度が増すことになり、派遣先の状況がよく見えるようになったともいえよう。安全確保という判断基準も理解が容易であったが、具体的な対応としては、陸自の活動は管理施工型になっていたこともあり、リスクがあれば行動を変更して宿営地に引き返すことも可能だったが、空自の場合、運航取り止めには別の問題も生じるなどの差異が生じていた。また陸自については人道復興支援活動の充実が安全確保につながり、資源の追加も可能だったが、空自の場合は運航の安全確保のために行うことができる独自の対応や追加できる資源が限られていたといえよう。

以上から、イラクでは、陸自については、危険だが、引き返すことが出来る任務で、資源もあり、またどのように行動すべきかについて常に指揮系統の上下で判断基準の共有が図られていたという条件があったので、逸脱は起きていなかったと理解するのが妥当であろう。また空自については、安全確保と稼働率の維持という目的の相克について、上級部隊を含めた脅威認識の摺合せを通じて調整が図られていたということができよう。

5 政策的含意

これまでみてきたイラクでの「対応措置」の実施の例からは、今後の国際平和協力活動の実施に関する政策的含意として、次のように言えるのではないかと考えている。

まず、「対応措置」の実施にとって最大の課題であった安全確保との関係で、武器使用権限の件を取り上げたい。

イラク人道復興支援特措法では、いわゆる任務遂行型の武器使用権限まで拡充されなかったことが、派遣時の安全確保への制約との指摘がなされていたが、それに対して陸自のサマーワにおける活動についていえば、対戦車弾等の強力な武器の携行や装甲車両が装備されたこと、宿営地自体の構造や耐弾施設化、あるいは無人ヘリ等の警備機材が迅速に追加されたことなどによって守りを固めるとともに、宿営地外での活動について、現地での情報収集から車列の運行要領の工夫、あるいは地域の全般治安維持を担当する他国軍との連携などで、結果的に対応が可能にはなっていた。また、人道復興支援事業の実施についても、安全確保にも資するよう配慮がされてもいたが、宿営地への砲撃やIED事案は、少なくとも陸自部隊が装備していた武器の使用によって直接防護することは容易とはいえず、あるいは復興支援ニーズとのギャップに由来する危険性についても、武器使用によって安全を確保することは困難だったといえよう。

このように自己防護型の武器使用権限でイラクでの活動に対応できた理由は、隊員の安全のリスクと復興支援の充実ならば、リスクを回避することが優先できる任務であったこと、また安全に対する脅威が、武器使用以外の人道復興支援などの経済的裨益によってある程度回避できる性質のものであったことと言え、逆に武器使用権限が拡充されていればそれで全てが対応できたということでもなかったのである。

したがって、国際平和協力活動においていかなる武器使用権限が必要かについては、それ単独で要否や可否を論ずるよりも、任務全体として危険に遭っても達成しなければならない必要性がどの程度あるのか、装備・情報・運用などの他の方策も含めた安全確保策の全体において、どのような武器を、どのように使用することが有効あるいは必要とされるのかなどの全体像との関係で検討されることが必要と言えよう。

次に、ではその任務遂行の必要性はどのようにして決まってくるのであろうか。まず治安維持任務のようにその任務の性格から定まる場合が挙げられるが、それに加えて他の活動主体との連携の結果として生じる場合も指摘できよう。イラクでの活動実績からいえば、サマーワで全般治安維持にあっていた英豪軍は、その撤収が陸自部隊の撤収決定に向けた大きな要素になったように、陸自部隊の活動の不可欠の前提となっていた。また空自の任務運航は、米軍による救難活動の実施が前提となっていた一方で、2004年の派遣当初、限られた輸送力ではあれ初の任務運航までの間、空自が他国軍の空輸支援を行わないことが米軍等に批判的に受け取られてもいた。これらを踏まえれば、警護など積極的に武器使用が想定される活動でないとしても、例えば2003年春に対米支援の項目として挙げられていた、弾薬を含む陸上輸送やヘリによる医療後送など、派遣先で他の活動主体の行動の前提となるような業務・活動に取り組むとなると、日本独自の判断で任務を中断することが困難になると考えられよう。業務自体に着目すれば、浄水・給水、医療・衛生、施設補修・整備、輸送等、これまでPKOや国際緊急援助活動で実績のあるいわば人道的なものであっても、他の主体との連携が進められた結果として自衛隊の活動が他の主体の活動の前提となる場合には、サマーワでの活動のように「リスクがあれば引き返す」という行動をとることは困難になるのではないか。

そのため、今後、国連、国際機関、他国軍等との連携を進める場合には、自衛隊の活動が他の主体の活動の前提としてどの程度必要とされるのか、それによってどのような制約が生じるのかについても考慮しておくことが必要であろう。

三点目は、派遣先の現場における個々の隊員に至るまで、状況認識や行動の基準をどのように斉一にしていくのかという問題である。イラクでの活動では、法案審議の経緯や基本計画でも明記されていたように、与党や官邸も含めて安全確保が最優先とされていた。それにより、陸自の個々の隊員の活動に際しても、復興支援任務の実施よりも安全確保を優先するという、明確な判断基準となっていた。

しかし、これだけ明確で、かつ指揮命令系統の上下で共有されていた判断基準であっても、派遣隊員の一人ひとりまで具体的な状況判断を斉一にするためには、約半年の準備訓練と、派遣後も毎日朝晩の情報共有のミーティングの実施が必要とされるなど、容易なことではなかった。空自の任務運航の場合も、飛行の安全確保という基準は共有されていても、具体的な状況における脅威認識のすりあわせに労力を要する場合が生じていたのである。

陸自の場合、むしろサマーワの宿营地内からでも宿营地外で活動している隊員の状況が把握できない場合があるからこそ、状況判断に関する認識の共有が図られていた。一方、航空機の運航の可否という、地上での活動に比べてればシンプルに考えられそうな判断で

も、バグダッド上空と東京では遠すぎて、判断できるだけの情報が得られないと空自関係者は考えているのである。

そうであれば、少なくとも派遣先の状況も踏まえ、東京と派遣部隊の関係で現地に委ねるべき事項、派遣部隊内でも更に現場の隊員に委ねるべき事項を整理し、いかなる状況で、どのような行動と結果が望ましいのかを、委任する側とされる側で共有する手続きが、6ヶ月の準備訓練でないとしても、不可欠と言えよう。

あるいは、自衛隊内部では上記のような手順で認識の統一が図られているのであれば、国際平和協力活動の実施に際して「政治」が「軍事」に対して示す委任の内容も、上記の手順から容易に理解あるいは説明できるような形態で示すことが出来れば、両者の認識の統一も容易になるのではないかと。少なくとも、「現場」との認識統一が容易になるよう、「政治」からの委任の要領について、上記の観点からも工夫、検討してみることが有益ではないだろうか。

第四に、この論文では、「対応措置」の決定時には米軍の軍事的ニーズに即していなくとも、陸上部隊の派遣が政治的・外交的に意義があるものと分析した。このような関係は、陸自は米軍に対する安全確保支援活動を直接には実施しなかったため、支障なかったといえるが、空自の場合、特に運航拡大後には、イラク周辺国での作戦を統括する司令部での評価が、指揮系統を通じて中央軍、国防総省などに報告されることにより、イラクへの部隊派遣による政治的、外交的意義にまで悪影響を及ぼしかねないことが懸念されていたのである。

一方、米軍の運航基準との差異の前提となったのは、基本計画で安全確保が「対応措置」の前提と規定されたことだった。また、基本計画決定時の小泉首相の判断で武器・弾薬の輸送が除外されることになり、それがまずは人道復興支援活動優先として具体化され、現場の米軍の不満にもつながっていた。

国際平和協力活動に関する決定は、それ自体の目的に沿って行なわれるべきことであり、日本としての制約あるいは限定が伴うことは当然であるが、今後様々な主体との共同活動が増えていくのであれば、中央と現場、それぞれでの評価の差が我が国の活動全体にとってマイナスになることのないよう、留意する必要があるであろう。

五点目として、実際の政策決定過程では、いわば日程管理上の制約を理解することが重要であろう。2003年6月の法案国会提出から12月の基本計画閣議決定までのプロセスに見るように、法案の閣議決定の段階で国会審議を見通して、武器使用や修正協議に関わる事項などの法案の内容や閣議決定時期への考慮が必要であった。また基本計画の閣議決定の時期についても、選挙や特別国会を通じた野党からの追及や与党である公明党との調整を考慮する必要があった。イラクへの自衛隊派遣のように「特別措置法」の制定が必要となるのが、国際平和協力活動の迅速な対応への制約と指摘されることが多いが、閣議決定であっても上記のように与党間あるいは与野党間での議論や調整に時間を要する場合は、ことには留意されるべきであろう。

また、国会での審議と言う点では、法案だけでなく「承認」の取扱いも配慮されるべきだろう。イラク派遣に関する「事後」承認でも、小泉首相出席による審議が行われていた。

「国会」による承認であれば衆議院、参議院の両院での審議と議決が必要であることなどにも鑑みれば、「国会承認」の対象の内容によっては、約1ヶ月の審議で成立したテロ対策特措法の審議と同様の期間を要することも十分考えられよう。加えて与党内審議や与党間調整は慣例などにより運用される場合も多いので、法律などで定められたフォーマルな制度だけではなく、決定過程における「障害物競走」としてどのような要素への配慮が必要となるのか、官僚機構内の調整、官邸と与党との調整、また与党内での事前審査手続き、さらに国会運営に関わる慣行なども考慮して、「決定」までに要する日程管理に関する考察が必要といえよう。

本論文ではイラクでの「対応措置」の事例を政策実施の観点から取り上げることにより、「大政治」に関する政策決定までの研究や、「小政治」に対応する自衛隊の活動状況に関する論考とは別途の考察ができたものと考えている。また、含意として触れた上記諸点についても、それぞれ重要な論点を含む課題ではあるが、個々に考察が深められるだけでなく、それらの全体としてバランスの取れた議論が望まれるところである。

そのため、自衛隊の国際平和協力活動については、今後政策実施の観点から考察が深められることが必要であることを指摘し、本論文を終えることとしたい。

以上

【書籍】

- 朝日新聞「自衛隊50年」取材班『自衛隊 知られざる変容』（朝日新聞社、2005年）
- 大河原伸夫『政策・決定・行動』（木鐸社、1996年）
- 大森敬治『我が国の国防戦略』（内外出版、2009年）
- 神本光伸『ルワンダ難民救援隊 ザイール・ゴマの80日』（内外出版、2007年）
- 佐藤正久『イラク自衛隊「戦闘記」』（講談社、2007年）
- 産経新聞イラク取材班『武士道の国から来た自衛隊 イラク人道復興支援の真実』（扶桑社、2004年）
- 産経新聞イラク取材班『誰も書かなかった イラク自衛隊の真実 人道復興支援2年半の軌跡』（扶桑社、2006年）
- 信田智人『官邸外交－政治リーダーシップの攻防－』（朝日新聞社、2004年）
- 信田智人『冷戦後の日本外交－安全保障政策の国内政治過程－』（ミネルヴァ書房、2006年）
- 関はじめ、落合峻、杉之尾宜生『PKOの真実 知られざる自衛隊海外派遣のすべて』（経済界、2004年）
- 田尾雅夫『行政サービスの組織と管理－地方自治体における理論と実際－』（木鐸社、1990年）
- 田村重信、高橋憲一、島田和久編著『日本の防衛法制』（第2版）（内外出版、2012年）
- 中日新聞社社会部編『サマワ便り 陸自第10師団のイラク派遣』（中日新聞社、2005年）
- 西尾勝『行政学の基礎概念』（東京大学出版会、1990年）
- 西尾勝『行政学 [新版]』（有斐閣、2001年）
- 畠山弘文『官僚制支配の日常構造』（三一書房、1989年）
- 半田滋『「戦地」派遣 変わる自衛隊』（岩波新書、2009年）
- 久江雅彦『9. 11と日本外交』（講談社、2002年）
- 廣瀬克哉『官僚と軍人－文民統制の限界』（岩波書店、1989年）
- 防衛庁防衛研究所戦史部編『佐久間一オーラル・ヒストリー（元統合幕僚会議議長）（附）落合峻』（2007年）
- 防衛省防衛研究所戦史部編『西元徹也オーラル・ヒストリー（元統合幕僚会議議長）』下巻（2010年）
- 前田哲男『検証 PKOと自衛隊』（岩波書店、1996年）
- 武蔵勝宏『冷戦後日本のシビリアン・コントロールの研究』（成文堂、2009年）
- 森田朗『許認可行政と官僚制』（岩波書店、1988年）
- 森本敏編『イラク戦争と自衛隊派遣』（東洋経済新報社、2004年）
- 柳澤協二『検証 官邸のイラク戦争』（岩波書店、2013年）
- 山本慎一、川口智恵、田中(坂部)有佳子『国際平和協力活動における包括的アプローチ－日本型協力システムの形成過程－』（内外出版、2012年）
- 読売新聞政治部『法律はこうして生まれた』（中公新書ラクレ、2003年）
- 読売新聞政治部『外交を喧嘩にした男 小泉外交2000日の真実』（新潮社、2006年）

M. リプスキー著、田尾雅夫、北大路信郷共訳『行政サービスのディレンマ』（木鐸社、1986年）

【論文等】

- 旭英昭「東ティモール支援と陸上自衛隊－平和構築について現場から考える－」『議会政治研究』No.82(平成19年6月)
- 磯部晃一「国際任務と自衛隊－これまでのレビューと今後の課題－」『国際安全保障』第36巻第1号(2008年6月)
- 今井智仁「もうひとつのイラク復興支援群」『修親』修親刊行50年記念増刊号(平成20年11月)
- 今村英二郎「自衛隊の国際平和協力活動に関する一考察－イラク人道復興支援を中心に－」陸戦学会編『陸戦研究』第626号(2005年11月)
- 上杉勇司「国際平和活動の位置づけ－政策から研修カリキュラムにみる重点領域と課題－」『国際安全保障』第36巻第1号(2008年6月)
- 上野友也「国際人道支援における自衛隊と民軍関係」『国際安全保障』第38巻第4号(2011年3月)
- 浦上法久「国連ハイチ安定化ミッションと自衛隊－統合活動・タスク策定センターと民生協力活動を中心に－」『国際安全保障』第38巻第4号(2011年3月)
- 江端康行「在サマーワ連絡事務所より サマーワ「キャプテン翼」大作戦－給水車が配る夢と希望－その1」(平成16年12月)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Iraq/renraku_j_0412a.html>。
- 江端康行「在サマーワ連絡事務所より サマーワ「キャプテン翼」大作戦－給水車が配る夢と希望－その2」(平成16年12月)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Iraq/renraku_j_0412b.html>。
- 江端康行「在サマーワ連絡事務所より サマーワ「キャプテン翼」大作戦－給水車が配る夢と希望－その3」(平成16年12月)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/Iraq/renraku_j_0412c.html>。
- 太田清彦「<PKO経験者の証言③>カンボジアPKOと広報活動」『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』第42巻第3・4号合併号(平成19年3月)
- 太田清彦「イラク復興支援活動における指揮官の経験を基にして－「組織運営とリーダーシップ」－」株式会社東レ経営研究所『経営センサー』No.107(2008年11月号)
- 織田邦男「イラク派遣の回顧と展望」(平成21年4月15日)<<http://aiminghigh.web.fc2.com/25.pdf>>。
- 織田邦男「体験的指揮官心得～後輩へ遺したい教訓～」(2010年1月)<<http://aiminghigh.web.fc2.com/18.pdf>>
- 織田邦男「航空自衛隊の国際協力活動～現場から見たイラク派遣」(2010年2月)<<http://aiminghigh.web.fc2.com/27.pdf>>。
- 川又弘道「<PKO経験者の証言⑦>東ティモールにおける自衛隊の活動」『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』第42巻第3・4号合併号(平成19年3月)
- 北村靖二「イラク空輸活動、最終便」『軍事研究』2009年5月号

- 久留島昭彦「わが国初のPKO準備」修親刊行事務局編『修親』2014年12月
- 権鎬淵「シビリアン・コントロールからみた日本の防衛政策の決定過程」（東京大学博士論文、1994年）
- 小林弘裕「サマーワでの楽しみ」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/iraq/koi_mm219.html>。
- 斎藤直樹「イラク復興支援への自衛隊派遣に関する一考察」『21世紀社会デザイン研究』No.3
- 寒河江勇美「撤収業務について」防衛大学校同窓会機関誌『小原台だより』Vol.17(平成22年11月)<http://www.bodaidsk.com/side/docs/2010_obaradai.pdf>
- 榮村佳之「イラク復興支援における民生協力活動の実践と教訓」『国際安全保障』第38巻第4号(2011年3月)
- 佐藤正久「<PKO経験者の証言⑥>ゴラン高原からイラクへー自衛隊指揮官の中東経験ー」『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』第42巻第3・4号合併号(平成19年3月)
- 塩川壯「自衛隊による国際緊急援助活動の出口戦略ーハイチにおける医療救援活動の事例ー」『国際安全保障』第38巻第4号(2011年3月)
- 志方俊之「第5章 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）改定の経緯」外交政策決定要因研究会編『日本の外交政策決定要因』（PHP研究所、1999年）
- 信田智人「小泉首相のリーダーシップと安全保障政策過程ーテロ対策特措法と有事関連法を事例とした同心円モデル分析」『日本政治研究』1(2)、2004.7
- 庄司貴由「PKF凍結解除の政策過程：参加五原則「一括処理」とPKF「先行処理」の相剋」『21世紀社会デザイン研究』No.6(2007年)
- 庄司貴由「未完の安全確保ーモザンビーク自衛隊派遣の政策決定過程ー」『KEIO SFC JOURNAL』Vol 9. No.1(2009年)
- 庄司貴由「イラク自衛隊派遣の政策過程ー国際協調の模索ー」『法学政治学論究』第81号(2009年6月)
- 添谷芳秀「日本のPKO政策ー政治環境の構図ー」『法学研究』73巻1号(2000年1月)
- 田浦正人「誇りと感謝（イラク復興支援雑感）」修親刊行事務局編『修親』2008年5月号
- 田尾雅夫「第6章 第一線職員の行動様式」西尾勝・村松岐夫編著『講座行政学第5巻 業務の執行』（有斐閣、1994年）
- 田邊揮司良「東ティモールPKOに参加してー子供に夢を 大人に技術を」『外交フォーラム』2004年10月号(195号)
- 谷勝宏「テロ対策特別措置法の政策過程ー同時多発テロ以後の自衛隊派遣ー」『国際安全保障』第30巻第1・2号
- 千々和泰明「イラク戦争に至る日米関係ー二レベルゲームの視座ー」『日本政治研究』4(1)、2007.1
- 出川展恒「自衛隊派遣をイラクで取材して」『国際安全保障』第36巻第1号(2008年6月)
- 富沢暉「巻頭言 PKOの余沢」修親刊行事務局編『修親』刊行50周年記念増刊号(平成21年11月)
- 永田博美「日本のPKO政策ーその批判的検討と今後のあり方」『国際安全保障』第29巻第1号(2001年6月)

- 長尾幸司「方面総監部勤務のススメ」『修親』2009年11月、37頁。
- 西元徹也「自衛隊と国際平和協力－実行組織の立場から－」『国際安全保障』第34巻第1号(2006年6月)
- 新田朋之「航空自衛隊初の脅威下の運航 訓練と隊員の質の高さで任務を完遂」『おやばと』平成25(2013)年9月15日
- 藤重博美「冷戦後における自衛隊の役割とその変容－規範の相克と止揚、そして「積極主義」への転回－」『国際政治』第154号、2008.12
- 藤田英俊「国際平和協力活動に係る軍民協力－陸上自衛隊の今後の具体的施策について－」陸戦学会編『陸戦研究』656号(2008年5月)
- 本多倫彬「自衛隊による国際平和協力活動の平和構築における役割－国連東ティモール支援ミッションへの陸上自衛隊部隊派遣を事例に－」『国際安全保障』第39巻第2号(2011年9月)
- 先崎一「指揮官としての原点は、すべて中隊長にあり」『MAMORU』Vol.36(2010年2月)
- 水島朝穂「どのような災害救助組織を考えるか」『世界』606号(1995年3月)
- 武蔵勝宏「イラク復興支援特措法の立法過程」『同志社政策科学研究』第7巻(2005年12月)
- 山口昇「平和構築と自衛隊－イラク人道復興支援を中心に－」『国際安全保障』第34巻第1号(2006年6月)
- 山村洋行「東チモール派遣海上輸送 回顧録(1)」波濤編集委員会編『波濤』第31巻第3号(平成17年9月)
- 吉田正紀「海上自衛隊による国際活動の実践と教訓－ペルシャ湾における掃海活動とインド洋における補給活動を中心に－」『国際安全保障』第38巻第4号(2011年3月)
- 渡邊隆「カンボディアPKOにおける経験と教訓－日本の立場から」防衛研究所編『軍事力の非伝統的役割と東アジアの安全保障』(平成15年10月)、81-98頁<http://www.nids.go.jp/event/symposium/pdf/2002/sympo_j2002_09.pdf>。
- 渡邊隆「<PKO経験者の証言②>現場の誇り－UN T A C派遣自衛隊指揮官の階層－」『軍事史学<特集・PKOの史的検証>』第42巻第3・4号合併号(平成19年3月)

【白書等】

- 防衛庁・防衛省『防衛白書』各年版
朝雲新聞社『防衛ハンドブック』各年版

【新聞等】

- (一般紙等) 『朝日新聞』
『時事通信』(時事行政情報モニター(iJAMP)より)
『東京新聞』
『日本経済新聞』
『毎日新聞』
『読売新聞』
- (専門紙) 『朝雲』朝雲新聞社
『防衛ホーム』防衛ホーム新聞社

- (部隊広報紙) 『飛鳥』(陸上自衛隊中部方面隊広報紙)
『あづま』(陸上自衛隊東部方面隊広報紙)
『鎮西』(陸上自衛隊西部方面隊広報紙)
『みちのく』(陸上自衛隊東北方面隊広報紙)

【インタビューの実施概要】

対象者、当時の主要な役職、(インタビュー日時(場所)) を記載。

1 陸上自衛隊関係

- ・ 番匠 幸一郎 第1次イラク復興支援群長 (平成22年2月23日(東京都))
- ・ 今浦 勇紀 第2次イラク復興支援群長 (平成21年12月8日(東京都))
- ・ 松村 五郎 第3次イラク復興支援群長 (平成21年12月14日(福岡県久留米市))
- ・ 福田 築 第4次イラク復興支援群長 (①平成21年11月18日(神奈川県横須賀市)、
②平成22年3月30日(神奈川県横須賀市))
- ・ 太田 清彦 第5次イラク復興支援群長 (①平成21年11月11日(神奈川県横須賀市)、
②平成21年11月12日(神奈川県横須賀市)、
③平成21年11月13日(神奈川県横須賀市))
- ・ 鈴木 純治 第6次イラク復興支援群長 (平成21年11月30日(東京都))
- ・ 岡崎 勝司 第7次イラク復興支援群長 (平成21年12月4日(兵庫県伊丹市))
- ・ 立花 尊顕 第8次イラク復興支援群長 (平成22年1月13日(北海道千歳市))
- ・ 小野寺 靖 第9次イラク復興支援群長 (平成21年11月11日(東京都))
- ・ 山中 敏弘 第10次イラク復興支援群長 (平成21年11月17日(東京都))
- ・ 田浦 正人 復興業務支援隊長(2次要員) (平成21年12月24日(東京都))
- ・ 岩村 公史 復興業務支援隊長(3次要員) (平成21年12月8日(東京都))
- ・ 斎藤 剛 復興業務支援隊長(4次要員) (平成21年11月24日(東京都))
- ・ 小瀬 幹雄 復興業務支援隊長(5次要員) (平成21年12月10日(福岡県小郡市))
- ・ 中村 和幸 第5次イラク復興支援群副群長 (平成25年11月13日(東京都))

2 航空自衛隊関係

- ・ 織田 邦男 航空支援集団司令官 (平成22年3月3日(東京都))
- ・ 寒河江勇美 イラク復興支援派遣撤収業務隊司令 (平成22年3月12日(埼玉県狭山市))
- ・ 北村 靖二 イラク復興支援派遣輸送航空隊司令(16期) (平成22年1月26日(東京都))
- ・ 航空支援集団関係者① (平成22年3月15日(東京都府中市))
- ・ 航空支援集団関係者② (平成22年3月9日(鳥取県境港市))
- ・ 空輸計画部長経験者① (平成22年3月10日(東京都))
- ・ 空輸計画部長経験者② (平成22年3月10日(東京都))
- ・ 派遣輸送航空隊司令経験者① (平成22年2月25日(埼玉県狭山市))
- ・ 派遣輸送航空隊司令経験者② (平成22年3月2日(東京都府中市))

以上